

滋賀県地域防災計画

(風水害等対策編)

滋賀県防災会議

目 次（風水害等対策編）

第1章 総 則

第1節 計画の方針	1
第2節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	3
第3節 地勢と気象	10
第1 地 勢	10
第2 気 象	11

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画	19
第1 河川対策	19
第2 水災防止対策	20
第3 ため池対策	21
第4 農業用河川工作物対策	21
第5 防災ダム対策	22
第6 下水道施設整備計画	22
第7 農地関係湛水防除計画	23
第2節 土砂災害予防計画	24
第1 地すべり対策	24
第2 土石流対策	24
第3 急傾斜地の崩壊対策	25
第4 土砂災害警戒区域等における対策	26
第5 道路の落石・崩壊対策	26
第6 治山対策	27
第7 造林対策	27
第8 宅地防災対策	28
第3節 雪害予防計画	30
第1 道路雪害対策	30
第2 集落雪崩対策	30
第4節 防災知識普及計画	31
第1 防災知識普及計画	31
第2 防災訓練計画	33
第3 防災調査計画	34
第5節 気象等観測業務計画	35
第6節 通信、放送施設災害予防計画	37
第1 通信施設災害予防計画	37
第2 放送施設災害予防計画	38
第7節 火災予防計画	39
第8節 建造物災害予防計画	41
第1 建造物災害予防計画	41
第2 市街地再開発事業計画	41
第9節 防災救助施設等整備計画	43

第 1	水防施設整備計画	43
第 2	消防施設整備計画	44
第 3	救助施設等整備計画	44
第 10 節	電力、ガス施設災害予防計画	46
第 1	電力施設災害予防計画	46
第 2	ガス施設災害予防計画	49
第 3	LP ガス供給設備等災害予防計画	50
第 11 節	鉄道施設災害予防計画	51
第 1	JR 施設災害予防計画	51
第 2	民有鉄道施設災害予防計画	51
第 12 節	農林水産関係災害予防計画	53
第 13 節	自主防災組織整備計画	54
第 14 節	文化財災害予防計画	56
第 15 節	災害救助基金の積立および運用計画	57
第 16 節	災害ボランティアへの支援	58
第 17 節	災害時要援護者の安全確保と支援体制の強化	59

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	防災組織整備計画	61
第 1	組織計画	61
第 2	動員計画	64
第 2 節	情報計画	68
第 1	災害情報通信計画	68
第 2	気象予警報伝達計画	73
第 3	災害広報計画	86
第 3 節	防禦計画	89
第 1	消防活動計画	89
第 2	水防計画	91
第 3	道路災害応急対策計画	91
第 4	林道災害応急対策計画	91
第 4 節	災害救助保護計画	92
第 1	災害救助法の適用計画	92
第 2	避難救出計画	94
第 3	備蓄物資払出計画	101
第 4	食料供給計画	101
第 5	主食供給計画	102
第 6	給水計画	102
第 7	生活必需品等供給計画	105
第 8	住宅対策計画	106
第 9	医療救護計画	107
第 10	文教対策計画	114
第 11	死体の搜索、収容、検視ならびに火葬(埋葬)計画	116
第 12	義援金品配分計画	117
第 5 節	交通規制計画	119

第6節	交通輸送計画	120
第1	道路交通対策計画	120
第2	輸送計画	123
第7節	防疫および保健衛生計画	125
第1	防疫計画	125
第2	特定動物による危害防止および愛玩動物等対策計画	127
第3	食品衛生・環境衛生計画	128
第8節	清掃計画	129
第9節	通信・放送施設応急対策計画	133
第1	通信施設応急対策計画	133
第2	放送施設応急対策計画	134
第3	警察通信施設応急対策計画	134
第10節	鉄道施設応急対策計画	136
第1	JR施設応急対策計画	136
第2	民有鉄道施設応急対策計画	138
第11節	電力、ガス施設応急対策計画	139
第1	電力施設応急対策計画	139
第2	ガス施設応急対策計画	139
第3	LPガス設備応急対策計画	140
第12節	農林水産関係応急対策計画	142
第13節	相互協力計画	144
第14節	自衛隊災害派遣計画	150
第15節	赤十字飛行隊派遣要請計画	157
第16節	突発重大事故応急対策計画	158
第17節	災害警備計画	159
第18節	ボランティア対策計画	162
第19節	災害時要援護者対策計画	163

第4章 災害復旧計画

第1節	公共施設の災害復旧計画	165
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助および助成計画	168
第3節	災害復旧資金計画	172
第4節	災害復旧事業に必要な金融およびその他資金計画	173
第5節	被災者等への支援計画	175
第1	災害弔慰金等ならび災害援護給貸与計画	175
第2	被災者生活再建支援金の支給計画	176
第3	その他の保健計画	178
第4	り災証明書の交付	179

第 1 章 総 則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、県防災会議が作成する計画であって、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、県の地域における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の基本方針

この計画は、地域の防災に関し、国、地方公共団体およびその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧およびその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備および推進を図るものであるが、計画の樹立ならび推進に当っては、下記の諸点を基本とする。

1 防災事業の推進

治山治水をはじめとする防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。

2 自主防災体制の確立

災害を未然に防止し、災害に対処するため国および地方公共団体は、地域内の公共の団体、事業所等の防災に関する組織および住民の隣保共同の精神に基づく、自発的な防災組織の充実、つまり「消防団・自主防災組織の充実」をはかることで、自らの地域は自らで守る意識をはぐくむと共に、障害者、高齢者等の災害時要援護者を守る仕組みを構築する「災害時要援護者の支援」や女性の参画を含め、地域の有するすべての機能が十分発揮されるよう努める。

特に減災のための備えをより一層充実する必要がある、重点課題として「消防団・自主防災組織の充実」、「災害時要援護者の支援」を中心とした県民運動を展開する。

3 防災関係機関相互の協力体制の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

4 防災業務施設、設備および物資の整備、備蓄

防災関係機関は、災害が発生し、または発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備、物資の整備、備蓄等を図る。

5 関係法令の遵守

国および地方公共団体はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法およびその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講ずるものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって各機関は、関係のある事項について、毎年県防災会議が指定する期日(緊急を要するものについてはその都度)までに計画修正案を県防災会議に提出するものとする。

第4 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、県の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画(水防法に基づく水防計画等)または防災に関連する計画(滋賀県基本構想等)の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画はもとより、この計画と矛盾し、または抵触するものであってはならない。

第5 計画の習熟

各機関は平素から研究、訓練、その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第6 市町地域防災計画の作成または修正

災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、市町地域防災計画の作成、または修正に当ってはこの計画を参考として作成、または修正するものとし、この計画に抵触しないことが必要である。

第2節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 実施責任

1 県

県は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が市町で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とし、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関などの関係機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町および指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

2 市 町

市町は、市町の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備をはかるとともに災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 地域住民

地域住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

第2 処理すべき事務または業務の大綱

滋賀県の地域ならびに滋賀県の住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関係のある各機関の処理すべき事務または業務の大綱を下記のとおりとする。

1 滋 賀 県

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
滋 賀 県	1 防災会議に関する業務 2 防災対策の組織の整備 3 市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 4 防災施設の整備 5 防災のための知識の普及、教育および訓練 6 防災に必要な資機材の備蓄および整備 7 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 8 水防その他の応急措置 9 被害者の救出、救護等の措置

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
	10 避難の指示、ならびに避難所開設の指示 11 災害時における交通規制および輸送の確保 12 災害時における保健衛生についての措置 13 被災児童、生徒等の応急教育 14 災害復旧の実施 15 自衛隊の災害派遣要請 16 災害時におけるボランティアの受入れ対策

2 滋賀県警察本部

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
滋 賀 県 警 察 本 部	1 警備体制の整備 2 情報収集・伝達および被害状況の迅速確実な把握 3 避難誘導、被災者の救出・救助その他二次災害の防止 4 緊急交通路の確保 5 行方不明者の搜索、死体の検視 6 社会秩序の維持

3 市 町

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
市 町	1 防災会議に関する事務 2 防災対策の組織の整備 3 管内における公共的団体および住民の自主防災組織の育成指導 4 防災施設の整備 5 防災のための知識の普及、教育および訓練 6 防災に必要な資機材等の備蓄、整備 7 水防、消防その他の応急措置 8 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 9 被災者の救出、救護等の措置 10 避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設 11 災害時における保健衛生についての措置 12 被災児童、生徒等の応急教育 13 災害復旧の実施

4 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1 近畿管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集および連絡 5 警察通信の運用 6 広域緊急援助隊の運用
2 近畿財務局 (大津財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木等被災施設の査定の立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害時における金融機関等の緊急措置の指示・要請 4 国有財産の無償貸付等
3 近畿厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等にかかる情報の収集および提供
4 近畿農政局 (大津地域センター及び東近江地域センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導ならびに助成 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物、家畜等の防災管理指導および病害虫の防除指導 4 被害農林漁業者等に対する災害融資あっせん・指導 5 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け 6 野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の供給対策 7 災害時における主要食料の供給
5 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備 2 国有保安林、保安施設等の保全 3 森林火災対策 4 災害応急対策用材(国有林材)の供給 5 国有林野における災害復旧
6 近畿経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気およびガス施設の復旧支援対策 2 被災事業者の業務の振興、正常運営の確保 3 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正価格、安定的供給の確保
7 中部近畿産業保安監督近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気工作物(原子力発電用を除く)の保安の確保 2 ガス及び火薬類施設等の保安の確保 3 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害防止についての保安の確保
8 近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する交通施設および設備の整備についての指導 2 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
	3 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令 6 災害時における交通機関利用者への情報の提供
9 大 阪 航 空 局 (大阪空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置
10 大 阪 海 上 保 安 監 部	1 災害時における船舶等による救助物資および避難者の輸送への協力
11 大 阪 管 区 気 象 台 (彦根地方気象台)	1 災害にかかる気象、地象等に関する予警報等の発表および伝達に関すること 2 気象、地象の観測に関すること 3 防災気象情報の普及に関すること
12 近 畿 総 合 通 信 局	1 電波の監理、ならびに有線電気通信の監理 2 非常通信訓練の計画およびその実施指導 3 非常通信協議会の育成・指導 4 防災および災害対策用無線局の開設、整備の指導 5 災害時における非常通信の確保、ならびに運用監督
13 滋 賀 労 働 局	1 工場、事業場(鉱山関係は除く)における災害防止のための指導監督 2 被災労働者の地位保全・災害補償等に関する行政指導 3 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防および再就職の促進
14 近 畿 地 方 整 備 局 (琵琶湖河川事務所) (滋賀国道事務所) (舞鶴港湾事務所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること 3 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4 直轄河川の洪水予警報および水防警報の発表および伝達に関すること 5 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保に関すること 6 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること 7 直轄公共土木施設の復旧に関すること 8 港湾施設の整備と防災管理 9 港湾および海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 10 海上の流出油等に対する防除措置 11 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
15 近 畿 地 方 環 境 事 務 所	1 災害廃棄物等の処理対策に関すること 2 環境監視体制の支援に関すること 3 飼育動物の保護等に係る支援に関すること

5 自 衛 隊

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
陸 上 自 衛 隊 (陸上自衛隊今津駐屯部隊)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣計画の作成 2 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

6 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
<ol style="list-style-type: none"> 1 東海旅客鉄道株式会社 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 東海鉄道事業本部 新幹線鉄道事業本部 関西支社 </div> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車輛等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 3 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 4 被災鉄道施設の復旧
<ol style="list-style-type: none"> 2 西日本旅客鉄道株式会社 (京都支社) 	
<ol style="list-style-type: none"> 3 西日本電信電話株式会社 (滋賀支店) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧
<ol style="list-style-type: none"> 4 日本銀行(京都支店) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における現地金融機関に対する緊急措置
<ol style="list-style-type: none"> 5 日本赤十字社 (滋賀県支部) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 日赤医療施設の保全 2 災害救助等の協力、奉仕者との連絡調整 3 災害時における医療、助産等救護の実施 4 義援金品の受領、配分および募金
<ol style="list-style-type: none"> 6 日本放送協会 (大津放送局) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分
<ol style="list-style-type: none"> 7 西日本高速道路株式会社 (関西支社) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 名神高速道路等の整備と防災管理 2 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3 被災道路施設の復旧
<ol style="list-style-type: none"> 8 中日本高速道路株式会社 (名古屋支社、金沢支社) 	
<ol style="list-style-type: none"> 9 独立行政法人水資源機構 (琵琶湖開発総合管理所) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 琵琶湖開発施設の操作と防災管理 2 被災施設の復旧

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
10 独立行政法人国立病院機構 (近畿ブロック事務所)	1 国立病院機構に属する病院等の、避難施設等の整備と防災訓練の指導 2 災害時における国立病院機構に属する病院等が実施する医療、助産等救護活動の指示、調整
11 日本通運株式会社 (大津支店)	1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
12 関西電力株式会社 (滋賀支店)	1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧
13 大阪ガス株式会社 (京滋導管部)	1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設の復旧
14 郵便事業株式会社 (大津支店)	1 郵便物の送達の確保 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除
15 郵便局株式会社 (大津中央郵便局)	1 郵便物の窓口業務の維持

7 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1 近江鉄道株式会社 2 京阪電気鉄道株式会社 (大津鉄道事業部) 3 信楽高原鐵道株式会社	1 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車輛、自動車等による救助物資および避難者等の緊急輸送の協力 3 被災鉄道施設の復旧
4 社団法人滋賀県バス協会 5 琵琶湖汽船株式会社 6 社団法人滋賀県トラック協会	1 災害時における自動車、船舶等による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力
7 滋賀県土地改良 事業団体連合会	1 ため池および農業用施設の整備と防災管理 2 農地および農業用施設の被害調査と復旧
8 社団法人滋賀県医師会	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫の協力

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
9 株式会社京都放送 10 びわ湖放送株式会社	1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象予警報、被害状況等の報道 4 被災放送施設の復旧 5 社会事業団等による義援金品の募集配分
11 社団法人滋賀県エルピーガス協会	1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設の復旧

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1 農業協同組合、森林組合 漁業協同組合等	1 共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施 2 農林水産関係の県、市町の実施する被害調査、応急対策に対する協力 3 被災農林漁業者に対する融資およびあっせん 4 被災農林漁業者に対する生産資材の確保あっせん
2 商工会議所、商工会等	1 災害時における物価安定についての協力 2 災害救助用および復旧用物資の確保についての協力
3 高圧ガス・険物等関係施設の 管理者	1 災害時における危険物等の保安措置およびガス等燃料の供給
4 新聞社等報道関係機関	1 県民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品の募集配分

[参 照]

- ・滋賀県防災会議条例 ……………(参考編 1(1))

第 3 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

本 部：滋賀県災害対策本部

地 方 本 部：環境・総合事務所の管轄区域ごとに設ける滋賀県災害対策本部の地方本部

市 町 本 部：市町災害対策本部

なお、本部、地方本部、または市町本部設置前にあつては、本部、地方本部および市町本部をそれぞれ県、環境・総合事務所および市町に読み替え、平常時の分掌事務により措置するものとする。

第3節 地 勢 と 気 象

第1 地 勢

1 位置および面積

本県は本州のほぼ中央、近畿地方の東北端にあって、若狭、伊勢両湾の湾入により作られた地狭部にあたり、大阪湾から若狭湾に至る低地帯の一部である。県の面積は4,017平方キロメートルであり、中央部に位置する琵琶湖は、周囲235.2キロメートル、面積670平方キロメートルで、本県の約6分の1の面積を占めている。

方 位	地 名	経 緯 度
極 東	東近江市茨川	東 経 136 度 27 分
極 西	高島市朽木生杉	東 経 135 度 46 分
極 南	甲賀市信楽町多羅尾	北 緯 34 度 47 分
極 北	長浜市余呉町中河内	北 緯 35 度 42 分

2 地 勢

中央部に東北から南西にかけ、陥没湖である我が国最大の琵琶湖が長く横たわり、四囲は高い山に囲まれている。すなわち、東は伊吹、鈴鹿、西は比良、比叡の両山脈がほぼ南北に走り、北は江若山塊で福井県と境し、南は信楽山地によって伊賀盆地に接している。このような地形のため河川はことごとく周辺に源を發し、扇状地や三角州地帯を作りつつ琵琶湖に注いでいる。

琵琶湖に流入した水は、瀬田川、宇治川、淀川となって大阪湾にそそぎ、一方では疏水となって京都盆地に流れている。

3 地 質

本県の地盤を構成している岩石は、秩父古生層、第三紀層、第四紀層に属する堆積岩、花崗岩、輝緑岩、斑岩の火成岩類と小地域に露出している変成岩の三つに区分される。

周囲の山地の大部分は秩父古生層からなり、特に石灰岩、白雲岩等この層に属する岩石は、伊吹山、靈仙山付近に広く分布している。

また、湖南の信楽山地とこれにつづく一帯および比良山系、湖東、湖北の一部山地は、花崗岩を基岩としており、湖南、湖東の丘陵地帯は洪積層からなっている。

4 本県の地勢、地質と災害

本県の地形はさきに述べたように、四方に山地をめぐらした盆地と湖である。県境の山脈の標高は、概ね1,000メートル～1,300メートル、琵琶湖の水面の標高は、85メートルとなっている。従って、本県の河川は県境の山脈に源を發し、瀬田川と一部の河川を除き大部分の河川は全て中央の琵琶湖に流入している。このため流路延長は短く、野洲川の65.25キロメートル、安曇川の57.94キロメートルを除けば、いずれも50キロメートル未満である。とくに本県の河川の特徴は、天井川とよばれるように、河床が周辺地域より高くなっていることで、中には河床が周辺地域堤内地より6メートルも高くなっている河川がある。これは山岳の風化した花崗岩が長い年月の間に押し出されて河床にたい積したものである。従って出水時には非常に危険な状態にあって、堤防が崩壊するようなことになれば、相当大きな被害が予想される。

琵琶湖は、これら河川の天然ダムの役割を果たしているが、全県的に集中豪雨が発生したり、長雨が続くような場合は、琵琶湖水位の上昇により周辺に相当の浸水地帯ができ、農作物等に大きな被害を受けている。昭和34年の災害時における琵琶湖の水位と耕地の浸水面積は、水位(+)30センチメートルの場合、約122,698アール、(+)50センチメートルの場合、約122,698アール、(+)100センチメートルの場合は約560,844アールが浸水している。

地質的見地からの本県は、その水源山地の地質は殆ど古生層および花崗岩地帯で占められており、そのうち古生層地帯は多くの断層で区別され非常に節理が発達し、断層破碎地帯に属する場所も多く、大規模な山崩れも起こり

やすく、また、花崗岩地帯は、容易に風化し、少しの刺激でも崩壊を起こし、豪雨の際は小規模であるが数多くの崩壊地をつくり、多量の土砂を流出する傾向がある。地形的には、琵琶湖を中央に四囲山岳に包まれ、そのために渓谷は急峻な流れとなる特殊な地形をなし、西部比叡、比良山系や東部鈴鹿、伊吹山系は壮年期の山地で、縦横浸食の起こしやすい地形に属し、反面南部一帯は、老年地形で山腹斜面は上ほど急峻ではないが、植生がうばわれると上げ山化する性質がある。

第2 気 象（彦根地方气象台）

1 概 要

本県は、南は伊勢湾、北は若狭湾によって本州で一番狭くなった所に位置し、中央には総面積の6分の1を占める琵琶湖があり、四囲は比良山脈、鈴鹿山脈など1,000メートルを越える山々で囲まれているので、各地の気候にはかなりの相違がある。

各気象要素の分布から見て南部と北部では気温の年平均で2~3度、降水量の年合計で1,000ミリ位の差があり、特に冬季にその差が著しい。これは冬季に卓越する北西季節風の影響で北部は日本海側的な気候となり、悪天候がつづくためである。

また琵琶湖の周辺では、湖の影響をうけて気温の日較差（最高と最低の差）が少なく、湖陸風が卓越し準海洋性の気候を示している。その他、比良八荒や関ヶ原地峡部、瀬田川沿い地峡部の局地強風の現象が見られること、夏季の雷日数は全国的に見て関東北部に次いで多いことなど、複雑な気象状況を示している。

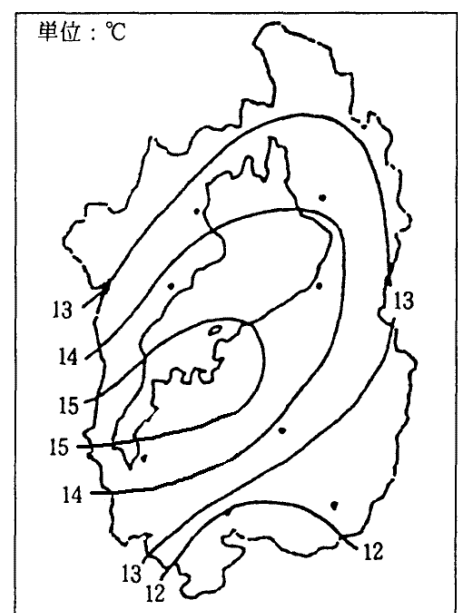
本県の気象災害は、直接太平洋に面している和歌山・高知県などと比べると発生件数は少ないが、明治29年9月の大雨による大洪水をはじめ、昭和28年の13号台風、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の梅雨前線豪雨、第2室戸台風、昭和38年の豪雪、昭和40年の24号台風、昭和56年、59年豪雪および平成2年の台風19号などで大災害が発生している。

災害の原因となった気象要素を調べると、台風によるものが最も多く、次いで前線、低気圧、季節風の順となっており、死者と全壊家屋を伴うような大災害は殆んど台風を原因としている。月別の発生状況では、大半が6月から9月までの間に発生しており、6月、7月は主として梅雨前線によるものであり、8月、9月は台風によるものである。なお、1月、2月に季節風による大雪、3月には融雪洪水による被害も発生している。

本県の気象災害の特性として、次のようなことが挙げられる。

- (1) 大雨洪水のときは、琵琶湖の水位が著しく上昇し、沿岸の諸産業に多大の被害が発生する。
- (2) 本県の河川はいずれも小河川で、天井川や尻無川が多く、大雨のときは水位が急上昇し、破堤や溢水の小規模水害が起こりやすく、また洪水波の下流への到達が非常に早い。
- (3) 大型台風が本県の東側を北東に進むときは、台風に伴う湿った強風が山の斜面に吹きつけて鈴鹿、比良の両山岳地帯に豪雨が降り、大きな被害が発生する。（例えば昭和28年13号台風、伊勢湾台風）また大型台風が本県の西側を北東に進むときは、特に暴風による大きな被害が発生する（例えば、室戸台風、ジェーン台風）。

（第1図）年平均気温分布図
（1979年～2000年）
100万分の1 単位：℃



2 滋賀県の気象

(1) 気温

滋賀県は、地形の影響をうけて気温は各地でかなり異なっている。第1図に年平均気温の分布図を示した。これによると最も低いのは、長浜市北部の山間地帯で、最も高いのは琵琶湖上を含めた中部、南部の平野部で、その差は約4℃である。また1年のうち最高気温が現れるのは、7月末から8月にかけてで、最低気温は1月または2月に現れている。

(2) 降水量

降水量は、冬季は季節風の影響で北部山岳地帯にとくに多く、350mm(1月)を超えており、南部は60~70mm(1月)内外で北部と南部で大きな相違がある。第2図の年降水量分布図によると、長浜市北部山間地帯に最も多く、2,600mmを超え、次いで湖西と湖東の山間地帯で2,000~2,500mm、最少地帯は湖南の東近江市附近で約1,500mmになっている。なお雨量は湖東、湖西の山間部にとくに多い。

次に、大雨の記録として、日雨量1位は彦根597mm(明治29年9月7日)で、この年の9月の総雨量は1,019mmで県内各地に未曾有の大水害を起こした。その他各地とも日雨量200mm以上の大雨の記録がある。

(3) 積雪

本県北部は多雪地域で、とくに山間地帯では降雪日数は50~60日に及んでいる。しかし湖岸平野地帯では30~40日で南西部に向って少なく、大津附近が最少域で20日未満になっている。

ア 長浜市山間地帯の積雪日数は80~120日で、これらの地方では降雪日数の2倍の期間雪におおわれていることになる。

イ 湖南での積雪日数は10日にみたく、北部の多雪地帯と100日に及ぶ大きな相違を示している。

ウ 県総面積の3分の1は年間60日位、2分の1は30日位積雪におおわれていることになる。

(4) 風

風も地形の影響を受けて、かなり複雑で、風速は比較的弱いだが、冬季は北西の季節風が、夏期は南東の季節風が卓越し、春秋ではそれらの季節風の交替期で、北西風、南東風が半々ぐらいになっているが、やや北西風がまさっている。彦根における月間平均風速は次表上部に示してあるが、2月が最も強く、7月に最も弱くなっている。また彦根における風の極値を次表に示した。

(特殊風)

ア 湖陸風

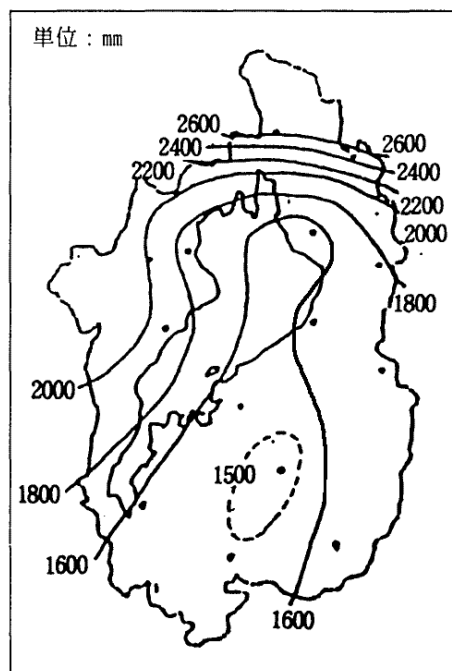
本県には、琵琶湖があるので風速の弱い日には湖陸風が卓越する。すなわち、昼間は湖上から陸地に向って、夜間は陸地から湖上に向って風が吹き、概して湖東湖岸、北西部湖岸で湖風が発達し北東から東部および南西部湖岸では、陸風が発生し易いようである。

イ 比良八荒

比良山の東山麓には、昔から比良八荒と呼ばれるおろしがある。このおろしは秋から冬、さらに春先にかけての寒候期に多く、顕著な寒冷前線が通過したとき、あるいは、台風の吹き返しのときに起る。この強風は風の息が荒く、平均風速は20m/sから30m/sを超すこともあり、農作物や建物・交通機関等に被害を及ぼす。

ウ 春照、大津附近の強風

高気圧が日本の東方洋上にあり、低気圧が黄海や東シナ海から東進する場合、関ヶ原地峡にあたる春照附近は南



(第2図) 年降水量分布図
(1979年~2000年)
100万分の1 単位: mm

東の風がとくに強い。(彦根附近は弱い。)この強風は、同地峡部から、湖岸、湖上に伸びており、南東部鈴鹿の地峡地帯でも強い。

また低気圧や台風が本県の北方を東進する場合、大津方面では南西の風が強まる。これは逢坂山のおろしや瀬田川沿いの噴流によるものと考えられている。

彦根における平均風速と最大、瞬間最大風速の極値 (m/s)

要素		月												年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
平均		3.3	3.4	3.2	2.6	2.4	2.2	2.2	2.3	2.5	2.6	2.7	3.0	2.7
最大風速	風向	NNW	NNW	N	NW	NNW	SE	ESE	SE	SSE	WNW	NW	W	SSE
	風速	18.8	19.6	17.9	17.9	16.1	16.9	18.5	18.0	31.2	23.9	18.0	20.2	31.2
	起年	1960	1951	1956	1953	1952	1898	1970	1960	1934	1979	1950	1900	1934
	日	17	15	12	30	15	4	5	29	21	1	14	8	9月21日
最大瞬間風速	風向	NW	NW	NW	SE	WNW	ESE	ESE	SE	SE	WNW	N	NW	SE
	風速	27.2	28.3	26.8	27.7	38.2	36.4	28.7	31.4	42.5	41.5	29.0	27.7	42.5
	起年	2007	2000	1949	1960	1999	2004	1997	2003	1950	1979	1950	1949	1950
	日	7	9	2	20	27	21	26	9	3	1	28	14	9月3日

(注)平均風速は1981年から2010年まで

最大風速は1894年から2010年まで

最大瞬間風速は1920年から2010年までの資料による。

3 気象と災害

(1) 台風災害

南方海上で発生する台風数は平均年に25.6個で、8月が最も多く、9月、7月及び10月がこれについている。このうち日本に上陸する台風は年平均2.7個ぐらいで、近畿地方に被害をもたらした台風はいわゆる二百十日過ぎの9月中旬から下旬にかけてが最も多く、この頃がもっとも警戒を要する時期である。

台風による滋賀県の暴風雨の特徴を調べてみると、経路によってかなり異なっており、次に述べる3つの型に大別できる。

ア 北東進型

本県にとって最悪の型で

(ア) 本県の西の至近距離を北東進する大型台風は、特に暴風となる。

(例)室戸台風、ジェーン台風、第二室戸台風

(イ) 本県の東の至近距離を北東進する台風は、特に豪雨をもたらす。

(例)昭和28年台風13号、伊勢湾台風

イ 北西進型

盛夏期に多く、雨台風である。

ウ 北上型

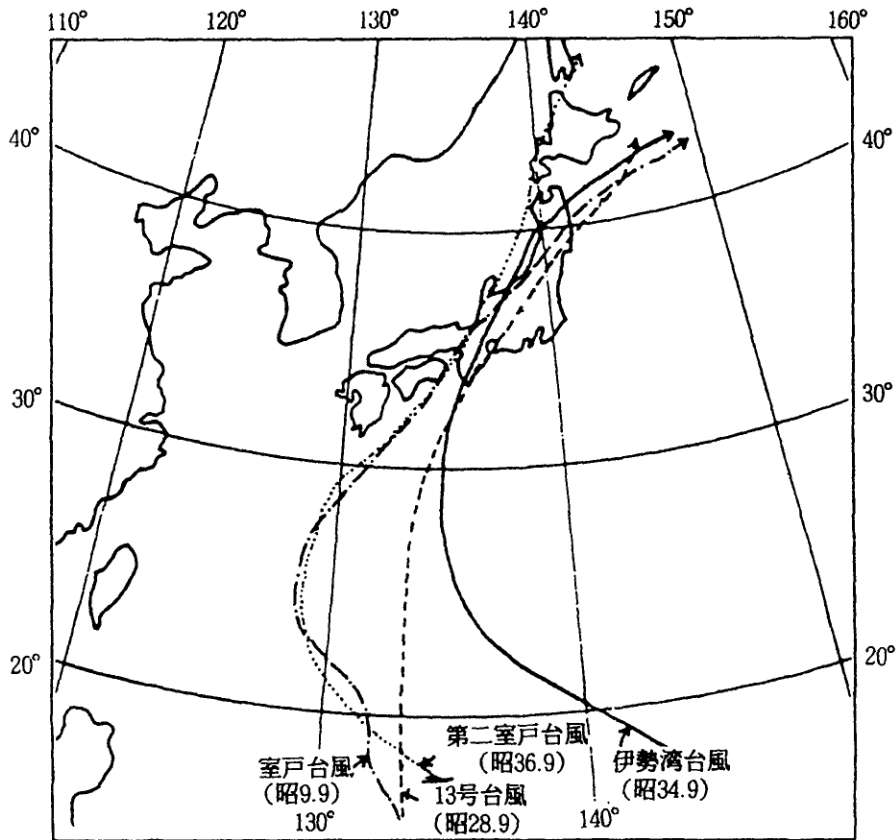
一般に雨台風で、接近の度合いによっては風も強い。

滋賀県に災害をもたらした顕著な台風

(昭和元年以降)

項目		台風名	室戸台風	13号台風	伊勢湾台風	第二室戸台風
気象状況 災害	発 生 年 月 日		昭 9 ・ 9 ・ 21	昭 28 ・ 9 ・ 25	昭 34 ・ 9 ・ 26	昭 36 ・ 9 ・ 16
	最 低 気 圧 (彦根)		967.0 mb	977.3	949.5	954.8
	最 大 風 速 (")		SSE 31.2 m/s	N 21.0	ESE 21.9	SSW 25.7
	最大瞬間風速 (")		SSE 39.3 m/s	N 29.0	ESE 36.0	SE 38.9
	総 雨 量 (")		20 mm	183	338	66
	総 雨 量 (政所)		144 mm	476	523	279
	総 雨 量 (大津)		26 mm	244	149	43
災 害 状 況	死 者		47 人	43	16	3
	負 傷 者		641 人	497	114	438
	行 方 不 明		—	4	0	0
	家 屋 全 壊 (流 失)		681 戸	522	357	610
	家 屋 半 壊		921 戸	1,198	1,309	3,388
	床 上 浸 水		—	9,390	5,920	250
	床 下 浸 水		—	29,284	19,816	5,570
非 住 家 被 害		3,973 棟	—	3,970	9,338	

(資料：滋賀県災害誌)



顕著な台風の経路図

(2) 大雨災害 (台風によるものを除く)

ア 発生の条件

梅雨末期から夏期にかけ、滋賀県附近に前線があって活動が活発になると局地的な豪雨を降らすことがある。気圧配置に特別な型はないが、前線を狭んで寒気流と暖気流の接衝が激しく、また日本の南方海上に台風が存在して南海上から非常に湿った空気が流れ込んでいることが多い。そして前線が南下するときに強雨が降り、夜半から明方にかけて降る頻度が多くなっている。雨の分布は風速が弱いため台風のように地形的特徴がみられず、予報は非常に難しい。

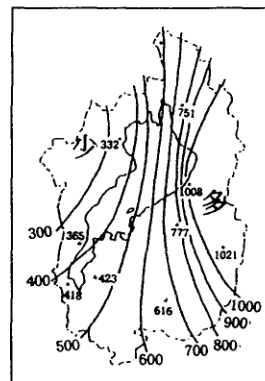
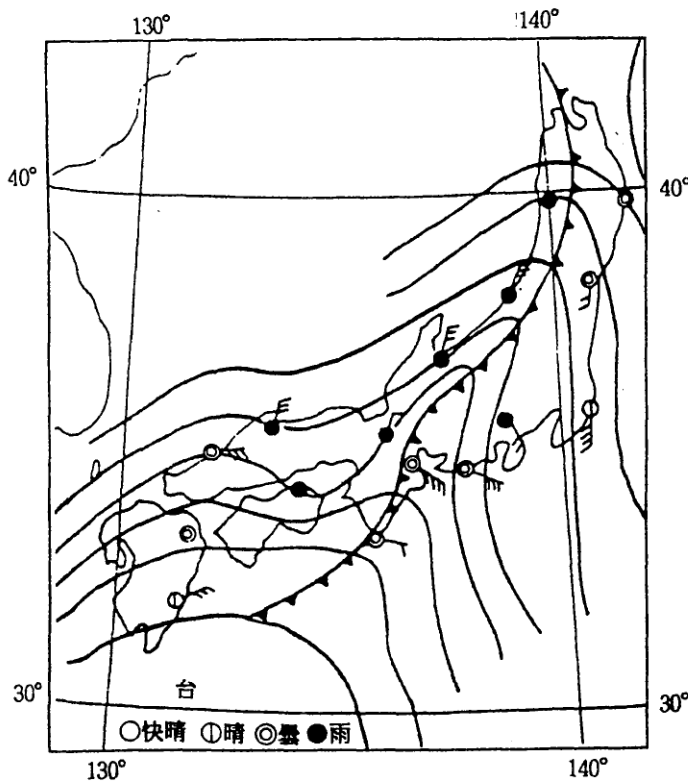
イ 過去の主な災害例

(ア) 明治29年9月4日～12日の大雨

滋賀県で気象観測が開始されて以来最も大きな豪雨で、9月7日の彦根の日雨量は597mmであった。7日14時の天気図を次に示してあるが、図に示された前線の活動が活発で、しかも本県上を何回も南北に振動して大雨となったものであり、九州南方海上にあった台風が大雨に大きく影響している。そしてこの台風が引き続き11日から12日にかけて本県を通過して北東に進んだため連日の大雨となった。彦根における日別の雨量は次のとおりである。

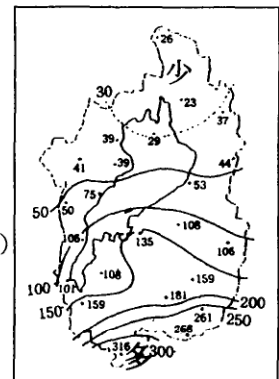
日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	計
雨量mm	10	4	23	597	162	81	107	4	20	1,008

明治29年9月7日14時の天気図



(第1図)
降水量分布図
単位：mm
(明治29年9月3日
～12日)

(第2図)
降水量分布図
単位：mm
(昭和28年8月14日
・15日)



(イ) 昭和28年8月14～15日の多羅尾の局地豪雨

前線が日本海から南下、停滞して滋賀、京都、三重の県境附近を中心に大雨を降らせたもので最も降雨の激しかった頃の天気図を右に示す。

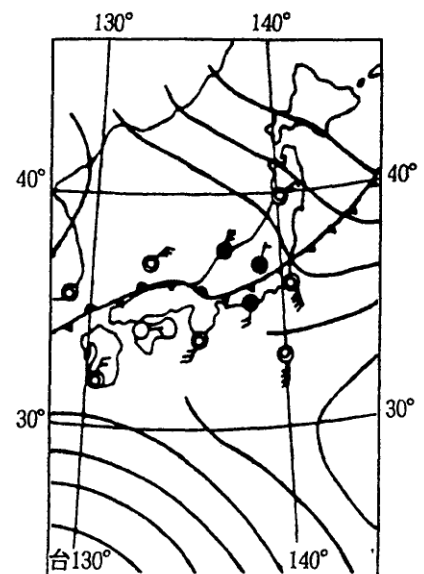
14日9時～15日9時の日雨量は、滋賀県南部では250mm以上に達し、しかもその大半は15日朝方の数時間の間に降った。

(ウ) 昭和31年8月5日の中河内の局地豪雨

上例と同様に前線活動によって、滋賀県北部に大雨を降らせたものであるが、5日朝方の数時間に250mmの強雨が降って大きな災害となった。

(エ) 昭和36年6月梅雨前線豪雨

昭和36年6月24日から30日にかけて梅雨前線の活動で連日の大雨となり、琵琶湖の水位が基準水位を、110cmも越し、湖岸各地に水害をもたらした。各地の雨量(mm)は次のとおりである。



多羅尾豪雨(昭28.8.15. 3時)
の天気図

	24日	25日	26日	27日	28日	29日	計
彦根	48	59	105	58	39	67	376
政所	43	75	176	91	31	80	496
大津	64	116	114	63	76	76	509
市場	49	56	88	49	10	121	373

昭和36年6月梅雨前線豪雨による各地の雨量 (mm)

(3) 大 雪

ア 発生の条件

西高東低の冬型気圧配置が発達し、北寄りの季節風が強くなると日本海側、そして滋賀県北部でも大雪を降らせることがある。特に小さい低気圧が日本海を東進した直後によく降り、そのあと冬型が持続すると積雪量は多くなる。また積雪の県内分布は風向によって多少異ってくる。今一つは低気圧が太平洋岸沿いを東進する場合で、雨が雪に変わって大雪になることがある。この場合には概して県南部で多いが、頻度は少なく、また積雪量としては、特に多くはない。なお過去における平均最深積雪の分布は第3図のとおりである。

イ 大雪と雪害

県北部は我が国でも有数の多雪地で、ここを交通の大動脈である東海道新幹線、名神高速道路、北陸自動車道、東海道本線、湖西線、北陸本線、国道8号・21号・161号が走り、近年交通量の増加と高速化で雪による被害は年々多くなっている。特に県北部から湖東地方の山沿いにかけて多く積もりやすいのは、若狭湾から伊勢湾にかけて入りやすい北西風の影響による。

県内における雪害の主なものは

交 通 障 害……新幹線→速度調整による遅延・運休
 高速道→スリップ事故、道路閉鎖による
 交通途絶
 国 道→積雪・凍結による交通停滞
 (特に国道1号鈴鹿峠)

JR・私鉄→停滞・遅延・運休

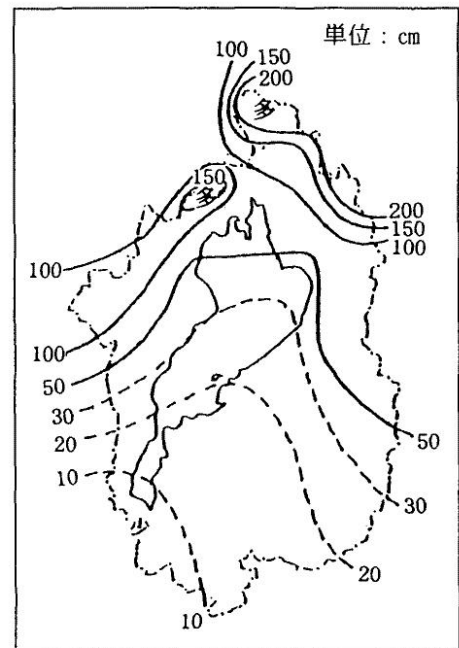
着 雪 害……送電線・電話線に着雪し切断、気温0～1.5℃、風速4/s以下しめり雪の時に多い。

樹 木 の 折 損……樹林や果樹の枝に折損

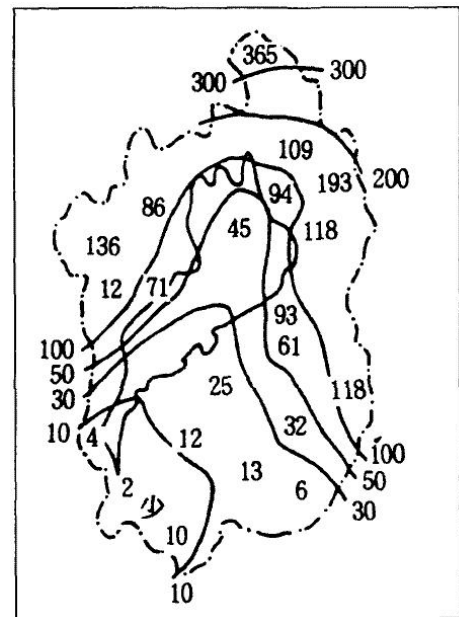
建 築 物 の 倒 壊……多積雪による倒損壊、重い雪1mの深さの重さ=200kg/m²

な だ れ……北部山間部で起こることがある。(新雪なだれと全層なだれ)

融 雪 洪 水……北部で2月に稀に起っている。



(第3図) 平均最深積雪分布図
(1979年～2000年)



大正7年1月最深積雪分布図
単位：cm

ウ 主な大雪の例

(ア) 大正7年1月の大雪

彦根 93 cmは彦根地方気象台創設以来の大雪で愛知川附近以北では月を通して雪でおおわれた。

このため家屋の倒壊、樹木の折損など大きな被害があった。

(イ) 昭和11年2月の大雪

1月以来の厳寒と度重なる大雪により積雪多く、北部一帯は月を通して雪におおわれ、南部地方でも10日以上も積雪があった。

特に中河内の560 cm、大津地方の41 cmは当観測所創設以来の最深となった。

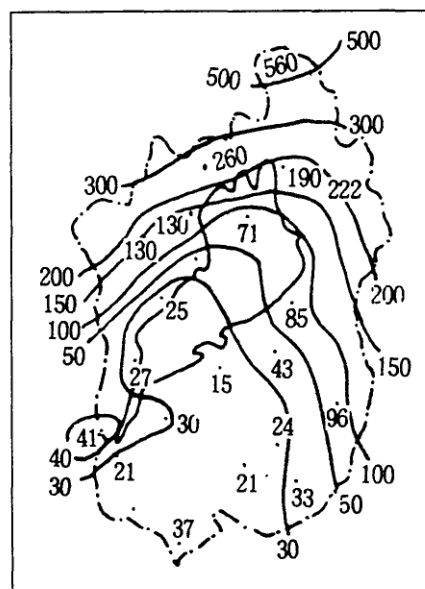
この大雪による被害は伊香郡をはじめ高島、東浅井、坂田郡地方に特に大きく、山林、農作物、家屋等の被害は甚大であった。

被害状況

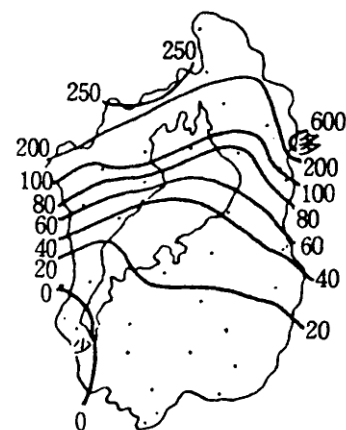
死者6人、負傷者2人、住家全壊38戸、住家半壊38戸

(ウ) 昭和52年2月2日から5日および17日から19日にかけての大雪

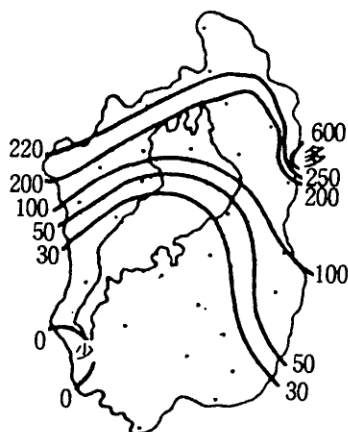
年末から2月末まで、2ヶ月間にわたって第1級の寒気団が居座ったため、全国的に異常低温が続き1~2月の平均気温は2~3℃低めとなって、昭和20年以来の寒冬が記録された。また積雪も多雪地帯は昭和38年の豪雪以来の大雪となり、交通障害等の雪害が発生した。当県では2月2日から5日および17日から19日にかけて、冬型気圧配置が持続し、上空の強い寒気が断続的に流れこみ、冬型が一段と強まり5日および18日の積雪は最大となった。



昭和11年2月の最深積雪分布図
単位：cm



昭和52年2月5日9時
積雪分布図
単位：cm



昭和52年2月18日9時
積雪分布図
単位：cm

被害状況

(昭和52年の大雪被害について)

死者	1名
重傷者	11名
軽傷者	25名
家屋全壊	3棟
家屋半壊	5棟
一部損壊	1,028棟
非住家損壊	25棟

(エ) 昭和55年12月29日から昭和56年1月23日にかけての大雪

この間の大雪は、北部山間部を中心に次の4回に大別出来る。①12月27日~30日 ②1月3日~7日 ③1月13日~16日 ④1月20日、特に③の場合輪島の上空約5,000mに-39℃の寒気が流れ込んだためこの冬の最深積雪を記録した。

なお、上層の気圧の谷が通過したあと上層で西よりの風が卓越している間は県北部、山間部に大雪が続き、上層の流れが北よりに変るにつれて大雪の地域が県南部に移る傾向があった。

地点 月日	積雪状況 (cm) (9時現在)					被害状況	
	柳ヶ瀬	今津	虎姫	山東	彦根	種類	数量
12.31	145	32	30	45	5	死者、行方不明	5名
1.7	230	35	78	95	11	負傷者 (重傷)	41名
1.14	320	65	140	155	35	〃 (軽傷)	51名
1.15	350	64	140	150	28	住家全壊	14棟
1.21	310	87	115	131	10	〃 半壊	65棟

(オ) 昭和59年豪雪

滋賀県北東部および西部を中心に大雪となる。

大雪の特徴

- a この大雪は1月21日から2月10日まで毎日降雪があり、継続日数は21日間で気象台創立以来の記録となる。
- b 典型的な冬型気圧配置が続き、上層の寒気団がバイカル湖および中国東北部で-48℃から-50℃の寒気団が南下し、3月にかけても時々雪が降り彦根での積雪の継続日数は観測開始以来第1位の50日に達した。

積 雪 状 況

(cm) (9時現在)

地点 月日	今津	虎姫	山東	北小松	彦根	蒲生	大津
1月18日	61	45	53	2	30	-	-
1月29日	59	47	54	27	23	12	15
2月4日	75	29	31	48	17	32	8
2月10日	101	115	155	58	73	9	5
3月10日	33	30	38	-	-	-	-

被害状況	
種類	数量
負傷者 (重傷)	14名
〃 (軽傷)	12名
住家全壊	4棟
〃 半壊	3棟

第 2 章 災害予防計画

第1節 水 害 予 防 計 画

第1 河川対策（県土木交通部、近畿地方整備局）

1 計 画 方 針

本県の河川は流路延長はほとんど 50km 未満と短く急峻であり、水源山地の地質条件と相まって多くの河川が天井川を形成し、また琵琶湖流入部附近では上流より河積が小さいいわゆる尻無川も多い。

そこでこれら河川を改修する場合に特筆すべき基本方針は次の通りである。

- (1) 天井川は周辺の環境への影響を考慮しつつ、切り下げ等により治水の安全度を高める。
- (2) 尻無川は流床を処理し、氾濫を防止する。
- (3) 河川に起因する内水地帯の対策を行う。

2 現 況

本県内の一級河川の淀川水系指定区間外は瀬田川等 13 河川で延長 67.470km、指定区間は琵琶湖等 500 河川で延長 2,240,639km、木曽川水系は藤子川 1 河川延長 1.6km、北川水系は天増川等 3 河川延長 12.1km である。これらのうち淀川水系の大部分の河川が琵琶湖に流入している。

これらの河川の特徴は天井川と尻無川でかつ湖辺は低湿地の状況を呈して安全度がきわめて低いことであり治水の抜本的対策を推進することは焦眉の急務であるが、治水事業は長期に亘るたゆまない努力と巨額の費用が必要である。

3 事 業 計 画

(1) 県土木交通部

河川改修計画

本県は、多くの天井川を抱えているにもかかわらず 10 年確率相当においても整備は十分とは言えず、河川改修の推進が必要である。

これからの改修に際しては、県内の治水安全度の均衡に配慮して、河川の規模や資産状況を勘案した整備の優先順位に基づき、堤防の切り下げや河道の拡幅、洪水を効率的に処理する放水路などの改修を進める。併せて、万一破堤した場合、壊滅的な被害をもたらす可能性のある高い堤防を有する河川について、順次堤防の安全度評価を行い、人家密集地が近接しているなど緊急性の高い箇所から、順次対策を進める。

本県の治水については、洪水による人命、財産を守ることを第一に、こうした川の中での対策に併せて、川の外、つまり沿川住民が暮らす場での現実的対策を組み合わせ、避難体制や土地利用などまでを見据えた、水害に強い地域づくりも重要と考えている。

(2) 国土交通省 近畿地方整備局(琵琶湖河川事務所)

野洲川改修計画

改修計画は、石部地点から下流 13.8km を対象区域とし、洪水疎通能力の増大と天井川の解消を目指している

特に分派点、守山市笠原地先から下流部については、河積狭少で、河道の曲折が甚しく、洪水の疎通を害していたので、現在の南、北流のほぼ中間に約 8km の新水路を開削し、昭和 54 年 6 月に、暫定通水を行い、今後とも、疎通能力の増大と、安全度の向上を図るために継続施行を行うものである。

瀬田川改修計画

瀬田川は流域面積 3,848k m²、直轄管理区間(幹川 7.5km)である。

琵琶湖について洪水による湖岸地域の浸水の被害をほぼ解消するという目標を持ち、計画高水流量を洗堰上流、鳥居川地点 1,200 m³/s、下流関ノ津地点で 1,500 m³/s と決定している。

大津放水路

大津市中心市街地の抜本的治水対策として計画され、市内を流下する 8 河川の洪水を中流部でカットし放水路トンネルで瀬田川に流下するよう施行中であり、盛越川までの第 1 期区間は平成 17 年 6 月 12 日から通水を開始している。

草津川放水路

草津川は全国でも珍しい天井川であるため、これを平地河川化することによって洪水の安全な流下と市街地の洪水防御を行うもので、昭和 46 年度から滋賀県により放水路事業が進められてきた。平成 4 年度からは直轄事業として工事を実施し、平成 14 年 6 月 14 日から通水を開始している。

(3) 独立行政法人 水資源機構

琵琶湖開発事業(水公団事業)により生じた施設(琵琶湖開発施設)について、国土交通大臣の施設管理方針の指示に基づき、平成 4 年度から管理業務を開始した。

平成 23 年 4 月「琵琶湖開発施設に関する施設管理規程」の改正を行いこれに基づき管理業務を実施している。

ア 瀬田川洗堰の改築により生じた施設(バイパス水路)

イ 湖岸堤および管理用道路	約 50km
ウ 水門等	15 水門
	114 樋門
	8 樋管
エ 排水機場	14 機場
オ 起状堰	7 起状堰
カ 給水機場	4 機場
キ 操作設備等(施設の操作に必要な観測設備通信設備等)	

第 2 水災防止対策 (県土木交通部、知事直轄組織)

1 計 画 方 針

水防法に基づき、洪水予報指定河川・水位周知河川の拡充および浸水想定区域の指定・公表を行い、被災時の被害を最小限に抑えるよう努める。

2 現 況

県管理一級河川数	504 本	延長	2,254.339km
県管理区間重要水防区域	125 本	延長	664,585m

3 事 業 計 画

県は、流域面積が概ね 200km² 以上の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報指定河川に指定し、また洪水のおそれがあるときは、彦根地方気象台と共同して、その状況を水位を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

県は洪水予報指定河川以外で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について避難判断水位を定め、これに達したときは、直ちに県の水防計画で定める水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

県は洪水予報指定河川および水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が予想される区域を浸水想定区域として指定し、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知する。

また、水災防止活動を効果的に行うためには情報の共有化が重要であり、そのために県の観測する雨量・水位情報、市町の把握する水防活動状況情報、現場の水防団による目視情報等をオンライン上でやりとりできるよう、県は情報共有システムの構築に努める。

市町は浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他水防法第 15 条の規定に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

市町は市町地域防災計画に定められた避難場所等について住民に周知させるよう努める。

市町防災会議の協議会が設置されている場合には、同協議会が市町相互間地域防災計画において、浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所等を定める。

第3 ため池対策（県農政水産部、県土地改良事業団体連合会）

1 計 画 方 針

農業用ため池はその殆んどが築造された年代が古く年々老朽の傾向にある。最近における流域の開発や土地利用の変化等に伴う流出量の増加ならびに兼業化等による管理体制の弱体化などにより危険にさらされるため池が多く、ひとたびため池が決壊すれば、その被害は農業関係にとどまらず人命、家屋、公共施設等にもおよぶことは必至である。このため危険なため池については改修補強を強力に推進しもって災害発生の未然防止と民生の安定を図る必要がある。

2 現 況

県下の農業用ため池は大小併せて約1,600ヶ所(国営造成施設3ヶ所)あり、多くは降水量の少ない県南部に位置している。ただし、年々老朽化が進むにつれて改修を必要としているため池もあり、これらのため池の早期改修を積極的に図る必要がある。

3 事 業 計 画

老朽ため池等の改修については、現況を踏まえ今後も県、国が一体となり、改修への努力をすることとし、ため池等整備事業（国庫補助事業）で実施し国の採択基準に該当しないものについては県単独補助事業で実施する。

採択基準

(1) ため池整備事業

- (事業主体) 県、 (事業費の負担区分) (小規模 A) 国 50%、県 33%、地元 17%
(小規模 B) 国 50%、県 29%、地元 21%
(大規模) 国 55%、県 28%、地元 17%

ア 県営は受益面積がおおむね5ヘクタール以上のもの。なお、大規模は100ヘクタール以上(中山間地域にあっては70ヘクタール以上)

イ 総事業費がおおむね800万円以上のもの。

(2) 県単独小規模土地改良事業

- (事業主体) 土地改良区、市町、農業協同組合、共同施行
(事業費の負担区分) 県 50%以内
総事業費が50万円以上、800万円未満の農業用ため池。

(3) 国営造成施設(野洲川ダム・永源寺ダム・蔵王ダム)の維持管理については下記の事業がある。

ア 国営造成施設県管理費補助事業

- (事業主体) 県
(事業費の負担区分) 国 40%、県 40%、地元 20%

イ 基幹水利施設管理事業

- (事業主体) 市町
(事業費の負担区分) 国 30%、県 21%、地元 49% (県補助率は30%以内)

第4 農業用河川工作物対策（県農政水産部、県土地改良事業団体連合会）

1 計 画 方 針

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の構造が、不適當または、不十分であるものについて、整備補強等の改善措置を講ずることにより災害を未然に防止する。

2 現 況

整備補強を要する施設は、施設受益者の申請により順次施工している。特に緊急に整備を必要とする危険な施設は、早期改修を積極的にはかるとともに、管理者はあらかじめ農業者の中から、監視員、連絡員を定め、異常気象に注意し水位変動を監視し河川管理者と状況により協議し必要な措置をとることになっている。

3 事業計画

この対象事業は、農業用河川工作物応急対策事業（国庫補助事業）で実施し、次の事業区分および採択基準により事業主体を定めて行う。

(1) 事業区分

ア 県営農業用河川工作物応急対策事業

（事業主体）県

（事業費の負担区分）（小規模）国 50%、県 40%、地元 10%

（大規模）国 55%、県 35%、地元 10%

農業用河川工作物の整備補強であって、その総事業費がおおむね 5,000 万円以上のもの。なお、大規模については、1 億円以上。

イ 団体営農業用河川工作物応急対策事業

（事業主体）市町・土地改良区等

（事業費の負担区分）国 50%、県 32%、地元 18%

農業用河川工作物の整備補強であってその総事業費がおおむね 800 万円以上 5,000 万円未満のもの。

(2) 採択基準

工作物の構造が不適当または不十分のため、前後一連の区間に比較して、その治水能力が劣っている工作物について、国が別に定める対策基準により改善措置を必要とするもの、及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするものであること。

応急対策の対象となる施設とその範囲は、原則として「河川管理施設等応急対策基準」に基づき、施設ごとに国土交通省の地方局または県の土木交通部担当と協議して定めるもの。

第 5 防災ダム対策（県土木交通部）

1 計画方針

一定規模の洪水に対し、ダムで調節を行い下流河川の水害の防除と渇水時における河川流量の安定を図る。

2 現況

- (1) 余呉湖、日野川、石田川、宇曾川、青土および姉川の 6 ダムでは洪水調節、および渇水補給を実施しているが、ダム計画洪水を上回る出水を受けたことはない。
- (2) 洪水が予想されるときは、流域の関係機関と連絡を密にすると共に、ダム放流量の増加により下流河川で短時間水位上昇が発生する場合には、サイレン、スピーカー等により、一般に周知される。

3 事業計画

- (1) 既設ダムにおいては、管理の適正を期すための施設の改善と管理体制の強化を図る。
- (2) 県営治水ダム建設事業については、流域治水の観点からの検討と並行して進める。

第 6 下水道施設整備計画（県琵琶湖環境部）

1 計画方針

本県における下水の排除方式は、大津市の一部区域を除き、汚水と雨水を分離する分流式を採用しているが、事業としては、両者の一体的な整備をすすめることとしている。下水道における雨水対策は、市街化区域および市街化区域に準じる区域であって、面積 2km² 未満の流域を対象にして整備することとしており、流域下水道雨水幹線、公共下水道雨水渠および都市下水路により整備をすすめる。また、風水害をはじめとする都市災害等から下水道施設を守る

ために必要な対策を行う。

2 現 況

下水道の雨水対策に関する事業認可区域約 6,182ha に対する平成 19 年度末の整備済み面積は、約 3,175ha であり、整備率は 51.4% という状況である。過去 10 年間の県下の浸水被害は、床上浸水 6 回、床下浸水 55 回となっており、引き続き整備が求められている。

3 事業計画

本県の下水道計画は県の実施する「湖南中部」「湖西」「東北部」および「高島」の琵琶湖流域下水道 4 処理区と流域下水道に接続する関連市町の流域関連公共下水道、ならびに大津市単独公共下水道、近江八幡市沖島特定環境保全公共下水道、甲賀市土山町公共下水道、甲賀市信楽町公共下水道、高島市朽木特定環境保全公共下水道により整備する計画である。雨水対策については、市町が浸水被害が予想される地域に対し、内水排除のために必要な幹線水路を公共下水道雨水渠として整備をすすめるとともに、新守山川流域においては、対象区域が守山市、栗東市にまたがることから、県が琵琶湖流域下水道守山栗東雨水幹線として整備をすすめている。

なお、雨水対策施設の施設設計は、5～10 年に一度の大雨を対象にしている。

第 7 農地関係湛水防除計画（県農政水産部、県土地改良事業団体連合会）

1 計画方針

河床上昇等の排水河川の流況変化による排水能力の低下、流域内の開発等による流出量の増加等を原因とした立地条件の変化により、排水条件の悪化した地域を対象として、排水路、排水機、排水樋門等を改修もしくは新設することにより湛水被害を防止する。

2 事業計画

この事業は、湛水防除事業（国庫補助事業）で実施し、次の事業区分および採択基準により事業主体を定めて行う。

事業区分

ア 大規模事業

（事業主体）県

（事業費の負担区分）国 55%、県 37%、地元 8%

（ア） 受益面積がおおむね 400ha 以上

（イ） 総事業費がおおむね 5 億円以上

イ 小規模事業

（事業主体）県

（事業費の負担区分）国 50%、県 32%、地元 18%

（ア） 受益面積がおおむね 30ha 以上

（イ） 総事業費がおおむね 5,000 万円以上

第2節 土砂災害予防計画

第1 地すべり対策（県土木交通部、県農政水産部、県琵琶湖環境部）

1 計画方針

地すべりによる被害を除去し、または軽減するため、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域を指定し、区域内での行為の制限および地すべり防止工事を実施するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立し、県土の保全と民生の安定に資する。

2 現況

(1) 県土木交通部

本県は地質および地下水等の関係で、大津市、甲賀市および湖東地方等の一部に地すべりが発生し、またその危険のある箇所62箇所がみられ、県下の10地区165.544haを地すべり防止区域に指定し、このうち1地区(観音寺)において、継続して事業を実施する。

(2) 県農政水産部、県琵琶湖環境部

農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域は現在大津市北部の雄琴地区(336.21ha)上仰木地区(64.34ha)が指定されている。

雄琴地区は、昭和37～45年にⅠ期事業、平成元～10年度にⅡ期事業、平成11～16年度にかけてⅢ期事業として地すべり防止工事が実施された。その後も地すべり災害が発生し各所で地すべりの兆候がみられていたため、引き続き平成17～23年までにⅣ期事業を実施している。また、平成24年度からはⅤ期事業として実施予定である。

上仰木地区は、昭和39～45年にⅠ期事業、昭和56～平成10年にⅡ期事業、平成11～16年度にかけてⅢ期事業として地すべり防止工事が実施された。その後未対策箇所において、各地で地すべりの兆候がみられたため、引き続き平成17～23年までにⅣ期事業を実施している。また、平成24年度からはⅤ期事業として実施予定である。

蒲生郡日野町大字平子地先奥草山地区(79.95ha)を、農林水産省林野庁所管の地すべり防止区域に指定した。当地域は、下流水田(0.2ha)に起伏が生じ、保安林内に地すべり現象が見られたため対策工を実施し、平成16年度に完了した。今後は経過観測を行う。また、地すべり等防止法第7条に基づき地すべり防止区域全般について適正な管理を行うため、地すべり防止施設の管理と区域内のパトロール、降雨量の観測を大津市に、歪計の観測を地質調査会社に委託し、常に監視を行い万全を期している。

3 事業計画

(1) 県土木交通部

国土交通省所管分のうち観音寺地区の1地区において、浸透水および地下水の排除等の地すべり防止工事を実施する。

(2) 県農政水産部、県琵琶湖環境部

農林水産省農村振興局所管分のうち、上仰木地区および雄琴地区は、引き続き平成24年度からⅤ期事として継続して地すべり防止工事を実施する予定である。

第2 土石流対策(県土木交通部)

1 計画方針

荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨による土石流等の災害から人家、人命を守るため、次の事業を推進する。

- (1) 荒廃山腹からの土砂の生産を抑制するための山腹工事
- (2) 上流山地より流出する土砂を調整し山脚の固定をはかる砂防堰堤工
- (3) 溪流の河床安定をはかり縦横浸蝕を防止するための床固工、護岸工
- (4) 天井川となった河川の切り下げにより洪水時の災害から人家、耕地を守る護岸工

(5) 土石流発生危険渓流における総合土石流対策

2 現 況

本県水源山地の地質は主に秩父古生層および花崗岩地帯で、台風等の異常降雨時には、崩壊が発生しやすい。また地形的には、中央に琵琶湖があり四方を山で囲まれており、高低差に比して河川延長は短く急流となり流出土砂が多く、下流河川は、ほとんどが天井川を形成している。また対策が必要な土石流危険渓流は、1,892 渓流におよび、3 万戸以上の人家が土石流の危険にさらされている。

このため本県においては、平成 22 年度末現在で 1,391 箇所、32,870,947ha の渓流山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工を施工して、土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等による土砂災害の軽減に努めてきている。しかし現在の土砂整備率は未だ低水準であり、未調整渓流も多く残されている。

3 事業計画

(1) 砂防事業

災害時要援護者対策、緊急輸送路保全対策、自然共生型事業の推進等を重点項目として県下渓流に土石流対策砂防堰堤工、床固工、渓流保全工等を計画的に施工している。

(2) 総合土砂災害対策

他機関との調整を図り、市町による土石流等警戒避難体制の確立に対しての指導、援助を行うものとする。

また、情報基盤整備事業により土砂災害警戒情報を補足する情報や雨量情報等の総合的な情報提供システムの整備を実施している。

第 3 急傾斜地の崩壊対策（県土木交通部）

1 計画方針

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、およびその崩壊に対しての警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、もって民生の安定と県土の保全に資する。

2 現 況

本県においては、台風、集中豪雨により崩壊するおそれのある急傾斜地(30 度以上のがけ)が県下各地に散在しており、特にその崩壊により相当数の居住者その他の者に危害を生ずるおそれのある箇所は県下で 2,341 箇所ある。

当該箇所のうち急傾斜地崩壊危険区域に未指定の箇所についても、「がけ崩れ防災週間」などでパトロールを実施し、防災知識の普及を図り、緊急性の高い箇所から急傾斜地崩壊危険区域として指定し、その管理の強化に努めている。なお、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所は平成 22 年度末現在 488 箇所、672.359ha である。

3 事業計画

対策が必要な急傾斜地崩壊危険箇所(2,341 箇所)を対象に下記の採択基準により緊急度の高い危険箇所より順次、法面保護、擁壁工等を実施する。

(1) 補助急傾斜地崩壊対策事業(人工がけは除く。)

ア 急傾斜地の高さが 10m 以上であること。

イ 移転適地がないこと。

ウ 人家おおむね 10 戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

(2) 市町急傾斜地崩壊対策事業(人工がけは除く。)

ア 急傾斜地の高さが 5m 以上であること。

イ 移転適地がないこと。

ウ 人家おおむね 5 戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあり、緊急を要すること。

エ 急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者等が事業に要する経費を負担することが著しく困難であること。

オ 前各号のほか知事が特に必要と認めたもの。

第4 土砂災害警戒区域等における対策（県土木交通部、県農政水産部、県琵琶湖環境部）

1 計画方針

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき土砂災害のおそれのある区域についての警戒避難体制の整備・周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等を推進するとともに、土砂災害緊急情報の発信により、土砂災害から県民の生命を守る。

2 現況

急傾斜地崩壊危険箇所	2,719箇所
土石流危険溪流	2,129箇所
地すべり危険箇所	62箇所

3 事業計画

(1) 土砂警戒区域等の指定（県土木交通部）

県は急傾斜地の崩壊、土石流ならびに地滑りのおそれのある土地について基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

ア 土砂災害警戒区域

市町は土砂災害警戒区域の指定があった時は、市町地域防災計画において土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発令、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、住民の円滑な警戒避難が行われるよう、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布やインターネットでの表示等により必要な事項を住民に周知する。

また、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報および警報の伝達方法を定める。

イ 土砂災害特別警戒区域

県は土砂災害特別警戒区域において次の制限を行う。

・ 特定の開発行為に対する許可制

住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築を行う場合の開発行為には土砂災害防止法に基づく許可を必要とする。

・ 建築物の構造規制

居室を有する建築は、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

・ 建築物の移転等の勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転などの勧告を行う。なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援措置を行う。

(2) 土砂災害緊急情報の発信（県土木交通部、農政水産部、琵琶湖環境部）

県は地すべりにより重大な土砂災害が急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域および時期を明らかにするための緊急調査を実施し、その結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する情報を土砂災害緊急情報として、関係自治体の長に通知するとともに一般に周知する。

第5 道路の落石・崩壊対策（県土木交通部）

1 計画方針

道路の落石・のり面崩壊による災害から通行者の安全を確保するため、危険箇所については防災対策を実施する。

2 現況

本県においては、現在まで各道路管理者が危険箇所の防災対策に努めているところであるが、平成8年度道路防災総点検の結果では山岳部の道路において相当数の防災対策必要箇所が散在している。

対策を必要とする箇所(H8 道路防災総点検)

- ・西日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社が管理する道路(名神高速道路、北陸自動車道、新名神高速道路) 6箇所
- ・国土交通省が管理する道路(国道1号、国道8号、国道21号、国道161号) 55箇所
- ・県が管理する道路(上記以外の国道、主要地方道、一般県道) 1,124箇所
- ・県道路公社が管理する道路 37箇所

3 事業計画

(1) 道路防災対策

各道路管理者は、防災総点検の結果に基づき対策を必要とする箇所について、道路災害防除事業等により緊急度の高い箇所から順次対策工を実施する。

また、未改良部で危険箇所が散在する区域については、バイパス等による道路改築事業により安全な道路の整備に努める。

(2) 日常管理

各道路管理者は、対策工の実施が遅れる箇所や注意を要する箇所について、防災カルテに基づき日常管理を行い災害の発生を未然に防ぐことに努める。

第6 治山対策 (県琵琶湖環境部)

1 計画方針

荒廃している森林の復旧や土砂の流出を防止して、県土の保全を図るため、山地災害危険地を中心に復旧治山事業や予防治山事業を実施するほか、人家の裏山等、直撃型の災害に対しては林地崩壊防止事業、災害関連山地災害危険地区対策事業や、県単独事業等により対処する。一方山間地域住民の日常生活道路として、また、災害時における資材運搬道路としての林道については、災害発生時に早期に災害箇所を復旧する。

2 現況

本県の森林面積の約3分の1が災害防止等に必要な保安林に指定されており、特に信楽、鈴鹿、比良山系は、地質的に脆弱で、極めて崩壊し易い状態にある。一方人口増加地域の山地山麓地帯は、従来の河川の氾らん、土砂の流出の災害に加え箇所直撃型の災害が激増する傾向にあり、人命財産等に直接被害をおよぼすと思われる山地災害の危険地が2,400余地区存在している。また、林道は農山村地域の山間部を中心に450余の重要路線があり、山地災害を被る危険性がある。

3 事業計画

地域森林計画に基づき、県は山地崩壊・土石流・地すべりによる災害の防止、森林の水源かん養機能の維持向上を図るため山地治山、防災林造成、水源地域整備、特定流域総合治山、地すべり防止事業を実施すると共に、人家裏山等の災害に対して、林地崩壊防止事業、災害関連山地災害危険地区対策事業および県単独治山事業を実施する一方、林道施設については、市町・森林組合を中心として、災害箇所の復旧を早期に実施する。

第7 造林対策 (県琵琶湖環境部)

1 計画方針

森林のもつ水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、自然環境の保全、木材等林産物の供給など多面的機能の持続的な発揮を図るため、県民全体で支える森林づくりを推進する。

2 現況

県内の森林面積は県土の約2分の1を占める201,904haであり、このうち民有林は、その91%にあたる184,260haである。

平成22年度末の人工林率は44%を占め、そのうち手入れが必要とされる45年生以下の森林は約63%となっている。また、県下の森林を、重視すべき機能に応じて「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」という3つに区分したところ、水源かん養、山地災害の防止などを重視する水土保全林が90%を占めている。

3 事業計画

県内の森林整備の現状を考慮し、特に必要とされる間伐について総合的かつ計画的に推進する。また、樹齢や樹種の異なる木で構成される複層林施業や環境林の整備など多様な森林づくりを推進していく。

第8 宅地防災対策（県土木交通部）

1 計画方針

広範な都市化現象の進行による宅地需要の拡大に伴い、大都市周辺部の丘陵地、山麓部では宅地開発が増加しており、がけ崩れや土砂の流出等の災害が予想されるため、このような開発行為に対して都市計画法に基づく開発許可制度および宅地造成等規制法による規制を加え良好な宅地開発を指導する。また宅地災害を未然に防ぐため宅地防災月間を定め啓発に努める。

2 現況

一定要件・規模等に相当する開発および宅地造成等規制区域内の宅地造成工事について、法に基づく許可申請書を提出させ許可基準により一定の技術水準を保たせ、併せて必要な検査、防災工事の勧告改善命令を行う。また、がけ地の付近で災害発生の危険の高い地域については、従来より急傾斜地崩壊防止工事などで安全の確保に努められてきているが急傾斜地崩壊防止工事の例では、国庫補助採択基準として、がけの高さが10メートル以上あること、移転適地がないこと、人家が概ね10戸(災害発生地区は5戸)以上あることとされており、これに該当しない地域では本格的な防災対策がなかなか推進されにくい状況にあり、がけ地近接危険住宅移転事業の対象となる既存不適格住宅は県下にまだ相当数散在する。

3 事業計画

(1) 宅地防災月間

梅雨期および台風期に備えて、住民および事業者には注意をうながし、必要な防災対策を行うよう指導することにより、安全な宅地を確保し災害のない街づくりに寄与するため5月1日から5月31日まで、9月1日から9月30日まで宅地防災月間と定め、その期間内は防災パトロール、標識の設置、ポスターの掲示等の諸事業および広報活動を行う。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等(土石流および地すべりを含む)の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域(建築基準条例により建築を制限している区域)に存在する既存の不適格住宅の移転を促進するために、国、県、市町が一体となって移転について指導をし、移転を実施する者には補助金を交付する。

事業の内容は次のとおり

ア 補助対象事業費

(ア) 除去費等

撤去費、動産移転費、跡地整備費等について補助を行う。(限度額72.8万円)

(イ) 建設助成費

危険住宅に代る住宅の建設または購入をするために要する資金を金融機関等から借入した場合において借入金利子に対して補助を行う。

限度額(建物)184万円 (土地)50万円

加算額 住宅建設・購入 55万円

土地の取得	18 万円
敷地造成	38 万円
イ 補助割合	
(一般地域) 国、県、市町	1/2、1/4、1/4

第3節 雪害予防計画

第1 道路雪害対策（県土木交通部）

1 計画方針

各道路管理者は、冬期の道路交通を安全に確保するため、毎年「道路除雪計画」等を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪害対策の実施に努める。

2 実施計画

(1) 除雪事業

雪害対策実施計画は、各道路管理者において毎年定める。

- ・西日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社が管理する道路(名神高速道路、北陸自動車道、新名神高速道路)

「雪氷対策概要」・・・西日本高速道路株式会社および中日本高速道路株式会社

- ・国土交通省が管理する道路(国道1号、国道8号、国道21号、国道161号)

「雪害対策計画書」・・・近畿地方整備局 滋賀国道事務所

- ・県が管理する道路(上記以外の国道、主要地方道、県道)

「道路除雪計画」・・・滋賀県土木交通部道路課

- ・県道路公社が管理する道路

「雪害対策実施計画」・・・滋賀県道路公社

- ・市町が管理する道路

「道路除雪計画」等・・・各市町

(2) 防雪事業

各道路管理者は、雪崩防止対策、チェーン脱着場の整備、消雪施設の整備等を計画的に実施する。

(3) 情報提供

各道路管理者は、管理する道路の路面の状況を迅速に把握し、通行者に適切な情報を提供するように機器の整備等に努める。

第2 集落雪崩対策（県土木交通部）

1 計画方針

豪雪地帯対策措置法第2条の規定により指定された豪雪地帯において、集落保護を目的とする雪崩防止工事を実施し、雪崩による災害から人命を守り、民生の安定を図る。

2 現況

本県には、県北部を中心に346箇所の雪崩危険箇所があり、事業については昭和63年度から伊吹町吉槻において雪崩予防柵や擁壁工を実施し、平成11年度からは余呉町中河内、平成12年度からは高島市マキノ町路原、平成17年度からは高島市マキノ町野口で雪崩予防柵などの対策工を実施している。

3 事業計画

雪崩危険箇所(346箇所)を対象に次の採択基準により緊急度の高い危険箇所から順次、雪崩予防柵、グライド防止擁壁などを実施する。

- (1) 移転適地がないこと

- (2) 人家おおむね5戸（公共建物含む。）以上または公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのあるもの。

第4節 防災知識普及計画

第1 防災知識普及計画（各機関）

1 計画方針

防災関係機関は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連絡を保ち単独または共同して住民のための防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

2 事業計画

(1) 実施期間

防災知識の普及は、災害が発生しやすい期間、または、全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おむね次の時期に実施するものとする。

ア 雪害予防に関する事項		1月～2月
	雪崩防災週間	12月1日～12月7日
イ 風水害予防に関する事項		5月～9月
	水防月間	5月1日～5月31日
ウ 土砂災害予防に関する事項		6月1日～6月30日
	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
エ 火災予防に関する事項	春季火災予防運動	3月1日～3月7日
	秋季火災予防運動	11月9日～11月15日
オ 災害全般に関する事項	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日
	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
	防災とボランティアの日	1月17日
カ 道路災害予防に関する事項	道路防災週間	8月25日～8月31日
キ 津波防災に関する事項	津波防災の日	11月5日

(2) 実施の方法

ア 防災関係職員に対する防災知識の徹底

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

(ア) 教育の方法

- | | |
|---------------|-----------------|
| a 講習会、研修会等の実施 | b 防災活動手引等印刷物の配布 |
| c 見学、現地調査等の実施 | |

(イ) 教育の内容

- | | |
|--------------------------------|------------|
| a 県地域防災計画で規定する各機関の防災体制と各自の任務分担 | b 非常参集の方法 |
| c 災害の特性 | d 防災知識と技術 |
| e 防災関係法令の運用 | f その他必要な事項 |

イ 学校教育における防災知識の普及

(ア) 現況

防火計画ならびにその避難方法については、各学校(園)において立案され実践されてはいるが、他の災害の場合の防災知識は十分徹底されておらず、災害時の防災知識を適宜の方法により普及徹底しなければならない。

(イ) 計画目標

災害時における児童・生徒等の生命の安全確保、障害防止等、被害軽減のための知識の普及に努める。

(ウ) 実施計画

- a 学校（園）に「安全に関する主任」を置き、年1回以上必要な防災教育を行う。
- b 学校（園）に防災責任者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。
- c 学校長は毎年度始めに、非常災害時における児童・生徒等の避難、学校の警備、防火防災等の計画を作成し、その徹底を図るものとする。

ウ 一般住民に対する防災知識の普及

一般住民の防災思想の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

(ア) 普及の方法

a 社会教育を通じての普及

P.T.A、成人学級、社会学級、青年団体、女性団体等の会合、各種研究集会等の機会を活用して、防災上必要な知識の普及に努める。

b 報道機関による普及

- (a) テレビ、ラジオ等による
- (b) 新聞等による

c 広報媒体等による普及

- (a) インターネット等による
- (b) 雑誌等による
- (c) その他印刷物による
- (d) 映画、スライド等による
- (e) 図画、作文等の募集による

d 起震車による普及

起震車を各消防本部を通じて、広く県民に貸し出し、実際的な体験による知識の普及、および技術の向上を図る。

(イ) 普及の内容

a 県地域防災計画で規定する、各機関の防災体制

b 災害に関する一般的知識

c 過去の主な被害事例

d 日常普段の心がけ

- (a) 住宅の点検
- (b) 屋内の整理点検
- (c) 火災の防止
- (d) 応急救護
- (e) 非常食料の準備
- (f) 避難地、避難場所、避難路等の確認
- (g) 非常持出品の準備

e 災害発生時の心得

- (a) 場所別、状況別の心得
- (b) 出火防止および初期消火
- (c) 避難の心得

エ 企業防災の促進

(ア) 企業は、災害時の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、風水害等に対する防災体制の整備を実施するなどの防災活動に努める。

(イ) 県および市町は、企業と協力して県内の防災力の向上を図るものとする。

(3) 防災週間の周知徹底

防災週間は、毎年9月1日を含む8月30日から9月5日までとすることが、昭和57年5月11日に閣議決定されている。

この週間の趣旨に基づき、県、市町、防災関係機関は、下記の防災行事を実施する。

ア 防災意識の高揚および防災知識の普及

(ア) 各種防災訓練、防災フェア、展示会等の開催

(イ) 講演会、研修会、映画会、その他防災教育

(ウ) ポスターの掲示、パンフレット、リーフレットの配布

(エ) 防災フォーラムの開催

(オ) 標語、作文、図面等の募集

(カ) 災害危険区域の巡視、点検、周知

- (キ) マス・メディアによる広報
- (ク) 防災功労者の表彰
- (4) 林野火災予防の徹底

山火事予防運動は、春季全国火災予防運動(3月1日から3月7日まで)の期間とするが、県下の林野火災発生状況等を勘案し、林野火災が多発することが予想される時期についても実施する。

ア 実施要領

(ア) 重点事項

- a たき火、喫煙時の消火準備を行うこと。
- b たき火の場所を離れる時は完全に消火すること。
- c たばこの吸いからは必ず消すとともに、投げ捨てはしないこと。
- d 火遊びはしないこと。
- e 強風または異常乾燥の時には、たき火、火入れしないこと。
- f 枯れ草等のある危険な場所では、たき火等はしないこと。
- g 火入れの許可は必ず受けること。

(イ) 啓もう活動は、ハイカー等の入山者、森林所有者、林内での作業者、農山村住民、小中学校生徒等を重点として実施するものとする。

(ウ) 駅、役場、学校、登山口等に警報旗、ポスター等を配備するほか、テレビ、ラジオ、有線放送、新聞等の報道機関を通じて入山者等に対し、山火事予防思想の普及啓もうを図るものとする。

(エ) 林業関係者、消防関係者等の密接な連携のもとに消防訓練、研究会等を開催し、地域の実情に即した予防対策を計画的に講ずるよう努めるものとする。

(オ) 地域団体、森林所有者等による山火事予防組織の育成強化を図るとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導するものとする。

第2 防災訓練計画 (各 機 関)

1 計 画 方 針

災害対策基本法第48条の規定に基づき、非常災害等に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と、防災関係機関の緊密な連携と協力のもとに迅速かつ確な応急体制を整備強化するとともに、県民の防災意識の高揚、防災知識の普及を図る。

2 事 業 計 画

(1) 総合防災訓練

防災関係機関の協調、防災技術の向上および防災知識の普及を図るため、おおむね次により毎年1回以上県防災会議が主唱し、関係機関が合同して実施、あるいは、図上により防災総合訓練を行う。

ア 訓練の時期

原則として防災の日または防災週間内

イ 訓練事項

その都度参加機関が協議することとするが、おおむね次の事項について実施する。

交通規制、通信、給水、初期消火、ヘリポート設置、炊き出し、航空偵察、道路障害物除去、架橋、浮栈橋設置、避難誘導、救護所設置、電話回線応急復旧、放送施設応急復旧、水防、情報収集伝達、陸上・湖上運送、空輸、電力施設応急復旧、水道本管応急復旧、都市ガス導管応急復旧、船舶火災消火救出救助、孤立者吊り上げ救助、水難救助、特設公衆電話開設、負傷者応急手当、高圧ガス容器転倒措置、事故車両火災消火救出救助、水没者捜索救助、高圧ガスタンクローリー車事故ガス漏れ応急復旧、血液輸送、高層建物避難救出救助火災防御、林野火災防御、その他訓練。

(2) 各機関別訓練

ア 実施責任機関

(ア) 防災関係機関は、それぞれの計画に基づいて、応急対策を実施するための必要な訓練を実施、あるいは図上により単独もしくは他の機関と合同して実施する。

(イ) 防災関係各機関は、他の機関が実施する防災関係訓練について協力、または参加を求められたときは特別な事情のない限りこれに協力または参加するものとする。

イ 県が行う訓練

県は、他の機関の協力を得て「水防計画」の定めるところにより、毎年1回模範水防訓練を実施する。

ウ 市町等が行う訓練

(ア) 防災訓練

市町は市町域の各防災関係機関と緊密な連携と協力のもとに防災訓練を実施する。

(イ) 水防訓練

水防管理団体は水防法の規定により、毎年1回、水防訓練を全指定水防管理団体で実施することとし、水防に関する訓練を単独あるいは、必要に応じ広域洪水等を想定した水防管理団体相互の合同訓練を実施するものとする。

実施に当っては関係機関が緊密な連絡をとり必要に応じ他の関係する訓練と併せて実施する。

(ウ) 消防訓練

市町長および消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町と合同して実施するものとする。

実施に当っては関係機関と緊密な連絡をとり必要に応じて他の関連訓練と併せて実施するものとする。

(エ) 林野火災訓練

関係市町は林野火災特別地域対策事業を実施し、併せて林業防災関係機関と緊密な連携と協力のもとに、林野火災訓練を実施する。

エ 避難訓練

(ア) 事業所等の避難訓練

市町、消防機関その他防災関係機関は、学校、病院、社会福祉施設、工事事業所、作業場、工場、百貨店等の避難施設の整備と訓練を指導するものとする。

(イ) 土石流等の危険箇所における避難訓練

市町は関係機関と協力して土石流および急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する総合的な防災訓練を、毎年梅雨期および台風期の前ならびにその期間中に実施するよう努めるものとする。

第3 防災調査計画（各機関）

1 計画方針

滋賀県の地域における河川、ため池、山くずれ、土石流、急傾斜地、宅地造成地、高層建築物等で災害発生または危険が予想される箇所の事前調査、あるいは地震災害の被害想定規模等の調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

2 事業計画

(1) 防災パトロール

市町長が実施責任者となり、市町ならびに県および自衛隊等の災害対策関係者が共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査して、それぞれの問題を想定して、その対策を検討し、必要な指示、指導を行うものとする。

(2) 危険箇所の周知

風水害、土砂災害、地震等災害要因を検討し、被害を想定してこれら危険箇所に対する予防、応急および復旧の諸対策の意見をまとめて住民関係機関に周知する。

第5節 気象等観測業務計画

(各 機 関)

1 計 画 方 針

気象に関する自然災害防止を図るため、予報、警報等の情報収集を的確迅速に行い、これの適切な通知等気象業務施設の整備、充実を推進する。

2 現 況

彦根地方气象台、国土交通省、県等各機関の行う気象観測施設の整備状況は次のとおりである。(詳細は別冊資料編参照)

(1) 雨量観測施設

ア 彦根地方气象台

(ア) 観測所 12 箇所

(イ) 観測通報 地域気象観測システム (AMeDAS) により気象庁へ自動観測・通報されている。

イ 県土木交通部

(ア) 観測所 100 箇所

(イ) 観測通報時

滋賀県土木防災情報システム (SISPAD) により雨量情報が水防本部へ自動送信されている。但しシステム障害等の場合、観測所の時間雨量が 20mm を超えたとき、累積雨量が 80mm を超えたとき、6 時間以内に降雨量が 50mm に達したとき、その他相当の降雨があると認められるときは、それ以降天候が回復するまでの間、毎時観測し、水防本部に通報する。

ウ 近畿地方整備局琵琶湖河川事務所

観測所 40 箇所

エ 関西電力株式会社滋賀支店

(ア) 観測所 1 箇所

(イ) 観測通報等 彦根地方气象台の 24 時間観測通報、3 時間観測通報、1 時間観測通報による。

(2) 水位観測所

水位観測通報については、毎年度定める「水防計画」の定めるところによる。平成 23 年度の水防計画では県水防本部に通報を要する量水標は 80 ヶ所である。

(3) 積雪観測所

県土木交通部 42 ヶ所

西日本高速道路株式会社 19 ヶ所

中日本高速道路株式会社

国土交通省 14 ヶ所

彦根地方气象台 4 ヶ所

東海旅客鉄道株式会社 3 ヶ所

西日本旅客鉄道株式会社 1 ヶ所

(4) 風速観測所

西日本高速道路株式会社 16 ヶ所

中日本高速道路株式会社

(5) レーダー雨量システム(近畿地方整備局)

ア 雨 量

(ア) 近畿全域定性分布

(イ) 近畿全域定量分布

- (ウ) 河川流域別時間雨量
- (エ) ダム流域別時間雨量
- (オ) 道路路線別時間雨量
- (カ) 四国地方定性分布
- (キ) 中部地方定性分布
- (ク) 北陸地方定量分布
- (ケ) 中国地方定量分布
- (コ) 近畿以西広域定性分布
- イ 降 雪
近畿、中部、中国、北陸の定量分布
- ウ 予測雨量
近畿全域予測雨量分布(1時間、2時間、3時間)

県は、上記気象観測施設において観測された情報を得るほか、次に掲げるシステム等を活用し、必要な情報を得ることとしている。

- (1) 地域気象情報提供システム(気象業務事業所)
 - ア 気象注意報
 - イ 地震情報
 - ウ 台風情報
 - エ アメダス
 - オ 天気予報
 - カ 気象レーダー情報
 - キ 類似台風情報
- (2) 国土交通省川の防災情報(国土交通省ホームページ)
 - ア 雨量情報
 - イ 水位情報
 - ウ 警報
 - エ その他

3 事業計画

各機関は自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備、観測方法の改善に努めるものとする。また彦根地方気象台においては、竜巻等突風予測技術の精度向上をはかるとともに情報提供に努める。

第6節 通信、放送施設災害予防計画

第1 通信施設災害予防計画（県知事直轄組織、西日本電信電話株式会社滋賀支店、非常通信協議会）

1 計画方針

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止するとともに、災害による故障が発生した場合における電気通信設備および回線の復旧を迅速かつ的確に行うため各設備ごとに予防措置の万全を期するものとする。

2 現況

(1) 県防災行政無線(知事直轄組織)

県と市町および防災関係機関相互間の災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、防災行政無線網を整備し、さらに平成6年度から3か年計画で衛星系と地上系の2ルートで構成し、相互に補完する信頼度の高い通信回線である新たな防災行政無線網を整備した。

これらの無線設備は、災害によって生じる通信回線の途絶等の障害の発生を防止するため、設置当初から各種災害予防対策を行い、万全を期している。

ア 各無線局の無線送受信装置は、可能な限りの小型軽量化を図り、かつ据付にあたっては、ゆれ止め施工をしている。

イ 積雪地域の無線局の空中線は、融雪装置付にしている。

ウ 各無線局には、予備電源として自動起動/停止型の発動発電機を設置している。

エ 統制局、中継局には、機器室に自動消火設備を設置している。

(2) 一般通信施設(西日本電信電話株式会社滋賀支店)

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による故障が発生した場合において電気通信設備または回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、孤立化防止対策用衛星電話を整備して遠隔地市町の通信途絶の防止等通信サービスの確保を図るため、西日本電信電話株式会社の実施する一般通信施設予防計画について定める。

ア 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を行い万全を期している。

(ア) 豪雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力耐水構造化を行う。

(イ) 暴風または、豪雪のおそれがある地域の電気通信設備等について耐風または、耐雪構造化を行う。

(ウ) 主要な電信通信設備が設置されている局舎、建物について耐震および耐火構造化を行う。

(エ) 主要な電気通信設備について予備電源設備を設置する。

イ 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施または計画するものとする。

(ア) 主要市町間の各ルートの伝送路を整備する。

(イ) 主要区間の伝送路について、有線および無線による2ルート化を実現する。

(ウ) 災害対策機関等の通信を確保する。

ウ 回線の応急措置計画

災害が発生した場合において迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめつぎの措置計画を定め、万全を期すものとする。

(ア) 回線の切替措置方法

(イ) 二中継順路の臨時変更(う回路変更を含む)発信規制措置等の臨時疎通措置方法

(ウ) 移動無線機および移動無線車の発動ならびに運用方法

(エ) 災害対策用電話回線の作成

エ 孤立化防止対策計画

災害の発生で、県下の遠隔地市町との通信途絶による孤立化する恐れがある場合、孤立化防止対策用衛星電話

の整備充実を図る。

オ 実施状況

電気通信設備の防災計画、回線の非常措置計画および、孤立化防止対策計画についてはほぼ実施済みであり、伝送路の整備計画についても、一部の遠隔地域を除いてほぼ実施済みである。

(3) 警察通信連絡(県警察本部)

既設の警察有線通信設備、警察無線通信設備により通信を確保するとともに、多様な通信手段の開発を働きかける等して、災害時における通信輻輳時にも耐えられるよう整備を行う。

(4) 非常通信(非常通信協議会)

非常災害時において公衆通信回線が途絶したり、またその利用が困難となったとき、電波法第52条の非常通信の活用のほか、災害対策基本法第57条、第79条、災害救助法第28条および水防法第20条の規定により、無線施設設置者の協力を求めて使用することができる。非常通信協議会は非常通信の円滑な実施を確保するための必要な体制を整備することを目的に、総務省を中心に無線施設の設置者や非常通信に関係の有する者により構成している。

また、無線施設設置者の通信設備を利用して県下各市町から県庁までの非常通信路を「非常通信経路計画」として定め、本計画をもとに平素から関係機関が連絡を密にし、災害に備えるものとする。

3 事業計画

(1) 県防災行政無線(知事直轄組織)

県では、各種の災害が発生した場合に、予想される通信設備の災害に対処し、通信の途絶防止対策および災害復旧対策の強化、確立に努める。

ア 災害を未然に防止するため、各無線局の施設および各機器の機能について、降雨雪期前等に定期保守点検を行うほか、巡回保守点検により、現状の把握および補強、補修を行う。

イ 応急機器としての可搬型移動局(全県)の増強および幹線系障害時のバックアップ用としての移動多重無線局の整備を推進する必要がある。

(2) 一般通信施設(西日本電信電話株式会社 滋賀支店)

重要通信に影響を及ぼすおそれのある設備については、緊急度に応じて改善等対策を実施する。

第2 放送施設災害予防計画 (日本放送協会大津放送局、株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社)

1 計画方針

各放送事業者は、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護復旧のため、遅滞なく適切なる処置を講ずるよう各設備ごとに予防措置の万全を期するものとする。

2 事業計画

各放送事業者は、平常から次の予防措置を講じる。

- (1) 各放送事業者が個別に定める放送施設や局舎の防災基準に基づく措置
- (2) 消耗品、機械等の一定量常備、および応急資材等の整備
- (3) 無線中継状態の把握
- (4) 移動無線機等の伝ぱん状態の把握
- (5) 非常持出機器、書類の指定
- (6) 仮設送信設備の設置場所の検討
- (7) その他必要と認められる事項。

第7節 火災予防計画

(県知事直轄組織)

1 計画方針

火災の発生を未然に防止し、また一旦火災が発生した場合被害の軽減を図るため火災予防および消防体制の整備を図る。

2 現況

社会環境の変ぼうに伴い、災害の様相もますます複雑多様化し、これに対処すべき消防業務も質、量ともに増大し、住民の消防に対する期待もますます高くなっている現状にある。このように増大する災害に対処するため、優秀な消防人を確保し、消防施設の充実、強化を図り、より効果的な消防技術、消防体制を整備、推進するとともに火災予防の徹底を図り、地域全体としての火災、その他の災害に対する防御策を確立していくことが必要である。

3 事業計画

(1) 予防消防の強化充実

ア 防火思想の普及および火災予防の徹底

県民に対する防火思想の普及および火災予防の徹底については、第4節第1「防災知識普及計画」によるほか次の方法により行うものとする。

(ア) 県および市町は、春秋2回の火災予防運動および文化財防火デー、年末年始防火運動、山火事予防運動、車両火災予防運動、危険物安全週間等を通じ火災予防思想の普及徹底を図る。

(イ) 県は、彦根气象台から火災気象通報を受けた時は、防災行政無線等を通じて市町等に火災予防啓発の必要性を周知する。

(ウ) 市町は、火災警報を発令した場合、広報車または有線放送等を通じて火災予防を周知徹底させる。

(火災警報を一般住民に周知させるときは、火災予防条例準則第29条の禁止行為についても、あわせて広報するよう努める。)

イ 予防査察体制の充実強化

市町は、次により消防機関の予防査察体制の充実強化をはかる。

(ア) 毎月7日の防火点検日を中心に査察を実施し、県民が行う点検を指導する。

(イ) 春秋2回の火災予防運動期間中を中心に年間計画に基づき予防査察を実施する。

(ウ) 火災警報発令中には火を使用する施設、設備および物品を重点に予防査察を実施する。

(エ) その他、必要に応じ特別査察を実施する。

ウ 特定防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物および同法17条の規定により消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

(ア) 市町は、消防法、市町火災予防条例に基づき学校、病院、事業場、興行場等多数の者が出入し、勤務し、または居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立入検査を励行し、消防用設備等に不備が認められる場合は、消防法第17条の規定により設置、改修について強い指導を行うものとする。また通報、避難、消火等の訓練の実施および消防計画の作成の指導を強化する。

(イ) 市町は、消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者の選任を期し、その有資格者を養成するため、防火管理者資格附与講習会の開催、また現任防火管理者に対し、防火管理者上級講習会を開催する等により、その資質の向上を図るとともに消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の拡充、消防用設備等の整備点検および火気の使用等について十分な指導を行う。また、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理を要する防火対象物に対し、共同防火管理体制の推進を図る。

(ウ) 市町は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着手の届出、火災予防条例の定める防火対象物使用(変更)届出の際の指導を強力に

行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

- (エ) 県は消防法第 17 条の 10 に基づき、消防設備士に対し知識の習得と技術の練磨を指導するため講習会を開く。

エ 県民皆消防体制の促進

- (ア) 県下の幼児、少年がお互いに火事に対する正しい知識を身につけることにより、火災予防の意識高揚や火災防止を図るため幼年消防クラブ、少年消防クラブの組織拡大に努める。
- (イ) 女性が家庭において防火に関して大きな役割を担っている現状から、お互いに防火意識を高める組織づくりが必要であり、地域の実情を考慮し女性防火クラブの結成を図る。
- (ウ) これらのクラブの防火活動に対し指導・育成にあたる市町防火委員会の充実強化を行うとともに防火教室等を開催する。
- (エ) 県幼少年女性防火委員会は、これら市町防火委員会および民間防火組織と連携を図り、自主的防火組織の拡大にあたる。

(2) 消防力の整備充実

消防の組織体制の確立と施設設備の整備を図り、消防の科学化および近代化を促進することとし、次のことを推進する。

ア 組織体制の強化

- (ア) 常設消防の整備充実
県下における常設消防体制の充実を図るため、警防、予防、救急各部門の整備充実を推進する。
- (イ) 市町消防の連絡協調の推進
市町間の消防行政の向上と格差是正を図るための連絡協調を推進するものとする。
- (ウ) 消防関係機関相互間による消防業務の協力
県は、常設消防機関の協力を得て警防、予防、救急について専門的研究を行い、市町に対する消防行政の指導、助言等を行うものとする。

イ 消防職団員に対する教育訓練の徹底

県および市町は消防職団員の消防に関する知識および技術の向上を図るため次の措置をとる。

- (ア) 消防大学校および県消防学校における教育訓練
県および市町は、消防職団員にかかる初任教育、幹部教育、専科教育等の各教育課程へ各職務に該当する消防職団員を派遣するよう努めるものとする。
- (イ) 現地教育
市町は、県消防学校が、各市町に出向いて実施する現地教育には、全員を受講せしめるよう努めるものとする。

第8節 建造物災害予防計画

第1 建造物災害予防計画（県土木交通部）

1 計画方針

近年の著しい都市化現象は市街地の高密度化を促した。この結果建造物は高層化、大型化してきてその用途や設備が多様化しているため、災害発生時には人身事故につながる事が予想される。このため次の各号に掲げる事業等を計画実施し、建造物自体の災害による事故の発生を防止する。

2 事業計画

(1) 建造物の防災対策

ア 一般住民に対する防災知識の普及および啓発

空気乾燥による火災発生危険時期(春・秋)および台風期、積雪期において一般住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携のうえ、次の対策を講ずる。

(ア) ポスター掲示

映画館、駅、公衆浴場、公民館、公共施設、その他人目につきやすい場所に掲示する。

(イ) 新聞、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及

(ウ) 講演会等の開催

(エ) 建築物防災相談所の開設

建築士会その他の団体と協力して個々の建築物の防災について相談に応ずる。

イ 建築物防災診断の実施

必要に応じ消防機関、建築士会、その他の団体と協力して個々の建築物の防災診断を行う。

ウ 建築基準法令の普及

関係団体に対する法施行上の協力を要請して、遵法精神の高揚に努める。

エ 避難所利用の公共施設の建築

学校、庁舎、公会堂等多人数を収容し得る公共建築物にあつては、2階建以上の耐火構造等の建築物とすることにより、災害時に有効な避難救護施設となり得るよう市町等に対し指導する。

(2) 建築物積雪関係取扱基準

昭和56年の豪雪によって建築物に多大の被害が生じたことにかんがみ、多雪区域においては、特に大梁間鉄骨造建築物に対して設計・施工・維持管理についての取扱基準を定めた。

ア 対象地域

平成12年6月28日滋賀県告示第433号(別冊資料編に掲げる「滋賀県垂直最深積雪量指定図」中100cm以上)

イ 対象建築物

鉄骨造建築物(屋根を鉄骨造としたものを含む)でスパン16メートル以上のもの。

第2 市街地災害予防業計画（県土木交通部）

1 計画方針

市街地における災害を予防するため、市街地再開発事業の推進を図り、土地の合理的利用の増進と災害の発生を防止する。

2 現況

既成市街地には低層の木造建築物が密集している地域があり、都市機能の低下をきたしているとともに、火災等の災害が発生すると、人命、財産に大きな損害を与える可能性が高い状況にある。

3 事業計画

(1) 都市不燃化の促進

ア 防火、準防火地域の指定

防火、準防火地域を指定して、建築基準法による規制を行い、都市の不燃化を図る。

イ 建築基準法第 22 条区域指定

防火および準防火地域以外の地域においても建築基準法第 22 条区域を指定して、建築物不燃化を図る。

(2) 市街地再開発事業

居住環境の悪い低層の木造建築物が密集した既成市街地において高度利用地区を指定し、細分化された敷地を広く統合して不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、安全で快適な市街地の整備を図る。

現在までに竣工したものは、守山駅西口地区「セルバ守山」、草津駅前 A 地区「Lty932(くさつ)」、浜大津駅前 B 地区「明日都浜大津」、大津駅南地区「プエルタ大津」、大津中央地区「TOWER111」および渋川一丁目 2 番地区「ザ・草津タワー」の 6 地区である。また、次の地区で計画、整備を進めている。

大津駅西地区（大津市）	地区面積約 0.3ha
計画期間	平成 21 年度～平成 25 年度(予定)
事業計画作成	平成 22 年度
組合設立	平成 22 年度
工事期間	平成 23 年度～平成 25 年度(予定)

第9節 防災救助施設等整備計画

第1 水防施設整備計画（県土木交通部）

1 計画方針

風水害に対処するため、水防法の規定により滋賀県の区域における水防の責任を十分に果し、水害の防御およびこれによる被害を軽減するために必要な水防倉庫、水防資機材等の水防施設を充実強化する。

2 現況

水防計画の定めるところによる。

3 事業計画

水防管理団体は次により施設および資機材等を備えつめるよう努めるものとする。

(1) 水防倉庫

ア 水防用資材および機材を備蓄するもので大きさは3.3㎡以上とする。

イ 設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適切な場所のないときは堤防内、法肩その他支障のない箇所に設置する。

(2) 水防用資材機材

ア 資材中腐損傷のおそれのあるものは、常に点検し新しいものを備蓄しておくこと。

イ 資材確保のため、水防区域近住の資材業者等の手持資材量を調査しておいて、緊急時の補給に備えること。

ウ 資材器具を使用中、減損したときは直ちに補充する。

エ 水防管理団体は、災害発生に伴う停電時の情報確保のため、電池式受信機を設備するように努めるものとする。

品名	数量	摘要	品名	数量	摘要
土のう袋類	2,000 枚		スコップ	20 丁	
ビニールシート	160 枚		掛 矢	6 丁	
杉丸太 4m 末口 15cm	50 本		鋼ハンマー	6 丁	
2m 末口 10cm	100 本		両つるはし	5 丁	
木 杭	50 本	1.2~1.8m	斧および鉋	5 丁	
鋼 杭	50 本		た こ	3 丁	
縄（ロープ）	40 玉	4分、12kg	鋸（大小）	各3丁	
鉄 線	20 kg	#10	木 鎌	6 丁	
ペンチ	5 丁		片手ハンマー	10 丁	
クリッパー	2 丁		一 輪 車	2 台	
発電機	2 台		かすがい	50 本	
投光器	3 台		ロープ（命綱）	10 本	

(3) 量水標

ア 指定水防管理団体は担当区域内の適当な箇所に量水標を設置すること。

イ 量水標の巾21cm、目盛は2cm刻み黒白の交互、10cmごとの数字を黒字とし1m毎の数字を赤字とする。

ウ 水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）は横に赤線で示すこと。

エ 設置場所は河状の整った所で流失のおそれなく夜間でも観測し得るところとする。

(4) 雨量計

指定水防管理団体は、担当区域の適当な箇所に雨量計を設けること。

第2 消防施設整備計画（県知事直轄組織）

1 計画方針

最近における火災の複雑化、多岐化および大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づき、消防施設の整備を促進し、充足率の低い市町から徐々に強化していく。

2 現況

高層建築物および危険物施設等の増加に伴い、科学化・機動化を図るため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車および救助工作車の設置等、科学消防力の充実に努める。

3 事業計画

県は次により消防施設設備の整備について指導と助成を行うものとする。

(1) 科学消防力の整備

危険物施設等の増加に伴い、科学化、機動化を図るため、化学消防ポンプ自動車、屈折はしご付消防ポンプ自動車、および消防艇の配備等、科学消防力の充実に努める。

(2) 化学消火薬剤等の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消火剤等の備蓄に努めるものとする。

(3) 消防無線の充実および広域化

広域的災害に備えて県内共通波の有効的な運用を図るとともに、全国共通波の整備を推進する。

(4) 消防水利の確保

消火栓の新設、および増設、防火水槽の設置等、消防水利の確保が行われるよう市町等に対し必要な助言を行う。

第3 救助施設等整備計画（県農政水産部、近畿農政局 大津地域センター、県知事直轄組織、県健康福祉部）

1 計画方針

災害に際し、災害対策基本法および災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑にその機能を有効適切に発揮できるようにするため、平常時における必要資機材の整備を図るとともに災害時における迅速かつ確実な調達が可能となる体制を確保する。

2 現況

(1) 食料（県健康福祉部、農政水産部、近畿農政局 大津地域センター）

被災者および救助作業従事者に対し、米穀等の応急食を実施するとともに、食料供給の万全を図る。

また、災害時に備え、市町は各家庭や自治会、自主防災組織と一体となって災害発生直後の応急期に必要と想定される食料を確保する体制整備に努める。

県は、市町等を支援するため備蓄および協定の締結等により、迅速に食料の提供を行える体制の整備を行う。

(2) 被服・寝具、その他生活必需品（県健康福祉部、県知事直轄組織）

市町は、災害発生時において必要と想定される被服・寝具、その他生活必需品について各家庭等と一体となり、確保を行う体制の整備に努める。

県は、市町等を支援するため備蓄および協定の締結等により、迅速に必要な生活必需品の提供を行える体制の整備を行う。

なお、県における生活必需品の備蓄状況は、滋賀県地域防災計画（資料編）「災害救助用備蓄物資保管倉庫一覧表」に掲げるとおり。

(3) 医薬品・衛生材料・医療用ガス等（県健康福祉部）

災害発生時に必要な医薬品・衛生材料・医療用ガス等については、滋賀県医薬品卸協会、京都医療機器協会および日本産業・医療ガス協会滋賀県支部と災害時における供給に関する協定を締結し、災害発生時に医療機関等からの要請に基づき、医薬品等を供給することとしている。

3 事業計画

(1) 食料(県健康福祉部、県農政水産部、近畿農政局 大津地域センター)

ア 被災者に対する応急の食料として、保存食の備蓄に努める。

イ 災害時における食料供給は、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく「緊急食料調達・供給体制整備要綱」および「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき実施する。

ウ その他、家庭における一定量の備蓄の推奨を促す。

(2) 被服・寝具、その他生活必需品(知事直轄組織、県健康福祉部)

ア 被服・寝具、その他生活必需品については、品目・数量について検討を行い、必要量についての備蓄を行うとともに、被災時における必要な物資の調達を迅速かつ円滑に行うため、関係業者との連絡を密にし、協力を依頼するなど緊急調達体制を確保する。

イ 災害時において救助用物資を迅速かつ確実に調達するため、毎年度、各環境・総合事務所および大津市の管轄区域ごとに主な業者を選定して、その平常時の在庫量等を調査把握し、災害時の調達に備える。

(3) 医薬品・衛生材料・医療用ガス等(県健康福祉部)

災害時に必要な医薬品・衛生材料・医療用ガス等の供給に関する協定を締結し、関係団体における供給体制等の整備を図る。

(4) 救急医療(県知事直轄組織)

県は、救命率の向上をはかるため、消防本部の救急救命士が高度な応急処置ができるよう高規格救急自動車や救急資機材の導入促進を図る。

(5) 災害拠点病院(県健康福祉部)

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受け入れおよび搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する「地域災害医療センター」を二次保健医療圏毎に1か所、さらにそれらの機能を強化し、要員の訓練・研修機能を有する「基幹災害医療センター」を県域に1か所指定し、災害拠点病院としての整備を図る。

第10節 電力・ガス施設災害予防計画

第1 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社）

1 計画方針

災害対策基本法第39条に基づき、電力施設に係る災害予防を図るため、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資する。

2 現況

電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注する。

具体的には、災害別に、設備ごとの災害予防の計画をたて、計画的な設備改修を行うとともに、点検・整備を実施している。

3 事業計画

(1) 電力設備の災害予防措置に関する事項

ア 水害対策

(ア) 水力発電設備

過去に発生した災害および被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置および建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点をおき次の箇所について点検・整備を実施する。

- a ダム、取水口の諸設備および調整池、貯水池の上、下流護岸
- b 導水路と溪流との交差点およびその周辺地形との関係
- c 護岸、水制工、山留壁
- d 土捨場
- e 水位計

(イ) 送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、壁、石積み強化等を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(ウ) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取り付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化、または防水壁等を組合せて対処する。

イ 風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等のより対処する。

ウ 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(ア) 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

(イ) 送電設備

鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、

電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(ウ) 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバー取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(エ) 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

エ 雷害対策

(ア) 送電設備

架空地線の設置、避雷装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

(イ) 変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継雷装置を強化する。

(ウ) 配電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器の重点的な設置

オ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等の基づいて算定する。

カ 土砂崩れ対策

送電線路における土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝等の対策を実施する。また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等のより被害の未然防止に努める。なお、土砂採取、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

(2) 防災業務施設および設備の整備

ア 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

(ア) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設および設備

(イ) 潮位、波高等の観測施設および設備

イ 通信連絡施設および設備

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設および設備の強化、整備を図る。

(ア) 無線伝送設備

a マイクロ波無線等の固定無線施設および設備

b 移動無線設備

c 衛星通信設備

(イ) 有線伝送設備

a 通信ケーブル

b 電力線搬送設備

c 通信線搬送設備（光搬送設備含む）

(ウ) 交換設備

(エ) IPネットワーク設備

(オ) 通信用電源設備

ウ 非常用電源設備

本店、支店等および業務機関は、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

エ コンピューターシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震および火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

オ その他災害復旧用施設および設備

電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電機設備等を整備しておく。

(3) 災害対策用資機材等の確保および整備

ア 災害対策用資機材の確保

本店、支店等および業務機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

本店、支店等および業務機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 災害対策用資機材等の広域運営

本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱（中央電力協議会策定）」に基づき、他電力会社および電源開発株式会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

オ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

本店、支店等および業務機関は、食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

カ 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

(4) 電気事故の防止

ア 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検、（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

イ 広報活動

(ア) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- a 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所に通報すること。
- c 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- d 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること。
- e 屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切ること。

f 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

g その他事故防止のため留意すべき事項。

(イ) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(ウ) 停電関連

病院等の重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。

(5) 防災教育

本店、支店等および業務機関は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(6) 防災訓練

本店、支店等および業務機関は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第2 ガス施設災害予防計画 (大阪ガス株式会社)

1 計画方針

災害の発生を未然に防止するために、あるいは、災害が発生した場合にも、その被害を最小限に止めるため、平常から防災施設および工作物の設置および維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について計画的に実施している。

2 現況

現在、滋賀県内には、京滋導管部が(大津市・近江八幡市・草津市・守山市・栗東市・野洲市・東近江市・湖南市・甲賀市・竜王町・彦根市・長浜市・愛荘町・多賀町)の一部にガス供給を行っている。

3 事業計画

(1) ガス施設安全対策

ア ガス製造設備

浸水の恐れのある設備には、防水壁、防水扉、防水ポンプ等の設置および機器類・物品類のかさ上げによる流出防止措置等、必要な措置を講じる。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管および浸水の恐れのある地下マンホール内の整圧機を巡回点検する。

(2) その他防災設備の整備

ア 検知・警報設備

災害発生時において、すみやかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持ったガス漏れ警報設備、圧力計・流量計を設置する。

イ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ウ 資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(3) 防災教育・訓練の実施

ア 防災教育

ガス施設にかかる防災意識の高揚を図り、ガスにかかる災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

イ 防災訓練

災害発生時の対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(4) 広報活動

顧客に対し、パンフレット等を利用してガスの正しい使い方およびガス漏れの際の注意事項を周知する。

第3 LPガス供給設備等災害予防計画（滋賀県エルピーガス協会）

1 計画方針

災害発生を未然に防止するため、または災害が発生した場合には、その被害を最小限に止めるため、平常から容器および供給設備の設置と維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及促進に努める。

2 現況

現在、LPガスは滋賀県全域に、LPガス販売事業者がそれぞれの供給を行っている。各LPガス販売事業者が「液化石油等ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液化石油等ガス法」という。）第27条第1項第4号に基づき業務を行っている。

3 事業計画

(1) 保安体制

液化石油等ガス法に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液化石油等ガス販売事業者に保安体制ならびに非常体制の具体的措置を確立する。

(2) LPガス設備対策

LPガス容器ならびにLPガス容器置場内容器の転倒転落防止措置に加え、容器回りの配管をパイプサドル等により建物等に固定するほか、容器の流出防止対策を講じる。

(3) LPガス設備の巡回点検

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ供給設備（容器置場、容器設置場所）の被害のおそれのある箇所へ赴き巡回点検を行う。

(4) 教育訓練

液化石油等ガス販売事業者の防災意識の高揚を図り、LPガスに係る災害発生の防止に努めるため、災害措置に関する専門知識、関係法令、保安管理技術について、液化石油等ガス販売事業者に対する教育を実施する。

第11節 鉄道施設災害予防計画

第1 JR 施設災害予防計画（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社(京都支社)）

1 計画方針

JR 施設における災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

2 現況

鉄道施設は次のとおりである。

線名 種別	東海道本線	湖西線	北陸本線	草津線	計
営業キロ	79.1km	73.1km	37.6km	35.3km	225.1km
橋りょう	318カ所 (5.0km)	332カ所 (6.0km)	128カ所 (1.04km)	59カ所 (0.6km)	837カ所 (12.64km)
高架橋	2カ所 (0.17km)	118カ所 (27.0km)	-	4カ所 (0.9km)	124カ所 (28.07km)
トンネル	7カ所 (3.7km)	16ヶ所 (14.1km)	8カ所 (6.2km)	1カ所 (0.02km)	32カ所 (24.02km)

東海旅客鉄道株式会社(東海道本線 米原～関ヶ原)含む。

3 事業計画

災害を予防するため、おおむね次の各号に掲げる事項について計画実施する。

- (1) 橋りょうの維持補修ならびに改良強化
- (2) 河川改修に伴う橋りょう改良
- (3) 法面、土留の維持補修ならびに改良強化
- (4) トンネルの維持補修ならびに改良強化
- (5) 鉄道林の造成ならびに落石防止設備の改良強化
- (6) 建物等の維持補修ならびに改良強化
- (7) 通信設備の維持補修
- (8) 空頭不足による橋げた衝撃事故防止および自動車転落事故防止の推進
- (9) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (10) 台風ならびに強風時等における線路警戒態勢の確立
- (11) その他防災上必要な設備改良

第2 民有鉄道施設災害予防計画（京阪電気鉄道株式会社、近江鉄道株式会社、信楽高原鐵道株式会社）

1 計画方針

民間鉄道施設の災害防止については、線路諸設備の実態を把握し併せて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

2 現況

- (1) 近江鉄道株式会社
 - ア 鉄道営業距離 59.5km

- (ア) 本線 米原～貴生川間 47.7km
- (イ) 八日市線 八日市～近江八幡間 9.3km
- (ウ) 多賀線 高宮～多賀大社前間 2.5km

イ 主たる施設

- (ア) 隧道 2か所 (佐和山隧道 340m 清水山隧道 148m)
- (イ) 橋梁 142か所 (芹川 66m 犬上川 270m 宇曾川 142m 愛知川 239m
佐久良川 148m 日野川 137m 野洲川 229m)
- (ウ) 踏切 176か所 (1種甲 135、4種 41)
- (エ) その他 駅 33 変電所 4ヶ所 (米原、高宮、八日市、水口)

(2) 京阪電気鉄道株式会社

ア 軌道営業距離 19.1km

- (ア) 京津線 四宮～浜大津間 5.0km
- (イ) 石山坂本線 石山寺～坂本間 14.1km

イ 主たる施設

- (ア) 隧道 1か所 (逢坂山隧道 250m)
- (イ) 橋梁 17か所
- (ウ) 踏切 102か所 (1種甲 96、3種 6)
- (エ) その他 駅 24 変電所 2ヶ所 (石山、滋賀)

(3) 信楽高原鐵道株式会社

ア 鐵道営業距離 14.7km

イ 主たる施設

- (ア) 橋梁 48か所 (杣川 96m, 隼人川 46m, 雲井川 19m, 第一大戸川 30m, 第二大戸川 65m)
- (イ) 踏切 12か所 (1種 4、3種 1、4種 7)
- (ウ) その他 駅 5

3 事業計画

災害を予防するため、おおむね次の各号に掲げる事項について計画実施する。

- (1) 橋りょうの維持補修ならびに改良強化
- (2) 河川改修に伴う橋りょう改良
- (3) 法面、土留の維持補修ならびに改良強化
- (4) 隧道の維持ならびに改良強化
- (5) 防雪設備の維持修繕ならびに改良強化
- (6) 建物等の維持補修ならびに改良強化
- (7) 電線路支持物等の維持補修ならびに改良強化
- (8) 空頭不足による橋げた衝撃事故防止および自動車転落事故防止の推進
- (9) その他防災上必要な設備改良

第 12 節 農林水産関係災害予防計画

(県農政水産部、県琵琶湖環境部、近畿農政局)

1 計画方針

県は、各種災害による農作物等への被害(病虫害を含む)の軽減を図るため、営農技術の普及ならびに気象情報等諸情報の末端への迅速な伝達に努めるとともに、指導体制の確立を図る。また、この計画の推進のため、関係機関、団体の積極的な協力を要請するものとする。

2 計画の内容

(1) 営農技術の確立ならびに普及

県は、それぞれの災害に応じた防災技術指針を確立し、農業農村振興事務所および病虫害防除所等を通じて市町、農業団体等に対し情報提供を行うとともに、必要に応じて、説明会・研修会を開催してこれの普及を図る。

ア 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術

イ 災害に耐え、被害を最小に食い止めるための技術

(2) 家畜伝染病の発生予防およびまん延防止対策

県は、家畜伝染病予防については、家畜保健衛生所において、多発が予想される疾病の調査を行うとともに、国の防疫方針に基づき、伝染病の発生予防およびまん延防止のため、注射、検査、消毒等の対策強化を図り万全を期す。

なお、市町農業団体の関係職員および獣医師等に対し必要な技術の指導を行う。

第13節 自主防災組織整備計画 (県知事直轄組織)

1 計画方針

住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚および災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであるので、これの育成強化について必要な事項を定める。(災害対策基本法第5条第2、第7条)

(1) 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織はあらゆる災害の予防活動をはじめ、大地震や風水害時における出火防止、初期消火、被災者の救出および安否確認、遺体の捜索、身元確認、避難立退きの受入れ、炊き出し、生活必需物資の配給、医療あっせん、応急復旧作業等について、地元消防機関等公共的団体と協力して応急救助活動を実施するものとする。

(2) 自主防災組織の必要性の啓発と指導

自主防災組織の設置を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的に広報等の指導を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図るものとする。

2 事業計画

(1) 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、パンフレット、ポスターの作成および座談会、講演会等の開催に積極的に取り組むものとする。

(2) 自主防災組織の単位

住民が自主的に防災活動を行ううえで、市町の実情に応じた適正な規模の地域を単位として、組織の設置を図るものとする。

ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域。

イ 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域。

(3) 既存組織の活用

現在住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう市町において積極的に指導するものとする。

(4) 市町への指導、助言

ア 住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市町は自主防災組織整備計画を作成する。

イ 当該自主防災組織を育成し、強化するためには、組織の中心となるリーダーが必要であり、県は市町と協力し、リーダー育成のための講習会を開催する。その際、女性の参画の促進に努めるなど、幅広い対象に呼びかけを行うものとする。

(5) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約および活動計画を定めておくものとする。

ア 役員

(ア) 防災責任者およびその任務

(イ) 班長およびその任務

イ 会議

(ア) 総会

(イ) 役員会

(ウ) 班長会等

ウ 活動計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載しておくものとする。

- (ア) 地域住民は、その周辺および危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。
- (イ) 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。
- (ウ) 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をたてて、かつ市町が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (エ) 防災機関、本部、各班および各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。
- (オ) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。
- (カ) 避難場所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
- (キ) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- (ク) その他自主的な防災に関すること。

3 施設の自主防災計画

大地震が発生した場合、高層建築物、地下道、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、または、利用する施設および石油等、ガス等の危険物を製造もしくは保管する施設または多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画をたてておくものとする。

(1) 対象施設

- ア 高層建築物、地下道、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用または出入りする施設。
- イ 石油等類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を製造、保管および取り扱う施設。
- ウ 多人数が従事する工場、事業所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたるのが効果的であると認められる施設。
- エ 複合用途施設

(2) 組織設置要領

ア 事業所の規模、形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約および防災計画をたてておくものとする。

(ア) 役員

- a 防災責任者およびその任務
- b 班長およびその任務

(イ) 会議

- a 総会
- b 役員会
- c 班長会等

イ 自主防災計画

災害を予防し、または災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載しておくものとする。

- (ア) 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。
- (イ) 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたてて、かつ市町、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (ウ) 防災機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと。
- (エ) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- (オ) 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること。
- (カ) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること。
- (キ) 地域住民との協力に関すること。
- (ク) その他自主防災に関すること。

第14節 文化財災害予防計画

(県教育委員会)

1 計画方針

文化財は貴重な国民的財産であって、この文化財保存のためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、防火施設整備を推進するとともに、保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。文化財の所有者および管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理にあたるものとし、勧告、助言、指導は、国の指定のものにあつては、文化庁長官またはその権限を委任されもしくは指示をうけた県教育委員会が行う。県指定のものにあつては、県教育委員会またはその指示をうけた市町教育委員会が行う。

2 現況

文化財保護法により指定された建造物や美術工芸品の重要文化財(国宝を含む)、記念物(特別記念物を含む)および重要伝統的建造物群保存地区や登録有形文化財ならびに県文化財保護条例により指定された有形文化財および記念物等は、別冊資料編のとおりである。

これらの指定文化財は各市町に所在するが、特に大津市に集中し、次いで甲賀市、東近江市、蒲生郡に多く存在している。このほか市町が条例によって指定している文化財および保護の対象とする必要のある未指定文化財がある。

文化財の防災施設としては、警報設備、消火設備、避雷設備、防火壁、消防道路、収蔵庫等で、これらの設置および改修事業につき国庫補助金および県市町補助金等により年々施設完備をはかっている。(資料編参照)

国、県市町(教育委員会)消防機関および文化財所有者・管理者は、下記について具体的な事業計画をたて順次進捗している。

(1) 施設整備等

ア 火災予防

(ア) 火気の使用制限、焚火、禁煙区域の設定、自動火災報知設備の設置。

(イ) 漏電警報機の設置、消火栓(貯水槽を含む)の設置、ドレンチャー・スプリンクラーの設置。

(ウ) 防火壁、防火帯の設置、消防道路の敷設、収蔵庫等の建設。

イ 防雷対策

避雷針の設置

ウ その他の対策

環境整備(危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿)、薬剤処理(蟻害、虫害、黴害の予防)、防除網阻止柵等の設置、収蔵庫の建設(金庫式を含む)、施設への委託保管、電気的安全度の定期検査励行、防災施設の定期的な保守点検の実施、非常通報器の確認。

(2) 現地指導

現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言、指導を行う。

(3) 保護思想の普及および訓練

ア 文化財保護強調週間、文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の趣旨を周知する。

イ 消防機関は、文化財について防火査察および防火訓練あるいは図上訓練を随時実施する。

第 15 節 災害救助基金の積立および運用計画

(県健康福祉部)

1 計画方針

災害救助法(以下この節では「法」という。)に基づく、応急救助の実施に要する費用にあてるため、法に基づいて災害救助基金を積み立てる。

2 災害救助基金の積立

基金の各年度における法定積立最小額は、当該年度の前年度の前3年間における普通税収入決算額の平均年額の1,000分の5に相当する額であり(法第38条)、基金から生ずる収入はすべて基金に繰り入れなければならないこととされている(法第39条)。

3 災害救助基金の運用

基金の運用は、次の方法によらなければならないこととされているが、本県では、このうちアおよびウの方法によっている。

ア 財政融資資金への預託または確実な銀行への預金

イ 国債証券、地方債証券、勸業債券その他確実な債権の応募または買入

ウ 法による救助に必要な食品、生活必需品等の事前購入

(運用の状況は滋賀県地域防災計画(資料編)「災害救助用備蓄物資保管倉庫一覧表」のとおりである。)

第16節 災害ボランティアへの支援

(県知事直轄組織・総合政策部・健康福祉部・土木交通部・県社会福祉協議会)

1 計画方針

災害時におけるボランティア活動は、被災時における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものであり、平常時から行政とボランティアとの円滑な連携協力体制を築いていくことが重要である。

このため、各種講演会や交流の機会等を通じて県民のボランティア意識の醸成を図るとともに、活動しやすい環境づくりを進める。

2 具体的施策の展開

(1) ボランティア意識の醸成

社会福祉や環境、国際交流等、平常時の各種ボランティア活動で培われる信頼関係や自発的な行動力を、そのまま災害時における被災地での各種支援活動に生かしていけることが望ましい姿であり、このような意識や土壌づくりを推進する必要がある。

このため、県・市町は、滋賀県社会福祉協議会、淡海ネットワークセンター、滋賀県国際協会等のボランティア関係機関・団体と連携し、平常時のボランティア活動団体の交流や研修等の機会に、災害時の支援活動の必要性やそのための活動環境づくりを進めるための意識啓発を推進する。

また、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」や、その前後の「防災とボランティア週間」等の機会を捉えて、広く県民への防災意識の高揚を図る。

(2) ボランティアコーディネーター等の育成

ボランティアには、専門知識や経験、特定の資格を有するボランティア（専門ボランティア）と避難所等での炊き出しや支援助物資の管理や配布、住居に運ばれてきた土石、竹木等の除去等の特別な資格を必要としないボランティア（一般ボランティア）がある。一般ボランティアに関して県は、関係団体と「滋賀県災害ボランティア活動連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置し、平常時から協働して災害ボランティア活動マニュアルの作成等、災害発生に備えた準備を行うとともに、災害発生時には連絡会が県災害ボランティアセンターに迅速に移行し、円滑にボランティア活動が行えるようにする。

県・市町は、それぞれの活動形態に対応した受入体制の整備を図るほか、災害発生時に迅速・的確に災害ボランティアセンターが開設できるようあらかじめ設置場所の確保や整備を行う。災害ボランティアは、活動に際しボランティア活動保険に加入するものとし、県、市町および社会福祉協議会は、その普及啓発に努める。

(3) ボランティア活動環境の整備

災害時に効果的にボランティア活動が展開されるためには、刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、各地から集まるボランティアを適材適所に配置する等、必要な調整や活動システムを組み立てるコーディネーターの果たす役割が重要である。このため、ボランティア活動の支援・調整方法等についての研修等を実施し、災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。また、市町においても平常時の各種ボランティア団体や個人の交流や研修の機会等の場を活用し、コーディネーターの養成に努める。

(4) 専門ボランティアとの連携体制の構築

県は、災害時のボランティア活動のうち、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアが、災害時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から各所管部局において、氏名、連絡先、活動の種類等の把握を行うなど専門ボランティアとの連携協力関係の構築に努める。

(災害ボランティア活動（一般ボランティア・専門ボランティア）のイメージ図は同防災計画震災対策編を参照。)

第17節 災害時要援護者の安全確保と支援体制の強化

(県知事直轄組織・健康福祉部・土木交通部)

1 計画方針

災害時における高齢者・障害者・外国人等の災害時要援護者には、情報伝達、避難誘導、介護支援等のきめ細かな配慮が必要である。

このため県と市町は連携して、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築、また、避難所の設定や応急仮設住宅の建設等、災害時要援護者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る。

2 具体的施策の展開

(1) 在宅の災害時要援護者の避難体制の構築

県・市町は自力で避難することが困難な高齢者・障害者等災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導體制の整備に努める。

また、日本語の理解が困難な外国人のために避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。

ア 在宅の災害時要援護者のための避難支援プランの作成等

(ア) 市町は、高齢者・障害者等の災害時要援護者やその介護者が普段から風水害に関する基礎的な知識や風水被害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、避難支援マニュアルを作成するとともに、地域における災害時要援護者に係る情報の把握・共有および安否確認方法・支援対策について市町地域福祉計画に盛り込むこととする。また県は、市町に対し災害時要援護者避難計画を作成するよう支援する。

(イ) 市町は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有・一人ひとりの災害時要援護者に対し、複数の避難支援者を定める等具体的な避難支援計画（以下「避難支援プラン」という。）の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

イ 安否確認体制の整備

市町は、災害時における在宅災害時要援護者の安否確認体制を確保するため、平常時から次の事項の整備に努める。

(ア) 個人情報保護条例に基づく厳正な管理下での在宅要援護者名簿の整備

(イ) 市町職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパー等の福祉関係職員、民生委員児童委員等の福祉関係者との連携による在宅要援護者情報の収集と避難支援体制の確保

(ウ) 自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア組織等との連携体制の確保

(エ) 警察、消防署等との連携

ウ 自主防災組織の強化

(ア) 自主防災組織は、民生委員児童委員等との連携により風水害発生時に援助を必要とする災害時要援護者の実態把握に努める。

(イ) 風水被害発生後、直ちに在宅の災害時要援護者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、家族や近隣住民であり、自主防災組織が、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう普段から地域防災訓練を実施するなど自らの活動力の強化を図る。

エ 防災訓練の充実

県は、総合防災訓練の実施にあたっては、市町や自主防災組織等を中心に、災害時要援護者に対するきめ細かい対応を想定した訓練の実施に努める。

また、多言語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国人の参加推進などを通じて、外国人に対する防災知識の普及に努める。

オ 社会福祉施設への緊急入所

県・市町は、自然災害により在宅生活が困難となる寝たきり等の高齢者や障害者を支援するため、社会福祉施

設への緊急入所の手続き等、必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し定めておくこととする。

カ 緊急通報システムの整備

県・市町は、平常時の福祉・緊急対策事業として一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備に努める。また、寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。

(2) 社会福祉施設等における防災体制の構築

社会福祉施設の防災体制については、県の社会福祉施設監査等を通じて防災対策計画の策定、近隣の地域住民や自主防災組織、施設との関係の深いボランティア等との連携強化等の指導を行っているが、次の事項を重点に一層の防災体制の充実を図る。

ア 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行う。

イ 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、地震災害が発生した場合に迅速・的確に対応できるよう、あらかじめ施設内の防災組織を整えておく。

また、地域住民との連携を密にし、入所者の実態等に応じた協力が得られる体制づくりに努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、風水被害の発生に備え、情報伝達手段、方法を明確にするとともに、市町等の関係機関との緊急連絡体制を整える。

エ 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、職員や入所者が風水被害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育・訓練を実施する。

オ 施設間における災害援助協定の締結

県・市町は、施設の浸水等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。

社会福祉施設の管理者は、風水被害発生に伴い施設等の運営に支障をきたし、施設独自では十分なサービスの提供が確保できない場合に備え、サービス事業者間における災害援助協定等の締結に努める。

(3) 避難所における災害時要援護者への配慮

市町は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくユニバーサルデザインの視点から、障害者トイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ、字幕放送対応テレビ等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。

また、一般の避難所生活が困難である災害時要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応について、協定の締結・指定などの事前準備に努める。

(4) 応急仮設住宅における災害時要援護者への配慮

県は、応急仮設住宅を迅速に整備するため、プレハブ建築協会および滋賀県建設業協会との協定を締結しているが、建設にあたっては応急仮設住宅の一部を高齢者・障害者対応型とする等、災害時要援護者へのきめ細かい配慮を行う。

また、同一敷地内または近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 防災組織整備計画

第1 組織計画（県知事直轄組織）

1 計画方針

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害応急対策実施責任機関は必要に応じ、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

2 滋賀県の組織

(1) 滋賀県災害警戒体制

気象状況等により災害の発生が予想されるときおよび知事が必要と認めるときは、県災害対策本部設置以前の体制として概ね次の基準による配備につき、気象、水防等の情報収集およびその通報にあたることとし、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合にあつては、災害警戒本部を設けて対処するものとする。

ア 警戒1号体制

配備内容	配備時間
災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行いうる体制とする。	次の注意報または警報の1以上が県下に発表され、知事が必要と認めるとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪警報 (4) 暴風雪警報

イ 警戒2号体制

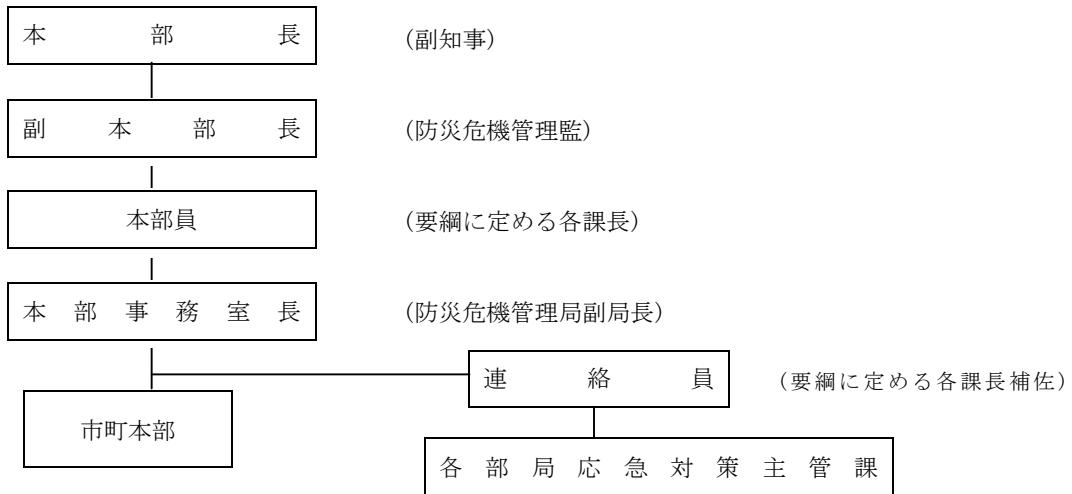
配備内容	配備時間
災害関係全部課の職員で情報連絡活動が行いうる体制とする。	次の警報の1以上が県下に発表されたとき。 (1) 暴風警報 (2) 大雨警報 (3) 洪水警報

ウ 滋賀県災害警戒本部

設置時期	配備時間
配備を強化し災害対策本部の設置の場合に備えるものとする。	県下で震度5弱および5強の地震が発生したとき、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき隣接する市町に所在する原子力事業所に係る原子力緊急事態宣言が発出された場合、または次の警報の1以上が県下に発表され、かつ、災害の発生のおそれがあるとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 大雪警報 (5) 暴風雪警報

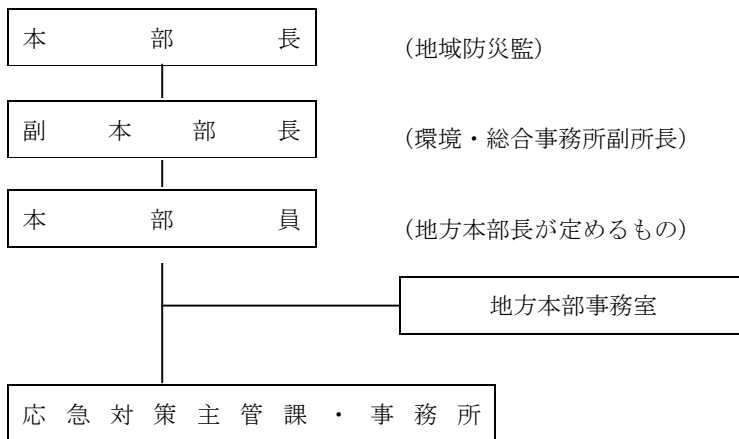
(ア) 滋賀県災害警戒本部

滋賀県災害警戒本部の組織および運営は、「滋賀県災害警戒本部要綱」の定めるところによる。
ただし、水防本部、警察部はそれぞれの定めるところによる。



(イ) 滋賀県災害警戒地方本部

滋賀県災害警戒地方本部の組織および運営は、「滋賀県災害警戒本部要綱」に従い警戒地方本部長が定める。
滋賀県災害警戒地方本部の基本的な機構は、次のとおりとする。



(2) 滋賀県災害対策本部

県に災害対策本部を設置したときは、災害時に法令に基づき、他に設置されている「滋賀県水防本部」ならびに「滋賀県警察警備体制」を、それぞれ災害対策本部のなかの土木交通部ならびに警察部として組織の一元化を図る。

ア 滋賀県災害対策本部の設置および廃止基準

(ア) 設置基準

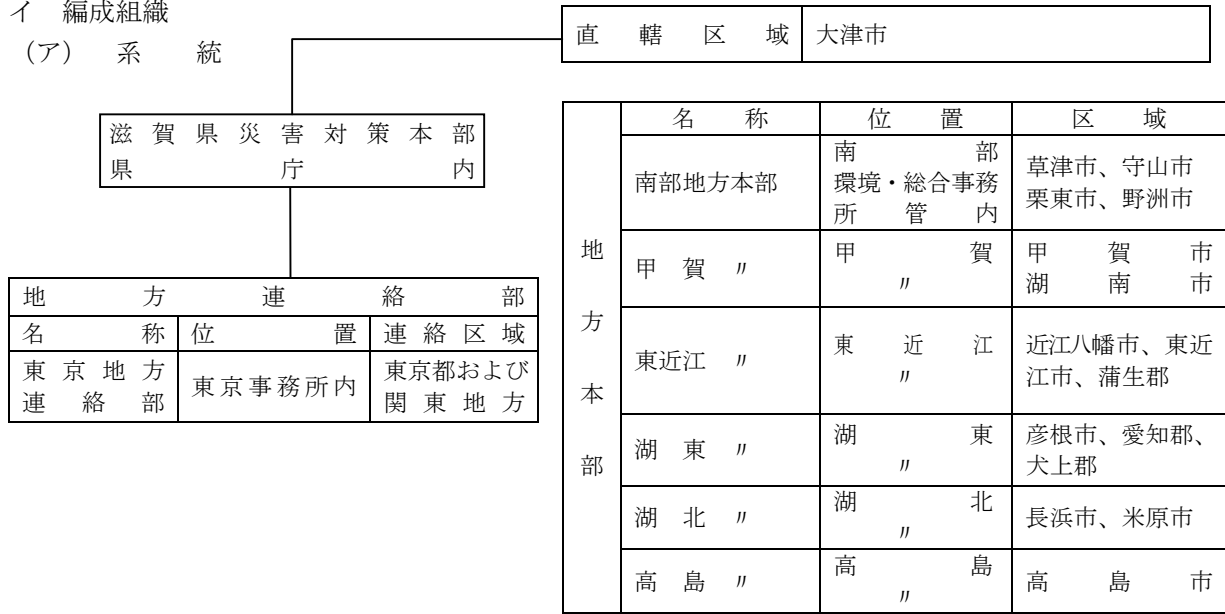
- a 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。
- b 県下で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- c 気象業務法に基づく暴風、大雨または洪水、その他の警報が発せられて知事が必要と認めたとき。
- d 大規模な地震、火事、爆発、水難等が発生し、知事が必要と認めたとき。

(イ) 廃止基準

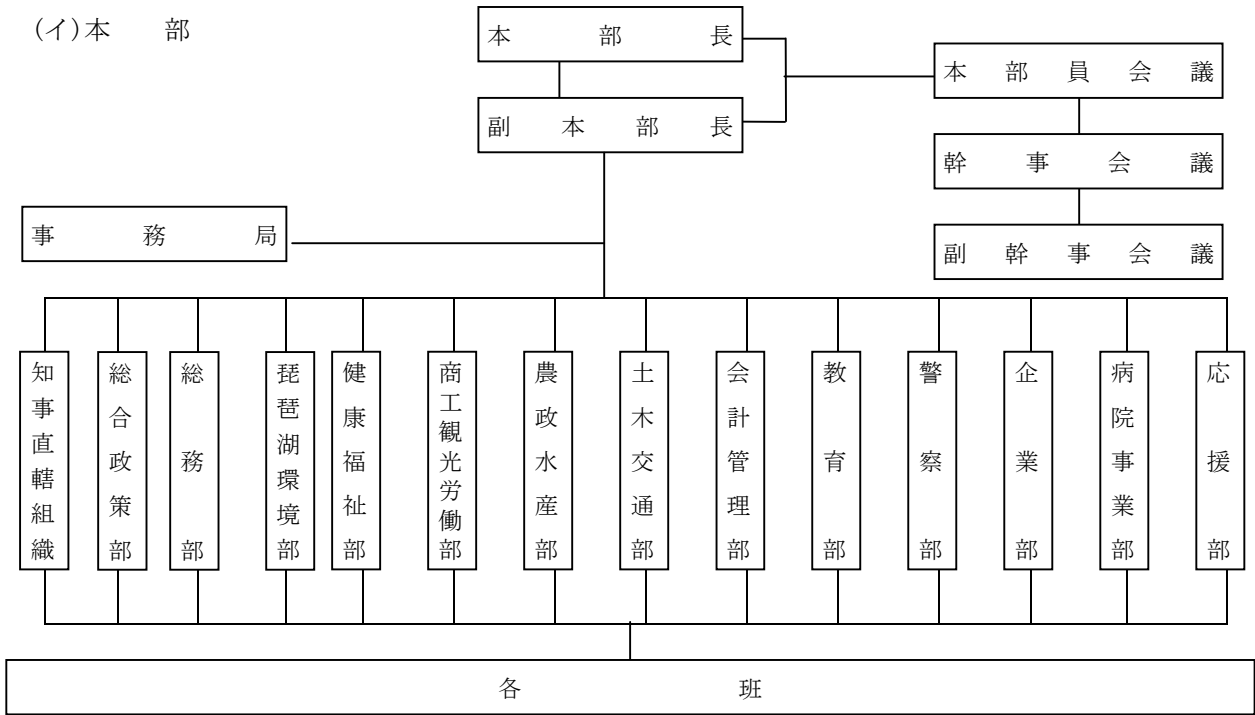
- a 県の地域について、災害発生のおそれが解消したとき。
- b 災害応急対策が概ね完了したとき。
- c その他本部長が必要なしと認めたとき。

イ 編成組織

(ア) 系統

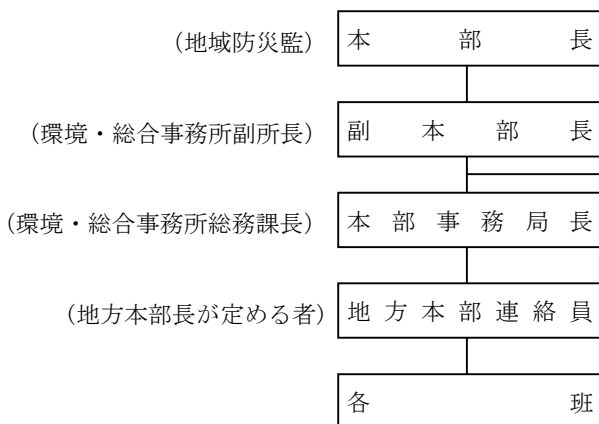


(イ) 本部



滋賀県災害対策本部の運営は別に定める。

(ウ) 地方本部



本部員会議										
地	環	保	県	健	森	農	土	警	そ	が
域	境	・	税	康	林	業	木	の	必	
防	境	健	健	福	整	農	事	他	要	
災	・	事	務	社	備	村	務	察	地	と
監	防	務	所	務	事	振	所	長	方	認
	所	所	副	務	務	興	・	署	本	め
	所	所	所	所	務	務	支	支	部	る
	長	長	長	長	長	長	長	長	長	者

(エ) 現地災害対策本部

特定の地域に被災が集中し、本部長が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の体制等については、当該災害の規模等に応じ、その都度決定する。

ウ 本部、地方本部、地方連絡部の任務分担については、別に定める。

エ 対策本部の設置および配備ならびに本部廃止の伝達

(ア) 本部の設置および配備ならびに廃止が決定したときは、本部事務局は、幹事、副幹事を通じて各部および各班に伝達するものとする。

(イ) 本部事務局は、直ちに関係地方本部にその旨を伝達するものとする。

(ウ) 各地方本部における配備は、本部の配備に準じて災害の種類、規模、程度を考慮して地方本部長が決定するものとする。

(エ) 地方本部長は、配備を決定したときは、地方本部員に伝達し、本部に連絡するとともに必要があるときは関係市町に指示あるいは通知するものとする。

オ 対策本部等設置の場所

(ア) 本部は特別の場合（例えば県庁被災時等）を除き防災対策会議室におく。また、設置予定場所には平常時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるよう計画しておくものとする。

(イ) 地方本部は特別の場所を除き環境・総合事務所に置き、設置予定場所および通信設備の整備等については、常に地方本部で整備計画しておくものとする。

(3) 滋賀県事故対策本部

「事故災害対策編」に定めるところによる。

3 職員の証票

災害応急対策において、県の職員が災害対策基本法に基づき施設、家屋または物資の所在する場所もしくは物資を保管する場所に立ち入り、検査を行う場合における職員の身分を示す証票は滋賀県職員証とする。

4 指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関等の組織

指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関等における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、それぞれ防災業務計画等に基づき各機関の定めるところによる。

第2 動員計画（県知事直轄組織、県総務部、県教育委員会）

1 計画方針

災害の予防および災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員およびその他職員の動員について、その要領等を定める。

2 滋賀県の動員

職員の動員に関する計画は、本計画の定めるところによる。ただし、警察部および企業部については、各管理者の定めるところによる。

(1) 災害警戒時における配備体制

ア 災害警戒本部を設置するに至らない場合は、平常の勤務体制で対処するものとする。

イ 本庁各部（局・課・室）長および各地方機関の長は、常に気象状況その他災害現況を把握し、災害が発生し、または発生することを察知した場合は、勤務時間外であってもこれに対処できる体制を整えておくものとし、おおむね次のとおり配備する。ただし、下水道施設を管理する者にあつては別途定めるところによる。

(ア) 県本部

災害警戒時および災害警戒本部設置時の配備人員

(○は警戒本部設置時)

部局 体制	知事直轄組織	総務部 合策部	総務部	琵琶湖環境部	健康福祉部	商工労働 観光労働部	農政水産部	土木交通部	会計局	教育委員会	企業庁	病院
警戒1号体制	防災危機管理 宿日直者 1						耕地 }2 農村振興	監理(1) 道路 2 流域 4 都市 1 砂防 1 住宅(1) 建築(1) 交通(1)				
警戒2号体制 警戒本部	秘書 ② 広報 1③ 防災危機管理 宿日直者 1	企画調整 2 県民生活 2	人事 2 総務 1② 自治振興 ②	環境政策 2	健康福祉政策 2④	商工政策 2	農政 2 耕地 }4 農村振興	監理 1 道路 4 流域 8 都市 2 砂防 2 住宅 1 建築 1 交通 1	管理 }2 会計	教育総務 2 学校教育 1	総務 1 建設 1	管理 1

ただし、彦根地方気象台から台風情報が発表された時は、宿日直者2名（うち1名は防災危機管理局員）が警戒配備につくものとする。

警戒第1号体制において、水防に関する警報の発令が予想される場合は、監理課、交通政策課、住宅課、建築課も警戒配備につくものとする。

また、道路課については、彦根地方気象台から大雪注意報、大雪警報、暴風雪警報が発表されたとき、本計画に定めるところにかかわらず、道路除雪計画で定める除雪体制につくものとする。

(イ) 地方本部

(○は警戒本部設置時)

体制	班名	(各地方本部)					
		環境・総合	県税	森林整備	農業農村振興	健康福祉	土木
警戒1号体制		2			2		6
警戒2号体制 ・警戒本部		2 ④	①	①	6	2	12

※1 地域防災監は、勤務時間外における警戒配備のための職員動員に支障を来すおそれがあると認められるときは、あらかじめ、他の事務所の応援を求めるなど配備体制を確立しておくこと。

※2 配備の方法、割り当ては、各地方本部で定める。

※3 土木交通部および土木事務所(支所含む。以下同じ)の人員は水防に関する場合の標準の人員配置である。

※4 土木事務所については、彦根地方気象台から大雪注意報、大雪警報、暴風雪警報が発表されたとき、本計画に定めるところにかかわらず、道路除雪計画で定める除雪体制につくものとする。

(2) 滋賀県災害対策本部を設置した場合の配備体制

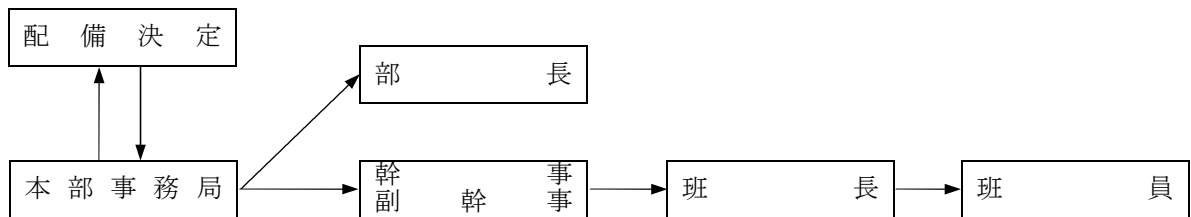
ア 災害対策本部を設置した場合の班員の配備体制は原則として次表のとおりとし、本部長の指令に基づき各部長または各班長が災害の状況に応じ、本部指令を基準として臨機応変に動員するものとする。

配備区分	配 備 内 容	配備人員
第 1 配備	災害に対する警戒もしくは応急対策を実施する体制	各班職員の約半数
第 2 配備	県の全機能をあげて災害予防ならびに災害応急対策を実施する体制	各班職員全員
特別配備	本部長が指定した部・班をもって編成して災害予防ならびに災害応急対策を実施する体制	本部長が必要と認める人員

イ 動員方法

(ア) 動員の連絡系統

職員の動員は、本部長の配備決定に基づき次の系統で伝達するものとする。



a 本部事務局

本部長が配備決定をしたときは、副幹事を通じて県本部の各部、各班に伝達するとともに、関係する地域の地方本部に対して示達するものとする。

b 副幹事

県本部の配備および動員について、伝達事項をすみやかに部内各班に伝達するものとする。

c 本部各班

県本部の配備および動員について伝達を受けたときは、すみやかに配備体制を整えるものとする。

(イ) 動員の伝達方法

a 勤務時間中

庁内放送による。

b 勤務時間外

あらかじめ各部各班において連絡体制を定めておくものとする。ただし、通常の伝達方法によりがたい場合は、本部事務局長は、広報班員を通じ「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、NHK、KBS、BBC、FM滋賀、ABC、KTV、MBS、YTVに対して、ラジオ、テレビによる伝達を要請するものとする。

ウ 動員の報告

(ア) 本部各班……各班長は、班員の配備状況を所属部副幹事に報告

(イ) 副幹事……各部副幹事は、部内の配備状況を把握し、本部事務局に報告

(ウ) 本部事務局……各部の状況の取りまとめ

(3) 滋賀県災害対策地方本部を設置した場合の配備体制

ア 配備体制

災害対策地方本部における配備体制については、地方本部長は前記(2)のアの表の区分に準じ職員を配置するものとするが、災害の規模、態様、災害発生地域等を考慮して各班の職員を増減等変更することができる。

イ 動員の方法

地方本部長が配備を決定したとき、または、県本部長からの示達を受けたときは、すみやかに配備体制を整えられるよう、あらかじめ地方本部長は動員の方法について定めておくものとする。

(4) 滋賀県事故対策本部を設置した場合の配備体制

事故対策本部を設置した場合の配備体制は、事故の種類、態様、規模等により、そのつど本部長が定める。

(5) 動員の具体的計画

ア 本部各部各班

動員を要する各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法等について具体的に計画をしておくものとする。

イ 地方本部

地方本部関係機関内における伝達の系統および、各班における動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法等については、各地方本部および各班において具体的に計画しておくものとする。

(6) 職員の応援

各班における災害応急対策実施に当って職員が不足するときは、次の方法により他の部班あるいは地方本部から応援するものとする。

ア 県本部における応援

県本部の各班で職員の応援を受けようとするときは、本部に次の応援条件を示して要請するものとする。

作業の内容

就労(勤務)場所

応援の職種別ならびに人員

携帯品その他必要事項

なお、県本部における応援は、次の順位により動員し派遣する。

(ア) 応援要請班の所属部内で余裕のある班から応援する。

(イ) 上記の応援でなお不足するときは、他の部または、地方本部あるいはその他の出先機関から応援する。

(ウ) 県本部その他機関の全体をもってしてもなお不足するときは、他府県または国の職員の派遣を要請して応援を得る。

イ 地方本部における応援

地方本部各班で職員の応援を受けようとするときは、応援条件を示して地方本部(事務局)に要請するものとする。なお、要請を受けた地方本部(事務局)は、地方本部内で余裕のある班から動員派遣するものとするが、地方本部の全体をもってしてもなお不足するときはアの要領により、県本部に応援要請するものとする。ただし、通信途絶時等においては、地方本部長限りで隣地地方本部等に要請し、事後に県本部にその旨を報告するものとする。

ウ 県本部において応援のための動員をするときは、次の各班において行う。

県関係職員 職員班

教育関係職員 総務班

警察関係職員 実施班

なお、上記の各班が応援のため各班員を動員するときは、当該各班と協議して行うものとする。

3 指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関の動員

指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関における災害応急対策計画については、それぞれ防災業務計画に基づき各機関の定めるところによる。

[参 照]

- ・滋賀県災害対策本部条例……………(参考編 2(1))
- ・滋賀県災害対策本部要綱……………(参考編 2(2))
- ・滋賀県災害対策地方本部の組織および運営要領(準則)……………(参考編 2(3))
- ・滋賀県災害警戒本部要綱……………(参考編 3(1))
- ・滋賀県災害警戒地方本部の組織および運営要領(準則)……………(参考編 3(2))

第2節 情報計画

第1 災害情報通信計画（県知事直轄組織）

1 計画方針

県下に災害が発生した場合、防災関係機関は、相互に連携を保ちつつ、災害の状況に応じた災害応急対策・災害復旧対策の実施のため、災害に関する情報収集および伝達を迅速かつ的確に行う。

2 計画の内容

(1) 災害報告の取扱要領

ア 報告すべき災害

(ア) 災害の定義

災害とは、暴風、豪雨、洪水、地震、その他異常な自然現象または、大規模な火災、事故等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる災害をいう。

(イ) 報告すべき災害

市町および防災関係機関は(ア)の災害の定義に定める災害によって、被害が発生した場合に県に報告するものとする。なお、通信途絶等により県と連絡が取れない場合は、総務省消防庁に報告したうえで、県との連絡が確保でき次第速やかに県に報告するものとする。

(2) 被害状況の収集の種類

被害状況の収集の種類は次のとおりとする。（様式は参考に掲げるとおり）

ア 被害即報

(ア) 火災(第1号様式) → 県、消防本部

(イ) 特定の事故(第2号様式) → 県、消防本部

(ウ) 救急救助事故(第3号様式) → 県、消防本部

(エ) 災害概況即報(第4号様式その1) → 県、市町

(オ) 被害状況即報(第4号様式その2) → 県、市町

(カ) 即報被害報告(個票)各市町が防災情報システムで県に即報する場合はこの様式を用いる。→ 県、市町

(キ) 災害被害即報(様式1~3)(カ)が不可能な場合は、この様式を用いる。→ 県、市町

イ 被害報告

(ア) 火災報告 昭和59年12月24日付(滋消第2384号)県生活環境部長通知による。

(イ) 災害確定報告(第1号様式)

(ウ) 災害中間年報(第2号様式)

(エ) 災害年報(第3号様式)

(3) 被害即報および被害報告要領

ア 被害即報

(ア) 被害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的被害および住家被害を優先して即報するものとする。なお、火災、災害およびその他の事故について即報すべき基準は参考に掲げる「被害即報基準」とおりとする。

(イ) 被害即報の内容は、被害状況およびとらえつつある措置の概要で、これを例示すればおおむね参考に掲げる「被害即報事項例示」とおりとする。

(ウ) 市町および県機関ならびに防災機関は、別表1の即報基準(県への報告)に掲げる火災、災害およびその他の事故を覚知したときは、それぞれの即報様式により即報するものとする。

なお、市町にあっては、原則として、被害を覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を行う。また県本部が指示した時も同様とする。

(エ) 市町（当該市町が消防の事務を処理する一部事務組合または広域連合の構成市町である場合は、当該一部事務組合または広域連合をいう）は、別表2の直接即報基準（消防庁および県への報告）に掲げる火災、災害およびその他の事故を覚知したときは、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を県本部に対してだけでなく、国（総務省消防庁）へもそれぞれの即報様式により報告する。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても引き続き国に対して行う。

(オ) 被害即報事項は、管内の警察署（交番、駐在所等を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うものとする。

(カ) 被害即報事項は、判明した事項から順次防災情報システム、防災行政無線（ファックスを含む）、加入電話、非常無線通信によって即報するもので、即報が2以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。

(キ) 被害即報の伝達系統は、次のとおりとする。

a 警察

警察本部長（警察署長）は、災害発生直後の被害状況について知事（市町長）へ速やかに伝達するとともに、緊急に対応すべき措置等につき必要な助言をするものとする。

被害即報の系統は県警察本部から県本部（設置前は防災危機管理局）を基本とする。

b 市町本部

市町本部から地方本部（設置前は環境・総合事務所総務課）を通じ県本部（設置前は防災危機管理局）への報告経路を基本とする。

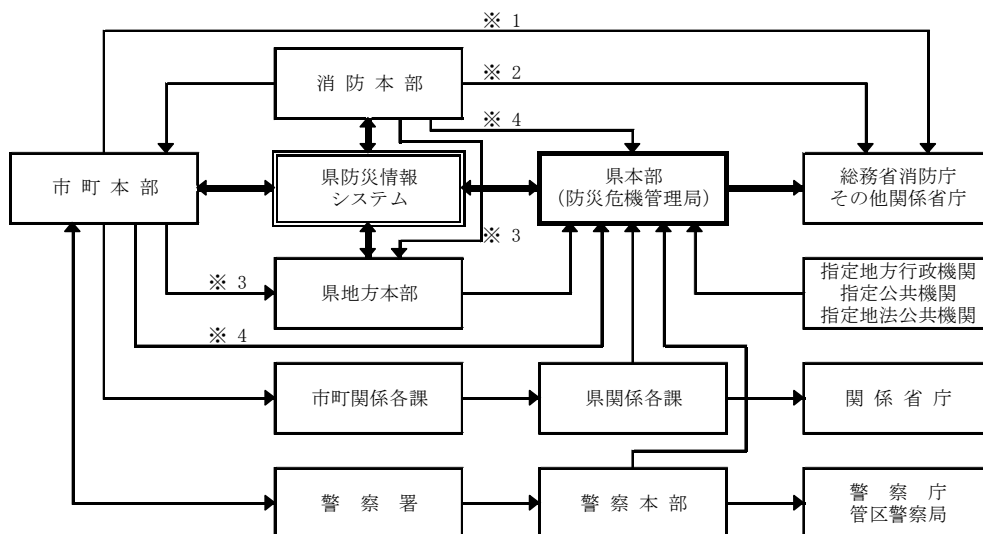
ただし、通信の途絶等のため市町本部から県本部への報告が不可能な場合は、市町本部から直接国（総務省消防庁）に報告するものとする。この場合、市町本部から県本部への通信が回復した段階で速やかに県本部への報告を行うこととする。

また、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到している場合は、市町本部は直ちにその状況を電話にて消防庁および県本部へ報告するものとする。

c 指定地方行政機関、指定（地方）公共機関

指定地方行政機関、指定（地方）公共機関は、県本部（設置前は防災危機管理局）に報告を行い、県本部は速やかに国（総務省消防庁）に報告することとする。

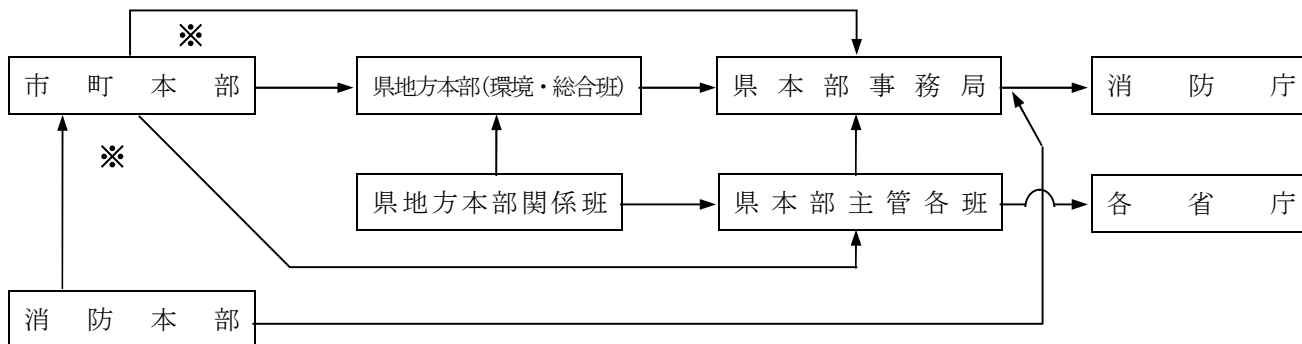
[被害即報の伝達系等]



- ※ 1 ; 県への報告が不可能な場合
- ※ 2 ; 県への報告が不可能な場合および直接即報基準に該当する被害報告
- ※ 3 ; 県防災情報システムが使用不可能な場合および県からの指示があった場合
- ※ 4 ; 県防災情報システムに情報入力する際、災害名が登録されていない場合の第1報
県防災情報システムが使用不可能な場合および県からの指示があった場合

イ 被害報告

- (ア) 被害報告は、災害応急対策および災害復旧の基礎となるもので正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて被害状況報告、確定報告と段階別に行うものとする。
- (イ) 被害確定報告は災害応急対策を終了した後、参考に掲げる「災害確定報告」(第1号様式)により15日以内に行うものとする。
- (ウ) 被害報告の要領は、別に県主管部課の定めるところによるものとする。



- (注) 1 ※印は大津市に限る。
2 関係する県の出先機関のないものにあつては、県本部主管各班とする。

(4) 被害の収集および調査要領

ア 市町

- (ア) 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体および住民組織等の応援を求めて実施する。特に、初期の状況は住民組織を通じて直ちに市町役場に通報されるよう市町地域防災計画において、体制を整えておくものとする。
- (イ) 火災・災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成して被害状況等を調査するものとする。
- (ウ) 被害調査にあたっては、「災害の被害認定基準」に基づき判定するものとする。
- (エ) 被害が甚大なため市町において被害状況等の収集および調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施するものとする。
- (オ) 状況の収集、調査については警察、県機関およびその他の関係機関と十分連絡をとるものとする。

イ 県地方本部

- (ア) 地方本部長は、被害即報等により災害の発生を覚知したときは、各班長に命じ、積極的に状況把握に当らせるものとする。また、状況に応じ調査班を編成する等により、総合的な被害調査に努める。
- (イ) 地方本部長は、市町から被害調査について応援を求められたときは、すみやかに職員を派遣して応援協力する。
- (ウ) 地方本部長は、各班長が把握した被害報告により、「被害状況即報」(第4号様式その2)に準じて管内状況の総括的なとりまとめを行うものとする。

ウ 県本部

- (ア) 各班長は、県本部事務局から連絡される被害即報および自ら収集した被害報告をとりまとめ、とりつつある措置の概要とともに各部幹事班に連絡するものとする。
- (イ) 各部幹事班は、部内の所掌業務に関する被害状況およびとられつつある措置をとりまとめ、県本部事務局に通知するものとする。
- (ウ) 各部長は、災害の状況により現地の実態を把握し、応急対策活動の円滑化をはかるため必要と認めるときは、調査班を適宜編成して被災現地の調査指導を行う。調査班を派遣するときは、直ちに県本部事務局にその旨連絡するものとする。
- (エ) 県本部事務局は自ら収集した状況および各幹事班から連絡をうけた事項について総括的なとりまとめを行うものとする。

(オ) 各部長は災害が拡大し政府その他に対する要望書等を作成する必要があると予想される場合は、それぞれ所管事項に関し県本部事務局に通知するものとする。県本部事務局は本部長の命令を受けてこれを取りまとめる。

(カ) 大規模災害が発生した場合は、県防災ヘリコプターおよび県警ヘリコプターは、直ちに被災地上空に赴き被災状況の情報収集活動等を行う。

なお、県警ヘリコプターにあつては、ヘリコプターテレビシステムにより、現場の映像を警察庁、近畿管区警察局、県警察本部等へ伝送する。また、県防災ヘリコプターにあつては、ヘリコプターテレビシステムにより、現場の映像を県庁へ伝送する。

(キ) 警察は被害状況を早期に把握するため、無線設備を有する警備業者から被害情報を収集するものとする。

(5) 防災関係機関との情報交換、報告

ア 防災関係機関はそれぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害状況等を収集し、随時県およびその他の関係機関に状況を通報するものとする。

イ 県本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、または相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努めるものとする。

防災関係機関と県本部各班の分担は次のとおりとする。

関係機関名	県本部・班名
大阪航空局(大阪空港事務所) 大阪海上保安監部 大阪管区气象台(彦根地方气象台) 近畿総合通信局 陸上自衛隊今津駐屯部隊 西日本電信電話株式会社(滋賀支店) 大阪ガス株式会社(京滋導管部) 郵便事業株式会社(大津支店) 郵便局株式会社(大津中央郵便局)	防災危機管理班 (防災危機管理局)
近畿財務局(大津財務事務所) 日本銀行(京都支店)	総務部財政班 (財政課)
近畿厚生局 社団法人 滋賀県医師会	健康福祉部健康推進班 (健康推進課)
近畿農政局	農政水産部農政班 (農政課)
近畿農政局(大津地域センター)	農政水産部農業経営班 (農業経営課)
近畿中国森林管理局(滋賀森林管理署)	琵琶湖環境部森林政策班 (森林政策課)
近畿経済産業局 中部近畿産業保安監督部(近畿支部) 関西電力株式会社(滋賀支店)	商工観光労働部商工政策班 (商工政策課)
近畿運輸局(滋賀運輸支局) 日本通運株式会社(大津支店) 琵琶湖汽船株式会社 滋賀県バス協会 滋賀県トラック協会 西日本旅客鉄道株式会社(京都支社) 東海旅客鉄道株式会社(安全対策室) 近江鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社(大津鉄道事業部) 信楽高原鐵道株式会社	土木交通部交通政策班 (交通政策課)

関 係 機 関 名	県 本 部 ・ 班 名
近畿地方整備局(舞鶴港湾事務所) 近畿地方整備局(琵琶湖河川事務所)	土木交通部流域政策班 (流域政策局)
滋賀労働局	商工観光労働部労政能力開発班 (労政能力開発課)
近畿地方整備局(滋賀国道事務所) 西日本・中日本高速道路株式会社	土木交通部道路班 (道路課)
日本赤十字社(滋賀県支部)	健康福祉部健康福祉政策班 (健康福祉政策課)
日本放送協会(大津放送局) 株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社 株式会社エフエム滋賀 朝日放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 讀賣テレビ放送株式会社	広報班 (広報課)
独立行政法人水資源機構(琵琶湖開発総合管理所)	土木交通部流域政策班 (流域政策局)

ウ 県本部事務局で収集した状況は、災害対策基本法第53条第2項の規定および火災・災害等即報要領および災害報告取扱要領(昭和59年11月16日付滋消第2090号および昭和59年11月24日付滋消第2174号)により逐次、内閣総理大臣に報告するとともに、中央防災会議および消防庁に併せて報告する。また、随時県防災会議構成機関に通報する。

エ 県本部各班で収集した状況は、それぞれの系統指定地方行政機関等に報告する。

[参 照]

- ・被害即報および被害報告要領…………… (参考編 59)

第2 気象予警報伝達計画（彦根地方气象台、近畿地方整備局、県知事直轄組織、県土木交通部）

1 計画方針

気象予警報等その他災害に関する情報は、防災関係機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を図るものとする。

2 計画の内容

(1) 注意報、警報等の種別

この計画における注意報、警報等の種別および基準は、気象庁が定める警報・注意報基準一覧表のとおりとする。

ア 警報

警報とは、気象業務法に基づいて県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれのある場合において、彦根地方气象台が一般に厳重な警戒をうながすため発表するものをいう。

イ 注意報

注意報とは、気象業務法に基づき県内のいずれかの地域において災害の発生が予想される場合において、彦根地方气象台が一般的に注意をうながすため発表するものをいう。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在

発表官署		彦根地方气象台					
府県予報区		滋賀県					
一次細分区域		南部			北部		
市町等をまとめた地域		近江南部	東近江	甲賀	近江西部	湖北	湖東
警報	大雨	区域内の市町で別表1の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町で別表2の基準に到達することが予想される場合					
	暴風 (平均風速)	琵琶湖 20m/s, 琵琶湖を除く地域 20m/s		20m/s	琵琶湖 20m/s, 琵琶湖を除く地域 20m/s		
	暴風雪 (平均風速)	琵琶湖 20m/s, 琵琶湖を除く地域 20m/s 雪を伴う		20m/s 雪を伴う	琵琶湖 20m/s, 琵琶湖を除く地域 20m/s 雪を伴う		
	大雪 (24時間積雪の深さ)	30cm	平地 30cm 山地 50cm	30cm	平地 50cm 山地 60cm	平地 40cm 山地 50cm	
注意報	大雨	区域内の市町で別表3の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町で別表4の基準に到達することが予想される場合					
	強風 (平均風速)	琵琶湖 12m/s, 琵琶湖を除く地域 12m/s		12m/s	琵琶湖 12m/s, 琵琶湖を除く地域 12m/s		
	風雪 (平均風速)	琵琶湖 12m/s, 琵琶湖を除く地域 12m/s 雪を伴う		12m/s 雪を伴う	琵琶湖 12m/s, 琵琶湖を除く地域 12m/s 雪を伴う		
	大雪 (24時間積雪の深さ)	10cm	平地 10cm 山地 30cm	10cm	平地 20cm 山地 30cm		
	雷	落雷等により被害が予想される場合					
	濃霧(視程)	100m					
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%					
	なだれ	積雪の深さが 50cm以上あり次のいずれか 1 24時間降雪の深さ 30cm以上 2 日最高気温 10℃以上 3 24時間雨量 15mm以上					
	低温	最低気温 -5℃以下(気温は彦根地方气象台の値)					
	霜	4月以降の晩霜					
	着雪	24時間降雪の深さ: 15cm以上 気温: 0℃以上			24時間降雪の深さ: 30cm以上 気温: 0℃以上		
	記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	80mm					

(注) 1 注意報、警報の発表については、市町ごとの発表基準を用いて判断し、発表する。

2 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめ

たものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

- 3 注意報、警報はその種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報、警報にきりかえられる。

(参考)

土壌雨量指数： 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数： 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

【大雨、洪水警報・注意報基準表（別表 1～4）の解説】

- (1) 別表の市町等をまとめた地域の欄中、() 内は一次細分区域を示す。
- (2) 大雨および洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないものについては、その欄を“—”で示している。
- (3) 大雨および洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は下記を参照
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/shiga/shiga_h.pdf)
- (4) 大雨および洪水の欄中、R1 および R3 は、それぞれ 1 および 3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。
- (5) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (6) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、別表 1 および 3 の土壌雨量指数基準には、市町等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については下記を参照
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/shiga/dosha_shiga.pdf)
- (7) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

(別表1) 大雨警報基準

平成22年5月27日現在

市町等を まとめた地域	市町等	雨量基準	土壌雨量指数基準
近江南部 (南部)	大津市南部	R1=70	101
	草津市	平地地：R1=50 平地地以外：R3=80	103
	守山市	R1=60	—
	栗東市	平地地：R1=60 平地地以外：R3=80	101
	野洲市	R1=50	107
東近江 (南部)	近江八幡市	R1=50	110
	東近江市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=80	107
	日野町	平地地：R1=50 平地地以外：R3=130	111
	竜王町	R1=50	108
甲賀 (南部)	甲賀市	平地地：R1=50 平地地以外：R3=170	99
	湖南市	R1=50	99
近江西部 (北部)	大津市北部	R1=70	111
	高島市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=80	109
湖北 (北部)	長浜市	(長浜市長浜) 平地地：R3=80 平地地以外：R1=50	117
		(長浜市虎姫) R1=50	
		(長浜市湖北) R1=50	
		(長浜市高月) R1=50	
		(長浜市木之本) R1=50	
		(長浜市西浅井) R1=50	
	(長浜市余呉) R1=70		
	米原市	平地地：R3=70 平地地以外：R1=70	121
湖東 (北部)	彦根市	R1=50	100
	愛荘町	R1=60	102
	豊郷町	R1=60	—
	甲良町	R1=60	102
	多賀町	R1=80	102

(別表2) 洪水警報基準

平成22年5月27日現在

市町等を まとめた地域	市町等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
近江南部 (南部)	大津市南部	R1=70	大戸川流域=16, 信楽川流域=14	—
	草津市	平坦地: R1=50 平坦地以外: R3=80	草津川流域=9	平坦地: R1=45 かつ 草津川流域=5
	守山市	R1=60	—	—
	栗東市	平坦地: R1=60 平坦地以外: R3=80	—	—
	野洲市	R1=50	—	—
東近江 (南部)	近江八幡市	R1=50	蛇砂川流域=9	—
	東近江市	平坦地: R1=50 平坦地以外: R1=80	佐久良川流域=12, 蛇砂川流域=9, 愛知川流域=34, 大同川流域=6	—
	日野町	平坦地: R1=50 平坦地以外: R3=130	日野川流域=17	—
	竜王町	R1=50	—	—
甲賀 (南部)	甲賀市	平坦地: R1=50 平坦地以外: R3=170	—	平坦地: R1=35 かつ 野洲川流域=19
	湖南市	R1=50	—	—
近江西部 (北部)	大津市北部	R1=70	安曇川流域=22	—
	高島市	平坦地: R1=50 平坦地以外: R1=80	安曇川流域=29	平坦地: R1=20 かつ 安曇川流域=18
湖北 (北部)	長浜市	(長浜市長浜) 平坦地: R3=80 平坦地以外: R1=50	草野川流域=9, 田川流域=8	—
		(長浜市虎姫) R1=50	田川流域=8	—
		(長浜市湖北) R1=50	余呉川流域=13, 田川流域=8	—
		(長浜市高月) R1=50	余呉川流域=13	—
		(長浜市木之本) R1=50	余呉川流域=13	—
		(長浜市西浅井) R1=50	—	—
	(長浜市余呉) R1=70	余呉川流域=13, 高時川流域=22	—	
米原市	平坦地: R3=70 平坦地以外: R1=70	天野川流域=18	—	
湖東 (北部)	彦根市	R1=50	芹川流域=21, 犬上川流域=26, 宇曾川流域=13, 愛知川流域=35	—
	愛荘町	R1=60	宇曾川流域=13, 愛知川流域=33	—
	豊郷町	R1=60	宇曾川流域=14	—
	甲良町	R1=60	犬上川流域=25	—
	多賀町	R1=80	芹川流域=16	—

(別表3) 大雨注意報基準

平成22年5月27日現在

市町等を まとめた地域	市町等	雨量基準	土壌雨量指数基準
近江南部 (南部)	大津市南部	R1=40	85
	草津市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R3=50	87
	守山市	R1=30	91
	栗東市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R3=50	85
	野洲市	R1=30	90
東近江 (南部)	近江八幡市	R1=30	93
	東近江市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=50	90
	日野町	平坦地：R1=30 平坦地以外：R3=90	94
	竜王町	R1=30	91
甲賀 (南部)	甲賀市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R3=90	84
	湖南市	R1=30	84
近江西部 (北部)	大津市北部	R1=40	94
	高島市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=50	92
湖北 (北部)	長浜市	(長浜市長浜) 平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=25	99
		(長浜市虎姫) R1=30	
		(長浜市湖北) R1=30	
		(長浜市高月) R1=30	
		(長浜市木之本) R1=30	
		(長浜市西浅井) R1=30	
	(長浜市余呉) R1=40		
米原市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=40	102	
湖東 (北部)	彦根市	R1=30	84
	愛荘町	R1=40	86
	豊郷町	R1=30	86
	甲良町	R1=40	86
	多賀町	R1=50	86

(別表4) 洪水注意報基準

平成22年5月27日現在

市町等を まとめた地域	市町等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
近江南部 (南部)	大津市南部	R1=40	大戸川流域=13, 信楽川流域=7	—
	草津市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R3=50	草津川流域=6	—
	守山市	R1=30	—	—
	栗東市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R3=50	—	—
	野洲市	R1=30	—	—
東近江 (南部)	近江八幡市	R1=30	蛇砂川流域=6	—
	東近江市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=50	佐久良川流域=7, 蛇砂川流域=7, 愛知川流域=27, 大同川流域=5	—
	日野町	平坦地：R1=30 平坦地以外：R3=90	日野川流域=10	—
	竜王町	R1=30	—	—
甲賀 (南部)	甲賀市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R3=90	—	—
	湖南市	R1=30	—	—
近江西部 (北部)	大津市北部	R1=40	安曇川流域=12	—
	高島市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=50	安曇川流域=16	—
湖北 (北部)	長浜市	(長浜市長浜) 平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=25	草野川流域=6, 田川流域=6	—
		(長浜市虎姫) R1=30	田川流域=5	—
		(長浜市湖北) R1=30	余呉川流域=10, 田川流域=5	—
		(長浜市高月) R1=30	余呉川流域=8	—
		(長浜市木之本) R1=30	余呉川流域=7	—
		(長浜市西浅井) R1=30	—	—
	(長浜市余呉) R1=40	余呉川流域=10, 高時川流域=14	—	
米原市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=40	天野川流域=9	—	
湖東 (北部)	彦根市	R1=30	芹川流域=11, 犬上川流域=21, 宇曾川流域=10, 愛知川流域=28	—
	愛荘町	R1=40	宇曾川流域=7, 愛知川流域=26	—
	豊郷町	R1=30	宇曾川流域=8	—
	甲良町	R1=40	犬上川流域=13	—
	多賀町	R1=50	芹川流域=9	—

ウ 気象情報

予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。

- (ア) 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。
- (イ) 注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。
- (ウ) 数年に1回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測したなどのときに、一層の警戒を呼び掛けるもの。
- (エ) 小雨、長雨、低温、梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの。

エ 洪水予報

洪水予報は国土交通大臣または知事が指定する河川について、彦根地方气象台と共同して洪水のおそれがあるときに水位を示してこれを一般に周知させるため発表するものをいう。

洪水警報	基準地点の水位がはん濫危険水位程度もしくははん濫危険水位を超える洪水となることが予想される時もしくは避難判断水位に到達しさらに水位が上昇する時
洪水注意報	基準地点の水位がはん濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が予想される時
洪水情報	洪水注意報および洪水警報の補足説明もしくは軽微な修正を内容とするとき

オ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、次表に示す発表対象地域において大雨による土砂災害の発生が予想される場合において、土砂災害発生の危険性周知のため滋賀県と彦根地方气象台が共同して発表するものである。

発表対象地域	滋賀県内全市町 (ただし、土砂災害危険箇所がない守山市、豊郷町を除く)	
発表単位	市町単位(ただし、大津市は大津市北部、大津市南部に分割)	
発表基準	警戒基準	大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が監視基準に達したとき
	警戒解除基準	大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想される時

(注) 次の事象が発生した場合の発表基準は、別途、実施要領で暫定基準を定める。

- (1) 震度5強以上の地震を観測した場合
- (2) その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象(土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等)が発生した場合

カ 水防警報

水防警報とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または、知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するもので、この措置については滋賀県水防計画で定める。

キ 水位周知河川(避難判断水位)

国土交通大臣または知事は、水防法に基づき指定する河川について、はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生に特に警戒すべき水位(避難判断水位)に達したときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じ一般に周知する。

ク 火災気象通報

消防法により彦根地方气象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに知事に通報する。市町長がこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令するものとする。

なお、火災気象通報の基準および様式は、次のとおりとする。

- (ア) 実効湿度が65%以下で、最小湿度が30%以下。

- (イ) 実効湿度が65%以下で、平均風速が7m/s以上の風が1時間以上吹くと予想したとき。
- (ウ) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。
- (エ) 地域細分境界(県南部、県北部)により発表することがある。

火災気象通報	第	号					
	平成	年	月	日	時	分	発表
							彦根地方気象台
1							
昨日の実況(実効湿度 %、平均湿度 %、最小湿度 %) 今日予想(実効湿度 %、最小湿度 %、最大風速 m/s) 滋賀県では 空気が非常に乾燥してきました。この状態は 日続く見込みです。							
2							
この状態は のため風が強まってきました。 まで続く見込みです。							
火の取り扱いには十分注意して下さい。							
受信者		時		分 発信者			

(参考)台風の大きさ・強さの階級分け(平成12年6月1日より)

大きさの階級分け

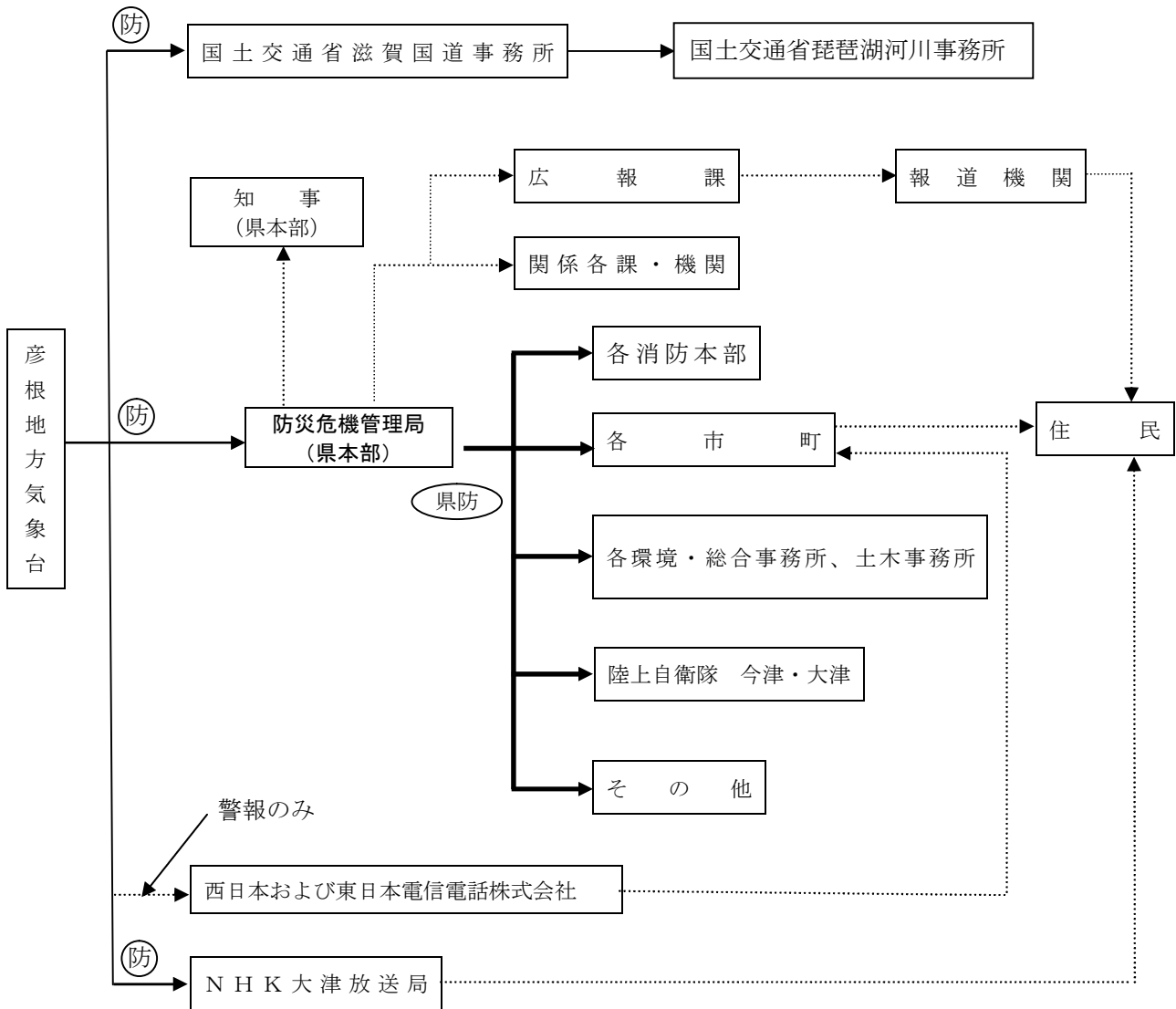
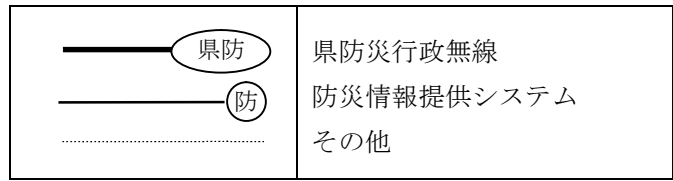
階 級	風 速 1 5 m / s 以 上 の 半 径
大 型:(大 き い)	500km 以 上 ~ 800km 未 満
超 大 型:(非 常 に 大 き い)	800km 以 上

強さの階段分け

階 級	最 大 風 速
表 現 な し	17m/s (34kt) 以 上 ~ 25m/s (48kt) 未 満
表 現 な し	25m/s (48kt) 以 上 ~ 33m/s (64kt) 未 満
強 い	33m/s (64kt) 以 上 ~ 44m/s (85kt) 未 満
非 常 に 強 い	44m/s (85kt) 以 上 ~ 54m/s (105kt) 未 満
猛 烈 な	54m/s (105kt) 以 上

(注)kt:ノット

(2) 気象予警報の伝達経路



- (注) 防災危機管理局から環境・総合事務所、市町、消防本部への予警報の音声伝達方法
- 勤務時間内の場合
防災行政無線により伝達する。
 - 勤務時間外の場合
防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者等に伝達する。

(3) 予警報等の伝達機関における措置

ア 彦根地方気象台

(ア) 気象予警報および指定河川洪水予報が発表されたときは、すみやかに次の各機関に通報するものとする。

滋賀県 防災危機管理局

国土交通省 滋賀国道事務所

放送機関 日本放送協会大津放送局

西日本および東日本電信電話株式会社

なお、通報は緊急防災情報システム等によって行うが、不通時においては、非常無線通信または急便によって通報しなければならない。

(イ) 気象の状況が火災の予防上危険であるときは(火災気象通報が発せられたとき)直ちに知事に通報しなければならない。

(ウ) 気象等の状況により洪水のおそれがあると認めるとき(洪水警報、洪水注意報が発せられたとき)は直ちに知事および国土交通省(琵琶湖河川事務所)に通報しなければならない。

(エ) その他の気象注意報および情報が発せられたときは、気象予警報に準じて措置するものとする。

イ 滋賀県(防災危機管理局)

気象予警報および気象情報の通知を受けたときは、すみやかに次表の機関に通知しなければならない。

(ア) 気象予警報伝達先一覧表(勤務時間内)

気象予警報 伝達先	情報		注 意 報										土砂災害警戒情報	
	台風	地震	雷	大雨	洪水	大雪	風雪	なだれ	強風	霜・着雪	低温	濃霧		乾燥
南部環境・総合事務所	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
甲賀環境・総合事務所	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
東近江環境・総合事務所	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
湖東環境・総合事務所	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
湖北環境・総合事務所	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高島環境・総合事務所	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広報課	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
流域政策局	○			○	○									○
道路課	○					○	○	○						○
農村振興課	○			○	○									○
各市町	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
各消防本部	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康福祉政策課	○													○
秘書課														○
人事課														○
企画調整課														○
環境政策課														○
交通政策課														○
商工政策課														○
農政課														○
監理課														○
会計管理局管理課														○
(教)教育総務課														○
企業庁														○
病院事業庁														○
土木事務所	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 流域政策局は水防活動に必要な気象予警報を防災危機管理局本部組織から受信したときは、水防の各課(広報課を除く)に通知すること。なお流域政策局への警報伝達は注意報に準じるものとする。

気象予警報は○印の機関に通知すること。

(イ) 気象予警報伝達先一覧表(勤務時間外)

気象予警報 伝達先	情報		注 意 報										各種警報 土砂災害警戒情報
	台 地 風 震	雷	大 雨	洪 水	大 雪	風 雪	な だ れ	強 風	霜 ・ 着 雪	低 温	濃 霧	乾 燥	
南部環境・総合事務所	○		○	○	○	○							○
甲賀環境・総合事務所	○		○	○	○	○							○
東近江環境・総合事務所	○		○	○	○	○							○
湖東環境・総合事務所	○		○	○	○	○							○
湖北環境・総合事務所	○		○	○	○	○	○						○
高島環境・総合事務所	○		○	○	○	○	○						○
広 報 課													○
流域政策局	○		○	○									○
道路課	○				○								○
農村振興課	○			○									○
各市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
各消防本部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康福祉政策課	○												○
秘書課													○
人事課													○
企画調整課													○
環境政策課													○
交通政策課													○
商工政策課													○
農政課													○
監理課													○
会計管理局管理課													○
(教)教育総務課													○
企業庁													○
病院事業庁													○
土木事務所	○		○	○	○	○	(○)						○

(注) 勤務時間外における連絡体制については、あらかじめこれを定めておくものとする。

(注) 情報(台風、地震)については、防災危機管理局が警戒1号以上の体制をとった場合のみ音声一斉放送で伝達する。

ウ その他県の出先機関等

- (ア) 防災行政無線により気象警報等を受けた環境・総合事務所は、直ちに所管の県関係事務所に通知するものとする。
- (イ) 各出先機関にあつては、通報を待つのみでなく積極的に関係機関と連絡するとともに、ラジオ、テレビ放送等にも、注意し、的確な情報収集に留意しなければならない。

エ 警察

- (ア) 気象警報を受けた警察本部は、警察署および関係所属に通知しなければならない。
- (イ) 上記の通知を受けた警察署は、署災害警備計画に基づき、管内の交番、駐在所に通知するものとする。
- (ウ) その他の気象注意報等は、滋賀県警察災害警備計画および署災害警備計画に基づき措置するものとする。

オ 放送関係機関

気象警報等の通知を受けたときは、すみやかに県内住民に放送し徹底するよう努めること。なお放送に当っては、その徹底を図るため放送時間、回数等を考慮して行う。

カ 西日本電信電話株式会社

気象警報の通知を受けたときは、市町長にFAXでもって通知するものとする。通知した結果通話不能の市町があるときは、すみやかにあらかじめ指定された市町の連絡先へ電話で連絡する。

(4) 異常現象発見時の措置

- ア 災害が発生するおそれのある異常な現象(がけくずれ、なだれ、洪水等)を発見した者は、直ちに市町長または警察官に通報しなければならない。
- イ 通報を受けた警察官は、その旨を直ちに市町長に通報しなければならない。
- ウ 上記アおよびイによって通報を受けた市町長は、直ちに次の機関に通報しなければならない。
 - (ア) 彦根地方気象台(著しく異常な気象現象)
 - (イ) その災害に関係のある市町
 - (ウ) 警察署、環境・総合事務所等その地域を管轄する災害に関係のある県の出先機関

エ 県の出先機関は、市町長から上記の通報を受けたときは、すみやかにその旨を県防災危機管理局に通報しなければならない。

(5) 予警報用地域区分について

基本的には、愛知川から和邇川を通る線を北部・南部の境とする。(主として冬期の積雪日数等を参考に決定)ただし、上記に近い行政区によって分割するが、大津市については和邇川中流と途中越をむすぶ線で北部と南部に分割する。さらに、注意報・警報は災害特性を考慮し、市町等ごとに発表される。テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町等をまとめた地域の名称を用いて注意報・警報が伝えられる場合がある。(資料編「予報地域細分境界」参照)

県	1次細分区域	市町等をまとめた地域	市 町 等
滋 賀 県	北 部	湖 北	長浜市、米原市
		湖 東	彦根市、犬上郡(多賀町、甲良町、豊郷町)、愛知郡(愛荘町)
		近 江 西 部	大津市北部、高島市
	南 部	東 近 江	近江八幡市、東近江市、蒲生郡(竜王町、日野町)
		甲 賀	甲賀市、湖南市
		近 江 南 部	大津市南部、草津市、守山市、栗東市、野洲市

(6) その他

- ア 災害の発生その他の事故により警報等の伝達ができないときは、関係機関は相互に連絡をとり警報等がすみやかに市町住民に周知徹底するよう応急的な措置を講ずるものとする。
- イ この計画に関係ある各機関は、警報等の受領、伝達の取扱主任者および副主任者を定めておかなければならない。
- ウ この計画に定めるもののほか、警報等の受領、伝達その他の処理に関して必要な事項は関係機関が協議して定めておくものとする。
- エ 市町から住民への伝達系統等必要な事項は市町地域防災計画に定めておくものとする。
- オ この計画で各機関との気象警報注意報の伝達受信は原則として緊急防災情報ネットワークにより行う。ただし彦根地方気象台は、政令で定められた機関に対しての警報伝達は平文により通報する。台風情報の伝達、受信は緊急防災情報ネットワークによるものとする。

第3 災害広報計画（各機関）

1 計画方針

滋賀県の地域にかかる災害について、被害の状況および応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を県、市町および関係機関が迅速かつ的確に被災地住民をはじめ一般住民に広報を行い、民心の安定と速やかな復旧を図るものとする。

2 計画の内容

(1) 県における広報

県は、全域を対象に、または状況により被災地を重点対象として災害広報活動を行う。

ア 広報担当者

災害時における広報活動は、原則として広報班を通じて行うものとする。

イ 広報資料の収集

広報資料の収集は「被害状況等の収集計画」に定めるところによるが、なお、次のことに努める。

- (ア) 広報班に写真班をおき、状況に応じ現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- (イ) 本部各部班、地方本部あるいは市町本部で撮影した災害現場写真を収集する。
- (ウ) 本部各部班は、県民が正確な情報を得られるよう広報資料の提供を積極的に行う。

ウ 広報事項

- (ア) 広報はおおむね次の事項を重点とする。
 - a 被害の状況
 - b 応急対策実施状況
 - c 一般住民ならびに被災者に対する協力および注意事項
- (イ) 県警本部は、特に次のことを重点に広報を分担し、随時広報活動を行う。
 - a 交通規制状況
 - b 治安状況

エ 広報手段

一般住民に対する広報手段は、状況に応じて次による。

- (ア) 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に対する発表
- (イ) インターネットの活用
- (ウ) 広報紙、チラシ、ポスター等の作成
- (エ) 広報車による巡回広報
- (オ) 有線放送による広報
- (カ) 航空機による広報

(キ) 広報記録映画の作成

オ 国会中央諸機関等に対する広報

国会、中央諸機関等に対しては、迅速に災害情報および資料等を提供して、災害の実態を訴える。

カ 放送機関に対する放送要請

(ア) 災害放送

県は防災関係機関およびその他の関係者に対する通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備および無線設備により通信できない場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、「災害対策基本法第 57 条の規定に基づく放送要請に関する協定」(昭和 54 年 6 月 20 日締結ほか)により、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、讀賣テレビ放送株式会社に対して放送を行うことを求めることができる。

この場合、県は放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明示し、前記放送局は要請のあった事項について、放送の形式、内容、時刻等をそのつど決定し放送する。

(イ) 緊急警報放送

市町長は、災害に関し、次に掲げる事項を緊急に住民に周知徹底をする必要がある場合は上記協定に基づき締結した「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」により県を経由して(市町と県との間が通信途絶等特別の事情がある場合は、直接行う。)日本放送協会大津放送局長に放送を求めることができる。

- a 災害が発生し、または発生するおそれのある場合で多くの人命、財産を保護するため避難準備情報、避難勧告および指示等。
- b 災害に関する重要な情報の伝達ならびに予想される災害の事態およびこれに対してとるべき措置。
- c 災害時における混乱を防止するための指示等
- d その他県が特に必要と認める事項

キ 広聴活動

災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じる。また、被災地住民の要望や避難場所での被災者のニーズ等の把握に努めるとともに、関係機関へ適宜その要望等を伝達し、迅速な処理を求める。

また、必要に応じて被災者相談所等を設置し住民からの意見収集に努めるとともに、関係機関に対してその処理を求める。

(2) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等の定めるところにより、災害の態様に応じ適宜適切な災害広報を実施するものとする。特に次の機関は、それぞれの措置をとるとともに広報事項は県災害対策本部に通知するよう努める。

ア 日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送

(ア) 災害時または災害の発生が予想される場合には、災害関連番組を編成するよう努める。

(イ) 県その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底するよう努める。

イ 関西電力株式会社滋賀支店

広報車および報道機関等により被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について県民への周知に努める。

ウ ガス会社等

広報車および報道機関等により被害箇所の復旧見通しやガスもれによる事故防止について県民への周知に努める。

エ 西日本電信電話株式会社滋賀支店

広報車および報道機関等により被害箇所(範囲)の復旧見通しや応急措置について県民への周知に努める。

オ 西日本旅客鉄道株式会社、私鉄会社

(ア) 被害箇所の見通しや、輸送の状況について駅の掲示板、案内所等に掲示して一般の周知を図る。

- (イ) 災害時において、県、市町から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。
- (3) 災害時要援護者への広報
- 災害時要援護者に対する情報提供について特に配慮するものとし、電波広報においては聴覚障害者のために手話通訳放送および文字放送等の実施や、外国人のための外国語による放送等の実施を行うよう努める。

[参 照]

- ・災害対策基本法に基づく通信施設（設備）の利用等に関する協定 ……………（参考編 22）
- ・災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定 ……………（参考編 24）
- ・緊急警報放送の放送要請に関する覚書 ……………（参考編 25）

第3節 防 禦 計 画

第1 消防活動計画(県知事直轄組織)

1 計 画 方 針

現行消防組織は市町消防が原則であり、消防組織法第3章に規定するごとく消防責任は市町にある。従って防禦活動は市町がその責任において行うものであるが、県は大災害等で必要である場合または被災市町より要請のある場合は、広域航空消防応援計画および関係法令の規定によって応援出動を命じるなど必要な措置を補完するものとする。

2 計 画 の 内 容

火災その他災害時における消防機関の活動に関する計画は次のとおりとする。

(1) 消防活動体制の整備

消防機関は、おおむね次に掲げる危険区域について、災害時において消防機関が担当すべき業務につき具体的な活動方法を常に考究するものとする。

- ア 住宅密集地帯の火災危険予想地域
- イ 危険物多量取扱所等の特殊火災危険予想地域
- ウ 洪水、浸水等の危険予想地域
- エ 山くずれ、崖くずれ、土石流等の危険予想地域

(2) 非常事態の場合における県の措置

ア 消防活動に関する市町間の相互応援は、市町間において締結されている相互応援協定の定めるところによるが、非常事態時における災害対策基本法第72条および消防組織法第43条の規定に基づく知事の指示権は、次の場合に運用する。

- (ア) 災害防禦に関し、緊急の必要があると認められるとき。
- (イ) 相互応援協定による応援をうけても、なおかつ施設および人員に不足があつて、当該市町本部からの要請があつた場合においてその必要が認められるとき。
- (ウ) 活動が長時間にわたり、新たな施設、人員が必要の旨を当該市町本部から要請があつた場合において、その必要が認められるとき。

イ 大規模な災害により、県下の消防本部・消防団、他都道府県消防隊の応援要請(消防組織法第44条)の必要が見込まれる場合は、次により行う。

(ア) 県内における相互応援について

被災地市町(消防の事務を共同処理する一部事務組合を含む)の消防力および消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力によつても、的確な対応が困難な場合は、「滋賀県広域消防相互応援協定」、「滋賀県広域消防相互応援基本計画」、「滋賀県下消防団広域相互応援協定」により相互応援を行う。

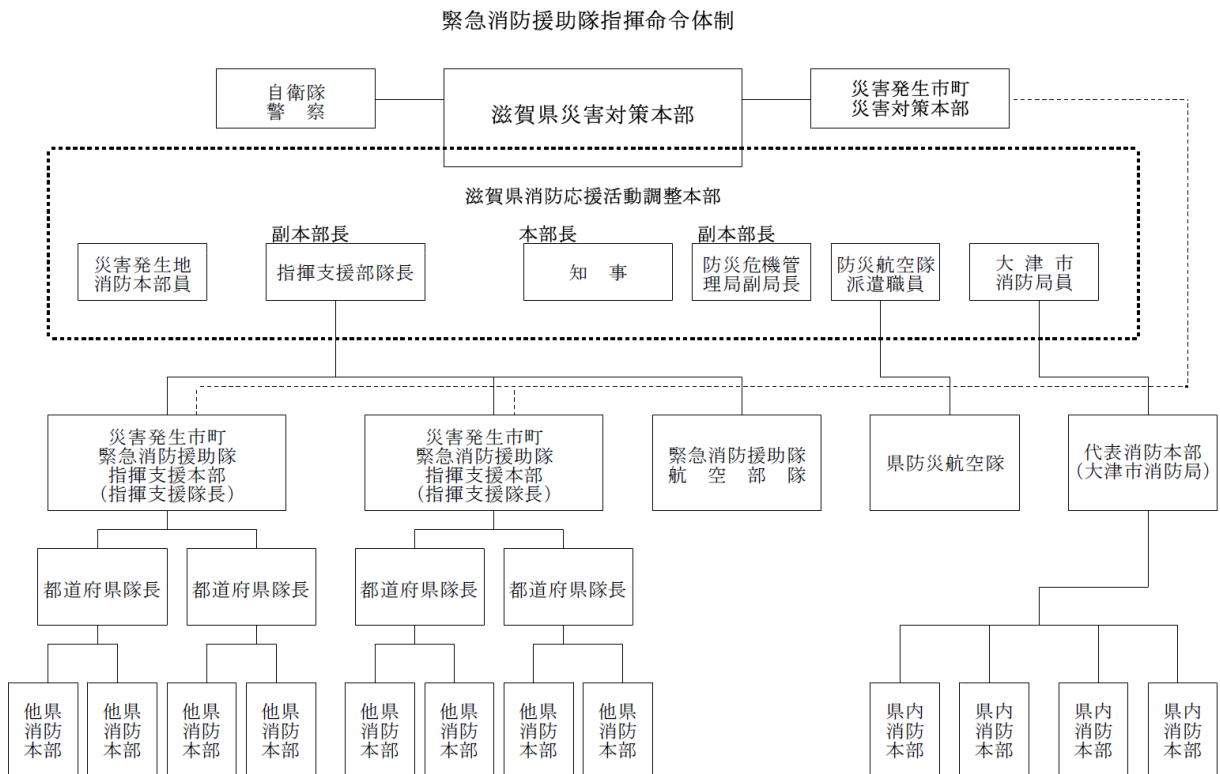
a 滋賀県広域消防相互応援協定による応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。(事後、速やかに文書提出)

- (a) 災害の発生場所および概要
- (b) 必要とする人員、車両および資機材
- (c) 集結場所、活動内容および連絡担当者
- (d) その他必要事項

b 滋賀県下消防団広域相互応援協定による応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。(事後、速やかに文書提出)

- (a) 災害の発生場所および概要
- (b) 必要とする人員、車両等
- (c) 集結場所、活動内容および連絡責任者

- (d) その他必要事項
- (イ) 他都道府県消防隊の応援要請(消防組織法第44条「滋賀県緊急消防援助隊受援計画」)
- a 市町本部長は、緊急消防援助隊等他都道府県の応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして県本部に要請する。(後日文書提出)
- (a) 火災の状況および応援要請の理由
 - (b) 応援消防隊の派遣を必要とする期間(予定)
 - (c) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
 - (d) 市町への進入経路および集結(待機)場所
- b 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受け入れを図るため、県本部長は、「滋賀県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受け入れ体制を整える。また、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け受け入れ体制を整えておく。
- (a) 応援消防隊への地理情報の提供(消火栓、利用可能な自然水利等を掲載した消防マップの提供)
 - (b) 消防活動の指揮本部の確立(応援メンバーも常駐)
 - (c) 応援消防隊の人員、器材数、指導者数の確認
 - (d) 応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配
 - (e) 応援消防隊に対する給食等の手配
- c 消防庁長官への要請
- 県本部長は、市町本部長から他都道府県の応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、速やかに消防庁長官に応援要請するものとし、その結果を直ちに応援要請を行った市町長もしくは被災地の市町長に連絡する。
- (3) 消防応援活動調整本部の設置(「滋賀県緊急消防援助隊受援計画」)
- 県内に災害発生市町が2以上あるときは、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部を設置し、消防の総合調整を行うものとする。



(4) 火災報告

火災、爆発等による災害が発生したときは、第2節第1「災害情報通信計画」に定めるほか「火災報告等取扱要領」の定める報告を行うものとする。

(5) 救急業務

消防機関は、常に救急救助に関する組織および整備を行い、特に近年の社会経済活動の複雑・多様化に伴う交通事故、労働災害等の災害事象に的確に対応しうるよう計画的に救助隊、特別救助隊を編成し、また救急業務計画を整備し、集団救急事故対策の推進を図る。

(6) 林野火災用空中消火資機材の整備

県では林野火災用空中消火資機材を下記のとおり整備し、貸し出し要綱にもとづき各市町に貸し出しを実施する。

機 材

① 空中消火用水のう型散布措置 12基

② 吹きながし 5基

消火薬剤

泡消火剤

[参 照]

・滋賀県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱……………（参考編 66）

第2 水防計画（県土木交通部）

水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送およびダムまたは堰の操作、水防のための水防団および消防機関の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力および応援ならびに水防に必要な器具、資材および設備の整備および運用について計画するものとし、水防法(昭和24年法律第193号)の規定に基づく滋賀県水防計画による。

第3 道路災害応急対策計画（県土木交通部）

道路における落石、土砂崩壊、雪崩等の災害に対し、被災者の救出や通行の回復を迅速かつ適切に実施するため、各道路管理者は必要に応じ応急対策計画を定めるものとする。

「道路関係災害対策部運営計画」

国土交通省が管理する道路(国道1号、国道8号、国道21号、国道161号)

「道路災害応急対策(風水害等)要綱」

県が管理する道路(上記以外の国道、主要地方道、一般県道)

第4 林道災害応急対策計画（県琵琶湖環境部）

林道における落石、土砂崩壊、雪崩等の災害に対し、被災者の救出や通行の回復を迅速かつ適切に実施するため、各林道管理者は必要に応じ応急対策計画を定めるものとする。

第4節 災害救助保護計画

第1 災害救助法の適用計画（県健康福祉部）

1 計画方針

災害救助法の適用については、同法、同法施行令および滋賀県災害救助法施行細則等に定めるところによるが、健康福祉政策課長は被害状況の把握に努め、必要と認めたときは速やかに所定の手続きを行うものとする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条によるものとするが、県における具体的適用基準は次のとおりである。

- (1) 市町の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が「市町別災害救助適用基準一覧表」に掲げる「適用1」欄以上であること。
- (2) 県の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市町の区域内の滅失世帯数が、「市町別災害救助適用基準一覧表」に掲げる「適用2」欄以上であること。
- (3) 県の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合で、かつ市町の区域内で多数の世帯の住家が滅失した場合。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合。

(平成12年3月31日厚生省令第86号第1条)

災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合。

(平成12年3月31日厚生省令第86号第2条第1号)

災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。

(平成12年3月31日厚生省令第86号第2条第2号)

災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

3 被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるものであり、また災害救助法に基づく救助の実施にあたり、救助の種類・程度・期間の決定の基礎となるものであることから、適正かつ迅速に行うものとする。

(1) 被害の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、全壊(焼)、流失世帯は1世帯をもって、住家が半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

なお、災害救助法の被害状況は、世帯単位であることに留意を要する。

(2) 住家滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家が半壊、半壊する等著しく損傷したもの

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、または土砂、竹木等により一時的に居住することができない状態となったもの。

4 災害救助法の適用手続き

災害救助法による救助は、市町の区域単位ごとに実施されるものであり、市町における被害が第2に掲げた適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みである場合には、市町長、知事は次に掲げる所要の措置をとるものとする。

(1) 災害発生初期の措置

ア 被害市町長は、速やかに管内の被害状況の把握に努め、被害が第2に掲げた適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みである場合には、市町長は直ちに、災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、併せて法の適用を要請するものとする。

イ 災害救助法の適用の要請を受けた場合または被害状況の報告等から、健康福祉政策課長は、適用の可否について滋賀県災害対策本部員会議に諮り、市町および関係機関に対し、直ちに災害救助法に基づく応急救助の実施を指示するとともに、次により災害救助法適用の公示を行う。

「平成〇〇年〇月〇日発生の〇〇災害に関し平成〇〇年〇月〇日から〇〇市(町)の区域に災害救助法による救助を実施する。」

ウ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、市町長は災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに知事に報告し、その後の処置に関して、知事の指示を受けなければならない。

エ 災害救助法を適用した場合には、知事は速やかに厚生労働大臣に報告を行うものとする。

5 災害救助法による救助の種類と救助の委任

(1) 法による救助の種類は次のとおりである。

ア 避難所の設置および応急仮設住宅の供与

イ 炊出しその他による食品の給与および飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与

エ 医療および助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の捜索および処理

サ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) (1)に掲げる救助の実施について、事務の一部を市町に委任する場合には、知事は事務の内容および当該事務を行うこととする期間を市町に通知するとともに、直ちにその旨の公示を行う。

- (3) (1) のキにいう生業資金の貸付については、各種の貸付資金制度が充実された現在、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

6 救助の実施状況の記録および報告

- (1) 救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県本部(健康福祉政策課)に報告するものとする。
- (2) 県本部(健康福祉政策課)は、これを取りまとめ災害対策本部員会議および厚生労働省に報告するものとする。

7 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準

資料編に掲げる「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度」早見表のとおりとする。

第2 避難救出計画 (県知事直轄組織、県健康福祉部、県警察本部、県土木交通部、陸上自衛隊第3戦車大隊)

1 計画方針

災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための避難方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

2 計画の内容

(1) 事前避難

市町は災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の住民に対しては避難場所、避難経路、避難の方法等を周知徹底せしめ、災害時の積極的な自主避難体制を指導しておくものとする。特に浸水想定区域の指定された区域については、水防法第15条の規定に基づき、洪水予報等の伝達方法や避難場所などを定めた、洪水ハザードマップを各戸に配布する等の必要な措置を講ずるものとする。また、土砂災害(特別)警戒区域の指定された区域については、土砂災害防止法第7条の規定に基づき、土砂災害警戒情報等の伝達方法や避難場所などを定めた、土砂災害ハザードマップを各戸に配布する等の必要な措置を講ずるものとする。さらに洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報をふまえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした洪水等避難計画および土砂災害避難計画を作成する。

洪水等避難計画は、県が平成18年3月に作成した「滋賀県洪水等避難計画作成支援マニュアル」等をもとに作成するものとする。

土砂災害避難計画は、国交省砂防部が平成19年4月に作成した「土砂災害警戒避難ガイドライン」等をもとに作成するものとする。

避難準備情報、避難の勧告および指示を住民に対し確実に伝達するための手段として「放送事業者と地方公共団体との連携」を密にし、市町および県と放送事業者はあらかじめ定めた時期に情報伝達訓練を行うよう努める。また、市町および県は防災意識の向上を図るため、住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施を行うものとする。

(2) 避難準備情報、避難の勧告および指示

ア 実施責任者、措置、実施の基準は次のとおりである。

事項 区分	実 施 責 任 者	措 置	実 施 の 基 準
避 難 準 備 情 報	市 町 長	要援護者等に対する立退き勧告、立退き先の指示	災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
避 難 勧 告	市 町 長 (災害対策基本法60条)	立退きの勧告および立退き先の指示	災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、特別の必要があると認められるとき。

避難の指示等	知事およびその命を受けた職員 〔水防法 29 条〕 〔地すべり等防止 25 条〕	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法 29 条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市町長 (災害対策基本法 60 条)	立退きおよび立退き先の指示	災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	警察官 〔災害対策基本法 61 条〕 〔警察官職務執行法 4 条〕	立退きの指示 警告 避難等の措置	市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法 94 条)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
知事による避難の指示等の代行		知事は、市町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立退きおよび指示に関する措置の全部または一部を代行する。	

*避難準備情報、勧告、指示または自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

イ 避難準備情報、勧告または指示は、次の内容を示して行う。

- ・ 要避難対象地域
- ・ 避難先・避難理由
- ・ 避難経路
- ・ 避難時の注意事項等

ウ 避難準備情報、勧告または指示を行ったものは、必要な事項を関係機関へ通知する。

(ア) 市町長の措置

市町長 → 県知事(防災危機管理局)

(イ) 警察官の災害対策基本法に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 市町長 → 県知事(防災危機管理局)

(ウ) 警察官職務執行法に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 県警察本部長 → 県知事(防災危機管理局) → 市町長

(エ) 自衛官の措置

自衛官 → 市町長 → 県知事(防災危機管理局)

エ 県本部および市町本部は、自ら避難準備情報、勧告または指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対して直接周知するとともに、マスコミ等を通じて住民へ周知するよう努める。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(3) 警戒区域の設定等

住民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の立入禁止、退去を命ずる場合は、次の基準により行う。

設定権者	災害の種類	内 容 (要 件)	根 拠
市 町 長	災 害 全 般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条
警 察 官	災 害 全 般	同上の場合において、市町長もしくはその委任を受けた市町の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第 4 条
自 衛 官	災 害 全 般	市町長等、警察官および海上保安官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第 63 条
消防吏員または消防団員	水災を除く 災 害 全 般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第 36 条において準用する同法第 28 条
水防団長、水防団員、または消防機関に属する者	洪 水	水防上緊急に必要がある場所において。	水防法第 21 条
県知事による応急措置の代行		市町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、警戒区域の設定等の措置の全部または一部を代行する。	災害対策基本法第 73 条

(注) 警察官は消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないかまたは要求があった時は警戒区域を設定できる。

(4) 避難場所の開設および避難誘導等

ア 避難所の開設

(ア) 市町本部は避難が行われたときは、ただちに避難所を開設するとともに避難所の場所等をすみやかに災者に周知するものとする。市町は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の鍵の管理等について取り決めを行っておくものとする。

(イ) 避難所の選定

避難所の選定は、一般的に次のものが考えられるが、市町は平常時において「市町地域防災計画」に定めておくものとする。

a 選定基準

- (a) 安全な二階建以上の建建物(鉄筋またはブロック建)で耐震耐水構造物。
- (b) 給水、給食施設を有するもの、あるいは比較的容易に給水、給食施設を設置できるもの。
- (c) なるべく被災地に近く、かつ集团的に収容できるもの。
- (d) 低地および湖岸はできるだけ避ける。なお、浸水想定区域が指定されている場合は、その区域について考慮すること。特に、浸水想定区域が市町全域に及んで指定されているなどの場合は、隣接市町の避難所の活用についても考慮すること。さらに、緊急輸送道路に指定されている名神・北陸高速自動車道のパーキングエリア、サービスエリアについても積極的に検討すること。
- (e) 避難所に指定する公共施設については、障害者トイレの設置、スロープの設置、ファックス、文字放送テレビの設置等高齢者・障害者等に配慮した施設・設備の整備に努める。また、浸水が予想される区域内の避難所については、発電、通信施設の設置位置を考慮すること。

b 選定施設

- (a) 公立小・中学校
- (b) その他の公立学校

- (c) 公民館
 - (d) 神社・寺院
 - (e) その他の公共施設
 - (f) 民間の工場、倉庫、高速自動車道のサービスエリア・パーキングエリア等の施設
- (ウ) 野外収容施設の設置
- 災害の規模が大きく、既存施設の被害が甚大であるか、あるいは災害が多数のため既存施設の収容力をこえた場合に仮設し、または天幕等を借り上げ設置する。
- (エ) 福祉避難所の設置
- 一般の避難所生活が困難である災害時要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所について、事前協定・指定に基づき、設置する。
- イ 避難者の誘導
- 市町長、警察官、水防管理者等の避難準備情報、避難勧告、指示権者は避難者の誘導にあたり次の措置を迅速、確実に行うものとする。
- (ア) 避難順位
- a 高齢者、乳幼児、障害者、傷病者および妊産婦
 - b 防災活動従事者以外の者
 - c 防災活動従事者
- (イ) 避難準備および携行品等の制限
- a 避難に際して、火気および危険物の始末を完全にする。
 - b 家屋の補強および家財の整理をする。
 - c 避難者の携行品について次の措置をとる。
 - (a) 緊急の場合

現金、貴金属以外は日用品、見廻品を最小限にする。
 - (b) 時間的余裕があると認められる場合
 - (a) を上回り、避難秩序を乱さない範囲にする。
- (ウ) 避難道路の選定
- a 避難道路は緊急時の混乱を避けるため、できる限り車両用、徒歩用に区分選定する。
 - b 避難道路には消防職団員等を配置する。
 - c 必要に応じ誘導標識、誘導灯、誘導索を設ける。
 - d 避難路上の障害物等を除去する。
 - e 危険箇所や新たに災害発生のおそれのある場所を避ける。なお、浸水想定区域が指定されている場合は、この区域について考慮すること。特に、浸水想定区域が市町全域に及んで指定されているなどの場合は、緊急輸送道路に指定されている名神・北陸高速自動車道などを積極的に活用し広域的に避難することについても考慮すること。
- (エ) 避難者の確認
- a 避難準備情報、避難勧告、指示を発した地域に対しては避難終了後すみやかに警察官、消防職団員等によるパトロールを行い、立退き遅れた者等の有無の確認を行うものとする。
 - b 警察官は、避難準備情報、避難勧告、指示に従わない者について、説得に努め状況に応じては必要な限度で強制措置をとる。
 - c 市町は、地元警察署、消防署、民生委員児童委員、地域住民等の協力を得て、住宅サービス利用者、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者、難病患者等の名簿を利用することにより、居宅取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時集合場所・避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

あわせて避難準備情報の発令時における対応も十分考慮するものとする。

(5) 学校、病院、駅等の避難対策

ア 学校(小・中学校の児童・生徒等の集団避難)

(ア) 避難誘導

- a 学校長はあらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じ教職員に適切な緊急避難の指示を行う。
- b 教職員は校長の指示を的確に把握して、校舎配置別または学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って迅速、確実に校外の安全な避難場所に誘導する。

(イ) 避難指示等の周知

- a 校長は職員および児童、生徒等に対する避難の指示はサイレンまたはマイク等によりその周知徹底を図る。
- b 校長は児童、生徒等に対する避難の指示を発したときは、ただちに市町教育委員会、警察、消防署等にその旨を連絡する。

(ウ) 移送方法

- a 町または自治会別に班を編成し、教職員は引率責任者としてできるだけ警察官、消防職員等の協力を得て次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。
 - (a) 危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生する恐れがある場所を避け、安全な道路を選定する。
 - (b) 引率責任者は、メガホン、携帯マイクを所持する。
 - (c) 感電、水没等の事故防止に努める。
 - (d) 浸水地域等を移送するときは、ロープ等を利用する。

イ 病院

(ア) 避難誘導

病院長もしくは病院の管理者は、あらかじめ患者を担送患者と徒歩患者とに区分し、徒歩患者については、適当な人数ごとに自治組織を編成させて、医師、看護師その他職員が引率して重病患者、高齢者、乳幼児、妊産婦および介添え婦を病院の空地、または野外の仮設した幕舎、その他安全な場所に誘導する。

(イ) 避難指示等の周知

病院長等は、病院のサイレン、マイク放送等により周知させる。

(ウ) 移送方法

- a 病院長等は、入院患者を院外の安全な医療機関等に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、消防職員等の協力を得て患者の移送を行う。
- b 病院長等は、院外への患者移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市町、消防署等の車両舟艇の応援を得て移送を行う。

(エ) 避難場所等の確保

病院長等は、災害時における患者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に必要な医療品、食料品、衣類、担架、車両、手押車等を備蓄しておく。

ウ 駅および地下街等

(ア) 避難誘導

- a 駅長等は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の停休等により避難の措置の必要が生じた場合には、駅施設内の安全な避難場所に誘導する。
- b 駅長等は、駅施設内に安全な避難場所がない場合には、ただちに市町長、警察署長に連絡し、その指示に従って避難所へ誘導する。
- c 駅等は、浸水や火災等による災害が発生した場合に大混乱が生じて多数の死傷者が発生する恐れがある。そこで、駅等で発生する災害に備え、利用者の避難誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を定める。
- d 駅長等は、施設の防災対策として発災時における利用客の誘導方法等の対策について計画を定め、従業員等に周知する。

(イ) 移送方法

駅長等は、災害状況により乗客の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市町等の車両、舟艇の応援を得て移送を行う。

(6) 百貨店、興業場、事業所等の避難対策

ア 避難誘導

(ア) 百貨店、興業場等多数の者が出入りし、勤務し、または居住している施設の管理者は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常出口、非常階段等の避難施設を利用して誘導責任者が施設内または施設外の安全な場所に誘導する。

(イ) 管理者は施設内等に安全な避難場所がない場合には、ただちに市町長、警察署長に連絡し、その指示に従って避難所へ誘導するとともに、管理者において誘導が不可能な場合には市町等の応援を得て誘導を行う。

イ 移送方法

管理者は、災害の状況により出入者、勤務者等の移送について、自力をもって行うことが不可能な場合は、市町等の車両、舟艇の応援を得て移送を行う。

ウ 避難場所等の確保

管理者は、災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

(7) 社会福祉施設の避難対策

ア 社会福祉施設の長は、消防法によって作成が義務づけられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう各施設ごとにあらかじめ避難計画を作成し、これに基づいて迅速かつ適切に実施するものとする。

イ 社会福祉施設の長は、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして消防、警察機関の協力のもとに移送を行うものとする。

(8) 土砂災害警戒区域等における避難対策

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害防止法に基づき都道府県知事が指定する、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりによる土砂災害のおそれがある土地の範囲である。

ア 土砂災害警戒区域等の概要

(ア) 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制整備が図られなければならない。

(イ) 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などの規制がある。

イ 指定基準

土砂災害警戒区域等の指定基準は指定基準は、次表に示す通りである。

自然現象	指定する場所	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地（傾斜度が30°以上で、高さ5m以上の斜面）	1) 斜面の上端から水平距離10m以内 2) 斜面 3) 斜面の下端から水平距離2H（最大で50m）以内（Hは斜面の高さ、明らかに土砂が到達しない範囲は除く）	建物が損壊し生命又は身体に著しい危険が生じるおそれがある範囲
土石流	土石流のおそれがある溪流（ただし流域面積が5km ² 以内）	谷出口から下流端は溪床勾配が2°まで（明らかに土砂が到達しない範囲除く）	建物が損壊し生命又は身体に著しい危険が生じるおそれがある範囲
地すべり	地すべりが発生または発	1) 地すべりが発生しているまたは発生す	建物が損壊し生命又は

	生ずるおそれがある場所	るおそれがある斜面 2) 斜面の下端から水平距離L（最大で 250 m）以内（Lは斜面の水平方向延長、明らかに土砂が到達しない範囲は除く）	身体に著しい危険が生ずるおそれがある範囲
--	-------------	--------------------------------------------------------------------------	----------------------

ウ 警戒避難体制の整備等

(ア) 警戒避難体制の整備等

市町の長は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位ごとに、土砂災害に関する雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(イ) 災害時要援護者対策

市町の長は、地域防災計画において、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

(ウ) 土砂災害警戒区域等の周知

市町の長は、地域防災計画において、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

エ 災害応急対策

大雨による土砂災害のおそれがある時の避難勧告判断基準は、次表を参考に定めるものとする。

災害応急対策	降 雨 な ど の 状 況
避難準備情報	大雨警報などをもとに、今後土砂災害が発生する恐れがあると判断されたとき
避難勧告	土砂災害警戒情報、前兆現象等をもとに土砂災害が発生するおそれが高まったと判断されたとき
避難指示	土砂災害警戒情報、前兆現象等をもとに、土砂災害の発生が確認されたとき

オ その他

土砂災害警戒区域等が指定されていない地域においては、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所およびその周辺について、土砂災害警戒区域等に準じた処置を講ずるよう努めるものとする。

(9) 避難所の運営

ア 職員の派遣

市町本部は、避難所を開設した場合にはすみやかに避難所の運営および連絡調整にあたる担当職員を派遣し、被災者のニーズや男女のニーズのちがいに配慮するとともに福祉ニーズも十分行う。なお、市町は「市町地域防災計画」に具体的内容を記載し、担当部署をあらかじめ定めておくものとする。

イ 被災者の把握

市町本部は、避難所に避難した被災者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、緊急医療等の措置を必要とする被災者について、移送を行う等の措置をとる。

ウ 災害時要援護者への配慮

運営にあたっては、被災者の健康維持に努め、特に災害時要援護者には次のような措置を講じる。

(ア) 担当職員、介護職員、民生委員児童委員等の訪問による実態調査の実施

(イ) 避難者の障害や身体状況に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設へのすみやかな移送

(ウ) 避難者の障害や身体状況に応じて、ホワイトボードや音声などによる定期的な情報提供についての配慮や、保健師、介護職員、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣。なお、市町は、平素から資格者名簿の整備などの

措置を講じておく。

(エ) 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食料の支給

エ 県本部の措置

県本部は、市町に設置される避難所の状況を把握し、市町本部から要請があった場合には仮設避難所等を設置する。

オ 開設期間

災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とし、延長する必要がある場合には、市町長は知事の事前承認(厚生労働大臣の同意を含む)を受けなければならない。

第3 備蓄物資払出計画 (県健康福祉部)

1 計画方針

災害時において、流通機構が一時的なマヒを来すことが予想されるが、被災者に対し、食料および寝具等生活必需品について速やかに配布できるよう、平常時から応急物資の備蓄を行い、災害時において速やかに払出を行う。

2 計画の内容

災害時における備蓄物資の払出は、知事は市町からの要請により、知事が必要と認める場合に速やかに実施するものとする。

第4 食料供給計画 (県健康福祉部、県商工観光労働部)

1 計画方針

市町は、平素から災害時に備え、各家庭や自治会、自主防災組織が市町と一体となって2日程度に相当する食料を確保する体制整備に努める。そのため市町における保存食料の備蓄、関係業者との協定の締結等必要な措置をとる。災害発生後は必要に応じて食料供給計画を確立し、備蓄食料の供出、炊き出し等による食料の供与を速やかに実施する。

県は、平素から災害時に想定される被災者のおおむね1日に相当する量の食料について公的備蓄および流通在庫方式により確保に努めるものとする。災害発生時には、県本部は、市町本部の要請に基づき備蓄物資の払い出し等必要な措置をとるなど必要な食料の確保に努める。

また、社会福祉施設(入所施設)、医療機関等においても必要な量の食料の備蓄に努める。

2 食料供給計画において配慮すべき事項

- (1) 市町本部は、「市町地域防災計画」において、備蓄する食料の種類および量、備蓄食料の供出、炊き出しの実施方法等につき具体的に定めておくものとする。
- (2) 災害発生時における食料の供与は、原則としては炊き出し等によるが、災害発生後3日間程度は、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想されるため、食料の供与は公的備蓄の供出および流通在庫方式による調達によって実施する。そのため、食料の備蓄に当たっては、調理の不要な食品を備蓄するよう努める。
- (3) 災害発生後、炊き出しおよび被災地域外からの緊急輸送物資等によって食料を供給する。
- (4) 食料の給与にあつては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・障害者等に適した食品の調達・供与に配慮する。
- (5) 食料の給与は、避難所に収容された者、住家の半壊等により炊事ができない等の者を対象とする。

第5 主食供給計画(県農政水産部、農林水産省生産局、近畿農政局大津地域センター)

1 計画方針

災害時において食料の販売等の一時的な混乱あるいは食生活の確保を欠く事態になった場合における、被災者および災害応急対策要員等に対する主食の確保はこの計画の定めるところによる。

2 計画の内容

災害時における応急用米穀の緊急引渡しは、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」、農林水産省の「緊急食料調達・供給体制整備要綱」および「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施し、応急用米穀の引渡し、販売の方法は次のとおりとする。

(1) 災害地域が災害救助法の適用を受けない場合

ア 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づく米穀の引渡し

(ア) 市町長または作業実施責任機関(以下「取扱者」という。)は、被災者等に応急用米穀引渡しを実施する必要があると認められるときは、知事あてに必要とする数量の応急用米穀を要請するものとする。

(イ) 知事は、取扱者からの要請に基づき、災害救助に必要な物資の調達に関する協定を締結している関係業者から手持ち精米等を調達し供給するものとする。

イ 「緊急食料調達・供給体制整備要綱」に基づく米穀の引渡し

(ア) 知事は、アによる応急用米穀の調達が困難な場合等においては、「緊急食料調達・供給体制整備要綱」に基づき、農林水産省に対し必要とする数量の要請をするものとする。

(イ) 知事は、農林水産省の要請を受けた米穀販売事業者から手持ち精米を調達し供給するものとする。

(2) 災害地域が災害救助法の適用を受けた場合

ア 知事は、(1)のアまたはイによる応急用米穀の調達が困難な場合等においては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)に必要とする数量の政府所有米穀の供給を「災害救助用米穀の引渡要請書」により要請するものとする。

イ 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀および引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結するものとする。

ウ 知事または知事の指定する引取人は、生産局長から指示された受託事業者より災害救助用米穀の引渡しを受け、米穀販売業者等に委託してとう精し、直接または市町を通じ供給を行うものとする。

エ 市町長は、交通・通信の途絶のため知事に連絡が取れない場合にあっては、緊急に引渡しを受ける必要がある数量の政府所有米穀について、生産局長に対して直接引渡しを要請することができるものとする。

なお、市町長は、局長に対して直接引渡しの要請を行った場合には、すみやかに知事にその旨を連絡するものとする。

[参 照]

- ・米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(抜粋)……………(参考編 14)

第6 給水計画(県健康福祉部)

1 計画方針

災害による水道施設の損傷または飲料水の枯渇、汚染等により飲料水に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するための計画である。

2 計画の内容

(1) 給水の責任者および給水対象

ア 給水の責任者

(ア) 下表に示す特別の場合を除き、原則として、市町が供給の責務を有する。

(イ) 下表に示す特別の事態が発生した場合、法令の定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	県知事または県知事からの救助の実施に関する権限の一部を委任された市町長	災害救助法 第23条 災害救助法施行細則 第15条
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第1項により知事が使用停止を命じた場合で同法第31条第2項により知事が指示した場合	市町長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第31条第2項
災害時に緊急に水道用水を他の水道事業者へ補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め命令を発した場合	水道事業者	水道法 (昭和32年法第177号) 第40条

(ウ) 被災市町において給水できないときは、隣接市町の協力を得て実施するものとする。また、知事は、市町から応援の要請があった場合は、応援主管府県、自衛隊または国等へ支援を求めるものとする。

イ 給水対象

給水対象は、災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得ることができない者とする。

(2) 市町における計画の指針

市町長が、り災者の飲料水の供給を行うことになるため、以下の事項について検討し、飲料水を確保するための体制、方法について計画を定める。

ア 体制

すみやかに応急対策を実施するための組織、実施体制について、次の事項を明示すること。

(ア) 組織の構成

(イ) 各部門の役割分担

(ウ) 職員の動員方法

イ 災害時の水源の確保

(ア) 水源としては、たとえば次のようなものが考えられる。

- a 浄水場の貯留水、配水池の貯留水
- b 井戸水
- c 自然水(川、ため池等の水)
- d プール、受水槽、防火貯水槽の水
- e その他の貯留水

(イ) 水源の水質検査・保全

確保した水源の水が飲料に適するかどうかの検査をするとともに、災害時に消毒、ろ過等による水源浄化等の方法について定めておく。

ウ 給水用資材の調達

給水タンク、ポリタンク、可搬式濾過機、給水車、運搬車輛等の調達先および調達先への協力要請方法等の調達方法について定めておく。

また、隣接市町に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議し、定めておく。

エ 給水

(ア) 給水対象地域の把握

災害発生後すみやかに給水が必要な地域を把握する。

(イ) 給水目標

1人1日30以上を目安として計画を定める。

(ウ) 給水順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから給水する。

(エ) 給水方法

a 給水時間帯

早朝、夜間の給水についても配慮するものとする。

b 給水方式

(a) 搬送給水

(b) 拠点給水（避難場所、公園等）

(c) 仮設共用栓による給水

(d) 水缶詰等の配給

オ 計画において整理すべき資料

(ア) 災害時における飲料水の供給協力に関する協定

(イ) 水缶詰の備蓄状況

(ウ) 補給水利所在地および水量一覧表

(エ) 職員連絡表、動員計画表

(オ) 災害時の水源一覧表

カ その他、留意事項

(ア) 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるよう配備しておく。

(イ) 生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するようまた、給水状況について広報する。

(ウ) 市町は、平時より各家庭や自治会、自主防災組織が一体となって、住民1人当たり1日30を目安とし、2日程度に相当する飲料水を確保する体制の整備に努める。また、社会福祉施設(入所施設)、医療機関等においても必要な飲料水の備蓄に努める。

(3) 水道事業体における計画の指針

水道施設が破損した場合の復旧方針等について定める。

ア 水道施設の応急復旧

(ア) 被害状況の把握

(イ) 施設の応急復旧

関係業者の協力を得て応急復旧する。

① 取水、導水、浄水施設

② 送配水施設

③ 給水装置

(ウ) 配水管路の応急復旧

関係業者の協力を得て応急復旧する。

応急復旧順位としては次のように考えることができる。

① 配水池および給水拠点までの配水管

② 病院等の基幹管路配水管

③ その他の配水管

(エ) 応急復旧用資機材の調達

給水担当部課での保有分および関係業者からの調達分で確保するものとし、関係業者への協力要請方法等について定めておくものとする。

イ 計画において整理すべき資料

(ア) 水道部保有応急給水器材一覧表、備蓄資機材一覧表

- (イ) 水道管類調達先一覧表
- (ウ) 職員連絡表、動員計画表
- ウ その他、留意事項
 - (ア) 気象庁の気象情報に対処し、災害が予想される時は、低地におけるポンプの取外し、あるいは配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策を講ずる。
 - (イ) 被害状況、復旧費、復旧方法については、判明次第直ちに生活衛生課へ電話等で報告し、後日定められた様式により文書で提出する。
- (4) 災害救助法による飲料水の供給
 - 給水責任者、給水対象、給水期間および期間における知事が負担すべき費用の限度は以下のとおりである。
 - ア 給水の責任者
 - 災害救助法が適用された場合は、知事が給水責任者となり、市町長は、知事の補助機関として給水を行う。
 - イ 給水対象
 - 災害のため、飲料水を得ることができない者
(必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。)
 - ウ 供給期間
 - 災害発生の日から7日以内
 - エ 費用の限度
 - ろ水機、その他給水に必要な機械器具の借上費、燃料費および浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費

第7 生活必需品等供給計画（県健康福祉部、県商工観光労働部）

1 計 画 方 針

市町は、平時より、生活必需品等の備蓄、関係業者との協定の締結等必要な措置を講じるものとし、災害発生時には、速やかに生活必需品等供給計画を確立し、それに基づき被災者に対し生活必需品を供与または貸与することにより、被災者の生活の安定を図る。また、必要とされる生活必需品等の量が市町の備蓄量を越える場合には、県本部に備蓄物資の払い出しを要請する。

県は、平素から災害時に想定される被災者のおおむね1日に相当する量の生活必需品について、公的備蓄および流通在庫方式により確保に努めるものとする。災害発生時には、県本部は市町本部の要請に基づき備蓄物資の払い出し等必要な措置をとるなど必要な物資の確保に努める。

2 計 画 の 内 容

- (1) 市町は、「市町地域防災計画」において、備蓄する生活必需品等の種類および量、生活必需品等の調達方法、備蓄している生活必需品等の供出等の実施方法等につき具体的に定めておくものとする。その際、次に掲げるような品目の生活物資を備蓄し、給（貸）与するものとする。
 - ア 寝 具
 - イ 衣 服
 - ウ 身回り品
 - エ 炊事用具
 - オ 日 用 品
 - カ 食 器
 - キ 光熱材料
 - ク 衛生用品（紙おむつ、生理用品等）
- (2) 災害救助法による生活必需品等の給与または貸与は、災害によって住宅に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失または毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活

必需品等を直ちに入手することができない状況にある者を対象にする。

- (3) 災害救助法による生活必需品等の給与のため支出できる費用の基準額は、季別および世帯区分により別に定めるものとする。

第8 住宅対策計画（県土木交通部、県健康福祉部）

1 計画方針

災害が発生した場合、家屋や住宅の被災状況調査を迅速に実施し、二次災害の防止に努めることが必要である。

また、災害により住宅が滅失または破損した世帯に対して、応急仮設住宅を設置・供与することは、被災者の生活の早期安定を図る上で極めて重要である。そのため、県本部または市町本部は、応急仮設住宅の設置・供与に係る計画を確立し、それに基づいて応急仮設住宅を設置する。

なお、応急仮設住宅の設置・供与にあたっては、高齢者・障害者等の災害時要援護者に対する配慮を行う。

また、社団法人滋賀県宅地建物取引業協会および社団法人全日本不動産協会滋賀県支部との間で締結した「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」に基づき被災者住居としての空家等の把握とあっせんに努めるものとする。

2 計画の内容

(1) 応急仮設住宅設置・供与

ア 入居対象者

(ア) 入居対象者

災害により、住宅が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の3つの要件を満たす者とする。

- a 居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある。
- b 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。
- c 住宅を賃貸し、または購入するための資力がない。

(イ) 災害救助法による応急仮設住宅に収容される者

災害により、住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者。

イ 入居者の選定

市町本部は、十分な調査を基として行い、必要に応じ民生委員児童委員の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定割合については災害時要援護者を優先的に入居させるよう努める。

県本部は、災害救助法が適用された場合、入居者の選定を実施する。ただし、県本部は、必要に応じ市町本部に選定事務を委任することができる。

ウ 応急仮設住宅の設置

市町は、あらかじめ二次災害の危険性の少ない場所において応急仮設住宅の建設適地を選定しておく。災害が発生した場合には、プレハブ建築協会、滋賀県建設業協会、(社)滋賀県宅地建物取引業協会、および(社)全国不動産協会滋賀県本部等の関係団体の協力を得て、応急仮設住宅を設置する。なお、応急仮設住宅を建設する際には、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り、高齢者、障害者等に配慮した構造とするよう努める。

県本部は、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅を設置する。市町本部は、県本部の実施する応急仮設住宅の建設を円滑に進めるために、遊休地等の用地を迅速に確保するよう努める。

エ 応急仮設住宅における災害時要援護者への考慮

県本部および市町本部は、高齢者、障害者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら災害時要援護者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

オ 規模、費用の限度、着工期間等

応急仮設住宅の設置・供与の際の規模、費用の限度、着工期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度」早見表のとおりとする。

カ 応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであって、その目的が達成されたときは、供与を終えるべき性格のものであるため、市町は入居者にこの主旨を徹底させるとともに、入居者の自立にむけて住宅の斡旋等を積極的に行う。

(2) 被災家屋の応急修理

ア 応急修理対象者

災害のため住家が半壊または半焼し、当面の日常生活を営むことができない被災者のうち、自らの資力では被災家屋の応急修理ができない者で応急仮設住宅（民間賃貸住宅等を含む。）を利用しない者。

イ 応急修理

市町は、被災家屋の居室、炊事場および便所等、最低限日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、居住の安定を図る。

県は、災害救助法が適用された場合、最低限日常生活に欠くことのできない部分について被災家屋の応急修理を実施する。ただし、知事が認めた場合は、市町にその業務を委任することができる。

ウ 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度」早見表のとおりとする。

第9 医療援護計画（県健康福祉部、県医師会、県病院協会、日本赤十字社滋賀県支部）

1 計画方針

災害のため医療機関外の現場で医療が必要である場合、また医療機関が混乱し、罹災者の住民が医療の途を失ったような場合における応急的医療ならびに災害時における分べんの前後における処理は、この計画の定めるところによる。

2 計画の内容

(1) 医療救護活動計画

県本部ならびに市町本部、医療機関、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用いて、それぞれのフェーズ（局面）に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示す。

第1フェーズ（発生から3時間以内）	： 災害派遣医療チーム（DMAT）による災害現場の医療情報の収集と報告
第2フェーズ（3時間から3日以内）	： 負傷者のトリアージ、応急処置、搬送および医療救護班の派遣。特に24時間以内の活動が救われるべき命を救う重要な時間。
第3フェーズ（3日以降）	： 保健活動

ア 第1フェーズ（発生から3時間以内）

(ア) 情報の伝達

- a 県は、消防本部、警察本部等からの災害発生情報に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。
- b 県は、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請した場合、基幹災害医療センターおよび災害が発生した医療圏域の地方本部（健康福祉班）に直ちに連絡する。
- c 県から連絡をうけた地方本部（健康福祉班）は、市町および救急告示病院等に直ちに連絡する。

d 基幹災害医療センターは県から得た情報を災害拠点病院および災害派遣医療チーム（DMA T）を派遣した医療機関に連絡し、以後これらの医療機関との情報共有に努める。

e 県は、医療機関に対して広域災害・救急医療情報システムに災害医療情報（受入可能患者数等）を入力するよう、同システムの一斉通報で要請する。

(イ) 災害派遣医療チーム（DMA T）の活動

a 災害派遣医療チーム（DMA T）は、災害現場で消防、警察、自衛隊と相互の連携を図る現地合同調整所に入る。

b 緊急医療班は、速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および基幹災害医療センターに報告するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。

(ウ) 被災地外医療圏域の災害拠点病院に対する派遣要請

a 県は、災害派遣医療チーム（DMA T）からの報告により、災害現場の医療情報について収集した情報を広域災害・救急医療情報システムに随時入力するとともに、必要と認められる場合は、他の災害拠点病院等に災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣を要請する。

b 上記 a で県から要請を受けた災害拠点病院等は、災害派遣医療チーム（DMA T）を派遣する。

イ 第2フェーズ（3時間から3日以内）

(ア) 負傷者のトリアージ、応急処置および搬送

a 災害派遣医療チーム（DMA T）は、現地救護所において、負傷者のトリアージおよび応急処置を行う。

b 現地救護所から医療機関等へ患者を搬送する際には、患者の重症度別に、緊急治療が必要な重篤・重症患者は被災地内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は被災地内の救急告示病院に搬送する。

この場合、患者が多数発生し、被災地内の災害拠点病院では受入が困難な場合は、重篤・重症患者は被災地外の災害拠点病院、中等症患者は被災地外の救急告示病院に搬送する。

c 県は必要と認めた場合は、他府県に患者の受入要請を行い、他府県の災害拠点病院や救急告示病院に患者の重症度別に搬送する。

(イ) 医療救護班の派遣

a 市町は、被災地内に所在する災害拠点病院、その他病院及び地元郡市医師会等の協力を得て、管内の医療救護所または医療機関に配置すべき医療救護班の派遣の要請を行う。

b 市町単独では医療需要に見合う医療救護班の確保、派遣が困難な場合は、県に医療救護班の派遣要請を行う。

c 県は、市町から医療救護班の派遣要請を受けた場合、または自ら必要と認めた場合は災害拠点病院等各医療関係団体（独立行政法人国立病院機構近畿ブロック事務所、滋賀医科大学医学部付属病院、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、滋賀県歯科医師会、滋賀県薬剤師会、滋賀県看護協会）、他府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

d c で要請を受けた各医療関係団体は、県からの派遣要請に基づき医療救護班を派遣する。

(ウ) 地方本部（健康福祉班）の活動

a 地方本部【健康福祉班】は、上記④で派遣された医療救護班の派遣場所について調整を行う。

ウ 第3フェーズ（3日以降）

第7節 防疫および保健衛生計画 による

エ 災害派遣医療チーム（DMA T）

災害拠点病院が有する災害時の急性期に活動できる機動性を持ち、トレーニングを受けた医療チーム。速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および基幹災害医療センターに報告するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。

(ア) 派遣手順

県は、派遣要請基準に該当する災害が発生した場合、災害拠点病院等に災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣を要請する。

ただし、派遣要請基準に該当する災害が発生したにも関わらず、県からの派遣要請もなく、また県と連絡が取れない場合には、災害拠点病院は県からの要請を待たずに、消防と連携し情報交換のうえ、災害派遣医療チーム（DMAT）を災害現場に派遣する。

(イ) 派遣要請基準

a 県内で発生した災害の場合

- (a) 死者および負傷者等が多数生じ、または生じると予測される場合。
- (b) 災害現場における医療需要が供給をはるかに上回ると判断される場合。
- (c) 報道機関等からの情報やその他の情報により現地の医療救護活動が早期に必要と判断され、大規模災害である場合。
- (d) その他派遣が必要と県が判断した場合。

b 県外で発生した災害の場合

他府県からの派遣要請があった場合。

(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）の搬送

災害派遣医療チーム（DMAT）は、原則として医療機関が所有する緊急車両等により自ら災害現場へ赴く。なお、医療機関自らが、現場へ赴くことが困難である場合は、県または市町に搬送手段の支援を求める。

(エ) 現地合同調整所

災害派遣医療チーム（DMAT）は、消防、警察、自衛隊において設置された現地合同調整所において、それぞれの機関の助言を得ながら円滑に医療救護活動を行う。

また、災害現場での現地合同調整所において、医療の拠点も設置するよう検討が必要である。

(オ) 災害派遣医療チーム（DMAT）の統括者

災害派遣医療チーム（DMAT）が災害現場に複数集まって活動にあたる場合、統括DMATの指揮調整のもとに、互いに連携しながら災害現場での医療救護活動に従事する。

(2) 医療救護体制

県本部は、速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行うとともに、病院の被災状況を調査し、医療救護、助産救護活動が可能な医療機関を把握する。また、市町本部の協力要請を受けて必要に応じ、医療機関および医療関係団体に医療救護、助産救護班の派遣要請を行うものとする。

医療救護、助産救護班の派遣要請を受けた医療機関および医療関係団体は、救護班を速やかに編成し救護所等指定場所で救護活動を行う。

ア 病院等（有床診療所を含む。）の被災状況等の把握

地方本部（健康福祉班）は市町本部と連携し、広域災害・救急医療情報システム、電話、防災無線、徒歩等あらゆる手段を用い、病院等の被災状況等を把握する。

(ア) 医療、助産救護活動が可能な病院等の確認

- a 重症および人工透析など継続治療を要する患者の受入可能限度の確認
- b 患者受入れにあたっての不足医療資器材および不足医療従事者（医師・看護師等）等

(イ) 救護班の派遣体制の確認

- a 派遣可能救護班数
- b 派遣可能医療従事者数
- c 救護活動に要する不足医薬品等医療資器材および不足医療従事者（医師・看護師等）等

イ 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機関が麻痺または低下している病院等の確認

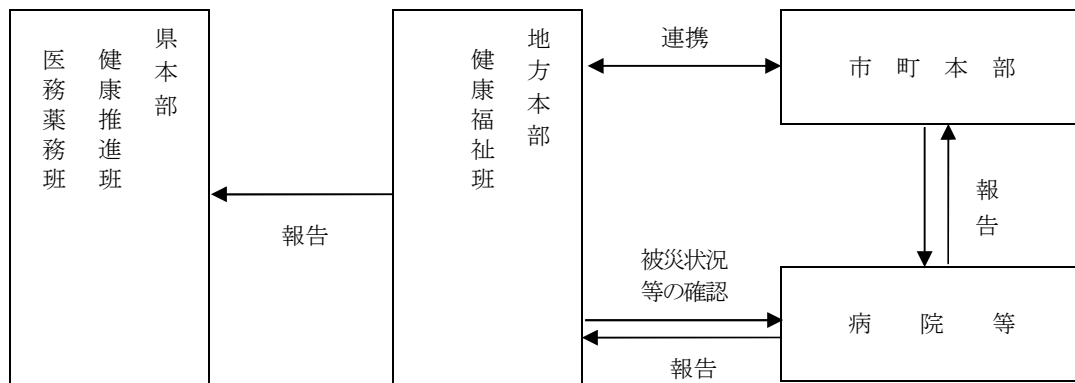
(ア) 簡易な修繕等により現状復旧可能な病院等

- a 重症および人工透析など継続治療を要する入院患者の実態確認（復旧までの一時搬送）
- b 原状復帰に要する修繕

(イ) 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機関の回復の目処が立たない病院等）

a 入院患者の実態

[病院等の被災状況等の把握]



(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）および医療、助産救護班の派遣と業務

県本部は、速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行うとともに、市町本部から医療、助産救護に関する要請があったとき、または医療、助産救護を必要と認めるときは、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、滋賀県歯科医師会、滋賀県薬剤師会、滋賀県看護協会、応援主管府県等の関係機関に医療、助産救護班の派遣を要請するものとする。

ア 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害拠点病院が有する災害時の急性期に活動できる機動性を持ち、トレーニングを受けた医療チーム。災害現場に赴き、速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および基幹災害医療センターに報告するとともに、災害現場において負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。

(ア) 災害派遣医療チーム（DMAT）の業務

- a 災害現場の医療情報の収集・報告
- b 患者のトリアージおよび応急処置
- c 後方病院への搬送の要否および搬送先、搬送順位の決定
- d その他状況に応じた処置

イ 医療、助産救護班

各医療機関が有する医療チーム。原則として市町本部が設置する救護所において医療、助産活動を行う。

(ア) 医療救護班の業務

- a 傷病者に対する応急処置と簡易な患者に対する医
- b 後方病院への搬送の要否および搬送先、搬送順位の決定
- c 死体の検案と検視に伴う協力
- d 死体の処理（縫合）

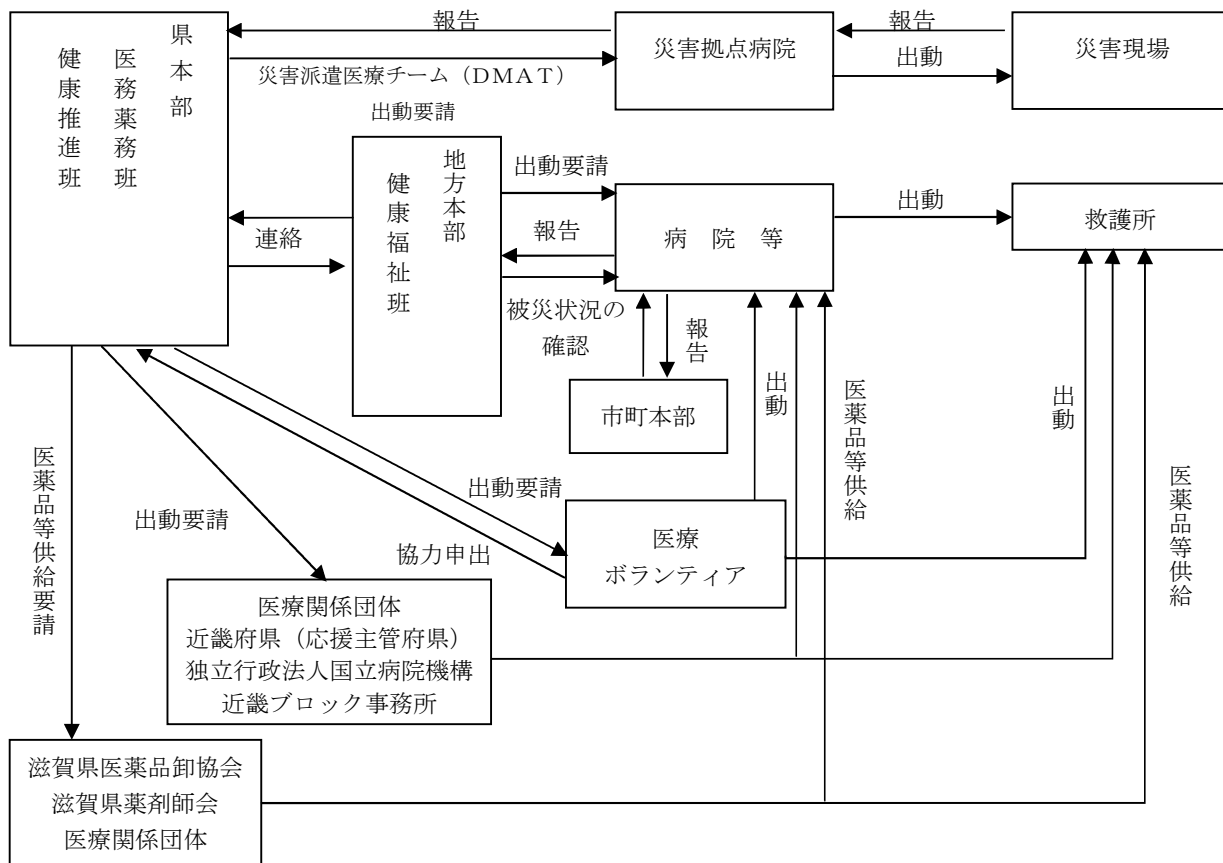
(イ) 助産救護班の業務

- a 分娩の介助
- b 分娩前後の処理
- c 衛生材料の支給

ウ 連絡調整

医療、助産救護等に関する指揮命令および連絡調整には、次図の体制をもって県本部、地方本部、市町本部が果たるものとする。

【指揮命令および連絡調整】



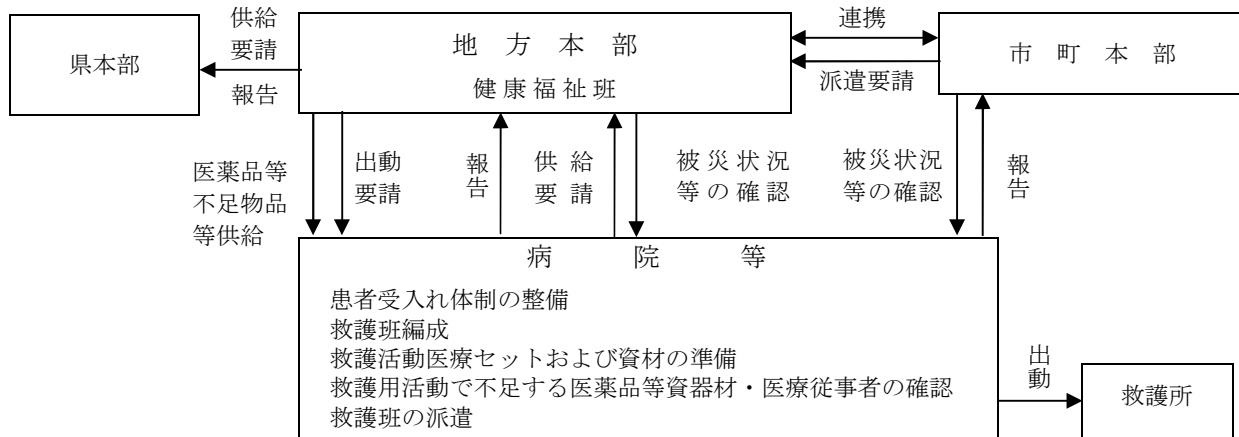
(4) 医療機関の初動活動

病院等（有床診療所を含む。）は、院内の被害状況を把握、患者の受入れや救護班の派遣可能・不可能等の応需状況を的確に判断し、(2)に基づく地方本部（健康福祉班）または市町本部の求めに応じ、報告を行うとともに、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行うものとする。

ア 医療、助産救護活動が可能な病院等

- (ア) 重症および人工透析など継続治療を要する患者の受入れ体制を整備する。
- (イ) 救護班を編成する。
- (ウ) 救護活動医療セットおよび資材を準備する。
- (エ) 救護活動に当たって不足する医薬品等医療資器材および医療従事者を地方本部（保健所長）に供給要請する。
- (オ) 地方本部（健康福祉班）の救護班派遣要請あるいは自らの判断により救護所での救護活動を行う。

[医療、助産救護活動が可能な病院等の応急対応]

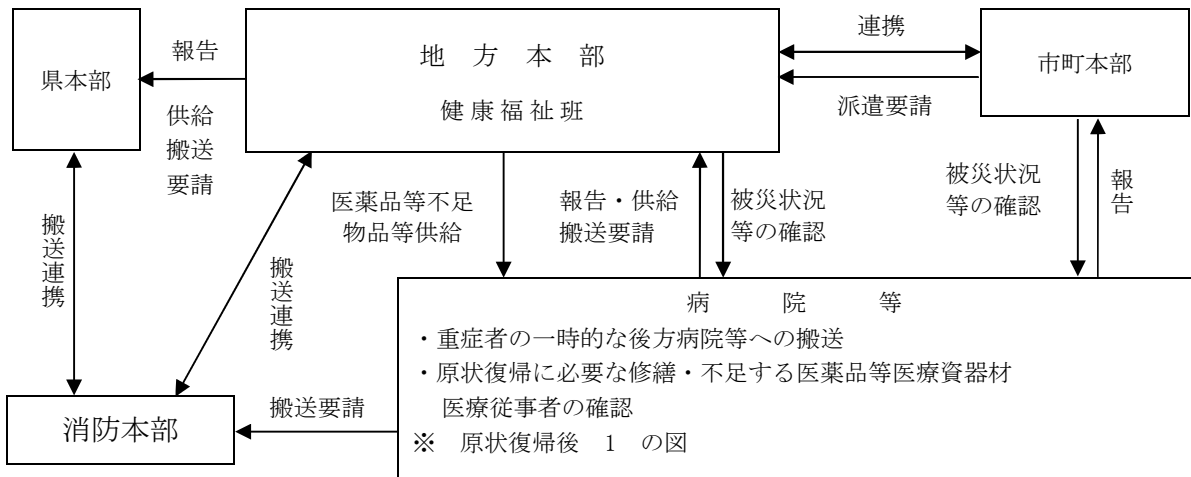


イ 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能が麻痺または低下している病院等

(ア) 簡易な修繕等により原状復帰が可能な病院等

- a 重症および人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、消防本部、地方本部（健康福祉班）等に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は県本部に要請する。
- b 病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに不足する医薬品・衛生材料および医療資器材および医療従事者等を地方本部（健康福祉班）に供給要請する。
- c 原状復帰後は地方本部（健康福祉班）に報告するとともに、上記 1. の救護活動を行う。

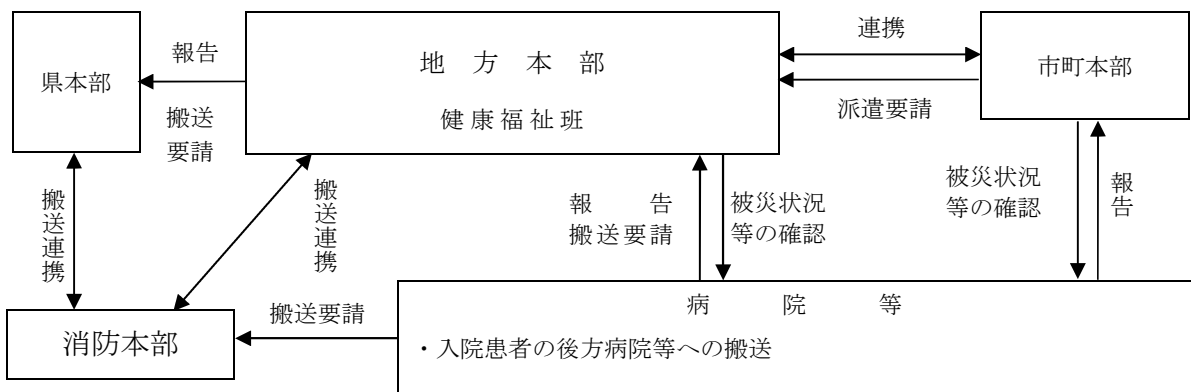
[簡易な修繕等により原状復帰可能な病院等の応急対応]



ウ 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目処がたたない病院等）

(ア) 入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、消防本部、地方本部（保健班）に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は県本部に要請する。

[修繕等不可能な病院等の応急対応]



(5) 医薬品、医療資器材の調達

ア 市町および県健康福祉部は、医療および助産救護活動に必要な医薬品等の調達先等について、市町地域防災計画に計画しておくものとする。

イ 日本赤十字社滋賀県支部は、常備救護班の活動に必要な医療資器材を整備しておくものとする。

また、市町に対し、現地医療班、医師を配備できる体制をととのえておくものとする。

(6) 県立病院の医療救護活動

県立病院 3 センターは、県本部の指示、または災害の状況によりセンター長が必要と認めるときは、医療救護班の派遣等による医療救護活動を行う。

	班 数	医 師	看 護 師	事務(運転)	計
成人病センター	2	2人	4人	2人	8人
小児保健医療センター	1	1人	2人	1人	4人
精神保健総合センター	1	1人	2人	1人	4人
計	4	4人	8人	4人	16人

(7) 日本赤十字社医療救護計画(日本赤十字社)

災害が発生した場合は、知事との「災害救助法による災害救助等に関する委託契約書」の契約に基づき、医療、助産活動を行うほか、発災直後の状況により自らの判断に基づき速やかに救護活動を開始する。

ア 救護活動

- (ア) 日本赤十字社滋賀県支部は、災害の状況により、救護班を出勤させ、救護活動を行う。
- (イ) 事務局長は、支部長の命を受け直ちに課員を召集し、県本部と連絡をとり、災害状況を把握して、管内赤十字機関に速報のうえ、救護班の緊急出勤を指示して救護活動の円滑を図る。
- (ウ) 緊急出勤の指示を受けた救護班は、直ちに、医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、現地で救護所を開設して救護活動を開始する。
- (エ) 災害の状況に応じた救護班の編成を行うとともに、必要に応じて他府県や本社の応援を受けて救護活動の万全を期する。
- (オ) 赤十字組織内の奉仕者の協力を得て救護活動の円滑を図る。

イ 平時における準備

- (ア) 職員や赤十字施設間の非常召集体制の確立
- (イ) 常備救護班の救護員の登録
- (ウ) 救護装備および救護材料の整備と更新ならびに常時点検、手入れ、保管等
- (エ) 救護員および奉仕者の指導訓練

ウ 救護体制の整備

日本赤十字社滋賀県支部は、日赤常備救護班を大津赤十字病院に4コ班、大津赤十字志賀病院に1コ班、長浜赤十字病院に3コ班の計8コ班を編成するとともに、災害救護の実施に必要な器材を備蓄するほか、り災者に対し、さしあたっての生活更生を援助するため救援物資を備蓄する。

また、大津市と長浜市に救護用倉庫を整備し、災害救助に必要な器材や救護物資を備蓄する。

区 分	班 数	医 師	看護師長	看護師	主 事	運転手	計
大津赤十字病院	4	4人	4人	8人	4人	4人	24人
大津赤十字志賀病院	1	1人	1人	2人	1人	1人	6人
長浜赤十字病院	3	3人	3人	6人	3人	3人	18人
計	8	8人	8人	16人	8人	8人	48人

エ 装備器材の整備

日本赤十字社滋賀県支部は、災害救護を実施するにあたり、日赤救護医療班等の活動に必要な器材を整備する。

○救護整備および救護材料(資料編参照)

オ 日本赤十字社救護班の編成状況(資料編参照)

(8) 独立行政法人国立病院機構の医療助産活動

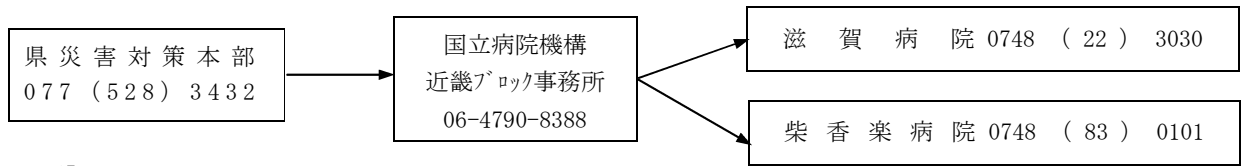
県の要請により、または必要と認めるときは、医療救護班の派遣による医療救護を行う。

ア 医療救護班

区 分	班 数	医 師	看護師	事務員	運転手	計
滋賀病院	1	1人	1人	1人	1人	4人

柴 香 楽 病 院	1	1 人	1 人	1 人	1 人	4 人
計	2	2 人	2 人	2 人	2 人	8 人

イ 連絡系統



[参 照]

- ・災害救助法による救助等に関する委託契約書……………(参考編 36)
- ・災害時の医療救護活動に関する協定書……………(参考編 37)

第 10 文教対策計画 (県教育委員会)

1 計 画 方 針

災害等発生時の児童・生徒等の安全確保および教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書・学用品の応急処理等の措置を講ずる。

2 計 画 の 内 容

(1) 児童・生徒等の安全措置

ア 校長は児童・生徒等の安全を確保するため、暴風警報が発令されたときは、次の措置を講じるものとする。

(ア) 小学校・中学校および特別支援学校の場合

a 臨時休業

登校前において児童・生徒は自宅待機とし、午前7時において暴風警報が発令中の場合は、臨時休業とする。

b 終業時刻の繰上げ

児童・生徒の登校後すなわち学校管理下にあつて暴風警報が発令された場合には、下校の措置をとること。その際、児童、生徒の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案のうえ、適切な指示および指導をすること。

(イ) 高等学校の場合

a 始業時刻の繰下げおよび自宅待機

午前7時においてなお警報が発令中の場合は始業時間を繰下げ、生徒は自宅待機とし、警報が解除され次第登校させることとする。ただし、定時制の課程(夜間部)を除く。

b 臨時休業

午前10時においてなお警報が発令中の場合は、臨時休業とする。ただし、定時制の課程(夜間部)にあつては午後3時において、なお警報が発令中の場合は、臨時休業とする。

c 終業時刻の繰上げ

警報の発令前であっても、気象状況に応じて教育活動を停止せざるを得ないと校長が判断した場合は、即刻下校を指示すること。

その際、生徒の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案のうえ、適切な指示および指導をすること。

イ 校長は、暴風以外の警報(大雨、洪水、大雪等)が発令された場合は、学校所在地域等の状況に応じて、市町立学校にあつては市町教育委員会と協議のうえ、上記と同様の措置を講ずるものとする。

(2) 校長は、児童・生徒等の安全確認のため、次の事項を遵守すること。

ア 校長は、学校の立地条件等を考慮し、常に災害における応急の教育計画を樹立するとともに、児童・生徒等の避難訓練の実施、災害時における登・下校対策等の措置を講じておくこと。

イ 校長は、常に気象状況に注意し、災害発生のおそれのある場合は、次の事項に留意し、応急教育体制に備えること。

- a 学校行事等の中止
- b 災害時の事前指導および事後処理、保護者との連絡方法の検討
- c 県(市町)教育委員会、警察署、消防機関および保護者への連絡網の確認

(3) 文教施設の応急復旧対策

県本部教育部は、次の措置をとる。

- ア 被害状況を速やかに収集し、所轄省との連絡報告を密にし、必要に応じて係員の派遣を求める。
- イ 被災校に職員を派遣し、被害状況をとりまとめ、授業再開のための転用、借上等諸施設の準備に応援協力を行う。
- ウ 他校等の協力を求める必要があるときは、適宜連絡し、その調整指導を行う。

(4) 応急教育実施の予定場所および教育実施者の確保措置

ア 市町教育委員会または県立学校長は、予め災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により学校授業が災害のため中断することのないよう、応急教育の実施予定場所の選定、その他災害により教職員に欠員が生じた場合の措置対策について、関係団体との協議および教職員・住民に対する周知徹底を図ること。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 実 施 の 予 定 場 所	教 育 実 施 者 確 保 の 措 置
学校の一部の校舎が災害を受けた程度の場合	(1) 特別教室、屋内施設等を利用する。 (2) 2部授業を実施する。	(1) 欠員が少数の場合は、学校内において操作する
学校の校舎の全部が災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。	(2) 管内の学校間において操作する。 (3) 隣接学校より可能な範囲内において応援を受ける。
特定の地区全体について相当大きな被害を受けた場合	住民避難先の最寄の災害を受けなかった学校、公民館等公共施設を利用する。	(4) 欠員(欠席)が多数のため前記(1)～(3)の方法によっても授業の実施が困難な場合は、県本部(教育部)に要請し応援を受ける。
県内大部分(広域な範囲)について大災害を受けた場合	避難先の最寄の学校、公民館等公共施設を利用する。	

イ 県本部(教育部)は、市町直接あるいは県地方本部を経て、また県立学校長等から応急教育実施の予定場所について、協力(あつ旋)要請があった場合は、関係団体等との協力あつ旋に当たるものとし、また教育職員が災害のため欠員となった場合の要請に直ちに対処できるよう、教職員の被害状況を速やかに調査するとともに、その欠員の状況に応じ、教職員の緊急公募その他、近府県からの教職員の応援依頼等の措置を講ずるものとする。

(5) 応急教育

被害の程度に応じ、教育の場所を公民館、その他に変更し、または学校が避難施設として学校の目的外に使用される場合が少なくなく、さらに教科書、学用品等の損失も当然に生ずることとなるので、次の点に留意して応急教育の実施に努めるものとする。

- ア 教科書、学用品を損失した児童・生徒等のみが負担にならないよう応急処理する。
- イ 授業が不可能になる事態が予想される場合は、勉学の方法、量等をあらかじめ通知(周知徹底)をする。
- ウ 授業が不可能な事態が長期にわたる時は、連絡の方法、組織(PTA、子供会等)の整備を工夫する。

(6) 教科書の確保

- ア 市町教育委員会は、教科書の喪失、き損の状況を速やかに調査し、県本部教育部に報告するとともに教科書取扱店に連絡する。
- イ 県本部教育部は、アの報告に基づき補給の必要のある種類、冊数をまとめて滋賀県教科書特約供給所(滋賀教科図書販売株式会社)に補給を依頼する。
- ウ 災害救助法が適用された場合は、県本部教育部は県本部健康福祉部と緊密な連絡をとり、所要の教科書の確保と、災害救助法による救助業務の円滑な処理に協力する。
- エ 県立学校についても前記ア～ウに準じて措置する。

(7) 授業料の減免、育英補助の措置

- ア 県立学校長は、災害の規模が大きく、その被害が甚大であった場合においては、県本部教育部の指示にもとづき、速やかに生徒の罹災状況を調査し、県本部担当班に報告しなければならない。
- イ 県本部においては、高等学校の罹災状況を取りまとめ、被災生徒に対し、その措置の必要を認めるときは、授業料の減免(県立学校のみ)、育英補助等の措置のため予算の要求を行い、その適用措置をとるものとする。

(8) 給食等の措置

ア 児童・生徒の対策

県本部は、災害状況報告に基づいて「災害等の発生に伴う準要保護児童・生徒給食費補助金」の申請を行い、国からの交付金により速やかに被害状況を勘案して当該市町の設置者に対して補助金を交付する。

なお、学校給食を実施していない市町に対しては、被害状況により応急給食を実施するよう指導を行う。

イ 物資対策

被災市町は、被害を受けた物資の状況を県本部(教育部スポーツ健康班)に速やかに報告しなければならない。県本部は、被害物資を掌握して、その物資の処理方法等について指示するものとする。

なお、学校給食を実施している県立学校にあっては、前記に準じて県本部に報告するものとする。

(9) 公民館およびその他の社会教育施設の対策

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策用として特に避難所、災害対策本部等に利用されることも少なくないので、被害の掌握とその応急処理の迅速化を図る。

(10) その他

県本部教育部は、被害を受けた児童に対しユニセフ協会(国際連合児童基金)に被害状況を報告し、学用品等の援助を依頼する。

第11 死体の捜索、収容、検視ならびに火葬(埋葬)計画 (県知事直轄組織、県警察本部、日本赤十字社)

1 計画方針

行方不明または死亡者が発生したときは、市町本部が、警察と緊密な連携を保ちつつ、捜索および収容を行い、死亡者については、検死の上、火葬(埋葬)を実施する。

災害救助法が適用された場合における死体の処理(洗浄、縫合、消毒等)は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施する。この際、市町本部は、日赤市地区、町分区として活動する。

2 計画の内容

(1) 死者の捜索

ア 死体の捜索は、市町本部が警察と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。

イ 死体が流出等により、他市町に漂着していると認められる場合は、地方本部および死体の漂着が予想される市町に通報し、広域の捜索を行う。

ウ 市町本部は、身元不明死体の写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示または手配を行い、身元の確認に努める。

エ 市町本部は、行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すとともに情報の入手に努め、捜索に当たる。

(2) 死体の捜索および処理

市町本部は、死体を発見した場合は速やかに警察官に連絡し、警察官は医師立会のもとに検視をおこなう。

(3) 死体の収容

ア 医師立会のもとに警察官の検視を終えた死体は、市町本部が、警察、消防機関等の協力を得て、その収容、引渡しにあたる。

イ 死体が多数ある場合は、既存の建物を利用して死体を収容し、検視、遺族への引き渡し等を行う。死体収容等

のための適当な建物のない場合は、天幕、幕張り等の設備を設ける。

ウ 死体は、死体処理票および遺留品処理票を整理の上納棺し、死体検案書とともに引き渡す。

(4) 死体の火葬

ア 県本部

県本部は、市町本部から応援要請があったとき、また応援が必要と認めるときは、市町、応援主管府県、国、その他関係機関に対し応援を要請するものとする。なお、県本部は、被災地における火葬者数等を把握し、円滑な火葬ができるように火葬計画の調整を行う。

イ 市町本部

(ア) 市町本部は、独自で処理不可能な場合は、県本部に対して応援を要請する。

(イ) 市町本部は、火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

- a 死亡者数の把握
- b 火葬計画の作成
- c 死体搬入車両および搬入路の把握・確保
- d 燃料、ドライアイス、および柩等資材の在庫状況の把握・確保
- e 火葬のための関係者に対する協力要請
- f 相談窓口の設置および住民への情報提供

[参 照]

- ・災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定書……………(参考編 46)
- ・災害時における棺および葬祭用品の供給等に関する協定書……………(参考編 47)

第 12 義援金品配分計画(県健康福祉部)

1 計 画 方 針

県および被災市町は、災害発生時において、被災地の状況等を十分考慮し、県内および県外から災害義援金品の募集・受入れを行う。

また、義援金品の受付については、県、被災市町その他関係機構が窓口を設けて行う。

受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

2 計 画 の 内 容

(1) 義援金の募集

ア 義援金の募集

義援金の募集は、被災地の状況を十分考慮しながら、県、被災市町および日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により協議会を構成し、各機関が協力協同して行う。その際、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とするが、補足的に被災市町においても行う。

イ 義援金の受付

義援金の受付に当たっては、県、市町および関係機関において、必要に応じ受付窓口を開設し受付を行うものとする。

義援金を受け付けた場合には、各機関は義援金についてその都道府県単位機関へ引き継ぎを行うものとし、それにより難しい場合には金融機関等へ預け入れる等確実な方法で保管を行うものとする。また受付に当たっては、寄託者に対し受領書を発行するとともに、授受について必要な記録を整備するものとする。

ウ 義援金の配分

協議会は、各市町の被害状況、義援金の集積状況等を総合的に勘案し、被災者等に対する配分方針を決定し、こ

の方針に基づき各市町に配分を行う。

市町は、被災者の状況等の調査を行い、協議会の方針に準じて、被災者に対し配分を行う。

なお、配分の対象としては、死者(遺族)、災害により障害者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか災害の状況に応じて、協議会で協議のうえ決定するものとする。

(2) 義援物資の募集

ア 義援物資の募集

県および市町は災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めるときは、関係機関の協力のもと、義援物資の募集を行う。その際、県および市町は報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

[義援物資募集の際の広報内容]

- (ア) 被災地において必要とする物資
- (イ) 被災地において不要である物資
- (ウ) 当面必要でない物資
- (エ) 義援物資送付の際の留意事項
 - ・送付者において仕分けを徹底すること
 - ・腐敗物、危険物等の送付を差し控えること
 - ・その他の留意事項

イ 義援物資の受付

県および市町は、必要に応じて、それぞれ義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、第5節「交通輸送計画」に規定されている広域輸送拠点および地域内輸送拠点にボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

市町において、物資の搬入、集積および仕分け等が困難な場合には、県および近隣市町に協力を要請するものとする。

県は、特に県外の地方公共団体、企業等の団体からの大口の義援物資の申し入れについて、被災市町と連携し、受入、配分等の調整を行う。

ウ 市町は、寄せられた義援物資を速やかに被害者に配分する。市町は配分に当たって被災者の状況等について十分に配慮し、公平な配分を行う。

県本部は、各市町の状況に応じて、義援物資を市町本部に引き継ぐものとする。

第5節 交通規制計画（県警察本部）

1 計画方針

大規模災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止し、または制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地域への流入を抑制し、避難路および緊急交通路を確保する等、被災地および関連道路の交通の安全と円滑を図る。

2 計画の内容

(1) 交通状況の把握

県警察本部は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知機等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

ア 災害発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保および被害の拡大防止等を図るため、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

イ 災害応急対策期の交通規制

災害応急対策を的確かつ迅速に行うため、広域交通管制を実施し、速やかに区域または区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するなどして、緊急交通路を確保する。

ウ 復旧期の交通規制

円滑な災害復旧を図るため、被災地およびその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制を見直しする。

(3) 緊急交通路の確保

ア 緊急交通路の指定

高速道路、国道、主要地方道等を中心とした緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するとともう回誘導を行う。

イ 交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

ウ 警備業者等への派遣要請

被害の状況に応じて警備業者等に対し、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

(4) 広域交通規制の実施

大規模災害発生時等の広域交通規制管制に関する協定等に基づき、他府県警察との連携を密にして、幹線道路を中心とした広域的な交通規制を実施する。

(5) 広域緊急援助隊(交通部隊)の派遣要請

緊急交通路を確保し、広域交通管制を迅速かつ的確に実施するため、広域緊急援助隊(交通部隊)の派遣要請を行う。

(6) 交通情報の提供

緊急交通路の確保とう回誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、インターネットメール、道路交通情報板、路側通信および道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに交通情報を提供する。

第6節 交通輸送計画

第1 道路交通対策計画(国土交通省、県警察本部、県土木交通部、西日本・中日本高速道路株式会社、滋賀県道路公社)

1 計画方針

災害時における交通の安全を確保するため交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集および広報についてその要領を定めるものとする。

2 計画の内容

(1) 交通規制

ア 規制の種別

災害時における規制の種別および根拠はおおむね次によるものとする。

(ア) 道路法に基づく規制(同法第46条)

災害において道路施設の破損等、または破損等が予想される場合による施設構造の保全、または交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、または制限(重量制限を含む。)するものとする。

(イ) 道路交通法に基づく規制(同法第6条)

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは警察官は歩行者もしくは車両等の通行を禁止しまたは制限する。

(ウ) 災害対策基本法に基づく規制(同法第76条)

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は道路の区間、区域を指定し、緊急通行車両以外の通行を禁止し、または制限するものとする。

イ 規制の区分

規制の実施は、次の区分によって行うものとする。ただし、災害の状況によっては関係機関による規制が遅れ、間に合わない場合も予想されるので関係道路管理者と警察とは密接な連絡をとり適切な規制が期されるよう配慮して行うものとする。

区 分	実 施 者	範 囲
道路管理者	国 (国 道 事 務 所)	一般国道(指定区間) 国道1号、8号、21号、161号
	県 (地 方 本 部 土 木 班)	一般国道(指定区間外) 国道303号、306号、307号、365号、367号、421号、422号、477号 主要地方道 一般県道
	市 町 本 部	市 町 道
	西日本高速道路株式会社 関 西 支 社	名神高速道路 (八日市～京都府境) 新名神高速道路 (甲賀土山～草津 JCT) 京滋バイパス (瀬田東～京都府境)
	中日本高速道路株式会社	名古屋支社 名神高速道路 (岐阜県境～八日市) 北陸自動車道 (木之本～米原 JCT) 新名神高速道路 (三重県境～甲賀土山)
	滋 賀 県 道 路 公 社	金 沢 支 社 北陸自動車道 (福井県境～木之本) 琵琶湖大橋有料道路 近江大橋有料道路 日野水口有料道路 途中トンネル有料道路

警 察	公 安 委 員 会 (県 本 部 警 察 部 交 通 班)	隣府県に影響をおよぼす規制もしくは規制区域が 2 警察署以上にあたるものまたは期間が 1 ヶ月以上におよぶもの
	警 察 署 長	自署の管轄区域内であり、かつ急を要し期間が 1 ヶ月以内の規制
	警 察 官	緊急を要する一時的な規制

ウ 発見者等の通報

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、または極めて混乱している状態を発見した者は、すみやかに警察官または当該地域を所管する市町本部に通報するものとする。

通報を受けた警察官または市町本部は、その道路管理機関等にすみやかに通報するものとする。

エ 各機関別実施の要領

道路管理者または警察は、災害の発生が予想されまたは発生したときは、道路施設の巡回調査につとめ、危険が予想されまたは被害が発生したときは、すみやかに次の要領によって規制をするものとする。

(ア) 道路管理者

道路施設の被害等により危険な状態が予想され、もしくは発見したとき、または通報等により承知したときは、すみやかに必要な範囲の規制をするものとする。

(イ) 市 町

市町以外のもが管理する道路施設で、その管理者に通知して規制をするいとまのないときは市町本部は、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、または市町長が災害対策基本法第 60 条により避難の指示をし、または同法第 63 条により警戒区域を設定し立入を制限し、もしくは禁止しまたは退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。

(ウ) 警 察(道路交通法関係)

道路交通法に基づく規制は、次の区分によって実施するものとする。

a 公安委員会(県本部警察部交通班)

隣接する府県に影響をおよぼす規制もしくは規制する区域が 2 警察署以上の区域におよぶか、規制する期間が 1 ヶ月以上に達する場合は、警察署長からの報告に基づき県公安委員会が行う。

b 警察署長

a 以外の場合は、警察署長が行う。

c 警 察 官

a、b によるもののほか道路における危険を防止するため緊急に規制する必要があるとき警察官は必要な限度において一時通行を禁止しまたは制限するものとする。ただし規制が長期におよぶときは、警察署長に報告して a、b による規制に切り替えるものとする。

(エ) 警 察(災害対策基本法関係)

災害対策基本法第 76 条の規定により、公安委員会は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、道路の区間、区域を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限を行うものとする。この場合における緊急通行車両の確認手続きは、次のとおりとする。

a 緊急通行車両の基準

緊急通行車両は、緊急自動車およびおおむね次の目的のため使用する車両で、滋賀県公安委員会が緊急通行車両として認めたものをいう。

- (a) 警報の発令および伝達ならびに避難の勧告または指示に従事する車両
- (b) 消防、水防その他の応急措置に従事する車両
- (c) 被災者の救難、救助その他保護に従事する車両
- (d) 災害を受けた児童および生徒の応急の教育に従事する車両
- (e) 施設および設備の応急の復旧に従事する車両

- (f) 清掃、防疫その他保健衛生に従事する車両
- (g) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に従事する車両
- (h) 緊急輸送の確保に従事する車両
- (i) その他災害の発生を防御または拡大の防止のための措置に従事する車両

b 緊急通行車両の確認

県警察本部（交通規制課）または県（防災危機管理局）は、緊急通行の交通需要をあらかじめ把握し、かつ災害発生時における確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等届出制度の整備を図るものとする。

災害発生時には、県警察本部交通規制課または警察署は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書および標章を交付する。

オ 規制の標識等

交通規制をしたときは、その実施者は次の標識を立てるものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難または不可能なときは適宜の方法によりとりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに警察官等が現地において交通整理等に当たるものとする。

(ア) 規則標識

道路法および道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府建設省令第3号）の定める様式方法により、災害対策基本法によって規制したときは災害対策基本法施行規則様式第1に定める様式によって標示する。

(イ) 規制条件の標示

道路標識に次の事項を明示して標示する。

- a 禁止制限の対象
- b 規制する区間
- c 規制する期間

(ウ) う回路の標示

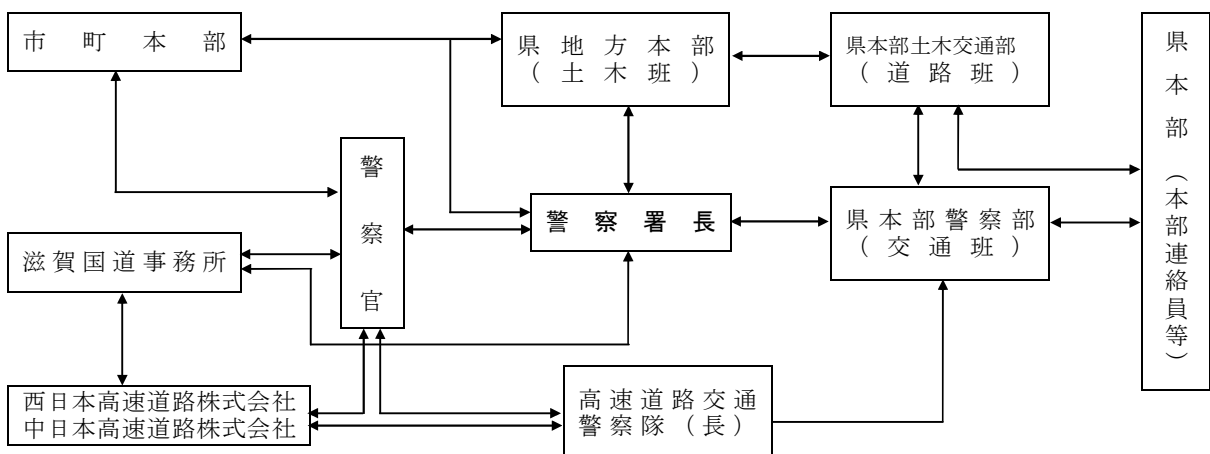
規制を行ったときは、適当なう回路を標示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

カ 報告書

規制を行ったときは、次の方法によって報告または通知するものとする。

(ア) 系統

各機関における報告等は次の系統によるものとする。



(イ) 報告事項

各機関は報告、通知等にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

- a 禁止制限の種類と対象
- b 規制する区間
- c 規制する期間
- d 規制する理由
- e う回路その他の状況

(2) 有料道路の通行料金の免除措置

ア 一般開放

(ア) 災害時において、道路法、道路交通法または災害対策基本法の規定に基づく交通規制が行われたことにより、通常他の道路を通行する者が有料道路の通行を余儀なくされる場合で、かつ、あらかじめ当該道路の交通が規制されていることを知ることが困難と認められる場合においては、料金の徴収を免除する措置をとるものとする。

ただし、名神高速は除くものとする。

(イ) 道路管理者は、(ア)の免除の措置をするときは、他の道路の損壊、危機の状況を勘案し、警察と連絡を密にし、料金を徴収することが著しく不適当であると認められる時間および区間を指定して当該時間内に通行する車両等について行うものとする。

イ 緊急車両の取扱

(ア) 道路整備特別措置法第12条の規定に基づき、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車(消防用自動車等で当該緊急用務のため運転中のもの)は、料金を徴収しない。

(イ) 道路整備特別措置法第12条の規定に基づき、同法施行令第6条による建設省告示(昭和31年建設省告示第1695号)に定める災害救助、水防活動または消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のものについては、料金を徴収しない。この場合、緊急通行車両として知事または県公安委員会が交付した標章を車両の前面に掲示するとともに、料金所において緊急車両確認証明書掲示するものとする。なお、緊急車両確認証明書を有しない場合は、あらかじめ道路管理者に通知し、必要に応じて通行証の交付を受けるものとする。

第2 輸送計画 (県各機関、近畿運輸局、滋賀運輸支局、西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、日本通運株式会社)

1 計画方針

災害時における被災者の避難および応急対策に必要な要員・物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸上および海上輸送等の対策について定める。

2 計画の内容

(1) 実施者

災害輸送は、当該対策を実施する機関が行うものとする。

(2) 輸送力の確保

ア 確保順位

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、おおむね次の順序による。

- ① 当該実施機関所有の車両等
- ② 公共的団体の車両等
- ③ 営業用の車両等
- ④ その他の自家用車両等

イ 各機関における措置

(ア) 県

- a 県本部各班は自動車、船舶等の輸送力の確保を要するときで、県有車両、船舶のみで不足するときは、次の輸送条件を示して本部に要請するものとする。ただし、土木工事等のため業者所有建設車両を調達するときは、

土木交通部監理班に要請する。

- (a) 輸送区間または借上機関
- (b) 輸送量または車両の台数等
- (c) 集合の場所および日時
- (d) その他の条件

b 本部室は、次により処置する。

- (a) 船舶については、近畿運輸局に借上げあつせんを依頼する。
- (b) 自動車については近畿運輸局滋賀運輸支局に借上げ調達を依頼する。
- (c) 漁船等については、農政水産部水産班に借上げ調達を指示する。

(イ) 市町

- a 市町においては、輸送に必要な車両および要員等の確保については、市町地域防災計画に定めておくものとする。
- b 市町の所要車両が調達不要となった場合は、輸送条件を示して地方本部に応援を要請する。

(ウ) 近畿運輸局滋賀運輸支局

防災業務計画実施細目に基づき、必要な措置を講ずるとともに、県の要請等により、輸送機関等に対し調達のあつせんを行う。

(エ) 近畿運輸局

県本部から調達の要請があったときは、県下事業者の所有する船舶のあつせんを行う。

ウ 輸送力の強制確保

一般の方法により自動車船舶等輸送力の確保ができないときは、強制命令を執行して確保するものとする。

(3) 輸送の方法

ア 災害輸送は、次のものが考えられ、状況に応じて適切な方法による。

- (ア) 自動車等による輸送
- (イ) 鉄道、軌道等による輸送
- (ウ) 船舶、舟艇等による輸送
- (エ) 飛行機、ヘリコプターによる輸送
- (オ) 人力等による輸送

イ 鉄軌道輸送

(ア) 鉄軌道によって輸送する場合は、それぞれの実施機関において JR、私鉄会社と協議して行うものとする。

(イ) JR 輸送

- a 緊急輸送の要請は最寄り駅長を通じて行い、JR は防災関係機関等部外からの要請で緊急輸送の必要があると認めるときは、その万全を期するものとする。
- b 災害輸送に関しては「JR 運賃減免実施基準」により減免を行う。

ウ 空中輸送

(ア) 交通途絶のための孤立地帯への輸送は航空機によるものとし、「第 15 節、自衛隊災害派遣計画」の定めるところにより、自衛隊航空機の派遣要請を行う。

(各市町消防防災用ヘリコプター発着場は資料編参照)

(イ) 民間航空機の借上げを必要とするときは、大阪空航事務所にそのあつせんを要請する。

エ 人力による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人力により輸送するものとする。

[参 照]

- ・災害り災者救じゅつ用寄贈品当に対する JR 運賃減免実施基準…………… (参考編 65)

第7節 防疫および保健衛生計画（県健康福祉部）

第1 防疫計画

1 計画方針

災害発生時における被災地の防疫は、この計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期する。

2 計画の内容

(1) 実施者

ア 災害発生時における被災地の防疫は、当該地域を所轄する市町長が、保健所の指導、指示に基づいて実施するものとする。

イ 市町独自で処理不能の場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

ウ 県は被災地の状況、市町の処理能力等を勘案し感染症の予防および患者の医療に関する法律（本節において以下「法」という。）第29条第2項に基づく物件に係る措置を行うものとする。

(2) 防疫組織

ア 災害防疫対策連絡協議会

平常時から県健康福祉部、保健所および市町にそれぞれ設置するものとし、必要に応じて災害防疫に関する協議および情報の連絡を行う。

イ 災害防疫対策本部

災害に際し、管内市町の被害状況から勘案して必要と考えられる場合には、すみやかに県健康福祉部に災害防疫対策本部を、保健所には地区災害防疫対策本部を設置し、また市町はこれに準じて設置するものとして、防疫対策の企画実施および指導にあたるものとする。

なお、各種作業実施の直接組織として、災害防疫対策本部の中に次の班を編成しておくものとする。

(ア) 総務班 (イ) 防疫班 (ウ) 医療班 (エ) 資材班

ウ 県災害対策本部と災害防疫対策本部との関係

(ア) 県災害対策本部が設置されたときは、即時県災害対策本部組織の中に移行するものとし、災害対策本部の各班として、衛生部門を担当し、防疫活動を実施する。

(イ) 県災害対策本部が設置されないとき、また閉鎖されたときは、災害防疫対策本部を開設して防疫業務を推進する。

(3) 県の措置

ア 指導

災害発生と同時に保健所をして、災害地の検病調査および消毒方法、そ族昆虫駆除その他防疫措置について実情に即応した指導を行う。特に被害激甚な市町に対しては職員を現地に派遣しその実情を調査して実施方法および基準を示し、指導に当らせる。

イ 措置命令、指示

知事は感染症予防上必要と認めるときは災害の規模、態様などに応じてその範囲および期間を定めて、次の措置の命令または指示を行うものとする。

(ア) 法第27条第2項による消毒に関する指示（法第50条第1項の規程により実施される場合を含む。）

(イ) 法第28条第2項によるそ族昆虫等の駆除に関する指示（法第50条第1項の規程により実施される場合を含む。）

(ウ) 法第29条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された物件に係る措置に関する指示（法第50条第1項の規程により実施される場合を含む）

(エ) 法第31条第2項による生活用に供される水の供給の指示（法第50条第1項の規程により実施される場合を含む）

む。)

(オ) 患者等に対する措置

災害地において、感染症患者または無症状病原体保有者が発生したときは、すみやかに入院の勧告措置をとるものとする。ただし、交通途絶などで感染症指定医療機関に入院させることが困難な場合は、なるべく近い非被災地域内の適当な医療機関に入院させるものとする。

(カ) 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示(市町長をして実施させるのが適当な場合に限る。)

ウ 検病調査および健康診断

(ア) 保健所は、おおむね医師1名、保健師(看護師)1名、助手1名をもって、検病調査班を編成し、市町と連携して被災地の検病調査を実施する。

(イ) 検病調査班は、その稼働能力に応じ重点的に検病調査を実施するものとするが、たい水地域においては通常週一回以上、集団避難所においてはできる限り頻繁に行うようにする。

(ウ) 検病調査の結果必要あるときは、法第17条の規定による健康診断を実施するものとする。

エ 死亡獣畜の適正処理

健康福祉部生活衛生課および保健所は、市町が実施する死亡獣畜の処理が適正に行われるよう必要に応じて指導するものとする。

(4) 市町の行う防疫活動の種別と方法

ア 検病調査

保健所、検病調査班と連携し、地区衛生組織等関係者の協力を得て検病調査を実施する。

イ 臨時予防接種

感染症予防上必要があると認められるときは、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種の実施を知事に求めるものとする。

ウ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により知事の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒を行うものとする。

(法第50条第1項の規程により実施される場合を含む。)

エ そ族昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により知事の指示に基づき、そ族昆虫の駆除を行うものとする。(法第50条第1項の規程により実施される場合を含む。)

オ 感染症の病原体に汚染された物件にかかる措置

法第29条第2項の規定により知事の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された物件にかかる措置を行うものとする。(法第50条第1項の規程により実施される場合を含む。)

カ 生活の用に共される水の供給

法第31条第2項の規定により知事の指示に基づき本計画第4節第6「給水計画」に準じて生活の用に共される水の供給を行うものとする。(法第50条第1項の規程により実施される場合を含む。)

キ 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫職員の指導のもとに市町において防疫活動を実施するものとする。この際施設の管理者を通じて、衛生に関する自治組織を編成せしめその協力を得て指導の徹底を期するものとする。また市町は自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の収容所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。

(5) 報告、記録、整備

ア 保健所は、災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況を別に定める様式により、管下市町分をとりまとめ、または必要な事項を調査し、県健康福祉部長にそのつど電話および文書をもって報告するものとする。

イ 保健所は、災害防疫が完了したときは、様式(別記様式 6)により、管下市町分をとりまとめ、また自らも作成し、防疫活動を終了した日から 20 日以内に県健康福祉部長に提出するものとする。

ウ 記録の整備

(ア) 県健康福祉部または保健所が備付を要する記録

- a 災害状況報告書(別記様式 1)
- b 災害防疫活動状況報告書(別記様式 2)
- c 災害防疫経費所要額調および関係書類(別記様式 3A)
- d 各種防疫措置の指示命令に関する書類
- e 災害防疫作業日誌(作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省、その他参考事項を記述すること。)(別記様式 4)

(イ) 市町で備付を要する記録

- a 災害状況報告書(別記様式 1)
- b 災害防疫活動状況報告書(別記様式 2)
- c 災害防疫経費所要額調および関係書類(別記様式 3B)
- d 感染症の病原体に汚染された場所の消毒方法に関する書類
- e そ族昆虫等の駆除に関する書類
- f 物件にかかる措置に関する書類
- g 生活の用に供される水の供給に関する書類
- h 患者台帳(別記様式 5)
- i 災害防疫作業日誌(作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省、その他参考事項を記述すること。)(別記様式 4)

[参 照]

- ・防疫計画報告、記録、整備様式……………(参考編 69)

第 2 特定動物による危害防止および愛玩動物救護等対策計画

1 基本方針

災害時には、家屋の倒壊等のため、飼養施設から逸走した特定動物(サル、ワニ等「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」第 1 条別表に掲げる動物)による人への危害を防止するための措置を講ずる必要がある。

また、災害時には、飼い主不明または負傷した動物が発生すると同時に、被災者とともに避難所に避難してくる動物が多数生じ、これらにかかる問題が予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止および動物愛護の観点から、市町および関係団体等と連携し、これらの動物の保護および飼養者への必要な支援等を行う。

2 応急対策

(1) 特定動物の逸走対策

県(生活衛生課および動物保護管理センター)は、特定動物の逸走および管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、次の必要な措置を行う。

ア 特定動物の逸走が確認された場合は、特定動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、危害を防止するため、現地へ出動する。

イ 特定動物が逸走した場合は、付近住民に周知するとともに、各市町に広報協力を依頼する。

ウ 逸走した特定動物捕獲のため、警察等関係機関に協力を要請する。

(2) 被災地域における動物の保護

県は、飼い主不明または負傷した犬およびねこの保護および収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。

また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めるものとする。

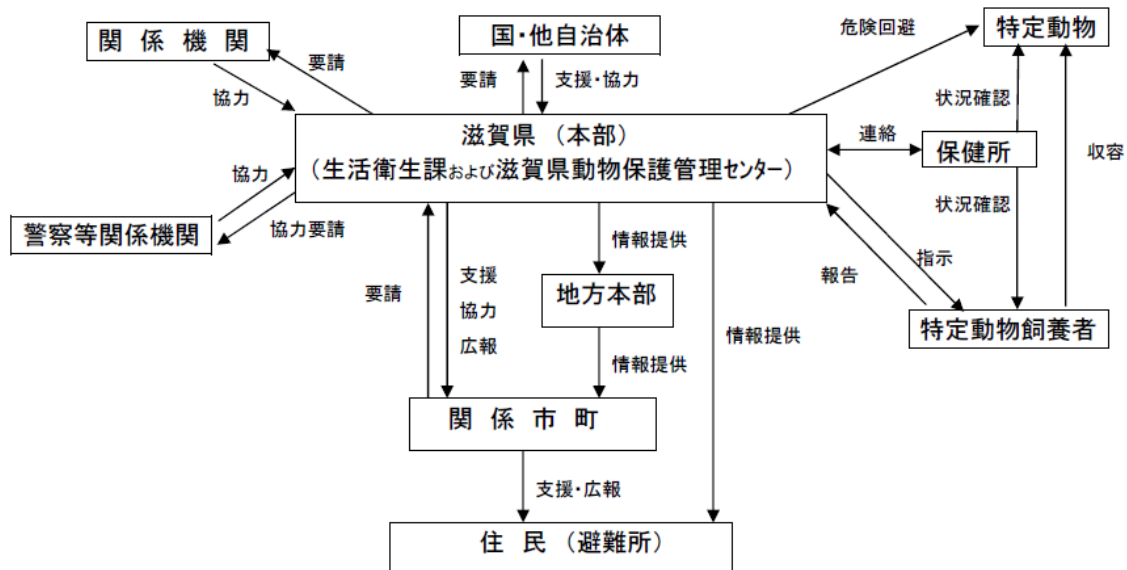
(3) 避難所における動物の適正な飼養

県は、避難所を設置する市町から要請があった場合は、被災者とともに避難した動物が適切に飼養されるよう、

指導および助言等の協力を行うとともに、次のことを実施する。

- ア 避難所等へ愛玩動物に関する必要な物資の提供に努める。
- イ 必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管の支援を行う。
- ウ 被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。

【特定動物による危害防止および動物救護対策活動フロー図】



第3 食品衛生・生活衛生計画

1 計画方針

被災地における食品衛生および生活衛生は、この計画に定めるところにより迅速に実施し、食品に起因する危害発生を阻止することにより被災者に対して安全で衛生的な食品を供給するとともに、衛生的な生活環境の確保に万全を期する。

2 計画の内容

(1) 災害緊急検査班の編成

災害の状況により必要と認めたときは、災害緊急検査班を編成派遣する。

(2) 災害緊急検査班は、所属長の指揮のもとに次の活動を行う。

ア 食品衛生対策

- (ア) 食品関係施設の被害状況の把握および情報提供
- (イ) 救護食品等の検査
- (ウ) 飲料水の試験検査
- (エ) 冠水地域等における食品関係施設の指導
- (オ) その他飲食に起因する危害発生の防止
- (カ) 避難所における食品の衛生確保

イ 生活衛生対策

- (ア) 生活衛生関係営業施設の被害状況の把握および情報提供
- (イ) 被災地における生活衛生確保
- (ウ) 冠水地域等における生活衛生関係営業施設の指導
- (エ) 建築物における衛生的環境の確保

第8節 清掃計画（県琵琶湖環境部）

1 計画方針

災害発生地域においては、日常型廃棄物（災害発生時においても、日常的に発生する廃棄物）の処理業務の迅速な機能回復が必要なほか、多量に発生する非日常型廃棄物（倒壊家屋等の残存物等の廃棄物）に対する特別な対策が必要である。

これらのごみ、し尿の処理処分等を迅速、適正に実施し、環境の保全、住民の衛生の確保等を図るため、県本部は被災状況によっては近隣市町または県外の地方公共団体に対し応援要請を行う。

市町は、それぞれ所管の区域内における被災状況を想定し、廃棄物処理計画および作業計画を策定する。

2 ごみ処理計画

(1) 県本部

ア 排出量の推計

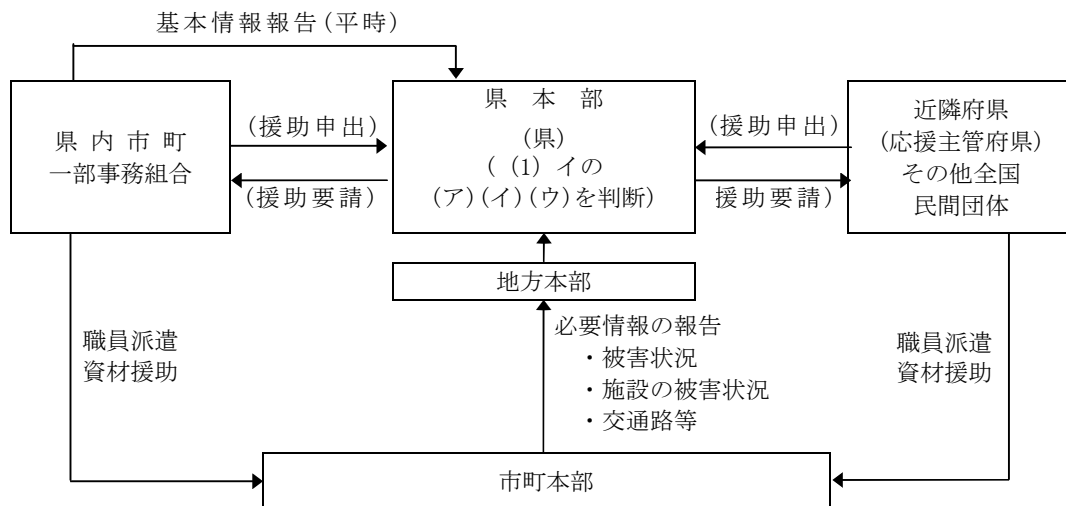
県本部は被害情報等に基づきごみの排出量の推計を行う。その際、非日常型廃棄物として排出されるごみとしては、損壊家屋からの廃棄物、建築物の破損窓ガラス類等を想定する。また、排出量については、家屋一戸あたり概ね20tとする。また、日常型廃棄物については平常時における排出量をもとに推計する。

イ 廃棄物処理体制の検討

県本部は収集した情報や想定されるごみの排出量等の考慮の上、次の(ア)から(ウ)のうち、いずれかを行う。その判断を行うために平素から各市町より基本情報の報告を受けることとする。

- (ア) 被災市町本部において処理を行うよう当該市町本部に伝達する。
- (イ) 県下の他の市町に援助要請を行う。
- (ウ) 県下の民間団体に援助要請を行う。
- (エ) 応援主管府県に援助要請を行う。

[県の活動フロー]



(注1) 市町単位の基本情報とは、(1)イ(ア)～(ウ)のいずれを実施するかを判断するための県下の各市町の処理能力等の情報である。

(注2) 災害時の必要情報としては、「被害区域」「損壊家屋等の数量」「廃棄物処理施設等の被害状況」「交通の状況」等の情報が考えられる。

(注3) 市町から災害時の必要情報の報告が入り次第、(1)イ(ア)～(ウ)のいずれを実施するかについて迅速に判断を行い対策を図るものとする。なお、対応すべき事項としては、「要員の派遣」「資材の援助」等が考えられる。

(2) 市町本部

ア 被害情報の収集・伝達

市町本部は管轄地域内で災害による被害が発生した場合には、被害状況、施設の被害状況等の必要情報の収集を行う。収集した情報は迅速に県本部に伝達するものとする。

イ 一次保管場所の確保

災害時に備えて平素から指定された、環境保全に支障のない大規模休閑地（仮設置場）を一次保管場所として確保し、非日常型廃棄物および日常型廃棄物を暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。この際、廃棄物は出来る限り分別して積み置きすることとする。

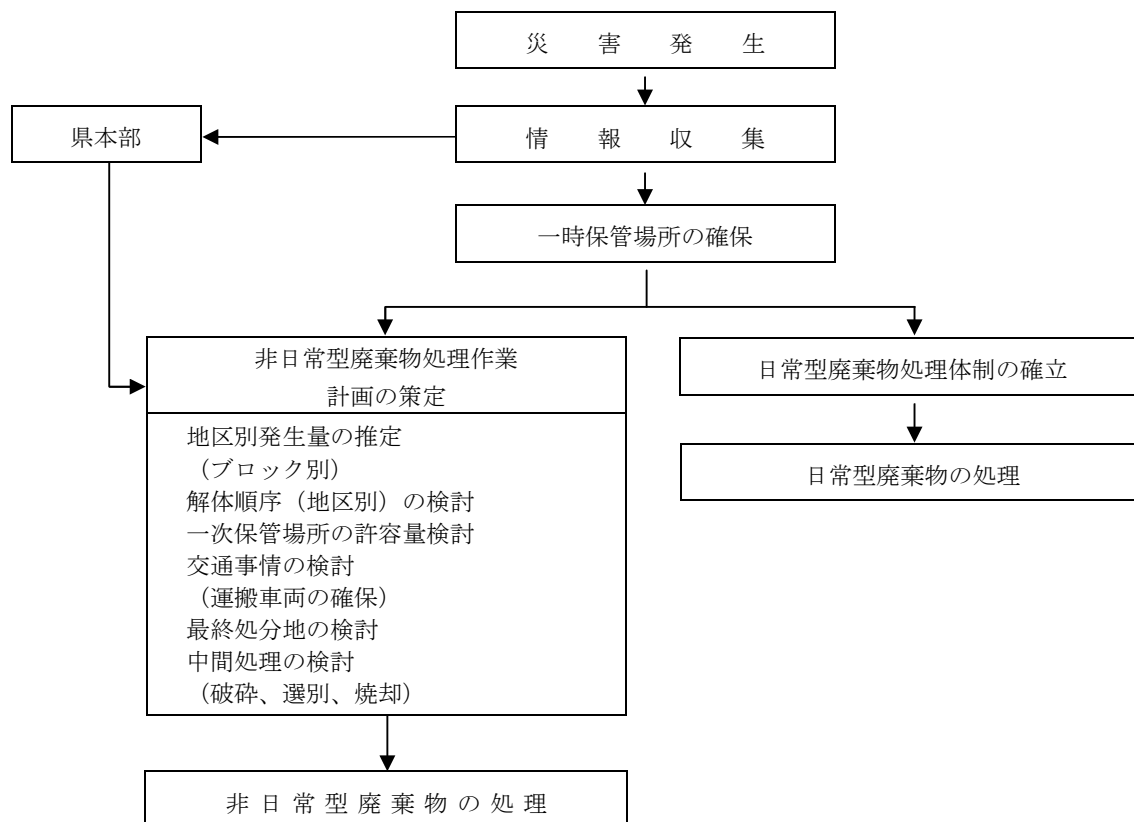
ウ 日常型廃棄物の処理

被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇上げ、または応援職員等による応援体制を確立し、その処理にあたる。特に生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。

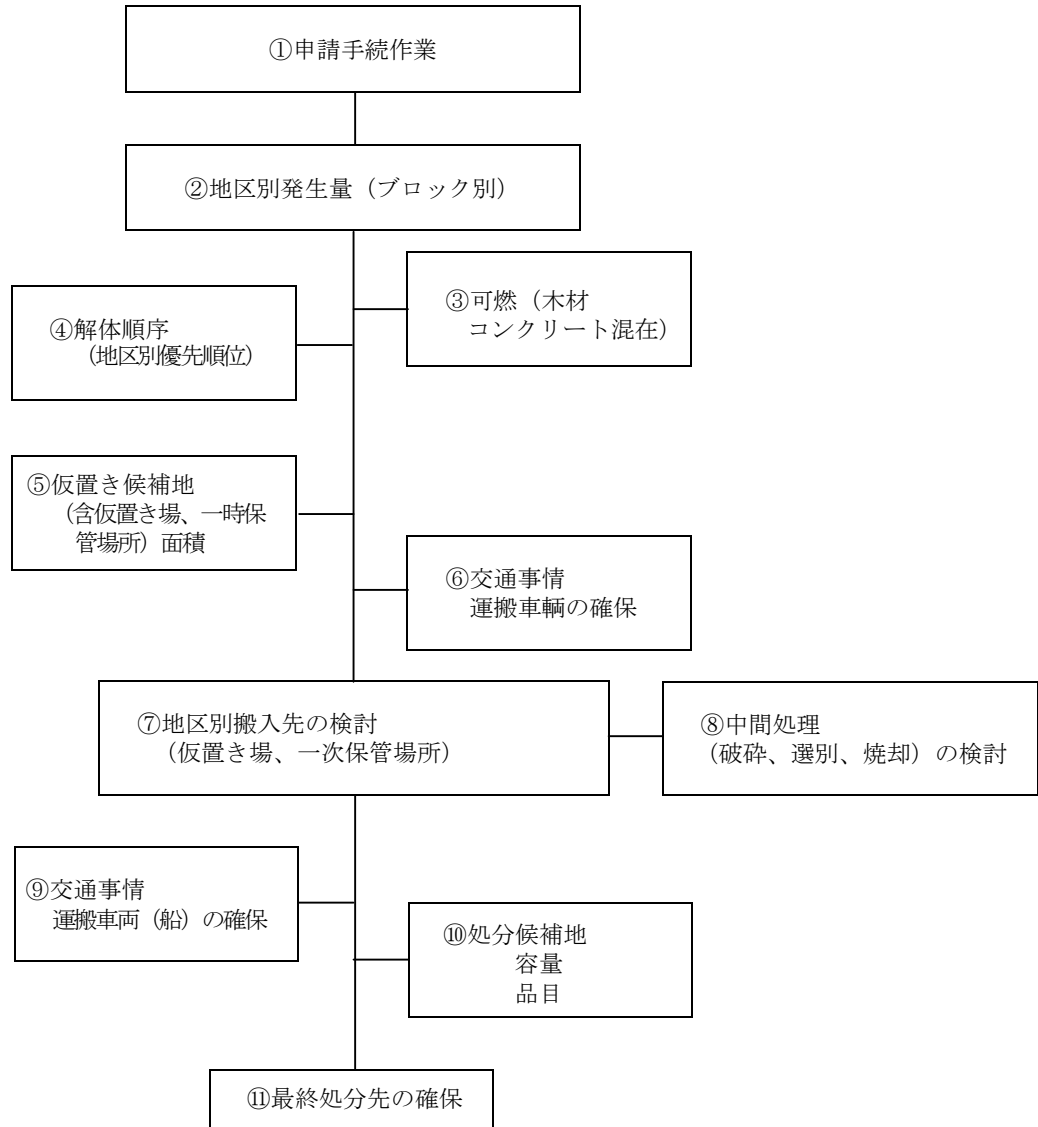
エ 非日常型廃棄物の処理

推定排出量、最終処分地および県本部の要請によって他市町等が実施する応援の状況などを考慮の上、中間処理（破碎、分別）の実施の有無などについても検討を行い、非日常型廃棄物の処理作業計画を策定し、それによって廃棄物処理を実施する。

[市町の活動フロー]



[非日常型廃棄物処理作業計画フロー]



3 し尿処理計画

(1) 基本方針

損壊家屋等の汲取式便槽のし尿および浄化槽汚泥については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う。また、水洗トイレを使用している地域においては、上水道等の途絶により、トイレが使用できなくなることが想定されるために、仮設トイレを迅速に設置する。それらの対策の実施にあたっては、被災者1人あたり1.4リットル/日のし尿が排泄されることを想定する。

(2) 県本部

県本部は、市町本部からの要請に基づき、し尿処理活動に関する職員および機材の応援、一時的な処理の受入等について他市町、民間団体または応援主管府県に対して応援要請を行う。

(3) 市町本部

ア 市町本部は、被災地における防疫面から、不用となった便槽等に貯留されているし尿、汚泥等についても、早急に収集が行われるよう人員、器材等を確保する。

イ 水洗トイレを使用している地域においては、上水道の途絶によってトイレが使用できなくなることが想定されるために、市町本部は、地域毎に必要な数の仮設トイレを設置する。そのため、平素から仮設トイレの備蓄に努めるほか、必要に応じて近隣市町等から借用できるよう県本部に援助の要請を行う。

ウ 被災地域の避難所には多数の被災者が避難することが想定されるために、市町本部は、迅速に仮設トイレを設置する。そのため、避難所に指定されている公共建築物には平素から必要数の仮設トイレを備蓄する。

また、仮設トイレ等のし尿の収集処理については、処理場への搬入に係る計画処理をくずさないよう努力し、収集運搬に支障をきたす場合には、県に応援要請を行う。

エ 水洗トイレを使用している世帯にあつては、使用水の断水に対処するため、平素から水の汲み置きを行う等を指導する。

オ 近隣市町等からの応援作業は、被災市町の収集体制が可能になった状態から7日間を限度とし、また処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては近隣市町の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講じる。

4 廃棄物処理施設の確保および応急対策計画

廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合は、適正な維持管理および運営が困難となり、管内の廃棄物処理対策に支障を来すこととなるので、市町本部は平素から施設の管理を十分に行い、被害が生じた場合には迅速に応急復旧を図る。また、収集作業に影響が及び、管内処理施設に搬入できない場合には、とりあえず期間を定めて他の処理施設に処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動が行われるよう万全を期す。

[参 照]

- ・災害時における一般廃棄物の収集運搬にかかる無償団体救援協定書
(滋賀県環境整備事業協同組合) …………… (参考編 43 (1))
- ・災害時における一般廃棄物の収集運搬にかかる無償団体救援協定書
(湖北環境協同組合) …………… (参考編 43 (2))

第9節 通信・放送施設応急対策計画

第1 通信施設応急対策計画（西日本電信電話株式会社滋賀支店、県知事直轄組織）

1 計画方針

電気通信設備に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う応急対策について定める。

2 計画の内容

(1) 県防災行政無線

災害の発生が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市町および防災関係機関相互間の無線通信回線の確保に当る。

ア 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- (ア) 要員の確保
- (イ) 予備電源用燃料の確保
- (ウ) 機器動作状態の監視の強化
- (エ) 可搬型移動局(全県)の配置
- (オ) 局舎、機器等の保護強化

イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- (ア) 移動局による臨時無線通信回線の設定
- (イ) 職員による仮復旧の実施

(2) 一般通信施設(西日本電信電話株式会社滋賀支店)

ア 設備および回線の応急復旧措置

(ア) 電気通信設備に災害が発生したときは、西日本電信電話株式会社災害対策規程の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。

(イ) 回線の復旧順位は次のとおりとする。

第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、および第1順位以外の国または地方公共団体

第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

イ 広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由および内容
- (イ) 災害復旧に対してとられている措置および復旧見込時間
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) その他必要な事項

第2 放送施設応急対策計画（日本放送協会大津放送局、株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社、株式会社エフエム滋賀）

1 計画方針

放送施設等の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するため緊急に行う応急対策を次のとおり万全を期するものとする。

2 計画の内容

(1) 要員の確保

災害の状況に応じ体制を定め要員を確保する。

(2) 資機材の確保

ア 電源関係諸設備の整備確保

イ 中継回線、通信回線の整備および確保

ウ 送受信空中線の補強、資材の確保および予備空中線材料の整備

エ 必要機材の緊急借用または調達確保

(3) 放送施設応急対策

ア 放送機等の障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組を切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

イ 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(4) 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため、次の措置を講じる。

ア 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱について、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体および関係機関との連携により、被災受設備の復旧の支援を行う。

イ 避難所等での放送受信の確保

避難場所その他有効な場所での災害関連情報を確保するため、関係団体の協力を得て、受信機の貸与・設置などの対策を講ずる。

ウ 各種相談等の実施

被災地またはその付近において各種相談等を実施する。

第3 警察通信施設応急対策計画（県警察本部）

1 計画方針

早期に被害実態を把握し、必要な場合には臨時中継所等を設置し、通信の確保に努める。

2 計画の内容

(1) 通信施設の被害実態の把握

警察本部および各警察署に設置されている全電話回線および全無線電話について被害実態を把握するための通信試験を実施する。

(2) 応急通信設備等の設置

通信施設が被災した場合、被災状況や災害警備活動の状況に応じて、次のとおり応急通信対策を実施する。

ア 応急通信所(県間通信)の開設

イ 臨時中継所の設置

ウ 臨時基地局の設置

エ 有線応急架設、WIDE 通信システムによる臨時電話の設置及び FAX、パソコン等の設置

オ 非常用通信車、衛星通信車の配置(近畿管区警察局へ要請)

(3) 予備電源の使用

停電に際しては、発動発電機、可搬型発動発電機を運転する。

第10節 鉄道施設応急対策計画

第1 JR 施設応急対策計画（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社）

1 計画方針

本計画は、滋賀県の地域においてJR列車の衝突、脱線、てん覆、その他の事故により、多くの死傷を伴う鉄道災害が発生し、もしくは発生しようとする場合における応急救助対策等について定めるものとする。

2 計画の内容

（対策本部および復旧本部の設置等）

対策本部および復旧本部の設置、廃止は、関係指令員が協議のうえ決定し、本部長の承認を得るものとする。

（対策本部の業務）

対策本部は、事故に対する救援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮およびその他の業務を行うものとする。

（復旧本部の業務）

復旧本部長は、事故が発生したときは直ちに現場に急行し、事故に対する救護、復旧に着手する。

(1) 対策本部等の種別、設置標準および招集範囲

種別	設置基準	招集範囲 (社内間接社員)
第1種体制	・重大な事故等が発生したとき ・お客様、通行人等に死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めるとき	招集可能者の全員
第2種体制	・重大な事故等が発生したとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めるとき	招集可能者の半数
第3種体制	・その他必要と認められた時 (台風・降雨降雪等により、大きな輸送障害のおそれがあるとき)	必要最少数

※ 招集範囲は本部員の班別構成標準による。

※ 上記を標準として関係課室長、駅区所長は、種別毎の招集者を定めておくこと。

※ ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置および体制の変更が指示される場合がある。

(2) 部外協力要請機関および要請分類

ア 東海旅客鉄道株式会社

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当者
自衛隊	知事	支社長	総務課長
警察本部	本部長		
府県	知事		
鉄道警察	隊長		
警察署	署長	駅区所長	駅区所長
消防署	署長		
市町	市町長		
病院等	病院等の長		
私鉄等	私鉄等の長	支社長	総務課長
航空会社等その他 交通機関	関係機関の長		
レッカー等復旧用 重機械類および化 学薬品処理指導者、 タンクローリー所 有会社	所有会社の長	関係現場長	関係現場長
その他	関係機関の長	支社長	関係課長

イ 西日本旅客鉄道株式会社

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当者	記事
自衛隊	知事	統括本部長	企画課長	窓口と調整
警察本部	本部長			
府県	知事		駅業務課長	
鉄道警察	隊長			
警察署	署長	駅長 保線区長	駅長 保線区長	
消防署	署長			
市町	市町長			
病院等	病院等の長			
私鉄等	私鉄等の長	大阪総合指 令所長	大阪総合指 令所長	駅長が輸送指令に手配方を 要請する
航空会社等その他 交通機関	関係機関の長	統括本部長	企画課長	
レッカー等復旧用 重機械類および化 学薬品処理指導者、 タンクローリー所 有会社	所有会社の長	関係現場長	関 係 現 場 長	脱線復旧のレッカー車の手配について は、関係指令から連絡を受けた車両復旧 受持区所が判断し、必要と認めるときは レッカー車所有会社に出勤を要請する。 (その他の場合は関係現場長)
その他	関係機関の長	統括本部長	関係課長	

第2 民有鉄道施設応急対策計画（京阪電気鉄道株式会社、近江鉄道株式会社、信楽高原鉄道株式会社）

1 計画方針

本計画は、滋賀県の地域において民間鉄道の列車衝突、脱線、てん覆、その他の事故により多数の死傷を伴う鉄道災害が発生し、もしくは発生しうる可能性のある場合における応急救助対策等について定めるものとする。

2 計画の内容

重大事故その他風水害、火災、震災等の災害発生時における応急処理に関しては、各社の災害応急処理規程等の定めるところにより災害応急対策を実施するものとする。

更に災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡非常措置および応急対策を遂行するため必要に応じて本社に非常本部を設置するとともに、災害の程度によって現地で非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地本部を設置し応急対策にあたる。

第11節 電力・ガス施設応急対策計画

第1 電力施設応急対策計画（関西電力株式会社）

1 計画方針

電気施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

2 計画の内容

(1) 予・警報の伝達等

- ア 非常災害対策組織による的確な情報の検討、分析と迅速な伝達
- イ 気象台とのより一層の連携の強化
- ウ 社内一斉指令装置の活用

(2) 災害情報の収集等

非常災害対策組織による情報の収集、検討と指令の早期伝達

(3) 広報宣伝等

- ア 非常災害対策組織における適切な情報発表文の決定
- イ 関係官公庁に対する迅速な状況報告
- ウ 広報宣伝車、新聞その他の報道機関など広報媒体の活用
- エ 二次災害事故防止のため、電気施設、電気機器使用上の注意、復旧の見通し等の広報宣伝活動

(4) 応急対策要員の確保

- ア 災害発生予想時における待機ならびに非常要員体制の確立
- イ 請負契約による非常災害復旧要員の確保
- ウ 災害規模による隣接電力事業所との相互協力

(5) 応急対策用資材等

- ア 手持資材確認および在庫量の把握
- イ 各種施設、設備の被害状況の把握
- ウ 復旧資材の手配および輸送

(6) 応急復旧工事等

恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して次のとおり実施する。

ア 発、変電設備

- (ア) 共通機器、流用可能機器、材料および貯蔵品を活用した応急復旧措置
- (イ) 機器損壊事故に対して系統の一部変更、または移動用発電所(車)、移動用変圧器の活用による応急復旧措置
- イ 送、配電設備

仮復旧標準工法の確立、活用ならびにヘリコプター、車両等機動力の活用

ウ 通信設備

- (ア) 応急対策資材の整備による効率的応急復旧
- (イ) 移動無線の活用による通信連絡の確保

第2 ガス施設応急対策計画（大阪ガス株式会社）

1 計画方針

災害発生時に被害の拡大を防止し、ガスの製造供給体制の万全を期すため、災害時の組織、動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡その他応急対策について定める。

災害発生時には「災害対策規程」に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。ただし、緊急を要する場合は指令の有無にかかわらず所管所属にて応急対策を実施する。

2 計画の内容

(1) 情報の収集伝達および報告

ア 気象予報の収集、伝達

気象情報および洪水、土砂災害時の災害情報を収集し一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

イ 通信経路

災害発生による有線回路の不通事態を予測し、社内無線回路により主要事業所間の通信確保および事業所管内の諸状況を把握する。

ウ 被害状況の連絡、報告

各事業所は所管施設および管内顧客施設のうけた被害状況を所定の経路により本部へ報告する。また専用電話等により、防災関係先へ緊急連絡を行う。

(2) 災害対策の実施

ア 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは顧客および地域住民に対し、広報車、工作車に装備した広報設備または、テレビ、その他マスコミにより災害に関する各種の情報を広報する。

イ 応急対策

災害状況、現場状況に基づき、対策本部からの指令でガス製造・供給施設の点検・防護、ガス導管の折損等危険が予想される箇所の供給遮断等を実施する。災害による事故発生の場合は、直ちに防災活動を行うとともに、不測の事態を考慮して付近住民に避難の要請を行うなど危険防止のための応急対策を行う。

(3) 災害復旧

ア ガス供給を確保するため災害現場の状況により、供給上可能な範囲で供給系統を変えてガス遮断区域を最小限に食い止めるなど応急復旧作業に当たる。

イ 大規模な災害により、事業者単独で復旧をはかることが困難である場合には、災害をまぬがれた事業者からの協力を得るため、日本瓦斯協会の「地震・洪水等非常事態における救護措置要綱」の活用を図る。

ウ 災害復旧計画の策定および実施に当たっては、人命にかかわる箇所および救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の高いものから行う。

第3 LPガス設備応急対策計画（滋賀県エルピーガス協会）

1 計画方針

LPガス設備を災害から防護するため各種施策を行うとともに、災害発生時には「滋賀県LPガス災害対策要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と緊密な連携を取りながら応急対策を実施して、LPガスの安定供給に努める。

2 計画の内容

(1) 情報の収集伝達および報告

ア 気象予報の収集伝達

各LPガス販売事業者は、風水害が発生したときならびに気象庁より災害発生の発表があった場合、報告または伝達する。本部では収集した気象予警報は所定の方法により伝達する。

イ 被害状況の連絡、報告

各LPガス販売事業者は、自ら供給する顧客設備の受けた被害状況を所定の経路により本部へ報告する。また、

本部は防災関係機関へ緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

災害発生予想時におけるLPガス販売事業者の待機ならびに非常出動要員体制の確立を行う。

(3) 災害対策の実施

ア 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じ顧客および地域住民に対し、広報車による災害に関する各種の情報を広報する。

イ 応急対策

災害状況ならびに現場状況に基づき、災害対策本部からの指令で、LPガス供給設備の点検・防護・ガス配管等の損傷の危険が素養される箇所にあつては供給遮断ならびに撤去を実施する。

災害による事故が発生した場合には、直ちに防災活動を実施するとともに、不測の事態を考慮して付近住民に避難の要請を行うなど、危険防止のための応急対策を行う。

(4) 災害復旧対策

ア LPガスの安定供給を確保するため、消防機関と連携をとり供給上可能な範囲で応急復旧作業にあたる。

イ 大規模な災害により、当該支部単位で復旧を図ることが困難な場合、災害を免れた支部より応援活動を行う。

ウ 災害復旧計画の策定および実施にあたっては、人命を重視し救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先する。

第12節 農林水産関係応急対策計画（県農政水産部、琵琶湖環境部）

1 計画方針

各種災害に対して農林水産物の被害を最小限にとどめるための諸対策について定める。

2 計画の内容

(1) 実施責任者

ア 農作物に対する応急措置

県、市町、農業協同組合等農業団体

イ 家畜に対する応急措置

県、市町、農業協同組合、畜産関係団体

ウ 林産物に対する応急措置

県、市町、森林組合

エ 水産物に対する応急措置

県、市町、漁業協同組合等漁業団体

(2) 実施内容(資料編参照)

ア 農作物に対する応急措置

(ア) 営農技術の指導

県は、被害の実態に則し、必要な技術対策を樹立し、市町、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

(イ) 種子の確保

a 稲

県は、近江米振興協会等において種子粕の供給が困難である場合、近畿農政局に対し、種子粕を近江米振興協会等に斡旋するよう依頼し、種子粕の確保に努める。

b 野菜

県は、農業協同組合等において野菜種子の供給が困難である場合、滋賀県種苗協同組合等において保管している野菜種子を農業協同組合等へ優先的に売却するよう依頼し、野菜種子の確保に努める。

(ウ) 病虫害の防除

a 防除指導等

県は、病虫害の異常発生、またはそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、市町、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指示、指導する。

b 農薬の確保

県は、農業協同組合等農業団体において農薬の供給が困難である場合、全国農業協同組合連合会滋賀県本部等に対し、農薬を農業協同組合等農業団体へ売却するよう依頼し、農薬の確保に努める。

(エ) 凍霜害対策

県は、彦根地方気象台から発表される霜に関する注意報を市町へ伝達する。

市町および農業協同組合は、有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

(オ) 防 雪

県は、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、市町、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防雪の実施を指示、指導する。

イ 家畜に対する応急指導

(ア) 家畜の管理指導

県は、市町、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

(イ) 家畜の防疫

県は、各種家畜伝染病の発生または発生のおそれがある場合、市町、農協、家畜診療所等の協力を得て、発生または、まん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒を実施する。

(ウ) 家畜の避難

県は、家畜の避難が必要となった場合は、関係市町、関係業者等と連携し、畜産農家が迅速かつ円滑に家畜の避難を実施できるよう努める。

(エ) 飼料および家畜用飲料水の確保

県は、飼料および家畜用飲料水の確保が困難な場合、全国農業協同組合連合会滋賀県本部との連携を図るとともに、飼料業者、乳業メーカー等へ協力要請を行う。

(オ) 死亡畜の処理

県は、死亡畜が発生した場合は、関係市町、関係業者等と連携し、畜産農家が円滑に処理できるよう指導を行う。

ウ 林産物に対する応急措置

(ア) 災害対策技術指導

県は、市町、森林組合の協力を得て種苗経営者、森林所有者に対し、被災苗木、林木に対する措置等林産物につき技術指導を行う。

(イ) 風倒木の処理指導

県は、風倒木の円滑な搬出等について、市町、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

(ウ) 森林病虫害の防除

県は、森林病虫害等の異常発生またはその蔓延を防止し、森林の被害の軽減を図るため、市町、森林組合と一体となって具体的な防除の実施および森林所有者に対し技術指導を行う。

(エ) 凍霜害防除

県は、彦根地方気象台から発表される霜に関する注意報を市町へ伝達する。

市町および森林組合は、有線放送等を活用して森林所有者の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

エ 水産物に対する応急措置

県は、被害の実態に即し、必要な技術指針を樹立し、市町、漁業協同組合等漁業団体と一体となって技術指導を行なう。

第13節 相互協力計画（各機関）

1 計画方針

災害が発生した場合、各防災関係機関は、あらかじめ定めてある所掌事務または、業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関や団体などに協力を求めるなどして災害対策の円滑な実施を図ることが必要である。特に被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから被災していない他府県、市町、民間等の協力を得て応急対策を行うこととする。

2 国との相互協力

- (1) 県は、被害が広範囲に及び、県および県域の防災関係機関のみでは対応が困難と認めた場合、応援（職員の派遣を含む。以下同じ）または応援の斡旋を求めるなどして災害対策の万全を期す。
- (2) 災害時において円滑な協力が得られるよう、県は事前に協議を整え協力体制を確立する。
- (3) 県は、次のとおり協定等を締結している。
 - ア 災害時における彦根地方気象台職員の滋賀県への派遣に関する取り決め ……………（参考 13）
 - イ 米穀の買入れ・販売等に関する基本事項（抄） ……………（参考 14）
 - ウ 災害時の応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局） ……………（参考 15）
 - エ 災害時における自治体等への応援・支援について
平成17年6月28日付けで、国土交通事務次官より通知。国土交通省が所管する事業に関して総合的な応援・支援を行う。

3 市町との相互協力

- (1) 被災市町は、県に応援（職員の派遣を含む。以下同じ）または応援の斡旋を求めるなどして災害対策の万全を期す。
- (2) 県は、必要に応じ、災害を受けた市町が応急対策を円滑に実施できるよう他の市町に対し、応援についての指示を行い、または防災関係機関の応援を斡旋するものとする。
- (3) 市町が県に応援または応援の斡旋を求めるときは、県に対し、次に掲げる事項について口頭または電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。
 - ア 災害の状況および応援を求める理由
 - イ 応援を希望する機関名
 - ウ 応援を希望する人員、物資等
 - エ 応援を必要とする場所、期間
 - オ 応援を必要とする活動内容

4 防災関係機関との相互協力

- (1) 防災関係機関からの応援要請
防災関係機関等の長または代表者は、県に対し応急措置の実施を要請し、もしくは応援を求めようとするとき、または市町もしくは他の防災関係機関等の応援の斡旋を依頼しようとするときは、県に対し、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。
 - ア 災害の状況および応援（斡旋）を求める理由
 - イ 応援を希望する機関名（応援の斡旋を求めるときのみ）
 - ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品目および数量
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ 応援を必要とする場所
 - カ 応援を必要とする活動内容
 - キ その他必要な事項
- (2) 県と防災機関との事前協議

災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は事前協議を整え協力体制を確立する。

県は、次のとおり協定等を締結している。

- ア 災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定
 - (西日本旅客鉄道株式会社) …………… (参考 22 (2))
 - (東海旅客鉄道株式会社) …………… (参考 22 (3))
- イ 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定
 - (日本放送協会、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送 (旧 ; 株式会社近畿放送) …… (参考 24 (1))
- ウ 緊急警報放送の放送要請に関する覚書 (日本放送協会) …………… (参考 25)
- エ 災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定
 - (社団法人滋賀県トラック協会) …………… (参考 33)
- オ 災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定
 - (琵琶湖汽船株式会社) …………… (参考 35 (1))
- カ 災害救助法による救助等に関する委託契約 (日本赤十字社滋賀県支部) …………… (参考 36)
- キ 災害時の医療救護活動に関する協定 (社団法人滋賀県医師会) …………… (参考 37)
- ク 災害時等における相互協力に関する協定
 - (西日本高速道路株式会社) …………… (参考 55)
 - (中日本高速道路株式会社) …………… (参考 56)

(3) 防災機関相互における協力

各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力または便宜を供与する。また、災害時において各機関相互の円滑な協力が行われるよう事前に協議を整え協力体制を確立する。

- ア 日本赤十字社滋賀県支部と滋賀県医師会との相互協力
 - 日本赤十字社滋賀県支部と滋賀県医師会は、昭和 39 年 4 月「災害救助に関する協定書」を締結し、災害時におけるり災者の医療救助について体制を整えている。
- イ 日本赤十字社滋賀県支部と滋賀県看護協会との相互協力
 - 日本赤十字社滋賀県支部と滋賀県看護協会は、昭和 39 年 4 月「災害救助に関する協定書」を締結し、災害時におけるり災者の医療救助について体制を整えている。
- ウ 電力会社相互間
 - 非常災害対策用資機材の広域運営
 - 非常災害対策用資機材の備蓄を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、隣接電力会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

5 地方公共団体 (都道府県) との相互協力

災害時における都道府県相互の応援措置については、職員の派遣の要請、都道府県知事に対する応援の要請および主務大臣の都道府県知事に対する応援命令に関し、法令に基づく他府県の円滑な協力が得られるよう事前に協議を整え協力体制を確立する。

県は、次のとおり協定等を締結している。

- ア 中部 9 県 1 市の災害時等の応援に関する協定 …………… (参考 16 (1))
- イ 中部 9 県 1 市の災害時等の応援に関する協定実施細則 …………… (参考 16 (2))
- ウ 近畿 2 府 7 県危機発生時の相互応援に関する基本協定 …………… (参考 17 (1))
- エ 近畿 2 府 7 県危機発生時の相互応援に関する基本協定実施細目 …………… (参考 17 (2))
- オ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定 …………… (参考 18 (1))
- カ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定実施細目 …………… (参考 18 (2))
- キ 岐阜県・滋賀県航空消防防災相互応援協定 …………… (参考 19 (1))
 - 三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定 …………… (参考 19 (2))

滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定 …………… (参考 19 (3))

福井県・滋賀県航空消防防災相互応援協定 …………… (参考 19 (4))

6 公共的団体との協力体制

- (1) 市町は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能が災害時に十分発揮できるよう体制を整備しておくものとする。さらに住民相互の助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対する指導の強化を図るものとし、これら団体の協力業務および協力方法についても、市町防災計画の中で明確にするとともに、災害時における活動が能率的に処理できるよう、その内容の周知徹底を期するものとする。なお、これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市町その他関係機関に連絡すること。
- イ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ウ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- エ 災害時における出火の防止および初期消火に関し協力すること。
- オ 災害時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救急救助活動に関し協力すること。
- カ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に関すること。
- キ 被災者に対するたき出し、救助物資の配分等に協力すること。
- ク 被災状況の調査に協力すること。
- ケ 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- コ り災証明書交付事務に協力すること。
- サ その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団および歯科医師会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災市民組織、施設の防災組織および業種別の防災組織をいう。

- (2) 地域住民の協力

被災地の地域住民は、県本部および市町本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に以下のような防災活動上の責務を負うものとする。なお、市町は、地域住民の防災活動が有効に実施されるための防災啓発、防災知識の普及促進に努めるものとする。

- ア 防災機関への協力
- イ 被害情報等の防災機関への伝達
- ウ 出火防止および初期消火
- エ 初期救急救助
- オ 災害時要援護者の保護
- カ 家庭における水、食料等の備蓄

- (3) ボランティアの協力

災害時に置いて被災者の救援等を自発的に行うものは、ボランティアとして県本部および市町本部が実施する応急対策活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために県本部および市町本部は、滋賀県社会福祉協議会等関係団体と連携し、県および市町災害ボランティアセンターの設置運営等必要な措置を講じる。詳細については、第3章第19節ボランティア対策計画による。

- (4) 県と公共的団体との事前協議

災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は事前協議を整え協力体制を確立する。

県は、次のとおり協定等を締結している。

- ア 災害救助に必要な物資の調達に関する協定 (滋賀県生活協同組合連合会) …………… (参考 29 (1))
- イ 災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定

- (滋賀県漁業協同組合連合会) …………… (参考 34)
- ウ 災害時の医療救護活動に関する協定
 - (社団法人滋賀県歯科医師会、社団法人滋賀県看護協会、社団法人滋賀県薬剤師会、
社団法人滋賀県病院協会) …………… (参考 37)

7 民間との協力体制

県および市町ならびに防災関係機関は、その所掌事務に関する民間機関等に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。また、災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は事前協議を整え協力体制を確立する。

県は下記参照のとおり協定を締結している。

- ア アマチュア無線による災害時応援協定(社団法人日本アマチュア無線連盟滋賀県支部) …… (参考 23)
- イ 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定
 - (株式会社エフエム滋賀) …………… (参考 24)
 - (朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社)
…………… (参考 24 (2))
- ウ 災害時等における報道要請に関する協定
 - (株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞大阪本社、社団法人共同通信社、
株式会社京都新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、株式会社中日新聞社、
株式会社日刊工業新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社毎日新聞) …………… (参考 26 (1))
 - (朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社)
…………… (参考 26 (2))
- エ 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定
 - (ワタミ株式会社) …………… (参考 27 (1))
 - (株式会社ローソン等) …………… (参考 27 (2))
- オ 災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定
 - (株式会社ファミリーマート) …………… (参考 28)
- カ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定
 - (合同会社西友(旧;株式会社西友)) …………… (参考 29 (2))
 - (株式会社平和堂) …………… (参考 29 (3))
 - (イオンリテール株式会社イオン近江八幡店(旧;株式会社ニチイ近江八幡サティ)) …………… (参考 29 (4))
 - (イオンリテール株式会社東近畿カンパニー(旧;ジャスコ株式会社近畿カンパニー)) …………… (参考 29 (5))
 - (株式会社近鉄百貨店草津店(旧;株式会社草津近鉄百貨店)) …………… (参考 29 (6))
 - (ユニー株式会社(旧;株式会社ユーストア)) …………… (参考 29 (7))
 - (NPO法人コメリ災害対策センター) …………… (参考 29 (8))
 - (株式会社ローソン) …………… (参考 29 (9))
 - (株式会社セブン-イレブン・ジャパン) …………… (参考 29(10))
 - (富士産業株式会社) …………… (参考 29(11))
- キ 災害時における飲料の提供協力に関する協定
 - (コカ・コーラウエスト株式会社(旧;三笠コカ・コーラボトリング株式会社)) …………… (参考 30 (1))
- ク 災害時における飲料の提供協力に関する協定運用要領
 - (コカ・コーラウエスト株式会社(旧;三笠コカ・コーラボトリング株式会社)) …………… (参考 30 (2))
- ケ 災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定(株式会社ノエビア) …………… (参考 31 (1))
- コ 災害時におけるヘリコプターの応援に関する実施要領(株式会社ノエビア) …………… (参考 31 (2))
- サ 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定

	(朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社) ……………	(参考 32 (1))
シ	災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する細目協定 (朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社) ……………	(参考 32 (2))
ス	災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定 (近江トラベル株式会社 (旧;株式会社オーミマリン) ……………	(参考 35 (2))
セ	災害時の医療救護活動に関する協定 (県内災害拠点病院) ……………	(参考 37)
ソ	災害時における医薬品等の供給に関する協定 (滋賀県医薬品卸協会) ……………	(参考 38)
タ	災害時における医療ガス等の供給に関する協定 (有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部滋賀県支部) ……………	(参考 39)
チ	災害時における医療機器等の供給に関する協定 (京都医療機器協会) ……………	(参考 40)
ツ	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 (社団法人プレハブ建築協会) ……………	(参考 41)
テ	災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定 (社団法人全日本不動産協会滋賀県本部) ……………	(参考 42 (1))
	(社団法人滋賀県宅地建物取引業協会) ……………	(参考 42 (2))
ト	無償団体救援協定 (災害一般廃棄物の収集運搬) (滋賀県環境整備事業協同組合) ……………	(参考 43 (1))
	(湖北環境協同組合) ……………	(参考 43 (2))
ナ	災害時における被災者に対する旅館・ホテルの入浴施設の提供に関する協定書 (滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合) ……………	(参考 44)
ニ	災害時におけるサービス業務の提供に関する協定書 (滋賀県理容生活衛生同業組合) ……………	(参考 45(1))
	(滋賀県美容業生活衛生同業組合) ……………	(参考 45(2))
ヌ	災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定書 (ドライアイスメーカー会、全日本ドライアイスディーラー会) ……………	(参考 46)
ネ	災害時における棺および葬祭用品の供給等に関する協定書 (全日本冠婚葬祭互助協会) ……	(参考 47)
ノ	災害時における応急救援活動への応援に関する協定 (社団法人滋賀県建設業協会) ……………	(参考 48 (1))
ハ	災害時における応急救援活動への応援に関する細目協定 (社団法人滋賀県建設業協会) ……	(参考 48 (2))
ヒ	災害時における応急救援活動への応援に関する協定 (社団法人滋賀県造園協会) ……………	(参考 48 (3))
フ	災害時における応急救援活動への応援に関する協定実施細目 (社団法人滋賀県造園協会) ……	(参考 48 (4))
ヘ	災害時における応急救援活動への応援に関する協定 (社団法人滋賀県電業協会) ……………	(参考 48 (5))
ホ	災害時における応急救援活動への応援に関する協定実施細目 (社団法人滋賀県電業協会) ……	(参考 48 (6))
マ	災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定 (社団法人滋賀県警備業協会) ……………	(参考 49 (1))
ミ	災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定細目 (社団法人滋賀県警備業協会) ……………	(参考 49 (2))
ム	災害時における災害救助犬の出動に関する協定 (特定非営利活動法人日本レスキュー協会) ……………	(参考 50 (1))
メ	災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目 (特定非営利活動法人日本レスキュー協会) ……………	(参考 50 (2))
モ	緊急事態における隊友会の支援に関する基本協定 (社団法人隊友会滋賀県隊友会) ……………	(参考 51)
ヤ	災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定 (社団法人滋賀県測量設計技術協会) ……	(参考 52)
ユ	地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定 (社団法人滋賀県下水道管路維持協会) ……………	(参考 53)

ヨ 災害時における水道施設の応急復旧の応援協定（社団法人滋賀県管工事業協同組合連合会）・・（参考 54）

第14節 自衛隊災害派遣計画（県知事直轄組織、陸上自衛隊）

1 計画方針

大規模災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図ることを目的とする。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命および財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、概ね次による。

[災害派遣要請の範囲]

項 目		活 動 内 容
1	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
2	避難の援助	避難者の誘導、輸送等(避難命令が発令された場合)
3	遭難者等の搜索、救助	行方不明者、負傷者等の搜索、救助 (ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)
4	水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込および運搬
5	消防活動	利用可能な消防車、その他の防火器具による消防機関への協力 (薬剤等については、関係機関準備)
6	道路または水路等交通路上の障害物の除去	施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等
7	応急医療、救護および防疫	被災者の応急医療、大規模な伝染病等の発生に伴う応急衛生 (薬剤については、市町準備)
8	通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
9	人員および物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送
10	炊飯および給水支援	被災者への炊飯、給水支援(飯米、水等については市町準備)
11	救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省の管理に属する物品は無償貸付および譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令1号)による。
12	危険物の保安および除去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置および除去
13	その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

3 災害派遣要領

(1) 災害派遣要請者および要請先

ア 要請者

知事が自衛隊の災害派遣要請を行う。

ただし、事故等何らかの理由によって、知事と連絡がとれない場合には、次の役職者に○囲みの数字で示した優先順位にしたがって知事の代理として決裁を受け自衛隊への災害派遣要請を行う。

①副知事 ②防災危機管理監 ③防災危機管理局長 ④防災危機管理局副局長

イ 要請先

陸上自衛隊今津駐屯地司令である第3戦車大隊を優先として、次により要請する。

優先順	自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話等
1	今津駐屯地司令である第3戦車大隊長(以下「第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)」という。) (窓口：第3係)	滋賀県高島市 今津町平郷	NTT：0740-22-2581 (内線：235・236) 防災無線：171 INS：0740-22-8048
2	大津駐屯地司令である中部方面混成団長(以下「中部方面混成団長(大津駐屯地司令)」という。) (窓口：訓練課)	滋賀県大津市 際川1-1-1	NTT：077-523-0034 (内線：230・232) 防災無線：100-862

(2) 災害派遣要請の手続

ア 一般災害派遣要請の場合

(ア) 知事(防災危機管理局)は、自衛隊の災害派遣について文書または電話等で要請する。ただし、緊急を要し、電話等で要請した場合は、事後速やかに文書を送達するものとする。

(イ) 要請する場合は、次の事項を明らかにする。

[派遣要請時に明らかにすべき事項]

a	災害の状況および派遣を要請する理由
b	派遣を希望する期間
c	派遣を希望する区域および活動内容
d	要請責任者の役職、氏名
e	特殊携行装備または作業の種類
f	派遣地への最適経路
g	連絡場所、現場責任者氏名、標識または誘導地点等
h	その他参考となるべき事項

a～c；必須事項

(ウ) 災害派遣の要請は、第3戦車大隊第3係を窓口として第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)へ行う。

イ 航空機による緊急の人命救助等の要請の場合

知事は次に掲げる内容を明らかにして第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)に電話等で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

[航空機による緊急の人命救助等を要請する際に明らかにすべき事項]

区分	派遣要請時に明らかにすべき事項
(ア) 災害の一般状況	a 災害発生の日時 b 種類 c 場所 d 原因 e 被害状況(人命に関するものは特に症状、病名を明らかにする。)
(イ) 特別救護要請 (情報通報のときは除く。)	a 要請者 b 要請内容 (a) 事由(目的) (b) 派遣希望時期または期間 (c) 派遣を希望する人員、航空機等の概要 (d) 派遣を希望する場所または区域および活動内容 (輸送の場合は、目的地および連絡先を明示) (e) 患者の付添、医者の有無その他参考となる事項
(ウ) 気象情報	a 災害発生現場の気象情報
(エ) 他の機関の活動状況	a 防災ヘリコプター等の活動状況 b 防災ヘリコプター等との現場での協力方法

ウ 災害が特に緊急かつ突発的で、要請権者の要請を待っては、時機を失すると認められる場合は警察、消防機関等一般の救難機関からの災害情報の通知により、または別に通知がなかった場合においても自衛隊の部隊等の独自の判断により部隊等を派遣することができる。

ただし、この場合には、自衛隊の派遣状況について速やかに知事(防災危機管理局)に連絡する。

(3) 被害情報の収集

県本部は自衛隊に対し収集した情報の提供を求めるとともに、必要に応じ速やかに自衛隊は収集した情報を県本部に伝授するものとする。

(4) 要請文書あて先

自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話等
今津駐屯地司令である第3戦車大隊長(以下「第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)」という。)(窓口：第3係)	滋賀県高島市 今津町平郷	NTT:0740-22-2581 (内線：235・236・237) 防災無線：171 INS：0740-22-8048 自衛隊防災用携帯電話：090-4030-1119

4 災害派遣要請の要求

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市町長および警察本部長が行うものとする。
- (2) 市町長および警察本部長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、文書または電話等で行う。ただし、緊急を要し、電話等の場合は、防災危機管理局に要求し、事後速やかに文書を送達するものとする。市町長が知事に自衛隊災害派遣要請を求めたときは、その旨およびその市町に係る災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に通知することができる。
- (3) 知事に対して自衛隊災害派遣を要請する場合の手続は、次のとおりである。

ア 要求先 防災危機管理局	
イ 文書提出部数 3部	
ウ 記載事項	
(ア) 災害の状況および派遣要請を要求する理由	(ア)～(ウ)；必須事項
(イ) 派遣を希望する期間	
(ウ) 派遣を希望する区域および活動内容	
(エ) 受入れ場所等	
(オ) その他参考となるべき事項	

(注) 特別救難に関するものは3の(2)のイの(イ)に示す内容とする。

- (4) 市町長等は、通信途絶等により知事へ要求ができない場合は、その旨および災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に、直接通知することができる。

通知を受けた防衛大臣またはその指定する者は、特に緊急を要し知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、直接自衛隊を派遣することができる。

5 自衛隊との連絡

(1) 情報の交換

防災危機管理局長は、大規模災害が発生した場合は、被害情報、県の体制等各種情報を迅速に自衛隊(第3戦車大隊第3係)へ提供するとともに、両者は必要に応じ情報の交換をするものとする。

第3戦車大隊第3係は、上記で得た情報を関係部隊に通知する。

(2) 連絡班の派遣依頼

防災危機管理局長は、大規模災害が発生した場合は、甚大な被害が予想されるため、第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)に対し、県本部への連絡班の派遣を依頼し、自衛隊派遣要請の接受およびこれに伴う措置の迅速化を図る。

(3) 連絡班の派遣

第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)は、上記の大規模災害が発生した場合、連絡班派遣の準備を行うとともに、被害の状況により、県本部からの依頼が困難と判断できる場合は、自らの判断で県本部(防災危機管理局)へ連絡班の派遣を行い、その旨を事後速やかに県本部に連絡する。

また、連絡班の派遣要請を受けた場合、県本部等必要な機関に連絡班を派遣する。

6 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 地方公共団体等間における相互協力

県本部、市町本部、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入および災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資機材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

(2) 任務分担

ア 県本部

自衛隊の活動との連絡調整に関する現場責任者を現地に派遣し、市町本部と自衛隊間の折衝および調整を行う。

イ 県警察本部

警察は、緊急交通路を確保する等して派遣部隊車両の通行が迅速、円滑に行われるよう努める。なお、警察官がその場にはいないときに限り、災害派遣された自衛官が自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件等の移動等の措置を行うことができる。

ウ 県本部および派遣を要請した市町本部

(ア) 事前準備

自衛隊の活動については、その活動の内容からかなりの車両、人員等の現地への進入が予想されるため、市町長は、平常時から、次の事項について計画を定めておく。

a 市町庁舎内での自衛隊用本部事務室

b 自衛隊が集結できる空地の確保(宿舎、資材置場、炊事場、駐車場として利用できる空地)(住民の避難場所となる場所を除いて選定しておくこと)

c 臨時ヘリポートの確保

(少なくとも各市町に1か所は複数機が発着できる空地を確保しておくこと。)

(イ) 災害発生時の準備

県本部および市町本部は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

a 本部事務室

b 宿舎

c 材料置場、炊事場(野外の適当な広さ)

d 駐車場(車1台の基準は3m×8m)

e ヘリコプター発着場(二方向に障害物のない広場)

(3) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

県本部長および市町本部長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

この場合、県本部は市町本部と地方本部、現地本部等との協力体制が迅速に図れるよう配慮するとともに、合同本部連絡会議を必要に応じて開催し、自衛隊追加要請等の手続が迅速に行われるよう努める。

(4) 作業計画および資材等の準備

県本部長および市町本部長は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に係る管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

[計画作成の内容]

ア 作業箇所および作業内容

- イ 作業の優先順位
- ウ 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
- エ 部隊との連絡責任者、連絡方法および連絡場所
- オ 合同本部現地会議の開催方法(現地本部が担当する)

(5) 自衛隊との連絡窓口一本化

市町本部は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう、連絡交渉窓口を明確にしておくものとする。

7 災害派遣部隊の活動範囲

区 分	活 動 範 囲
即時および応急救援活動 (災害発生直後、人命救助 第一義として即時に行う 救助活動)	1 偵察、連絡活動 空・地よりの偵察、連絡、被害状況の把握および情報の提供 2 救出、救助、避難支援等 被災者の捜索救助および避難路の啓発輸送、応急救護、空・地よりの避難誘導支援 3 緊急輸送 患者および人命救助に必要な人員、物資等を車両・航空機により輸送 4 消火活動 利用可能な消防車、消・防火用具による消防機関への協力 5 資料提出および広報活動 県本部、関係機関への資料の提出および空・地よりの立体的広報協力 6 危険物の保安および除去 火薬類・爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置および除去
組織的救援活動 (即時および応急救援活動 に引続き被害状況の概要 が判明した派遣部隊の主力 をもってする組織化された 救助活動)	1 土木活動 道路、水路の応急啓開作業 2 水防活動 堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業 3 架橋活動 応急橋りょうの構築 4 通信支援 自衛隊の通信連絡に支障のない限度において各種有・無線活動支援 5 医療、救護活動 応急医療、防疫活動および医具、血液薬品等の輸送 6 炊飯および給水支援 被災地、避難地における炊飯、給水支援 7 救援物資の無償貸付および譲渡 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付および譲渡等に関する総理府令」(昭和37年総理府令第1号)による。 ただし、譲渡は、県本部、市町本部、その他の公共機関の援助が受けられず当該物品の譲渡を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。
その他	要請に基づき自衛隊の能力で処置が必要なものについて所用の活動を行う。

8 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料および修繕費
- (2) 派遣部隊の船舶による湖上輸送等の経費

- (3) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上料
- (4) 派遣部隊の宿営および救難活動にともなう光熱、水道、電話料等
- (5) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた(自衛隊装備に係るものを除く。)損害の補償
- (6) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町長が協議するものとする。

9 災害派遣担任区分

- (1) 災害基礎資料の調査および収集担当(滋賀隊区駐屯部隊)

県担任	部隊	担任地域
第3戦車大隊長 (今津駐屯地司令)	第3戦車大隊長	全 域

- (2) 初動担当(即時および応急救援部隊)

県担任	部隊名(指揮下部隊)	所在地	主要活動内容
第3戦車大隊長 (今津駐屯地司令)	今津駐屯部隊 (第10戦車大隊を除く)	今 津	即時および応急救援活動、同支援活動の増援 または支援(駐屯地周辺の即時救援活動)

- (3) 増援部隊

第1次緊急増援部隊は、第3戦車大隊長の要請による第3師団、中部方面隊の所要の部隊、第2次増援部隊は、第3師団長の要請による中部方面隊の所要の部隊、第3次増援部隊は、他方面隊の所要の部隊(状況により、海上、航空自衛隊の増援を受ける場合もある。)

10 災害派遣部隊の活動要領

- (1) 災害に対する準備措置

- ア 防災関係資料の基礎調査の実施
- イ 災害派遣に関して必要な事項についての連絡調整
- ウ 災害派遣計画の作成
- エ 防災に関する教育訓練の実施
- オ 防災関係資機材等の整備、点検、特に梅雨期、台風期その他災害多発期前の点検
- カ 県により貸与されている防災関係資機材等の点検、整備

- (2) 災害時における措置

- ア 災害派遣初動の準備

- (ア) 災害発生が予測される場合

- a 情報収集を強化するとともに待機勢力を指定および増加し、資機材の準備等を実施し、災害派遣に備えて態勢強化を図る。
- b 連絡員を県本部に派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡調整を図る。

- (イ) 大規模災害発生との情報を得た場合

- a 速やかに県庁(警戒本部、災害対策本部)または被害発生が予測される市町に連絡員を派遣する。
- b 最大派遣可能人員をもって速やかに派遣準備の完了を図る。
- c 増援部隊の派遣要請等を準備する。

- イ 情報の収集等

必要に応じて被害予想地区の事前偵察を行う。

- ウ 気象情報および防災情報の伝達に対する協力

気象情報および防災情報の伝達について、彦根地方气象台、警察、消防等の関係機関から依頼があったときは、部隊の能力に応じて協力する。

エ 出動時における県警察本部への協力要請

出動時に際しては、県警察本部へ派遣部隊が優先通行できるよう要請する。

オ 災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、被害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次を基準とする。

- (ア) 被害状況の把握
- (イ) 人命救助等
- (ウ) 避難の援助
- (エ) 遭難者等の捜索救助
- (オ) 水防活動
- (カ) 消防活動
- (キ) 道路または水路の啓開
- (ク) 応急医療、救護および防疫
- (ケ) 人員および物資の緊急輸送
- (コ) 炊飯および給水
- (サ) 救援物資の無償貸付または譲与
- (シ) 危険物の保安および除去
- (ス) 通信支援

第15節 赤十字飛行隊派遣要請計画

(日本赤十字社滋賀県支部)

1 計画方針

赤十字飛行隊は、日本赤十字社の本社直轄の特別奉仕団として日本赤十字社が行う災害活動および人命救助に関する業務に従事し、進んで航空機による社会奉仕の実践に努め、もって赤十字の理想とする人道的任務の達成に寄与することを目的としている。

赤十字飛行隊の活動は、

- (1) 航空機を利用した災害救援活動および救護活動
- (2) 救急患者および特殊患者の航空輸送
- (3) 救急医薬品および血液等の航空輸送
- (4) このほか日本赤十字社からの要請および隊長が設置目的を達成するために必要と認めた活動

2 計画の内容

赤十字飛行隊の出動要請をする場合は、次によるものとする。

- (1) 市町災害対策本部で、出動を必要とするときは、県災害対策本部へその旨連絡する。
- (2) 県災害対策本部各部班で、出動を必要とするときは災害対策本部にその旨連絡する。
- (3) 県災害対策本部は、市町からの要請成があったとき、あるいは自ら必要と認めたときは、日本赤十字社滋賀県支部長に赤十字飛行隊の出動を要請する。
- (4) 日本赤十字社滋賀県支部長は、前記の要請を検討し出動の必要があると認めたときは、日本赤十字社の本社に出動要請する。
- (5) 要請にあたっては、次のことを明らかにするものとする。

ア 目的(任務)

イ 日時

ウ 場所

- (6) 連絡先

ア 日本赤十字社滋賀県支部 TEL 大津(077)522-6758

イ 日本赤十字社 TEL 東京(03)3438-1311

第16節 突発重大事故応急対策計画

〔 県知事直轄組織、県警察本部 〕
〔 日本赤十字社 〕

1 計画方針

近年、突発的な災害は年とともに増加し、大きな社会不安を惹起している現状にある。これらの突発的な災害に対して、防災関係機関は緊密かつ有機的な連携協力のもとに、本計画の定めるところにより必要な対策を実施する。

2 計画の内容

(1) 突発重大事故

雑踏事故などにより多数の死傷者が発生したときは、当該事故関係機関はもちろん関係防災機関は応急対策に万全を期する。なお、船舶事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、危険物爆発事故等および県の設置する事故対策本部については、「事故災害対策編」に定めるところによる。

(2) 突発重大事故の通報

突発重大事故を発見した者は、直ちに市町、警察署、消防機関等に通報するものとする。

(3) 事故対策本部の設置

突発重大事故が発生した場合は、警察、消防等の防災関係機関は救急医療、救助、その他応急対策を実施するため事故対策本部を設置する。

(4) 通信連絡

県・市町および当該事故関係機関は、情報の収集に十分な連絡をとり、相互に情報を交換して応急対策が円滑に実施されるよう努めるものとする。

(5) 救急医療・救助

ア 県・市町および警察等の当該事故関係機関は迅速かつ的確な救急医療、救助を行うため次の措置を講ずる。

(ア) 医師および看護師の派遣

(イ) 医療器材および医薬品の輸送

(ウ) 負傷者の救出・救助

(エ) 現地における応急対策および負傷者の救急医療施設の確保

イ 日本赤十字社の措置

テロ、雑踏事故などにより、集団的に発生した負傷者に迅速、的確な医療救護を行うため、事故発生と同時に通報を受けた日本赤十字社滋賀県支部は、直ちに救護班による現地での医療救護活動を行うとともに、医療施設(赤十字病院)も受入れ体制の確保に努める。

(6) 消防活動

消防機関は消防活動を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努めるものとする。

(7) 救助物資の輸送

県・市町および当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い被災者に必要な物資をすみやかに確保し搬送するものとする。

(8) 応急復旧用資機材の確保

県・市町および当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保するものとする。

(9) 輸送力の確保

防災関係機関および当該事故関係機関は相互に連絡調整を行い、必要な交通規制などを実施し、輸送力の確保に努めるものとする。

(10) 事故処理

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧をすみやかに実施するとともに、その状況を県防災会議会長に報告するものとする。

第17節 災害警備計画（県警察本部）

1 計画方針

防災関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、または被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命および身体の保護を第一とした災害警備活動等に努める。

2 計画の内容

(1) 発生時における警察活動

- ア 情報の収集・伝達
- イ 救出救助活動等
- ウ 避難誘導
- エ 死体見分
- オ 二次災害の防止
- カ 危険箇所等における避難誘導等の措置
- キ 地域安全活動等社会秩序の維持
- ク 緊急交通路の確保
- ケ 被災者等への情報伝達活動
- コ 報道対策
- サ 情報管理に関する措置
- シ 関係機関との相互連携
- ス ボランティア活動等の受入れ

(2) 警備体制

ア 警備体制の種別

(ア) 警戒体制

暴風、大雨、洪水等の警報が発表された場合に発令する。

(イ) 非常体制

台風、大雨、暴風、洪水等により県下に相当な災害が発生し、または発生すると認められる場合に発令する。

(ウ) 緊急体制

台風、大雨、暴風、洪水等により県下に大規模な災害が発生し、または発生すると認められる場合に発令するものとする。

イ 広域的な受援体制

県公安委員会は、被害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊等の援助要求を行う。

ウ 県災害警備本部等を設置

緊急警備体制を発令したときは、滋賀県警察災害警備本部(以下「災害警備本部」という。)を、非常警備体制または警戒警備体制を発令したときは、滋賀県警察災害警備連絡室(以下「県警備連絡室」という。)を県警察本部に設置する。

エ 県警備本部の編成および任務内容

本部長	副本部長	幕僚	班名	班長	任務内容		
警 察 本 部 長	警 務 部 長	刑事部 長	総括班	警備第二課長	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警備本部の開設、運営および各班の調整 ○警備対策の総括指揮 ○警察庁、管区警察局等への報告・連絡 ○他道府県警察に対する援助要請 ○県災害対策本部等関係機関との連絡・調整 ○各班への集約情報の伝達 ○医療機関との連絡 ○庶務・記録等 		
			実施班	(兼)警備第二課長	<ul style="list-style-type: none"> ○警備部隊の召集、編成および配置運用 ○広域緊急援助隊等県外警備部隊の受援 ○負傷者の救出、救助および行方不明者の捜索 ○遺体の収容 ○避難誘導 ○二次災害の防止と被害の拡大防止 ○警戒区域の設定 ○ヘリテレ・テレビ中継車の運用 ○警備実施に関する記録 		
		生活安全部 長	情報班	警備第一課長	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の集計、提供 ○各種情報の収集および提供 		
			交通班	交通規制課長	<ul style="list-style-type: none"> ○交通部隊の招集、編成および配置運用 ○交通情報の収集 ○緊急交通路、う回路の確保および交通規制 ○緊急通行車両優先通行の確保 ○道路管理者、運輸機関その他関係団体との連絡 ○広域緊急援助隊(交通部隊)の受援 ○緊急車両確認申請標章交付 ○放置車両の移動、その他取締り 		
		交通部 長	警備部長	捜査班	捜査第一課長	<ul style="list-style-type: none"> ○捜査部隊の招集、編成および配置運用 ○検視および死者の身元確認(鑑識) ○県外応援捜査部隊の受入れ(受援隊の編成、運営等) ○通訳人の派遣等 ○事案処理班の編成、運用 	
				地域安全班	地域課長	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所および避難住民対策 ○危険物対策 ○警察用航空機および警察用船舶の運用 ○警備業者の運用 ○ボランティアの受入れ支援 	
				県民対策班	警察県民センター所長	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者対策隊の招集、編成および配置運用 ○被災者(死者、行方不明者、負傷者)の家族への連絡および接遇に関すること ○遺体の引渡し ○身元不明遺体遺品等の措置 	
		情報通信部 長	警備部長	装備班	警務部監察官	<ul style="list-style-type: none"> ○機動装備隊の招集、編成および配置運用 ○車両、装備資機材等の調達、補給および輸送 	
				宿舎補給救護班	会計課長	<ul style="list-style-type: none"> ○補給隊および救護隊の招集、編成および配置運用 ○各部隊の宿舎、給食等の調達、補給 ○職員の給与、予算関係 	
				広報班	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ○広報隊の招集、編成および配置運用 ○報道対策 ○広報活動 ○現場活動に関する記録 	
				監察留置班	監察官室長	<ul style="list-style-type: none"> ○苦情等対策 ○部隊員の負傷等に関する諸対策 ○情報管理(災害情報等の集計、提供および照会業務の支援) 	
					通信班	機動通信課長	<ul style="list-style-type: none"> ○機動警察通信隊の招集、編成および配置運用 ○通信の確保 ○通信施設の配置および維持管理 ○機動警察通信隊および通信機器の受援

(3) 警備体制の変更等

気象条件の悪化または好転、危険の増減、被災地における応急措置の状況、情勢の変化等に応じて、警備体制の変更または解除を発令する。

(4) 各体制下における部隊編成等

区 分	警 戒 体 制	非 常 体 制	緊 急 体 制
警 察 本 部	1 県警備連絡室開設 2 本部直轄部隊の編成	1 県警備連絡室開設 2 本部直轄部隊の現地派遣	1 県警備本部開設 2 本部直轄部隊の現地派遣
警 察 署	1 署警備連絡室開設 2 実員の5分の1による警戒	1 署警備連絡室開設 2 実員の3分の2による警戒	1 署警備本部開設 2 実員の全員による警戒
機 動 隊 管区機動隊	出動体制整備	現地出動	現地出動

第 18 節 ボランティア対策計画

1 計画方針

災害時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、県本部および市町本部は、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等関係団体と連携し必要な措置を講じる。

2 計画の内容

(1) 専門ボランティアとの協力に関する計画(各機関)

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア(建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復士等)の派遣が必要な場合、県本部(担当班)が、関係団体と連携し、専門ボランティアの募集、登録、派遣調整を行い、併せて必要な援助を行う。

(2) 災害ボランティアの支援に関する計画(県民活動課、健康福祉政策課)

ア 基本方針

県本部および市町本部は、社会福祉協議会等と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、災害ボランティア活動を支援する。また、県本部および市町本部は、ボランティア活動の拠点や必要な資機材の提供に努めるほか、活動に当たってのボランティア活動保険制度の普及を図る。

イ 災害ボランティアセンターの設置と運営

(ア) 県は、災害発生後、原則として県庁内に災害ボランティアセンターを設置し、市町災害ボランティアの設置運営を支援するとともに、関係団体に対する情報提供等の業務を行う。その際、県本部はセンターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、報道機関と連携を図ってボランティア関連情報の広報活動を行う。その運営については、県本部および県社会福祉協議会等のボランティア関係団体が共同して行うこととする。また、他都道府県に対しては居住者を対象とする災害ボランティア相談窓口の設置を依頼し、当該相談窓口と県災害ボランティアセンターが連携することにより業務の効率化を図る。

(イ) 県社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、県災害ボランティアセンターに担当職員を派遣し、県本部と共同して災害ボランティアセンターの運営に当たる。

(ウ) 市町は、市町災害ボランティアセンターを設置する。市町は、災害ボランティアセンターの設置について市町防災計画に規定することとする。

また、市町災害ボランティアセンターおよび市町本部は、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等について速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。

(エ) 災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア活動保険に加入するものとする。

第19節 災害時要援護者対策計画（各機関）

1 計画方針

災害時には、傷病者、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の健康および生命は、平常時にはない危険にさらされる。そのため、これら災害時要援護者に対しては特別な配慮をもって災害応急対策を推進する。

2 計画の内容

本災害応急対策計画の中で定められた災害時要援護者対策を次に整理する。

節	項目	災害時要援護者対策計画
第2節	情報計画	
	第3-2	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者に対する情報提供について特に配慮するものとし、電波広報においては聴覚障害者のために手話通訳放送および文字放送の実施や、外国人のための外国語による放送等の実施を行うものとする。
第4節	災害救助保護計画	
	第2-2	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導については、災害時要援護者の避難を優先する。 市町は、地元警察、消防署、民生委員児童委員、地域住民等の協力を得て、住民サービス利用者、一人暮らしの高齢者、高齢者世帯、障害者、難病患者等の名簿を利用することにより、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時集合場所・避難所等への移動や社会福祉施設等へ緊急入所などの措置をとる。 病院長もしくは病院の管理者は、あらかじめ患者を担送患者と徒歩患者とに区分し、徒歩患者については、適当な人数ごとに自治組織を編成させて、医師、看護師その他職員が引率して重病者、老・幼・妊産婦および介添え人を病院の空地、または野外の仮設した幕舎、その他安全な場所に誘導する。 社会福祉施設の長は、消防法によって作成が義務づけられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう各施設ごとにあらかじめ避難計画を作成し、これに基づいて迅速かつ適切に実施するものとする。 社会福祉施設の長は、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして消防、警察機関の協力をもとに移送を行うものとする。 市町本部は、避難所に対して運営および連絡調整にあたる担当職員を派遣し、被災者のニーズ特に福祉ニーズの把握にあたる。 市町本部は、避難所において緊急医療等の措置を必要とする被災者について、移送を行うなどの措置をとる。 避難所に指定する公共施設については、障害者トイレの設置、スロープの設置、ファックス、文字放送のテレビの設置等高齢者・障害者等に配慮した施設・設備の整備に努める。 避難所の運営にあたっては、災害時要援護者に関連して次の措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 担当職員、ホームヘルパー、民生委員児童委員等の訪問による実態調査の実施 (イ) 避難者の障害や身体の状態に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設へのすみやかな移送 (ウ) 避難者の障害や身体の状態に応じて、ホワイトボードや音声などによる定期的な情報提供についての配慮や、保健師、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣 <p>なお、市町は、平素から資格者名簿の整備などの措置を講じておく。</p> (エ) 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食料の支給

節	項目	災害時要援護者対策計画
	第 4-1 第 4-2 第 8-1 第 8-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設(入所施設)、医療機関等においては、必要な量の食料の備蓄に努める。 ・ 食料の給与にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・障害者等に適した食品の調整・供与に配慮する。 ・ 応急仮設住宅の建設供与にあたっては、高齢者・障害者等の災害時要援護者に対する配慮を行う。 ・ 入居者の選定にあたっては、応急仮設住宅のうち一定の割合について災害時要援護者を優先的に入居させるように努める。 ・ 応急仮設住宅の建設にあたっては、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り高齢者・障害者に配慮した構造とするように努める。 ・ 県本部および市町本部は、高齢者・障害者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら災害時要援護者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。
第 14 節 相互協力計画		
	5-(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地の地域住民は、「災害時要援護者の保護」にあたる責務を負う。

第 4 章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

(林野庁、近畿農政局、近畿地方整備局、県琵琶湖環境部、
県農政水産部、県土木交通部、滋賀労働局（職業安定部）)

1 計画方針

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

2 計画の内容

(1) 災害復旧事業の種類

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

- (ア) 河川
- (イ) 砂防設備
- (ウ) 林地荒廃防止施設
- (エ) 地すべり防止施設
- (オ) 急傾斜地崩壊防止施設
- (カ) 道路
- (キ) 港湾
- (ク) 漁港
- (ケ) 下水道
- (コ) 公園

イ 農林水産業施設災害復旧事業計画

ウ 都市災害復旧事業計画

エ 上・下水道災害復旧事業計画

オ 住宅災害復旧事業計画

カ 社会福祉施設災害復旧事業計画

キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

ク 学校教育施設災害復旧事業計画

ケ 社会教育施設災害復旧事業計画

コ 復旧上必要な金融その他資金計画

サ その他の計画

(2) 復旧事業の方針

ア 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うために指定地方行政機関、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとること。

イ 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画をすみやかに作成し、国または県が費用の全部または一部を負担または補助するものは県または市町、その他の機関は、復旧事業費の決定および決定を受けるため査定計画をたて、査定実施がすみやかに行えるように努める。

ウ 緊急調査の促進

被災施設の災害の程度により緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律その他に規定する緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

エ 災害復旧事業期間の短縮

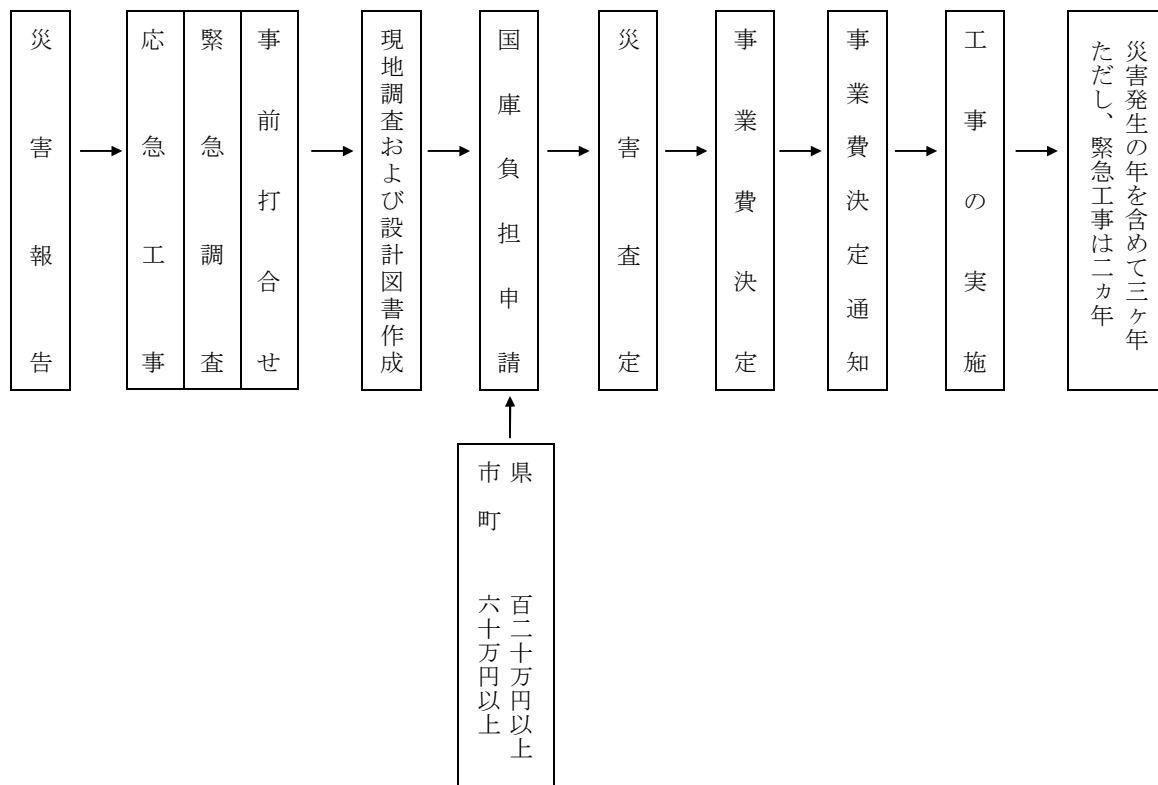
復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、再度災害の防止およびすみやかに効果のあがるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

オ 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、すみやかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

カ 公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、道路、下水道、公園、急傾斜地崩壊防止施設）の取扱い手続きは次のとおりである。

(ア) 公共土木施設災害復旧事業



なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令、同施行規則、同事務取扱要綱、公共土木施設災害復旧事業査定方針により運営される。

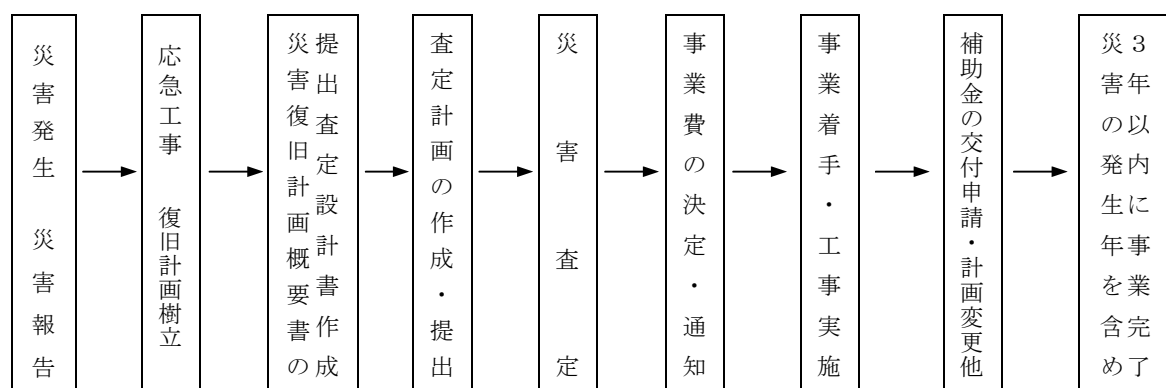
(イ) 小災害の措置について

上記以外の小災害（上記の国庫災害からはずしたものを含む。）で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものは、県単事業および市町村単事業として災害復旧をすみやかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

キ 農林水産業施設災害復旧（農地・農業用施設および林道）の取扱い手続きは次のとおりである。

(ア) 農地・農業用施設災害復旧事業および林道（暫定法）



なお、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、同施行令、施行細則、農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱、同査定要領、林道施設災害復旧事業取扱要領、林道施設災害復旧事業および林道災害関連事業費査定要領、その他通達により運営される。

(イ) 小災害の措置について（農地・農業用施設）

中山間指定区域または平均傾斜度 1/20 以上の地域において市町、土地改良区が実施する「暫定法」の対象とならない 1 か所工事費 40 万円未満（13 万円以上）の災害復旧事業について県単独事業として「暫定法」に準じて補助を行う。

(ウ) 小災害の措置について（林業用施設・林道）

市町、森林組合等が実施する暫定法の対象とならない箇所、および 1 箇所の工事費が 40 万円未満（13 万円以上）の災害復旧事業については、県単独林道復旧事業として「暫定法」に準じて補助を行う。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助および助成計画

(県総務部、健康福祉部、商工観光労働部、農政水産部、琵琶湖環境部、土木交通部、県教育委員会、滋賀労働局(職業安定部))

1 計画方針

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料および実施調査に基づき決定されるが、法律または予算の範囲内において国が全部または一部負担し、または補助して行う災害復旧事業ならびに激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される。

2 計画の内容

(1) 法律に基づき国が一部負担または援助するもの

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

ウ 公営住宅法

エ 土地区画整理法

オ 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症予防法」という。)

カ 廃棄物処理および清掃に関する法律

キ 予防接種法

ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業の2分の1を国庫補助する。

ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、県および市町は災害の状況をすみやかに調査し実情を把握して早期に激甚災害指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法「以下『法』という。」第3条、令2~3条)

(ア) 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業

(イ) 公共土木施設災害改良復旧事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に掲げる施設の新設または改良に関する事業。

(ウ) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業。

(エ) 公営住宅災害復旧住宅事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業。

(オ) 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第40条または第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業。

(カ) 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業。

(キ) 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業

(ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第28条第1項または第2項の規定により、県または市町が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業。

(ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業

障害者自立支援法第79条第1項もしくは第2項または第83条第2項もしくは第3項の規定により県または市町が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービス（同法第5条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援または同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業。

(コ) 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業。

(サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症予防法に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業。

(シ) 感染症予防事業

激甚災害のための感染症予防法第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業。

(ス) 堆積土砂排除作業

a 公共施設の区域内の排除作業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体またはその機関が施行するもの。

b 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町長が指定した場所に集積されたものまたは市町長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町が行う排除事業。

(セ) たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

イ 農林水産業に関する特別の助成

(ア) 農林水産業の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業および災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1箇所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について、1箇所の工事費用を13万円に引き下げる等して補助対象の範囲を拡大した。

(ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を行う。

a 天災融資法の対象法となる経営資金の貸付限度額を250万円(ただし、政令で定める資金として貸付られる場合については600万円)とし償還期間を6年(ただし、政令で定める経営資金については、7年)とする。

b 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度を引き上げる。

(オ) 森林組合等の行う湛水土砂の排除事業に対する補助

(カ) 土地改良区等の行う洪水排除事業に対する補助。激甚災害に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所。

ウ 中小企業に関する特別の助成

(ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置

a 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業協

同組合等の再建資金の借入に関する付保限度額を別枠として設ける。

b 災害関係保証の保険についてのてん補率は100分の80

c 保証料率を引き下げる。

(イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長

激甚災害を受けた小規模企業者に対する激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付を受けた貸付金について、2年を越えない範囲内で償還期間を延長することができる。

(ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ 災害復旧関係補助基準

災害を受けた水道施設の復旧に対しては、国庫補助があるが、従前の災害による国庫補助基準を示すと次のとおりである。

(ア) 国庫補助対象となる復旧事業費の要件

a 上水道

県の場合	復旧費の額	7,200,000円以上	} でありかつ (給水人口)×130円以上の場合
市の場合	復旧費の額	1,900,000円以上	
町の場合	復旧費の額	1,000,000円以上	

b 簡易水道

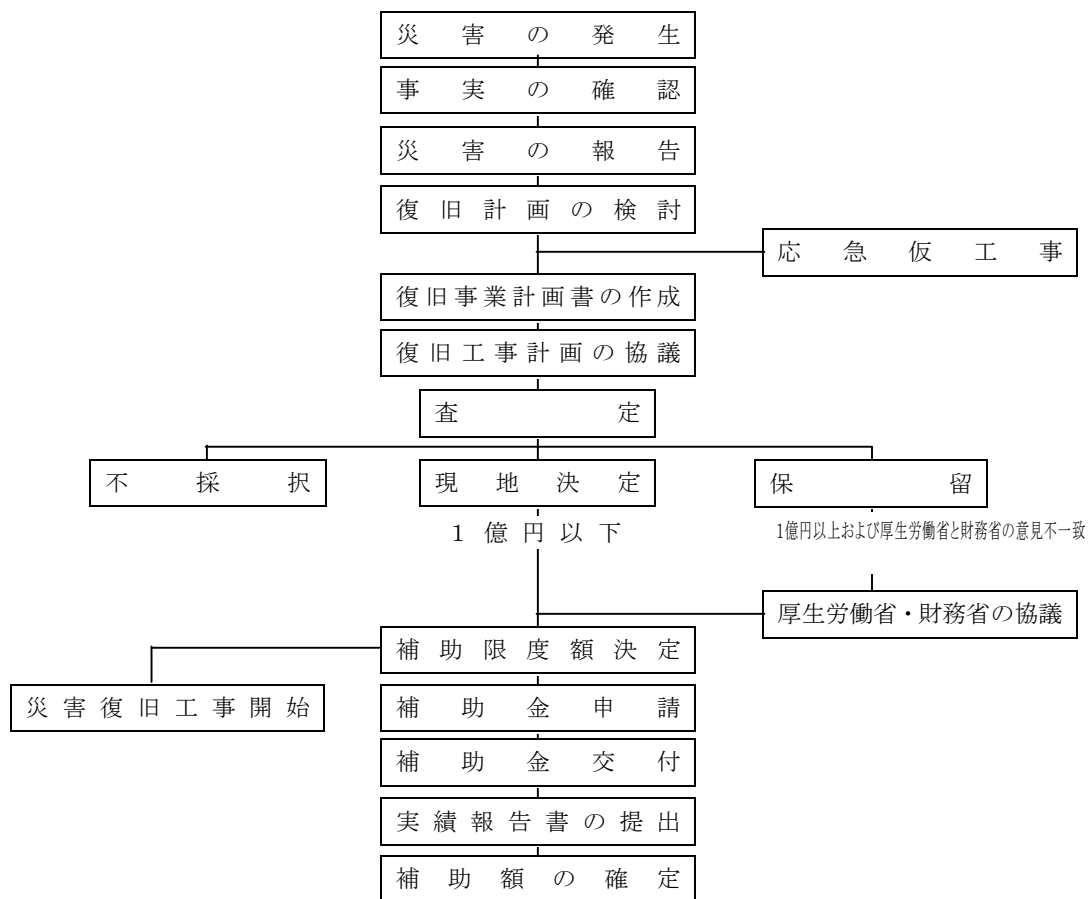
市の場合	復旧費の額	1,000,000円以上	} でありかつ (給水人口)×110円以上の場合
町の場合	復旧費の額	500,000円以上	

(イ) 補助率 いずれも1/2

(ウ) 工事の内容

復旧工事は原形復旧とする。

(エ) 災害復旧事業の手順



オ その他の財政援助および助成

- (ア) 公立社会教育災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他の文部科学大臣と協議して定める施設で法第16条の規定によりその災害の復旧に要する経費の額が1の公立社会教育施設ごとに60万円以上が対象となる。
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する1つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が750円以上で、1つの学校について、幼稚園は60万円以上、特別支援学校は90万円以上、小・中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短大は240万円以上、大学は300万円以上の場合である。
- (ウ) 市町が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- (エ) 母子および寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
国は、母子及び寡婦福祉法第37条第1項の規定によって貸し付けるものとされる金額と県が被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額を、県に対して貸し付ける。
- (オ) 水防資材費の補助の特例
次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される。
 - a 県に対しては、補助する場合は、激甚災害に関し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県の区域。
 - b 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のために使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域。なお、補助率は2/3である。
- (カ) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (キ) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 災害復旧資金計画（県総務部、近畿財務局）

1 計画方針

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額をすみやかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

2 計画の内容

(1) 県の措置

ア 災害復旧経費の資金需要額の把握

イ 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。

ウ 普通交付税の繰上交付および特別交付を国に要請する。

エ 一時借入金および起債の前借等により災害関係経費を確保する。

(2) 近畿財務局の措置

ア 必要資金の調査および指導

災害発生の際は関係期間と緊密に連絡の上、県、市町等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。

イ 財政融資資金地方資金の貸付

地方公共団体が、緊急を要する災害応急復旧等の支給に充てるための災害つなぎ資金として財政融資資金地方資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲で短期貸付けを行う。

災害復旧事業に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金地方資金をもって措置する。

ウ 国有財産の無償貸付け等の措置

災害等のため必要があると認められる場合には、管理する国有財産について、国有財産法等関係法令の定めるところにより、地方公共団体からの申請をもって、無償で貸し付けるなどの措置を行う。

エ 金融機関による緊急措置の斡旋指導

被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関相互間の申合わせなどにより、次のような非常措置をとりうるよう斡旋指導を行う。

(ア) 融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済条件の緩和等の措置。

(イ) 預金通帳等を滅紛失した預金者に対する預金の便宜払戻の取扱い。

(ウ) 被災者に対する定期預金、定期積立金の期限前払戻、または預金を担保とする貸出金等の取扱い。

(エ) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分
の猶予等の特別措置

(オ) 生命保険金または損害保険の支払いの迅速化および保険料の支払い猶予等の措置。

(カ) 損傷日本銀行券および補助貨幣の引き換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

オ 証券会社等による緊急措置の要請

被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係団体等と協議の上、次のような非常措置をとりうるよう要請を行う。

(ア) 預り証等を滅紛失した顧客に対する預り金の便宜払戻の取扱い。

(イ) 有価証券の売却代金の即日払い等の取扱い。

(ウ) 売買立会時間の臨時変更等、証券取引所の会員証券会社等の売買取引および受渡決済についての措置。

第4節 災害復旧事業に必要な金融およびその他資金計画

(県総務部、県商工観光労働部、県農政水産部、県琵琶湖環境部、県土木交通部)

1 計画方針

災害により被害を受けた農林漁業者、中小企業等に対し復旧を促進し、生産力の維持増進と経営の安定を図るため各種融資等を行う。

2 計画の内容

(1) 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法、滋賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱および滋賀県水産振興資金災害対策利子補給補助金交付要綱により融資を行う。

また、農業災害補償法に基づく農業共済について、農業共済団体等は、災害補償業務を行う。

ア 資金等の種類

(ア) 融資制度

a 天災資金

b 農林漁業金融公庫資金

(a) 農業基盤整備資金

(b) 林業基盤整備資金

① 造林資金(復旧造林・樹苗養成)

② 林道資金

(c) 漁業基盤整備資金

(d) 漁船資金

(e) 沿岸漁業経営安定資金

(f) 農林漁業施設資金

① 共同利用施設資金

② 主務大臣指定施設資金

(g) 農業経営維持安定資金

c 滋賀県水産振興資金

(イ) 農業災害補償法に基づく農業共済制度

イ 県および市町の措置

(ア) 県および市町は、関係行政期間と連携をとり、被害の状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努め、融資要件等に該当するときは、各資金の融資について、借り入れ手続の指導等を行う。

(イ) 農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等が、災害補償業務を迅速かつ適正に行い、共済金の早期支払いが出来るように措置する。

(2) 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)および政府系金融機関(株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫)の融資ならびに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金ならびに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

ア 資金需要の把握の連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要についてすみやかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

イ 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

ウ 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市町、中小企業関係団体を通じ、国、県ならびに政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

エ 一般金融機関および政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。

オ 県信用保証協会に対し、積極的に別枠保証の要請を行い資金の円滑化を図る。

(3) 住宅復興資金

災害、地震、暴風雨等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設または補修に要する資金の貸付を行う。

ア 資金の種類

(ア) 災害復興住宅建設資金

(イ) 補修資金

イ 県および市町の措置

(ア) 災害復興住宅資金

県および市町は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。

(イ) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった被災地の市町長は、り災者の希望により災害の実態を調査したうえで、り災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構大阪支所に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借り入れ申し込みの希望者に対して借り入れの指導を行うものとする。

第5節 被災者等への支援計画

(県知事直轄組織、県商工観光労働部、県健康福祉部、県総務部、郵便事業株式会社)

第1 災害弔慰金等ならび災害援護給貸与計画

1 計画方針

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金等の給貸与および低所得者に対して生活福祉金の貸付の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進するものとする。

2 計画の内容

(1) 災害弔慰金等の種類

災害弔慰金等の給貸与には、災害弔慰金の支給等に関する法律（以下この節において「法」という。）に基づく、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付、ならびに生活福祉資金貸付制度による福祉費の貸付の4種類がある。

(2) 給貸与の要領

ア 知事による弔慰金および見舞金の支給は、その都度関係機関と協議して実施する。

イ 生活福祉資金（福祉費）の貸付

低所得者に対し、災害をうけたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付けられる資金。

(ア) 取扱い機関

市町社会福祉協会および滋賀県社会福祉協議会

(イ) 貸付限度額

150万円以内

(ウ) 貸付条件

- ・据置期間6ヶ月以内（2年以内にすることができる）、償還期限7年以内
- ・年利 保証人有り：無利子、保証人無し：年1.5%

ウ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくもの

法に基づく災害弔慰金、災害障害見舞金および災害援護資金の給貸与は、市町が条例を定めて実施するものであって、イの災害援助資金と異なり、一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用される。

(ア) 災害弔慰金

a 対象災害

- ・1市町において住居が5世帯以上滅失した災害
- ・都道府県において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害
- ・県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害
- ・災害救助法が適用された市町をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

b 支給額

- ・死亡した者が生計維持者である場合 500万円
- ・死亡した者が生計維持者以外の場合 250万円

(イ) 災害障害見舞金

a 対象災害

前項の災害弔慰金と同じ

b 支給額

- ・障害者となった者が生計維持者である場合 250万円
- ・障害者となった者が生計維持者以外の場合 125万円

(ウ) 災害援護資金

a 対象災害

災害救助法による救助が行われた災害または県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある災害

b 貸付限度額

被災世帯の被害状況により、150万円以上350万円以内

c 貸付条件

- ・償還期限 10年(据置期間3年を含む)
- ・年利 3%
- ・貸付対象者とするについては、所得制限がある

第2 被災者生活再建支援金の支給計画

1 計画方針

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

2 計画内容

(1) 法律の適用

ア 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。

(ア) 災害救助法が適用される程度の災害

市町の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用1」欄以上である場合、または県の区域内における住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市町の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用2」欄以上である場合。(滅失世帯数には、災害救助法施行令第1条第2項のいわゆる見なし規定による算定数を含む)

(イ) 市町の区域内における住家全壊の世帯数が10以上である災害

(ウ) 県内における住家全壊の世帯数が100以上である災害

(エ) (ア) または (イ) に規定する被害が発生し、県内その他の市町(人口10万人未満に限る)のうち全壊世帯数が5以上である災害

(オ) (ア) から (ウ) に規定する市町または都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口10万人未満で全壊世帯数が5以上である災害

(カ) (ア) もしくは (イ) の市町村を含む都道府県または (ウ) の都道府県が2以上ある場合に、

- ・市町(人口10万人未満に限る)の区域内における住家全壊の世帯数が5以上である災害
- ・市町(人口5万人未満に限る)の区域内における住家全壊の世帯数が2以上である災害

イ 被害の認定

被害の認定は、「災害の被害認定基準」に基づき、市町は適正かつ迅速に行うものとする。

ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、または損害割合(経済的被害)が40%以上50%未満とする。

ウ 公 示

県は、市町からの被害報告に基づき、発生した災害が被災者生活再建支援法の対象となるものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官(防災担当)及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示を行う。

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(3) 支給金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((2)アに該当)	解体 ((2)イに該当)	長期避難 ((2)ウに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円

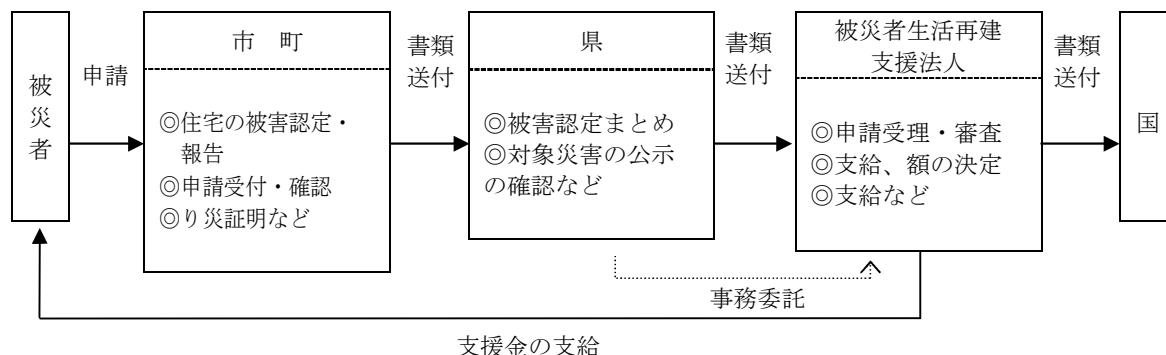
(4) 支給申請

市町は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。

県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記の(5)の被災者生活再建支援法人に委託している。

(5) 被災者生活再建支援法人

内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定することとされており、~~被災者生活再建支援金の支給手続~~被災者生活再建支援金の指定を受けている。各都道府県は、被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための基金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。



第3 その他の保健計画

1 計画方針

被害を受けた地区住民の生活安定を図るために前各節に掲げるほか、被災者に対する次の対策を講ずる

2 計画の内容

(1) 被災者に対する職業の支援

ア 被災により他に転職を希望する者に対しては、県は、国が、被災者のために設置する臨時相談窓口および臨時職業安定所の開設等について周知を行うとともに、国の対策の有効活用が図られるよう努めるものとする。

イ 被災者の就職を開拓するため、高等技術専門学校において職業訓練を実施するよう努める。

(2) 国税等の徴収猶予および減免の措置

国、県および市町は、災害により被災者の納付すべき国税および地方税について、法令および条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納入もしくは納入に関する期日の延期、国税地方税(延滞金含む)の徴収猶予および減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

(3) 生活保護

被災者の生活保護のため県および市町は、低所得者に対しおおむね次の措置を講ずるものとする。

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保証する措置をする。

(4) 郵政関係保護

災害が発生した場合、その被害状況ならびに被災地の実情に応じて郵政事業にかかる災害特別事務取扱いおよび救護対策を実施する。

ア 郵便関係

(ア) 救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会に於てた救助用物資を内容とする小包郵便物および救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金を免除する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

(イ) 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、り災世帯当たり通常郵便はがき5枚および郵便書簡1枚の範囲内とする。

(ウ) 利用の制限および業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限または郵便の業務の一部を停止することがある。

イ 為替貯金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して払戻し等の便宜業務を行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示をまたず郵便局長限りで取扱が出来る。

ウ 簡易保険関係

取扱局、取扱機関、取扱事務の範囲を指定して保険金、貸付金等の支払い、保険料等の払込み等の非常取扱いを行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示を待たず郵便局長限りでの取扱が出来る。

エ 災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会等からの申請を待って、被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により送金する場合における通常払込および通常振替の料金の免除の取扱を実施する。

第4 リ災証明書の交付

市町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

昭和 38 年 8 月	作 成
昭和 39 年 5 月	修 正
昭和 42 年 3 月	修 正
昭和 46 年 5 月	修 正
昭和 49 年 1 月	修 正
昭和 51 年 10 月	修 正
昭和 54 年 6 月	修 正
昭和 55 年 6 月	修 正
昭和 56 年 6 月	修 正
昭和 57 年 6 月	修 正
昭和 58 年 6 月	修 正
昭和 59 年 7 月	修 正
昭和 60 年 6 月	修 正
昭和 61 年 7 月	修 正
昭和 62 年 6 月	修 正
昭和 63 年 6 月	修 正
平成 元年 7 月	修 正
平成 2 年 7 月	修 正
平成 3 年 7 月	修 正
平成 4 年 7 月	修 正
平成 5 年 7 月	修 正
平成 6 年 7 月	修 正
平成 7 年 8 月	修 正
平成 9 年 3 月	修 正
平成 10 年 12 月	修 正
平成 11 年 12 月	修 正
平成 13 年 2 月	修 正
平成 14 年 2 月	修 正
平成 15 年 2 月	修 正
平成 16 年 2 月	修 正
平成 16 年 6 月	修 正
平成 17 年 5 月	修 正
平成 18 年 2 月	修 正
平成 18 年 9 月	修 正
平成 19 年 5 月	修 正
平成 21 年 2 月	修 正
平成 21 年 12 月	修 正
平成 23 年 3 月	修 正
平成 23 年 12 月	修 正

滋 賀 県 地 域 防 災 計 画

(風水害等対策編)

編集発行 滋賀県防災会議
(滋賀県 防災危機管理局)

滋賀県地域防災計画

(震災対策編)

滋賀県防災会議

目 次 (震災対策編)

第1編 総 則

第1章 安心して暮らせる安全な県土の形成

第1節	滋賀県における地域防災計画の基本理念	1
第2節	防災圏の設定	4
第3節	行政・防災関係機関・県民の役割と責務	7
第4節	各機関の処理すべき事務または業務の大綱	8
第5節	滋賀県の地勢と地震	13
第6節	琵琶湖西岸断層帯等の地震による被害想定	26
第7節	地震調査研究推進本部の長期評価	43
第8節	東南海・南海地震防災対策推進地域	100

第2編 災害予防計画

第1章 安心して暮らせる地域づくりの推進

第1節	防災都市の形成	102
第2節	災害に強い農村の形成	108

第2章 災害に強い基盤づくりの推進

第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	113
第4節	都市の防災構造化と建物等の安全化	115
第5節	電力・ガス施設の安全化	118
第6節	上下水道施設の安全化	124
第7節	通信・放送施設の安全化	126
第8節	危険物施設等の安全化	130
第9節	鉄道施設の安全化	132
第10節	道路施設の安全化	136
第11節	河川管理施設、港湾施設等の安全化	139
第12節	ため池等農業用施設の安全化	141
第13節	土砂災害・地盤災害の防止	142

第3章 災害に備えるしくみづくりの推進

第14節	情報通信体制の整備	144
第15節	火災予防・緊急消火体制の充実	148
第16節	救助・救急、緊急医療体制の充実	150
第17節	物資の確保と緊急輸送体制の整備	153
第18節	広域避難・避難収容体制の整備	156
第19節	災害時要援護者の安全確保と支援体制の強化	158
第20節	災害復旧・復興への備えの強化	160
第21節	危機管理センター	161
第22節	地震に関する調査研究、観測体制の推進と結果の公表	162
第23節	災害救助基金の積立および運用	164

第4章 地域防災を担う人づくりの推進

第24節	地震防災上必要な教育および広報に関する計画	165
第25節	防災訓練の充実	168
第26節	自主防災組織の整備	170
第27節	災害ボランティアへの支援	172

第3編 災害応急対策計画

第1節	災害応急対策の活動体制	175
第2節	災害救助法の適用	187
第3節	相互協力計画	190
第4節	自衛隊災害派遣計画	196
第5節	消防計画	204
第6節	救急救助および医療救護計画	207
第7節	情報連絡計画	221
第8節	通信および放送施設応急対策計画	229
第9節	警備計画	233
第10節	交通規制計画	236
第11節	輸送計画	238
第12節	鉄道施設応急対策計画	244
第13節	道路施設応急対策計画	247
第14節	避難計画	253
第15節	飲料水・食料・生活必需品等の供給計画	258
第16節	廃棄物処理計画	264
第17節	住宅対策計画	268
第18節	電力・ガス施設応急対策計画	271
第19節	上水道施設および下水道施設応急対策計画	276
第20節	危険物施設等応急対策計画	283
第21節	建造物等応急対策計画	288
第22節	河川管理施設等応急対策計画	291
第23節	地すべり危険箇所および急傾斜地崩壊危険箇所に対する応急対策計画	294
第24節	農林水産施設等応急対策計画	295
第25節	ボランティア対策計画	298
第26節	学校における応急対策計画	299
第27節	災害時要援護者対策計画	302
第28節	東南海、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止対策計画	305

第4編 災害復旧計画

第1章 計画的な地域復興の推進

第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	306
第2節	復興計画の策定	307

第2章 被災者・被災中小企業等への支援

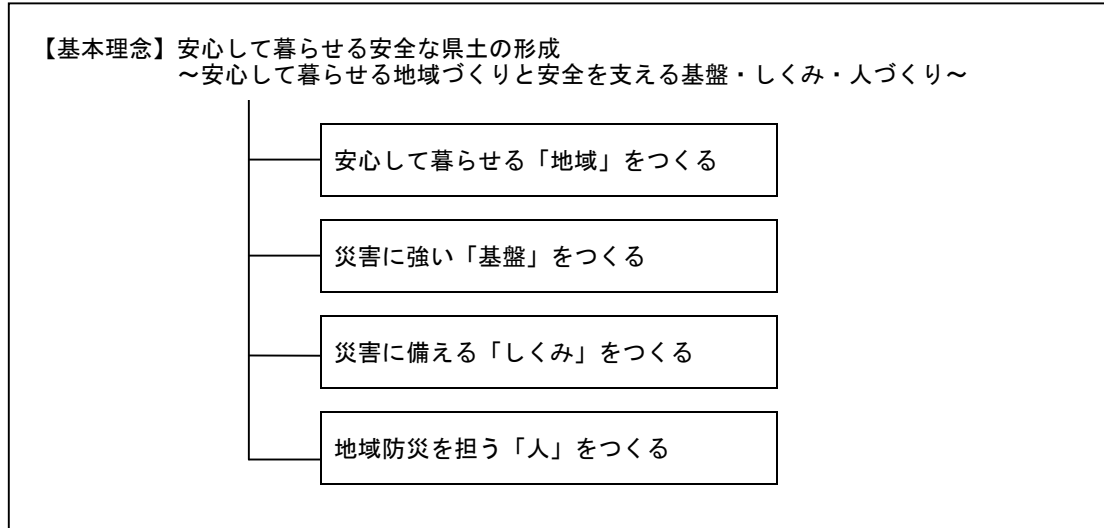
第3節	県民生活の支援	308
第4節	住宅の復興	313
第5節	雇用の安定と雇用機会の確保	315
第6節	商工業の再建支援	316
第7節	農林水産業の再建支援	317
第8節	金融機関・郵政事業の復旧	318
第9節	激甚災害の指定	320

第 1 編 総 則

第1章 安心して暮らせる安全な県土の形成

第1節 滋賀県における地域防災計画の基本理念

滋賀県地域防災計画における基本理念を次のように定める。



○地域防災計画の目的は、災害に対する県民の不安を軽減し、安心して暮らせるよう、県土の安全性を高めることであるとの認識に立ち、基本理念を「安心して暮らせる安全な県土の形成」とする。

○県民の暮らしの安全を確立するうえで、最も重要なことは、人々の生活の舞台である都市や農村といった「地域」を災害に強い構造にしていくことである。再開発や空地の確保、緑地帯の整備などのハードの視点と自主防災組織をはじめとするソフトの視点から「安心して暮らせる安全な地域づくり」を推進する必要がある。

○地域の安全を支えるものとして、建物や交通施設、河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の耐震化など災害に強い基盤づくり、緊急時の情報通信体制や輸送体制など災害に備えたしくみづくり、人々の防災意識の高揚や自主防災組織の整備など防災を担う人づくりが重要である。

○そこで、基本理念に基づき、災害に備え、暮らしの安心を育む「地域」「基盤」「しくみ」「人」の4つの方向の確立を目指すものとする。

安心して暮らせる「地域」をつくる(災害予防計画 第1章)

防災における「地域(防災圏)」の考え方を確立するとともに、長期的視点に立ち、災害に強い地域づくりを、地域特性に応じた「基盤」の整備や自主防災体制の構築などの「しくみ」の構築、さらには、そのしくみを担う「人」の育成を通じて推進する。

災害に強い「基盤」をつくる(災害予防計画 第2章)

公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や交通施設、河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化を推進する。

災害に備える「しくみ」をつくる(災害予防計画 第3章)

防災においては日頃からの備えが重要であり、災害時における情報通信や緊急医療、輸送、避難などの体制整備を行うとともに、災害時における拠点整備を行う。

地域防災を担う「人」をつくる(災害予防計画 第4章)

県民一人ひとりが災害に対する心構えを持ち、行動力と助け合いの精神を発揮することが重要であり、防災教育・啓発の推進や自主防災組織の整備などを通じた県民への支援を行う。

○また、この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「東南海・南海法」という。)第6条第2項の規定に基づき、東南海・南海地震に係る地震防災対策

推進地域（以下「推進地域」という。）について、

- ① 東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ② 東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項
- ③ 東南海・南海地震に係る地震防災上必要な教育および広報に関する事項

を定め、これらの事項について定めた部分を、東南海・南海地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）と位置づける。

また、東南海・南海法第6条第3項では、推進計画は基本計画を基本とする旨規定されていることから、上述の①から③に加え、基本計画に定められている次の事項に留意し、推進計画を定める。

- ④ 防災体制に関する事項
- ⑤ 広域防災体制の確立
- ⑥ 計画的かつ早急な予防対策の推進
- ⑦ 東南海、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

東南海・南海地震防災対策推進計画該当箇所を次表に示す。

東南海・南海地震防災対策推進計画該当箇所一覧

推進計画該当事項	地域防災計画（震災対策編）該当箇所
1 基本方針 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱 3 東南海・南海地震防災対策推進地域、被害想定	第1編 総則 第1章 安心して暮らせる安全な県土の形成 第1節 滋賀県における地域防災計画の基本理念 第4節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 第8節 東南海・南海地震防災対策推進地域
4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 5 住宅、公共施設等の耐震診断および耐震化 6 文化財保護対策 7 広域防災体制の確立 8 長周期地震動対策の推進 9 地震防災上必要な教育および広報に関する計画 10 地域防災力の向上 11 防災訓練計画	第2編 災害予防計画 第2章 災害に強い基盤づくりの推進 第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第4節 都市の防災構造化と建物等の安全化 第3章 災害に備えるしくみづくりの推進 第15節 火災予防、緊急消火体制の充実 第16節 救助・救急、緊急医療体制の充実 第17節 物資の確保と緊急輸送体制の整備 第18節 広域避難・避難収容体制の整備 第22節 地震に関する調査研究、観測体制の推進と結果の公表 第4章 地域防災を担う人づくりの推進 第24節 地震防災上必要な教育および広報に関する計画 第26節 自主防災組織の整備 第25節 防災訓練の充実
12 災害対策本部等の設置および要員参集体制 13 広域防災体制の確立 14 物資の備蓄・調達 15 地震発生時の応急対策等（「広域防災体制の確立」以外） 16 資機材、人員等の配備計画 17 自衛隊の災害派遣 18 東南海、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止	第3編 災害応急対策計画 第1節 災害応急対策の活動体制 第3節 相互協力計画 第11節 輸送計画 第14節 避難計画 第15節 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画 第2節 災害救助法の適用 第5節 消防計画 第6節 救急救助および医療救護計画 第7節 情報連絡計画 第8節 通信および放送施設応急対策計画 第9節 警備計画 第10節 交通規制計画 第12節 鉄道施設応急対策計画 第13節 道路施設応急対策計画 第16節 廃棄物処理計画 第17節 住宅対策計画 第18節 電力・ガス施設応急対策計画 第19節 上水道施設および下水道施設応急対策計画 第20節 危険物施設等応急対策計画 第21節 建造物等応急対策計画 第22節 河川管理施設等応急対策計画 第23節 地すべり危険箇所および急傾斜地崩壊危険箇所に対する応急対策計画 第24節 農林水産施設等応急対策計画 第25節 ボランティア対策計画 第26節 学校における応急対策計画 第27節 災害時要援護者対策計画 第3節 相互協力計画 第4節 自衛隊災害派遣計画 第28節 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

第2節 防災圏の設定

第1. 防災圏の基本的考え方

阪神・淡路大震災においては、地震災害時の「地域における防災力」の重要性が明らかとなった。大規模な地震災害が発生した場合には、同時多発する災害に対して消防機関をはじめとする各防災機関の迅速・的確な対応が困難となる事態が予想される。また、遠隔地の防災機関が現地に到着するまでには多くの時間を必要とする。従って、人命救助において最も重要性の高い初動期においては、「住民」や「企業」などの「地域における防災力」が担うべき役割は大きい。

このため、滋賀県においては、「地域における防災力」と行政・防災関係機関やボランティア等が緊密に連携し、一体となって災害に立ち向かう体制を築くため、県の地域特性を踏まえた防災圏を新たに設定し、圏域毎に必要な防災施策を推進することにより県全域の防災力の強化を図る。

まず、自主防災活動の活動単位となる圏域を「第1次防災圏」として設定し、市町はその圏域において自主防災組織の育成と活性化のための各種施策を展開する。

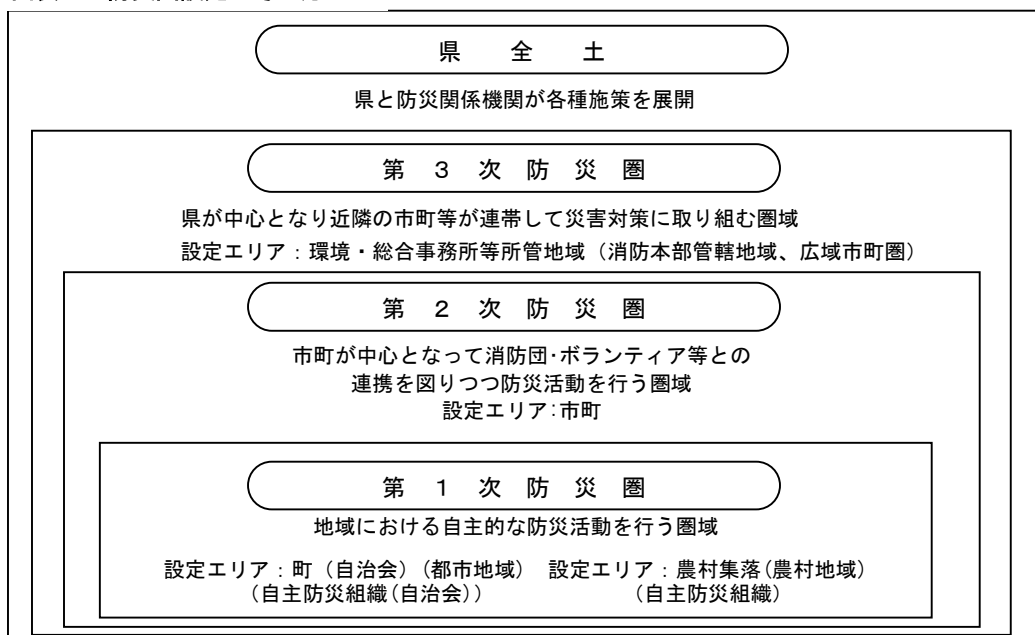
次に、市町が中心となって、地域における防災力等との連携を強化し、防災力の向上を図る圏域として「第2次防災圏」を設定し、地域での防災活動やボランティア活動を支援する各種施策を進める。

さらに、県が市町等を支援する圏域として「第3次防災圏」を設定し、その圏域において環境・総合事務所（大津市にあっては県庁。以下「環境・総合事務所等」という。）が中心となって市町や防災機関、その他防災活動に協力する団体等を支援するための各種施策を推進する。（図表1）

滋賀県内においては、都市地域と農村地域が併存している。このため、図表2の左欄に掲げるような防災上の特性をもつ地域を「都市地域」、また右欄に掲げるような防災上の特性をもつ地域を「農村地域」と位置づけ、それぞれの特性に合わせた施策の展開を行う。さらにこれらの特性が混在している地域については、その地域特性に合わせた施策を推進する。

また、「図表3」は、設定された各防災圏における「都市地域」「農村地域」別に展開される施策を整理したものである。

図表1 防災圏設定の考え方



図表2 都市地域と農村地域の地域特性（相違点）

都 市 地 域	農 村 地 域
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の繋がりは、町単位（自治会）で成立している。 ○新興住宅地域においては、地域の繋がりが弱く、自主防災体制を構築し難い。 ○旧市街地を中心として老朽木造住宅の密集地もあり、都市災害が深刻化することが想定される。 ○震災時には消火栓が使用不能となることも考えられるため震災時のための消防水利の確保が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の繋がりは、基本的には農村集落単位である。 ○地域の繋がりは固く、自主防災体制を構築する基盤は十分にある。 ○土砂災害等の危険はあるが、都市のように震災によって災害が大きく拡大することは少ない。 ○消火栓を補完する水利は必要であるが、都市地域に比べて自然水利の活用が可能である。
<p>○消防機関が組合消防体制になっており、数市町を管轄している場合が多い。</p>	

図表3 防災圏とその主な施策(その1)

圏 域	圏 域 設 定 の 考 え 方	主 な 施 策
第1次 防 災 圏	<p>町（自治会）単位（都市地域） 農村集落単位（農村地域）</p> <p>地域における自主的な防災活動を行う圏域</p>	<p>【都市地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災体制の構築（住民、事業所） 自治会：町単位 ○地域における情報収集・伝達体制の構築（通信機器の配備等） ○自治会館や公園等の防災活動拠点化（資機材の備蓄、訓練の実施） ○住民参加による防災の推進 ○消防水利の整備 ○老朽木造住宅密集地における防災体制の構築 ○避難地・避難路の整備 <p>【農村地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災体制の構築（住民） 自治会：集落単位 ○地域における情報収集・伝達体制の構築（通信機器の配備等） ○自治会館や公園等の防災活動拠点化（資機材の備蓄、訓練の実施） ○災害に強い農村づくりの推進（農業施設の防災化、土砂災害対策） ○消防水利の整備

図表3 防災圏とその主な施策(その2)

圏域	圏域設定の考え方	主な施策
第2次 防災圏	市町単位 市町が中心となって消防団・ボランティア等との連携を図りつつ防災活動を行う圏域	<p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町と事業者・ボランティア等との連携の促進 (総合的訓練の実施) ○市町庁舎の防災拠点化 ○救援物資輸送拠点の確保 ○ボランティア活動体制の構築 ○地域における防災リーダーの育成 ○消防団組織の強化 ○医療拠点の整備 ○小中学校の防災拠点化 <p>【都市地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市公園の整備 ○防災都市の形成 <p>【農村地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い農村基盤の形成
第3次 防災圏	環境・総合事務所等所管地域 県が中心となり近隣の市町等が連携して災害対策に取り組む圏域 ※施策内容によっては消防本部管轄地域または広域市町圏がエリアとなる場合がある。	<p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境・総合事務所等を中心として市町と消防本部を含む体制強化 (連絡協議会の設置) ○環境・総合事務所等の防災拠点化 ○広域防災活動拠点の確保 ○災害拠点病院の指定・整備 ○災害時緊急物資の備蓄
県全土	県全土 県と防災関係機関が各種施策を展開	○滋賀県地域防災計画災害予防計画に示される各種防災施策

【各防災圏相互の支援体制の確立】

県全体の防災力のより一層の向上を図るため、各防災圏相互の支援体制を確立する。

第3節 行政・防災関係機関・県民の役割と責務

第1. 滋賀県地域防災計画(震災対策編)の推進に向けて

〈計画の性格〉

滋賀県地域防災計画は、災害対策基本法に基づき県の地域において地震防災上必要な諸施策を推進するにあたっての基本的な方向を定めたものであり、国、市町を含む行政と運輸、電力、電話、ガス、医療等の各分野にわたる防災関係機関や県民が一体となって取り組むべき地震防災対策を定めた総合計画である。

この計画は、災害による被害をできるだけ軽減するために平常時から講ずべき対策を定めた「予防計画」と災害が発生した場合に状況の推移に迅速・的確に対応すべき事項を明記した「応急対策計画」、「復旧計画」の三つの計画で構成されている。

〈計画の推進〉

この計画の理念をひとつひとつ具現化して行くには、計画に掲げられた地震防災対策各般にわたる諸施策を、行政・防災関係機関・県民がそれぞれの役割をきっちりと認識し各自が実施すべき対策を、責任をもって着実に推進して行く必要がある。

各機関は、常に当計画を念頭に、課題の把握と解決へ向けての具体的な方向性や手順を明確にした対策を樹立して計画的に地震防災対策を推進しなければならない。

滋賀県防災会議を本県の防災対策推進の上での総合調整の場と位置づけ、各機関で実施する対策が、県全体として整合性をもって着実に遂行されているかの検討や各機関の垣根を越えて横断的に対応すべき事項の協議や調整等、地震防災対策を遂行する上で生じる諸課題を解決し、総合的な防災対策を着実かつ整合性をもって推進するための要の会議として機能できるよう運営の充実等を図る。

さらに、各機関等は毎年、それぞれの取組実績および進捗状況を取りまとめ、滋賀県防災会議に報告するとともに、広く県民に分かり易い形で公表して行く。

〈行政・防災関係機関・県民の果たすべき役割と実現へのアクセス〉

【県】

地域防災計画に基づく諸施策は、道路、公園、県土安全施設、住宅、医療、社会福祉施設、教育関係施設等、県政各般にわたる施策の中で総合的かつ計画的に進める必要がある。

このため、県は、具体的な事業の実行計画とその成果目標を「地震防災プログラム」（平成16年3月策定、平成21年3月一部改訂）として設定し、計画的かつ効率的、効果的に地震対策に取り組むこととし、本プログラムを、地震防災対策特別措置法第1条の2に基づく「地震防災対策の実施に関する目標」および中央防災会議が地方公共団体に作成を要請している「地域目標」として位置づける。

また県は、行政・防災関係機関・県民が各防災圏でなすべきことをきっちり遂行できる土壌をつくるため、特に第三次防災圏において環境・総合事務所等が中心となって、市町や消防本部との相互連携を強め、住民と一体となった防災体制を構築するよう努める。

【市町】

市町は住民の日常生活に直結した基礎的な地方公共団体であり、市町長は住民の生命と財産を災害から守るための第一義的責任を有する。

各市町は、市町地域防災計画に基づき、必要な対策を計画的かつ総合的に推進するとともに、当該区域内の住民や事業所、団体等の助け合いの精神に基づく自発的な防災活動の促進に努める。

【防災関係機関】

各防災関係機関は、業務の公共性または公益性に鑑み、所管業務の遂行を通じて、安心して暮らせる安全な県土の形成に寄与するよう努める。

【県民】

災害に強いまちづくりは、消防や警察などの専門的な力と「自らの命、自らのまちは自ら守る」という県民自身の自発的な防災活動とが一体的に実施されることにより実現される。

このため、県民ひとりひとりが日頃から自分の地域をよく知り、地域を愛し、お互いの助け合いの心を持ちながら、災害への備えの充実に努めることが大切である。

こうした理念に基づき県民・防災関係機関・行政が一体となって、それぞれの持ち場で着実な努力を続け、「安心して暮らせる安全な県土の形成」を目指す。

第4節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱

1. 滋賀県

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
滋 賀 県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議に関する業務 2. 防災対策の組織の整備 3. 市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 4. 防災施設の整備 5. 防災のための知識の普及、教育および訓練 6. 防災に必要な資機材の備蓄および整備 7. 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 8. 水防その他の応急措置 9. 被災者の救出、救護等の措置 10. 避難の指示および避難所開設の指示 11. 災害時における交通規制および輸送の確保 12. 災害時における保健衛生についての措置 13. 被災児童、生徒等の応急教育 14. 災害復旧の実施 15. 自衛隊の災害派遣要請 16. 災害時におけるボランティアの受け入れ対策

2. 滋賀県警察本部

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
滋賀県警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警備体制の整備 2. 情報収集・伝達および被害状況の迅速確実な把握 3. 避難誘導、被災者の救出・救助その他二次災害の防止 4. 緊急交通路の確保 5. 行方不明者の捜索、死体の検視 6. 社会秩序の維持

3. 市町

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
市 町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議に関する事務 2. 防災対策の組織の整備 3. 管内における公共的団体および住民の自主防災組織の育成指導 4. 防災施設の整備 5. 防災のための知識の普及、教育および訓練 6. 防災に必要な資機材等の備蓄、整備 7. 水防、消防その他の応急措置 8. 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 9. 被災者の救出、救護等の措置 10. 避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設 11. 災害時における保健衛生についての措置 12. 被災児童、生徒等の応急教育 13. 災害復旧の実施

4. 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1. 近畿管区警察局	1. 管区内各府県警察の指導・調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集および連絡 5. 警察通信の運用 6. 広域緊急援助隊の運用
2. 近畿財務局 (大津財務事務所)	1. 公共土木等被災施設の査定 の 立会 2. 地方公共団体に対する災害融資 3. 災害時における金融機関等の緊急措置の指示・要請 4. 国有財産の無償貸付等
3. 近畿厚生局	1. 救援等に係る情報の収集および提供
4. 近畿農政局 (滋賀農政事務所)	1. 農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導 ならびに助成 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物、家畜等の防災管理指導および病害虫の防除指導 4. 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 5. 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け 6. 野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の供給対策 7. 災害時における主要食糧の需給調整
5. 近畿中国森林 管理局 (滋賀森林管理署)	1. 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備 2. 国有保安林・保安施設等の保全 3. 森林火災対策 4. 災害応急対策用材(国有林材)の供給 5. 国有林野における災害復旧
6. 近畿経済産業局	1. 電気およびガス施設の復旧支援対策 2. 被災事業者の業務の振興、正常運営の確保 3. 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正価格、安定的供給の確保
7. 中部近畿産業保安 監督部近畿支部	1. 電気工作物（原子力発電用を除く）の保安の確保 2. ガスおよび火薬類施設等の保安の確保 3. 鉱山における危害の防止、施設の保全および鉱害防止についての保安の確保
8. 近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	1. 所管する交通施設および設備の整備についての指導 2. 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 3. 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4. 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5. 特に必要があると認める場合の輸送命令 6. 災害時における交通機関利用者への情報の提供
9. 大阪航空局 (大阪空港事務所)	1. 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置
10. 大阪海上保安監部	1. 災害時における船舶等による救助物資および避難者の輸送への協力
11. 大阪管区气象台 (彦根地方气象台)	1. 災害に係る気象、地象等に関する予警報等の発表および伝達に関すること 2. 気象、地象の観測に関すること 3. 防災気象情報の普及に関すること

12. 近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電波の統制管理および有線電気通信の監理 2. 非常通信訓練の計画およびその実施指導 3. 非常通信協議会の育成・指導 4. 防災および災害対策用無線局の開設、整備の指導 5. 災害時における非常通信の確保および運用監督
13. 滋賀労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工場、事業場(鉱山関係は除く)における災害防止のための指導監督 2. 被災労働者の地位保全に関する行政指導 3. 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防および再就職の促進
14. 近畿地方整備局 (琵琶湖河川事務所) (滋賀国道事務所) (舞鶴港湾事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること 3. 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 直轄河川の洪水予警報および水防警報の発表および伝達に関すること 5. 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保に関すること 6. 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること 7. 直轄公共土木施設の復旧に関すること 8. 港湾施設の整備と防災管理 9. 港湾および海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 10. 海上の流出油に対する防除措置 11. 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 12. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること
15. 近畿地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害廃棄物等の処理対策に関すること 2. 環境監視体制の支援に関すること 3. 飼育動物の保護等に係る支援に関すること

5. 自衛隊

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 (陸上自衛隊 今津駐屯部隊)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害派遣計画の作成 2. 県、市町その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

6. 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1. 東海旅客鉄道株式会社(東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部、関西支社) 2. 西日本旅客鉄道株式会社(京都支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄道施設の整備と防災管理 2. 災害時における鉄道車輛等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 3. 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 4. 被災鉄道施設の復旧
3. 西日本電信電話株式会社 (滋賀支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信施設の整備と防災管理 2. 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3. 被災施設の復旧
4. 日本銀行 (京都支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における現地金融機関に対する緊急措置
5. 日本赤十字社 (滋賀県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日赤医療施設の保全 2. 災害救助等の協力、奉仕者との連絡調整 3. 災害時における医療、助産等救護の実施 4. 義援金品の受領、配分および募金

6. 日本放送協会 (大津放送局)	1. 放送施設の保全 2. 県民に対する防災知識の普及 3. 気象等予警報、被害状況等の報道 4. 避難所への受信機の設置・貸与などの対策 5. 被災放送施設の復旧 6. 社会事業団等による義援金品等の募集配分
7. 西日本高速道路株式 会社(関西支社) 8. 中日本高速道路株式 会社(名古屋支社、 金 沢支社)	1. 名神高速道路等の整備と防災管理 2. 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3. 被災道路施設の復旧
9. 独立行政法人水資源 機構(琵琶湖開発総 合管理所)	1. 琵琶湖開発施設の操作と防災管理 2. 被災施設の復旧
10. 独立行政法人国立病 院機構(近畿プロセ ック事務所)	1. 国立病院、国立療養所の避難施設等の整備と防災訓練の指導 2. 災害時における国立病院、国立療養所が実施する医療、助産等救護活動の 指示、調整
11. 日本通運株式会社 (大津支店)	1. 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
12. 関西電力株式会社 (滋賀支店)	1. 電力施設の整備と防災管理 2. 災害時における電力供給の確保 3. 被災電力施設の復旧
13. 大阪ガス株式会社 (京滋導管部)	1. ガス施設の整備と防災管理 2. 災害時におけるガス供給の確保 3. 被災施設の復旧
14. 郵便事業株式会社 (大津支店)	1. 郵便物の送達の確保 2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免 除、被災地あて救助用郵便物の料金免除
15 郵便局株式会社 (大津中央郵便局)	1. 郵便局の窓口業務の維持

7. 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1. 近江鉄道株式会社 2. 京阪電気鉄道株式 会社(大津鉄道事業 部運輸課) 3. 信楽高原鉄道株式 会社	1. 鉄道施設の整備と防災管理 2. 災害時における鉄道車輛、自動車等による救助物資および避難者等の 緊急輸送の協力 3. 被災鉄道施設の復旧
4. 社団法人滋賀県 バス協会 5. 琵琶湖汽船株式会 社 6. 社団法人滋賀県 トラック協会	1. 災害時における自動車、船舶等による救助物資および避難者等の 緊急輸送の協力
7. 滋賀県土地改良 事業団体連合会	1. ため池および農業用施設の整備と防災管理 2. 農地および農業用施設の被害調査と復旧

8. 社団法人滋賀県 医師会	1. 災害時における医療救護の実施 2. 災害時における防疫の協力
9. 株式会社京都放送 10. びわ湖放送株式会社	1. 放送施設の保全 2. 県民に対する防災知識の普及 3. 気象予警報、被害状況等の報道 4. 被災放送施設の復旧 5. 社会事業団等による義援金品の募集配分
11. 社団法人滋賀県 エルピーガス協会	1. ガス施設の整備と防災管理 2. 災害時におけるガス供給の確保 3. 被災施設の復旧

8. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1. 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合等	1. 共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施 2. 農林水産関係の県、市町の実施する被害調査、応急対策に対する協力 3. 被災農林漁業者に対する融資およびあっせん 4. 被災農林漁業者に対する生産資材の確保あっせん
2. 商工会議所 商工会等	1. 災害時における物価安定についての協力 2. 災害救助用および復旧用物資の確保についての協力
3. 高圧ガス・危険物等 関係施設の管理者	1. 災害時における危険物等の保安措置およびガス等燃料の供給
4. 新聞社等報道関係 機関	1. 県民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2. 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 3. 社会事業団等による義援金品の募集配分

【用 語】

この計画において、次に掲げる用語の意味は、本編に定めるところによる。

県 本 部：滋賀県対策本部

地 方 本 部：環境・総合事務所の管轄区域ごとに設ける滋賀県災害対策本部の地方本部

市町本部：市町災害対策本部

現 地 本 部：計画の当該機関が、被災現地に設置する災害対策本部

〔 県本部、地方本部、または市町本部設置前にあつては、県本部、地方本部および市町本部をそれぞれ県、環境・総合事務所、および市町と読みかえ、本計画の分掌事務により措置するものとする。 〕

第5節 滋賀県の地勢と地震

第1. 地 勢

本県は、本州のほぼ中央、近畿地方の東北端にあつて、若狭、伊勢両湾の湾入により造られた地峡部にあたり、大阪湾に至る低地帯の一部である。

中央部に、東北から南西にかけ、わが国最大の琵琶湖が長く横たわり、周囲は高い山々で囲まれている。県境の山脈の標高は、おおむね 1,000 メートルから 1,300 メートル、琵琶湖の水面の標高は、84.4 メートル余となっている。従つて本県の河川は、県境の山脈に源を發し、瀬田川を除く各河川は、ほとんど中央の琵琶湖に流入している。このため流路延長は短く、野洲川の 65.25 キロメートル、安曇川の 57.94 キロメートルを除けば、いずれも 50 キロメートル未満である。特に、本県の河川の特徴は、天井川とよばれるものであり、河床が流域地帯より高くなっている。これは、山岳の風化した花崗岩が長い年月の間に押し出されて、河床にたい積したものであり、地震などで堤体が決壊するようなことになれば、相当大きな被害が予想される。

第2. 地形と地質

1. 地 形

本県は琵琶湖を中心として周囲を北は野坂山地、東は伊吹山地、鈴鹿山脈が、西は比良山地、南は甲賀山地が取り囲み、全体として盆地地形を形成している。琵琶湖の東方、南東側は、県下で最も丘陵・扇状地三角洲等の低平地が広く分布する。一方、琵琶湖の北方、西方は、一般的に低平地の發達が乏しく、急峻な山地が琵琶湖にせまっている。

2. 地 質

県下の地質は、日本の地質構造からみると、西南日本内帯に属し、その中でも丹波帯（丹波—美濃帯）といわれる地質構造区分に属している（図 1-5-1）。基盤は、秩父古生層で湖の周囲に広く分布し、これを貫いて花崗岩が各地に露出する。これらの基盤の上には新生代第三紀中新統の鮎河層群が鈴鹿山脈西麓に分布し、古琵琶湖層群が主に湖の南東、南、西側部の丘陵を形成している。丘陵の周辺部には段丘層がみられ、平野部に移行する。構造的には第四紀の六甲変動により生成された「近畿トライアングル」の北端部にあたる（図 1-5-2）。

地質層序は表 1-5-1 に示すように古生層、花崗岩が基盤を形成し、その周辺部を新生代第三紀、第四紀の堆積物が基盤を被覆している。

古生層は大きく分けて湖西の丹波山地、湖東の伊吹山地、鈴鹿山脈に分布し、一般に丹波山地では石灰岩に乏しく、頁岩、砂岩、チャート等から、伊吹山地は、大部分が石灰岩から、また鈴鹿山地は石灰岩を主体とする部分と石灰岩に乏しい部分とからなる。

花崗岩は、県下各地の古生層の周辺に分布する。また花崗岩とほぼ同時に併入した（中世代白亜紀）流紋岩類が鈴鹿山脈西麓に分布し、また琵琶湖の多景島、沖ノ島、近江八幡市付近の長命寺山や、きぬがさ山などの平野の孤立丘を形成している。

古琵琶湖層群は、鮮新世ないし更新世の堆積物で下部（古いほう）は 500 万年前のものであるといわれている。これには、現在琵琶湖に生息する淡水貝などの化石を産し、湖成堆積物と考えられている。層相は、未固結の礫、砂、粘土の互層であつて丘陵部には露出し、平野部では沖積層の下部に厚く存在する。

段丘層は、周辺の山地から琵琶湖に注いだ古い河川に沿つて發達した平野、氾濫原、扇状地などが河川の浸食作用により階段状に取り残され形成されたものである。沖積層は、約 1 万年前（または約 1 万 8 千年前）から現在までに堆積した層を指し、主として県下では琵琶湖周辺に發達する平野部の表層に分布する。急傾斜地の裾に斜面からくずれ落ちた礫や砂などがたまってできた崖錐層と呼ばれるものもこの時代に形成されたものであるが、一般に崖錐層は沖積層と區別されることが多い。沖積層は地震災害対策上最も注目されるので、その土性や層厚、地下水位などによって受ける被害も加わる。（図 1-5-3、4、1-5-2）。

図 1-5-1 日本の地質構造区分と滋賀県の位置

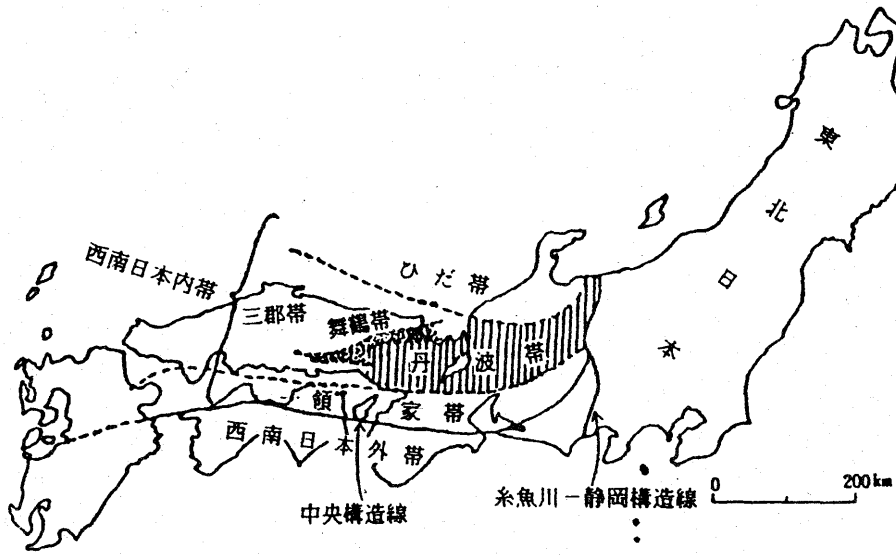


図 1-5-2 近畿三角地帯の地質構造図



表 1-5-1 地質時代の区分と滋賀県の地質・地史概要

何年前 単位 100万 年	地質時代の区分			生物の歴史		地殻の歴史	日本の地史	滋賀県の主な 地層・岩体	滋賀県付近の地史																		
0.01 2 5 26 37 53 65	新 生 代	第四紀	現世 Holocene	人類	被子植物時代	氷河時代	沖積野 活火山 段丘・死火山 山地の上昇	沖積層	歴史時代 縄文/弥生/古墳 時代/旧石器時代 鈴鹿・比良産地 の上昇(六甲変動) 象の足跡(甲西町) 伊賀・甲賀に古琵琶湖誕生(第二瀬戸内海) 甲賀に浅海の侵入(第一瀬戸内海)																		
			更新世 Pleistocen					段丘層																			
		新第三紀	鮮新世 Pliocene	ほ乳類時代				ヒマラヤ・アルプス 造山運動		激しい 火山活動	古琵琶湖層群	鮎河層群															
			中新世 Miocene																								
		古第三紀	漸新紀 Oligocene										裸子植物時代	造山運動	カコウ岩の貫入	県下のカコウ岩類と湖東流紋岩類	カコウ岩の貫入 湖東地域に 火山活動										
			始新紀 Eocene																								
			暁新紀 Paleocene																								
		中生代	白亜紀 CRETACEOUS															は虫類 アンモナイト 時代	造山運動	カコウ岩の貫入	県下のカコウ岩類と湖東流紋岩類	カコウ岩の貫入 湖東地域に 火山活動					
			ジュラ紀 JURASSIC																								
			三畳紀 TRIASSIC																								
		古 生 代	二畳紀 PERMIAN																				魚類時代	造山運動	古カコウ岩 大山脈の形成	古暦層	海底の時代 (海底火山) (広い地台の海)
			石炭紀 CARBONIFEROUS																								
デボン紀 DEVONIAN																											
シルル紀 SILURIAN																											
オルドビス紀 ORDOVICIAN	菌ソウ植物																										
カンブリア紀 CAMBRIAN																											
先カンブリア代 (世界最古の岩石) (地球の誕生)			原始的生物	先カンブリアの 造山運動	日本最古の 化石	日本の基盤岩																					

(松岡、1979による)

図 1-5-3 滋賀県地質図



図 1-5-4 滋賀県地形区分図

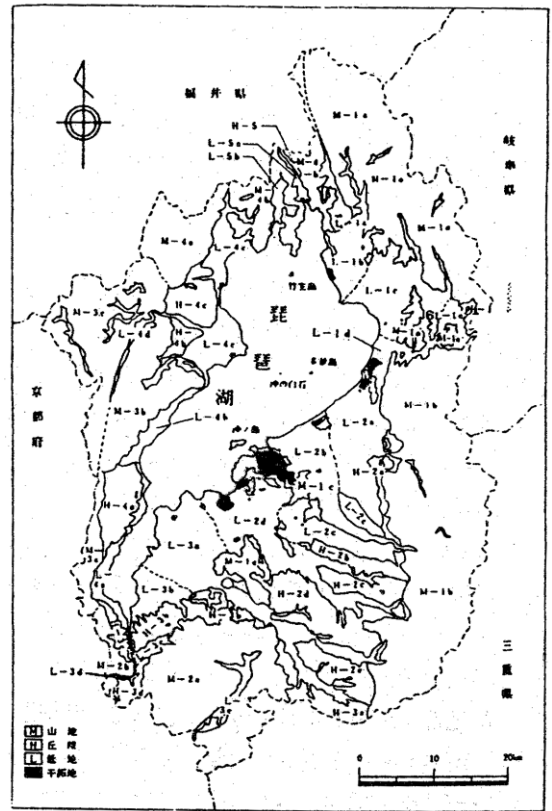


表 1-5-2 滋賀県地形区分表

M	山地	H	丘陵と台地	L	低地
M-1	東部山地	H-1	伊吹山麓丘陵	L-1	a 余呉川低地 b 高時川低地 c 姉川低地 d 天野川低地 e 山東低地
					H-2
M-2	南部山地	H-3	信楽山麓丘陵	L-3	
					M-3
M-4	北部山地	H-5	沓掛丘陵	L-5	
					a 野洲川低地 b 草津川低地 c 大戸川低地 d 大石盆地 e 信楽盆地
M-3	西部山地	H-4	比叡比良山麓丘陵	L-4	a 野洲川低地 b 草津川低地 c 大戸川低地 d 大石盆地 e 信楽盆地
					a 野洲川低地 b 草津川低地 c 大戸川低地 d 大石盆地 e 信楽盆地
M-4	北部山地	H-5	沓掛丘陵	L-5	a 野洲川低地 b 草津川低地 c 大戸川低地 d 大石盆地 e 信楽盆地
					a 野洲川低地 b 草津川低地 c 大戸川低地 d 大石盆地 e 信楽盆地

3. 沖積層と沖積基底面の形状

(1) 沖積層基底面等高線図と沖積層基底面の形状

沖積層基底面の形状は、概略現地形と相似である。基盤の最も低い地域は、湖岸、特に琵琶湖に注ぐ大河川の河口付近で、野洲川河口では、T. P. +60m、愛知川河口付近でT. P. +67.5m、姉川河口でT. P. +65m、安曇川河口でT. P. +60m程度と推定される（図1-5-5）。

野洲川を中心とした湖南地方では、ほぼ湖岸に平行に山地が近づくにつれて次第に基盤が高くなるが、草津川に沿った地域では、軟弱な地点が点在する。等高線はこれを埋積谷地形として示したが、凹地形の地点が点在することも考えられる。

近江八幡市付近の日野川を中心とした地域、特に同市西方の白鳥川に沿った地域、および東方の大中の干拓地に沿った地域は軟弱で等高線は山地側に入り込んでいる。また、市街地の八幡山とJR近江八幡駅の間点付近には地形図においても周辺地盤より5m程度の微高地が存在することが読み取れる。近江八幡市付近はこの地域を中心として周囲ではやや基盤が低いと考えられる。愛知川を中心とし、宇曾川、犬上川などの両岸に広がる湖東平野は湖岸沿いなどでは資料数が少ないが、沖積層基底面の等高線は山地から湖岸に向けて次第に低くなっている。

彦根市街地付近は、彦根城跡を中心として周辺より沖積基底はやや低い。

姉川・高時川両岸に広がる湖北平野も一般に山側から次第に湖岸に向かって低くなるが、長浜市（旧虎姫町）付近ではT. P. +85mの等高線が山側に向かって入り込んでいる。また、虎姫山とその北側山地に挟まれた谷部は凹地形を呈している。一方、長浜市木之本町西方の賤ヶ岳付近およびその南方にはやはり沖積層と判断される軟弱な地盤が局所的に厚く分布し、基盤は凹地形を呈している。

湖西北部の平野および安曇川河口付近の三角洲地域では、収集された資料の分布が偏在しているが、他の平野部同様の傾向を示すとみてよいであろう。

大津市から高島市高島町に至る湖西地域は、比叡山、比良山の山麓部であり、湖岸に向かって次第に低くなっているが、大津市堅田付近では丘陵部から平野部に移行するとき急激に沖積層基盤が低下していることが特徴的である。

(2) 沖積層等厚線と沖積層分布

ア 湖南平野（草津川・野洲川沿いの低地）

瀬田川左岸より草津市付近は粘性土と砂質土層の互層を呈し、沖積層厚は5～10m程度である。

草津市から東近江市（旧八日市市）に至る地域は、概ね砂質土層が卓越し、沖積層厚もJR草津駅付近では約5m程度であって一般的に湖岸に向かって深くなる傾向がある。また、草津川に沿った地域では局部的に軟弱な沖積層が分布する地点が見られる。沖積層基底面図では、谷地形として表現したが、軟弱な凹地形が点在することも考えられる。

イ 湖東平野（日野川・愛知川・芹川沿いの低地）

日野川付近から近江八幡市にかけては湖岸から干拓地が点在している。近江八幡市付近は既述したように市街地の一部に微高地が点在し、沖積層厚は約5mで、その周辺では沖積層はより厚く7～10m前後であり、白鳥川付近、西の湖方面ではより深い。近江八幡市近郊には八幡山、きぬがさ山などの孤立丘が存在し、この山周辺部には山影の埋め残し性の低湿地と呼ばれる湿地帯が多く分布している。先に述べた西の湖などの低湿地はその例である。従って、近江八幡市を中心とした地域では沖積層の分布は湖岸に近づくにつれて厚くなるのではなく、旧低湿地の分布を反映して複雑な形状を示す。

愛知川以東では荒神山の湖岸側および彦根市街の北方に干拓地が見られるが、この付近も西の湖同様山影の埋め残し低湿地帯である。沖積層厚は新幹線沿いで約5m、東海道線沿いで約10m程度である。

ウ 湖北平野（姉川・高時川沿いの低地）

JR米原駅西方の入江地区は、近江八幡市付近と同様の旧湿地帯であり、干拓地である。沖積層は10～15mであり、粘性土層（多くは腐植土層）と砂質土層の互層を呈す。長浜市付近は、周辺に比較して沖積層は浅いと考えられる。沖積層厚5mの等厚線は、ほぼ北陸自動車道に沿っている。また、長浜市を囲むように5m以内の等高線を引くことができる。姉川河口では、沖積層厚は約20mに達し、ゆるい砂質地盤を形成している。

長浜市木之本町西方の賤ヶ岳付近には軟弱な粘性土（多くは腐植土層）が厚く堆積し、最大約30mに達する。また、余呉川に沿って沖積層が凹地形に厚く分布する地域が点在する。

湖北地方は、柳ヶ瀬断層などの南北性の多数の断層により切り刻まれた沈降地域であり、琵琶湖北部の湖岸線まで急峻な山地がせまり、入江は奥深く入りこんでいる。このように入江に

面した大浦・海津などでもボーリング資料から判断すると10m以上の沖積層が分布する。

エ 湖西地方（石田川・知内川沿いの低地、安曇川三角洲地域、その他）

高島市今津町以北の石田川・知内川に沿う低地は一般に湖岸に向かって次第に深くなる傾向を示すが、高島市今津町付近では、腐植土層が多く分布し砂層と互層を成し、沖積層厚も湖岸付近では10mを超える。

安曇川に沿う円弧状の三角洲地域は、湖西線付近では砂礫質で良好な地盤であるが、湖岸付近ではゆるいシルトと砂の互層であり、沖積層厚は最大25mに達すると判断される。安曇川三角洲の北端・南端部は、それぞれ高島市今津町、高島市高島町の市街地であるが、三角洲の埋め残し部で泥質な土層が卓越し、比較的軟弱である。

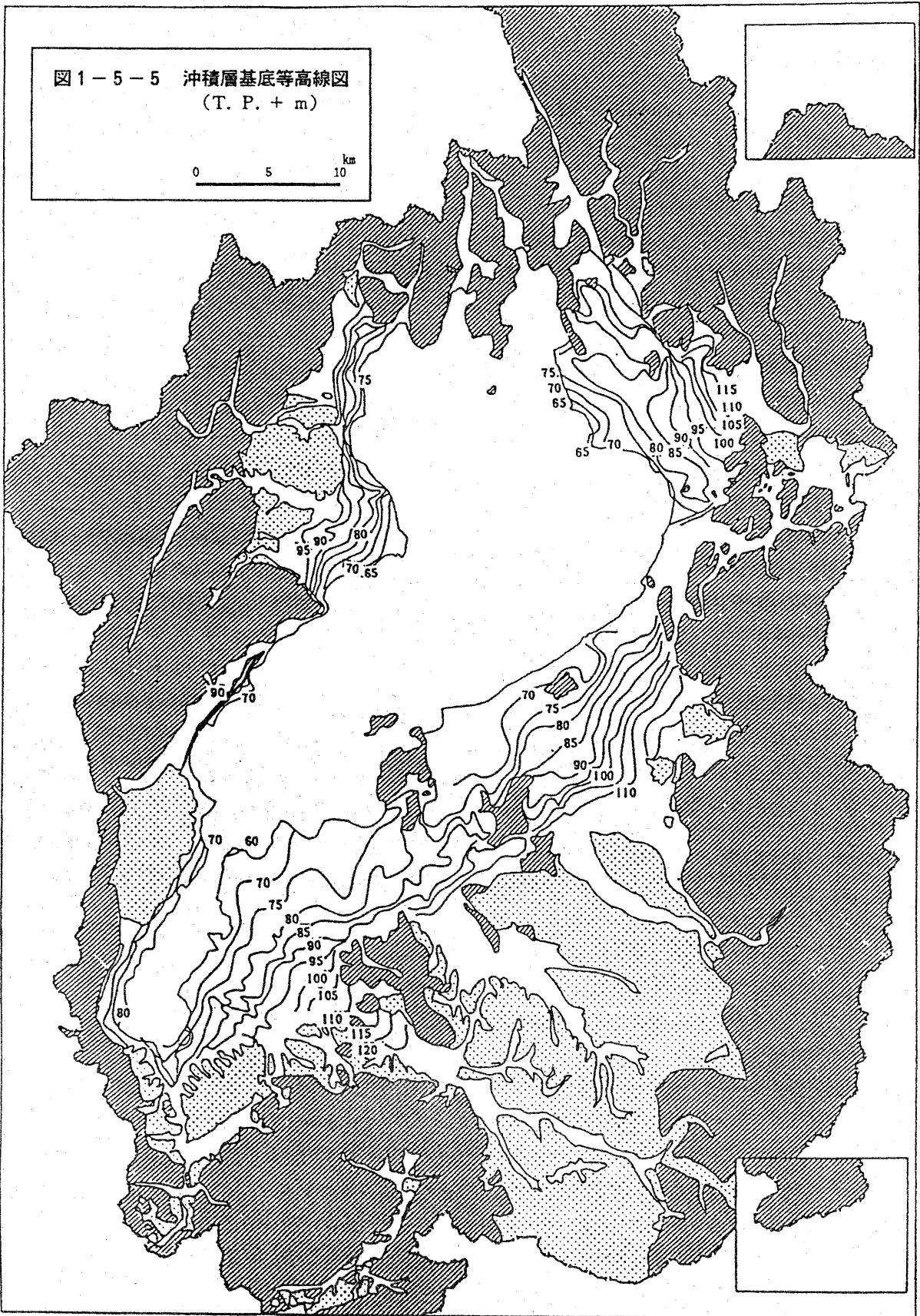
大津市(旧志賀町)付近の湖岸に分布する低地は、比良山麓に広がる合流扇状地性堆積物であり、湖岸付近の地質は一般に砂質である。

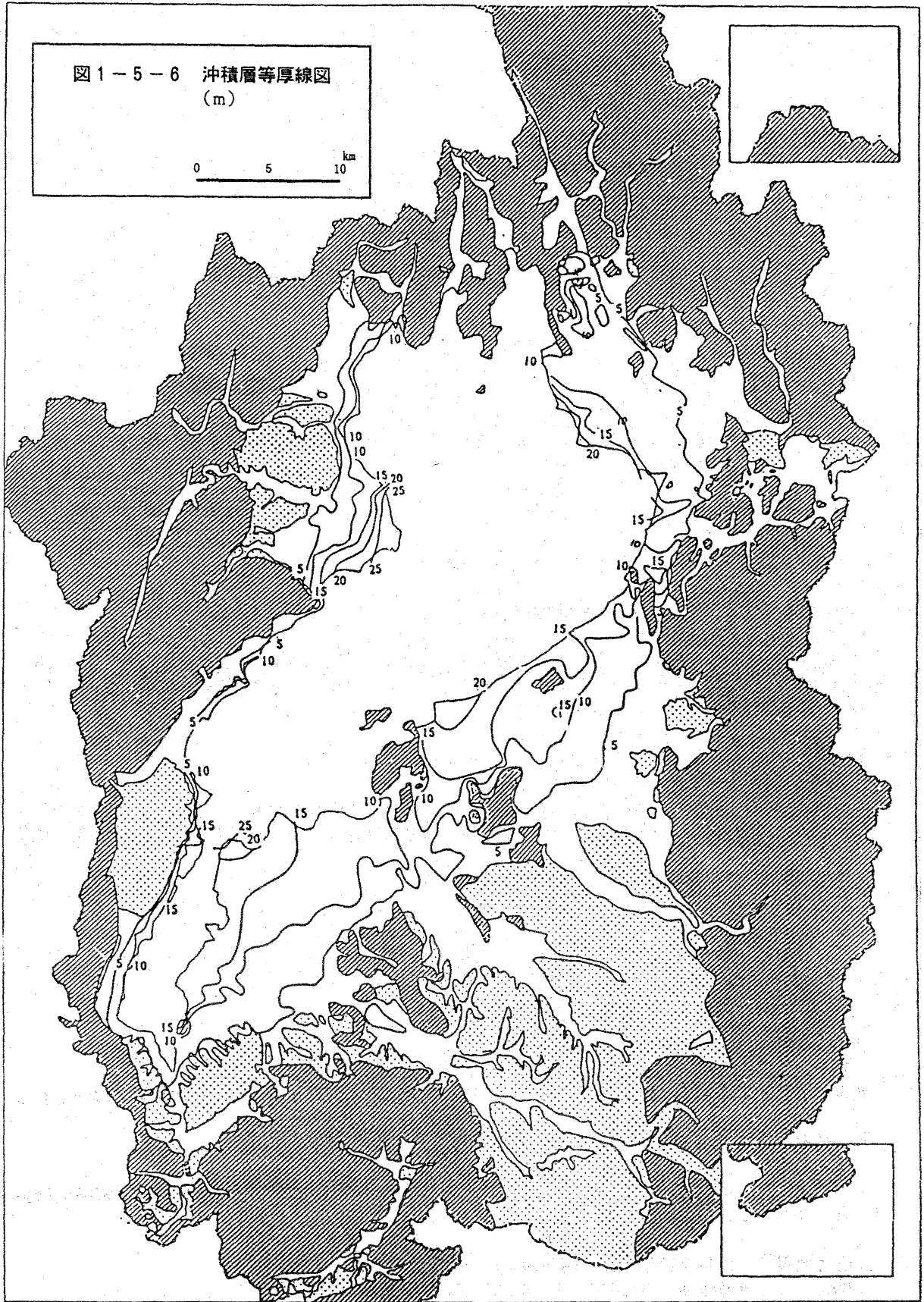
大津市堅田付近の堅田丘陵から湖岸に至る間に広がる土質は一般に泥質であり、沖積層厚は、丘陵部から急激に厚くなり、最大20m（湖西浄化センター内）に達する。

大津市付近は比叡山および音羽山山麓に広がる扇状地性の地形を呈し、土質は砂礫質地盤が卓越し、沖積層厚も湖岸で7～8m程度である（図1-5-6）。

4. 活断層

断層は、従来地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考えが有力であったが、近年、地震断層が発見されて、「生きている断層」つまり活断層が、地震発生と密接なかわりをもっていることが明らかになった。今日では、地震予知の点から活断層の存在は特に重要視され、各地域でその認定作業が進められつつある。滋賀県を含む近畿・中部地方は、わが国でも、活断層分布密度の最も高い地帯として一般に知られ、県内においても、すでにいくつかの活断層が認定されており、その主なものは比叡断層、花折断層、柳ヶ瀬断層、関ヶ原断層、百済寺断層、比良断層、堅田断層、頓宮断層、伊賀断層などである。





第3. 本県における過去の地震災害

現存する各種の記録にとどめられた地震のうち過去100年間に本県に被害を発生させた主なものは次のとおりである。

参考資料：「滋賀県下に被害を発生させた地震一覧表」（資料編）
「琵琶湖付近の活断層と過去に発生した大地震の震央の分布図」（図1-5-7）

1. 濃尾地震 1891年10月28日（明治24年）

震央 美濃一尾張（136.6° E 35.6° N）M=8.0

マグニチュード8.0の大規模な地震は内陸部で発生した地震のうち最大級のものである。震域は九州、陸羽地方から佐渡におよび、根尾谷地震断層を生じた。

死者	7,273人（6）	
負傷者	17,175人（47）	
全壊家屋	142,177戸（404）	※（ ）は、うち本県地域の被害
半壊家屋	80,324戸（776）	以下同じ。
道路破損	多数（47）	
橋りょう落下	多数（7）	
防崩壊	多数（177）	
山崩れ	多数（1）	

県内の30%（東北部）が激震、残り70%（南西部）が烈震地域となった。

2. 大和地震 1899年3月7日（明治32年）

震央 紀伊・大和（136.1° E 34.1° N）M=7.0

大和の北部から紀伊半島の東岸にかけて発生した烈震で、その震域はきわめて広い。奈良県吉野郡南部の山地では斜面崩壊や地面の亀裂が著しく発生し、死者7人、全壊戸数35戸に及んだ。県内では湖東平野南部に強い地震を感じている。

3. 姉川地震 1909年8月14日（明治42年）

震央 姉川流域（136.3° E 35.4° N）M=6.8

この地震は内陸部に発生した地震のうちでも、最も顕著なものひとつといわれ、その震央は、本県東浅井郡東草野村山塊の下と認められ、山腹崩壊、地面の亀裂、地下水の変動、表流水の変動、噴砂現象などが見られた。

死者	41人（35）
重傷者	133人（115）
軽傷者	651人（528）
全壊家屋	2,243戸（2,192）
半壊家屋	6,123戸（5,985）

4. 関東大地震 1923年9月1日（大正12年）

震央 関東南部（139.1° E 35.3° N）M=7.9

被害は一覧表（資料編）のとおりである。滋賀県では彦根が震度4で、古壁の落剥する程度であった。

5. 北丹後地震 1927年3月7日（昭和2年）

震央 丹後西北部（134.9° E 35.6° N）M=7.3

この地震は関東から南九州にわたって地震を感じ、県下でも電線、電話線の断線など、軽微ではあるが、負傷者も2名の被害を出した。

6. 東南海地震 1944年12月7日（昭和19年）

震央 東南海沖（136.2° E 33.6° N）M=7.9

熊野灘の沖合20キロメートル地点に震央をもつマグニチュード7.9という大規模地震であり、死者998人、負傷者1,859人、全壊家屋30,288戸、流出家屋3,059戸という大きな被害を出した。県内の被害は、湖北の湖畔デルタもしくは泥炭の発達地域に集中しており、その被害は次のとおり

であった。

負傷者	1人
全壊家屋	16戸
半壊家屋	33戸
工場の全壊	3棟

7. 南海地震 1946年12月21日(昭和21年)

震央 南海道沖 (135.8° E 32.9° N) M=8.0

高知県の海岸地域に顕著な地形変動を生じたマグニチュード8.0のきわめて大きな地震であり、その被害は四国、九州、近畿、中国および中部地方の一部にもおよんでいる。被害も大きく、

死者	1,330人(3)
負傷者	3,842人(1)
全壊家屋	11,661戸(9)
半壊家屋	23,566戸(23)

となっており、県内では、このほか工場の全壊や、電話線、電線の断線等の被害が生じた。

8. 福井地震 1948年6月28日(昭和23年)

震央 越前平野 (136.3° E 36.2° N) M=7.1

越前平野全域にわたって大被害をおよぼした。

特に被害のはげしい地域は、九頭竜流域の平野で多数の地割れや噴砂現象が生じた。

被害は、死者3,769人、負傷者22,203人、全壊家屋36,184戸、半壊家屋11,816戸、焼失家屋3,851戸、滋賀県の被害は、彦根地方で全壊家屋1戸であった。

9. 吉野地震 1952年7月18日(昭和27年)

震央 奈良県中部 (135.8° E 34.5° N) M=6.8

この地震の有感地域は近畿、中部、中国、四国、関東地方および大分県、福岡県の一部におよんでいる。被害は吉野川流域に大きく、

死者	9人(1)
負傷者	139人(13)
全壊家屋	20戸(6)
半壊家屋	26戸(6)

となっている。

10. 兵庫県南部地震 1995年1月17日(平成7年)

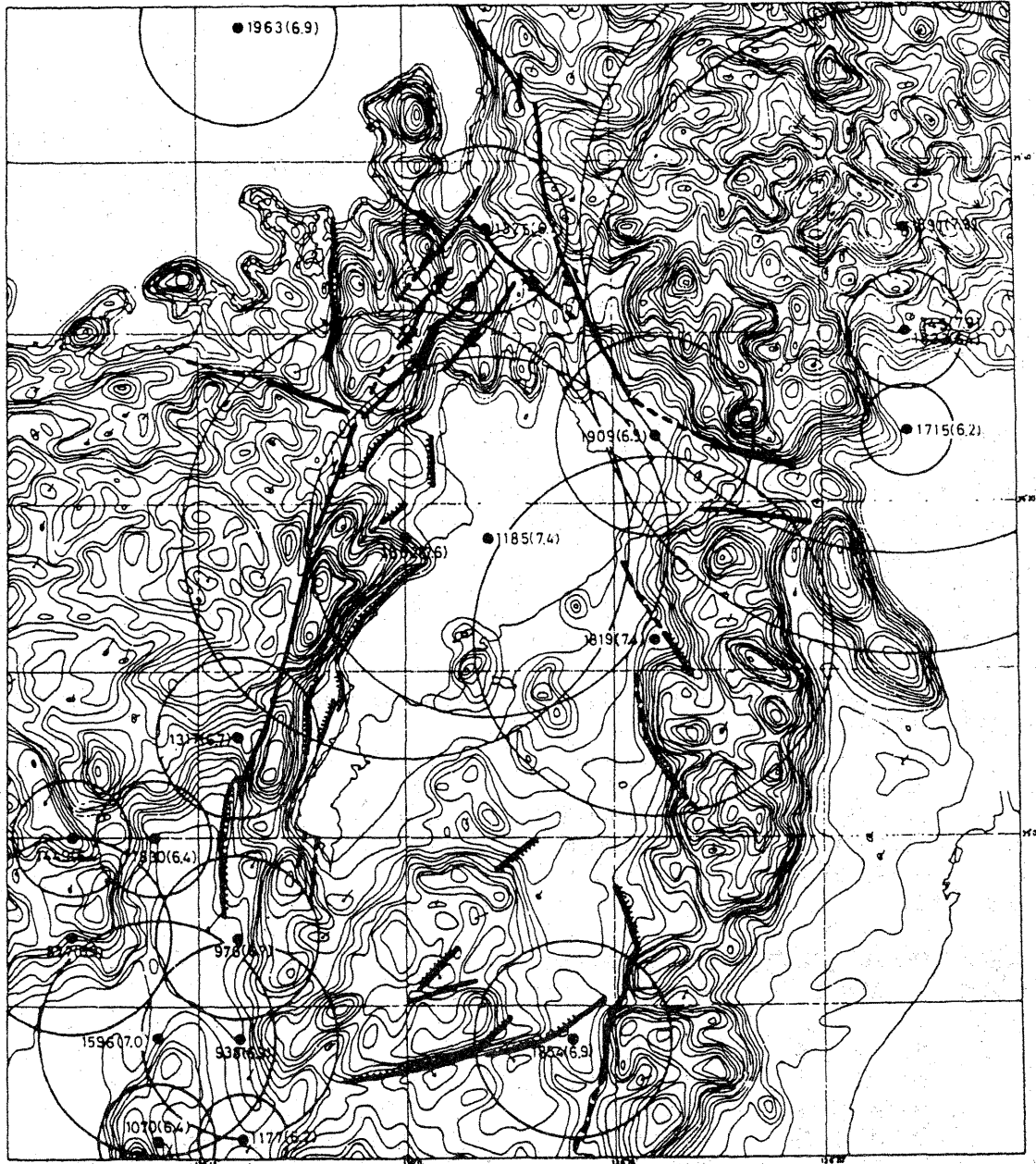
震央 淡路島 (135.0° E 34.6° N) M=7.3

死者	6,434人
負傷者	43,792人(9)
全壊家屋	104,906棟
半壊家屋	144,274棟

県内では彦根で震度5を記録。鉄道や道路の一時不通や断水、停電、ガス漏れ等の被害があった。

1923年以後の地震のマグニチュードおよび経緯度は、気象庁震源カタログによる。

図 1-5-7 琵琶湖付近活断層と過去に発生した大地震の震央の分布図



太線が活断層で矢印を付したものは横ずれ断層(矢印の方向は変位の向き)ケバを付したものは逆断層(ケバを付した方に断層面は傾く)を示す。黒丸は過去に発生した大地震の震央、数字は発生年(マグニチュード)である。










円は各地震に対応する地震体積(球として)を地表に投影したもので、平面的には、この程度の広がりをもった区域に歪が蓄積されて地震が発生したと考えられる。

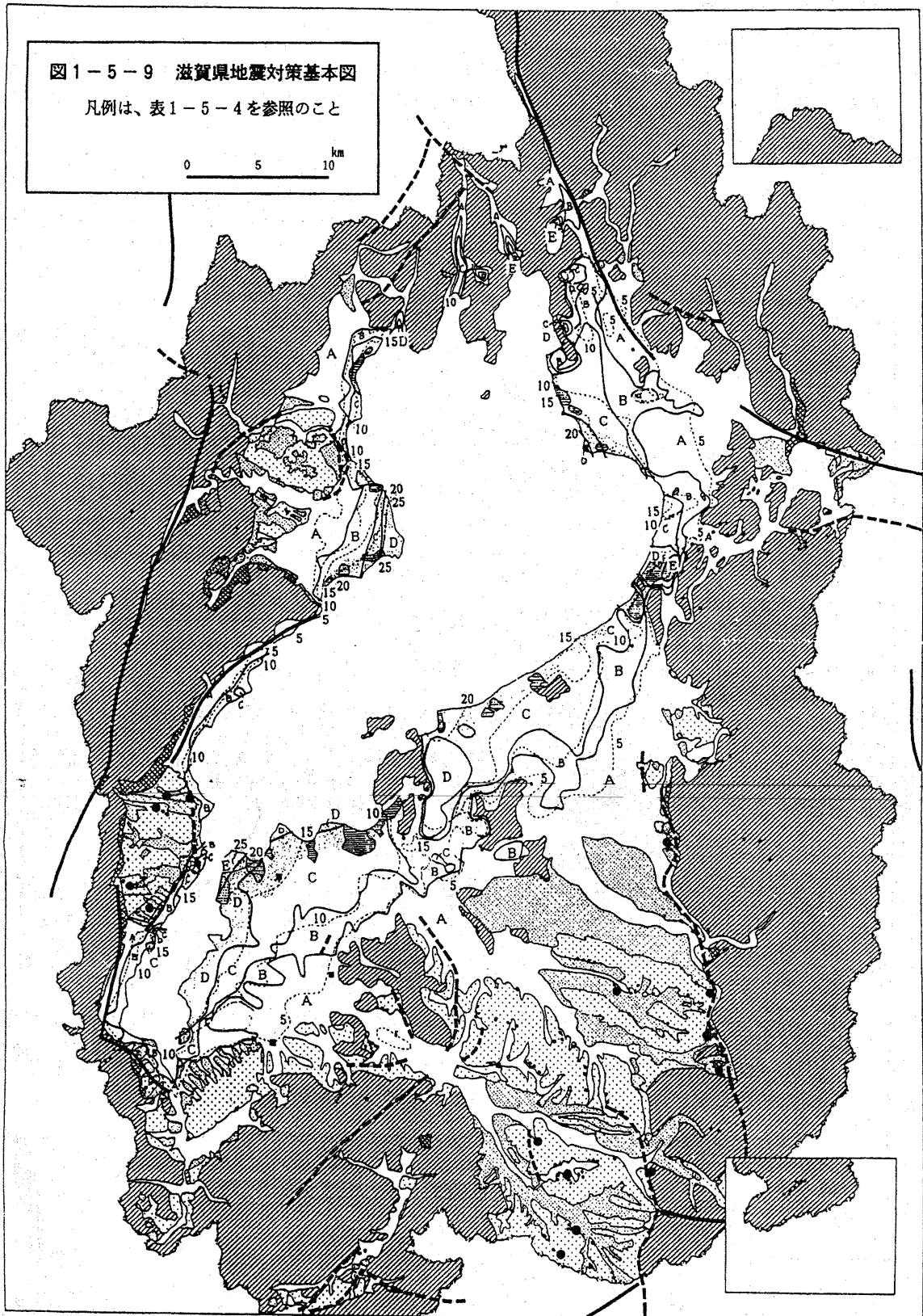
第4. 地域の特性と地盤災害の特徴

1. 滋賀県地震対策基本図の作成

地震対策基本図の内容は、滋賀県域の地震防災対策の基礎的評価のために、地盤地質構造、防災上考慮すべき地震、表層地盤の動的特性、地盤別予想震度、軟弱地盤の耐震性について検討を行った結果をまとめたものである。表1-5-4にその内容を示す。

表1-5-4 滋賀県地震対策基本図の内容

	凡 例	内 容		
沖積層の分布と地盤種別	沖積層等圧線(5m間隔)		
地盤種別と予想震度	地 盤 種 別	地盤の卓越周期	近距離地震 予想震度	東海地震 予想震度
	A(岩 盤)	~0.2	VI ₋	V ₋
	B(洪積地盤)	0.2~0.3		
	C(洪積ないし 沖積地盤)	0.3~0.5	VI ₊	V
	D(沖積地盤)	0.5~0.7		
E(沖積地盤)	0.7~	VI ₋		
地形学的にみた軟弱地盤		埋立地		
		干拓地		
		旧湿地(明治25年~30年旧陸軍測量部地形図による)		
地 質 区 分		地 質 区 分	地 質 時 代	地 形
		沖 積 層	新 生 代 ~ 新第四紀 ~ 新第三紀	平 野
		崖 錐		丘 陵
		断 丘 層		
		古琵琶湖層群 鮎河層群		
	花こう岩類 流紋岩類 古生層	中 生 代 古 生 代	周 辺 山 地 (基盤岩)	
液 状 化 発 生		歴史地震における液状化の発生地点		
		液状化発生可能地域		
地 す べ り ・ 崖 崩 れ		地すべり防止指定区域		
		急傾斜地崩壊危険区域		
活 断 層		長さ15km以上の活断層		
		確実度Iと認定された活断層		



第6節 琵琶湖西岸断層帯等の地震による被害想定

(平成17年4月14日公表)

1 前提条件

(1) 想定地震

5ケースの地震を対象とした。

- ◇ 琵琶湖西岸断層帯による地震（3ケース）
- ◇ 花折断層帯による地震
- ◇ 東南海・南海地震（中央防災会議の地震動予測結果に基づく）

(2) 想定時季

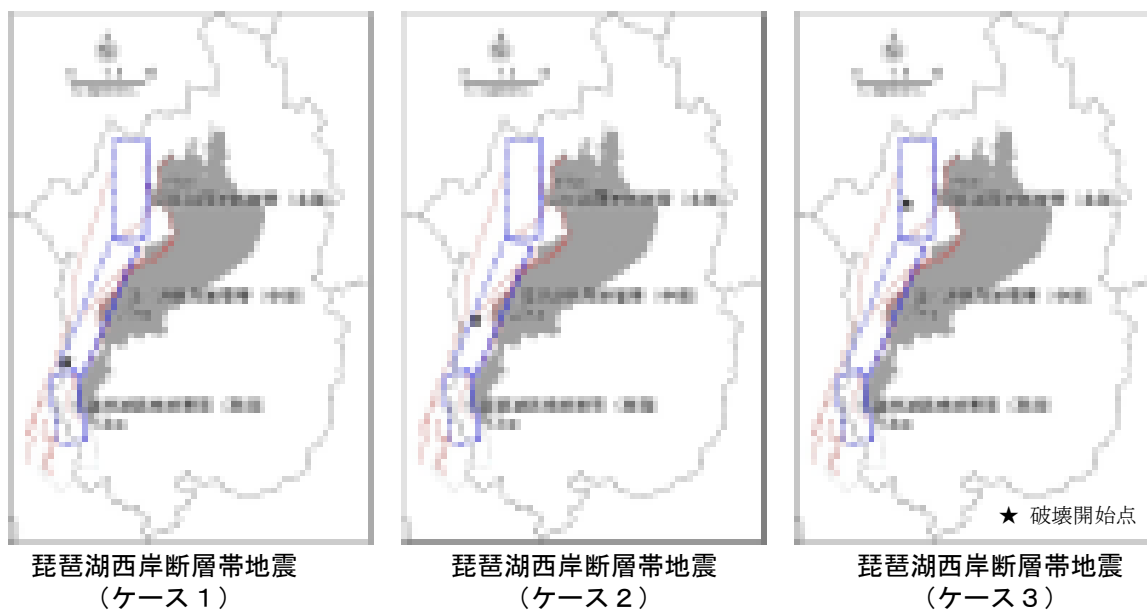
火災発生等に影響の大きい「冬季の夕刻」を基本とした。また、地震発生時刻の違いによる被害量の差異を把握するため、他の時間帯についても検討を加えた。

- 早朝（5:00頃）・・・人の活動がほとんどない時間帯 ⇒ 建物倒壊による人的被害が大きい
- 昼間（15:00頃）・・・日常の活動時における平均的な人口分布の時間帯
- 夕刻（18:00頃）・・・一般火気使用率が高い時間帯 ⇒ 火災出火が多い

(3) 想定項目

地震災害の基礎的な被害量を予測した。

- ・建物被害（全壊/半壊棟数と分布）
- ・人的被害（死者/負傷者数と分布、避難者数）
- ・地震火災（炎上出火件数）



2 想定結果

想定地震による被害量の予測は、1995年兵庫県南部地震の被災データ（地震動～被害の関係）に基づいた。想定結果の総括を表-1に、各市町の想定結果を図-1～図-3および表-2～表-6に示す。

表-1 地震被害想定総括表

想定地震	発生時刻	建物被害		人的被害			地震火災	避難者数
		全壊棟数	半壊棟数	死者数	負傷者数	重傷者数	炎上出火件数	
琵琶湖西岸断層地震 〔ケース1〕	早朝	45,994	54,078	1,274	10,166	650	39	82,889
	昼間			857	7,941	511	93	
	夕刻			898	7,635	493	93	
琵琶湖西岸断層地震 〔ケース2〕	早朝	43,463	53,711	1,173	9,907	639	37	80,630
	昼間			851	7,389	474	87	
	夕刻			848	7,352	478	87	
琵琶湖西岸断層地震 〔ケース3〕	早朝	37,976	51,689	885	9,947	622	30	72,947
	昼間			676	7,604	469	73	
	夕刻			653	7,402	467	73	
花折断層地震	早朝	6,665	23,392	126	4,475	345	9	23,262
	昼間			94	3,416	267	19	
	夕刻			89	3,289	257	19	
東南海・南海地震	早朝	1,427	5,848	50	702	50	ほぼ0	5,336
	昼間			41	500	41	ほぼ0	
	夕刻			43	531	44	ほぼ0	

*) 重傷者数は、負傷者数の内数 *) 避難者数は避難所生活者の最大数

*) 東南海・南海地震については、中央防災会議の手法を基本に、計測震度と建物被害率との相関関係より算出

【想定結果の留意点】

滋賀地域の建物は、兵庫県南部地震により被災した神戸・阪神間の当時の建物に比べて以下のような違いも有している。よって、今回の想定結果は、過去の事例に基づく可能性の範疇にはあるが、比較的上限值に近いものであるとも考えられる。しかしながら、地震災害においては過去の経験を超えた予期せぬ事態が発生する場合もあるので、この数値を今後の地震防災検討の基礎資料とした。

- ・神戸阪神地域の建物は老朽化による耐力の劣化や構造的に耐力が不足していた木造建築物が多く、構造的に脆弱で被害率が高かったとの指摘がある。
- ・滋賀県域では築30年以上の古い建物であっても伝統工法による建物や積雪地域の特徴として柱が太く強化された建築物などが多く、神戸地域の被害率は多少過大な評価である可能性を有している。
- ・このことは、例えば鳥取県西部地震における建物被害が兵庫県南部地震における被害率を下回ったことにも類似する。

表-4 琵琶湖西岸断層帯地震（ケース3）による市町の被害

市町	建物被害		人的被害									地震火災			避難者数
	全壊棟数	半壊棟数	死者数			負傷者数			重傷者数			炎上出火件数			
			早期	昼間	夕刻	早期	昼間	夕刻	早期	昼間	夕刻	早期	昼間	夕刻	
大津市	16,107	20,748	368	294	277	4,157	3,333	3,134	235	181	176	14	33	33	33,404
彦根市	33	1,424	2	1	1	207	134	138	20	14	14	ほほ0	1	1	976
長浜市	1,497	3,090	21	17	16	571	489	434	33	28	25	1	3	3	3,307
近江八幡市	35	568	1	1	1	83	40	52	8	4	5	ほほ0	1	1	380
草津市	3,408	7,049	71	39	47	1,752	1,155	1,297	114	78	86	3	7	7	9,908
守山市	2,642	5,322	41	32	30	1,240	1,097	914	76	64	56	2	4	4	6,649
栗東市	233	1,778	5	4	4	445	367	346	36	30	29	1	2	2	1,941
甲賀市	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	1
野洲市	348	1,359	6	3	4	233	162	173	18	14	14	ほほ0	ほほ0	1	1,208
湖南市	9	36	1	1	1	10	11	8	1	2	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	38
高島市	10,861	5,512	317	253	234	595	447	442	31	23	23	8	18	18	10,527
東近江市	1	76	1	1	1	12	7	9	2	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	54
米原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志賀町	2,490	3,091	40	20	27	374	187	252	20	10	13	1	3	3	3,205
安土町	0	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	2
蒲生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竜王町	1	16	1	1	1	3	2	2	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	11
能登川町	7	354	1	1	1	43	25	29	5	3	3	ほほ0	ほほ0	ほほ0	204
秦荘町	0	12	0	0	0	2	1	2	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	8
愛知川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近江町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浅井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
虎姫町	2	210	1	1	1	42	34	32	5	4	4	ほほ0	ほほ0	ほほ0	200
湖北町	5	113	1	1	1	15	7	12	2	1	2	ほほ0	ほほ0	ほほ0	69
びわ町	284	726	4	3	3	131	85	100	8	6	7	ほほ0	ほほ0	ほほ0	722
高月町	0	29	1	1	1	5	3	4	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	24
木之本町	6	30	1	1	1	6	7	5	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	22
余呉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西浅井町	7	143	1	1	1	19	9	15	2	1	2	ほほ0	ほほ0	ほほ0	87
総計	37,976	51,689	885	676	653	9,947	7,604	7,402	622	469	467	30	73	73	72,947

表-5 花折断層帯地震による市町の被害

市町	建物被害		人的被害									地震火災			避難者数
	全壊棟数	半壊棟数	死者数			負傷者数			重傷者数			炎上出火件数			
			早期	昼間	夕刻	早期	昼間	夕刻	早期	昼間	夕刻	早期	昼間	夕刻	
大津市	3,868	12,229	75	51	50	2,630	2,141	1,970	190	160	145	5	11	11	13,690
彦根市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長浜市	1	6	0	0	0	1	1	1	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	5
近江八幡市	6	10	1	1	1	3	1	2	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	9
草津市	220	1,843	3	2	2	404	219	277	39	22	27	1	2	2	1,732
守山市	184	1,586	3	2	2	313	247	221	27	23	20	1	1	1	1,374
栗東市	23	61	1	1	1	21	13	17	3	2	2	ほほ0	ほほ0	ほほ0	77
甲賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野洲市	19	88	1	1	1	18	9	13	2	1	2	ほほ0	ほほ0	ほほ0	72
湖南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高島市	2,174	5,396	37	32	28	785	633	587	53	41	39	2	4	4	4,953
東近江市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志賀町	158	2,094	3	2	2	285	141	189	26	13	17	ほほ0	1	1	1,292
安土町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蒲生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竜王町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能登川町	4	41	1	1	1	7	5	5	1	1	1	0	ほほ0	ほほ0	28
秦荘町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近江町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浅井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
虎姫町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湖北町	0	4	0	0	0	1	1	1	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	2
びわ町	8	34	1	1	1	7	5	6	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	28
高月町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木之本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
余呉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西浅井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	6,665	23,392	126	94	89	4,475	3,416	3,289	345	267	257	9	19	19	23,262

表-6 東南海・南海地震による市町の被害

市町	建物被害		人的被害									地震火災			避難者数
	全壊棟数	半壊棟数	死者数			負傷者数			重傷者数			炎上出火件数			
			早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	
大津市	192	534	1	1	1	40	39	32	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	664
彦根市	174	788	4	3	3	96	71	71	5	3	3	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	645
長浜市	56	278	1	1	1	27	24	20	1	1	1	0	ほぼ0	ほぼ0	232
近江八幡市	190	885	9	6	7	142	92	107	9	6	7	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	744
草津市	80	242	1	1	1	22	13	15	1	1	1	0	ほぼ0	ほぼ0	318
守山市	66	179	1	1	1	14	11	10	1	1	1	0	ほぼ0	ほぼ0	216
栗東市	34	91	1	1	1	8	7	6	1	1	1	0	0	0	126
甲賀市	53	314	2	1	1	34	20	25	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	214
野洲市	63	273	1	1	1	33	27	24	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	255
湖南市	37	93	1	1	1	7	5	5	1	1	1	0	0	0	127
高島市	38	113	1	1	1	8	7	6	1	1	1	0	0	0	100
東近江市	133	709	4	3	3	101	71	80	5	3	4	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	599
米原市	15	61	1	1	1	6	4	5	1	1	1	0	0	0	54
志賀町	22	44	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	41
安土町	41	160	2	2	2	27	17	18	2	2	2	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	138
蒲生町	13	87	1	1	1	11	5	8	1	1	1	0	ほぼ0	ほぼ0	65
日野町	51	271	3	2	2	38	20	31	2	2	2	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	197
竜王町	14	52	1	1	1	5	4	5	1	1	1	0	0	0	45
能登川町	58	292	3	2	2	41	28	28	3	2	2	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	227
秦荘町	9	48	1	1	1	5	4	4	1	1	1	0	0	0	38
愛知川町	15	100	1	1	1	12	10	11	1	1	1	0	0	0	81
豊郷町	8	28	1	1	1	3	4	2	1	1	1	0	0	0	25
甲良町	5	26	1	1	1	4	3	3	1	1	1	0	0	0	29
多賀町	6	22	1	1	1	2	2	2	1	1	1	0	0	0	18
近江町	13	51	1	1	1	6	4	5	1	1	1	0	ほぼ0	ほぼ0	42
浅井町	2	5	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	5
虎姫町	6	19	1	1	1	2	2	1	1	1	1	0	0	0	18
湖北町	10	27	1	1	1	2	1	2	1	1	1	0	0	0	22
びわ町	9	30	1	1	1	3	2	2	1	1	1	0	0	0	27
高月町	7	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	14
木之本町	5	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
余呉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西浅井町	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
総計	1,427	5,848	50	41	43	702	500	531	50	41	44	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	5,336

*) 重傷者数は、負傷者数の内数

*) 避難者数は避難所生活者の最大数

*) 東南海・南海地震については、中央防災会議の手法を基本に、計測震度と建物被害率との相関関係より算出

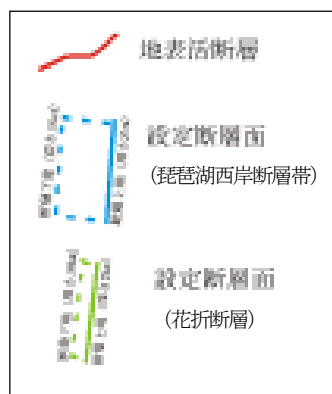
滋賀県各市町の建物・世帯・人口数（平成15年度末現在）

市町名	建物棟数（住家）		世帯数	人口 早朝（居住）	
	1980 以前	1981 以降			
大津市	96,194	47,988	48,206	114,094	301,311
彦根市	44,500	23,462	21,038	37,996	107,101
長浜市	24,295	14,465	9,830	22,099	62,031
近江八幡市	27,712	15,865	11,847	23,985	68,421
草津市	31,905	14,438	17,467	43,461	113,664
守山市	22,679	9,927	12,752	23,218	69,935
栗東市	17,938	7,676	10,262	20,875	59,277
甲賀市	43,039	21,871	21,168	29,902	94,934
野洲市	18,588	9,766	8,822	16,518	49,775
湖南市	16,572	7,518	9,054	19,309	55,830
高島市	25,625	13,112	12,513	18,653	55,961
東近江市	31,831	17,521	14,310	26,048	78,987
米原市	14,727	9,090	5,637	9,742	32,092
志賀町	11,942	6,010	5,932	7,622	22,913
安土町	5,209	2,676	2,533	3,703	12,232
蒲生町	6,145	2,964	3,181	4,291	15,057
日野町	10,755	6,199	4,556	7,125	23,266
竜王町	5,359	3,068	2,291	3,926	13,302
能登川町	10,422	5,833	4,589	7,177	23,258
秦荘町	3,428	1,997	1,431	2,126	7,944
愛知川町	4,689	3,235	1,454	3,996	11,665
豊郷町	3,140	1,650	1,490	2,462	7,341
甲良町	2,783	1,613	1,170	2,355	8,405
多賀町	4,159	2,815	1,344	2,597	8,531
近江町	4,511	2,475	2,036	2,920	10,013
浅井町	6,572	4,132	2,440	3,727	13,365
虎姫町	2,158	1,485	673	1,958	5,871
湖北町	4,448	2,845	1,603	2,445	9,119
びわ町	3,180	1,901	1,279	2,090	7,840
高月町	4,521	2,647	1,874	2,910	10,502
木之本町	4,653	3,368	1,285	2,953	9,057
余呉町	2,330	1,540	790	1,263	4,192
西浅井町	2,300	1,510	790	1,346	4,939
総計	518,309	272,662	245,647	474,892	1,378,131

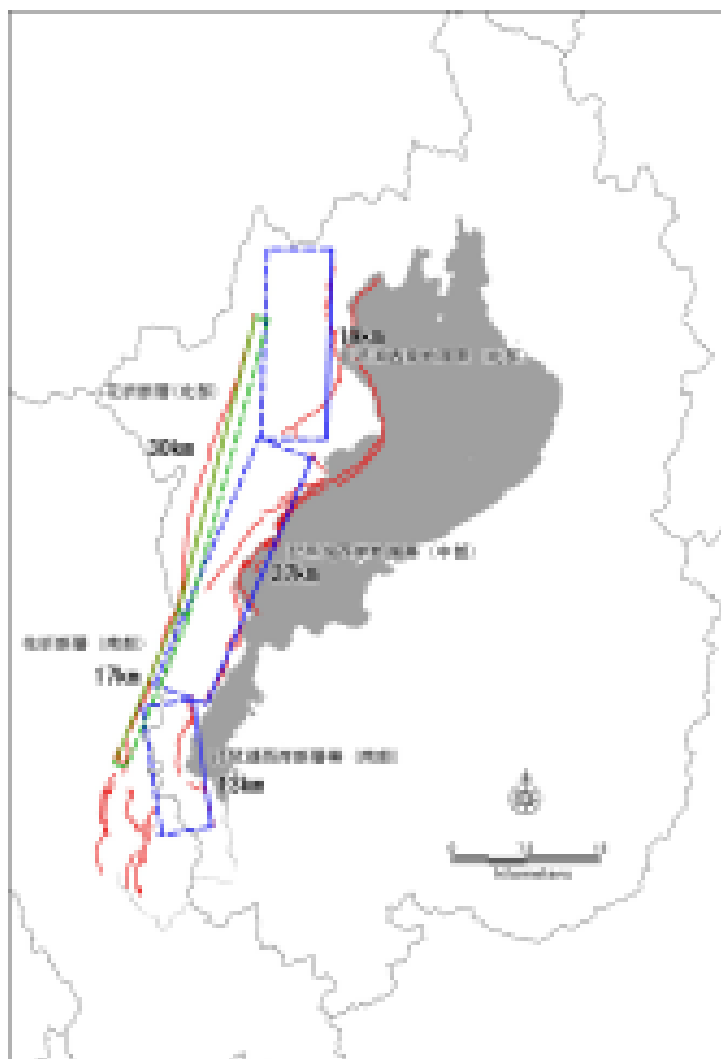
資料-1：地震現象の予測結果

【地震動予測】

深層地盤構造モデル〔微動アレー探査結果（滋賀県 2004）、反射法地震探査結果（滋賀国道 2004）等の情報による〕と浅層地盤モデル〔約 9400 本のボーリングデータによる〕を設定し、ハイブリッド法による想定断層地震の強震動を予測した。



想定断層モデル



【液状化予測】

想定された地震動による液状化発生地域を、9400 本のボーリングデータを用いて簡易判定法（道路橋示方書の式）により予測した。併せて、タイプ 1 地震（海溝型）、タイプ 2 地震（内陸直下型地震）の滋賀県域の液状化危険度を予測した。

P_L 値と液状化の程度との関係

P_L 値	液状化の程度
0～5	液状化はほとんどなし、被害なし
5～10	液状化の程度は小さい、構造物への影響はほとんどない
10～20	液状化は中程度、構造物によっては影響の出る可能性がある
20～35	激しい液状化、噴砂が多く、直接基礎の建物が傾く場合あり
35 以上	非常に激しい液状化、大規模な噴砂と構造物の被害

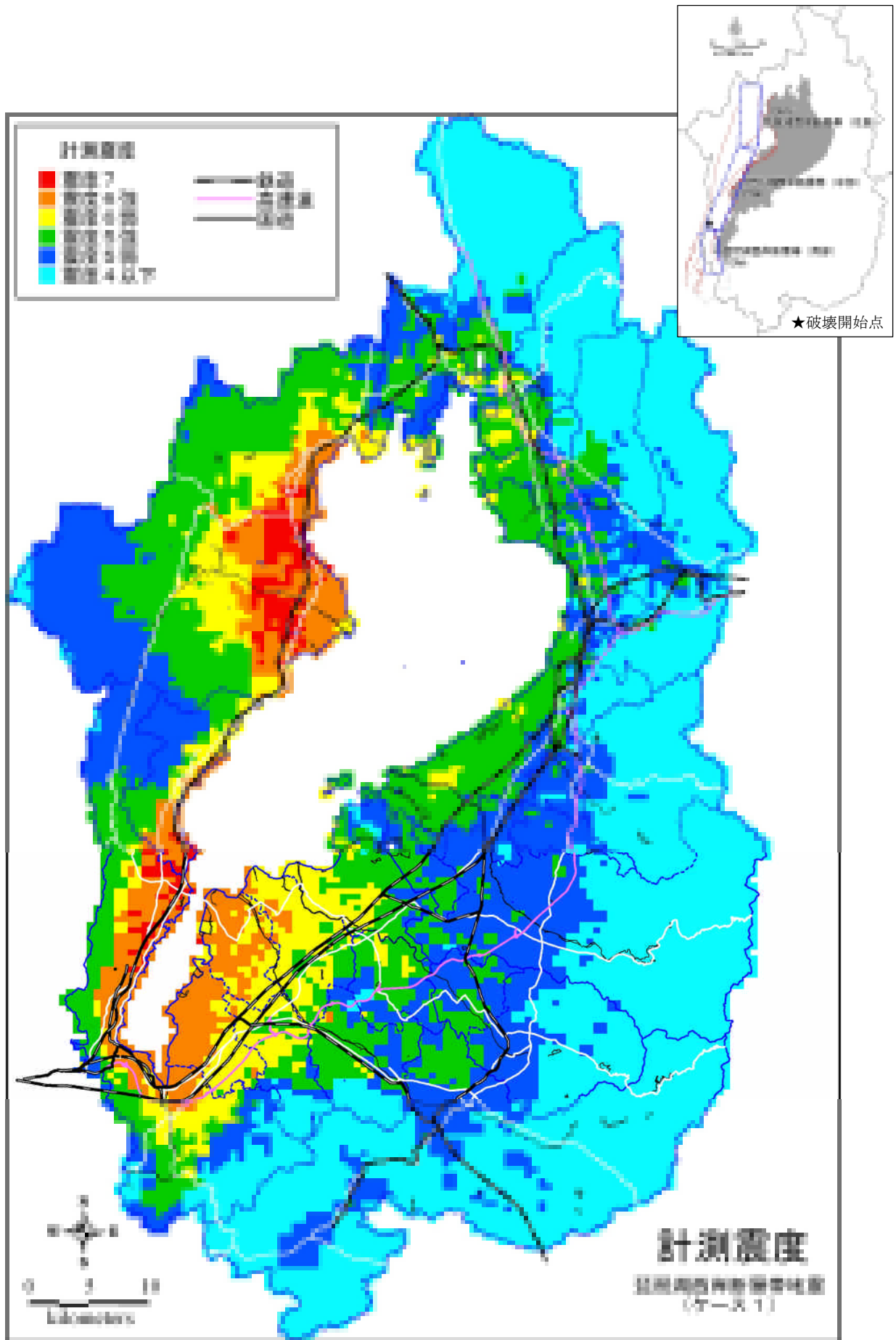


図 1-1 震度予測図〔琵琶湖西岸断層帯地震：ケース 1〕

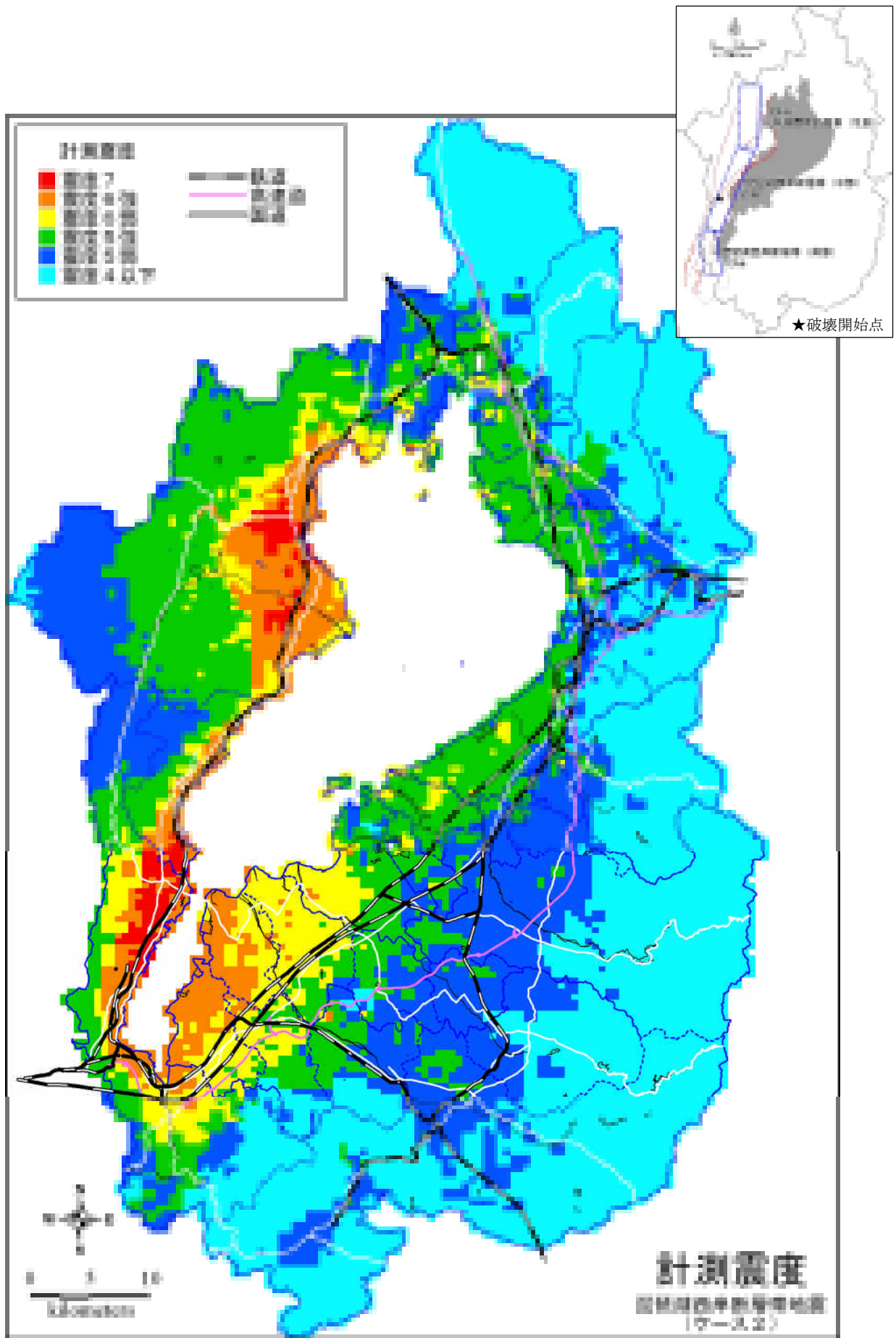


図1-2 震度予測図〔琵琶湖西岸断層帯地震：ケース2〕

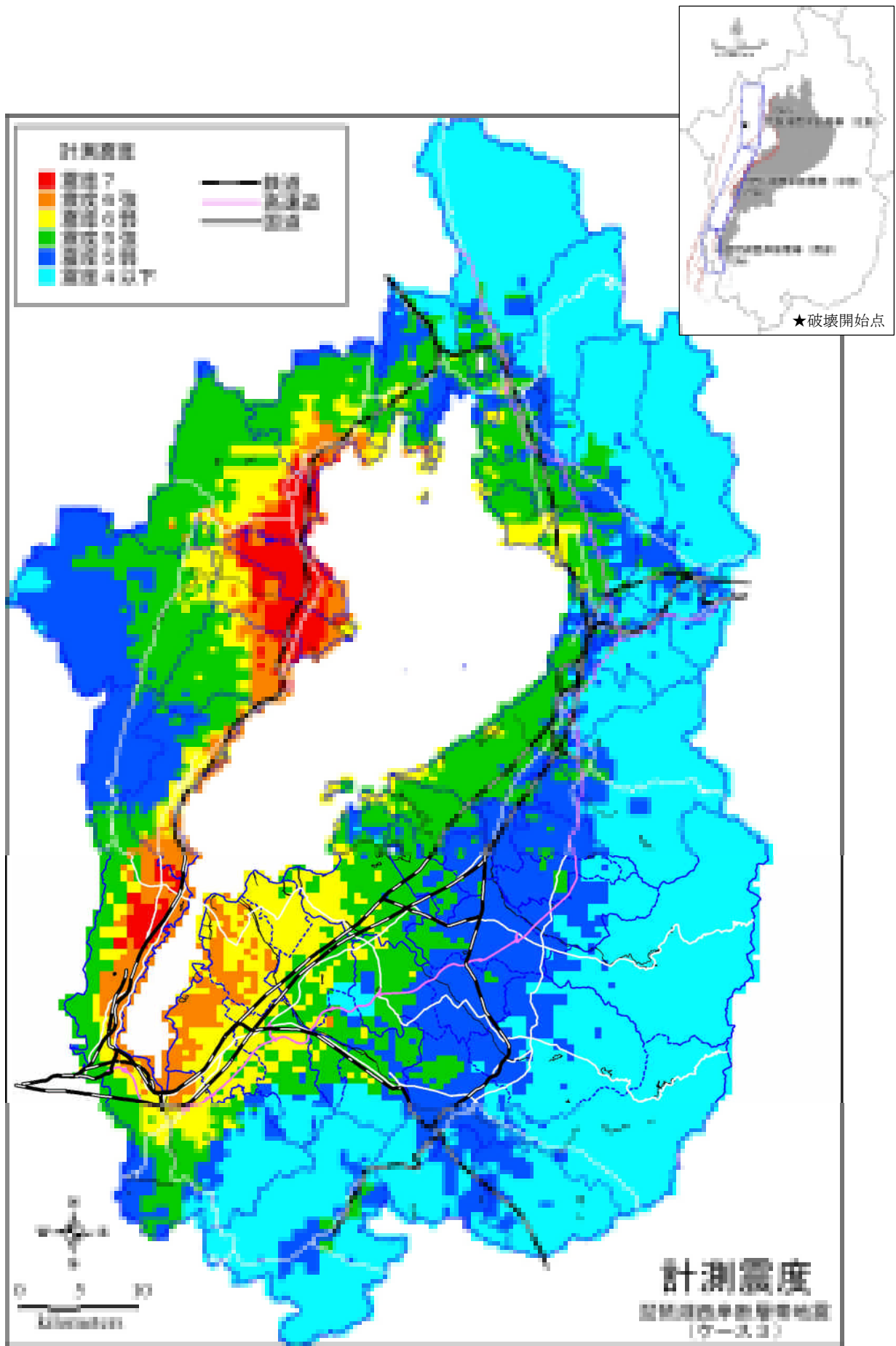


図1-3 震度予測図〔琵琶湖西岸断層帯地震：ケース3〕

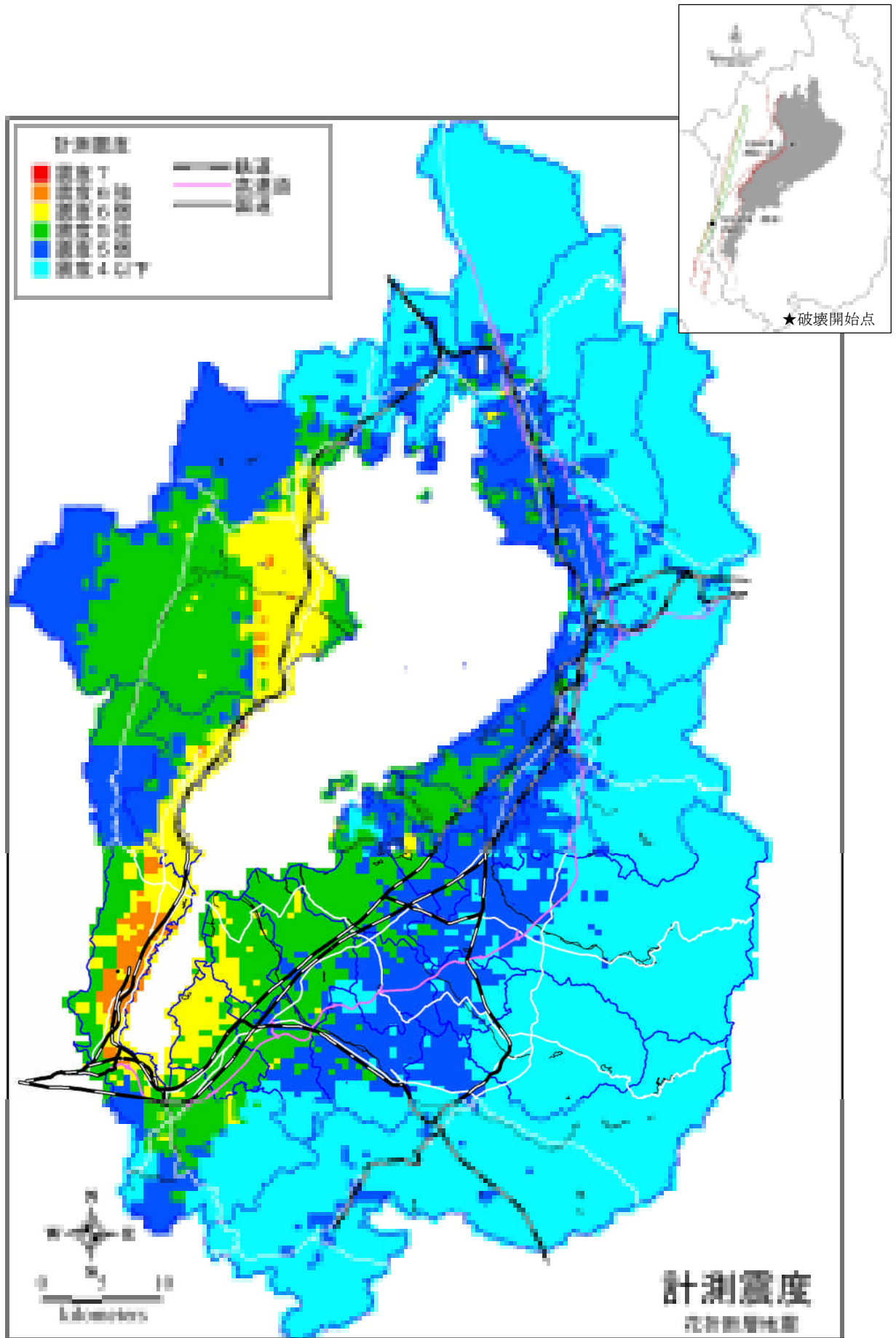


图 1-4 震度予測図〔花折断層地震〕

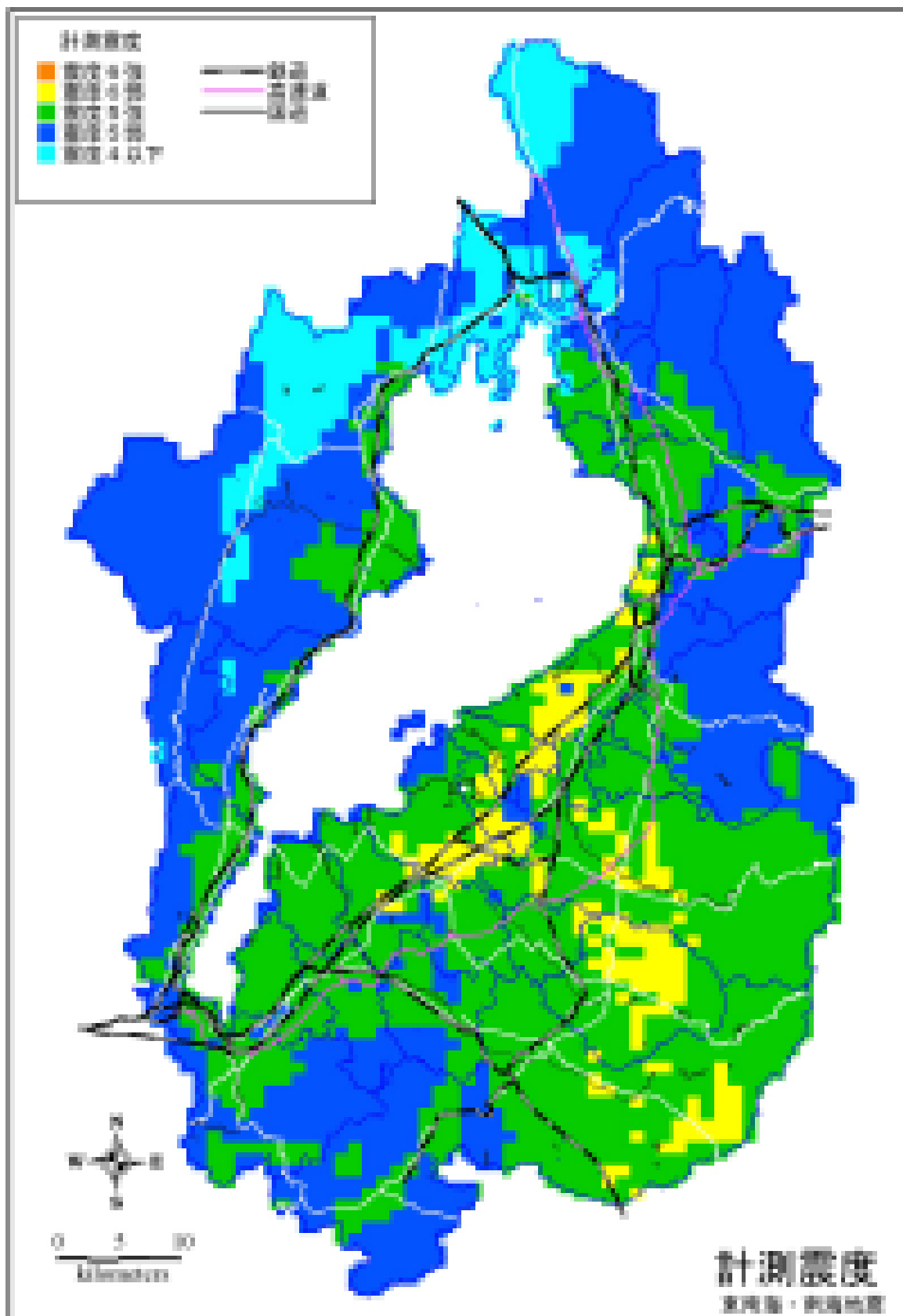


图 1-5 震度予測図〔東南海・南海地震〕（中央防災会議，2003）

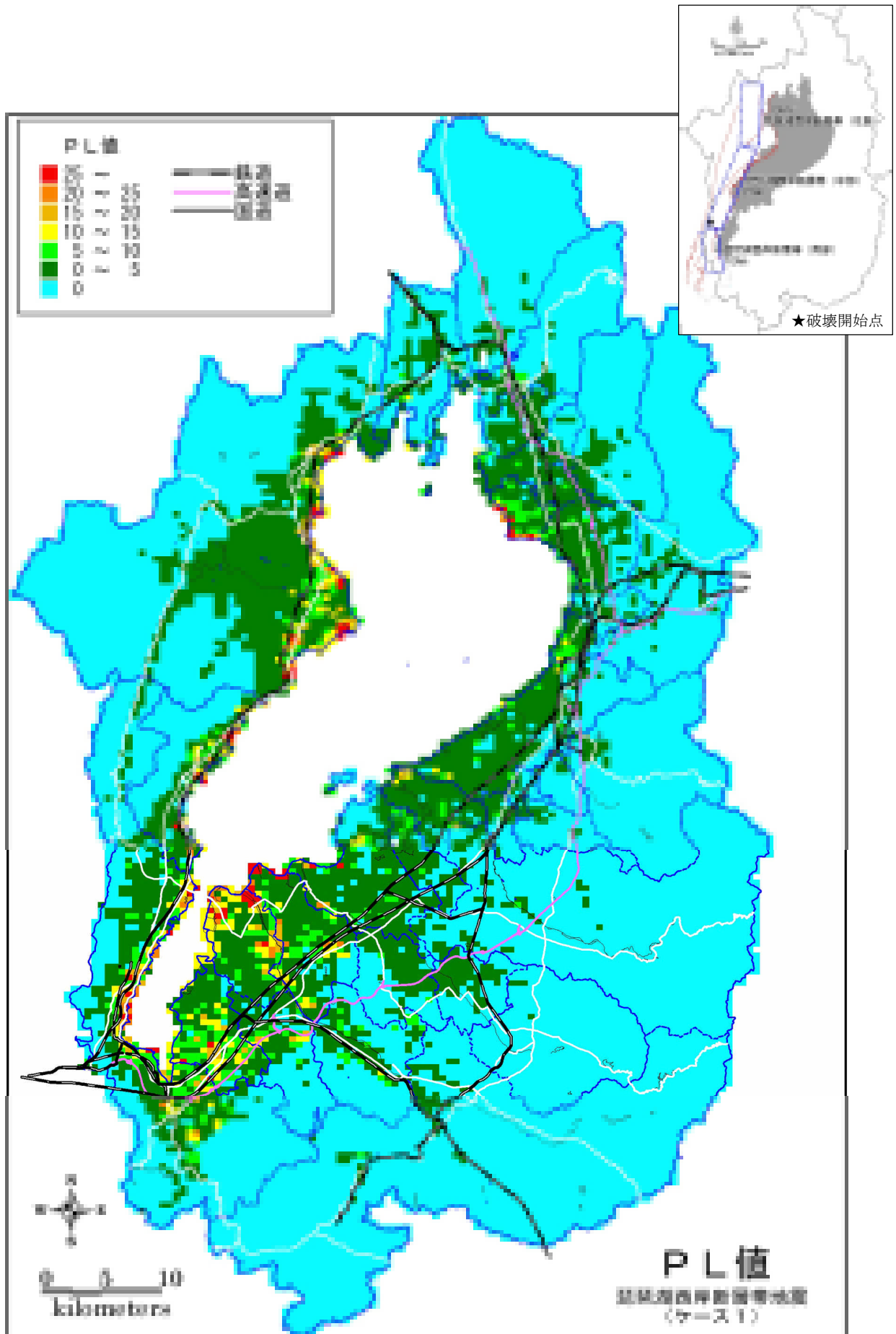


図1-6 液状化予測図〔琵琶湖西岸断層帯地震：ケース1〕

($P_L \geq 10$ 構造物に影響の出る可能性のある液状化が発生, $P_L \geq 20$ 激しい液状化)

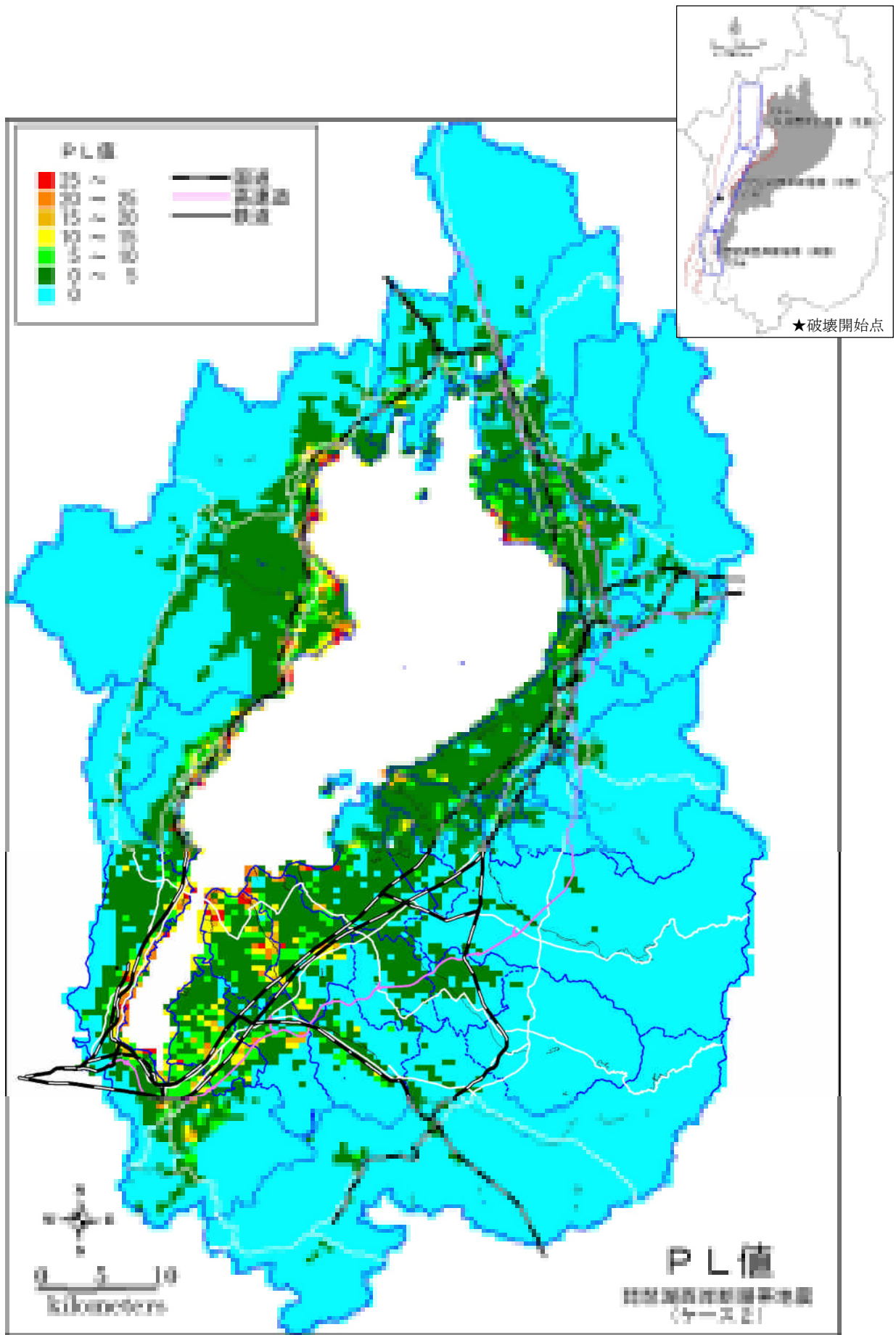


図 1-7 液状化予測図〔琵琶湖西岸断層帯地震：ケース 2〕

($P_L \geq 10$ 構造物に影響の出る可能性のある液状化が発生, $P_L \geq 20$ 激しい液状化)

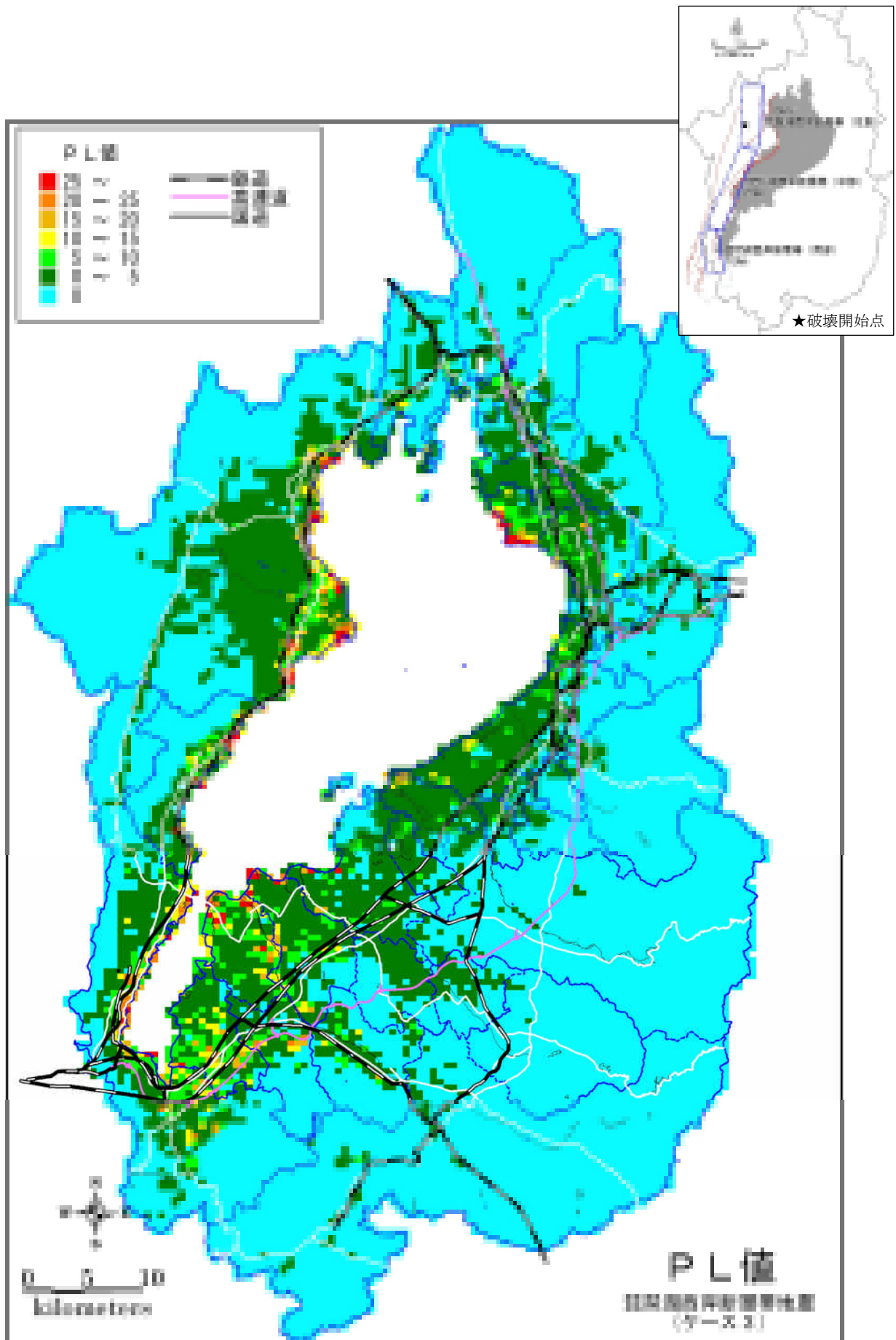


図1-8 液状化予測図〔琵琶湖西岸断層帯地震：ケース3〕

($P_L \geq 10$ 構造物に影響の出る可能性のある液状化が発生, $P_L \geq 20$ 激しい液状化)

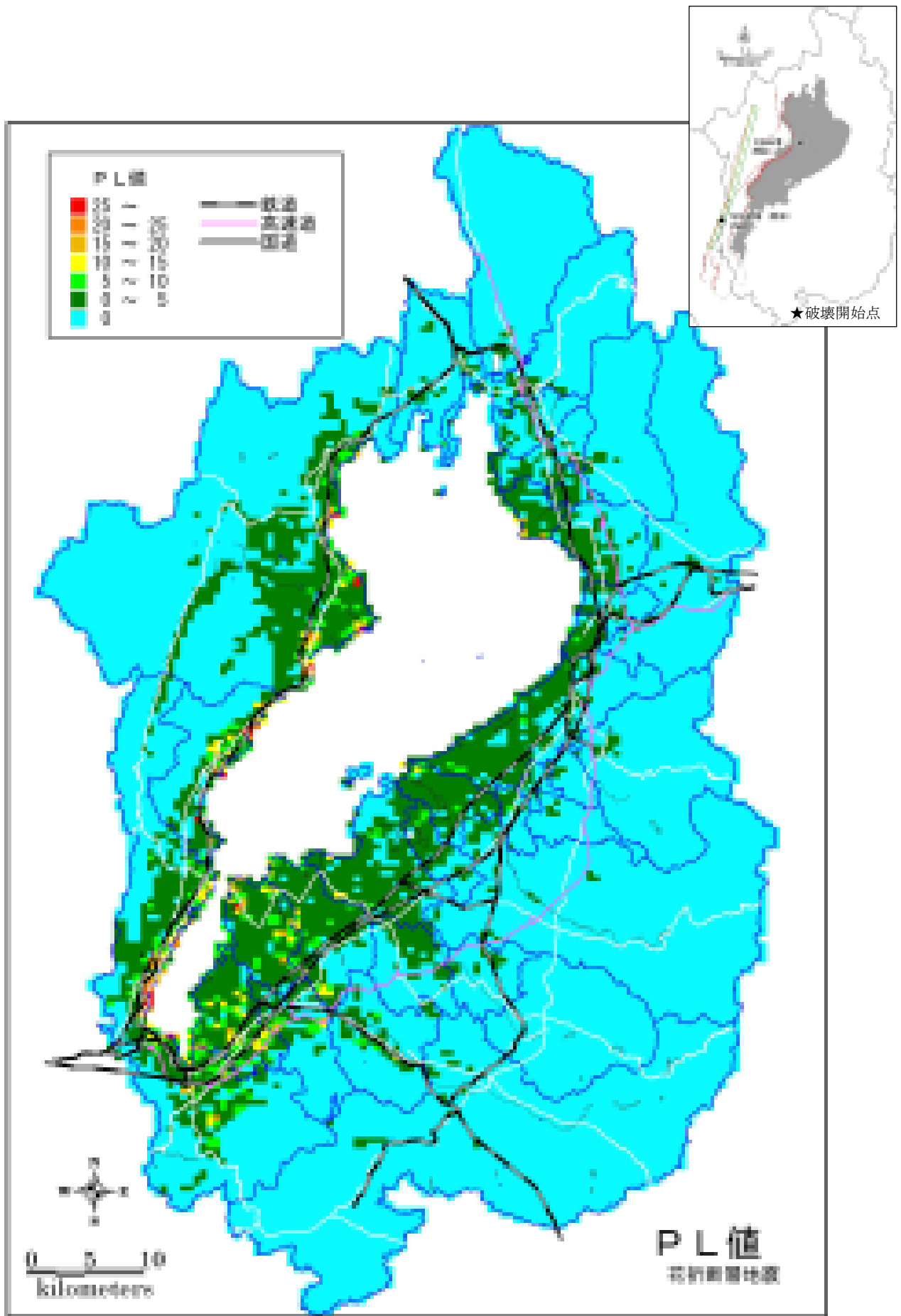


図 1-9 液状化予測図〔花折断層地震〕

($P_L \geq 10$ 構造物に影響の出る可能性のある液状化が発生, $P_L \geq 20$ 激しい液状化)

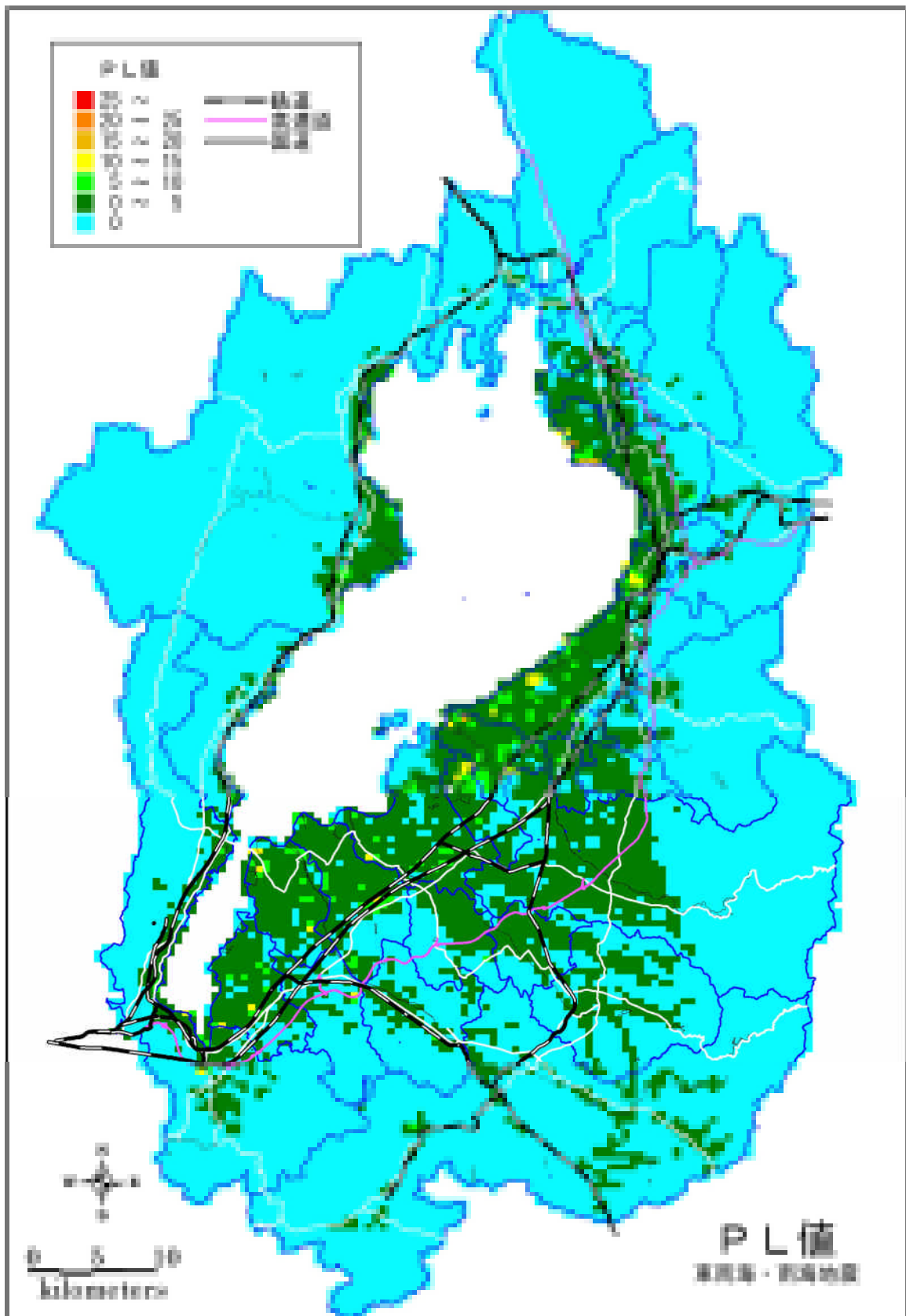


図 1-10 液状化予測図〔東南海・南海地震〕

($P_L \geq 10$ 構造物に影響の出る可能性のある液状化が発生, $P_L \geq 20$ 激しい液状化)

第7節 地震調査研究推進本部の長期評価

地震調査研究推進本部（事務局：文部科学省）は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓（地震調査研究の成果が国民や防災を担当する機関に十分に伝達され活用される体制になっていなかった）を踏まえ、行政施策に直結すべき地震調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、同年7月、「地震防災対策特別措置法」に基づき設置された政府の特別の機関である。

現在、各地域の地震防災対策の基礎資料とするため、全国110の主要断層帯および南海トラフ沿い等の海域の大規模地震等についての学術的な観点からの評価を順次行っており、これまで、本県に関する7つの活断層についての評価が公表されている。

第1 公表された県内活断層および南海トラフの概要

1 花折断層帯(58km)

北部、中部：花折断層

南部：銀閣寺-南禅寺（断層）、桃山断層、黄檗（おうばく）断層群、花山-勧修寺（かざん-かんしゅうじ）断層

項 目	将来の地震発生確率	地震の規模	(注1)	(注2)	(注3)
			地震後経過率	集積確率	信頼度
今後 30年以内	ほぼ0%－0.6%	中南部 M7.3 程度 (注4)	0.2－ 0.7	ほぼ0%－ 6%	b
今後 50年以内	ほぼ0%－1%				
今後100年以内	ほぼ0%－2%				
今後300年以内	ほぼ0%－7%				

2 琵琶湖西岸断層帯(59km)

(1) 琵琶湖西岸断層帯北部(23km)

知内(ちない)断層、饗庭野(あいばの)断層、上寺(かみでら)断層、勝野断層など

項 目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度
今後 30年以内	1%－3%	M7.1 程度	—	*発生確率は ポアソン過程 による。	d
今後 50年以内	2%－5%				
今後100年以内	4%－10%				
今後300年以内	10%－30%				

(2) 琵琶湖西岸断層帯南部(38km)

西岸湖底断層、比良(ひら)断層、堅田(かたた)断層、比叡(ひえい)断層、膳所(ぜぜ)断層など

項 目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度
今後 30年以内	ほぼ0%	M7.5 程度 * 全体 M7.8程度	0.1－ 0.2	ほぼ0%	c
今後 50年以内					
今後100年以内					
今後300年以内					

3 湖北山地断層帯

(1) 湖北山地断層帯北西部(25km)：敦賀断層、深山寺断層、三国山北方断層、赤坂山西方断層

項 目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度	
今後 30年以内	ほぼ0%	M7.2 程度	0.2－ 0.3	ほぼ0%	d	
今後 50年以内						
今後100年以内						ほぼ0%－0.01%
今後300年以内						ほぼ0%－0.03%

(2) 湖北山地断層帯南東部(16km)：駄口(だぐち)断層、路原(ちはら)断層、在原(ありはら)断層、赤坂山東方断層、マキノ断層

項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度
今後 30年以内	ほぼ0%	M6.8 程度	0.04- 0.09	ほぼ0%	b
今後 50年以内	ほぼ0%				
今後100年以内	ほぼ0%				
今後300年以内	ほぼ0%				

4 野坂・集福寺断層帯

(1) 野坂断層帯(31km)：B断層系、野坂断層、野坂南方断層

項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度
今後 30年以内	ほぼ0% もしくはそれ以上	M7.3 程度	0.04- 0.1 もしくはそれ 以上	ほぼ0%もし くはそれ以上	b
今後 50年以内	ほぼ0% もしくはそれ以上				
今後100年以内	ほぼ0% もしくはそれ以上				
今後300年以内	ほぼ0% もしくはそれ以上				

(2) 集福寺断層は、長さが10kmであり、単独では地震調査研究推進本部(1997)の基準を満たしておらず、過去の活動に関する資料もほとんど得られていないため、ここでは、詳細な評価は行わないこととしている。

5 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯

(1) 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部(約100km)

北部：鮎川断層群、甲楽城(かぶらぎ)断層、山中断層

中部：柳ヶ瀬(やながせ)断層

南部：柳ヶ瀬断層、鍛冶屋(かじや)断層、醍醐(だいが)断層、大清水(おおしみず)断層

関ヶ原(せきがはら)断層、門前(もんぜん)断層

項目	今後30年以内の将来の地震発生確率	最新活動時期	平均的な活動間隔	地震の規模			地震後経過率	集積確率	信頼度
北部	ほぼ0%	約300~ 400年前	約2300~ 2700年	M7.6程度	M7.8 程度	M8.2 程度	0.1-0.2	ほぼ0%	b
中部	求められない	約7000~ 7200年前	不明	M6.6程度					-
南部	求められない	約500~ 4900年前	不明	M7.6程度			-	-	-

(2) 浦底-柳ヶ瀬山断層帯(25km)：浦底(うらぞこ)断層、ウツロギ峠(断層)、池河内(いけのごうち)断層、柳ヶ瀬山(やながせやま)断層

ア 将来の地震発生確率：過去の活動履歴に関する資料が得られていないため、不明

イ 地震の規模：M7.2程度

6 鈴鹿西縁断層帯(約44km)

仏生寺(ぶっしょうじ)断層、彦根断層、常安寺断層、斧磨(よきとぎ)断層、

百済寺(ひやくさいじ)断層、甲津畑断層、綿向山(わたむきやま)断層、鎌掛(かいがけ)断層、

瀬の音断層、黒滝断層

項目	将来の地震発生確率※	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度
今後 30年以内	0.08-0.2%	M7.6程度	-	-	d
今後 50年以内	0.1-0.3%				
今後100年以内	0.3-0.6%				
今後300年以内	0.8-2%				

※鈴鹿西縁断層帯の将来の地震発生確率は、最新活動時期が不明のため、通常の活断層評価で用いている更新過程（地震の発生確率が時間とともに変動するモデル）により長期確率を求めることができないので、平均活動間隔をもとにポアソン過程（地震の発生時期に規則性を考えないモデル）で推測している。

7 頓宮断層（約31km）

項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度
今後 30年以内	1%以下	M7.3程度	1.0以下	50%以下	c
今後 50年以内	2%以下				
今後100年以内	4%以下				
今後300年以内	10%以下				

注1 地震後経過率とは、最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。

注2 集積確率とは、前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

注3 信頼度は、信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的に a：高い、b：中程度、c：やや低い、d：低いの4段階にランク分けしたもの。

注4 花折断層帯は、少なくとも北部と中南部の2つの区間で活動すると推定されるが、その他の組み合わせや断層全体の活動の可能性も否定できず、あらゆる想定についての発生確率を求めることができているわけではない。

8 南海トラフ

(1) 南海地震（注1）

項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率
今後 10年以内	10~20%	M8.4前後 ※東南海地震と同時発生した場合にはM8.5前後	0.71
今後 30年以内	60%程度		
今後 50年以内	90%程度		

(2) 東南海地震

項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率
今後 10年以内	20%程度	M8.1前後 ※南海地震と同時発生した場合にはM8.5前後	0.76
今後 30年以内	70%程度		
今後 50年以内	90%程度もしくはそれ以上		

注1 地震発生確率の算定基準日は、2011年1月1日現在。

第2 花折断層帯の長期評価 (平成15年3月12日 地震調査研究推進本部地震調査委員会)

三方・花折(みかた・はなおれ)断層帯は、若狭湾から京都盆地南東部に至る活断層帯である。ここでは、平成8-12年度の地質調査所(現:産業技術総合研究所)による調査や平成9、10年度の京都市による調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の特性を次のように評価した。

なお、本評価の範囲には、地震調査研究推進本部(1997)による京都盆地-奈良盆地断層帯の北部も含むものとする。

1 花折断層帯の位置及び形状

花折断層帯は、滋賀県高島郡今津(いまづ)町から京都市を経て京都府宇治市に至る断層帯であり、京都盆地-奈良盆地断層帯北部を含む。全体として長さは約58kmで、北北東-南南西方向に延びているが、断層のずれの種類及び過去の活動時期から、断層帯北端の今津町から花折峠付近までの北部、花折峠付近から京都市左京区南部までの中部、及び京都市左京区南部から断層帯南端の宇治市に至る南部の3つの区間に細分される。北部と中部は右横ずれを主体とする横ずれ断層であり、南部は断層の東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である(図1、2および表1)。

2 断層帯の過去の活動

花折断層帯は、過去の活動履歴などから、北部、中部、南部の3つに区分される。

花折断層帯北部の最新活動は15-17世紀と推定される。1662年(寛文2年)の地震で三方断層帯とともに活動した可能性がある。しかし、その平均活動間隔は不明である(表1)。

花折断層帯中部の最新活動時期は約2千8百年前以後、6世紀(約1千4百年前)以前であったと推定される。本区間の平均活動間隔は約4千2百-6千5百年であった可能性がある(表1)。

花折断層帯南部では過去の活動時期に関する資料は得られていない。しかし、断層は中部区間とほぼ連続することから、最新活動時期、平均活動間隔ともに中部と同じであった可能性がある(表1)。

3 断層帯の将来の活動

花折断層帯は、最新活動と同様に少なくとも2つの区間に分かれて活動すると推定されるが、それ以上の区間に分かれる可能性もある。北部と、中部・南部を合わせた区間(以下、中南部とする)の2つに分かれて活動する場合、北部ではマグニチュード7.2程度の地震が発生し、その際には2-5m程度の横ずれが生じると推定される。中南部ではマグニチュード7.3程度の地震が発生し、中部では2-5m程度の横ずれが生じると推定されるが、南部のずれの量は不明である。

また、中部と南部が別々に活動する場合は、それぞれマグニチュード7.0、マグニチュード6.8程度の地震が発生すると推定される。

中南部の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は表2に示すとおりである。北部は平均活動間隔が不明なため、将来の地震発生確率を求めることはできない(注1)。中部と南部が別々に活動する場合の中部の経過率及び将来の地震発生確率は、中部が南部と同時に活動する場合と同じである。一方、南部が単独で活動する場合の経過率及び地震発生確率は不明である。本評価で得られた地震発生の長期確率には幅があるが、その最大値をとると、花折断層帯中南部は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる(注2、3)

4 今後に向けて

花折断層帯の中部と南部は別々に活動する可能性もあるが、南部については過去の活動に関する資料はほとんど得られていない。このため、南部の過去の活動に関する資料を得る必要がある。また、北部は平均活動間隔が不明であり、中部で得られた平均活動間隔も信頼度が高いとはいえない。したがって、それぞれの区間において過去の活動に関するより一層の資料を得る必要がある。また、北部と中部の境界位置についても明らかにする必要がある。

花折断層帯の東側には琵琶湖西岸断層帯が分布しており、特に南部では数kmの間隔で近接する。花折断層帯の一部と琵琶湖西岸断層帯との活動に関連がある可能性もあり、両断層帯の地下の断層面の形状等を明らかにする必要がある。

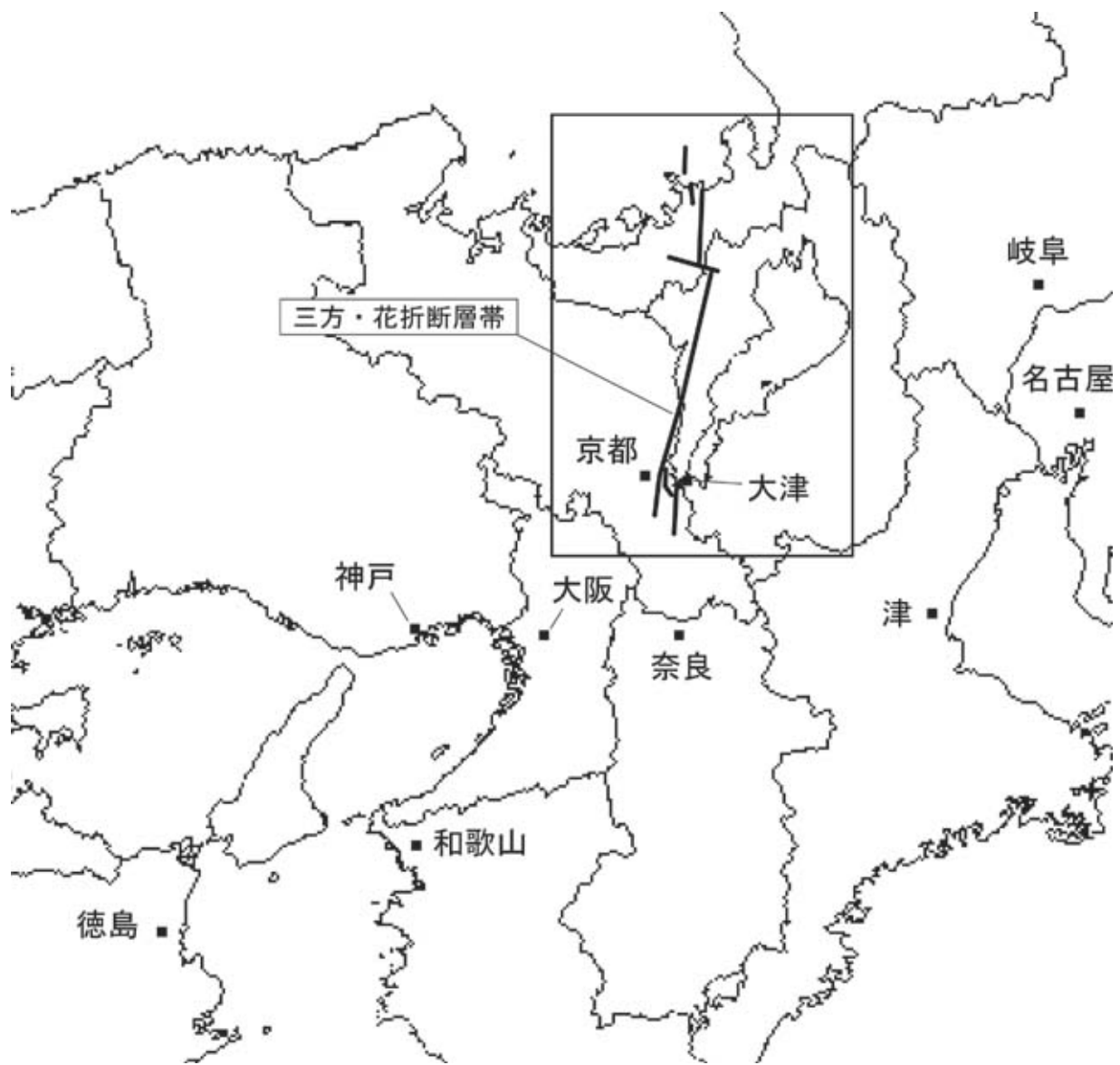
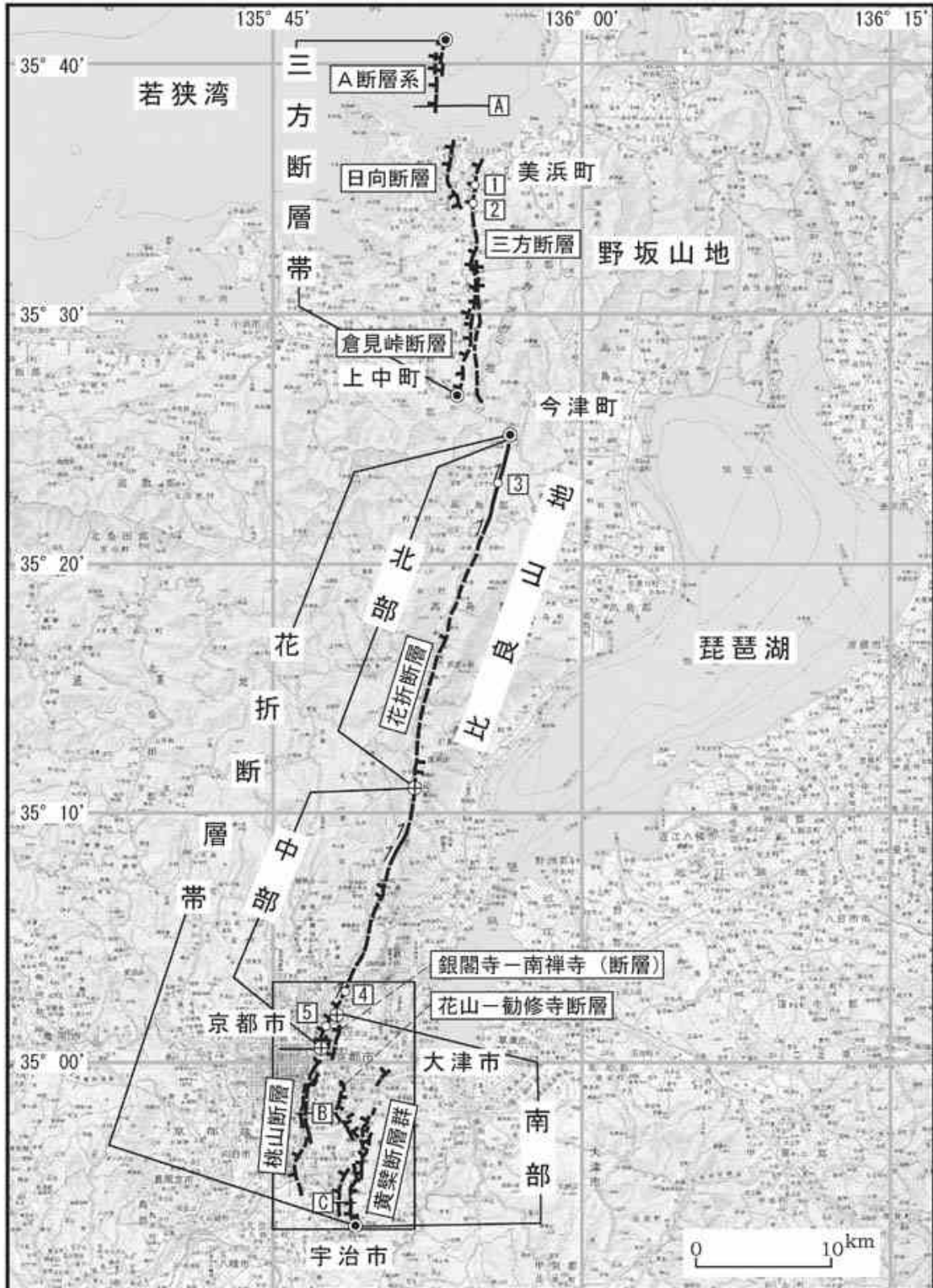


图1 位置概略图



1 : 久々子地点 2 : 気山地点 3 : 途中谷地点 4 : 修学院地点

5 : 今出川地点 A : 文献6 B : 文献7 C : 文献4

活断層の位置は文献2及び10に基づく。

● : 断層帯の北端と南端 ⊕ : 花折断層帯の北部・中部・南部の境界

基図は国土地理院発行数値地図200000「岐阜」、「名古屋」、

「宮津」及び「京都及大阪」を使用。

(長方形は図2-2の範囲)

図2 位置図

表 1 花折断層帯の特性

項 目	特 性	信頼度 (注 4)	根 拠 (注 5)
1. 断層帯の位置・形状			
(1) 花折断層帯を構成する断層	北部、中部：花折断層 南部：銀閣寺－南禅寺（断層）、桃山断層、黄檗（おうばく）断層群、花山－勸修寺（かざん－かんしゅうじ）断層		文献 10 による。 （注 10）
(2) 断層帯の位置・形状	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 全体：（北端）北緯 35° 25′ 東経 135° 57′ （南端）北緯 34° 53′ 東経 135° 49′ 北部：（北端）北緯 35° 25′ 東経 135° 57′ （南端）北緯 35° 11′ 東経 135° 52′ 中部：（北端）北緯 35° 11′ 東経 135° 52′ （南端）北緯 35° 01′ 東経 135° 47′ 南部：（北端）北緯 35° 02′ 東経 135° 48′ （南端）北緯 34° 53′ 東経 135° 49′ 長さ 全体：約 58km 北部：約 26km 中部：約 20km 南部：約 15km 地下における断層帯の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 北部、南部とも 0 km 一般走向 全体：N10° E 北部：N20° E 中部：N20° E 南部：N－S 傾斜 北部：ほぼ垂直（地表近傍） 中部：ほぼ垂直（地表近傍） 南部 （桃山断層）：東傾斜 50° 程度 （地下 200m 以浅） （黄檗断層群）：東傾斜 25－55° 程度 （地下 100-300m 以浅） （花山－勸修寺断層）：西傾斜 幅 北部：約 15－20km 中部：約 15－20km 南部：約 20－45km	◎ ◎ ◎ △ △ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ △ △ △ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ △ △ △	文献 10 による。数値は図 2 から計測。形状は図 2 を参照。 （注 11） 上端の深さが 0 km であることから推定。 一般走向は断層帯の両端を直線で結んだ方向（図 2 参照）。 傾斜は、文献 4、7 などに示された反射法弾性波探査結果から推定。 幅は、断層面の傾斜と地震発生層の下限の深さから推定。
(3) 断層のずれの向きと種類	北部：右横ずれ断層 中部：右横ずれ断層 （東側隆起の上下成分を伴う） 南部：東側隆起の逆断層 （花山－勸修寺断層は西側隆起の逆断層）	◎ ◎ ◎ ◎	文献 3、10 などに示された変位地形・地質構造、反射法弾性波探査結果による。

2. 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	北部：不明 中部：不明 南部：0.3m/千年（上下成分）	△	南部のずれの速度は文献10に示されたずれの量をもとに推定
(2) 過去の活動時期	北部：活動1（最新活動）： 1662年（寛文2年の）地震 （トレンチ調査に基づく15-17世紀） 中部：活動1（最新活動）： 約2千8百年前以後、6世紀（約1千4百年前）以前 活動2（一つ前の活動）： 約7千9百年前以後、約7千年前以前 南部：活動1、活動2ともに中部と同じ （中部とは別であった可能性もある）	△ ○ ○ ○ △	文献11、12などに示された資料から推定。
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量 北部：2-5m程度（右横ずれ成分） 中部：2-5m程度（右横ずれ成分） 南部：不明 平均活動間隔 北部：不明 中部：約4千2百-6千5百年 南部：中部と同じ （中部とは別であった可能性もある）	○ ○ △ △	北部の1回のずれの量は文献11による。中部の1回のずれの量は文献12による。中部の平均活動間隔は過去の活動時期から推定。南部の平均活動間隔は中部と同じと推定。
(4) 過去の活動区間	少なくとも北部と、中南部の2区間 （中部と南部は別々に活動した可能性もある）	○	過去の活動時期から推定
3. 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間 少なくとも2区間 （過去の活動区間と同じ）。 中部と南部が別々に活動する可能性もある。 地震の規模及びずれの量 北部：地震規模マグニチュード7.2程度 ずれの量 2-5m程度 中南部：地震規模マグニチュード7.3程度 ずれの量 中部 2-5m程度 南部 不明 中部が単独で活動する場合： マグニチュード7.0程度 南部が単独で活動する場合： マグニチュード6.8程度	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	過去の活動などから推定 断層の長さから推定。

表2 花折断層帯（中南部）の将来の地震発生確率等

項 目	将来の地震発生確率等 (注6)	信頼度 (注7)	備 考
地震後経過率（注8）	0.2 — 0.7		
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0% — 0.6%	b	発生確率及び集積確率は文献1による。
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0% — 1%		
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0% — 2%		
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ0% — 7%		
集積確率（注9）	ほぼ0% — 6%		

注1：花折断層帯北部の将来の地震発生確率は不明であるが、最新活動後、評価時点までの経過時間は3百年余りで、通常の活断層の平均活動間隔と比べると経過時間は短いと考えられることから、近い将来の地震発生の可能性は低いと考えられる。

注2：我が国の陸域及び沿岸域の主要な98の活断層帯のうち、2001年4月時点で調査結果が公表されているものについて、その資料を用いて今後30年間に地震が発生する確率を試算すると概ね以下のようになると推定される。

98断層帯のうち約半数の断層帯：30年確率の最大値が0.1%未満

98断層帯のうち約1/4の断層帯：30年確率の最大値が0.1%以上—3%未満

98断層帯のうち約1/4の断層帯：30年確率の最大値が3%以上

(いずれも2001年4月時点での推定。確率の試算値に幅がある場合はその最大値を採用。)

この統計資料を踏まえ、地震調査委員会の活断層評価では、次のような相対的な評価を盛り込むこととしている。

今後30年間の地震発生確率(最大値)が3%以上の場合：

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる」

今後30年間の地震発生確率(最大値)が0.1%以上—3%未満の場合：

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」

注3：1995年兵庫県南部地震、1858年飛越地震及び1847年善光寺地震の地震発生直前における30年確率及び集積確率（このうち、1995年兵庫県南部地震、1858年飛越地震については「長期的な地震発生確率の評価手法について」（地震調査研究推進本部地震調査委員会、2001）による暫定値）は以下のとおりである。

地震名	活動した活断層	地震発生直前の30年確率 (%)	地震発生直前の集積確率 (%)	断層の平均活動間隔 (千年)
1995年兵庫県南部地震 (M7.3)	野島断層 (兵庫県)	0.4%—8%	2%—80%	約1.8— 約3.0
1858年飛越地震 (M7.0—7.1)	跡津川断層 (岐阜県・富山県)	ほぼ0% —10%	ほぼ0%— 90%より大	約1.9— 約3.3
1847年善光寺地震 (M7.4)	長野盆地西縁断層帯 (長野県)	ほぼ0% —20%	ほぼ0%— 90%より大	約0.8— 約2.5

「長期的な地震発生確率の評価手法について」に示されているように、地震発生確率は前回の地震後、十分長い時間が経過しても100%とはならない。その最大値は平均活動間隔に依存し、平均活動間隔が長いほど最大値は小さくなる。平均活動間隔が2千年の場合は30年確率の最大値は10%程度、5千年の場合は5%程度である。

注4：信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

◎：高い、○：中程度、△：低い

注5：文献については、本文末尾に示す以下の文献。

文献1：地震調査研究推進本部地震調査委員会（2001）

- 文献 2 : 海上保安庁 (1980)
- 文献 3 : 活断層研究会 (1991)
- 文献 4 : 小泉ほか (2002)
- 文献 5 : 小松原ほか (1999)
- 文献 6 : 小松原ほか (2000)
- 文献 7 : 京都市 (1999b)
- 文献 8 : 水野ほか (1999)
- 文献 9 : 岡田 (1984)
- 文献 10 : 岡田・東郷編 (2000)
- 文献 11 : 吉岡ほか (1998)
- 文献 12 : 吉岡ほか (2001)

注 6 : 評価時点はすべて 2003 年 1 月 1 日現在。「ほぼ 0%」は 10^{-3} %未満の確率値を示す。なお、計算に当たって用いた平均活動間隔の信頼度は低い (Δ) ことに留意されたい。

注 7 : 地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率 (以下、発生確率等) の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、a から d の 4 段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。

a : (信頼度が) 高い b : 中程度 c : やや低い d : 低い

発生確率等の評価の信頼度は、これらを求めるために使用した過去の活動に関するデータの信頼度に依存する。信頼度ランクの具体的な意味は以下のとおりである。分類の詳細については付表を参照のこと。なお、発生確率等の評価の信頼度は、地震発生の切迫度を表すのではなく、発生確率等の値の確からしさを表すことに注意する必要がある。

発生確率等の評価の信頼度

- a : 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が比較的高く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が高い。
- b : 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が中程度で、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が中程度。
- c : 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性がやや低い。
- d : 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼度が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、最新活動時期のデータが得られていないため、現時点における確率値が推定できず、単に長期間の平均値を確率としている。

注 8 : 最新活動 (地震発生) 時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると 1.0 となる。今回の評価の数字で、三方断層帯の場合、0.05 は 300 年を 6300 年で割った値であり、0.08 は 300 年を 3800 年で割った値。

注 9 : 前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

注 10 : 文献 8 によれば、黄檗 (おうばく) 断層群は小野-醍醐 (おの-だいご) 断層、御蔵山 (おぐらやま) 断層、南山断層、菟道 (とどう) 断層からなる。

注 11 : 中部と南部の境界付近は断層が雁行しているため、各区間の長さの和は全体の長さより大きくなる。

第3 琵琶湖西岸断層帯の評価(平成21年8月27日地震調査研究推進本部地震調査委員会一部改訂)

琵琶湖西岸断層帯は、近江盆地の西縁に沿って延びる活断層帯である。ここでは、平成8-13年度及び18年度に産業技術総合研究所(平成12年度までは地質調査所)によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の特性を次のように評価した。※

※ 琵琶湖西岸断層帯については、地震調査研究推進本部地震調査委員会(2003a)により、それまでに行われていた調査研究に基づいた長期評価が公表されているが、産業技術総合研究所(2007)等によって新しい知見が得られたことから、今回再評価を行った。

1 琵琶湖西岸断層帯の位置及び形状

琵琶湖西岸断層帯は、滋賀県高島市(旧マキノ町)から大津市国分付近に至る断層帯で、概ね南北方向に延びる。本断層帯は過去の活動時期の違いから、断層帯北部と断層帯南部に区分される。断層帯北部は、高島市に分布する断層であり、長さは約23kmで、ほぼ南北方向に延びる(図1-1、図2及び表1)。断層帯南部は、高島市南方(旧高島町付近)の琵琶湖西岸付近から大津市国分付近に至る断層であり、長さは約38kmで、北北東-南南西方向に延びる(図1-1、図2及び表1)。断層帯全体としての長さは約59kmであり、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である(図1-1、図2及び表1)。

2 断層帯の過去の活動

琵琶湖西岸断層帯北部の平均的な上下方向のずれの速度は、約1.8-2.1m/千年の可能性があり、最新活動時期は約2千8百年前以後、約2千4百年前以前で、活動時には断層の西側が東側に対して相対的に2-5m程度隆起した可能性がある(表1)。また、野外調査から直接得られたデータではないが、1回のずれの量と平均的なずれの速度に基づく、平均活動間隔は約1千-2千8百年であった可能性がある。

琵琶湖西岸断層帯南部の平均的な上下方向のずれの速度は、約1.4m/千年の可能性があり、最新活動時期は1185年(元暦2年)の地震であった可能性があり、活動時には断層の西側が東側に対して相対的に6-8m程度隆起した可能性がある(表1)。また、平均活動間隔は約4千5百-6千年であった可能性がある。

3 断層帯の将来の活動

琵琶湖西岸断層帯は、過去の活動と同様に北部と南部の2つの区間に分かれて活動すると推定されるが、断層帯全体が1つの区間として同時に活動する可能性もある(表1)。

琵琶湖西岸断層帯北部では、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.1程度の地震が発生すると推定され、その際に断層近傍の地表面では、断層の西側が東側に対して相対的に2-5m程度高まる段差や撓(たわ)みが生じる可能性がある(表1)。断層帯北部では、活動間隔の長さと比較して最新活動時期からの経過時間が非常に長い、通常の活断層評価とは異なる手法により地震発生率の長期確率を求めている。そのため、信頼度は低い、将来このような地震が発生する長期確率は表2に示すとおりとなる。本評価で得られた地震発生確率には幅があるが、その最大値をとると、断層帯北部は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる(注1、2、3)。

琵琶湖西岸断層帯南部では、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定され、その際に断層の近傍の地表面では、断層の西側が東側に対して相対的に6-8m程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある(表1)。断層帯南部の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、表2に示すとおりである。

琵琶湖西岸断層帯全体が同時に1つの区間として活動する場合には、マグニチュード7.8程度の地震が発生すると推定される(表1)。断層帯全体が同時に活動する場合の確率は、断層帯南部が単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。

4 今後に向けて

今回の評価では、過去の活動時期の違いから断層帯を2つの活動区間に区分することができた。また、琵琶湖西岸断層帯南部については、最新活動時期を特定することができた。しかしながら、琵琶湖西岸断層帯北部については将来の地震発生確率を絞り込むまでには至らなかった。このため、断層帯北部に関しては、活動時期をさらに特定するための調査を行い、地震発生確率の信頼度を高める必要がある。

また、本断層帯とその西側を並走する三方・花折断層帯は、地下では一つの震源断層に収れんしていると推定されるが、地下深部の断層面の位置・形状については明らかになっていない。さらに、過去の活動

履歴からは、両断層帯は別々の時期に地表で変位を生じるような活動をしてきたと推定されるが、両断層帯が同時に活動する可能性も否定できない。このため、地下の断層面の形状や周辺の断層帯との関係を明らかにする必要がある（図1-2）。

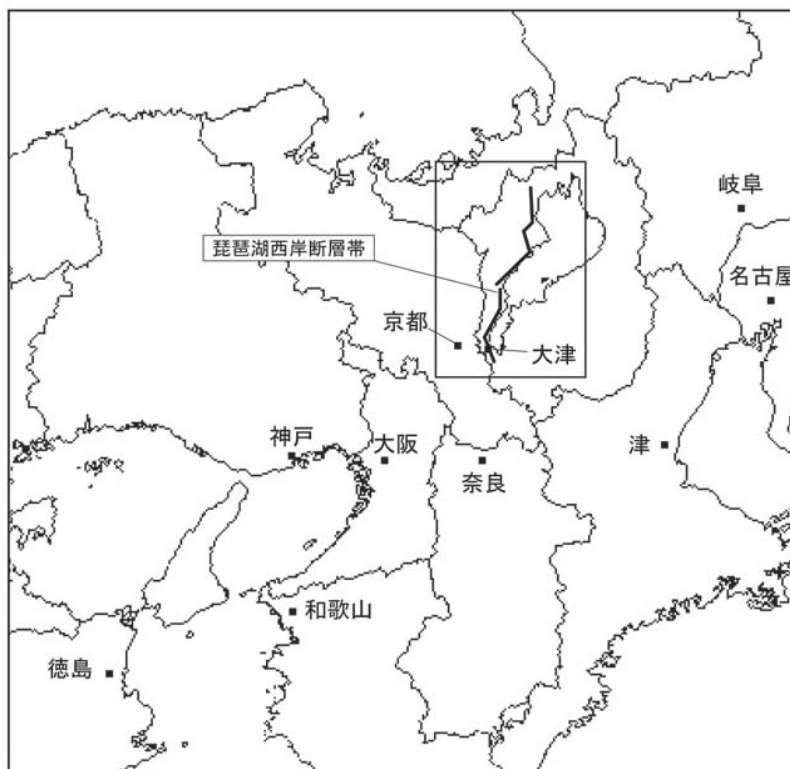


図1 位置概略図

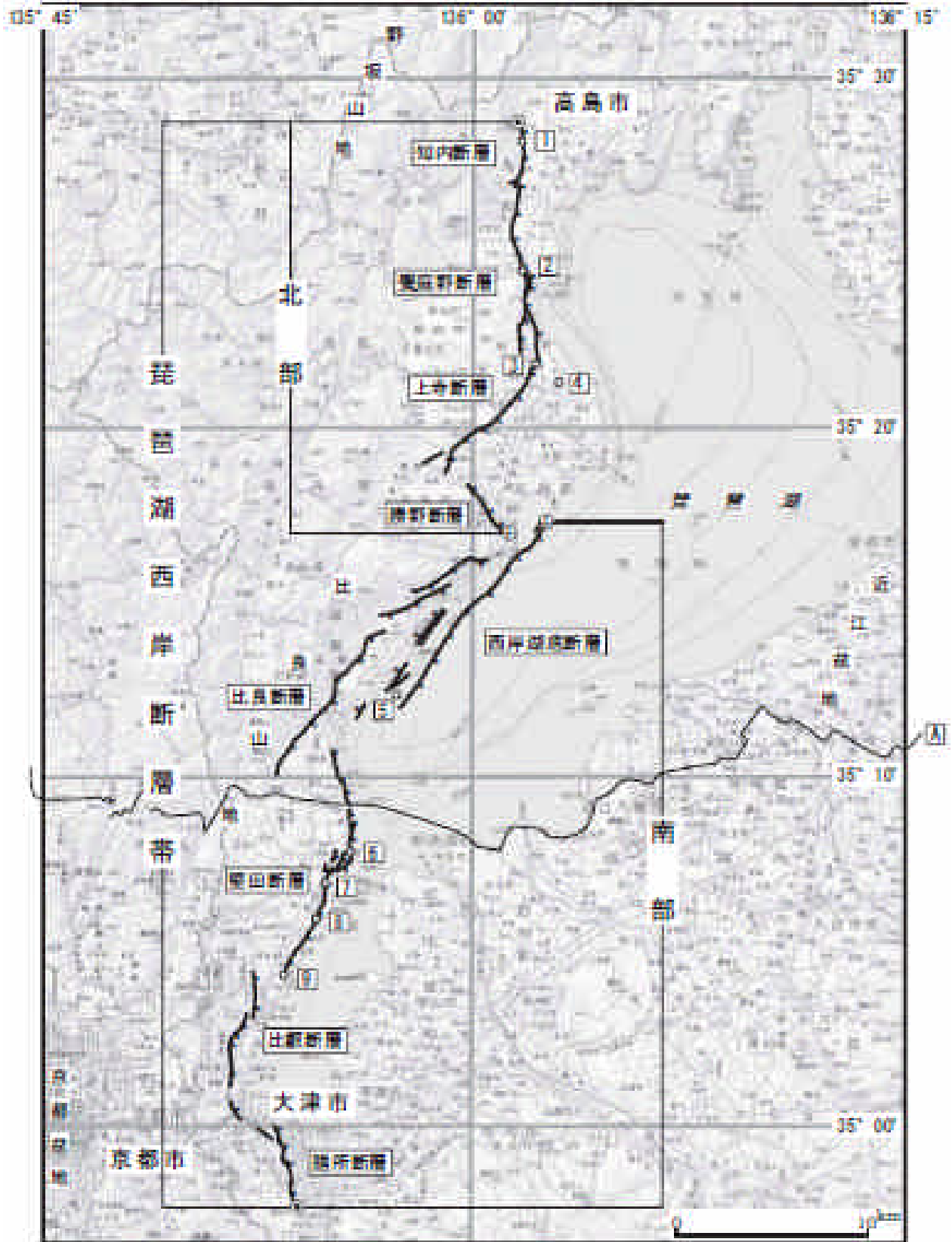


図2 琵琶湖西岸断層帯の位置と主な調査地点

1: 石庭地点 2: 弘川地点 3: 雙庭地点 4: 針江地点 5: 比良沖地点

6: 真野地点 7: 本堅田地点 8: 衣川地点 9: 比叡辻地点

A: 反射法弾性波探査測線 (文献6 (文部科学省研究開発局ほか, 2007))

⊖: 断層帯の北端と南端 ⊕: 北部の南端・南部の北端

断層の位置は文献5, 7, 11 (中田・今泉編, 2002; 宮内ほか, 2005; 堤ほか, 2005) に基づく。
基図は国土地理院発行数値地図200000「岐阜」「名古屋」「宮津」「京都及大阪」を使用。

表 1 琵琶湖西岸断層帯の特性

項目	特 性	信頼度 (注4)	根 拠 (注5)
1. 断層帯の位置・形状			
(1) 琵琶湖西岸断層帯を構成する断層	北部： 知内（ちない）断層、饗庭野（あいばの）断層、上寺（かみでら）断層、勝野断層など 南部： 西岸湖底断層、比良（ひら）断層、堅田（かたた）断層、比叡（ひえい）断層、膳所（ぜぜ）断層など		文献9による。
(2) 断層帯の位置・形状	<p>地表における断層帯の位置・形状</p> <p>断層帯の位置</p> <p>北部：（北端）北緯35° 29′ 東経136° 02′ （南端）北緯35° 17′ 東経136° 01′</p> <p>南部：（北端）北緯35° 17′ 東経136° 03′ （南端）北緯34° 58′ 東経135° 54′</p> <p>全体：（北端）北緯35° 29′ 東経136° 02′ （南端）北緯34° 58′ 東経135° 54′</p> <p>長さ</p> <p>北部：約23 km 南部：約38 km 全体：約59 km</p> <p>地下における断層面の位置・形状</p> <p>長さ及び上端の位置</p> <p>地表での長さ・位置と同じ</p> <p>上端の深さ</p> <p>0 km</p> <p>一般走向</p> <p>北部：N-S 南部：N20° E 全体：N10° E</p> <p>傾斜</p> <p>北部：西傾斜 南部：西傾斜 （地下約3 km までは40°、約3-5 km までは35°、約5 km 以深は不明）</p> <p>幅</p> <p>北部：不明 南部：不明</p>	<p>◎ ○ ○ ○ ◎ ◎ ◎ ◎ ○ ○ ◎ ○ ○ ◎ ◎ ◎ ○ ◎ ◎ ○</p>	<p>文献5、7、12による。 位置及び長さは図2から計測。</p> <p>上端の深さが0 kmであることから推定。</p> <p>一般走向は断層帯の北端と南端を直線で結んだ方向（図2参照）。</p> <p>傾斜は、文献3、6、11、13に示されたトレンチ調査、反射法弾性波探査結果などから推定。</p> <p>地震発生層の下限の深さは北部で約15km程度、南部で約15-20 km。</p>
(3) 断層のずれの向きと種類	北部： 西側隆起の逆断層 南部： 西側隆起の逆断層	◎ ◎	文献2、3、14などに示された地形、地質の特徴による。
2. 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	北部：約1.8-2.1 m/千年（上下成分） 南部：約1.4 m/千年（上下成分）	△ △	文献4による。 文献4による。

(2) 過去の活動時期	<p>北部：</p> <p>活動1（最新活動） 約2千8百年前以後、約2千4百年前以前（注6）</p> <p>活動2 約9千3百年前以後、約7千6百年前以前に少なくとも1回の活動</p> <p>南部：</p> <p>活動1（最新活動） 1185年（元暦2年）の地震 （地形地質調査では11世紀以後、12世紀以前）</p> <p>活動2 約1万6千年前以後、約4千年前以前に少なくとも1回の活動</p>	<p>△</p> <p>○</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p>	<p>文献3に示された資料から推定。</p> <p>説明文参照。</p> <p>文献8、10、15に示された資料から推定。</p> <p>説明文参照。</p>
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	<p>1回のずれの量</p> <p>北部： 2－5m程度（上下成分）（注6）</p> <p>南部： 6－8m程度（上下成分）</p> <p>平均活動間隔</p> <p>北部：約1千－2千8百年（注6）</p> <p>南部：約4千5百－6千年</p>	<p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p>	<p>文献3及び断層の長さから推定。</p> <p>平均的なずれの速度と平均活動間隔から推定。</p> <p>平均的なずれの速度と1回のずれの量から推定。</p> <p>過去の活動から推定。 説明文2. 2（4）参照。</p>
(4) 過去の活動区間	北部と南部の2区間	○	過去の活動から推定
3. 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び地震の規模	<p>活動区間 北部と南部の2区間 断層帯全体が同時に活動する可能性もある</p> <p>地震の規模 北部：マグニチュード7.1程度 南部：マグニチュード7.5程度 全体：マグニチュード7.8程度</p> <p>ずれの量 北部：2－5m程度（上下成分）（注6） 南部：6－8m程度（上下成分）</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>△</p> <p>△</p>	<p>過去の活動から推定。</p> <p>断層の長さから推定。</p> <p>過去の活動から推定。</p>

表2 将来の地震発生確率等（北部はポアソン過程を適用）

項目	将来の地震発生確率等 （注8）	信頼度 （注9）	備考
<p><北部>（注6、7）</p> <p>今後30年以内の地震発生確率</p> <p>今後50年以内の地震発生確率</p> <p>今後100年以内の地震発生確率</p> <p>今後300年以内の地震発生確率</p>	<p>1%－3%</p> <p>2%－5%</p> <p>4%－10%</p> <p>10%－30%</p>	d	<p>北部の発生確率はポアソン過程による。</p>

<南部>			
地震後経過率（注10）	0.1-0.2		
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0%	c	発生確率及び集積確率は文献1による。
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
集積確率（注11）	ほぼ0%		

注1： 琵琶湖西岸断層帯北部では、活動間隔の長さと比較して最新活動時期からの経過時間が非常に長い
ため、通常の活断層評価で用いている更新過程（地震の発生確率が時間とともに変動するモデル）を
適用せず、特殊な更新過程であるポアソン過程（地震の発生時期に規則性を与えないモデル）を適用
して地震発生確率を求めた。ポアソン過程を用いたため、地震発生の確率はいつの時点でも同じであ
り、本来時間と共に変化する確率の「平均的なもの」になっていることに注意する必要がある。なお、
グループ分けは、通常的手法を用いた場合の全国の主な活断層のグループ分け（注2参照）と同じし
きい値を使用して行った。

注2： 地震調査委員会の活断層評価では、将来の活動区間が単独で活動した場合の今後30年間の地震発
生確率について、次のような相対的な評価を盛り込むこととしている。

今後30年間の地震発生確率（最大値）が3%以上の場合：

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグ
ループに属することになる」

今後30年間の地震発生確率（最大値）が0.1%以上-3%未満の場合：

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高
いグループに属することになる」

なお、2005年4月時点でひととおり評価を終えた98の主要活断層帯のうち、最新活動時期が判明
しており、通常の活断層評価で用いている更新過程（地震の発生確率が時間とともに変動するモデ
ル）により地震発生の長期確率を求めたものについては、将来の活動区間が単独で活動した場合の今
後30年間に地震が発生する確率の割合は以下のとおりになっている。

30年確率の最大値が0.1%未満：約半数

30年確率の最大値が0.1%以上-3%未満：約1/4

30年確率の最大値が3%以上：約1/4

（いずれも2005年4月時点での算定。確率の評価値に幅がある場合はその最大値を採用。）

注3： 1995年兵庫県南部地震、1858年飛越地震及び1847年善光寺地震の地震発生直前における30年確
率と集積確率は以下のとおりである。

地震名	活動した活断層	地震発生直前 の30年確率 (%)	地震発生直前 の集積確率 (%)	断層の平均活 動間隔(千年)
1995年兵庫県南部地震 (M7.3)	六甲・淡路島断層帯 主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区 間」 (兵庫県)	0.02%-8%	0.06%-80%	約1.7-約3.5
1858年飛越地震 (M7.0-7.1)	跡津川断層帯 (岐阜県・富山県)	ほぼ0%- 13%	ほぼ0%-90% より大	約1.7-約3.6
1847年善光寺地震 (M7.4)	長野盆地西縁断層帯 (長野県)	ほぼ0%- 20%	ほぼ0%-90% より大	約0.8-約2.5

「長期的な地震発生確率の評価手法について」（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2001）に
示されているように、地震発生確率は前回の地震後、十分長い時間が経過しても100%とはならない。そ
の最大値は平均活動間隔に依存し、平均活動間隔が長いほど最大値は小さくなる。平均活動間隔が4千
5百年の場合は30年確率の最大値は6%程度、6千年の場合は4%程度である。

注4： 信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

◎：高い、○：中程度、△：低い

注5： 文献については、本文末尾に示す以下の文献。

文献1：地震調査研究推進本部地震調査委員会（2001）

文献2：小松原ほか（1998b）

文献3：小松原ほか（1999）

文献4：小松原（2006）

文献5：宮内ほか（2005）

文献6：文部科学省研究開発局ほか（2007）

文献7：中田・今泉編（2002）

文献8：西山（2000）

文献9：岡田・東郷編（2000）

文献10：産業技術総合研究所（2007）

文献11：滋賀国道事務所（2004）

文献12：堤ほか（2005）

文献13：戸田ほか（1996）

文献14：東郷（1971）

文献15：宇佐美（2003）

注6： この評価では、琵琶湖西岸断層帯北部の最新活動時期を約2千8百年前以後、約2千4百年前以前と評価したが、7世紀中葉以降に活動しているとする考えもある。この考えに従うと、約2-5mと評価した1回の活動に伴う上下方向のずれの量は活動2回分のずれの量となり、平均活動間隔も約5百-1千4百年と大幅に短くなる。このため、将来の地震発生確率も表2に示した数値とは異なることとなり、今後30年以内、50年以内、100年以内、300年以内の地震発生確率は、それぞれ2%-6%、4%-10%、7%-20%、20%-50%となる。以上のようにこの考えに従うと発生確率は幅がさらに大きくなり、最大値が大きくなることに注意が必要である。なお、このような考え方の根拠については説明文を参照のこと。

注7： 琵琶湖西岸断層帯北部は、活動間隔の長さと比較して最新活動時期からの経過時間が非常に長いいため、長期間の確率の平均値を示した。最新活動時期によってはこの値より大きく、または小さくなる。なお、断層帯北部は平均活動間隔が約1千-2千8百年、最新活動時期は約2千8百年前以後、約2千4百年前以前と求められているので、通常的手法による30年確率のとり得る範囲は3%-20%となる。

注8： 評価時点はすべて2009年1月1日現在。「ほぼ0%」は10-3%未満の確率値を示す。なお、計算に当たって用いた平均活動間隔の信頼度は低い（△）ことに留意されたい。

注9： 地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率（以下、発生確率等）の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、aからdの4段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。

a：（信頼度が）高い b：中程度 c：やや低い d：低い

発生確率等の評価の信頼度は、これらを求めるために使用した過去の活動に関するデータの信頼度に依存する。信頼度ランクの具体的な意味は以下のとおりである。分類の詳細については付表を参照のこと。なお、発生確率等の評価の信頼度は、地震発生の切迫度を表すのではなく、発生確率等の値の確からしさを表すことに注意する必要がある。

発生確率等の評価の信頼度

a： 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が比較的高く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が高い。

b： 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が中程度で、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が中程度。

c： 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性がやや低い。

d： 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、最新活動時期のデータが得られていないため、現時点における確率値が推定できず、単に長期間の平均値を確率としている。

注10： 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。今回の評価の数字の

うち、琵琶湖西岸断層帯南部の0.1 は824 年を6000 年で割った値であり、0.2 は824年を4500 年で割った値である。

注 11： 前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

第4 湖北山地断層帯の評価 (平成15年6月11日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会)

湖北山地断層帯は、敦賀平野東部から琵琶湖北方の野坂山地(湖北山地ともいう)にかけて分布する活断層帯である。ここでは、平成8-10年度に地質調査所(現:産業技術総合研究所)によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価した。

1 湖北山地断層帯の位置及び形状

湖北山地断層帯は北西部と南東部に二つに区分される。

断層帯北西部は、福井県敦賀市から滋賀県高島市今津町に至る断層帯である。長さは約25kmで、概ね北東-南西方向に延びており、右横ずれかつ南東側が相対的に隆起する逆断層である。この付近では野坂・集福寺断層帯が概ね北西-南東方向に延びており、湖北山地断層帯北西部はこれを野坂断層帯と集福寺断層帯に二分している(図1、2、表1)。

断層帯南東部は、敦賀市南部の滋賀県境付近から高島市今津町に至る断層帯である。長さは約16kmで、概ね北東-南西方向にいくつかの断層がほぼ並走して延びており、右横ずれを主体とする断層である(図1、2、表3)。

2 断層帯の過去の活動

(1) 断層帯北西部

断層帯北西部の最新活動時期は11-14世紀と推定され、その平均的な活動間隔は約3千-4千年であった可能性がある(表1)。

(2) 断層帯南東部

断層帯南東部の最新活動時期は15-17世紀と推定され、その平均的な活動間隔は概ね7千年程度であった可能性がある(表3)。

3 断層帯の将来の活動

(1) 断層帯北西部

断層帯北西部では、全体が一つの区間として活動し、マグニチュード7.2程度の地震が発生すると推定される。この場合、2m程度の右横ずれと断層の南東側が北西側に対して高まる段差が生じる可能性がある(表1)。本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、表2に示すとおりである。

(2) 断層帯南東部

断層帯南東部では、全体が一つの区間として活動し、マグニチュード6.8程度の地震が発生すると推定される(表3)。本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、表4に示すとおりである。

4 今後に向けて

断層帯北西部のうち、敦賀平野東縁付近の断層については、断層が存在しない可能性も指摘されている。また、本断層帯北西部では平均活動間隔が精度よく求められていない。このため、断層帯北西部全体において、活動区間や平均的なずれの速度及び1回のずれの量など、過去の活動に関する精度のよい資料を得る必要がある。

断層帯南東部では、平均活動間隔が精度よく求められていない。また、過去の活動に関する資料が特定の断層でのみ求められており、他の断層については資料がない。このため、過去の活動に関する資料をさらに得る必要がある。



图 1 位置概略图



図2 湖北山地断層帯の活断層位置と主な調査地点

1：池の谷地点 2：乗鞍岳北方地点

◎：断層帯の北東端と南西端

活断層の位置は文献2に基づく。

基図は国土地理院発行数値地図200000「岐阜」及び「宮津」を使用。

表 1 湖北山地断層帯北西部の特性

項目	特 性	信頼度 (注3)	根 拠 (注4)
1. 断層帯の位置・形状			
(1) 湖北山地断層帯北西部を構成する断層	敦賀断層、深山寺断層、三国山北方断層、赤坂山西方断層		文献2による。
(2) 断層帯の位置・形状	<p>地表における断層帯の位置・形状</p> <p>断層帯の位置 (北東端) 北緯 35° 40' 東経 136° 7' (南西端) 北緯 35° 29' 東経 135° 59' 長さ 約 25km</p> <p>地下における断層帯の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ</p> <p>上端の深さ 0 km</p> <p>一般走向 N30° E</p> <p>傾斜 高角、南東傾斜 (地表付近)</p> <p>幅 約 15km</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>△</p>	<p>文献2による。数値は図2から計測。形状は図2を参照。</p> <p>上端の深さが 0 km であることから推定。</p> <p>一般走向は断層帯の北西端と南東端を直線で結んだ方向(図2参照)。</p> <p>傾斜は、トレンチや断層露頭で現れた傾斜から推定。</p> <p>幅は、断層面の傾斜と地震発生層の下限の深さとから推定。</p>
(3) 断層のずれの向きと種類	右横ずれかつ南東側隆起の逆断層	◎	文献4などによる。
2. 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	0.5m/千年程度(上下成分)	○	文献4などに示された資料から推定。
(2) 過去の活動時期	活動1(最新活動時期): 11-14世紀	○	文献4に示された資料から推定。
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量: 約2m(右横ずれ成分) 約1.5-2m(上下成分)	△ △	上下成分は文献4による。横ずれ成分は断層の長さから推定。
	平均活動間隔 約3千-4千年	△	平均的なずれの速度(上下成分)と1回のずれの量(上下成分)から推定。
(4) 過去の活動区間	断層帯全体で1区間	○	断層の地表形態から推定。
3. 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び地震の規模	活動区間: 断層帯全体で1区間	○	断層の地表形態から推定。
	地震の規模: マグニチュード7.2程度	○	断層の長さから推定。
	ずれの量: 約2m(右横ずれ成分) 約1.5-2m(上下成分)	△ △	断層の長さから推定。 文献4による。

表2 湖北山地断層帯北西部の将来の地震発生確率等

項 目	将来の地震発生確率等 (注5)	信頼度 (注6)	備 考
地震後経過率 (注7)	0.2 - 0.3		発生確率及び集積確率は 文献1による。
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0%	b	
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ0% - 0.02%		
集積確率 (注8)	ほぼ0%		

表3 湖北山地断層帯南東部の特性

項 目	特 性	信頼度 (注3)	根 拠 (注4)
1. 断層帯の位置・形状			
(1) 湖北山地断層帯北西部を構成する断層	駄口(だぐち)断層、路原(ちはら)断層、 在原(ありはら)断層、 赤坂山東方断層、マキノ断層		文献2による。
(2) 断層帯の位置・形状	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 (北東端) 北緯 35° 35' 東経 136° 7' (南西端) 北緯 35° 28' 東経 136° 0' 長さ 約 16km 地下における断層帯の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 0 km 一般走向 N40° E 傾斜 ほぼ垂直(地表付近) 幅 約 15km	○ ○ ○ ◎ ○ ○ △	文献2による。数値は 図2から計測。形状は 図2を参照。 上端の深さが0 kmである ことから推定。 一般走向は断層帯の北 東端と南西端を直線で 結んだ方向(図2参 照)。 傾斜は、トレンチや断 層露頭で現れた傾斜か ら推定。 幅は、断層面の傾斜と 地震発生層の下限の深 さから推定。
(3) 断層のずれの向きと種類	右横ずれ断層 (一部で北西側隆起の上下成分を伴う)	◎	文献5などによる。
2. 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	0.15m/千年程度(駄口断層の上下成分) 右横ずれ成分は不明	○	文献5などに示された 資料から推定。
(2) 過去の活動時期	活動1(最新活動): 15-17世紀 先行する活動: 約6千-8千年前頃	○ △	文献5に示された資料 から推定。

(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量：約1m（上下成分） 平均活動間隔 概ね7千年程度	○ △	文献5による。 平均的なずれの速度（上下成分）と1回のずれの量（上下成分）から推定。
(4)過去の活動区間	断層帯全体で1区間	○	断層の地表形態から推定。
3. 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び地震の規模	活動区間：断層帯全体で1区間 地震の規模：マグニチュード6.8程度 ずれの量：約1m（上下成分）	○ ○ ○	断層の地表形態から推定。 断層の長さから推定。 過去の活動から推定。

表4 湖北山地断層帯南東部の将来の地震発生確率等

項目	将来の地震発生確率等 (注5)	信頼度 (注6)	備考
地震後経過率(注7)	0.04 - 0.09		
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0%	b	発生確率及び集積確率は文献1による。
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
集積確率(注8)	ほぼ0%		

注1：我が国の陸域及び沿岸域の主要な98の活断層帯のうち、2001年4月時点で調査結果が公表されているものについて、その資料を用いて今後30年間に地震が発生する確率を試算すると概ね以下のようになると推定される。

98断層帯のうち約半数の断層帯：30年確率の最大値が0.1%未満

98断層帯のうち約1/4の断層帯：30年確率の最大値が0.1%以上-3%未満

98断層帯のうち約1/4の断層帯：30年確率の最大値が3%以上

(いずれも2001年4月時点での推定。確率の試算値に幅がある場合はその最大値を採用)

この統計資料を踏まえ、地震調査委員会の活断層評価では、次のような相対的な評価を盛り込むこととしている。

今後30年間の地震発生確率(最大値)が3%以上の場合：

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる」

今後30年間の地震発生確率(最大値)が0.1%以上-3%未満の場合：

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」

注2：1995年兵庫県南部地震、1858年飛越地震及び1847年善光寺地震の地震発生直前における30年確率と集積確率（うち、1995年兵庫県南部地震と1858年飛越地震については「長期的な地震発生確率の評価手法について」（地震調査研究推進本部地震調査委員会、2001）による暫定値）は以下のとおりである。

地震名	地震を引き起こした活断層	地震発生直前の30年確率(%)	地震発生直前の集積確率(%)	断層の平均活動間隔(千年)
1995年兵庫県南部地震(M7.3)	野島断層(兵庫県)	0.4%—8%	2%—80%	約1.8—約3.0
1858年飛越地震(M7.0—7.1)	跡津川断層(岐阜県・富山県)	ほぼ0%—10%	ほぼ0%—90%より大	約1.9—約3.3
1847年善光寺地震(M7.4)	長野盆地西縁断層(長野県)	ほぼ0%—20%	ほぼ0%—90%より大	約0.8—約2.5

「長期的な地震発生確率の評価手法について」に示されているように、地震発生確率は前回の地震後、十分長い時間が経過しても100%とはならない。その最大値は平均活動間隔に依存し、平均活動間隔が長いほど最大値は小さくなる。平均活動間隔が3千年の場合は30年確率の最大値は8%程度、7千年の場合は4%程度である。

注3：信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

◎：高い、○：中程度、△：低い

注4：文献については、本文末尾に示す以下の文献。

文献1：地震調査研究推進本部地震調査委員会（2001）

文献2：岡田・東郷編（2000）

文献3：杉山（1997）

文献4：杉山ほか（1998）

文献5：杉山・吉岡（1999）

注5：評価時点はすべて2003年1月1日現在。「ほぼ0%」は10⁻³%未満の確率値を示す。なお、計算に当たって用いた平均活動間隔の信頼度は低い（△）ことに留意されたい。

注6：地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率（以下、発生確率等）の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、aからdの4段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。

a：（信頼度が）高い b：中程度 c：やや低い d：低い

発生確率等の評価の信頼度は、これらを求めるために使用した過去の活動に関するデータの信頼度に依存する。信頼度ランクの具体的な意味は以下のとおりである。分類の詳細については付表を参照のこと。なお、発生確率等の評価の信頼度は、地震発生の切迫度を表すのではなく、発生確率等の値の確からしさを表すことに注意する必要がある。

発生確率等の評価の信頼度

a：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が比較的高く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が高い。

b：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が中程度で、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が中程度。

c：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性がやや低い。

d：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、最新活動時期のデータが得られていないため、現時点における確率値が推定できず、単に長期間の平均値を確率としている。

注7：最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。今回の評価の数字で、断層帯北西部の場合、0.2は600年を4,000年で割った値であり、0.3は1,000年を3,000年で割った値。

注8：前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

第5 野坂・集福寺断層帯の評価（平成15年6月11日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会）

野坂・集福寺（のさか・しゅうふくじ）断層帯は、若狭湾から琵琶湖北方の野坂山地にかけて分布する活断層帯である。ここでは、平成9、11年度に地質調査所（現：産業技術総合研究所）によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価した。

1 野坂・集福寺断層帯の位置及び形状

野坂・集福寺断層帯は、野坂断層帯と集福寺断層の二つに区分される。

野坂断層帯は、若狭湾から福井県三方（みかた）郡美浜（みはま）町を経て敦賀市に至る断層帯である。長さは約31kmで、北西-南東方向に延びており、左横ずれかつ北東側が相対的に隆起する逆断層である（図1、2、表1）。

集福寺断層は、敦賀市から滋賀県長浜市西浅井町に至る断層である。長さは約10kmで、北西-南東方向に延びており、左横ずれを主体とする断層である（図1、2、表3）。

2 断層帯の過去の活動

野坂断層帯の最新活動時期は、15-17世紀と推定され、その平均的な活動間隔は、約5千6百-7千6百年もしくはこれらよりも短い間隔であった可能性がある（表1）。

集福寺断層の過去の活動に関する資料は得られていない。

3 断層帯の将来の活動

野坂断層帯では、全体が1つの区間として活動し、マグニチュード7.3程度の地震が発生すると推定される。この場合、2-3m程度の左横ずれと断層の北東側が南西側に対して高まる段差が生じる可能性がある（表1）。本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、表2に示すとおりである。

集福寺断層では、マグニチュード6.5程度の地震が発生すると推定され、0.8m程度の左横ずれが生じる可能性がある（表3）。集福寺断層の将来における地震発生の可能性は不明である。

4 今後に向けて

野坂断層帯では平均活動間隔が精度よく求めてられていない。このため、平均的なずれの速度や1回のずれの量など、過去の活動に関する精度のよい資料を得る必要がある。また、海域においても過去の活動に関する精度のよい資料を得る必要がある。

集福寺断層は長さが10km程度で比較的規模の小さな断層であるが、過去の活動に関する資料はほとんど得られていないため、最新活動時期や平均活動間隔を特定するための資料を得る必要がある。



図1 位置概略図

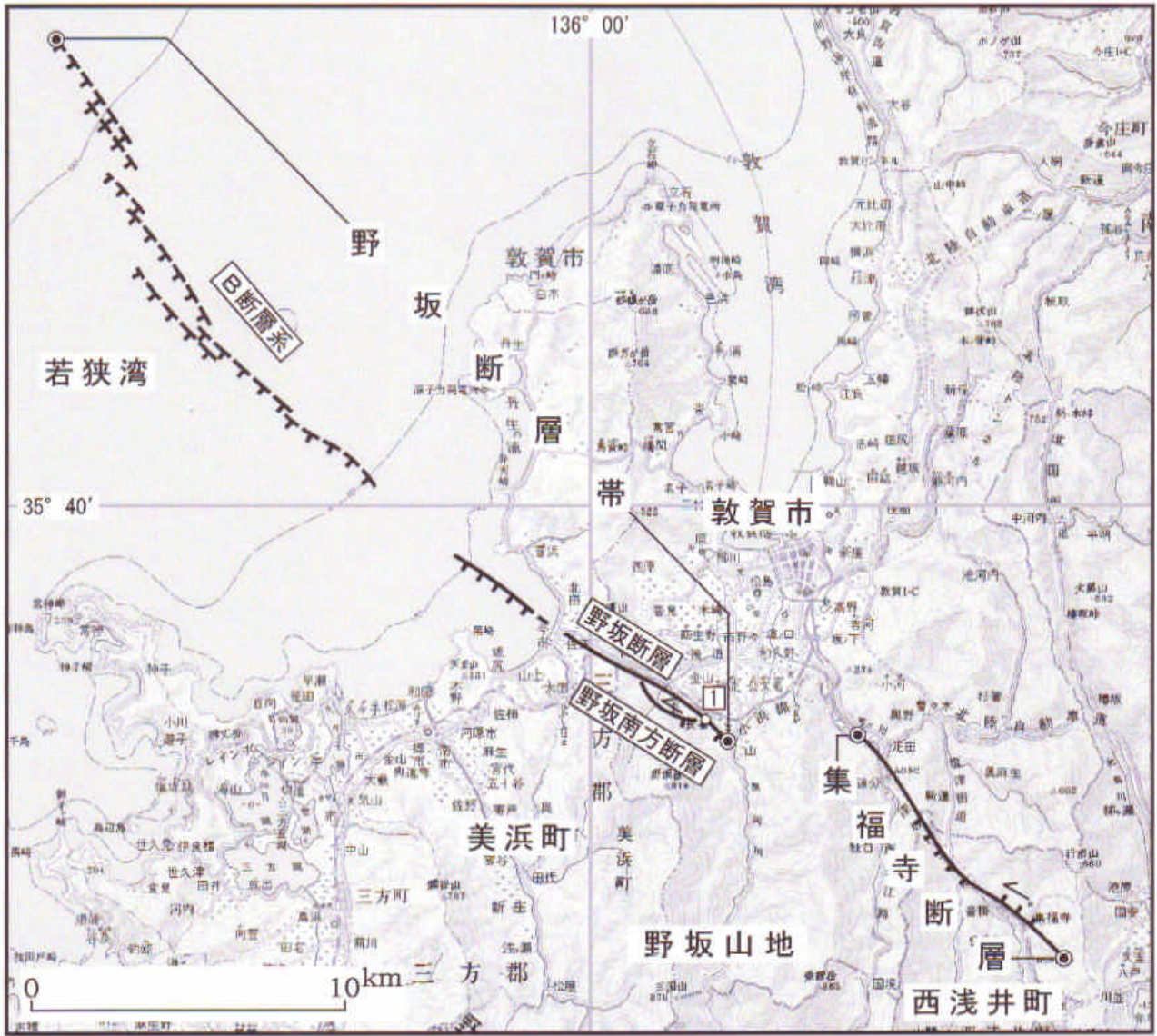


図2 野坂・集福寺断層帯の活断層位置と主な調査地点

1：長谷地点

◎：断層帯の北西端と南東端

活断層の位置は文献2、3及び文献4に基づく。

基図は国土地理院発行数値地図200000「岐阜」及び「宮津」を使用。

表 1 野坂断層帯の特性

項 目	特 性	信頼度 (注 3)	根 拠 (注 4)
1. 断層帯の位置・形状			
(1) 野坂断層帯を構成する断層	B断層系、野坂断層、野坂南方断層		文献3、4による。
(2) 断層帯の位置・形状	<p>地表における断層帯の位置・形状</p> <p>断層帯の位置 (北西端) 北緯 35° 48′ 東経 135° 49′ (南東端) 北緯 35° 36′ 東経 136° 3′ 長さ 約 31km</p> <p>地下における断層帯の位置・形状</p> <p>長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 0 km</p> <p>一般走向 N50° W</p> <p>傾斜 高角、北東傾斜</p> <p>幅 約 15km</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>△</p>	<p>文献2、3、4による。数値は図2から計測。形状は図2を参照。</p> <p>上端の深さが0 kmであることから推定。</p> <p>一般走向は断層帯の北西端と南東端を直線で結んだ方向(図2参照)。</p> <p>傾斜は、説明文 2.1.1 断層帯の位置・形態を参照</p> <p>幅は、浅部の傾斜と地震発生層の下限の深さ(15km程度)から推定。</p>
(3) 断層のずれの向きと種類	左横ずれ、かつ北東側隆起の逆断層	◎	文献6に示された地形の特徴等による。
2. 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	<p>上下成分 : 0.2-0.3m/千年(陸域) 0.8m/千年(海域)</p> <p>左横ずれ成分: 数値は不明。ただし、陸域では上下成分よりも大きいと考えられる。</p>	<p>○</p> <p>△</p>	文献3、5に示された資料から推定。
(2) 過去の活動時期	活動1(最新活動): 15-17世紀	○	活動時期は文献5に示された資料から推定。
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	<p>1回のずれの量</p> <p>約0.5mもしくはそれ以下 (野坂断層の上下成分)</p> <p>約2-3m(左横ずれ成分)</p> <p>平均活動間隔</p> <p>約5千6百-7千6百年もしくはこれらよりも短い間隔</p>	<p>○</p> <p>△</p> <p>△</p>	<p>上下成分は文献5による。</p> <p>横ずれ成分は断層の長さから推定。</p> <p>説明文 2.1.2 断層帯の過去の活動を参照。</p>
(4) 過去の活動区間	断層帯全体で1区間	○	断層の位置関係・形状などから推定。
3. 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び地震の規模	<p>活動区間 : 断層帯全体で1区間</p> <p>地震の規模: マグニチュード 7.3程度</p> <p>ずれの量 : 約0.5mもしくはそれ以下 (野坂断層の上下成分)</p> <p>約2-3m(左横ずれ成分)</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>△</p>	<p>断層の位置関係・形状などから推定。</p> <p>活動区間の長さから推定。</p> <p>過去の活動から推定。</p>

表2 野坂断層帯の将来の地震発生確率等

項目	将来の地震発生確率等 (注5)	信頼度 (注6)	備考
地震後経過率 (注7)	0.04-0.1 もしくはそれ以上	b	発生確率及び集積確率は文献1による。
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0%もしくはそれ以上		
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0%もしくはそれ以上		
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0%もしくはそれ以上		
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ0%もしくはそれ以上		
集積確率 (注8)	ほぼ0%もしくはそれ以上		

表3 集福寺断層の特性

項目	特性	信頼度 (注3)	根拠 (注4)
1. 断層帯の位置・形状	<p>地表における断層帯の位置・形状</p> <p>断層帯の位置 (北西端) 北緯 35° 36' 東経 136° 6' (南東端) 北緯 35° 32' 東経 136° 10' 長さ 約 10km</p> <p>地下における断層帯の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ</p> <p>上端の深さ 0 km</p> <p>一般走向 N40° W</p> <p>傾斜 ほぼ垂直 (地表近傍)</p> <p>幅 約 15km ずれの向きと種類 左横ずれ断層 (北東側隆起の上下成分を伴う)</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>◎</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>△</p> <p>◎</p>	<p>文献4による。数値は図2から計測。形状は図2を参照。</p> <p>上端の深さが0 km であることから推定。</p> <p>一般走向は断層帯の北西端と南東端を直線で結んだ方向 (図2参照)。</p>
2. 断層帯の過去の活動	活動度がB級であると推定される以外は不明		活動度は文献4などによる。
3. 断層帯の将来の活動	活動区間 : 断層帯全体で1区間	○	断層の地表形態から推定。
	地震の規模 : マグニチュード 6.5程度 ずれの量 : 約 0.8m程度 (左横ずれ成分)	○ △	断層の長さから推定。

注1 : 我が国の陸域及び沿岸域の主要な 98 の活断層帯のうち、2001年4月時点で調査結果が公表されているものについて、その資料を用いて今後30年間に地震が発生する確率を試算すると概ね以下のようになると推定される。

98断層帯のうち約半数の断層帯 : 30年確率の最大値が0.1%未満

98断層帯のうち約1/4の断層帯 : 30年確率の最大値が0.1%以上-3%未満

98断層帯のうち約1/4の断層帯 : 30年確率の最大値が3%以上

(いずれも 2001 年 4 月時点での推定。確率の試算値に幅がある場合はその最大値を採用)
この統計資料を踏まえ、地震調査委員会の活断層評価では、次のような相対的な評価を盛り込むこと
としている。

今後 30 年間の地震発生確率(最大値)が 3%以上の場合：

「本断層帯は、今後 30 年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる」

今後 30 年間の地震発生確率(最大値)が 0.1%以上－3%未満の場合：

「本断層帯は、今後 30 年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」

注 2：1995 年兵庫県南部地震、1858 年飛越地震及び 1847 年善光寺地震の地震発生直前における 30 年確率と集積確率（うち、1995 年兵庫県南部地震と 1858 年飛越地震については「長期的な地震発生確率の評価手法について」（地震調査研究推進本部地震調査委員会、2001）による暫定値）は以下のとおりである。

地震名	地震を引き起こした活断層	地震発生直前の 30 年確率 (%)	地震発生直前の集積確率 (%)	断層の平均活動間隔(千年)
1995 年兵庫県南部地震 (M7.3)	野島断層 (兵庫県)	0.4%－8%	2%－80%	約 1.8－約 3.0
1858 年飛越地震 (M7.0－7.1)	跡津川断層 (岐阜県・富山県)	ほぼ 0%－10%	ほぼ 0%－90% より大	約 1.9－約 3.3
1847 年善光寺地震 (M7.4)	長野盆地西縁断層 (長野県)	ほぼ 0%－20%	ほぼ 0%－90% より大	約 0.8－約 2.5

「長期的な地震発生確率の評価手法について」に示されているように、地震発生確率は前回の地震後、十分長い時間が経過しても 100%とはならない。その最大値は平均活動間隔に依存し、平均活動間隔が長いほど最大値は小さくなる。平均活動間隔が 5 千年の場合は 30 年確率の最大値は 5%程度、8 千年の場合は 3%程度である。

注 3：信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

◎：高い、○：中程度、△：低い

注 4：文献については、本文末尾に示す以下の文献。

文献 1：地震調査研究推進本部地震調査委員会（2001）

文献 2：海上保安庁（1980）

文献 3：小松原ほか（2000）

文献 4：岡田・東郷編（2000）

文献 5：杉山ほか（1998a）

文献 6：東郷（1974）

注 5：評価時点はすべて 2003 年 1 月 1 日現在。「ほぼ 0%」は 10⁻³%未満の確率値を示す。

注 6：地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率（以下、発生確率等）の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、a から d の 4 段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。

a：（信頼度が）高い b：中程度 c：やや低い d：低い

発生確率等の評価の信頼度は、これらを求めるために使用した過去の活動に関するデータの信頼度に依存する。信頼度ランクの具体的な意味は以下のとおりである。分類の詳細については付表を参照のこと。なお、発生確率等の評価の信頼度は、地震発生 of 切迫度を表すのではなく、発生確率等の値の確からしさを表すことに注意する必要がある。

発生確率等の評価の信頼度

a：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が比較的高く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が高い。

b：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が中程度で、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が中程度。

c：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性がやや低い。

d：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、最新活動時期のデータが得られていないため、現時点における確率値が推定できず、

単に長期間の平均値を確率としている。

注7：最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。今回の評価の数字で、0.04は300年を7600年で割った値であり、0.1は600年を5600年で割った値。

注8：前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

注9：平均活動間隔の最小値が絞り込まれていないため、地震後経過率、発生確率及び集積確率の最大値は不明である。しかし、最新活動後、評価時点までの経過時間は3百～6百年程度で、我が国の一般的な活断層の平均的な活動間隔と比べると短い時間しか経過しておらず、また、我が国の他の活断層に対して野坂断層帯の活動度が特段に高いことを示す資料もないことから、野坂断層帯でごく近い将来にここで評価したような地震が発生する可能性は低いと考えられる。

第6 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯の評価（平成16年1月14日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会）

柳ヶ瀬（やながせ）・関ヶ原（せきがはら）断層帯は、丹生（にゅう）山地西方の日本海沿岸から琵琶湖東岸を経て伊吹山地南縁に至る活断層帯である。ここでは、平成4年度及び9年度の地質調査所（現：産業技術総合研究所）による調査や平成7年度の岐阜県、平成8-9年度の福井県による調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の特性を次のように評価した。

1. 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯の位置及び形状

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯は、日本海沿岸の福井県福井市鮎川から福井市（旧越廼（こしの）村）越前岬沖の若狭湾東縁を通り、滋賀県長浜市木之本（きのもと）町を経て、岐阜県不破（ふわ）郡垂井（たるい）町に至る柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部と、福井県敦賀（つるが）市の立石岬付近から敦賀湾を横切り、滋賀県長浜市余呉（よご）町に至る「浦底（うらぞこ）-柳ヶ瀬山（やながせやま）断層帯」からなる。

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部は、全体の長さは約100kmで、屈曲点を境に北部では北北東-南南西方向、南部では北西-南東方向に延びる。本断層帯は過去の活動時期から、断層帯北端の福井県福井市鮎川から山中峠南東付近までの北部、山中峠南東付近から椿坂峠付近までの中部、及び椿坂峠から断層帯南端の岐阜県不破郡垂井町に至る南部の3つの区間に細分される。北部は断層の東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層で、南半部は左横ずれ成分を伴う。中部は左横ずれ断層である。南部は左横ずれを主体とし、一部、断層の北東ないし東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層からなる（図1、2及び表1）。

浦底-柳ヶ瀬山断層帯は、長さが約25kmで、北西-南東方向に延びる左横ずれを主体とする断層である（図1、2及び表3）。

2. 断層帯の過去の活動

（1）柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部

断層帯主部は、過去の活動時期の違いから、北部、中部、南部の3つに区分される。

北部の平均的な上下方向のずれの速度は0.6-0.8m/千年もしくはそれ以上、最新の活動は17世紀頃であったと推定される。活動時には、断層の東側が西側に対して概ね4-6m程度隆起したと推定される。また、平均的な活動間隔は約2千3百-2千7百年であった可能性がある（表1）。

中部の最新活動は約7千2百年前以後、約7千年前以前であったと考えられる。平均的な活動間隔は不明であるが、地形的特徴からB級の活動度を有している可能性がある（表1、注1）。

南部の最新活動は約4千9百年前以後、15世紀以前であったと推定される。平均的な活動間隔は不明であるが、地形的特徴からB級の活動度を有している可能性がある（表1）。

（2）浦底-柳ヶ瀬山断層帯

浦底-柳ヶ瀬山断層帯はその地形的特徴から、B-C級の活動度を有している可能性がある。過去の活動時期や平均的な活動間隔に関する資料は得られていない（表3）。

3. 断層帯の将来の活動

（1）柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部

断層帯主部は、最新活動と同様に3つの区間に分かれて活動すると推定されるが、北部と中部または中部と南部を合わせた区間（以下、北中部及び中南部とする）が活動する可能性や断層帯全体が1つの区間として同時に活動する可能性もある。北部、中部、南部の3つに分かれて活動する場合、北部ではマグニチュード7.6程度の地震が発生する可能性があり、その際には断層の東側が相対的に4-6m程度隆起すると推定される。中部ではマグニチュード6.6程度の地震が発生すると推定され、その際には1m程度の左横ずれが生じる可能性がある。南部では、マグニチュード7.6程度の地震が発生し、その際には3-4m程度の左横ずれが生じる可能性がある。

北中部または中南部が活動する場合は、それぞれマグニチュード7.8程度の地震が発生する可能性がある。

断層帯全体が活動する場合は、マグニチュード8.2程度の地震が発生する可能性がある。

北部の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は表2に示すとおりである（注2、3）。中部及び南部は平均活動間隔が不明なため、将来の地震発生確率を求めることはできない。

北中部が活動する場合及び主部全体が活動する場合の地震発生確率は、北部が単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。また、中南部が活動する場合の確率は、中部及び南部における平均活動間隔が不明なため、求めることができない。

(2) 浦底-柳ヶ瀬山断層帯

浦底-柳ヶ瀬山断層帯では、マグニチュード7.2程度の地震が発生すると推定され、その際には2m程度の左横ずれが生じる可能性がある(表3)。過去の活動が明らかでないため、将来このような地震が発生する長期確率を求めることはできない。

4. 今後に向けて

断層帯主部では、平均活動間隔について信頼度の高い数値が得られていないため、平均的なずれの速度や1回のずれの量などを精度よく求める必要がある。また、断層帯主部は過去の最新活動時期の違いから、将来においても北部、中部、南部が別々に活動すると推定されるが、断層の形状などから北部と中部または中部と南部を合わせた区間が活動する場合や断層帯全体が1つの区間として活動する可能性も否定できない。したがって、それぞれの区間において過去の活動に関するより一層の資料を得る必要がある。特に南部の鍛冶屋断層以南では、活動時期に関する資料がほとんど得られておらず、今後十分な調査を行う必要がある。中部と南部の境界位置や、南部の活動区間についてもさらに明らかにする必要がある。

また、断層帯主部とその西側を並走する浦底-柳ヶ瀬山断層帯は非常に近接して分布していることから、断層帯主部の一部と浦底-柳ヶ瀬山断層帯との活動に関連がある可能性もあり、両断層帯の地下の断層面の形状等を明らかにする必要がある。

浦底-柳ヶ瀬山断層帯では過去の活動に関してほとんど資料が得られていない。したがって、過去の活動履歴を明らかにする必要がある。



図1 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯の概略位置図
(長方形は図2の範囲)

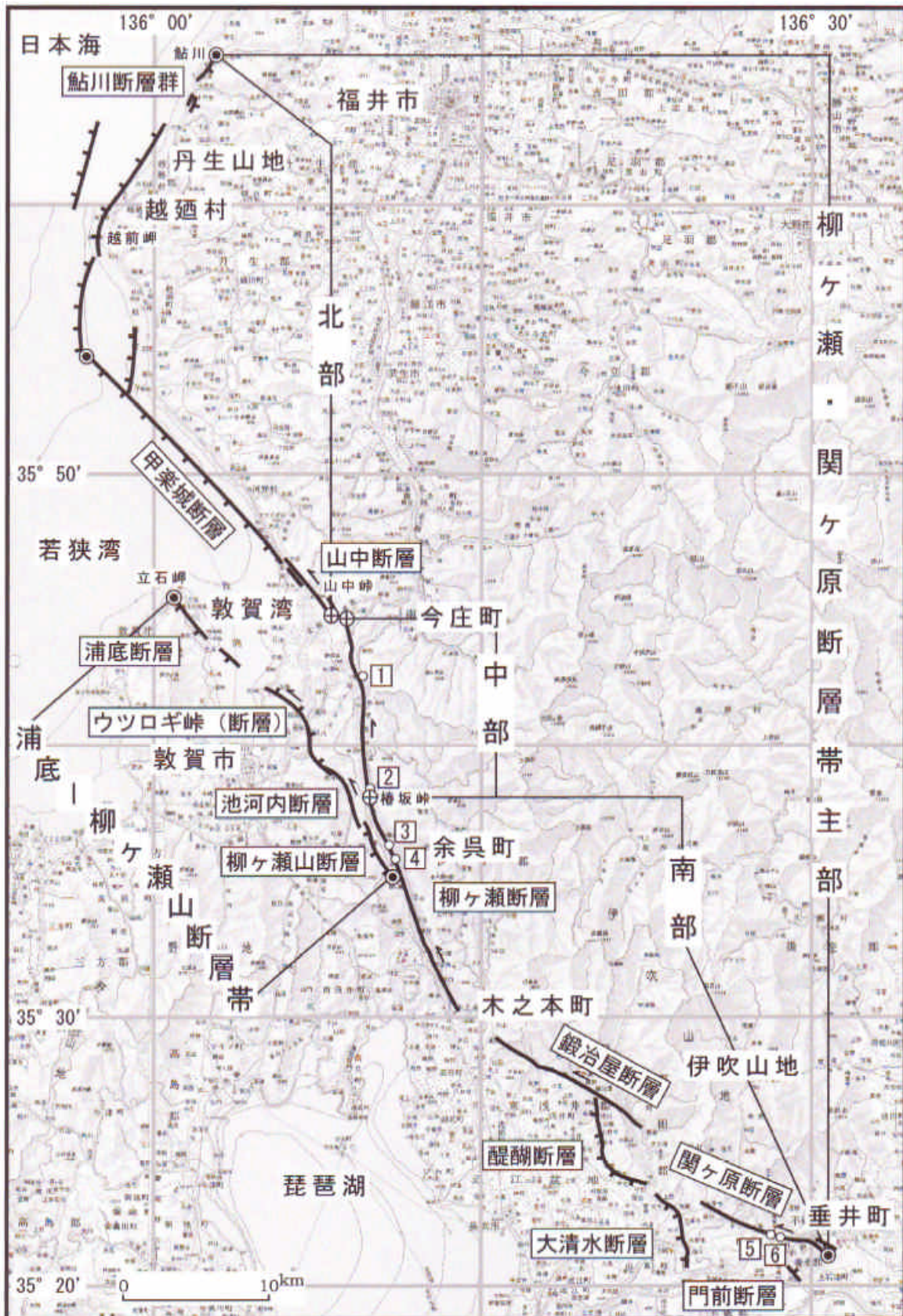


図2 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯の活断層位置と主な調査地点

1：清水洞地点 2：椿坂峠地点 3：椿坂地点

4：雁ヶ谷口地点 5：丸山地点 6：秋葉地点

活断層の位置は文献2, 3, 5, 6及び11に基づく。

◎：断層帯の両端と屈曲点 ⊕：断層帯の北部・中部・南部の境界

基図は国土地理院発行数値地図200000「金沢」「岐阜」「名古屋」

「宮津」及び「京都及大阪」を使用。

表1 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部の特性

項目	特性	信頼度 (注4)	根拠 (注5)
1. 断層帯の位置・形状			
(1) 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部を構成する断層	北部：鮎川断層群、甲楽城（かぶらぎ）断層、 山中断層 中部：柳ヶ瀬（やながせ）断層 南部：柳ヶ瀬断層、鍛冶屋（かじや）断層、醍醐（だいご）断層、大清水（おおしみず）断層、関ヶ原（せきがはら）断層、門前（もんぜん）断層		文献3、6による。
(2) 断層帯の位置・形状	<p>地表における断層帯の位置・形状</p> <p>断層帯の位置</p> <p>全体：（北端）北緯 36° 06′ 東経 136° 03′ △ （屈曲点）北緯 35° 54′ 東経 135° 57′ ◎ （南東端）北緯 35° 21′ 東経 136° 31′ △</p> <p>北部：（北端）北緯 36° 06′ 東経 136° 03′ △ （屈曲点）北緯 35° 54′ 東経 135° 57′ ◎ （南端）北緯 35° 45′ 東経 136° 08′ ◎</p> <p>中部：（北端）北緯 35° 45′ 東経 136° 09′ ◎ （南端）北緯 35° 38′ 東経 136° 10′ ○</p> <p>南部：（北西端）北緯 35° 38′ 東経 136° 10′ ○ （南東端）北緯 35° 21′ 東経 136° 31′ △</p> <p>長さ 全体：約 100km △ 北部：約 48km △ 中部：約 12km ○ 南部：約 45km △</p> <p>地下における断層帯の位置・形状</p> <p>長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 北部、中部、南部とも 0 km ◎</p> <p>一般走向 全体：N20° E、N40° W ○ 北部：N20° E、N50° W ○ 中部：N10° W ◎ 南部：N50° W ○</p> <p>傾斜 北部：東傾斜（北半部）◎ 約 40° 北東傾斜（南半部）△ 中部：ほぼ垂直（地表近傍）○ 南部：ほぼ垂直（地表近傍）○ 北東ないし東傾斜 ◎</p> <p>幅 北部：約 25km ○ 中部：約 15km ○ 南部：約 15km ○</p>		<p>断層帯の位置は、文献3、5、11による。数値は図2から計測、形状は図2を参照。</p> <p>上端の深さが0 km であることから推定。</p> <p>一般走向は断層帯の北端、（屈曲点）及び南端を折れ線で結んだ方向。（図2参照）。</p> <p>傾斜は、文献1などに示された音波探査結果、地形の特徴及び断層露頭から推定。</p> <p>幅は、断層面の傾斜と地震発生層の深さから推定。地震発生層の深さの下限は15km程度。</p>

(3) 断層のずれの向きと種類	北部：東側隆起の逆断層（北半部） 北東側隆起の逆断層（南半部：左横ずれ成分を伴う） 中部：左横ずれ断層 南部：左横ずれ断層 北東ないし東側隆起の逆断層	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	ずれの向きと種類は、文献1、5などに示された音波探査結果、地形・地質の特徴による。
2. 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	北部：0.6-0.8m/千年もしくはそれ以上（上下成分） 中部：不明（活動度はB級） 南部：不明（活動度はB級）	○ △ △	文献10に示された資料から推定。中部・南部の括弧内の活動度は、文献3、6による。
(2) 過去の活動時期	北部：活動1（最新活動）17世紀頃 ：活動2（1つ前の活動） 約3千年前以後、約2千7百年前以前 中部：活動1（最新活動） 約7千2百年前以後、約7千年前以前 南部：活動1（最新活動） 約4千9百年前以後、15世紀以前	○ △ ◎ ○	活動時期は、文献4、7、9、12などに示された資料から推定。
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量 北部：4-6m程度（上下成分） 中部：1m程度（左横ずれ成分） 南部：3-4m程度（左横ずれ成分） 平均活動間隔 北部：約2千3百-2千7百年 中部：不明 南部：不明	○ △ △ △	文献9に示された資料から推定。 断層の長さから推定。 断層の長さから推定。 文献9に示された資料から推定。
(4) 過去の活動区間	北部、中部及び南部の3区間	○	過去の活動時期から推定。
3. 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間 3区間（過去の活動区間と同じ） 北部と中部または中部と南部が同時に活動する可能性もある。 断層帯全体が同時に活動する可能性もある。 地震の規模及びずれの量 北部：地震規模 マグニチュード7.6程度 ずれの量 4-6m程度 中部：地震規模 マグニチュード6.6程度 ずれの量 1m程度 南部：地震規模 マグニチュード7.6程度 ずれの量 3-4m程度 北中部：地震規模 マグニチュード7.8程度 中南部：地震規模 マグニチュード7.8程度 断層帯全体が活動する場合 ：地震規模 マグニチュード8.2程度	○ △ ○ △ △ △ △ △ △	過去の活動などから推定。 地震の規模は断層の長さから推定。ずれの量は、北部を過去の活動から推定した以外は、断層の長さから推定。

表2 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部（北部）の将来の地震発生確率等

項 目	将来の地震発生確率等 (注6)	信頼度 (注7)	備 考
地震後経過率（注8）	0.1-0.2		発生確率及び集積確率は文献13による。
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0%	b	
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
集積確率（注9）	ほぼ0%		

表3 浦底-柳ヶ瀬山断層帯の特性

項 目	特 性	信頼度 (注4)	根 拠 (注5)
1. 断層帯の位置・形状			
(1) 浦底-柳ヶ瀬山断層帯を構成する断層	浦底（うらぞこ）断層、ウツロギ峠（断層）、池河内（いけのごうち）断層、柳ヶ瀬山（やながせやま）断層		文献2, 6による。
(2) 断層帯の位置・形状	<p>地表における断層帯の位置・形状</p> <p>断層帯の位置 (北端) 北緯 35° 45' 東経 136° 01' (南端) 北緯 35° 35' 東経 136° 11'</p> <p>長さ 約 25km</p> <p>地下における断層帯の位置・形状</p> <p>長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ</p> <p>上端の深さ 0 km</p> <p>一般走向 N50° W</p> <p>傾斜 ほぼ垂直（地表近傍）</p> <p>幅 約 15km</p>	<p>△</p> <p>◎</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>△</p> <p>△</p>	<p>文献6による。数値は図2から計測。形状は図2を参照。</p> <p>上端の深さが0 km であることから推定。</p> <p>一般走向は断層帯の北端と南端を直線で結んだ方向（図2参照）。</p> <p>傾斜は、文献2、6などに示された音波探査結果、地形の特徴及び断層露頭から推定。</p> <p>幅は、断層面の傾斜と地震発生層の深さから推定。地震発生層の深さの下限は15km程度。</p>
(3) 断層のずれの向きと種類	左横ずれ断層	◎	文献2、6などに示された音波探査結果、地形・地質の特徴による。
2. 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	平均変位速度 不明 (活動度B-C級)	△	括弧内の活動度は文献3、6による。
(2) 過去の活動時期	最新活動時期 不明 本断層付近では、いくつかの被害地震の記録があるが、いずれも本断層帯の活動との関係は不明。		文献8による。
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量 2m程度（左横ずれ成分） 平均活動間隔 不明	△	断層の長さから推定。

(4)過去の活動区間	活動区間	断層帯全体で1区間	○	断層の位置関係・形状などから推定。
3. 断層帯の将来の活動				
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間	断層帯全体で1区間	○	断層の位置関係・形状などから推定。
	地震の規模及びずれの量		○	断層の長さから推定。
	地震規模	マグニチュード7.2程度	△	断層の長さから推定。
	ずれの量	2m程度(左横ずれ成分)		

注1：柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部（中部・南部）及び浦底－柳ヶ瀬山断層帯では、平均的なずれの速度を具体的に示すことはできないが、活断層の活動の活発さの程度、すなわち活動度（松田，1975）は推定できるので、それを示した。

- ・活動度がAの活断層は、1千年あたりの平均的なずれの量が1m以上、10m未満であるものをいう。
- ・活動度がBの活断層は、1千年あたりの平均的なずれの量が0.1m以上、1m未満であるものをいう。
- ・活動度がCの活断層は、1千年あたりの平均的なずれの量が0.01m以上、0.1m未満であるものをいう。

注2：我が国の陸域及び沿岸域の主要な98の活断層帯のうち、2001年4月時点で調査結果が公表されているものについて、その資料を用いて今後30年間に地震が発生する確率を試算すると概ね以下になると推定される。

98断層帯のうち約半数の断層帯：30年確率の最大値が0.1%未満

98断層帯のうち約1/4の断層帯：30年確率の最大値が0.1%以上－3%未満

98断層帯のうち約1/4の断層帯：30年確率の最大値が3%以上

（いずれも2001年4月時点での推定。確率の試算値に幅がある場合はその最大値を採用。）

この統計資料を踏まえ、地震調査委員会の活断層評価では、次のような相対的な評価を盛り込むこととしている。

今後30年間の地震発生確率（最大値）が3%以上の場合：

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる」

今後30年間の地震発生確率（最大値）が0.1%以上－3%未満の場合：

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」

注3：1995年兵庫県南部地震、1858年飛越地震及び1847年善光寺地震の地震発生直前における30年確率及び集積確率（このうち、1995年兵庫県南部地震、1858年飛越地震については「長期的な地震発生確率の評価手法について」（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2001）による暫定値）は以下のとおりである。

地震名	活動した活断層	地震発生直前の30年確率(%)	地震発生直前の集積確率(%)	断層の平均活動間隔(千年)
1995年兵庫県南部地震(M7.3)	野島断層(兵庫県)	0.4%－8%	2%－80%	約1.8－約3.0
1858年飛越地震(M7.0－7.1)	跡津川断層(岐阜県・富山県)	ほぼ0%－10%	ほぼ0%－90%より大	約1.9－約3.3
1847年善光寺地震(M7.4)	長野盆地西縁断層帯(長野県)	ほぼ0%－20%	ほぼ0%－90%より大	約0.8－約2.5

「長期的な地震発生確率の評価手法について」に示されているように、地震発生確率は前回の地震後、十分長い時間が経過しても100%とはならない。その最大値は平均活動間隔に依存し、平均活動間隔が長いほど最大値は小さくなる。平均活動間隔が2千年の場合は30年確率の最大値は10%程度、5千年の場合は5%程度である。

注4：信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

◎：高い、○：中程度、△：低い

注5：文献については、本文末尾に示す以下の文献。

文献1：福井県（1997）

- 文献 2 : 海上保安庁 (1980)
- 文献 3 : 活断層研究会編 (1991)
- 文献 4 : 武藤ほか (1981)
- 文献 5 : 中田・今泉編 (2002)
- 文献 6 : 岡田・東郷編 (2000)
- 文献 7 : 杉山ほか (1993)
- 文献 8 : 宇佐美 (2003)
- 文献 9 : 山本・木下 (私信)
- 文献 10 : 山本ほか (1996)
- 文献 11 : 山本ほか (2000)
- 文献 12 : 吉岡ほか (1998)

文献 13 : 地震調査研究推進本部地震調査委員会 (2001)

注 6 : 評価時点はすべて 2004 年 1 月 1 日現在。「ほぼ 0%」は 10^{-3} %未満の確率値を示す。なお、計算に当たって用いた平均活動間隔の信頼度は低い (△) ことに留意されたい。

注 7 : 地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率 (以下、発生確率等) の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、a から d の 4 段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。

a : (信頼度が) 高い b : 中程度 c : やや低い d : 低い

発生確率等の評価の信頼度は、これらを求めるために使用した過去の活動に関するデータの信頼度に依存する。信頼度ランクの具体的な意味は以下のとおりである。分類の詳細については付表を参照のこと。なお、発生確率等の評価の信頼度は、地震発生の切迫度を表すのではなく、発生確率等の値の確からしさを表すことに注意する必要がある。

発生確率等の評価の信頼度

- a : 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が比較的高く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が高い。
- b : 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が中程度で、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が中程度。
- c : 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性がやや低い。
- d : 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼度が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、最新活動時期のデータが得られていないため、現時点における確率値が推定できず、単に長期間の平均値を確率としている。

注 8 : 最新活動 (地震発生) 時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると 1.0 となる。今回の評価の数字で、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部 (北部) の場合、0.1 は 300 年を 2700 年で割った値であり、0.2 は 400 年を 2300 年で割った値。

注 9 : 前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

第7 鈴鹿西縁断層帯の評価

鈴鹿西縁断層帯は、滋賀県東部の鈴鹿山脈西縁に分布する活断層帯である。ここでは、平成 11 年度に地質調査所（現：産業技術総合研究所）によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価した。

1. 断層帯の位置及び形態

鈴鹿西縁断層帯は、滋賀県米原市（旧米原町）から、甲賀市土山町に至る断層帯である。長さは約 44 km で、ほぼ南北方向に延びる、東側が相対的に隆起する逆断層である（図 1、2 及び表 1）。

2. 断層帯の過去の活動

鈴鹿西縁断層帯の最新活動時期は明らかになっていない。既往の調査研究成果による直接的なデータではないが、本断層帯の長さをもとに経験則で求めた 1 回のずれの量と平均的な上下方向のずれの速度に基づくと、平均的な活動間隔は約 1 万 8 千－3 万 6 千年であった可能性がある（表 1）。

3. 断層帯の将来の活動

鈴鹿西縁断層帯は、全体が 1 つの区間として活動すると推定され、マグニチュード 7.6 程度の地震が発生すると推定される。この場合、断層の東側が西側に対して相対的に 3－4 m 程度高くなる段差を生じる可能性がある（表 1）。

本断層帯では、過去の活動が十分明らかではなく、最新活動時期が特定できていないことから、通常の活断層評価とは異なる手法により地震発生長期確率を求めている。そのため信頼度は低いですが、将来このような地震が発生する長期確率を算出すると、表 2 に示すとおりであり、本断層帯は今後 30 年の間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる（注 1－3）。

4. 今後に向けて

鈴鹿西縁断層帯では、過去の活動時期や平均活動間隔に関するデータが得られていないなど、断層帯の特性が精度よく求められていない。このため、本断層帯については、活動時期や平均的なずれの速度及び 1 回のずれの量など、過去の活動に関する精度のよい資料を得る必要がある。

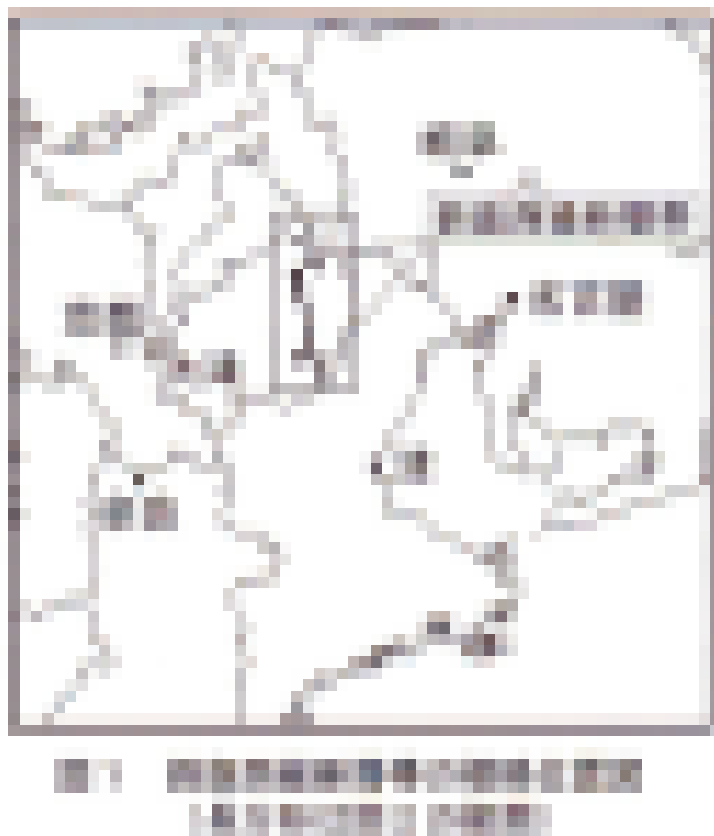




図2 鈴鹿西縁断層帯の位置と主な調査地点

A : 反射法弾性波探査測線 (文献1)

◎ : 断層帯の北端と南端

断層の位置は文献3-5に基づく。

基図は国土地理院発行数値地図200000「名古屋」を使用。

表1 鈴鹿西縁断層帯の特性

項目	特性	信頼度 (注4)	根拠 (注5)
1. 断層帯の位置・形態			
(1) 断層帯を構成する断層	仏生寺（ぶっしょうじ）断層、彦根断層、常安寺断層、斧磨（よきとぎ）断層、百濟寺（ひゃくさいじ）断層、甲津畑断層、綿向山（わたむきやま）断層、鎌掛（かいがけ）断層、瀬の音断層、黒滝断層		文献3、4及び5による
(2) 断層帯の位置・形状	地表における断層の位置・形状 断層の位置 （北端）北緯 35° 19′ 東経 136° 20′ （南端）北緯 34° 55′ 東経 136° 21′ 長さ 約 44 km	○ ○ ○	文献3、4及び5による。数値は図2から計測。
	地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 0km 一般走向 ほぼ南北 傾斜 30-40° 東傾斜 （深さ 400m 以浅） 幅 約 30 - 40 km	○ ◎ ◎ ○ △	上端の深さが 0km であることから推定。 一般走向は断層帯の北東端と南西端を直線で結んだ方向（図2参照）。 傾斜は、地形の特徴や反射法弾性波探査結果から推定（文献1）。 傾斜と地震発生層の深さの下限から推定。
(3) 断層のずれの向きと種類	東側隆起の逆断層	◎	地形の特徴などによる。
2. 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	約 0.1-0.2 m/千年（上下成分）	△	文献2、3による。
(2) 過去の活動時期	不明		
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量 3-4m程度（上下成分）	△	断層の長さから推定。 平均的なずれの速度と1回のずれの量から推定。
	平均活動間隔 約1万8千-3万6千年	△	
(4) 過去の活動区間	断層帯全体で1区間	○	断層の地表形態から推定。
3. 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間 断層帯全体で1区間	○	断層の長さから推定。 断層の長さから推定。
	地震の規模 マグニチュード7.6程度	○	
	ずれの量 3-4m程度（上下成分）	△	

表2 鈴鹿西縁断層帯の将来の地震発生確率等（ポアソン過程を適用）

項目	将来の地震発生確率等 (注6)	信頼度 (注7)	備考
今後30年以内の地震発生確率	0.08%－0.2%	d	最新活動時期が不明のため、平均活動間隔をもとにポアソン過程で推測した。
今後50年以内の地震発生確率	0.1%－0.3%		
今後100年以内の地震発生確率	0.3%－0.6%		
今後300年以内の地震発生確率	0.8%－2%		

注1：鈴鹿西縁断層帯では、最新活動時期が特定できていないため、通常の活断層評価で用いている更新過程（地震の発生確率が時間とともに変動するモデル）により地震発生長期確率を求めることができない。地震調査研究推進本部地震調査委員会（2001）は、このような更新過程が適用できない場合には、特殊な更新過程であるポアソン過程（地震の発生時期に規則性を考えないモデル）を適用せざるを得ないとしていることから、ここでは、ポアソン過程を適用して鈴鹿西縁断層帯の将来の地震発生確率を求めた。しかし、ポアソン過程を用いた場合、地震発生の確率はいつの時点でも同じ値となり、本来時間とともに変化する確率の「平均的なもの」になっていることに注意する必要がある。なお、グループ分けは、通常的手法を用いた場合の全国の主な活断層のグループ分け（注2参照）と同じしきい値（推定値）を使用して行なった。

注2：我が国の陸域及び沿岸域の主要な98の活断層帯のうち、2001年4月時点で調査結果が公表されているものについて、その資料を用いて今後30年間に地震が発生する確率を試算すると概ね以下のようになることと推定される。

98断層帯のうち約半数の断層帯：30年確率の最大値が0.1%未満

98断層帯のうち約1/4の断層帯：30年確率の最大値が0.1%以上－3%未満

98断層帯のうち約1/4の断層帯：30年確率の最大値が3%以上

（いずれも2001年4月時点での推定。確率の試算値に幅がある場合はその最大値を採用）

この統計資料を踏まえ、地震調査委員会の活断層評価では、次のような相対的な評価を盛り込むこととしている。

今後30年間の地震発生確率(最大値)が3%以上の場合：

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる」

今後30年間の地震発生確率(最大値)が0.1%以上－3%未満の場合：

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」

注3：1995年兵庫県南部地震、1858年飛越地震及び1847年善光寺地震の地震発生直前における30年確率と集積確率（うち、1995年兵庫県南部地震については「長期的な地震発生確率の評価手法について」（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2001）による暫定値）は以下のとおりである。

地震名	地震を引き起こした活断層	地震発生直前の30年確率(%)	地震発生直前の集積確率(%)	断層の平均活動間隔(千年)
1995年兵庫県南部地震(M7.3)	野島断層(兵庫県)	0.4%－8%	2%－80%	約1.8－約3.0
1858年飛越地震(M7.0－7.1)	跡津川断層帯(岐阜県・富山県)	ほぼ0%－13%	ほぼ0%－90%より大	約1.7－約3.6
1847年善光寺地震(M7.4)	長野盆地西縁断層帯(長野県)	ほぼ0%－20%	ほぼ0%－90%より大	約0.8－約2.5

「長期的な地震発生確率の評価手法について」に示されているように、地震発生確率は前回の地震後、十分長い時間が経過しても100%とはならない。その最大値は平均活動間隔に依存し、平均活動間隔が長いほど最大値は小さくなる。平均活動間隔が1万年の場合は30年確率の最大値は3%程度、2万年の場合は1%程度である。

注4：信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

◎：高い、○：中程度、△：低い

注5：文献については、本文末尾に示す以下の文献。

- 文献1：吾妻ほか（2000）
- 文献2：池田ほか（2002）
- 文献3：活断層研究会編（1991）
- 文献4：中田・今泉編（2002）
- 文献5：岡田・東郷編（2000）

注6：鈴鹿西縁断層帯は最新活動時期を特定できていないため、通常的手法による確率の値は推定できない。そのかわりとして、長期間の確率の平均値を示した。最新活動時期によってはこの値より大きく、または小さくなるが、その確率値のとり得る範囲は平均活動間隔から求めることができる。本断層帯は平均活動間隔が1万8千～3万6千年程度と求められているので、この場合の通常的手法による30年確率のとり得る範囲はほぼ0%～1%となる。

注7：地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率（以下、発生確率等）の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、aからdの4段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。

a：（信頼度が）高い b：中程度 c：やや低い d：低い

発生確率等の評価の信頼度は、これらを求めるために使用した過去の活動に関するデータの信頼度に依存する。信頼度ランクの具体的な意味は以下のとおりである。分類の詳細については付表を参照のこと。なお、発生確率等の評価の信頼度は、地震発生の切迫度を表すのではなく、発生確率等の値の確からしさを表すことに注意する必要がある。

発生確率等の評価の信頼度

- a：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が比較的高く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が高い。
- b：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が中程度で、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が中程度。
- c：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性がやや低い。
- d：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、最新活動時期のデータが得られていないため、現時点における確率値が推定できず、単に長期間の平均値を確率としている。

第8 頓宮断層の評価

頓宮（とんぐう）断層は、滋賀県南部から三重県西部に分布する活断層である。ここでは、平成 11 年度に地質調査所（現：産業技術総合研究所）によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価した。

1. 断層の位置及び形態

頓宮断層は、滋賀県甲賀（こうか）市水口（みなくち）町から三重県伊賀市（旧伊賀町、旧上野市を経て旧旧青山町）に至る断層である。長さは約 31 km で、ほぼ南北方向に延びる、相対的に東側が隆起する逆断層である（図 1、2 及び表 1）。本断層の中央部付近のすぐ西側には、木津川断層帯がほぼ東西方向に分布する。

2. 断層の過去の活動

頓宮断層の最新活動時期は、約 1 万年前以後、7 世紀以前の可能性があり、平均的な活動間隔は約 1 万年以上であった可能性がある（表 1）。

3. 断層の将来の活動

頓宮断層は、全体が 1 つの区間として活動すると推定され、マグニチュード 7.3 程度の地震が発生すると推定される。この場合、断層の東側が西側に対して相対的に 2 - 3 m 程度高くなる段差や撓みを生じる可能性がある（表 1）。本断層の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率を算出すると表 2 に示すとおりとなる。本評価で得られた地震発生率の長期確率には幅があるが、その最大値をとると、今後 30 年の間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる（注 1、2）。

4. 今後に向けて

頓宮断層では、平均的なずれの速度が得られておらず、最新活動時期や平均活動間隔に関する信頼度の高いデータも得られていないなど、断層の特性が精度よく求められていない。このため、本断層について、過去の活動に関する精度のよい資料を得る必要がある。



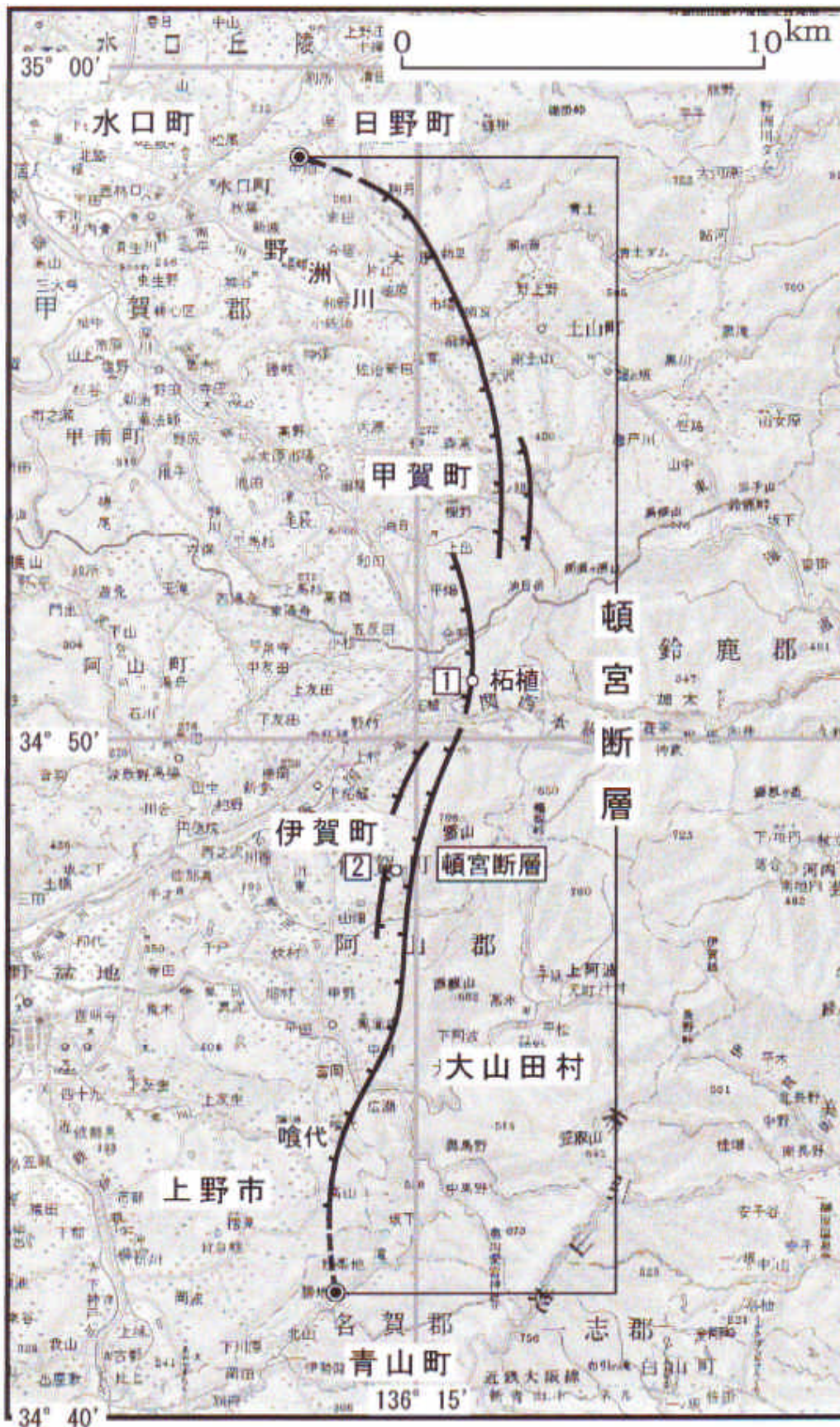


図2 頓宮断層の位置と主な調査地点

1 : 柘植地点 2 : 蛇喰池地点

◎ : 断層の北端と南端

断層の位置は文献3に基づく。

基図は国土地理院発行数値地図200000「名古屋」を使用。

表 1 頓宮断層の特性

項目	特性	信頼度 (注3)	根拠 (注4)
1. 断層の位置・形態			
(1) 構成する断層	頓宮（とんぐう）断層		文献3による
(2) 断層の位置・形状	地表における断層の位置・形状 断層の位置 （北端）北緯 34° 58′ 東経 136° 12′ （南端）北緯 34° 42′ 東経 136° 13′ 長さ 約 31 km	○ ○ ○	文献3による。数値は図2から計測。
	地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 0 km 一般走向 ほぼ南北 傾斜 50-80° 東傾斜 （地表付近） 幅 不明	○ ◎ ◎ ○	上端の深さが 0 km であることから推定。 一般走向は断層の北東端と南西端を直線で結んだ方向（図2参照）。 傾斜は、断層露頭で認められた角度から推定。 地震発生層の深さの下限は約 15 km。
(3) 断層のずれの向きと種類	東側隆起の逆断層	◎	地形の特徴などによる。
2. 断層の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	不明 （活動度はB級）		括弧内の活動度（注5）は文献3による。
(2) 過去の活動時期	活動1（最新活動時期） 約1万年前以後、7世紀以前	△	文献2に示された資料などから推定（説明文2.2.(2)参照）。
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量： 2-3m程度 （上下成分）	△	断層の長さから推定。
	平均活動間隔： 約1万年以上	△	文献2と1回のずれの量から推定（説明文2.2.(4)参照）。
(4) 過去の活動区間	断層全体で1区間	○	断層の地表形態から推定。
3. 断層の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間 断層全体で1区間	○	断層の地表形態から推定。
	地震の規模 マグニチュード7.3程度	○	断層の長さから推定。

	ずれの量	2-3m程度 (上下成分)	△	断層の長さから推定。
--	------	------------------	---	------------

表2 頓宮断層の将来の地震発生確率等

項目	将来の地震発生確率等 (注6)	信頼度 (注7)	備考
地震後経過率(注8)	1.0以下		
今後30年以内の地震発生確率	1%以下	c	発生確率及び集積確率は、文献1による。
今後50年以内の地震発生確率	2%以下		
今後100年以内の地震発生確率	4%以下		
今後300年以内の地震発生確率	10%以下		
集積確率(注9)	50%以下		

注1：我が国の陸域及び沿岸域の主要な98の活断層のうち、2001年4月時点で調査結果が公表されているものについて、その資料を用いて今後30年間に地震が発生する確率を試算すると概ね以下のように推定される。

98断層帯のうち約半数の断層帯：30年確率の最大値が0.1%未満

98断層帯のうち約1/4の断層帯：30年確率の最大値が0.1%以上-3%未満

98断層帯のうち約1/4の断層帯：30年確率の最大値が3%以上

(いずれも2001年4月時点での推定。確率の試算値に幅がある場合はその最大値を採用)

この統計資料を踏まえ、地震調査委員会の活断層評価では、次のような相対的な評価を盛り込むこととしている。

今後30年間の地震発生確率(最大値)が3%以上の場合：

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる」

今後30年間の地震発生確率(最大値)が0.1%以上-3%未満の場合：

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」

注2：1995年兵庫県南部地震、1858年飛越地震及び1847年善光寺地震の地震発生直前における30年確率と集積確率(うち、1995年兵庫県南部地震については「長期的な地震発生確率の評価手法について」(地震調査研究推進本部地震調査委員会、2001)による暫定値)は以下のとおりである。

地震名	地震を引き起こした活断層	地震発生直前の30年確率(%)	地震発生直前の集積確率(%)	断層の平均活動間隔(千年)
1995年兵庫県南部地震(M7.3)	野島断層(兵庫県)	0.4%-8%	2%-80%	約1.8-約3.0
1858年飛越地震(M7.0-7.1)	跡津川断層帯(岐阜県・富山県)	ほぼ0%-13%	ほぼ0%-90%より大	約1.7-約3.6
1847年善光寺地震(M7.4)	長野盆地西縁断層帯(長野県)	ほぼ0%-20%	ほぼ0%-90%より大	約0.8-約2.5

「長期的な地震発生確率の評価手法について」に示されているように、地震発生確率は前回の地震後、十分長い時間が経過しても100%とはならない。その最大値は平均活動間隔に依存し、平均活動間隔が長いほど最大値は小さくなる。平均活動間隔が1万年の場合は30年確率の最大値は3%程度、2万年の場合は1%程度である。

注3：信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

◎：高い、○：中程度、△：低い

注4：文献については、本文末尾に示す以下の文献。

文献1：地震調査研究推進本部地震調査委員会（2001）

文献2：荻谷ほか（2000）

文献3：活断層研究会編（1991）

注5：頓宮断層では、平均的なずれの速度を具体的に示すことはできないが、活断層の活動の活発さの程度、すなわち活動度（松田, 1975）は推定できるので、それを示した。

- ・活動度がAの活断層は、1千年あたりの平均的なずれの量が1m以上、10m未満であるものをいう。
- ・活動度がBの活断層は、1千年あたりの平均的なずれの量が0.1m以上、1m未満であるものをいう。
- ・活動度がCの活断層は、1千年あたりの平均的なずれの量が0.01m以上、0.1m未満であるものをいう。

注6：評価時点はすべて2004年1月1日現在。「ほぼ0%」は 10^{-3} %未満の確率値を示す。なお、計算に当たって用いた平均活動間隔の信頼度は低い（△）ことに留意されたい。

注7：地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率（以下、発生確率等）の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、aからdの4段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。

a：（信頼度が）高い b：中程度 c：やや低い d：低い

発生確率等の評価の信頼度は、これらを求めるために使用した過去の活動に関するデータの信頼度に依存する。信頼度ランクの具体的な意味は以下のとおりである。分類の詳細については付表を参照のこと。なお、発生確率等の評価の信頼度は、地震発生の切迫度を表すのではなく、発生確率等の値の確からしさを表すことに注意する必要がある。

発生確率等の評価の信頼度

- a：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が比較的高く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が高い。
- b：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が中程度で、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が中程度。
- c：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性がやや低い。
- d：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、最新活動時期のデータが得られていないため、現時点における確率値が推定できず、単に長期間の平均値を確率としている。

注8：最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。今回の評価の数字で、1.0は最新活動時期の一番古い側の1万年を平均活動間隔の最小値である1万年で割った値である。

注9：前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

第9 南海トラフの地震の長期評価

四国から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。本報告書は、南海トラフ沿いのうち図1に示す四国沖から浜名湖沖までの領域X及び領域Yを対象とし、長期的な観点で地震発生の可能性、震源域の形態等について評価してとりまとめたものである。評価に当たっては、これらの領域に発生した地震について行われた調査研究の成果を参考にした。

ここでは、便宜上、領域X付近を中心にして発生する地震を南海地震、領域Y付近を中心にして発生する地震を東南海地震^{※1}と呼ぶ。なお、図1の領域Zは、1944年の東南海地震（昭和東南海地震）の際に破壊せずに残ってしまった部分を含む領域であり、想定東海地震はこの領域を概ね震源域とするとされている（中央防災会議東海地震に関する専門調査会, 2001）。地理的には、領域Xは足摺岬（高知県）沖～潮岬（和歌山県）沖、領域Yは潮岬沖～浜名湖（静岡県）沖、領域Zは浜名湖沖～駿河湾にそれぞれ概ね該当する。

この報告書では、想定東海地震の発生が懸念されていることを前提とした。

1 地震の発生位置及び震源域の形態

南海トラフに発生する地震は、主に、四国や紀伊半島が乗っている陸のプレートの下へ太平洋側からフィリピン海プレートが沈み込むことに伴って、これら2つのプレートの境界面（以下「プレート境界面」という。）が破壊する（ずれる）ことによって発生する。また、時によってはプレート境界面から枝分かれした陸のプレート内の高角の断層（以下「分岐断層」という。）も含めて破壊し（図2参照）、海底での上下地殻変動を大きくすることや局地的に強い揺れを生じさせる可能性もある。

<過去の震源域について>

過去の南海地震の震源域については、次のとおり（表1参照）。西端は、足摺岬の東で止まった可能性が高い事例（1946年）及び足摺岬の西にまで及んだ可能性がある事例（1707年）がある。東端は、潮岬の東で止まった事例（1854年、1946年）及びY領域にまで及んだ（東南海地震が同時発生した）可能性が高い事例（1605年、1707年）がある。

過去の東南海地震の震源域については、次のとおり（表1参照）。西端は、潮岬の東で止まった事例（1854年、1944年）及びX領域にまで及んだ（南海地震が同時発生した）可能性が高い事例（1605年、1707年）がある。東端は、浜名湖の沖合で止まった可能性が高い事例（1944年）及び領域Zまで及んだ可能性がある事例（1707年、1854年等）がある。

<次の地震の発生位置及び震源域の形態について>

次の地震の発生位置（領域）及び震源域の形態は、過去の地震のうち資料が十分揃っている1498年の東南海地震（明応東海地震）以降に発生した地震の状況、プレート境界面の深さの推定結果、地殻変動の現状、及び地殻構造等の調査結果から総合的に判断して、図3のようになる可能性が高いと考えられる（表3-1及び表3-2参照）。また、南海地震及び東南海地震が同時発生した場合にも図3の領域が両者の震源域となると考えられる。

2 地震活動

歴史地震の記録や観測成果の中に記述された、津波の記録、震度分布等に基づく調査研究の成果を吟味し、南海地震及び東南海地震に該当すると評価（同定）した結果及びそれを踏まえた次の地震の評価結果は次のとおりである。

※1「東南海地震」という用語は1944年に発生した地震について使われてきた。この地震以前に領域Y付近を中心にして発生した地震の震源域は領域Zまでを含むことが多く、「東海地震」と呼ばれている。例えば、1854年に発生した地震は安政東海地震と呼ばれる（地震調査委員会, 1999）。しかし、ここでは、想定東海地震との区別を明確にするために、「東南海地震」と呼ぶことにした。以下読み易さに配慮して鍵括弧を省いた。

[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Illegible header text]

[Illegible text block consisting of several lines of text]

	1	2
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
98		
99		
100		

	1	2
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
98		
99		
100		

		[Illegible]	
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

		[Illegible]	
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]

[Illegible]

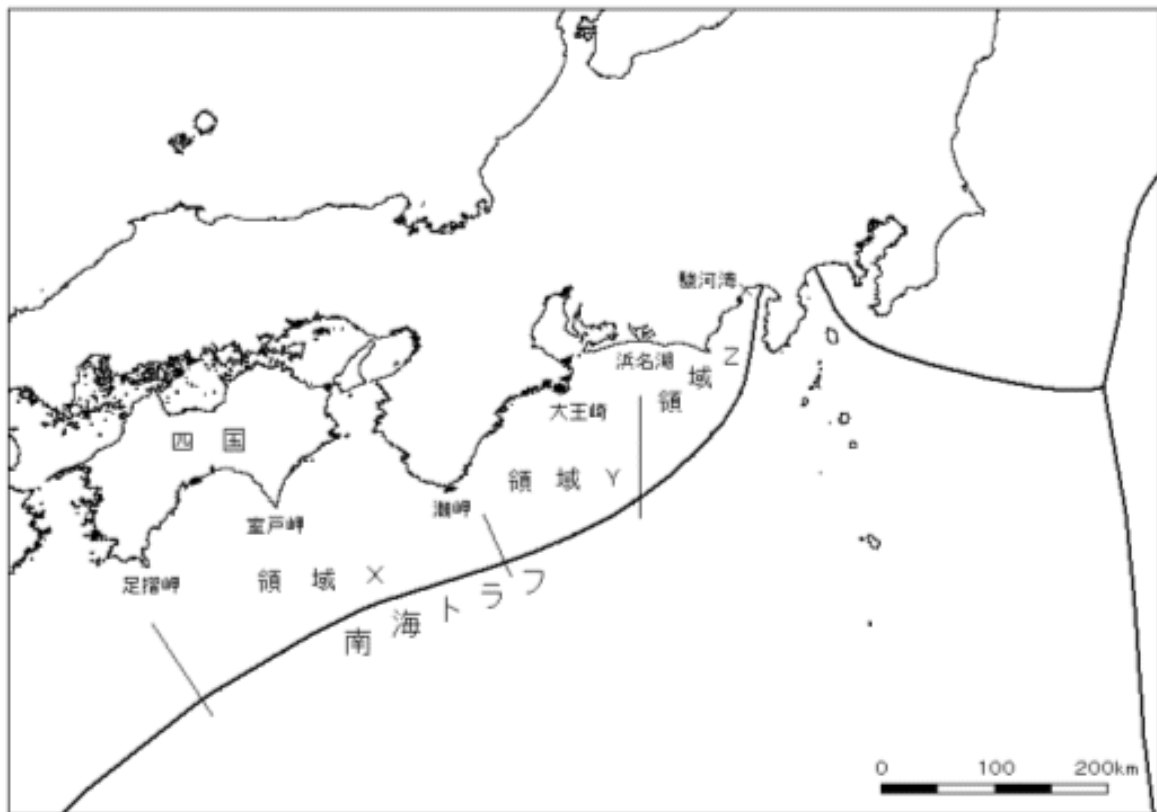


図1 南海トラフ及び本報告が評価対象とした領域の概略位置

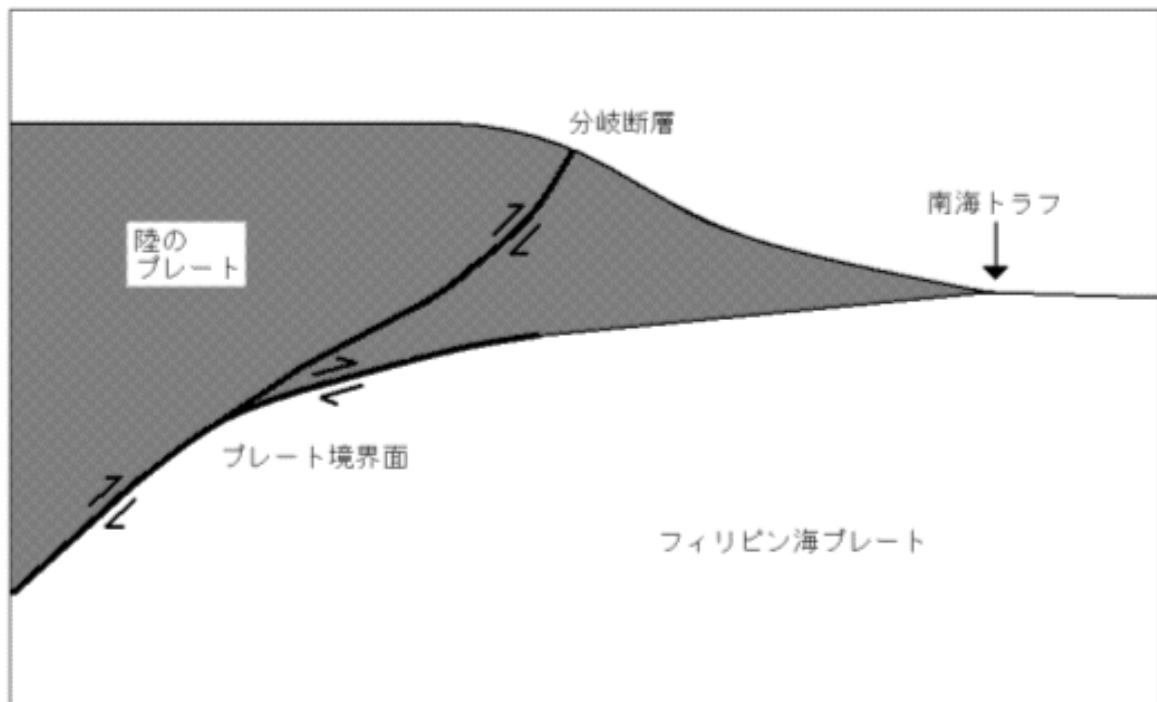


図2 南海トラフに発生した地震の震源域の断面模式図

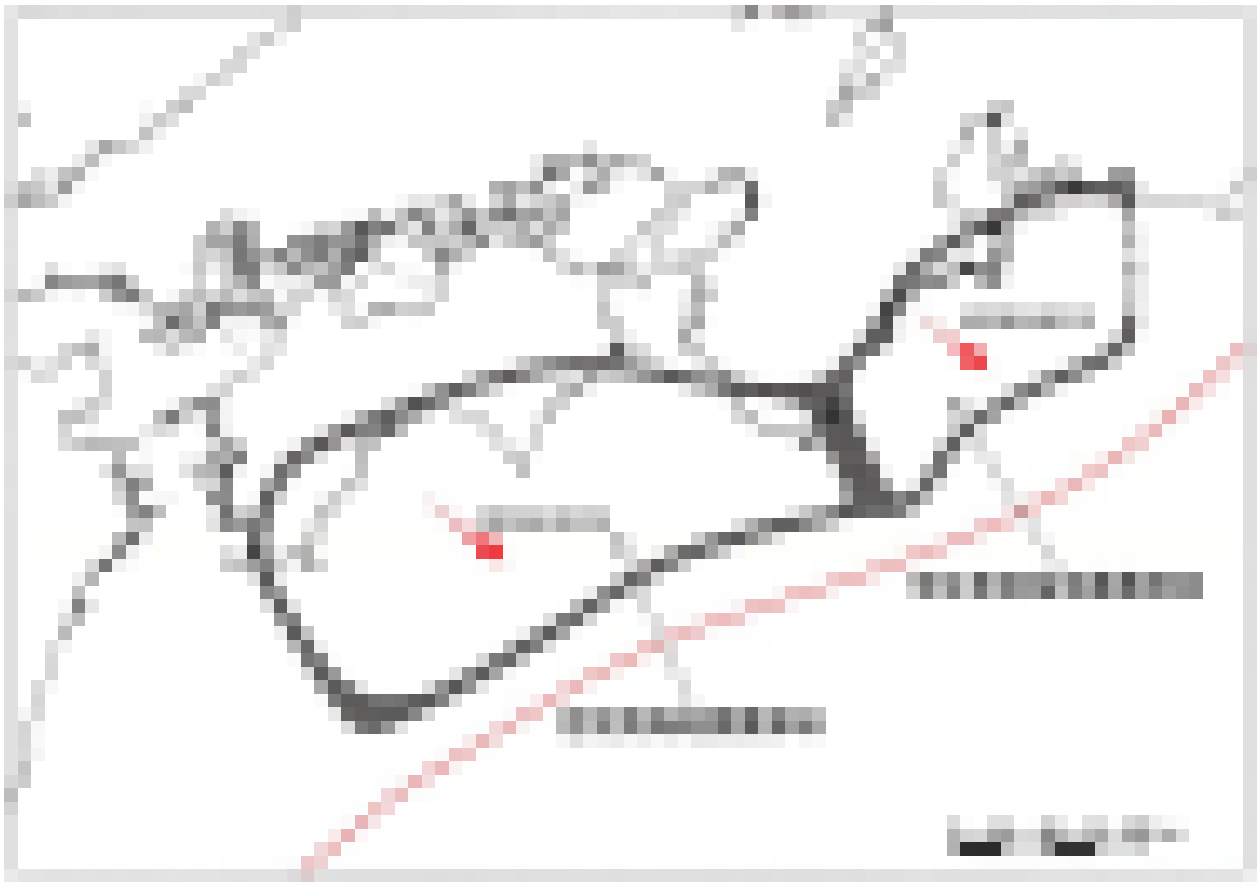


図3 想定南海地震及び想定東南海地震の震源域並びに想定地震発生時の震源域に想定される平均的なずれの向き

第8節 東南海・南海地震防災対策推進地域

平成15年12月の中央防災会議において、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（平成13年6月の中央防災会議において設置が決定）から示された以下の基準に基づき、東南海・南海法第3条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震により著しい被害が生じるおそれがあるため、防災対策を推進する必要がある地域として、21都府県の652市町村の区域が指定された。

(1) 震度に関する基準について

震度6弱以上となる地域を基準とする。

(2) 津波に関する基準について

海岸での津波の高さ、陸上での津波の浸水深、海岸堤防の整備状況を考慮し、次の条件を満たす地域とする。

「大津波」（3m以上）もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m（漂流物が多いと見込まれる地域*については1.2m）以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域

* 「漂流物が多いと見込まれる地域」は、特定重要港湾および人口集中(DID)地区とする。

(3) 推進地域の指定単位について

防災対策の基本単位でもある市町村単位とする。

なお、市町村の一部地域について、著しい被害が生ずるおそれがある場合については、指定の単位は市町村単位とするが、対策については、各市町村の中で予想される被害に合わせた対応とすることも必要である。

(4) 防災体制の確保等の観点からの指定について

周辺の市町村が連携することによって初めての的確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。

また、過去に発生した東南海・南海地震等で、特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、次の東南海・南海地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

本県においては、平成15年12月17日に24市町の区域が指定されており、その後の市町村合併に伴い、平成22年4月1日現在で次の13市町の区域が改めて推進地域に指定されている。

彦根市、長浜市、近江八幡市、甲賀市、野洲市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

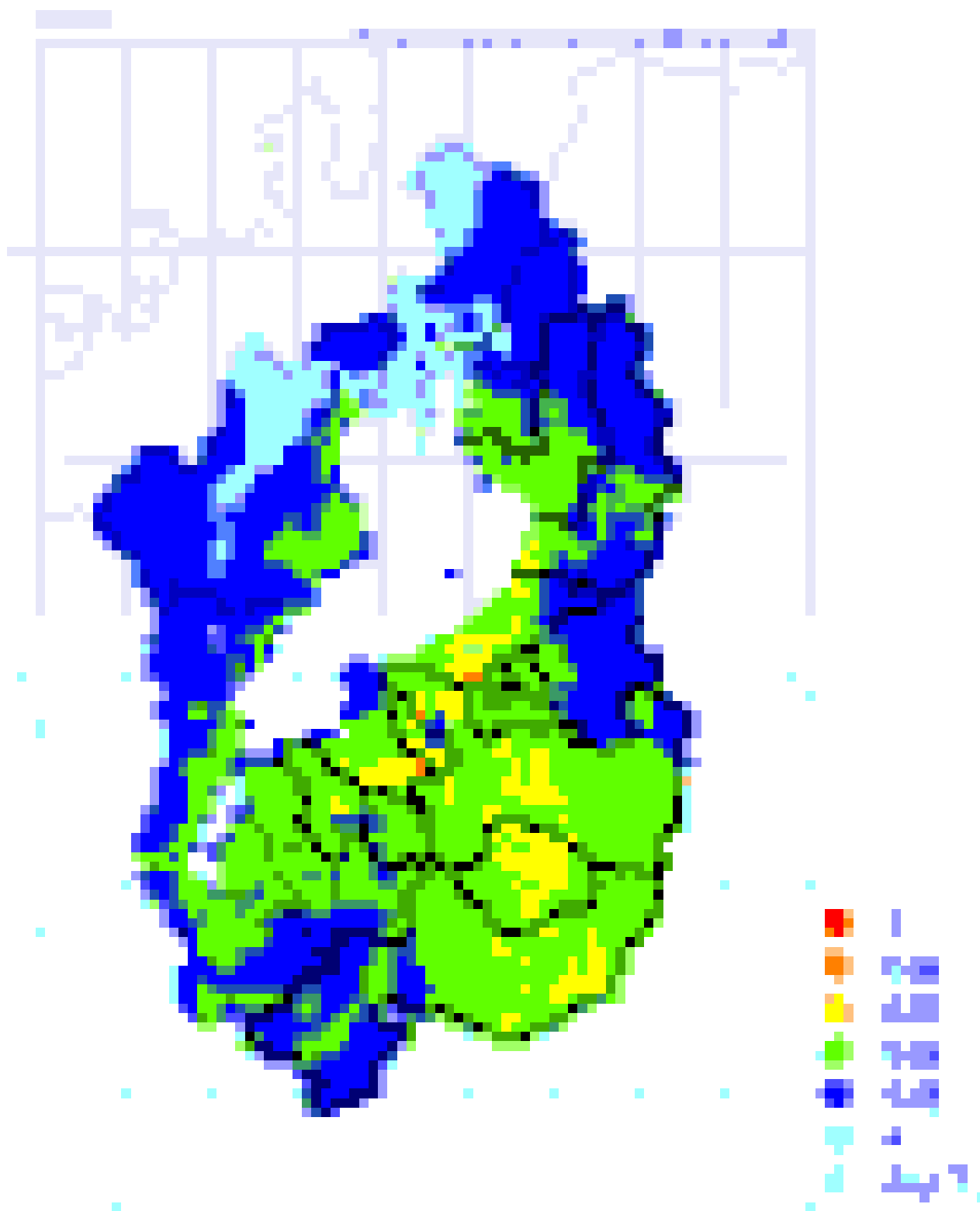


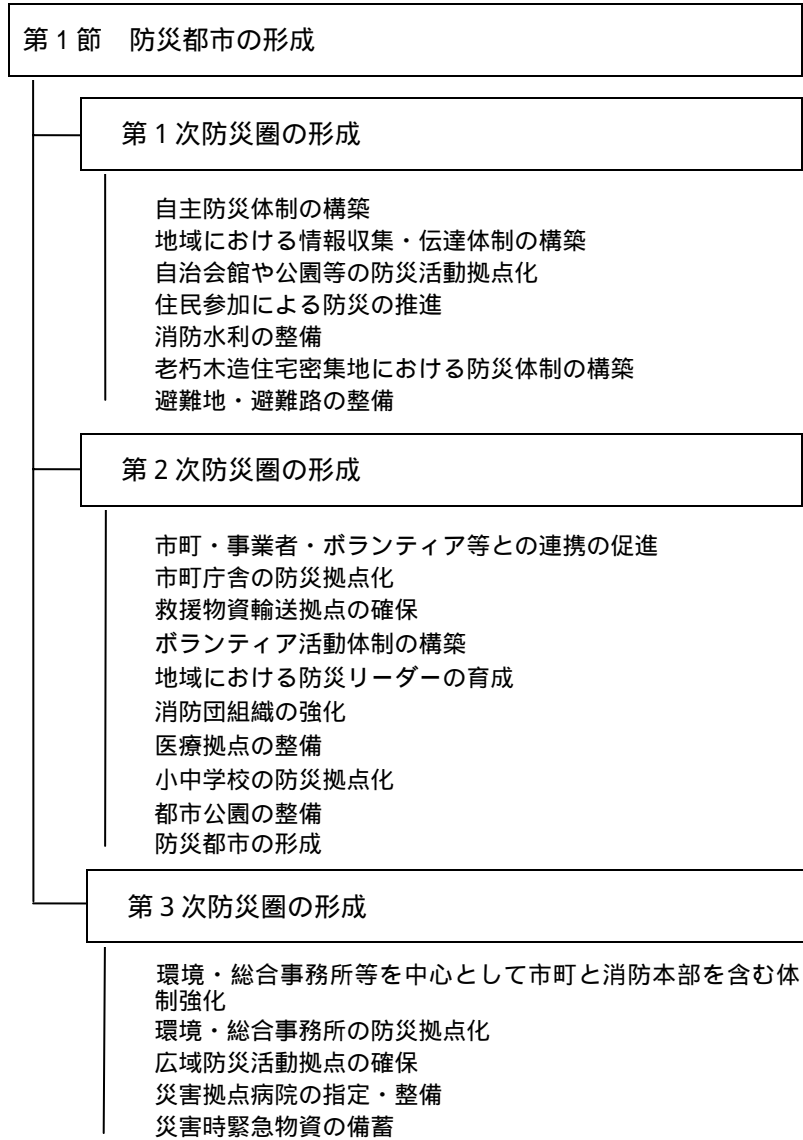
図1 想定される震度分布および推進地域（東南海、南海地震同時発生の場合）
 (出典 中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」
 推進地域の太枠線は加筆)

第2編 災害予防計画

第1章 安心して暮らせる地域づくりの推進

第1節 防災都市の形成

【施策体系】



【基本方針】

地震災害の予防は、地域における自立的な防災活動が重要であることに鑑み、地域の自主的な災害対策を円滑に実施しうる体制の整備を目的として防災圏を設定する（第1次：町（自治会）、第2次：市町、第3次：環境・総合事務所等管轄地域）。設定された防災圏を基本として防災活動の活性化を図る。また、併せて都市の防災化を推進する。

項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
第1 第1次防災圏の形成 自主防災体制の構築			
	地震が発生した場合、その災害対策の初動時には地域における防災活動が重要である。このため、地域住民や地域の企業によって構成される自主防災組織の活性化が必要である。	市町は、地震災害時の地域における災害対策の重要性に鑑み、自治会を基本単位として、地域住民、地域の企業を含めた自主防災組織を育成する。さらに訓練等によってその活性化を図る。	自主防災組織の育成
地域における情報収集・伝達体制の構築			
	地震に対する災害対策の初動期においては、情報収集が遅れ、それによって、災害対策の実施が遅れることが考えられる。このため、地域からの情報収集・伝達体制の構築が必要である。	市町は、自主防災組織等を活用し、地域の被害・災害等に関する情報が迅速・円滑に市町災害対策本部に報告される体制の構築を図る。	自主防災組織との連絡体制の整備
自治会館や公園等の防災活動拠点化			
	自主防災組織等が、迅速かつ有効な活動を実施しうるためには平常時から災害対策用資機材などを備蓄し、訓練研修の中心となる防災拠点が必要である。	市町は、自治会館や公園等を自主防災活動の活動拠点と位置づけ、防災資機材の備蓄や防災訓練の実施を促進する。	自治会館等における防災資機材の備蓄の促進 自治会館等における防災訓練等の促進
住民参加による防災の推進			
	都市地域においては、土地区画整理事業の推進、延焼遮断帯の整備などによる防災基盤形成の推進が必要である。その実現のためには、地域住民のコンセンサスの醸成が欠かせないものである。	市町は、防災基盤形成の推進にあたっては、防災まちづくり活動を促進し、地域住民のコンセンサスの醸成を図ることが望ましい。	防災まちづくり活動の促進
消防水利の整備			
	地震時においては、水道の途絶により消火栓が使用不能となり、そのために消火活動に支障をきたすことが考えられる。このため、消火栓を補完する消防水利の整備が必要である。	市町は、都市地域においては、琵琶湖や琵琶湖に流入する河川を自然水利として、また、小中学校のプールを指定水利として活用するほか、耐震性貯水槽の整備を推進する。	耐震性貯水槽の整備 自然水利・指定水利の活用体制の構築

項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
老朽木造住宅密集地における防災体制の構築			
	滋賀県内においても一部の都市地域においては、老朽木造住宅の密集地が存在する。これらの地域においては地震時に大規模火災の発生の恐れがあるため特別な防災体制の構築が必要である。	市町は、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、老朽住宅密集地の改良に努めるほか、地域の自主防災組織における初期消火体制の構築等を図る。	土地区画整理事業、市街地再開発事業等初期消火体制の構築
避難地・避難路の整備			
	地震時の大規模火災から地域住民が安全に避難するために、十分な広さを持つ避難地と安全を確保できる避難路を整備することが必要である。	市町は、地震時の延焼火災からの地域住民の安全な避難を図るため、避難地・避難路の指定・整備を推進する。	避難地の指定・整備 避難路の指定・整備
第2 第2次防災圏の形成 市町・事業者・ボランティア等との連携の促進			
	地震時には、行政の対応力だけでは限界がある。このため市町は、民間の組織と連携を図りつつ、災害対策を実施し得る体制の構築が必要である。	市町は、災害時における各機関の連携の重要性に鑑み消防機関等の防災関係機関、事業者、ボランティア等との間での連携を強化するとともに、各機関の連携による総合的訓練を実施する。	総合的訓練の実施
市町庁舎の防災拠点化			
	地震時には市町庁舎は、市町災害対策本部が設置される市町の災害対策の中核である。このため、その施設においては地震が発生しても機能が維持される程度の耐震性が必要である。	市町は、地震発生時の市町庁舎の重要性に鑑み、耐震性の向上を図る。	市町庁舎の耐震性の向上
救援物資輸送拠点の確保			
	地震時には、市町は、被災者の救援のため、避難所に対して救援物資を円滑に配送することが必要である。	市町は、地震時の救援物資の配送のため、救援物資の積替・配送拠点を確保するほか、各避難所に対して救援物資を配送する体制を構築する。	救援物資配送拠点の指定 運送業者等との協定の締結

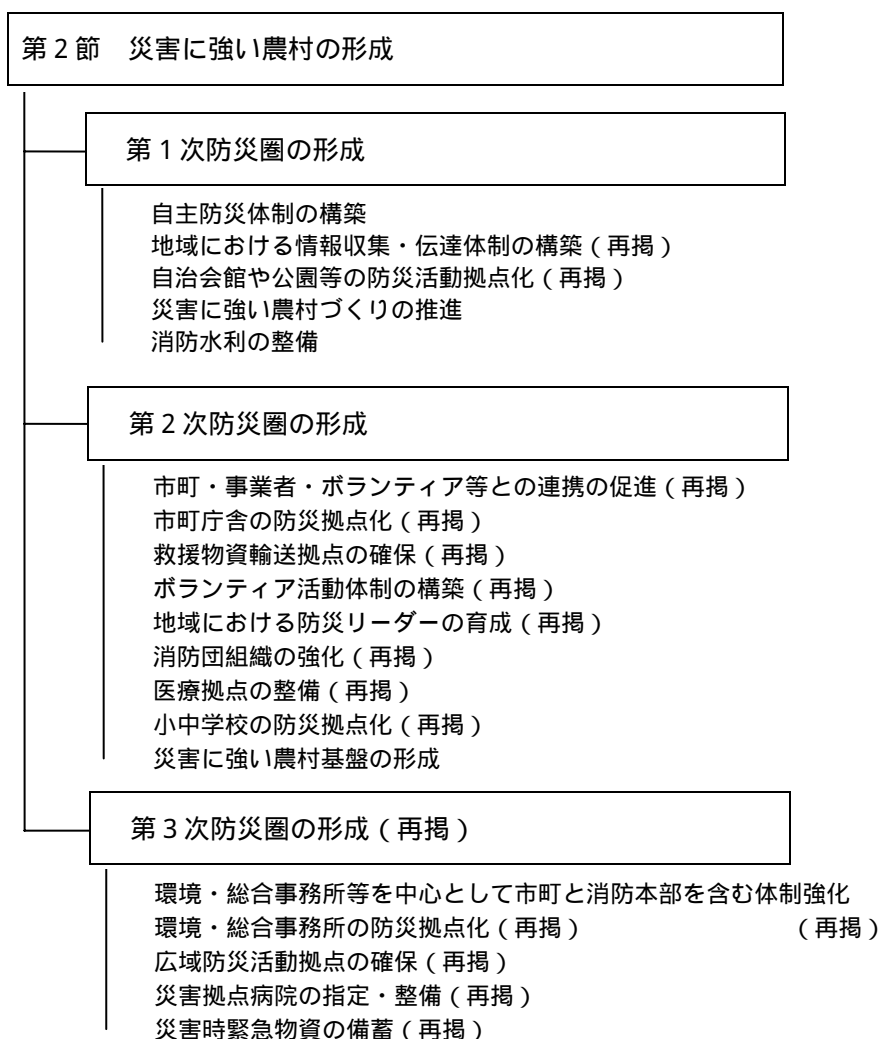
項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
ボランティア活動体制の構築			
	地震時には、災害ボランティアが重要な役割を果たす。このため、ボランティアの活動拠点の確保や、各ボランティア団体間で連絡調整を行うコーディネート能力の育成など、ボランティアの自主的な活動の環境整備が必要である。	市町は、各市町において災害時のボランティア活動の拠点の確保に努め、平常時から地域のボランティア団体との間で密接な連絡を図る。特に災害時にボランティア活動やその支援の中核的な活動を担うボランティア関係団体に対して災害時に備えて協力要請を行う。	災害時のボランティア活動拠点の確保 ボランティア関係団体に対する協力要請
地域における防災リーダーの育成			
	地域における災害対策活動の円滑な実施を図るためには、地域において防災活動のリーダーとなる人材を育成することが必要である。	市町は、地域において自主防災組織の中心的な役割を果たす人材などの防災リーダーの育成を目指した研修等の実施に努める。	防災リーダーの研修
消防団組織の強化			
	地震時においては、常備消防だけでは対策を図ることができない。このため地域住民の有志によって構成される消防団組織の強化が必要である。	市町は、地震時における消防団組織の重要性に鑑み、消防団員の増強および消防団の設備・機材の強化を図る。	消防団員の増強 消防団の設備・機材の強化
医療拠点の整備			
	地震時において、医療活動は最優先に必要とされる活動の一つである。医療機関はライフラインの途絶等によって機能が低下すると考えられるため、災害時に備えた医療拠点の確保が必要である。	市町は、中核的な役割を担う拠点医療機関を指定するとともに災害時に備えた連携体制の確立に努める。	災害時拠点医療機関の指定 医療機関との連絡体制の確立
小中学校の防災拠点化			
	地域の防災活動においては避難所ともなる小中学校が中心的な役割を果たす。このため、小中学校においてあらかじめ災害対策用の機材を備蓄する等、防災拠点化を推進することが必要である。	市町は、市町の災害対策活動と被災者の接点となる地域の小中学校において校舎・体育館・プールの耐震化を図るほか、必要な設備等の整備を推進する。	校舎等の耐震化 避難生活用資機材の備蓄（仮設トイレ、飲料水、食料、炊事用品、医薬品、毛布等） 情報伝達設備の整備

項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
都市公園の整備			
	地震が発生した場合には、安全な避難所として、また、延焼遮断帯として都市公園は重要な役割を果たす。このため、都市地域において都市公園の整備が必要である。	市町（県）は、地震災害時における都市公園の重要性に鑑み、防災圏において都市公園の整備を推進する。さらに、その都市公園において、飲料水兼用耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備を目指す。	都市公園における耐震性貯水槽の整備 都市公園における備蓄倉庫の整備 都市公園における放送設備の整備 都市公園におけるヘリポートの整備 池、井戸等の整備
防災都市の形成			
	都市地域においては、土地区画整理事業の推進、延焼遮断帯の整備などによる防災都市の形成が必要である。その実現のためには市町が防災都市の形成を推進することが必要である。	市町は、各市町の地域特性や地域の問題点に応じて、土地区画整理事業等による老朽木造住宅密集地の改良や緑地帯・都市計画道路等の延焼遮断帯の整備、都市公園等のオープンスペースの確保等、防災都市の形成を推進する。	老朽木造住宅密集地の改良 延焼遮断帯の整備 オープンスペースの確保
第3 第3次防災圏の形成 環境・総合事務所等を中心として市町と消防本部を含む体制強化			
	第3次防災圏においては、県、消防本部、市町、その他防災関係機関が連携して災害対策に取り組むことが必要である。このため、環境・総合事務所等を中心とした連携体制の構築が必要である。	県は、広域的な消防体制の強化とともに各防災関係機関の連携の必要性に鑑み、環境・総合事務所等を中心として、消防本部、市町、その他防災関係機関が連携して災害対策に取り組むための連絡協議会を設置する。	連絡協議会の設置
環境・総合事務所の防災拠点化			
	地震が発生した場合には環境・総合事務所が地方本部における中枢となる。このため、環境・総合事務所の防災拠点化を図ることが必要である。	県は、地震時の防災拠点としての環境・総合事務所の重要性に鑑み、耐震性の向上を図るほか、情報通信設備の強化を図る。	環境・総合事務所の耐震性の向上
広域防災活動拠点の確保			
	県の実施する災害対策活動の中では、緊急輸送活動が極めて重要である。このため、広域的な救援物資の集積・積替・配送を行う広域防災活動拠点が必要である。	県は、地震時の緊急輸送活動の重要性に鑑み、広域的な防災活動の拠点となる広場・オープンスペースを既存施設の活用によって確保する。	広域防災活動拠点の確保

項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
災害拠点病院の指定・整備			
	<p>地震時には、大量の負傷者が同時に発生するにもかかわらず、反面、ライフラインの途絶等によって医療機関の機能低下が起こる。このため、災害時に拠点的に活動する病院が必要である。</p>	<p>県は、県域に基幹災害医療センター、二次医療圏毎に地域災害医療センターを指定する。これら災害拠点病院においては、建物の耐震性の向上を図るほか、ライフラインの途絶に備えて電気・水の確保を推進し、救急搬送に備えてヘリポートを整備する。</p>	<p>災害拠点病院の耐震性の確保 自家発電装置、受水槽、備蓄倉庫の整備 ヘリポートの整備 災害拠点病院として必要な設備の整備</p>
災害時緊急物資の備蓄			
	<p>地震発生の初動期における被災者の生活を安定させるため、県は一定量の食料・生活必需品を備蓄することが必要である。</p>	<p>県は、県庁および健康福祉事務所単位に民間倉庫事業者から倉庫を借り上げ、災害時に備えて、県下で被災することが想定される被災者の1日分に相当する食料・生活必需品の備蓄を行う。</p>	<p>食料・生活必需品の備蓄</p>

第2節 災害に強い農村の形成

【施策体系】



【基本方針】

地震災害の予防は、地域における自立的な防災活動が重要であることに鑑み、地域の自主的な災害対策を円滑に実施しうる体制の整備を目的として防災圏を設定する（第1次：農村集落、第2次：市町、第3次：環境・総合事務所等管轄地域）。設定された防災圏を基本として防災活動の活性化を図る。また、併せて災害に強い農村の形成を推進する。

項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
第1 第1次防災圏の形成 自主防災体制の構築			
	地震が発生した場合、その災害対策の初動時には地域における防災活動が重要である。このため、地域住民によって構成される自主防災組織の活性化が必要である。	市町は、地震災害時の地域における災害対策の重要性に鑑み農村集落を基本単位として、地域住民などによって構成される自主防災組織を育成する。さらに、訓練等によってその活性化を図る。	自主防災組織の育成
地域における情報収集・伝達体制の構築(再掲)			
	地震に対する災害対策の初動期においては、情報収集が遅れ、それによって、災害対策の実施が遅れることが考えられる。このため、地域からの情報収集・伝達体制の構築が必要である。	市町は、自主防災組織等を活用し、地域の被害・災害等に関する情報が迅速・円滑に市町災害対策本部に報告される体制の構築を図る。	自主防災組織との連絡体制の整備
自治会館や公園等の防災活動拠点化(再掲)			
	自主防災組織等が、迅速かつ有効な活動を実施しうるためには平常時から災害対策用資機材などを備蓄し、訓練研修の中心となる防災拠点が必要である。	市町は、自治会館や公園等を自主防災活動の活動拠点と位置づけ、防災資機材の備蓄や防災訓練の実施を促進する。	自治会館等における防災資機材の備蓄の促進 自治会館等における防災訓練等の促進
災害に強い農村づくりの推進			
	農村地域においては、ため池等の人命に関わる被害が発生する可能性のある農業施設や急傾斜地崩壊危険箇所等の危険箇所が存在する。こうした農業施設や危険箇所を地域住民が把握し、平常時から点検し、異常を施設管理者に報告する体制が必要である。	市町は、人命に関わる被害が発生する可能性のあるため池等の農業施設や土砂災害危険箇所等が地震発生時にも大きな被害を与えないよう、施設管理者に対し、平常時から点検活動を行い、適切な管理に努めるよう指導する。	ため池等の農業施設や危険箇所を地域住民が点検通報する体制の構築
消防水利の整備			
	地震時においては、水道の途絶により消火栓が使用不能となり、消火活動に支障をきたすことが考えられる。このため、消火栓に頼らない消防水利の整備が必要である。	市町は、農村地域において、小中学校のプールを指定水利として活用するほか、琵琶湖、河川、用水路、ため池等の自然水利の把握に努め、消防水利として指定する、さらに、耐震性貯水槽を整備する等により消火栓を補完する消防水利の活用体制を構築する。	自然水利・指定水利の活用体制の構築 耐震性貯水槽の整備

項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
第2 第2次防災圏の形成 市町・事業者・ボランティア等との連携の促進(再掲)			
	地震時には、行政の対応力だけでは限界がある。このため市町は、民間の組織と連携を図りつつ、災害対策を実施し得る体制の構築が必要である。	市町は、災害時における各機関の連携の重要性に鑑み、消防機関等の防災関係機関、事業者、ボランティア等との間での連携を強化するとともに、各機関の連携による総合的訓練を実施する。	総合的訓練の実施
市町庁舎の防災拠点化(再掲)			
	地震時には市町庁舎は、市町災害対策本部が設置される市町の災害対策の中核である。このため、その施設においては地震が発生しても機能が維持される程度の耐震性が必要である。	市町は、地震発生時の庁舎の重要性に鑑み、市町庁舎の耐震性の向上を図る。	市町庁舎の耐震性の向上
救援物資輸送拠点の確保(再掲)			
	地震時には、市町は、被災者の救援のため、避難所に対して救援物資を円滑に配送することが必要である。	市町は、地震時の救援物資の配送のため、救援物資の積替・配送拠点を確保するほか、各避難所に対して救援物資を配送する体制を構築する。	救援物資配送拠点の指定 運送事業者等との協定の締結
ボランティア活動体制の構築(再掲)			
	地震時には、災害ボランティアが重要な役割を果たす。このため、ボランティアの活動拠点の確保や、各ボランティア団体間で連絡調整を行うコーディネート能力の育成など、ボランティアの自主的な活動の環境整備が必要である。	市町は、各市町において災害時のボランティア活動の拠点の確保に努め、平常時から地域のボランティア団体との間で密接な連絡を図る。特に災害時にボランティア活動やその支援の中核的な活動を担うボランティア関係団体に対して災害時に備えて協力要請を行う。	災害時のボランティア活動拠点の確保 ボランティア関係団体に対する協力要請
地域における防災リーダーの育成(再掲)			
	地域における災害対策活動の円滑な実施を図るためには、地域において防災活動のリーダーとなる人材を育成することが必要である。	市町は、地域において自主防災組織の中心的な役割を果たす人材などの防災リーダーの育成を目指した研修等の実施に努める。	防災リーダーの研修

項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
消防団組織の強化(再掲)			
	地震時においては、常備消防だけでは対策を図ることができない。このため地域住民の有志によって構成される消防団組織の強化が必要である。	市町は、地震時における消防団組織の重要性に鑑み、消防団員の増強および消防団の設備・機材の強化を図る。	消防団員の増強 消防団の設備・機材の強化
医療拠点の整備(再掲)			
	地震時において、医療活動は最優先に必要なとされる活動の一つである。医療機関はライフラインの途絶等によって機能が低下すると考えられるため、災害時に備えた医療拠点の確保が必要である	市町は、中核的な役割を担う拠点医療機関を指定し、国・県との連携によってトリアージなどの災害医療技能の研修などの支援を行うとともに医療機関との連絡体制を確立する。	災害時拠点医療機関の指定 災害医療技術に関する研修の実施 医療機関との連絡体制の確立
小中学校の防災拠点化(再掲)			
	地域の防災活動においては避難所ともなる小中学校が中心的な役割を果たす。このため、小中学校においてあらかじめ災害対策用の機材を備蓄する等、防災拠点化を推進することが必要である。	市町は、市町の災害対策活動と被災者の接点となる地域の小中学校において校舎・体育館・プールの耐震化を図るほか、必要な設備等の整備を推進する。	校舎等の耐震化 避難生活用資機材の備蓄（仮設トイレ、飲料水、食料、炊事用品、医薬品、毛布等） 情報伝達設備の整備
災害に強い農村基盤の形成			
	地震が発生した場合には、ため池等の農業施設や急傾斜地崩壊危険箇所等で被害が発生し農業や住民の生活に支障をきたすことが考えられる。特にため池の被害は人命に関わる災害に拡大することも考えられる。ため池等の農業施設や急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策を強化し災害予防に努めることが必要である。	市町は、各市町の地域特性や地域の問題点に応じて被害が人命に関わる可能性があるため池等の農業施設を中心とした防災対策の実施や地すべりおよび急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策を県との連携を図りながら推進する。	被害が人命に関わる可能性があるため池等の農業施設の防災対策 急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策 地すべり区域の防災対策
第3 第3次防災圏の形成(再掲)			
環境・総合事務所等を中心として市町と消防本部を含む体制強化(再掲)			
	第3次防災圏においては、県、消防本部、市町、その他防災関係機関が連携して災害対策に取り組むことが必要である。このため、環境・総合事務所等を中心とした連携体制の構築が必要である。	県は、広域的な消防体制の強化とともに各防災関係機関の連携の必要性に鑑み、環境・総合事務所等を中心として、消防本部、市町、その他防災関係機関が連携して災害対策に取り組むための連絡協議会を設置する。	連絡協議会の設置

項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
環境・総合事務所の防災拠点化(再掲)			
	地震が発生した場合には、環境・総合事務所が地方本部における中枢となる。このため、環境・総合事務所の防災拠点化を図ることが必要である。	県は、地震時の環境・総合事務所の重要性に鑑み、耐震性の向上を図るほか、情報通信設備の強化を図る。	環境・総合事務所の耐震性の向上
広域防災活動拠点の確保(再掲)			
	県の実施する災害対策活動の中では、緊急輸送活動が極めて重要である。このため、広域的な救援物資の集積・積替・配送を行う広域防災活動拠点が必要である。	県は、地震時の緊急輸送活動の重要性に鑑み、広域的な防災活動の拠点となる広場・オープンスペースを既存施設の活用によって確保する。	広域防災活動拠点の確保
災害拠点病院の指定・整備(再掲)			
	地震時には、大量の負傷者が同時に発生するにもかかわらず、反面、ライフラインの途絶等によって医療機関の機能低下が起こる。このため、災害時に拠点的に活動する病院が必要である。	県は、県域に基幹災害医療センター、二次医療圏域毎に地域災害医療センターを指定する。これら災害拠点病院においては、建物の耐震性の向上を図るほか、ライフラインの途絶に備えて電気・水の確保を推進し、救急搬送に備えてヘリポートを整備する。	災害拠点病院の耐震性の確保 自家発電装置、受水槽、備蓄倉庫の整備 ヘリポートの整備 災害拠点病院として必要な設備の整備
災害時緊急物資の備蓄(再掲)			
	地震発生の初動期において食料・生活必需品を確保することによって被災者に対して安心感を与えることができる。このため、県は災害時に備えて食料・生活必需品を備蓄することが必要である。	県は、県庁および健康福祉事務所単位に民間倉庫事業者から倉庫を借り上げ、災害時に備えて、県下で被災することが想定される被災者の1日分に相当する食料・生活必需品の備蓄を行う。	食料・生活必需品の備蓄

第2章 災害に強い基盤づくりの推進

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画（各部局）

【施策体系】

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

●地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【基本方針】

地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、県および推進地域内市町は、東南海・南海法第6条第1項第1号および同法施行令第1条の規定に基づく避難地、避難路、消防用施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めその整備に努める。

これらの整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序および方法について考慮するものとし、また災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

【具体的な施策の展開】

県および市町等は、次に掲げる施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画において年次計画を定め、その整備に努めるものとする。

1. 避難地、避難路 (琵琶湖環境部、農政水産部、土木交通部)
2. 消防用施設等 (知事直轄組織、琵琶湖環境部、農政水産部、土木交通部)
3. 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路もしくは公園、緑地、広場その他の公共空地または建築物 (土木交通部)
4. 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設または漁港施設 (農政水産部、土木交通部、警察本部)
5. 公益物件を地下に収容するための共同溝、電線共同溝その他の施設 (農政水産部、土木交通部)
6. 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路または人家の地震防災上必要な施設 (琵琶湖環境部、農政水産部、土木交通部)
7. 次に掲げる施設で、地震防災上改築または補強を要するもの (健康福祉部、教育委員会他)
 - (1) 公的医療機関
 - (2) 救急告示病院
 - (3) 社会福祉施設
 - (4) 公立の幼稚園、小学校、中学校、または特別支援学校
 - (5) (1) および(2)に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物
8. 農業用排水施設であるため池で、避難路、緊急輸送路および人家に被害を及ぼすことが予想されるもの (農政水産部)
9. 地域防災拠点施設 (知事直轄組織、土木交通部)
10. 防災行政無線設備 (知事直轄組織、琵琶湖環境部、農政水産部、土木交通部)

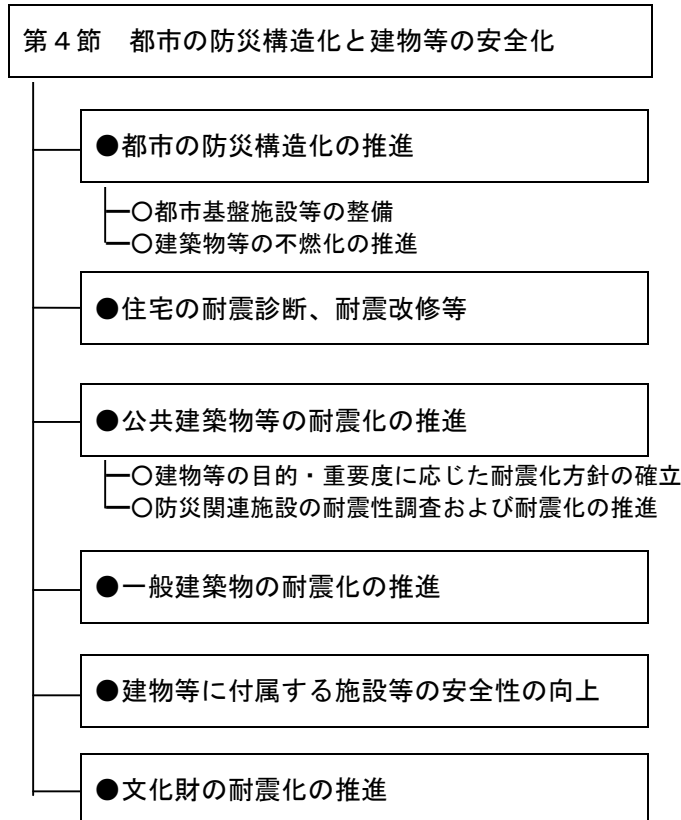
- 1 1. 飲料水、食料、電源等の確保のための井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設または設備 (健康福祉部、農政水産部、土木交通部、教育委員会)
- 1 2. 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫 (知事直轄組織、農政水産部、土木交通部)
- 1 3. 負傷者を一時的に収容し、および保護するための救護設備その他の応急的な措置に必要な設備または資機材 (知事直轄組織)

【地震防災緊急事業五箇年計画総括表 (平成18～22年度)】

事業項目	事業量	事業費 (百万円)	備考
避難地	35.9ha 5箇所	3,359	都市公園 農村公園等
避難路	32.14 km 47箇所	40,239	都市計画道路 林道、農道等
消防用施設	440箇所	4,937	防火水槽、耐震性貯水槽 消防車両等
緊急輸送道路等			
緊急輸送道路	7.77 km 36箇所	6,533	道路狭隘部の改良 橋梁補強、災害防除等
緊急輸送交通管制施設	6箇所	60	交通管制施設 交通安全施設等
緊急輸送港湾施設	2港湾 4バース	1,878	港湾整備
共同溝等	1 km 1箇所	600	電線共同溝等
医療機関	9施設	48,237	病院改築、補強
社会福祉施設	17施設	3,565	社会福祉施設改築、補強
公立幼稚園	46園	1,323	幼稚園改築、補強
公立小中学校	158学校		
校舎	126学校 414棟	33,439	小中学校改築、補強
屋内運動場	109学校 118棟	11,538	小中学校改築、補強
公立特別支援学校	4学校	3,644	特別支援学校改築、補強
砂防施設等			
砂防設備	50溪流	15,210	砂防施設
保安施設	100箇所	5,250	保安施設
地すべり防止施設	5箇所	740	地すべり防止施設
急傾斜地崩壊防止施設	17箇所	3,250	急傾斜地崩壊防止施設
ため池	36箇所	3,553	ため池整備
防災行政無線	15箇所	6,165	防災行政無線整備
水・自家発電設備等	35基	6,425	浄水型プール 耐震性貯水槽等
備蓄倉庫	15箇所	467	備蓄倉庫
老朽住宅密集対策	0.65ha 1箇所	3,552	市街地再開発
合 計		204,439	

第4節 都市の防災構造化と建物等の安全化 (県土木交通部・教育委員会)

【施策体系】



【基本方針】

県、市町、防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策を推進することにより都市の防災機能の強化に努める。

また各防災圏における安全性を向上させるため、県で策定した「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」等を踏まえ、東南海・南海地震をはじめ、琵琶湖西岸断層帯等の内陸型活断層による地震を考慮し、防災上特に重要な建築物や公共施設の耐震化・不燃化を計画的かつ重点的に推進するとともに、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を図り、耐震診断・耐震改修を促進する。

【具体的な施策の展開】

第1. 都市の防災構造化の推進

1. 都市基盤施設等の整備

県・市町は、避難場所の確保や延焼による被害防止に向けて、土地区画整理事業や市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等を活用して、市街地の面的な整備、幹線道路や都市公園など地域構造の骨格となる基盤施設や防災安全街区、十分なオープンスペースの確保に努める。

また、液状化の可能性が高いと判断された地域については過度の集積を避け、オープンスペースの確保等の対策を講ずるよう努める。

2. 建築物等の不燃化の推進

火災による被害の拡大を防止するため、防火・準防火地域を指定し建築基準法の構造制限による耐火建築物、準耐火建築物等の火災に強い建築物の整備を推進する。

なお、公共建築物の整備に際しては、周囲の状況を考慮し建築物不燃化、敷地周囲の緑地化等による防火遮断帯の形成に努める。

第2. 住宅の耐震診断、耐震改修等

1. 県および市町は、住宅の耐震化の促進にあたっては、地域住民の意識が極めて重要であることから、住宅の新築やリフォーム等の機会を積極的に活用した住宅の耐震化に関する意識啓発を実施するよう努めるものとする。
2. 県および市町は、地震ハザードマップの整備や耐震診断の実施、さらには効果的な耐震補強の普及等、住宅補強や建て替えを促進する対策を実施するよう努めるものとする。
3. 県、市町等は、国が定める耐震診断方法および耐震化促進に資する耐震化工法について、より広く普及に努めるものとする。
4. 県および市町は、耐震性の高い住宅ストックの形成の促進に努めるものとする。

第3. 公共建築物等の耐震化の推進

1. 建物等の目的・重要度に応じた耐震化方針の確立
建物等の耐震化の推進にあたっては、すべてに一定一律の構造安全基準を適用するのではなく、災害応急対策活動や医療活動の拠点となる施設、避難や緊急物資輸送のための施設等について、その目的や重要度に応じた分類により耐震安全性を確保することが必要である。
このため県では、国土交通省が定めた「官庁施設総合耐震計画基準」を受けて策定された「地方公共団体施設の標準的な耐震安全性の目標と分類例」に準じ、耐震性を確保した公共建築物の整備を促進する。
2. 公共施設等の耐震診断および耐震改修等（該当施設所管部局）
県、市町等は、学校、病院等多数の者が利用する施設や、災害時の拠点となる施設の耐震診断、耐震改修等を早急に推進するものとする。
 - (1) 防災上特に重要な県有施設
県は、次に掲げる防災上特に重要な県有施設について、計画的かつ速やかに耐震診断を実施するものとする。
耐震改修等の耐震化については、東南海・南海地震や活断層地震により想定される震度予想および被害想定結果ならびにその施設の利用の状況等を総合的に勘案して優先順位を付けて実施するものとする。
また、県は、これらの施設リストおよび必要となる耐震化実施の方針について、公表するよう努めるものとする。
 - ア. 医療機関施設
 - イ. 社会福祉施設
 - ウ. 学校関係施設
 - エ. 県民の利用の多い施設
 - オ. 防災拠点施設（主要な県関係庁舎や警察関係庁舎）
 - (2) その他の重要な県有施設
県は、上記（1）に掲げた施設以外の防災上重要な施設について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断および耐震改修等の耐震化に努めるものとする。
 - (3) 市町および民間の防災上重要な施設の耐震化
市町等は、学校、病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設について、耐震診断、耐震改修等の耐震化に努めるものとする。
また、市町は、所有する施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針と合わせて公表するよう努めるものとする。
県は、これらの耐震化が速やかに図られるよう、市町等に対し必要な助言等を行うものとする。

第4. 一般建築物の耐震化の推進

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）（以下「促進法」という。）に基づき、促進法に規定する建築物の所有者に対し、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発に努め、耐震診断・耐震改修を促進する。

このため、対象建築物の台帳の整備を行う。

昭和56年以前の建築物に対して「民間既存建築物の耐震診断補助制度」を設け耐震化の促進を図る。

第5. 建物等に付属する施設等の安全性の向上

市街地においては、震災時に煙突、看板、屋外広告塔など建物に付属する構造物の落下により人的な被害が生じる恐れがあることから、耐震改修においては付属物、工作物の安全対策を指導する。

また、ブロック塀の安全性確保についても、建築基準法による施工基準の啓発に努める。

第6. 文化財の耐震化の推進

1. 文化財の耐震化等

本県の国指定有形文化財は805件で、これは東京、京都、奈良に次ぐ全国で四番目の保有数であり、これら文化財を地震から守るため、以下の対策を推進する。

- (1) 建造物は、老朽化や腐朽、破損度合の大きい順に耐震補強、解体修理等を実施する。
- (2) 建造物、美術工芸品とも防災施設整備事業を推進する。
- (3) 美術工芸品は耐震保有施設の設置等を推進する。
- (4) (財)滋賀県文化財保護協会の融資制度を活用し修理や防災施設の整備を推進する。
- (5) 文化財の所有者または管理団体に対する防災措置等の指導を行う。

2. 文化財周辺の環境整備

県および市町は、文化財保護対策の観点にも留意し、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを進め、文化財周辺の環境整備の推進に努めるものとする。

【滋賀県の文化財の状況】

(平成23年3月末現在)

文化財の種別	文化財指定種別			文化財構造種別		
	国指定	県指定	合計	木造	石造	合計
指定建造物	181	76	257	231	26	257
指定美術工芸品	624	239	863	—	—	—
合計	805	315	1,120	231	26	257

●重要伝統的建造物群 3地区

●登録有形文化財（建造物） 287件

第5節 電力・ガス施設の安全化 (関西電力㈱、大阪ガス㈱、大津市企業局)

【施策体系】

第5節 電力・ガス施設の安全化

●電力・ガス施設の総合的な耐震性の強化

【基本方針】

電力・ガス施設は、県民生活に不可欠の施設であり、災害時にもその機能を確保できるよう安全性の一層の向上を図るための対策を推進する。

このため、平常時から防災施設や工作物の設置および維持管理の適正化、教育訓練、防災知識の普及等に努める。

【具体的な施策の展開】

第1. 電力施設の総合的な耐震性の強化（関西電力株式会社）

1. 現 況

電力施設の防災については、平常時から保安関係規程、支達等に基づき、施設の維持管理や改良を行うとともに、計画的に巡視点検、測定を実施している。

大地震により電力施設に被災の恐れがある場合には、関係情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置するとともに、関西電力防災業務計画、同滋賀支店非常災害対策支達に基づき、各部門ごとに重点的な予防対策を実施する。

また、災害発生時における応急復旧態勢を整えている。

2. 計画目標

地震に対しては、各設備ごとに十分な検討と分析を行うとともに、従来 of 経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

3. 実施計画

(1) 施設の耐震性の強化等

①水力発電設備

ダムについては発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、提体に作用する地盤振動に耐えるよう必要な箇所の整備を行う。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法に基づき必要な箇所の整備を行う。

その他の電気工作物は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて必要な箇所の整備を行う。

建物については、建築基準法に基づき必要な箇所の整備を行う。

②送電設備

架空電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき整備を行う。

地中電線路……終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき整備を行う。洞道は土木学会「トンネル標準示法書」等に基づき整備を行う。また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用する等、耐震性に配慮した設備とする。

③変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて整備を行う。建物は、建築基準法による耐震整備を行う。

④配電設備

架空配電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいた設備とする。

地中配電線路……地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用する等、耐震性を配慮した設備とする。

⑤通信設備

屋内配置装置については、構造物の設置階を考慮した設備とする。

(2) 通信設備対策

- ①主要通信系統の2ルート化
- ②健全回線への切り替えによる応急連絡回線の確保
- ③無停電電源、予備電源の強化
- ④移動無線応援体制の強化
- ⑤近畿地方非常通信協議会組織による各機関との相互協力

(3) 電力施設予防点検

電力設備技術基準に適合するよう定期的に工作物を巡視、点検（災害発生の恐れがある場合は直前の巡視点検）等を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

(4) 災害対策用資材の確保および輸送力確保の体制確立

- ①所要資材需給計画の策定
- ②在庫、流用を含む資材の調達
- ③運搬業者および道路状況の把握

(5) 防災訓練

防災意識の高揚を図り、円滑に防災対策を推進するための防災訓練を実施する。

①訓練の種類

- ア. 災害対策情報連絡
- イ. 災害対策復旧計画訓練
- ウ. 災害対策実施作業訓練

②訓練の方法

- ア. 会社規模における総合または部門別訓練
- イ. 支店規模における総合または部門別訓練
- ウ. 各防災機関の実施する総合訓練への参加

第2. ガス施設の総合的な耐震性の強化（大阪ガス株式会社、大津市企業局）

1. 現況

製造設備、ホルダー、貯槽類は、諸法規に基づき十分な耐震設計を実施している。

また、ガス導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイル管・鋼管およびポリエチレン管を採用している。

地震時の被害は、現在採用しているガス導管では殆ど発生しておらず、大半は、現在採用していないネジ継手の小口径鋼管で発生している。

屋内のガス設備は、建物の倒壊などによる損壊が発生すると思われる。

現在滋賀県下においては、次表に示す都市ガス事業が行われている。

事業者		所在地	供給区域	供給ガス
大津市企業局		大津市御陵町3番1号 TEL 077(523)1234	大津市の一部	天然ガス 一部 エルピーガス
大阪ガス 株式会社	京滋導管部	京都市下京区中堂寺粟田町93番地 TEL 075(315)8948 緊急時・・・(導管事業部中央指令部) TEL 06(6205)5811	大津市・近江八幡市・草津市・守山市・栗東市・野洲市・東近江市・湖南市・甲賀市・竜王町・湖南市・東近江市・彦根市・長浜市・愛荘町・多賀町の一部	天然ガス

2. 計画目標

被災地域でのガス供給の確保とガスによる二次災害防止を目的として、ガスの製造供給に係る設備面および運用面について総合的な震災予防対策を推進する。

3. 実施計画

(1) 耐震性の確保

① 定期点検による機能維持

ガス事業法に基づく保安規程に従って、ガス施設の定期点検を行い、耐震上重要な部分の状況を把握し、所与の機能を維持する。

② 耐震性の強化

導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイル管・鋼管、ポリエチレン管を採用する。

(2) 二次災害防止のための設備

① 供給区域のブロック化

地震による家屋被害、ガス導管被害、広域災害等に起因するガスによる二次災害を防止するため、被害集中地区のガス供給を面的に停止できるよう供給区域のブロック化を行う。

② ブロックの供給停止システム

地震発生時に被害集中地区のブロックを迅速にガス供給停止するため、一定以上の地震動になると自動的に遮断する感震遮断装置の設置を推進する。

③ 屋内ガス設備対策

地震発生時に使用中のガス器具による二次災害発生の防止や屋内ガス管の被害によるガス漏れ等を防止するため、一定以上の地震動になった場合に、ガスメーターでガスを遮断するマイコンメーターの導入を図っている。

(3) 情報収集設備

① 地震計の設置

地震発生時の応急対策活動を効果的に行うために、各事業所の主要な地点に地震計を設置しており、さらに増設を進めている。

② 無線通信網の拡充

各事業所間の回線を無線化するとともに、運用面について下記項目を推進して行く。

ア. 移動無線系による通信体制の強化

イ. 滋賀県非常通信協議会および各地方機関との相互協力体制の充実

ウ. 緊急時の通信統制のルール化

(4) 災害対策体制の強化

地震発生時の対策本部設置など、組織体制および初期活動要領を定める。

(5) 震災訓練の実施

地震発生時の災害応急活動を迅速確実に遂行するため、通信連絡体制の確立、要員の動員体制の確認等を目的とした地震対策訓練を毎年実施する。

また各事業所においては、応援体制、設備の応急修理など、日常業務を通じて訓練を実施するとともに、緊急事故対策要領に従って各種事故処理訓練（関係機関との合同訓練を含む）を行う。

(6) 広報活動の充実

ガスによる二次災害を防止するため、平素から需要家に対し次の事項について周知を図る。

①元栓の閉止等、地震が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置

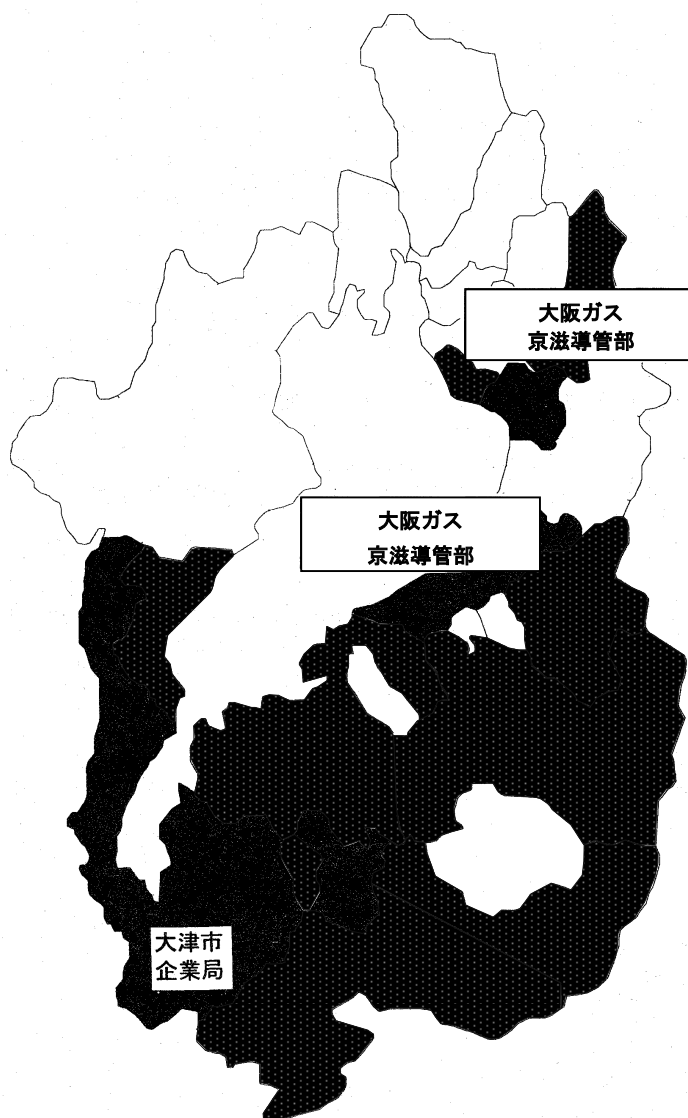
②ガス漏れ等の異常に気付いた場合の措置

③その他災害予防に必要な事項

(7) 各事業者間の協力体制

大津市企業局と大阪ガス株式会社は、地震発生時の相互協力体制について日頃から連絡強化を図る。

図 滋賀県下における都市ガス供給区域（1）



大津市ガス供給区域図（平成23年3月末日現在）

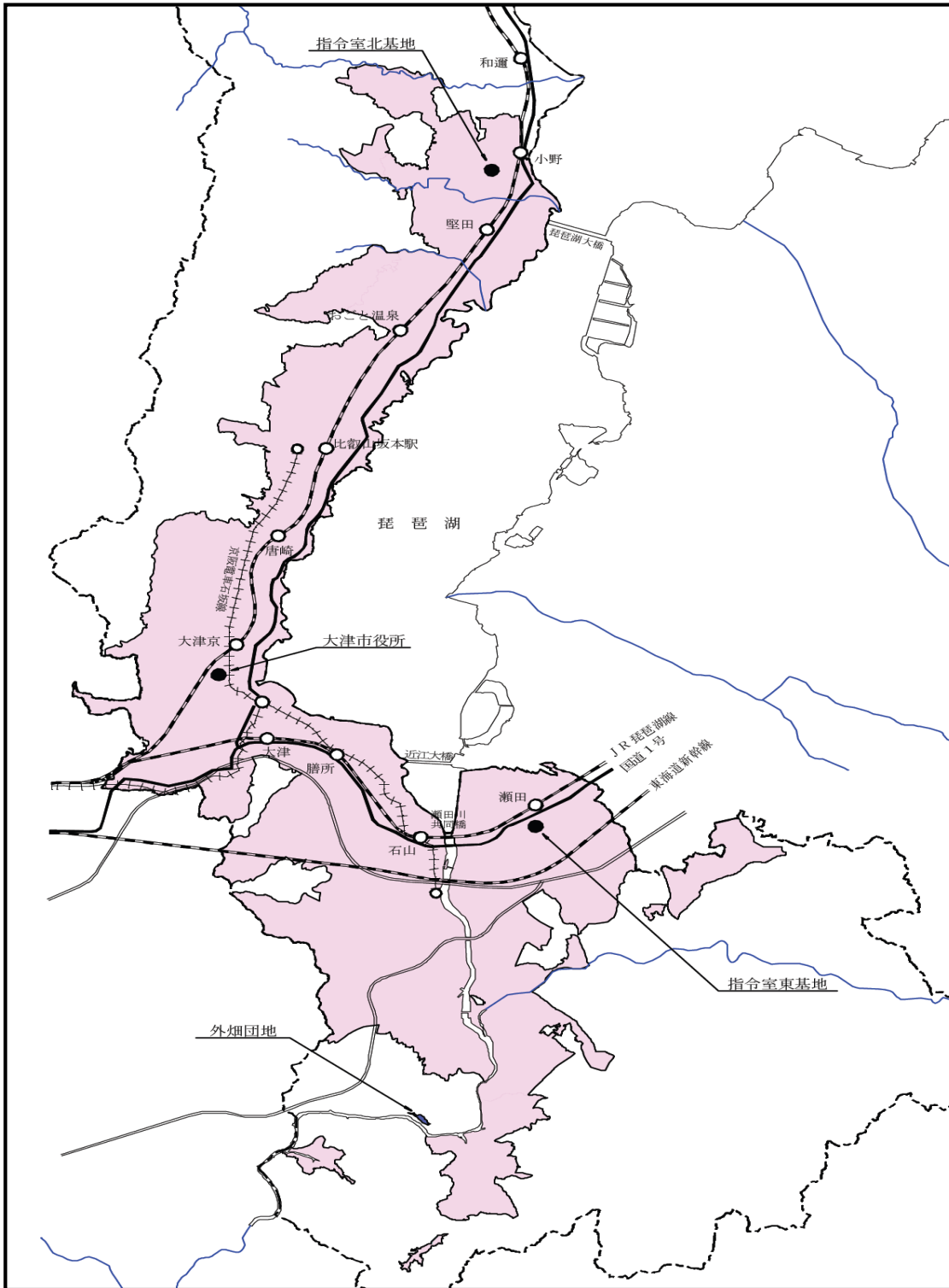


図 滋賀県下における都市ガス供給区域（2）

第3. LPガス供給施設災害予防計画（滋賀県エルピーガス協会）

1. 計画方針

LPガス供給設備等において、災害発生の未然防止に努めることは当然であるが、災害時における被害を最小限に止めるため、平常時においても、LPガス供給設備の維持管理および教育訓練と併せて防災知識の高揚を図る。

2. 実施計画

(1) 保安体制

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液化石油ガス販売事業者に保安体制および非常体制の具体的措置を確立する。

(2) LPガス施設対策

ア. LPガス製造設備

新設設備は、高圧ガス製造設備の技術上の基準及び製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため設備の重要度に応じて定期点検を行い補強等必要に応じた対策を講じる。

イ. LPガス供給設備

液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス法に基づき供給設備の定期点検を実施するとともに、災害防止のため震度5以上で遮断機能を搭載したマイコンメーターでガスの自動遮断を行う。

ウ. LPガス消費設備

液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス法に基づき消費設備の定期調査を実施するとともに、災害防止のためガス漏れ警報器の設置促進とヒューズコック等への取り替え促進を行いガス漏れの未然防止を行う。

(3) 連絡・通報

災害時の情報連絡を迅速に行えるよう整備するとともに、大型供給設備については遠隔監視ができるよう連絡通信設備を整備する。

(4) 資機材の整備

被災地の使用者に対し早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検を行う。

(5) 教育訓練

液化石油ガス販売事業者の防災意識の高揚を図り、LPガスに係る災害発生の防止に努めるため災害措置に関する専門知識、関係法令、保安技術について液化石油ガス販売事業者に対する教育を実施する。
地震発生時の災害対策を円滑に進めるため、年1回以上被害想定を明確にした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また県および地域が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(6) 広報活動

①消費者に対する周知

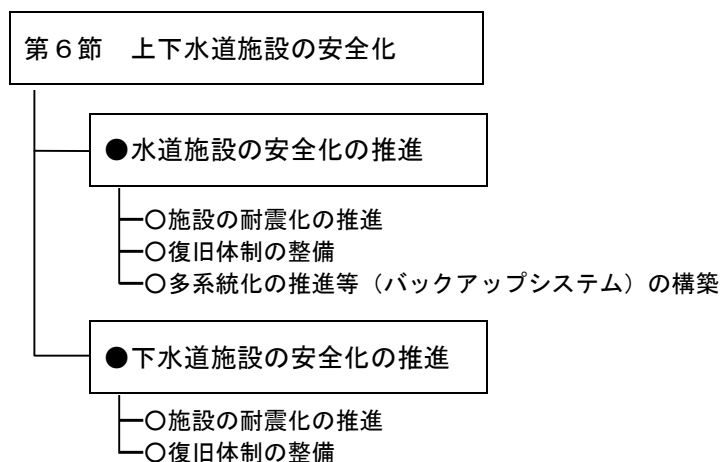
パンフレット等を利用して、LPガスの性質、正しい使い方、ガス漏れの際の注意事項等について周知する。

②液化石油ガス設備士に対する周知

液化石油ガス設備工事の際、ガス設備の損傷による災害を防止するため、LPガス供給設備ならびにLPガス消費設備の損傷防止に関する知識の普及を図るほか、LPガス事故防止についての注意事項を周知する。

第6節 上下水道施設の安全化 (県琵琶湖環境部・健康福祉部・企業庁)

【施策体系】



【基本方針】

水は生命を維持する上で不可欠なものである。地震発生時における水道施設の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震化の推進や迅速な復旧・給水を可能とする水道事業体間の相互応援体制を整備するとともに管路や水源の多系統化に代表されるバックアップシステムの構築を行う。

また、下水道は衛生的な生活を営む上で不可欠な施設であり、琵琶湖の水質保全の観点からも地震に強い下水道づくりを総合的に推進する。

【具体的な施策の展開】

第1. 水道施設の安全化の推進

1. 施設の耐震化の推進

水道施設の耐震化等の安全対策については、平成20年3月に厚生労働省で作成された「水道の耐震化計画等策定指針」を参考に、既存水道施設の構造形式、立地場所の地質、地形条件、過去の被害状況を踏まえ、飲料水確保の観点から配水池の整備・耐震補強や給水重要施設（医療機関、福祉施設、避難所となる施設等）への基幹配水管路の耐震化を優先的に行う等、効果的、効率的な対策を推進する。

また、県では、災害時の支援体制を強化するため、「滋賀県水道水健康危機管理実施要綱」を定め、応急給水を必要とする場合の県内事業体間の「相互応援体制」の整備を図っている。

2. 復旧体制の整備

水道事業体は、被災時における速やかな復旧活動を行うため、指揮命令系統、外部支援者の受入体制、資機材の備蓄や図面等の整備、住民への広報内容等を定めた震災時の行動指針を策定する。

また、応急給水量や復旧期間等の目標を明確にし、迅速確実な対応が図れる体制を整備する。

3. 多系統化の推進等（バックアップシステム）の構築

緊急時の給水能力を確保するため、隣接する水道事業体間との連絡管はもとより、広域的バックアップ機能を充実強化するとともに、井戸等の既存小規模水源の維持・保全により緊急時用水源の確保を図る。

また、大口径配水管、大容量送水管などの整備や配水池容量の拡大等により貯水能力の強化を図る。

第2. 下水道施設の安全化の推進

1. 施設の耐震化の推進

阪神・淡路大震災を契機に管理用橋梁の落橋防止をはじめ緊急に対策が必要な施設の耐震化をすすめてきた。さらに、既存の下水道施設について、耐震診断を実施し、耐震上弱点となる施設を抽出し、重要度を勘案しつつ琵琶湖流域下水道耐震対策計画（案）をとりまとめた。

今後はこの計画（案）を基本に、優先度の高い施設の耐震化を推進していく。

また、今後設計する施設は、「下水道施設の耐震対策指針と解説 2006年版（社）日本下水道協会」に基づき耐震性に優れた施設の建設に努める。

2. 復旧体制の整備

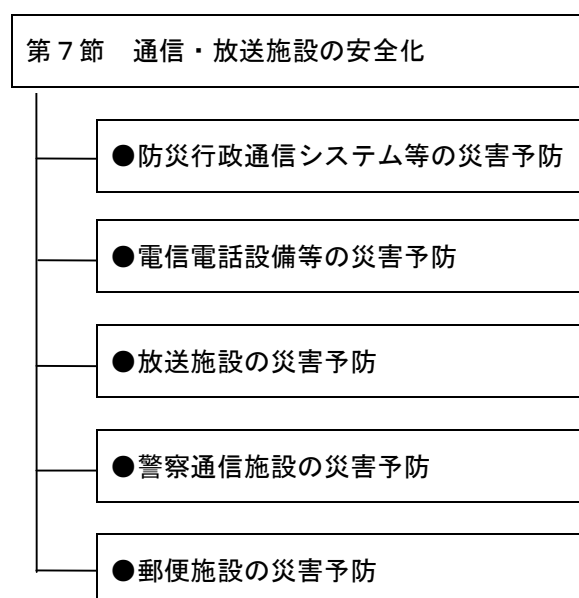
被災したときに迅速な対応ができるよう、次の点について体制整備または検討を行う。

- (1) 下水道台帳のコンピュータによるシステム化の推進をはじめ、管理図書の整備を図る。
- (2) 復旧に要する資機材について、県下市町や各団体の保管状況を定期的に把握するとともに、計画的な整備に努める。
- (3) 「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」、「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」、「(社)下水道官路維持協会との地震災害時の協力」に基づき、各府県や関係団体の応援を得て迅速な復旧ができる体制の整備に努める。

第7節 通信・放送施設の安全化

(県知事直轄組織、近畿管区警察局、大津中央郵便局、西日本電信電話(株)、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送(株)、(株)京都放送、(株)エフエム滋賀)

【施策体系】



【基本方針】

災害時の情報収集・伝達の重要性に鑑み、県および通信・放送事業者等は、保有する通信放送施設や設備の耐震性向上を図るなど災害予防対策に努める。

【具体的な施策の展開】

第1. 防災行政通信システム等の災害予防

1. 建物

滋賀県防災行政無線の統制局である県庁本館は、平成10年度に補強工事を行い耐震構造としている。また、岩根山中継局、箱館山中継局に関しても同様に耐震構造としている。

2. 設備

県では平成6年度から3ヵ年計画で、県と市町、防災関係機関相互の迅速・的確な情報収集・伝達体制を確立するため、衛星系と地上系の2ルートで構成する防災行政通信網の整備を行った。

衛星系については、県庁・市町・防災関係機関および県出先機関を結び、各種情報の収集・伝達や気象予警報等の一斉通報を行うほか、地域衛星通信ネットワークに参画する全国の自治体間とも電話、ファックス、映像での情報交換が可能である。

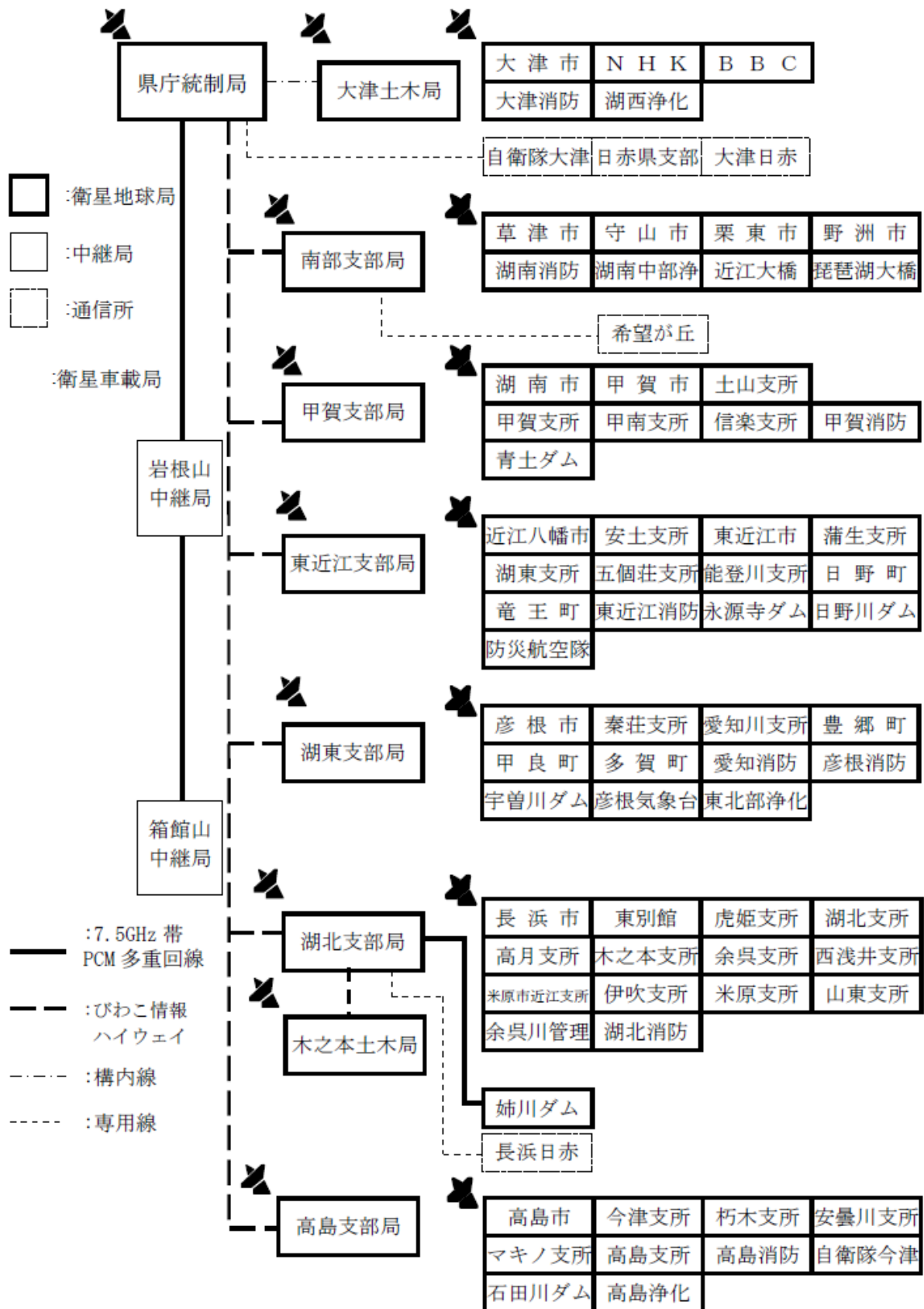
また、地上系として、INSネット64回線を衛星地球局設備設置の機関やライフライン事業者を中心とする防災関係機関、県の出先機関に設置しており、災害時における通信回線の信頼性を確保している。

さらに県庁統制局の電源設備は、庁舎発電機と防災発電機の二重化を図り、無停電電源装置の設置と併せて災害に強いシステムを整備している。

また、平成8年度に衛星車載局を導入し、災害時には被災地から映像や電話、ファックス回線による情報を送信できる体制を整備している。

こうしたシステムや機器が災害時に有効に機能するよう、平常時から通信訓練等を通じて関係機関との連携強化を図るとともに、設備機器の保守点検等を推進する。

【滋賀県防災行政通信システム回線系統図】



第2. 電信電話設備等の災害予防（西日本電信電話株式会社）

1. 現況

(1) 建物

建物や無線鉄塔は震度6程度の大地震にも耐えられる耐震構造としている。

(2) 所外設備

- ① 主要なNTTビル間を専用トンネルで結ぶと道内は、難燃性ケーブルの使用や防火壁の設置等により、出火、延焼が起こりにくい構造としている。
- ② 地下管路は、地盤沈下対策、耐震対策、液状化対策等を実施している。
- ③ NTTビル間を結ぶ中継伝送路は多ルート、2ルート化により複数のルートを確認している。

(3) 所内設備

- ① 交換機や電力設備等に耐震対策を実施している。
- ② 中継交換機等を設置しているNTTビルを分散し、危険回避を図っている。
- ③ 電力設備は非常用の予備電源として、蓄電池、発電機を設置しており、商用電源が停電しても瞬断なく自動切り替えし電力を供給する。

(4) 災害対策用機器

- ① 通信途絶の回避と避難所等の通信を確保するため、ポータブル衛星、超小型衛星通信装置、移動無線車等を配備している。
- ② 交換機設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換機として、非常用交換機を主要地域に配備している。

2. 実施計画

(1) 地震災害による被害を回避または最小限にするために、下記の措置を実施する。

- ① 情報連絡体制の強化・充実
- ② 関係設備の監視強化・充実
- ③ 関係設備の点検整備
- ④ 応急復旧用機器・資材等の把握および防御
- ⑤ 回線等の応急措置の準備
- ⑥ 災害発生危険設備の補強および防御
- ⑦ 工事中設備の防御、二次災害防止策の実施
- ⑧ 社員等の非常呼び出し、出動体制の確立

(2) 災害救助機関等における重要な通信を確保するため、ネットワークのトラフィックコントロールを実施する。

(3) 輻輳緩和のため「全国利用型災害用伝言ダイヤル（171）」サービスを提供する。

(4) 公衆電話の無料化（災害救助法適用地域に限定）を実施する。

(5) 「被災地情報ネットワーク」の構築・運用の支援に努める。

第3. 放送施設の災害予防

1. 日本放送協会 天津放送局

(1) 現況

地震災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策規定を策定し、放送設備の被害を最小限にとどめるとともに被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により施設の機能維持に努めるほか、早期完全復旧、被害原因の調査に基づく施設改良に最善の努力を払っている。

なお、県内の放送設備は想定される非常災害に対して対策措置を実施済みである。

(2) 計画目標、実施計画

想定を超える被害事例が生じた場合は、随時施設の改良を実施する。

2. びわ湖放送株式会社

(1) 現況

放送施設については、できるだけ予備系統を設け、被災時でも放送送出ができるよう図っている。

① 電源設備について

自家発電設備により停電時の対応に備えている。また、無停電装置も設置している。

② 放送設備

災害時、最小限の放送送出を確保するため、無停電電源により「お知らせ、アナウンス等」災害情報の放送が可能な設備となっている。

③その他、びわ湖放送制定の「災害対策要項」により、災害対策の万全を図っている。

(2) 計画目標

非常事態が発生した場合、状況に応じ非常災害対策本部を設け、放送の継続、機器施設の保守等に万全を期し、避難者に必要な情報・告知等を遅滞なく放送できるよう努める。

(3) 実施計画

放送機器の倒壊、落下防止、その他諸設備については、全面的に補強整備が完了しているが、引続き放送設備の防災化構造の推進を図る。

なお、社屋については、耐震性調査を行い必要な措置を講ずる。

3. 株式会社京都放送

(1) 現 況

地震災害に際し放送業務を確保するため、非常災害対策要領を策定し、これに基づき放送施設の防災ならびに緊急取材体制の充実を図っている。演奏所、送信所においては、非常電源設備を設置し、予備送信機、臨時空中線、予備回線、重量機器の固定、燃料確保、動員計画等を配し有事に備えている。

(2) 計画目標

人身、設備の被災を最小限に留めるための防護施策に万全の措置を講じ、有事における放送電波の確保を行い、民心の安全に寄与する。また、平常時から定期的に訓練等を実施し、動員配備体制の整備に努める。

(3) 実施計画

- ①放送局舎および施設の補修・補強を実施する。
- ②中継用移動無線機の伝播試験、機能向上に努める。
- ③非常用発電機の点検、エンジンの整備、燃料の備蓄等を行う。
- ④空中線の安全確保のため、点検補強を行う。

4. 株式会社エフエム滋賀

(1) 現 況

地震災害発生時においても放送の送出が継続できるよう、放送系の予備系統、放送設備の耐震補強、自家発電装置、無停電設備を演奏所と送信所の両方に設置している。

(2) 計画目標

非常災害時、または発生の恐れがある場合における放送電波の確保、施設の防護策に万全の措置を講じ、平常時から「非常事態対策要項」に従い定期的に訓練等の実施や動員配備体制の整備に努める。

(3) 実施計画

- ①仮設スタジオにおける放送機材の整備
- ②演奏所事務部門の耐震補強対策の推進
- ③緊急時の交通路の事前把握
- ④食料や消耗品等の一定量の備蓄

第4. 警察通信施設の災害予防（近畿管区警察局滋賀県情報通信部）

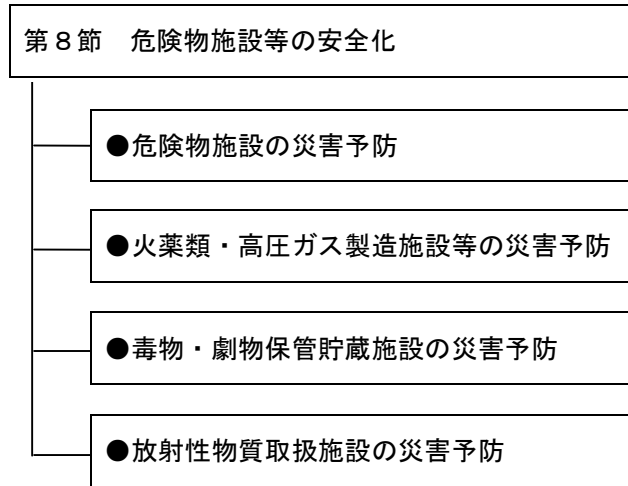
警察通信施設にあつては、あらゆる災害に対処できるよう、県警察本部、各警察署および無線中継所における通信施設の耐震対策を進めているが、今後とも、警察通信施設の新設や更新時により一層の耐震性の向上に努める。

第5. 郵便施設の災害予防（大津中央郵便局）

郵便物の運送、取集および配達を確保を図るため、車両等の運送、集配施設用具の整備に努めるとともに、郵便局舎における防災設備の整備および災害時における応急復旧に必要な資料・用品の備蓄等の整備に努める。

第8節 危険物施設等の安全化 (県知事直轄組織・健康福祉部・県警察本部、 中部近畿産業保安監督部近畿支部)

【施策体系】



【基本方針】

危険物施設等が地震発生時に火災等の被害を受けた場合、周辺地域に多大な影響を与える可能性がある。こうした被害を防止するため、危険物施設等の実態把握を進めるとともに、地震発生時にこれらの施設から危険物等による災害が発生しないよう、施設自体の耐震性強化と、管理体制に関する指導・啓発を推進し安全性の向上を図る。

【具体的な施策の展開】

第1. 危険物施設の災害予防

危険物による災害の発生および拡大を防止するため、市町や消防本部と連携し、保安体制の強化、法令に定める適正な措置を講ずるとともに、施設の耐震性強化、保安教育および訓練の徹底、自衛消防組織の育成、防災思想の啓発普及を徹底する。

1. 実施計画

(1) 保安教育および訓練の実施

保安管理の向上を図るため、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等に対し、消防機関等と協力して、講習会、研修会等の保安教育を推進する。

また、危険物安全週間や防災週間等の機会に、事業所、自衛消防組織、地域住民を含めた訓練を実施する。

(2) 指導の強化

県は、危険物施設の立入検査等が適切に行われるよう、市町等に対し必要な指導、助言等を行う。

- ①危険物施設の位置、構造および設備の維持管理に関する指導の強化
- ②危険物の運搬および積載の方法についての指導の強化
- ③危険物施設の管理者、危険物取扱者等に対する指導の強化
- ④予防規程の作成および貯蔵取扱い等、安全管理についての指導の強化

(3) 自衛消防組織の強化促進

- ①自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- ②隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進する。

(4) 科学消防資機材の設備

- ①市町に化学消防車等の整備を図り、科学消防力の強化を促進する。
- ②危険物事業所における化学消火薬剤および必要器材の備蓄を促進する。

第2. 火薬類・高圧ガス製造施設等の災害予防

火薬類の製造施設、火薬庫等の施設について、立入検査および保安検査を毎年実施し、経済産業省令で定める施設の構造等に係る技術上の基準の適否を現地確認し、地震等の災害時の安全が確保できるよう指導するとともに、保安講習会等の機会を通じ保安意識の高揚に努める。

また、高圧ガス製造施設等については、完成検査時における耐震設計構造物の安全確認や保安検査時における設備の不同沈下の有無の確認等を通じ、施設等の適正管理や自主保安体制の徹底を図る。

1. 実施計画

(1) 保安意識の高揚

県は、保安意識の高揚を図るため以下の対策を推進する。

- ①火薬類取締法、高圧ガス保安法等関係法令の周知徹底を図るため保安教育講習、検査結果講評会等実施
- ②事業者、取扱者、従事者等への技術講習の実施
- ③高圧ガス保安活動促進週間等の機会をとらえての保安意識の啓発
- ④火薬類危害予防週間等の機会をとらえての保安意識の啓発

(2) 指導の推進

県は、施設等の安全管理を徹底するため関係業者に対して以下の指導を行う。

- ①施設等に対する保安検査および立入検査の実施
- ②指導取締方針の統一や、関係機関との相互協力による適正な指導の実施
- ③火薬類製造施設等に対する、指導取締の実施と業界選出による指導員の巡回指導の実施
- ④高圧ガス製造施設等に対する指導の実施と業界選出による指導員の巡回指導の実施

(3) 自主保安体制の整備

県は、関係事業者、関係団体の自主保安体制の整備推進のため以下の対策を推進する。

- ①自主保安教育計画に基づく保安教育の実施についての指導
- ②定期自主検査の完全実施と責任体制の確立についての指導
- ③地震時の自主防災対策の策定についての指導
- ④滋賀県高圧ガス地域防災協議会の育成

第3. 毒物・劇物保管貯蔵施設の災害予防

毒物及び劇物取締法に基づく登録を受けている製造業者および販売業者については毒物劇物監視指導の際に、施設の耐震性調査が未実施の施設に対してはその実施について併せて指導する。

また、登録義務のない毒物劇物業務上取扱者については、多量に保管している業者リストを保健所に備えるとともに、消防署、警察署、市町や関係業者に対しても事前に情報提供を行い、災害時に備えるものとする。

第4. 放射性物質取扱施設の災害予防

放射性物質（放射性同位元素、核燃料物質等）による災害の発生および被害の拡大を防止するため、保安意識の高揚、関係法令の遵守、自主保安体制の確立等、予防対策の整備を図る。

1. 実施計画

(1) 施設等の防災対策

放射性物質取扱事業者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、医療および薬事法等関係法令を遵守するとともに、放射性物質に係る安全管理に万全を期する。

- ①施設の不燃化等の推進
- ②放射線による被ばくの予防対策の推進
- ③施設等における放射線量の把握
- ④自衛防災対策の充実
- ⑤通報体制の整備
- ⑥放射性物質取扱業務関係者への教育・訓練の実施
- ⑦放射線防護資機材の整備

(2) 県、市町およびその他の関係機関の防災体制の整備

県、市町およびその他の関係機関は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質取扱事業所等の把握および安全管理の指導等に努める。

第9節 鉄道施設の安全化

(近畿運輸局、西日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、
京阪電気鉄道(株)、近江鉄道(株)、信楽高原鐵道(株))

【施策体系】

第9節 鉄道施設の安全化

【基本方針】

地震発生による鉄道運行時の被災が甚大な人命被害につながる事、および震災後の鉄道の迅速な運行再開が被災地の復旧・復興対策推進に極めて重要であることに鑑み、各鉄道事業者は、常に列車運行の安全確保を図るため鉄道施設の耐震化等を推進し、総合的な防災性の向上を図る。

【具体的な施策の展開】

第1. 西日本旅客鉄道株式会社

1. 現況

在来線の状況は次のとおりである。

種別 \ 線名	東海道本線	湖西線	北陸本線	草津線	計
営業キロ	79.1km	73.1km	37.6km	35.3km	225.1km
橋りょう	318箇所 (5.0km)	332箇所 (6.0km)	128箇所 (1.04km)	59箇所 (0.6km)	837箇所 (12.64km)
高架橋	2箇所 (0.17km)	118箇所 (27.0km)	—	4箇所 (0.9km)	124箇所 (28.07km)
トンネル	7箇所 (3.7km)	16箇所 (14.1km)	8箇所 (6.2km)	1箇所 (0.02km)	32箇所 (24.02km)

※ 東海旅客鉄道株式会社(東海道本線 米原～関ヶ原)含む。

2. 実施計画

地震災害の発生に備え、各種施設の機能が外力および環境の変化に耐える防災強度を確保できるよう綿密な計画をたて、その実施を図る。

(1) 施設、設備の耐震性確保

①耐震性を考慮した線区防災強化を推進して耐震構造への改良を促進するとともに、地震時における要
注意構造物の点検を実施する。

②地震計の設置

地震計の設置箇所と警報、ガルの設定は次の二段階とし、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

地震指示警報設置箇所	設置箇所	型式	設定ガル
彦根駅	駅構内	S102WZ型	40、80ガル
能登川駅	〃	S102WZ型	〃
草津駅	野洲駅構内	S102WZ型	〃
瀬田駅	駅構内	S102WZ型	〃
堅田駅	駅構内	S102WZ型	〃
北小松駅	〃	S102WZ型	〃
近江今津駅	〃	S102WZ型	〃
木ノ本駅	〃	S102WZ型	〃

※ 気象庁発表震度を有効活用し、80ガル以上の場合でも震度4のときは、駅間に停車した列車を最寄駅まで徐行で収容する。

③防災訓練

災害発生時の初動体制を確立するため、定期的に非常招集等の防災訓練を行う。

④防災関係資機材の整備点検および要員の確保

ア. クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等を整備する。

イ. 重機械類、その他の資機材および要員は、関係の企業等から緊急時に協力が得られるよう平常時から連携体制の構築に努める。

第2. 東海旅客鉄道株式会社

1. 現 況

県内に存在する新幹線の鉄道施設は、次のとおりである。

鉄道施設 の 延 長	施 設 の 内 訳			
	切取・盛土	橋りょう	高架橋	トンネル
73.6km	44.2km	(464箇所) 7.3km	(98箇所) 17.7km	(5箇所) 4.4km

2. 実施計画

(1) 東海道新幹線早期地震警報システム（テラス）

従来の早期地震警報システムを全面的に更新し、平成17年より新しい早期地震警報システム（テラス）を使用開始した。

このテラスは、地震動の初期微動より新幹線への影響度合いを判断して、必要な場合は警報を発信し、列車の速度を低下させるものである。

また、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施する。

今後ともシステムが適切に機能するよう普段から保守管理や機能の向上を目指した取組を推進する。

(2) 施設、設備の耐震性確保

新幹線の鉄道施設は、在来線と比較してより耐震性に配慮した設計を行っており、橋りょう等構造物の設計計算上の水平震度は0.2（200ガル）を採っている。

また、安全率を2～3にとっており、関東大地震級の烈震（250～400ガル）には十分耐えられるが、部分的には宮城沖地震の鉄道施設に及ぼした被害を参考にして、比較的被害を受けやすい弱点箇所（軟弱地盤上の盛土、橋けた支承部分等）を抽出し、地震時の動的変形を予防する恒久的対策を検討し今後とも、逐次補強工事を進め強化を図っていく。

(3) 防災訓練

災害発生においても、輸送の安定と旅客公衆の安全を確保するため、防災訓練を適宜実施する。

第3. 京阪電気鉄道株式会社

1. 現 況

(1) 県内に存在する鉄道施設は、次のとおりである。

区 分	トンネル	橋りょう	高 架	平 地	街 路	計
延長距離	(1箇所) 250m	(58箇所) 279m	(1箇所) 20m	17,506m	996m	19,051m

(2) 地震計の設置箇所は、次のとおりである。

地震計本体設置箇所	遠隔地地震警報盤設置箇所	型 式	震 度
滋賀変電所	運転指令所	S104型Gバージョン	震度4～警報1 震度5弱～警報2 震度5強以上 警報3
四宮変電所	電力指令室	S104型Gバージョン	

2. 実施計画

駅舎および諸施設の改良、新設を推進し、交通施設の整備強化を図り安全輸送の確保に努めることとし、

以下の対策を推進する。

- (1) 法面の強化計画
線路法面の防災工事を毎年計画的に実施する。
- (2) 橋りょう、溝橋、電車線の鉄柱等整備
年1回定期的に点検を行い、不良箇所を補強を実施する。
基礎部分の点検を行い、不良橋、不良鉄柱等の調査保守を実施する。
- (3) 乗務員の旅客安全誘導教育指導
交通安全対策の一環として、随時訓練を実施する。

第4. 近江鉄道株式会社

1. 現況

県内に存在する鉄道施設は、次のとおりである。

区分	トンネル	橋りょう	高架	平地	計
延長距離	(2箇所) 488m	(143箇所) 1,858m	(1箇所) 320m	56,834m	59,500m

2. 実施計画

地震災害時における安全対策として以下の対策を推進する。

- (1) 緊急地震速報受信システムの設置
運転司令室（CTCセンター）に設置した緊急地震速報受信システムにより、P波を検知した時点で緊急信号を発報し、列車を安全に停止させる。
- (2) 施設、設備の耐震性の確保
 - ①線路の設備
 - ア. 線路の高盛土部、切取部の調査
線路の高盛土部および線路に隣接する切取法面について、崩壊が予想される箇所を点検調査し、必要に応じて防災対策を実施する。
 - イ. 橋りょうの整備
橋りょうについて点検、調査を実施し、補修等の対策工事が必要なものについて、補強等を実施する。
 - ②救援車両、非常用資機材等の整備
震災等の緊急時における救援車両、自家用トラック、非常用資機材等について、いつでも稼働できるよう点検、整備を励行する。

第5. 信楽高原鉄道株式会社

1. 現況

県内に存する鉄道施設は、次のとおりである。

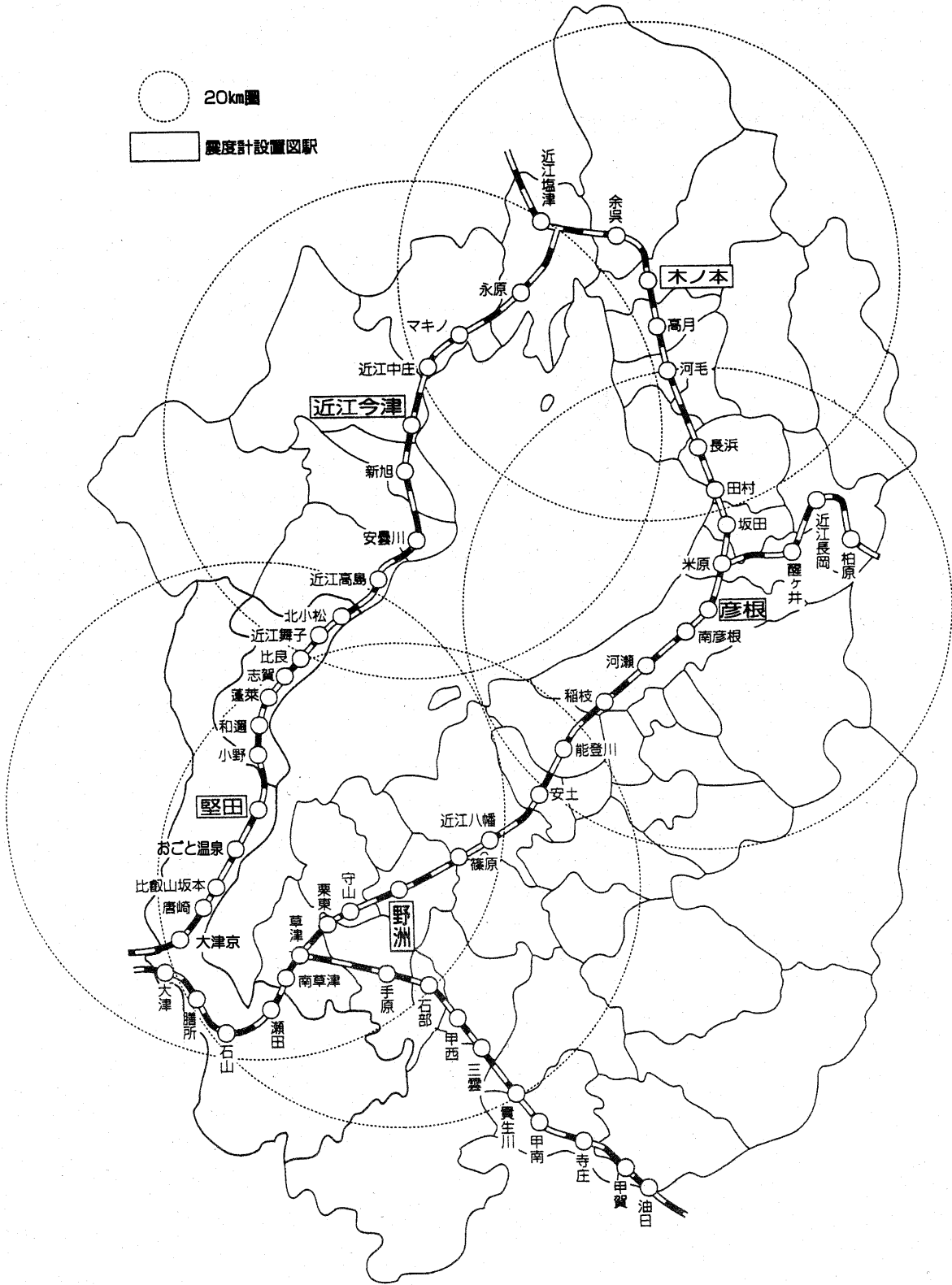
区分	橋りょう	山間地	平地	計
延長距離	(46箇所) 416m	7,200m	7,084m	14,700m

2. 実施計画

土砂崩壊・落石等の危険箇所については、平常時より注意し、法面防護工事、落石棚の新設補強等を推進し、地震被害の防止に努めるべく以下の対策を推進する。

- (1) 線路の整備
 - ①高築堤、切取部の調査により現地を把握し強化箇所を定める。
 - ②調査資料により防災工事が必要な箇所は、その対策工事を実施する。
- (2) 橋りょうの整備
調査の結果により補修が必要な箇所は、補修計画に基づき工事を実施する。
- (3) 災害用資機材の整備
軌道車の整備および非常用機器の配置に努める。

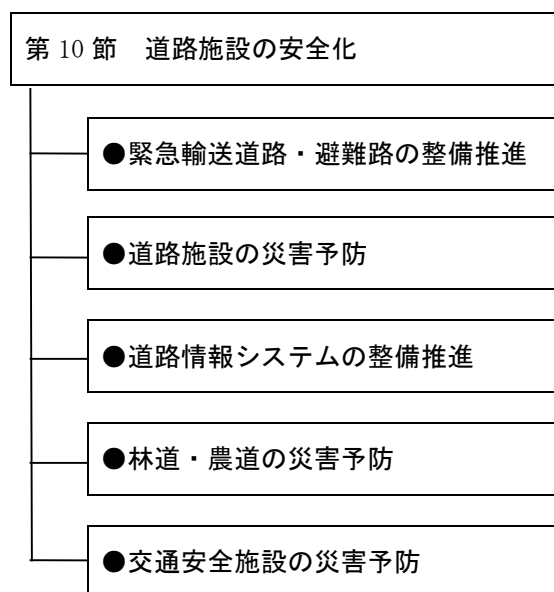
JR在来線軌道図



第10節 道路施設の安全化

(県農政水産部・琵琶湖環境部・土木交通部、県警察本部、
国土交通省近畿地方整備局、西日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

【施策体系】



【基本方針】

震災時の被害を最小限にとどめ、避難活動、応急対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう緊急輸送道路・避難路および道路情報システムの整備推進を図り、併せて橋りょう等道路施設の耐震性強化を図る。

【具体的な施策の展開】

第1. 緊急輸送道路・避難路の整備推進

1. 緊急輸送道路

緊急輸送道路とは、災害対策に必要な物資等を迅速・確実に被災地へ輸送するための道路であり、耐震性の確保とともに主要な防災拠点等を効果的に連絡するネットワークとして機能することが重要である。

このため国、県、市町等の道路管理者は、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成8年9月)」に基づき、ネットワークを構成する道路整備を計画的に推進する。

(1) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地と地方中心拠点および県外とを連絡する広域的な主要幹線道路(高速自動車道および一般国道を基本とする。)

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町役場および主要な防災拠点を相互に連絡する道路。

(3) 第3次緊急輸送道路

その他緊急輸送に必要な道路
(市町地域防災計画において定める)

【緊急輸送道路ネットワーク】

緊急輸送道路区分	路線数	道路延長
第1次緊急輸送道路	32	457.6 km
第2次緊急輸送道路	102	404.5km
合計(第1次、第2次)	111	862.1km

(重複指定路線を除く)

2. 避難路

地震直後の同時多発火災などから住民が安全に避難できるよう、市街地を中心に避難路の整備を図る必要がある。

このため国、県、市町等の道路管理者は、「市町地域防災計画」等に基づき計画的に避難路の整備を推進する。

なお、整備にあたっては沿道建築物の倒壊落下対策や、電線の地中化を推進する等、避難時の危険要因の除去等についても十分考慮する。

第2. 道路施設の災害予防

道路は本来の交通機能に加え、電気・電話・ガス・水道等のライフラインの収容や防災空間等の多様な機能を有している。

これらを震災時にも確実に機能させるためには、橋りょう等道路施設の耐震性確保が不可欠であり、国、県、市町等の道路管理者は、「道路防災総点検（地震）」（平成8年度実施）の結果に基づき必要な施設の耐震補強等を推進する。

1. 橋りょう

新設の橋りょうについては、「道路橋示方書」（平成14年11月）等の基準に基づき、必要な耐震性を確保する。

既設橋りょうについては、重要度に基づく耐震性能の目標に合わせ適切な工法により順次耐震補強を実施する。

2. 横断歩道橋

横断歩道橋については、落橋により道路を遮断することになるので、新設時には、「道路橋示方書」（平成14年11月）等の基準に基づき必要な耐震性を確保し、既設のものは落橋防止等の必要な対策を順次実施する。

3. 道路法面

道路の自然斜面や切土・盛土法面については、耐震対策を独立したものとして考えるのではなく、豪雨・豪雪等の地震以外の原因によって生ずる崩壊や地すべり対策と一体的に対策工事を実施する。（道路法面については橋りょう等の構造物と違い現状では明確な耐震設計法が確立されていない。）

4. 擁壁等

背の高い擁壁やロックシェッドについては、新設時には地震力を考慮した設計を行い、既設のものは地震以外の原因による崩壊対策と一体的に対策工事を実施する。

5. トンネル

山岳トンネルは、坑口部以外は地震時に地山と一体となって変位し被害を受けにくいとされており、坑口部で特に対策が必要な箇所は、周辺部の斜面对策と一体的に対策工事を実施する。

第3. 道路情報システムの整備推進

国、県、市町等の道路管理者や交通管理者は、地震発生後速やかに道路の被害情報を収集し、関係機関と連携して道路利用者等に適切な情報提供を行うため、道路情報板、電波ビーコン、路側放送等の道路情報提供装置の整備を推進する。（資料編参照）

第4. 林道・農道の災害予防

集落関連（防災対策）林道は、緊急避難路や迂回路等として山村集落の生活道路や地震災害時の孤立化を防ぐため重要な役割を有している。

また農道は、農業のみならず日常生活にも密着した活用がなされており、地震災害時にも通行上の安全を確保する必要がある。

このため、以下の対策を重点的に推進する。

1. 林道の保全整備

林道管理者は、法面の土砂崩落、落石等の危険箇所の実態把握を行い、県と協議のうえ事業計画を樹立し、危険度の高い路線・箇所から法面保護施設・防護施設・局部改良等の対策工事を実施し、危険箇所の解消と走行の安全確保に努める。

2. 橋りょうの整備

林道管理者は、林道技術指針に基づき、老朽橋ならびに部分破損している橋等の実態把握を行い、橋りょうの架替え、補強等の必要な対策を講じる。

3. 農道の保全整備

農道管理者は、農道の地震災害時の安全を確保するため、法面崩壊等の危険箇所の解消と橋りょう、トンネル等の構造物の補強、改修等の対策を講じる。

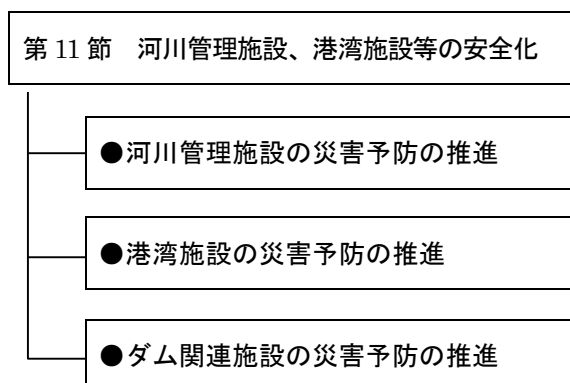
第5. 交通安全施設の災害予防

地震災害時における交通安全を確保するため、以下の事項を中心に、交通安全施設の整備充実を図る。

1. 老朽信号機等の更新整備
老朽信号機、道路標識等の交通安全施設については、交通安全施設整備計画により計画的に更新、整備を行う。
2. 地盤軟弱地帯の調査と補強
施設の設置場所については、必要な調査を行い倒壊の恐れのあるものは、補強、補修を実施する。
3. トンネル防災信号システム装置の設置
主要トンネルについては道路管理者と協議し、公安委員会の防災信号システム装置の設置を促進する。
4. 交通信号機等電源付加装置の増設
県内の主要交差点に交通信号機等電源付加装置を増設する。
5. 交通情報収集・提供装置の整備
フリーパターン式交通情報板、交通監視カメラ等の交通情報収集・提供装置の整備を推進する。

第11節 河川管理施設、港湾施設等の安全化 (県土木交通部、国土交通省近畿地方整備局、水資源機構)

【施策体系】



【基本方針】

地震時における河川管理施設の出水被害を防止するため、水門等の重要河川構造物の耐震点検や整備等を実施し、耐震性の向上等の安全確保を図る。

また、港湾施設は湖上輸送などの緊急輸送ネットワークとしての機能を確保できるよう施設の耐震性の向上を図る。

【具体的な施策の展開】

第1. 河川管理施設の災害予防の推進

1. 重要河川構造物の耐震化の促進

重要河川構造物については、平成7年度から耐震診断調査を実施したが、特別な耐震補強対策を要する箇所は認められなかった。今後、平成8年度末に水資源機構より管理移管された水門等の耐震診断を行う。

2. 河川施設の災害予防の推進

避難地としての河川空間の整備や、緊急消火・生活用水の確保を容易にする階段護岸の整備等の河川改修事業を推進する。

3. 河川防災施設の設備

河川防災ステーション、側帯、河川ヘリポート、大型水防倉庫を有機的に組み合わせた河川防災施設の整備を推進し、地震発生後の住民の安全な避難地や被災者への物資輸送拠点の確保を進める。

第2. 港湾施設の災害予防の推進

港湾管理者は、緊急輸送ネットワーク上必要な施設の耐震診断を進め、改善が必要と認められた施設は、詳細な検討を行った上で耐震性確保に必要な対策を講じる。

第3. ダム関連施設の災害予防の推進

1. 地震時臨時点検要領の充実および点検用機材の整備

地震時の点検内容のマニュアル化を図るなど、臨時点検要領の充実を図る。

また、夜間時点検を迅速確実に行うため、投光照明設備等を整備しておくこととする。

2. ダム取付道の二方路確保または防災ヘリコプター利用基盤確保

ダム管理の中核部である管理事務所への車路は、最低二方路を確保できるよう取付道の整備に努める。

また、これによりがたいダムでは、防災ヘリコプター等の離着陸が可能な空間の確保および位置標識灯等の整備に努める。

3. 地震データの高信頼性情報収集設備の整備

ダム用強震計は概ね整備済みであるが、加速度データを地上波超短波無線回線を利用して土木事務所(支所を含む。以下同じ。)および県庁に自動的に伝送する諸設備の早期完成に努める。

4. ダム管理棟および諸設備の計画的改良による耐震強化

耐震力の不足するダム管理棟については、計画的に必要な対策を推進する。

また、ダム管理用諸設備の機能維持に努めるとともに、十分な耐震力の確保が困難な設備の計画的な改良・更新を進める。

さらに地震時に落石崩土が懸念されるダム湖周辺管理用道路等の安全性の向上に努める。

5. 消防水利に用いる自然水利不足時の治水ダム緊急放流要領の方針策定

ダム下流の地域において、河川または農業用水路等の自然水利による消火活動が見込まれる場合に、ダムの放流による補給が有効な場合には迅速な対応が可能となるよう、緊急放流方針について検討を行う。

【管理中河川管理施設ダム等の諸施設改良事業実施状況】

	竣工年	近年実施年度
余呉湖	S34	H13～H15
日野川ダム	S41	H20～H23
石田川ダム	S45	H2～H6
宇曾川ダム	S55	H8～H12
青土ダム	S63	
姉川ダム	H14	

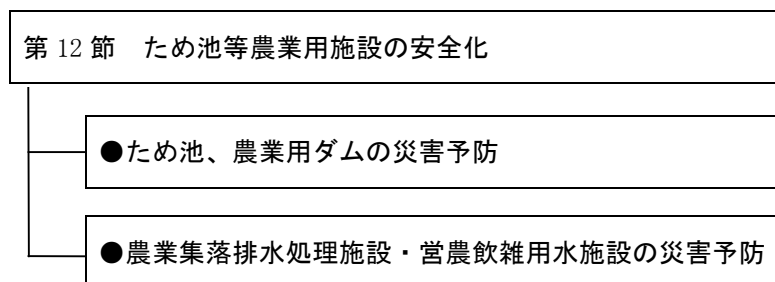
【地震時の堤体挙動を正確に捉えるための強震観測機器の整備状況】

	地震計(加速度計)	地震データ伝送システム※
余呉湖	整備済 H16	整備済 H16
日野川ダム	整備済 H8	整備済 H12
石田川ダム	整備済 H5	整備済 H9
宇曾川ダム	整備済 S55, H8	整備済 H9
青土ダム	整備済 H14	未整備
姉川ダム	整備済 H13	整備済 H13

※ 地上波超短波無線回線による観測最大値の土木事務所・県庁向け自動伝送設備

第12節 ため池等農業用施設の安全化(県農政水産部)

【施策体系】



【基本方針】

ため池や農業用ダムの損壊は、下流域に出水等による大きな被害を及ぼすため、これらの農業用施設の耐震点検を推進し、安全性の向上を図る。

また、農業集落排水処理施設・営農飲雑用水施設は、地域住民の生活に不可欠の施設であり耐震性の向上を図る。

【具体的な施策の展開】

第1. ため池、農業用ダムの災害予防

県内に農業用ため池は大小合わせて約1,600箇所あるが、これらの情報一元化を図るため、平成7年度から順次「ため池防災データベース」への登録化を進めている。

今後、更にため池防災データベースシステムの充実を図り、的確な防災体制を構築する。

市町、土地改良区等は、ため池等整備事業や県単独小規模土地改良事業等を活用して、老朽ため池を緊急度の高いものから改修に努める。

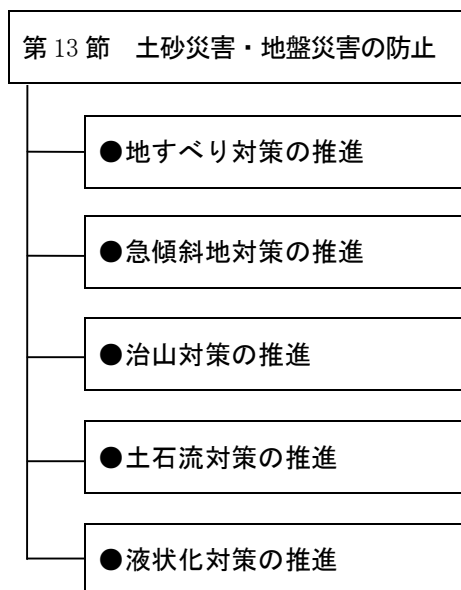
また、農業用ダムは、農林水産業施設等応急対策計画に定める7箇所であるが、アセットマネジメントの取組により、国営造成施設県管理費補助事業、基幹水利施設管理事業等における日常管理と併せ、計画的な施設の保全・更新を推進する。

第2. 農業集落排水処理施設・営農飲雑用水施設の災害予防

各施設管理者において実施している保守点検に、施設の安全管理を含める等、管理技術の向上を図るとともに、施設管理者に対し耐震性確保に必要な対策を講じるよう指導する。

第13節 土砂災害・地盤災害の防止 (県琵琶湖環境部・農政水産部・土木交通部)

【施策体系】



【基本方針】

地震や地震後の降雨による地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害を防止、軽減するため、土砂災害防止施設の整備や治山対策を推進するとともに、住民に対する危険箇所の周知、防災意識の普及・向上に努める。

また、湖岸地域の地盤液状化の発生に備え、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発を推進する。

【具体的な施策の展開】

第1. 地すべり対策の推進

1. 現 状

地すべり危険箇所は、以下のとおりである。

地すべり防止区域指定所管	箇所数	面積
国土交通省	10箇所	165.544ha
農林水産省農村振興局	2箇所	400.55 ha
農林水産省林野庁	1箇所	79.95 ha
計	13箇所	646.044ha

2. 実施計画

地すべり防止区域については、区域内の行為を制限する。

また、地すべり防止工事基本計画を基に、危険度の高い箇所から対策工事を実施するとともに警戒体制を確立する。

- (1) 国土交通省所管の地すべり防止対策としては、観音寺地区について継続して整備することとし、併せて防止区域や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定促進および住民への周知を図るなど、土砂災害の防止、被害の軽減に努める。
- (2) 農林水産省所管の地すべり防止対策としては、大津市雄琴地区および上仰木地区において継続して防止工事を実施する。

また、地すべり防止の適正な管理を行うため、区域内のパトロール、移動量の観測および宅地造成な

どの地域開発に対して適正な指導を行う。

第2．急傾斜地対策の推進

1．現況

県下で対策が必要な急傾斜地崩壊危険箇所は2,341箇所あり、地形や集落発達の経過から各地に散在している。

このうち急傾斜地崩壊危険区域に指定されたものは、488箇所672.359haであるが、毎年防災パトロールを実施して状況を把握するとともに、危険性の高いところから、急傾斜地崩壊対策工事等を実施し土砂災害の防止に努めている。

2．実施計画

急傾斜地崩壊危険区域については、区域内の行為の制限を行う。

また、社会資本整備重点計画法による社会資本整備重点計画を基本に、危険箇所（2,341箇所）について順次、法面保護、擁壁等による対策工事を実施するとともに危険区域や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定促進および住民への周知を図るなど、土砂災害の防止、被害の軽減に努める。

第3．治山対策の推進

1．現況

山地の災害危険地は山腹崩壊危険地区1,320箇所、崩壊土砂流出危険地区1,028箇所となっており、地震時には特に集落や道路等の背後の山腹崩壊危険地における被害が予想される。

2．実施計画

山腹崩壊地および危険地ならびに荒廃溪流については、森林整備保全事業計画に基づき予防、復旧および防災対策総合治山工事として、危険度の高いものから優先して対策工事を推進し、集落、道路、交通施設等の保全を図る。

また、人家周辺の小規模崩壊等については、林地崩壊防止工事、県単独治山工事等の実施や住民への周知等の必要な対策を講じる。

第4．土石流対策の推進

1．現況

本県を取り巻く山地の稜線は、ほぼ県境と一致し殆どの河川が琵琶湖に流入し、周囲の山々から平地までの距離は極めて短く、河川勾配は急である。さらに地質は、風化花崗岩と古生層非石灰岩地帯であり、特に洪水時に地震が発生した場合には、土石流の流出する危険性が極めて高い。

また、対策が必要な土石流危険溪流は、2,129溪流ある。

このため1,391箇所、32,870.947haの溪流、山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに砂防ダム、床固工、護岸工事を実施して土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等により土砂災害の軽減に努めている。

2．実施計画

社会資本整備重点計画法による社会資本整備重点計画を基本に、緊急度の高い箇所から砂防ダム、床固工、山腹工、護岸工等を順次整備し、土砂流出の防止、溪床の安定を図る。

併せて砂防指定地や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定促進および住民への周知を図るなど、土砂災害の防止、被害の軽減に努める。

第5．液状化対策の推進

湖岸および旧河川敷を中心に軟弱地盤が分布し、大規模地震が発生すると地盤が液状化す危険性がある。県では、昭和57年より地震対策研究事業を実施し、既存のボーリングデータを収集しデータベースを構築している。

また、調査研究結果については報告書を関係機関に配付している。

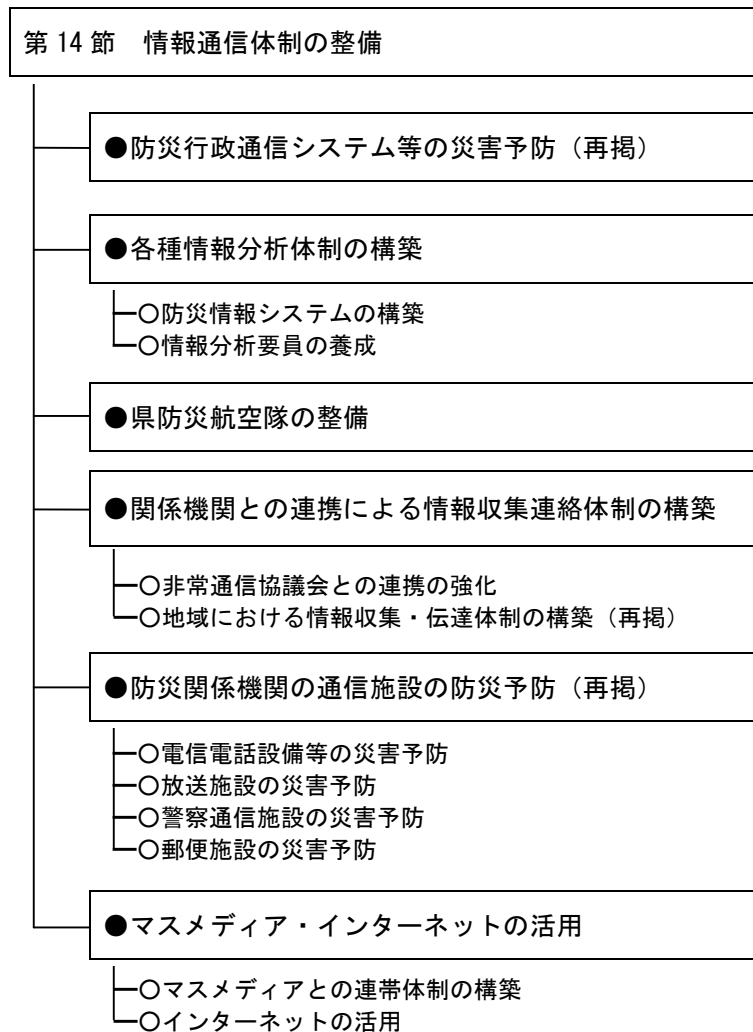
なお、調査の結果、液状化危険度が高いとされた地域においては、具体的な工事実施の際に、より慎重な調査を行い、適切な対策を講じるよう努めるとともに、今後新たな科学的知見やデータが得られた場合は適宜見直しを行う。

第3章 災害に備えるしくみづくりの推進

第14節 情報通信体制の整備

(県知事直轄組織、県警察本部、近畿総合通信局、近畿管区警察局、
大津中央郵便局、西日本電信電話(株)、日本放送協会大津放送局、びわ
湖放送(株)、(株)京都放送、(株)エフエム滋賀)

【施策体系】



【基本方針】

災害時の情報収集・伝達は、各種対策を遂行する上で極めて重要であり、防災行政無線をはじめとする情報通信体制の整備を図る。

さらに、情報通信機能の総合的な耐震性の向上を図るとともに、収集した情報を早期に集約し分析する情報システムの構築を推進する。

【具体的な施策の展開】

第1. 防災行政通信システム等の災害予防(再掲)

※ 第7節第1参照

第2. 各種情報分析体制の構築

1. 防災情報システムの整備

災害時において被害情報等を迅速に収集、整理するとともに、防災関係機関との情報伝達を円滑に行い、的確な災害対応を図るため、平成14年度に防災情報システムを整備した。

システムの機能概要

- (1) 被害情報収集機能
 - ・市町、消防本部および県関係機関からの各種被害情報を収集・集計する。
- (2) 防災基礎情報管理機能
 - ・防災対策の基本情報として組織、防災施設等の情報を一括管理する。
- (3) 防災関連情報機能
 - ・他の防災関連システムからの情報収集を行う。(気象、震度、道路雪、雨量、河川水位、環境放射線)
- (4) 意思決定支援機能
 - ・県地域防災計画、システムの操作マニュアル等を電子化し管理する。
- (5) 職員参集機能
 - ・気象予警報発令時に、予め登録された関係職員に対して音声メッセージを通知し、職員参集を行う。
- (6) 情報提供機能
 - ・被害情報等を、インターネットを通じて県民に情報提供する。

2. 情報分析要員の養成

大規模地震災害が発生した時は、緊急初動対策班等の防災担当職員が各種の情報分析に当たるが、一時に大量の被害情報や措置情報が集中し、分析処理等に混乱が生じる恐れがある。

このため、県では迅速・的確な応急対策業務を処理する能力を養うため、防災担当職員等を対象にした研修の充実を図る。

第3. 県防災航空隊の整備

県では平成8年度から滋賀県防災ヘリコプターを就航させ、災害時の空からの防災体制を整備した。今後も機体等の適正な保守管理や練成訓練を積み重ねて運航体制の更なる充実に努める。

【滋賀県防災航空隊の運航体制】

1. 運航時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(緊急の場合は、日の出から日没まで)
2. 活動の種別

《緊急運航》 ①救急活動 ②救助活動 ③火災防御活動 ④災害応急対策活動 ⑤広域応援協定による応援活動	《通常運航》 ①災害予防対策活動 ②訓練のための活動
--------------------------------------------------------------------	----------------------------------
3. 災害別活動内容

	活 動 内 容
救 急	1. 山村、へき地等からの緊急患者の搬送 2. 傷病者発生地への医師の搬送および医療機材等の輸送 3. 高度医療機関への重篤傷病者の転院搬送
救 助	1. 水難事故、山岳遭難事故等における捜索・救助 2. 高層建築物火災による救助 3. 陸上からの救出が困難な場所からの被災者等の救助
火 災	1. 林野火災等における空中からの消火活動

防 御	1. 大規模火災における状況把握、情報収集 2. 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送
災 害 応 急 対 策	1. 自然災害、大規模事故等の状況の把握、情報収集 2. 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送および応急要員、医師等搬送 3. 各種災害時における住民への避難誘導および警報等の伝達
広 域 応 援	1. 近府縣市との応援協定による応援活動
災 害 予 防 対 策	1. 災害危険箇所等の調査 2. 各種防災訓練等への参加 3. 住民への災害予防の広報

4. 臨時ヘリポートの指定地
県下 112箇所（平成22年1月現在）
5. 大規模災害臨時ヘリポートの指定地
県下 16箇所（平成22年1月現在）

第4. 関係機関との連携による情報収集連絡体制の構築

1. 非常通信協議会との連携の強化
災害の発生時またはその恐れがある場合に、有線通信を利用することができないか、または、その利用が著しく困難な場合に、電波法第52条に規定する非常通信等を有効に活用できるよう、平常時から近畿地方非常通信協議会との連携の強化に努める。
(1) 非常通信訓練の実施
県、市町および防災関係機関は、非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と体制の整備充実に努める。
2. 地域における情報収集・伝達体制の構築(再掲)
※ 第1節第1、第2節第1参照

第5. 防災関係機関の通信施設の災害予防（再掲）

1. 電信電話設備等の災害予防
※ 第7節第2参照
2. 放送施設の災害予防
※ 第7節第3参照
3. 警察通信施設の災害予防
※ 第7節第4参照
4. 郵便施設の災害予防
※ 第7節第5参照

第6. マスメディア・インターネットの活用

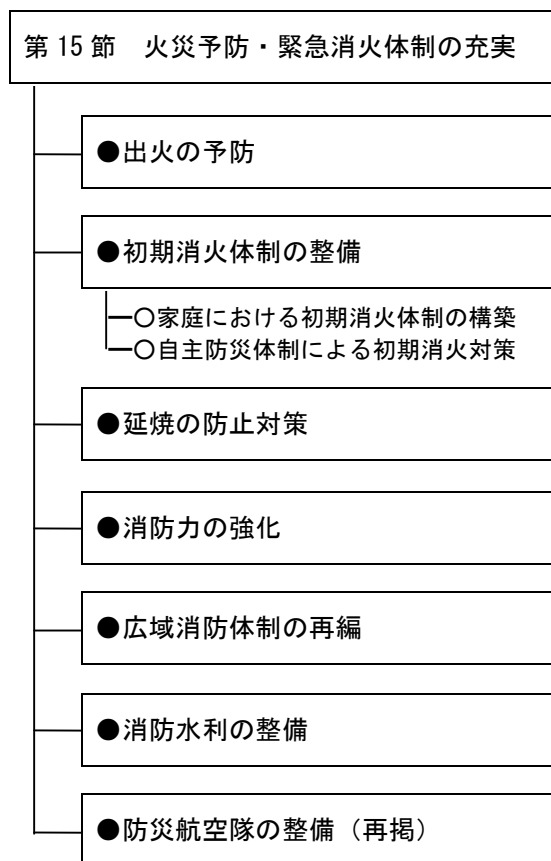
1. マスメディアとの連携体制の構築
災害時には、被災者や県民に対して的確な情報を正確に伝達することが必要であり、平常時からマスメディアとの連携体制を構築する必要がある。
このため県は、日本放送協会大津放送局と民間放送各社との間で「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」ならびに、この協定に基づき日本放送協会大津放送局と緊急警報放送の放送要請に関する覚書を締結しているほか、平成9年3月には、在阪テレビ局4社ならびに新聞10社との間で「災害時等における報道要請に関する協定」を締結した。
2. インターネットの活用
(1) 広報計画等に基づき、災害時にインターネットにより発信する情報内容、様式の整備および情報収集システムの整理と情報提供ルールを明確にし、災害発生初期段階から時間の経過に応じて必要な情報を的確に提供できる体制の整備に努める。

- (2) 機器の転倒防止等の耐震性の向上や電源確保等の防災対策を進めるとともに、県インターネットサーバー機器が被災した場合に備え、県試験研究機関等設置のインターネットサーバーによる情報提供等バックアップ体制の検討を進める。
- (3) 機器の設定、情報の入力等ができる人材の育成や確保に努める。

第 15 節 火災予防・緊急消火体制の充実

(県知事直轄組織、消防本部)

【施策体系】



【基本方針】

地震時における大規模火災の発生に備えて、日頃から、出火防止、初期消火の実施体制の構築や消防力の増強、消防水利の整備等を推進する。

【具体的な施策の展開】

第 1. 出火の予防

地震時に多発が予想される出火の危険性を排除するため次の対策を推進する。

1. 各種講習会の開催や起震車の活用、広報媒体等を通じた住民への出火防止知識や技術の普及
2. 耐震安全装置付ストーブやマイコンメーターの普及、LPガスボンベの転倒防止策の実施促進、ストーブ等の周囲にある可燃物除去の励行等の普及徹底
3. 変電設備、自家発電設備、畜電池等の自家用電気設備に対する点検、整備の励行による安全化対策の推進
4. 高層建築物、百貨店および多量の火気を使用する特殊建築物等に対する消火設備、警報設備の点検・整備の励行による安全化対策の推進

第 2. 初期消火体制の整備

1. 家庭における初期消火体制の構築

地震時の出火を防止するには、各家庭で迅速・確実に火元の消火を行うことが重要であり、県・市町は、消火器の普及や防災教育・訓練等を通じ、住民による初期消火の徹底を図る。

また、県下消防本部は、春秋の火災予防運動期間等に各家庭や地域を訪問しての防災指導を徹底する。

2. 自主防災体制による初期消火対策

地震時の出火に的確に対処するためには、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織や事業所の自衛消防組織による初期消火体制を確立する必要がある。

このため県・市町は、地域における自主防災組織の育成や資機材の整備を進め、消防団や地域住民と自主防災組織が一体となって活動できる体制づくりを推進する。

第3. 延焼の防止対策

老朽木造住宅密集地等の火災による被害が予想される地域を中心に、人命の安全確保に重点を置いた消防設備の充実や消防水利の確保、耐震性の高い設備・資機材の整備等の延焼防止対策の検討を進め、都市防災化対策や不燃化対策への反映に努める。

第4. 消防力の強化

市町は、国の「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、火災の予防、警戒および鎮圧ならびに救急業務を行うために必要な施設や人員の整備に努める。

1. 消防力の整備にあたっての留意点

- (1) 消防団員の増強および消防団の設備、機材の強化。
- (2) 都市化・高齢化等の変化に対応できる消防施設・設備の計画的な配備。
- (3) 消防職員や消防団員、自主防災組織等が、初期消火、延焼防止、救出救護活動、避難者への支援活動、災害時要援護者への対応、復旧活動等に各自の持ち場で最大限に力を発揮できる体制整備と訓練や研修機会の充実。
- (4) 消防団等による地域住民や自主防災組織への初期消火、救出救護活動等の指導の推進。

第5. 広域消防体制の再編

県内には8消防本部があるが、各消防本部における高度な消防サービスの提供体制の確立や消防総合力を充実させるため、小規模消防本部の広域再編化についての検討を進め、県全体の消防力の向上に努める。

第6. 消防水利の整備

国の「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、新たな消防水利の整備を推進するとともに既設消防水利の点検や機能維持に努める。

特に阪神・淡路大震災で多くの消火栓が使用不能となった反省から、消火栓以外の消防水利の整備と適正配備に努める。

なお、近年水道施設について、一定の震度以上の地震を感知すると自動的に配水池からの流出を遮断するシステムの導入が進められているので、市町は、地震時において断水情報が速やかに把握できる体制を確立し、その適切な運用を図る。

1. 消防水利の整備にあたっての留意点

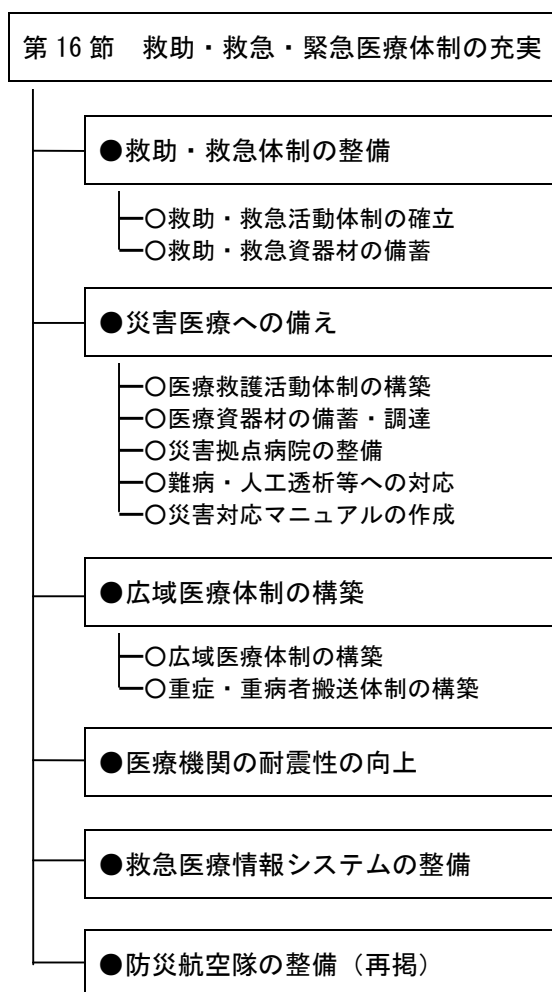
- (1) 耐震性貯水槽・防火水槽の設置
- (2) 琵琶湖・河川等の自然水利の活用
- (3) プール・雨水貯留施設・噴水等の他用途の水源を消防水利に活用
- (4) 河川改修等の都市整備における消防水利の確保
- (5) 住宅建設時等における消防水利の確保指導の強化
- (6) 建築物の密集状況に応じた消防水利の適正配置

第7. 防災航空隊の整備

※第14節第3参照

第16節 救助・救急、緊急医療体制の充実 (県知事直轄組織・健康福祉部、県警察本部、消防本部、自衛隊)

【施策体系】



【基本方針】

地震時には倒壊家屋などに生き埋めになった被災者が多数発生することが予想される。その迅速な救助・救急のため消防・警察・自衛隊等の機関や自主防災組織において、平素からの備えを行うことが必要である。

また、災害時に適切な医療を供給するため、災害医療体制の構築、資器材の備蓄、広域医療体制の構築、医療機関の耐震性の向上、救急医療情報システムの整備などを推進する。

【具体的な施策の展開】

第1. 救助・救急体制の整備

1. 救助・救急活動体制の確立

市町は、地域における救助・救急体制を充実するため、地域住民や地域内の企業等で組織される自主防災組織の育成と活性化を推進する。

また、日頃から常備消防や消防団と自主防災組織が一体となった救出・救助訓練を実施する等、相互の密接な連携体制の確立に努める。

2. 救助・救急資器材の備蓄

消防・警察・自衛隊・県・市町等は、迅速・的確な救急・救助活動を遂行するために必要な資器材の備蓄を推進する。

また県・市町は、地域の自主防災組織の資器材整備のための支援に努める。

第2. 災害医療への備え

1. 医療救護活動体制の構築

県では、災害救助法第32条の規定に基づき、昭和54年4月1日に災害救助法による救助等に関する委託契約を日本赤十字社滋賀県支部と締結している。

また、円滑な救急医療を行うため、県下7地域に「救急医療連絡協議会」が設置されており、こうした場を通じて災害時の消防機関と医療機関の連携による医療活動体制の確保について指導を強化する。

なお、県立病院においても県内の災害医療を担う救護活動体制の確保に努める。

さらに、上記委託契約に準じ、「災害時の医療救護活動に関する協定書」を県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県病院協会および県看護協会と締結しており、今後も災害時医療活動の支援・協力活動を確立するため、他の医療関係団体との協定締結について検討する。

2. 医療資器材の備蓄・調達

平成7年度に滋賀県病院協会は7保健医療圏の災害拠点病院に、滋賀県医師会は滋賀県医師会館内に、地震直後の医療救護活動に必要な医療資器材・衛生材料の備蓄を行った。

県は、滋賀県医薬品卸協会と「医薬品等の供給に関する協定」を締結し、災害時に、医療機関等から要請があった場合は、医薬品等の供給を要請する。

また、医療機器、医療ガス等については、それぞれ関係団体と供給に関する協定を締結し、災害時には必要な機材の供給を要請する。

3. 医療救護班および医薬品・衛生材料の搬送

災害時に活動する医療救護班および備蓄医薬品・衛生材料を搬送するため、ヘリコプターを所有する民間事業者と応援協定を締結している。

4. 災害拠点病院の整備

地震時に県域または各地域で中核的な医療活動を実施するため、県では平成8年度から、災害拠点病院の指定を行い、10病院を指定した。

(1) 基幹災害医療センター

地域災害医療センターが有する機能をさらに充実強化するため、要員の訓練や研修等の機能を併せもつ中核的な施設で県域に1箇所指定。

(2) 地域災害医療センター

災害時に発生する多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重傷患者を受け入れ、救命医療を行う高度診療機能を有し、また自己完結型の医療救護チームの派遣機能や地域の医療機関への応急資器材の貸し出し機能等を有する医療機関で二次保健医療圏毎に1箇所指定。

【基幹災害医療センターおよび地域災害医療センター指定病院】

区 分	二次医療圏名	医療機関名	指定年度
基幹災害医療センター		大津赤十字病院	平成8年度
地域災害医療センター	大津保健医療圏	大津市民病院	平成8年度
〃	〃	滋賀医科大学医学部付属病院	平成21年度
〃	湖南保健医療圏	済生会滋賀県病院	平成8年度
〃	〃	草津総合病院	平成18年度
〃	甲賀保健医療圏	公立甲賀病院	平成21年度
〃	東近江 保健医療圏	近江八幡市立 総合医療センター	平成8年度
〃	湖東保健医療圏	彦根市立病院	平成8年度
〃	湖北保健医療圏	長浜赤十字病院	平成8年度
〃	湖西保健医療圏	公立高島総合病院	平成21年度

また、市町は、中核的な役割を担う拠点医療機関を指定し災害時における的確な医療体制の整備を進める。

5. 難病・人工透析等への対応

難病患者に対する救護活動および慢性腎不全による透析患者や外傷等によるクラッシュシンドロームにより人工透析が必要な者の安全確保については、県で平成8年度に策定した「健康福祉部医療・救護初動マニュアル」に基づき・安否確認や重傷者の搬送・地域外の医療機関との連携などの体制整備に努める。

6. 災害対応マニュアル等の作成

大規模災害時に医療救護活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、平成18年度に県が策定した「広域災害時医療救護活動マニュアル」を準用して各医療機関・団体で、それぞれの組織実状に合わせて医療救護活動マニュアルを策定し、平時から、体制確保と災害対策に努める。

また、傷病者の緊急度や重症度に応じた処置、搬送等を行うため県が作成したトリアージタグを災害拠点病院等で保管し、有効な活用に努める。

医療救護活動マニュアル	医療機関、消防機関、市町等に配付
緊急用医薬品等供給マニュアル	医薬品関係団体、市町等に配付
トリアージタグ	災害拠点病院等に配布し、保管

第3. 広域医療体制の構築

1. 広域医療体制の構築

災害時には、多くの傷病者や難病患者に対する医療の提供が必要となり、被災地外の医療機関との連携協力が不可欠となる。

県では、こうした事態に迅速・的確に対応するため、近隣府県との間で相互応援協定を締結している。

なお、近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定に基づき、有事に備え医療支援に関し必要となる資料を毎年見直し、各府県相互に交換することとしている。

資料交換	<ul style="list-style-type: none"> ◆担当課および責任者等名簿 ◆備蓄医薬品の状況 ◆傷病者受入病院の状況(災害拠点病院)
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 重症・重病者搬送体制の構築

災害時に重症・重病者を迅速に搬送できるよう、災害拠点病院に離発着が可能となるヘリポートの整備を促進する。

第4. 医療機関の耐震性の向上

大規模地震災害時における医療機関の診療機能を維持し、被災者や入院患者等に適切な医療を提供するために、医療施設近代化整備事業（改築・改修）を促進するなど、必要な耐震性向上のための諸施策の実施を促す。

第5. 救急医療情報システムの整備

救急医療情報システムは、昭和54年度に初期導入し、平常時の救急医療情報の収集・提供を行なうとともに、平成11年度から災害時に迅速・的確な救援・救助が行われるため、被災地の医療機関の状況、全国の医療機関からの支援申し出状況等の全国共通の災害医療情報を相互に把握する機能を付加したシステムとして運用している。

- 救急医療情報システム端末機設置箇所数

病院	41箇所
消防本部	8箇所
保健所	6箇所
医務薬務課	1箇所

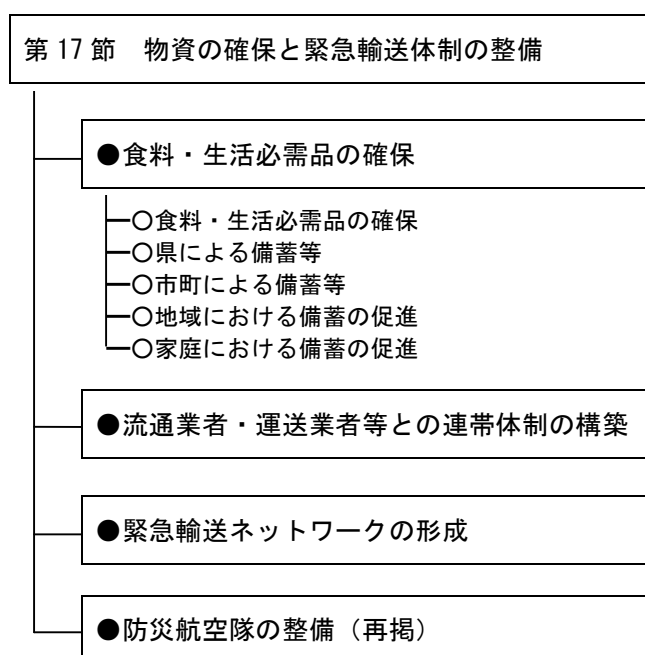
(平成23年11月1日現在)

第6. 防災航空隊の整備

※ 第14節第3参照

第17節 物資の確保と緊急輸送体制の整備 (県知事直轄組織・健康福祉部・土木交通部)

【施策体系】



【基本方針】

大規模地震が発生した場合は、輸送ルートの途絶や流通機構の停止等により飲料水、食料、生活必需品等の供給に大きな支障が生じる恐れがあるため、災害発生から概ね3日間程度は、これらの物資を被災地内で確保しておく必要がある。

このため、県、市町は県民と一体となった物資の確保体制を構築するとともに緊急輸送の円滑化を図るため緊急輸送ネットワークの形成を推進する。

また、東南海・南海地震、琵琶湖西岸断層帯を震源とする地震等の被害想定に基づき、食料、飲料水等の必要量等をあらかじめ計画し、地震発生に備えるものとする。

【具体的な施策の展開】

第1. 食料・生活必需品の確保

1. 食料・生活必需品の確保

(1) 食料の確保

被災者への食料の供給は、炊き出し体制が整うまでの発災後1～3日間は、備蓄してある乾パン等の非常食（以下「非常食」という。）を中心に供給し、概ね4日目以降は、米飯、弁当等の炊き出しを実施する。

また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においては、入所者や患者の実態に応じた非常食の備蓄を推進する。

(2) 生活必需品の確保

県・市町は、家屋の倒壊、破損、焼失等による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）の備蓄や調達先の確保に努める。

また、県民は、各家庭や自治会、自主防災組織においてこれらの備蓄を推進し、災害時に公的備蓄が到達するまでの生活の確保を図る。

2. 県による備蓄等

県庁ならびに健康福祉事務所単位で民間倉庫を借り上げ、震災時に想定される被災者への食料および寝具の公的備蓄を行っている。

(1) 災害時緊急物資の備蓄の考え方

県では、平素から地震時に想定される被災者の概ね1日分に相当する量の食料および生活必需品につ

いて、公的備蓄および流通在庫方式によりその確保に努める。

なお、保管は危険分散と発災時の緊急対応を迅速に行うため、県内7箇所の民間倉庫を借り上げて必要量を避難予定者数等に応じ分散保管する。

(2) 災害時緊急物資の品目

①食料

保存食糧は、調理が不要または簡易であることが求められ、かつその保管も長期にわたり、簡易な方法で保管できることが求められる。

一般的に保存食糧とされている乾パンやビスケットを中心とした備蓄の他、高齢者等のいわゆる災害時要援護者にも配慮した食料備蓄に努める。

②生活必需品

生活必需品としては、毛布、肌着等が想定されるが避難時の状況を考えた時、まず暖をとり休息をとることが第一と考えられることから毛布の備蓄を行う。

【県の備蓄物資一覧】(平成23年12月現在)

	本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計
乾パン(食)	—	11,904	8,064	—	24,576	22,016	9,856	76,416
ビスケット(食)	37,600	7,520	5,600	18,240	13,440	12,160	6,240	100,800
アルファ化米(食)	5,800	3,600	2,400	2,500	7,100	6,600	3,000	31,000
アルファ化米[アレルギー対応](食)	2,000	300	300	800	700	600	300	5,000
長期保存食(食)	8,100	3,780	2,700	3,420	7,740	7,020	3,240	36,000
毛布(枚)	6,700	2,800	1,900	2,600	5,700	5,000	2,300	27,000
飲料水(ℓ)	2,592	1,728	864	864	1,728	1,728	852	10,356

【備蓄場所および保管委託業者一覧】

機関名	保管場所	保管委託業者名	電話番号
健康福祉政策課	大津市中庄2丁目1-73	日本通運(株)大津支店	077-522-6637
南部健康福祉事務所	栗東市手原8-1-5	滋賀県陸上輸送協同組合	077-522-2385
甲賀健康福祉事務所	甲賀市水口町北脇1750-1	辻運輸(有)	0748-62-0836
東近江健康福祉事務所	東近江市小田町2004	アヤハ運輸倉庫(株)	0749-45-0697
湖東健康福祉事務所	彦根市高宮町字上流7-1	キリン物流(株)関西支社滋賀営業所	0749-27-0366
湖北健康福祉事務所	長浜市山階町253-1	日本通運(株)長浜支店	0749-63-1610
高島健康福祉事務所	高島市新旭町太田2780-1	滋賀貨物運輸(株)湖西営業所	0740-25-7200

3. 市町による備蓄等

市町は、避難想定人口に基づき、非常食および生活必需品の備蓄を推進するとともに隣接市町との連携に努める。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごとやその近郊における分散備蓄を進める。

(1) 食料

市町は、「市町地域防災計画」に備蓄する食料の種類および量、供出方法等を具体的に定めておくものとする。

備蓄にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・障害者等に適した食品の備蓄にも配慮する。

(2) 生活必需品

市町は、「市町地域防災計画」で備蓄する生活必需品の種類および量、調達方法、備蓄している生活

必需品の供出方法等を具体的に定めておくものとする。

その際、次に掲げる品目の備蓄に努めるものとする。

ア 寝具、イ 衣服、ウ 身回り品、エ 炊事用具、オ 日用品、カ 食器、
キ 光熱材料、ク 衛生用品(紙おむつ、生理用品等)

4. 地域における備蓄の促進

県・市町は、自主防災組織等が中心となって地域の防災活動拠点等に非常食・生活必需品の備蓄を推進するよう啓発に努める。

5. 家庭における備蓄の促進

自らの身の安全は自らの手で守るという防災の基本原則に立って、日頃から各家庭で家族構成に応じた2～3日分の非常食や生活必需品の備蓄に努める。

第2. 流通業者・運送業者等との連携体制の構築

県は、災害時の食料・生活必需品の確保やこれらの物資を迅速に被災地へ輸送するため流通業者や運送業者との間で応援協定を締結し、災害時の連携体制を構築している。

なお、県では平成9年8月にこれら団体との間で「災害時相互応援ネットワーク協議会」を設置している。

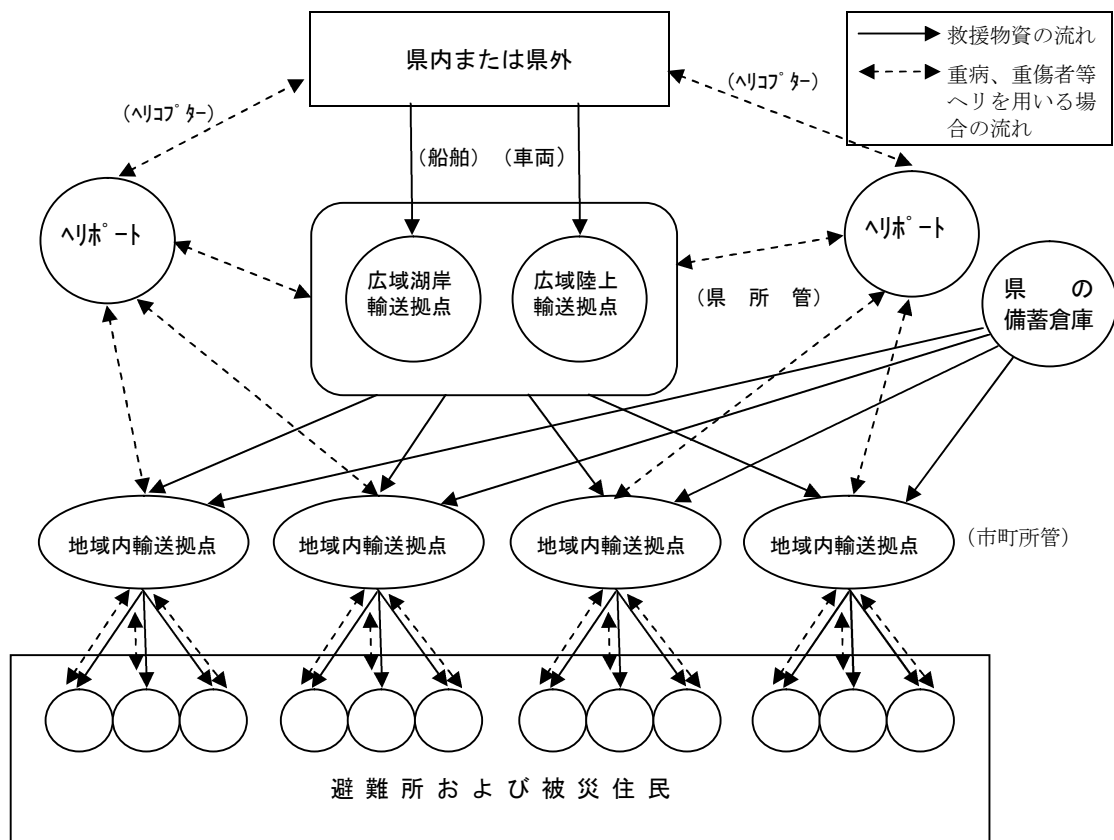
※ 「災害応急対策計画 第3節：相互協力計画」参照

第3. 緊急輸送ネットワーク形成

地震時における人命の安全確保、被害の拡大防止、応急対策等を円滑に行うため、主要な防災拠点を、車両、船舶、ヘリコプター等で有機的に結ぶ緊急輸送ネットワークを形成する必要がある。

このため「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画」(平成8年9月)等に基づき、県の既存施設を活用して確保した広域湖岸輸送拠点や広域陸上輸送拠点を緊密につなぐネットワークを確立する。

【緊急輸送ネットワークのイメージ】



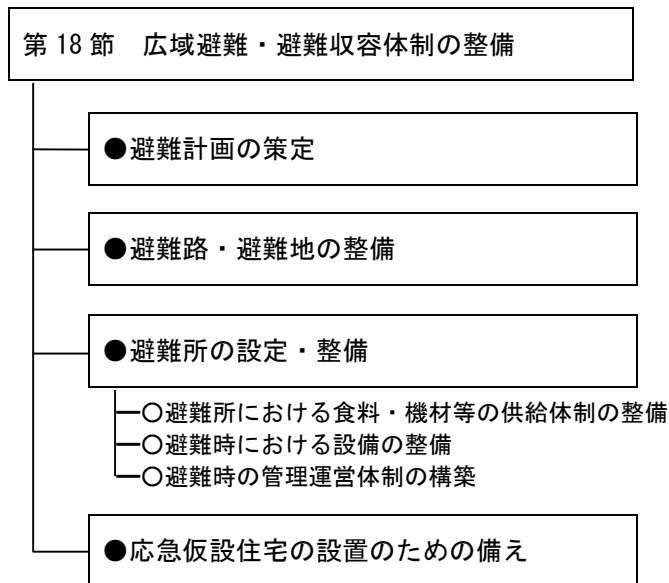
※ 広域湖岸輸送拠点 10箇所
広域陸上輸送拠点 15箇所

第4. 防災航空隊の整備(再掲)

※ 第14節第3参照

第18節 広域避難・避難収容体制の整備 (県知事直轄組織・健康福祉部・土木交通部)

【施策体系】



【基本方針】

市町は、地震の発生による家屋倒壊や大規模火災などから地域住民が安全に避難できるよう避難計画を策定するほか、避難路・避難地の整備を推進する。

また、避難所に食料・生活必需品・資機材の備蓄や設備整備を推進し、災害に備えた管理・運営体制を確立する。さらに、平常時から応急仮設住宅の建設適地を選定しておくものとする。

【具体的な施策の展開】

第1. 避難計画の策定

市町は、地域住民が迅速・安全・円滑に避難できるよう、地域の実情に応じた避難計画を策定する。

第2. 避難地・避難路の整備

市町は、避難計画に基づいて「都市防災構造化対策に関する調査報告書」（国土交通省都市局都市再開発防災課）等に留意しつつ、的確な避難地・避難路の指定整備を推進する。

1. 避難地の設計基準

- (1) 避難路…… 避難地またはそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地または緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有するもの。（幅員は、15m以上とする。ただし、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路、緑地または緑道にあっては、10m以上とすることができる。）
- (2) 広域避難地…… 大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、市街地大火等から生命、身体を保護するために必要な規模および構造を有するもの。（概ね10ha以上：避難地周辺の不燃化などにより、延焼火災に対する避難地の安全が十分確保されている場合は、これ以下にできる。避難者1人あたりに必要な面積：2m²以上）
- (3) 一次避難地…… 必要に応じて、地域住民の集結場所、消防救護活動等の活動拠点あるいは広域避難地への中継地等として機能する一次避難地を適宜設ける。（地域の生活圏を考慮の上設置するものとし、近隣公園程度〈1～2ha〉の規模とすることが望ましい。）

第3. 避難所の設定・整備

1. 避難所の設定・整備

市町は、平常時において次のような基準により避難所を選定し、「市町地域防災計画」に定めておくとともに、住民に対する周知に努める。

- ア. 耐震構造を有するなど比較的安全な公共建物
- イ. 給水および給食施設を有するか、あるいは比較的容易に設置できるもの
- ウ. 救助物資等の保管スペース（屋内が望ましい）を有するもの
- エ. なるべく被災者の居住地に近く、かつ集团的に収容できるもの

なお、避難所に指定する公共的施設については、障害者トイレの設置、スロープの設置、ファックス、字幕放送対応テレビの設置等、高齢者・障害者等に配慮した施設・設備の整備に努める。

また、一般の避難所生活が困難である災害時要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所について、事前協定・指定に基づき、設置するよう努める。

2. 避難所の管理運営体制の構築

市町は、避難所を地域住民や自主防災組織が中心となって管理・運営できるよう平常時から各自の役割分担を明確化するとともに、施設管理者との連携による避難所運営管理に関する訓練を定期的実施する。

第4. 応急仮設住宅の設置のための備え

1. 応急仮設住宅建設適地の把握

災害発生時に迅速かつ円滑に応急仮設住宅を建設するためには、平常時から建設適地を把握しておくことが重要であり、市町は次の点に留意し建設適地の選定に努める。

(1) 2次災害発生の危険性の検討

崖の近傍や延焼等の恐れのある住宅密集地等、2次災害の危険性がある場所を避ける等、周辺環境を十分検討し安全性の高い場所を選定する。

(2) 水道、電気、ガス等の条件検討

水道、電気、ガス等のライフラインが整備されている場所、または仮設により容易に設置できる場所を選定する。

なお、これらの施設整備が困難な場所を選定する場合は、あらかじめ対処方法を十分検討しておく。

(3) 応急仮設住宅建設資材を搬入することが容易な場所を選定する。

2. 関係団体との連携の強化

応急仮設住宅の設置に際しては、関係団体等の協力が不可欠であり、平常時から相互の連携強化に努める。

(1) 応援協定の締結

県は応急仮設住宅を迅速、円滑に設置するため（社）プレハブ建築協会、（社）滋賀県建設業協会、（社）滋賀県宅地建物取引業協会および（社）全日本不動産協会滋賀県本部との間で応援に関する協定を締結している。

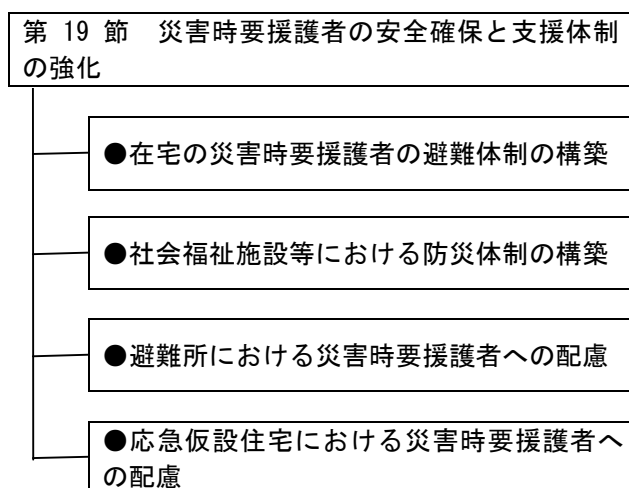
(2) 連絡体制の充実

県は、応援協定を締結した各団体との連携を強化するため、緊急時の連絡体制や資機材のストック状況等について、相互の意思疎通を図る機会を定期的に設けるなど、相互の協力体制の緊密化に努める。

なお、県では平成9年8月にこれら団体との間で「災害時相互応援ネットワーク協議会」を設置している。

第19節 災害時要援護者の安全確保と支援体制の強化 (県知事直轄組織・健康福祉部・土木交通部)

【施策体系】



【基本方針】

災害時における高齢者・障害者・外国人等の災害時要援護者には、情報伝達、避難誘導、介護支援等のきめ細かな配慮が必要である。

このため県と市町は連携して、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築、また、避難所の設定や応急仮設住宅の設置等、災害時要援護者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る。

【具体的な施策の展開】

第1. 在宅の災害時要援護者の避難体制の構築

県・市町は自力で避難することが困難な高齢者・障害者・外国人等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導体制の整備に努める。

また、日本語の理解が困難な外国人が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路の標識等の簡明化、多言語化などによる防災環境づくりに努める。

1. 在宅の災害時要援護者のための地震対策マニュアルの作成等

市町は、高齢者・障害者等の災害時要援護者やその介護者が普段から地震災害に関する基礎的な知識や地震発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、地震対策マニュアルを作成するとともに、地域における災害時要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法、支援対策について市町地域福祉計画に盛り込むこととする。

2. 安否確認体制の整備

市町は、災害時における在宅災害時要援護者の安否確認体制を確保するため、平常時から次の事項の整備に努める。

- (1) 個人情報保護条例に基づき管理された在宅要援護者名簿の整備
- (2) 市町職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパー等の福祉関係職員、民生委員児童委員等の福祉関係者による災害発生直後の安否確認体制の確保
- (3) 自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア組織等との連携体制の確保
- (4) 警察、消防署等との連携

3. 自主防災組織の強化

- (1) 自主防災組織は、民生委員児童委員等との連携により、地震発生時に援助を必要とする災害時要援護者の実態把握に努める。
- (2) 地震発生後、直ちに在宅の災害時要援護者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、家族や近隣住民であり、自主防災組織が、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう普段から地域防災訓練を実施するなど自らの活動力の強化を図る。

4. 防災訓練等の充実

県は、総合防災訓練の実施にあたっては、市町や自主防災組織等を中心に、災害時要援護者に対するきめ細かい対応を想定した訓練の実施に努める。

また、多言語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国人の参加推進などを通じて、外国人に対する防災知識の普及に努める。

5. 社会福祉施設への緊急入所

県・市町は、地震災害により在宅生活が困難となる寝たきり等の高齢者や障害者を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手続き等、必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し定めておくこととする。

6. 緊急通報システムの整備

県・市町は、平常時の福祉・緊急対策事業として一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備に努める。

また、寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。

第2. 社会福祉施設等における防災体制の構築

社会福祉施設の防災体制については、県の社会福祉施設監査等を通じて防災対策計画の策定、近隣の地域住民や自主防災組織、施設との関係の深いボランティア等との連携強化等の指導を行っているが、次の事項を重点に一層の防災体制の充実に努める。

1. 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行う。

また、これらの備蓄に併せて施設機能の応急復旧等に必要の非常用発電機等の防災資機材の整備を行う。

2. 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、地震災害が発生した場合に迅速・的確に対応できるよう、あらかじめ施設内の防災組織を整えておく。

また、地域住民との連携を密にし、入所者の実態等に応じた協力が得られる体制づくりに努める。

3. 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、地震災害の発生に備え、情報伝達手段、方法を明確にするとともに、市町等の関係機関との緊急連絡体制を整える。

4. 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育・訓練を実施する。

5. 施設間における災害援助協定の締結

県・市町は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。

社会福祉施設の管理者は、地震発生に伴い施設等の運営に支障をきたし、施設独自では十分なサービスの提供が確保できない場合に備え、サービス事業者間における災害援助協定等の締結に努める。

第3. 避難所における災害時要援護者への配慮

市町は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくユニバーサルデザインの視点から、障害者トイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ、字幕放送対応テレビ等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。

また、一般の避難所生活が困難である災害時要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応について、協定の締結・指定などの事前準備に努める。

第4. 応急仮設住宅における災害時要援護者への配慮

県は、応急仮設住宅を迅速に設置するためプレハブ建築協会等との協定を締結しているが、設置にあたっては応急仮設住宅の一定割合を高齢者・障害者対応型とする等、災害時要援護者へのきめ細かい配慮を行う。

また、同一敷地内または近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

第 20 節 災害復旧・復興への備えの強化（各機関）

【施策体系】

第 20 節 災害復旧・復興への備えの強化

●重要情報の保全

【基本方針】

円滑な災害復旧・復興を行うため、公共土木建築物や各ライフライン関係施設等の重要情報の保全を図る。

【具体的な施策の展開】

第 1. 重要情報の保全

県・市町や各防災関係機関は、災害時の円滑な復旧・復興のため、各所管事業に係る土木建築構造物や地下埋設物に関する図面等の重要情報の保全を図る。

また、これらのデータは必ず複写を用意するよう努める。

1. 県行政に関わる重要データの保全管理

県に設置する大型汎用コンピュータについては、磁気ディスクおよび重要データのバックアップデータを庁舎外において分散保管する。

また、県の各課・機関が保有する電子情報等については、滋賀県情報処理規程(平成4年7月滋賀県訓令第33号ほか)において、滅失・き損等の防止のため適正な管理を行うよう規定している。

県の各課・機関は、災害時の円滑な復旧・復興に備えて、業務に係る重要データ、所管施設の関係図面の保管に万全を期する。

特に磁気ディスク、フロッピーディスク等に記録された電子データについてはバックアップの徹底を図る。

2. 県立病院

成人病センターや小児保健医療センターの医療情報システムに係るバックアップデータは、庁外への分散保管を行っている。

精神医療センターの医療情報システムのバックアップデータはコンピュータ室とは別階別室で保管している。

3. 企業庁

災害に備える基盤整備事業として、平成8年度から12年度までの5ヵ年計画で各水道事務所配管経路図の整備を行っている。

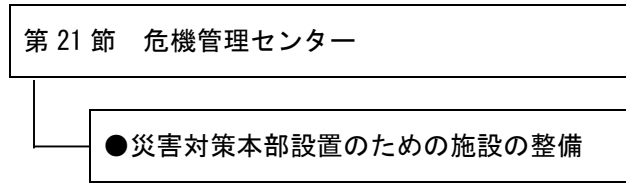
4. 土地の数理情報化の推進

災害発生時の円滑な復旧を図るため、地籍調査の実施による土地の数理情報化を推進し、都市地域等における基盤整備を図る。

5. 各防災関係機関等においても、重要情報の保全管理の徹底を図る。

第 21 節 危機管理センター（県知事直轄組織）

【施策体系】

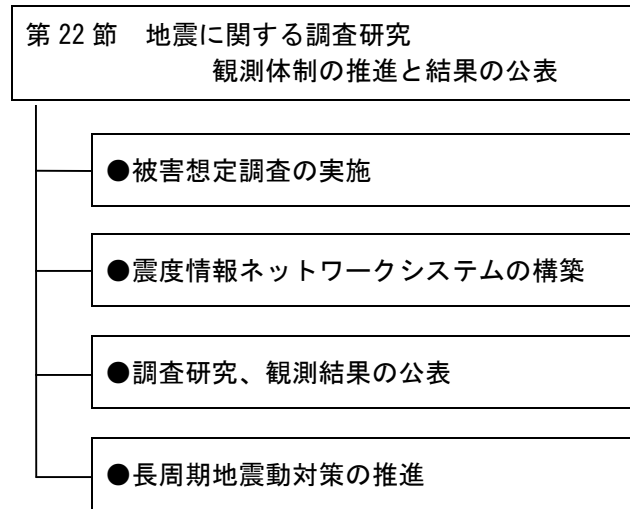


【基本方針】

県内でいかなる地震が発生した場合にも県の中核機能への被害を最小限にとどめ、迅速・的確に災害対策に当たれる体制を構築するため、耐震性や対策本部に必要な諸室、情報通信・分析設備などを備えた施設（危機管理センター）を整備する。

第22節 地震に関する調査研究、観測体制の推進と結果の公表 (県知事直轄組織)

【施策体系】



【基本方針】

地震発生時の迅速な初動体制を構築するため、その前提となる被害想定調査の実施や、詳細な震度情報の把握を行うための観測体制を強化する。また、これら調査研究、観測結果の県民への公表に努める。

【具体的な施策の展開】

第1. 被害想定調査の実施

的確な地震防災対策の推進には、その前提として今後発生する可能性の高い直下型地震による被害の正確なイメージを予測する被害想定を行うことが重要である。

このため県では、平成7年度に本県の地形特性や震源断層の活動度や確実度、想定地震規模、地震履歴等をもとに、今後発生する可能性の高い震源断層として、比叡・花折・柳ヶ瀬・関ヶ原・百済寺の5断層を選定し、これらを震源とした地震による被害想定を実施した。

また、旧工業技術院地質調査所（現独立行政法人産業技術総合研究所活断層研究センター）の調査結果を受け、平成13年度には琵琶湖西岸断層帯の饗庭野断層セグメント（知内、饗庭野、上寺、拝戸断層）について、補完的に被害想定調査を実施した。

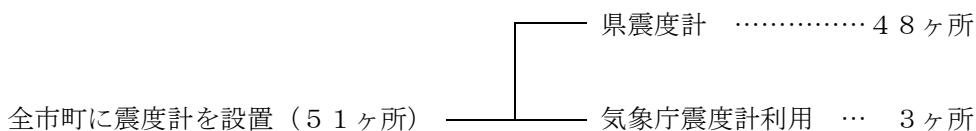
一方、国では、地震防災対策特別措置法に基づき、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、地震調査研究推進本部が設置されており、国内の110の主要断層や海溝型地震の東南海・南海地震等について学術的な観点からの評価を順次行っている。

そのため、県（防災危機管理局）では、これらのうち、本県に関する三方・花折断層帯、琵琶湖西岸断層帯、東南海・南海地震等について、国の評価内容に応じて、被害想定等の調査を行い、平成17年4月に公表した。

第2. 震度情報ネットワークシステムの構築

県下市町に震度計を設置し、県（防災危機管理局）において全市町の震度情報を自動受信するとともに、必要な情報を国（消防庁および彦根地方气象台）に自動送信する震度情報ネットワークシステムを整備した。

また、これにより観測された情報の発表に関し、システムの充実に努める。



第3. 調査研究、観測結果の公表

地震防災対策を検討する上で、県内における地震動の特徴を詳細に把握・分析することは極めて重要である。

県では、県内51箇所の震度計より得られる震度情報を気象台等へ公表し、また、必要に応じて地震動の波形データを収集するとともに、ボーリングデータ等の地盤条件に関する情報収集を行い総合的に分析することにより、県内の地震動と被害の特徴を抽出し、地震防災対策の基礎的データの充実に努める。

また、調査結果は県民への公表に努め、防災意識の高揚に資する。

第4. 長周期地震動対策の推進

東南海・南海地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は一般的な地震によるそれと比較して長周期成分を多く含んだものとなっている。

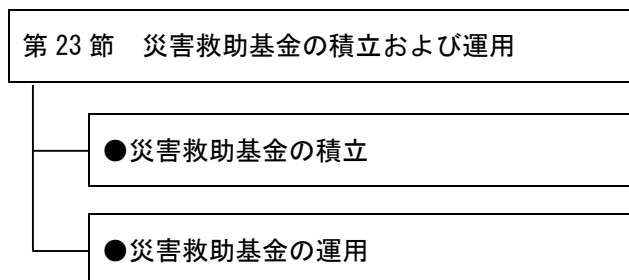
そのため、県は、国が進めるこのような長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての調査研究に協力し、新たな対策の必要性を検討するよう努めるものとする。

《これまでの地震対策調査事業》

- 第1次事業（昭和57～61年度）：県下のボーリングデータ（1831本）の収集・分析、液化現象等防災対策調査
- 第2次事業（昭和63～平成4年度）：ライフラインに関する地震被害の検討
- 第3次事業（平成5～7年度）：7000本を超えるボーリングデータの収集
第1次事業と併せた4700本のデータベース化
「液化マップの作成」
- 県設置地震計（6箇所）観測データの収集・整理・分析
：京都大学防災研究所に委託し、県下各地域地盤の地震時における振動特性等の調査研究を行った。
（平成6年～平成22年）
- 滋賀県域における直下型地震の被害想定（平成7年度）
：滋賀県域の主な対象断層付近と兵庫県南部地震が発生した神戸・阪神地域の地盤地質条件の類似性に着目し、兵庫県南部地震における被害分布を調査・分析して、滋賀県域の直下型地震に適用。5つの断層（比叡断層、花折断層、柳ヶ瀬断層、関ヶ原断層、百濟寺断層）ごとに各市町別の建物被害、人的被害、出火件数を算定し、県全体で想定される被害を把握。
- 滋賀県地震被害想定補完調査（平成13年度）
：旧工業技術院地質調査所（現独立行政法人産業技術総合研究所活断層研究センター）により危険性が指摘された饗庭野断層（琵琶湖西岸断層帯 饗庭野セグメント（酒波断層（知内断層）、饗庭野断層、上寺断層、扨戸断層（勝野断層）））について補完的に被害想定調査を行った。
- 琵琶湖西岸断層帯等による地震被害予測調査（平成15～16年度）
：琵琶湖西岸断層帯（3ケース）および花折断層帯の地震について、強震動評価を行うとともに、人的被害、建物被害、出火件数、液化化に関する被害想定調査を行った。また、東南海・南海地震についても、同様の被害想定を行った。

第23節 災害救助基金の積立および運用（県健康福祉部）

【施策体系】



【基本方針】

災害救助法（以下この節では「法」という。）に基づき、応急救助の実施に要する費用にあてるため災害救助基金を積み立てる。

【具体的な施策の展開】

第1. 災害救助基金の積立

基金の各年度における積立最少額は、当該年度の前年度の前3年間の普通税収入決算額の平均年額の1000分の5に相当する額であり（法第38条）、基金から生ずる収入はすべて基金に繰り入れなければならない（法第39条）。

第2. 災害救助基金の運用

1. 基金の運用は、次の方法によらなければならないこととされているが、本県では、このうちアとウの方法によっている。

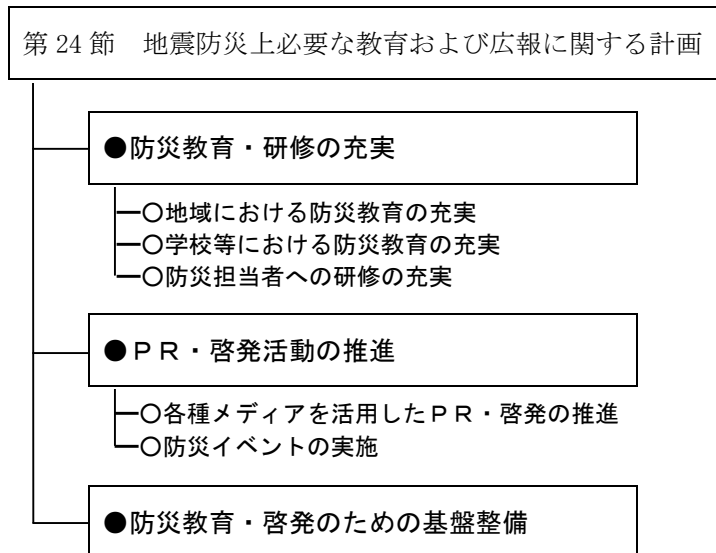
ア. 財政融資資金への預託または確実な銀行への預金
イ. 国債証券、地方債証券、勸業債券その他確実な債券の応募または買入
ウ. 法による救助に必要な食品、生活必需品等の事前購入

2. 具体的には、アに基づき確実な銀行への預金を行うとともに、ウにより地震時に想定される被災者の概ね1日分に相当する必要最小限の食料、生活必需物資を県庁および健康福祉事務所単位に民間倉庫を借り上げて備蓄する。
3. その他災害発生時において救助用物資を迅速かつ確実に調達するため、各流通業者と協定を締結し、災害救助に必要な物資の確保を図る。

第4章 地域防災を担う人づくりの推進

第24節 地震防災上必要な教育および広報に関する計画 (県知事直轄組織・総務部・教育委員会)

【施策体系】



【基本方針】

地震による災害から県民の生命、身体や財産を守るためには、行政や各防災関係機関の的確な対応に加え、県民が自らの生命や財産は自らの手で守るとの認識を持って行動することが不可欠である。

このため県・市町をはじめ各防災関係機関は各自の防災力の向上を図るとともに、地域防災力の向上に向け県民や事業者等の防災意識の高揚を目指した教育および広報（PR・啓発活動）を推進する。

【具体的な施策の展開】

第1. 防災教育・研修の充実

1. 地域における防災教育の充実

大規模地震が発生した場合には、同時多発する火災や人的被害のすべてに行政や防災関係機関の力だけで対応するのは困難となる。

県・市町は、地域住民や事業所等が「自らの地域は自らの手で守る」という意識をもって防災力の向上を図るよう、地域住民等に対する防災上必要な教育および広報を実施するものとする。

(1) 教育および広報実施計画

全国的に実施される次に掲げる時期を中心に年間を通じて計画的な教育および広報を実施する。

- 8月30日～9月5日 (防災週間)
- 9月1日 (防災の日)
- 11月5日 (津波防災の日)
- 1月15日～1月21日 (防災とボランティア週間)
- 1月17日 (防災とボランティアの日)

(2) 教育および広報の内容

防災教育および広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

この場合において、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育および広報を行うものとする。

ア 東南海・南海地震、琵琶湖西岸断層帯等を震源とする地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

- イ 地震に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火および自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ 緊急地震速報の利用などによる正確な情報入手の方法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ 各地域における避難場所および避難路に関する知識
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

2. 学校等における防災教育の充実

幼児・児童生徒の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、教職員や幼児・児童生徒一人一人が、平常時からの備えや「自らの安全は自らで守る」という心構えを持つ必要がある。

このため、緊急時に教職員が組織的かつ的確に対応できる体制の整備に努める。また、防災教育は、幼児・児童生徒の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科の時間または特別活動の時間などを活用し実施するよう努めるものとする。

(1) 教職員に対する教育

教職員に対しては、研修の機会を通じて防災教育を行うものとし、その内容に次の事項を含むよう努めるものとする。

- ア 地震に関する基本的事項
- イ 地震発生時の緊急行動
- ウ 応急処置の方法
- エ 教職員の業務分担
- オ 幼児・児童生徒の下校（園）時等の安全確保方法
- カ 学校（園）に残留する幼児・児童生徒の保護方法

また、県が平成9年度に作成した教師用指導事例集の活用促進や防災教育都道府県研修会の開催等により防災教育の一層の充実を図る。

(2) 幼児・児童生徒に対する教育

防災教育の内容は、次の事項を含むよう努めるものとする。

- ア 地震に関する基本的事項
- イ 地震発生時の緊急行動
- ウ 応急処置の方法
- エ 幼児・児童生徒の下校（園）時等の安全確保方法

3. 防災担当者への研修の充実

地震災害時には、特に初期段階での対応が、その後の防災対策を円滑に進める上で極めて重要である。

このため県、市町、各防災関係機関は、防災担当職員等に対する確かな防災活動を遂行するための専門教育等の研修機会の充実を図り、震災時における適切な判断力の養成に努める。

(1) 県職員に対する教育

- ア 専門研修
 - (ア) 緊急初動対策班員研修
 - (イ) 非常参集訓練
 - (ウ) 総合防災訓練における実働訓練
- イ 防災教育の内容

県職員を対象とした防災教育の内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (ア) 東南海・南海地震、琵琶湖西岸断層帯を震源とする地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
 - (イ) 地震に関する一般的な知識
 - (ウ) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - (エ) 職員等が果たすべき役割
 - (オ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (カ) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

4. 企業防災の促進

- (1) 企業は、災害時の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備を実施するなどの防災活動の推進に努める。
- (2) 県は、企業防災の促進について、中小企業に対して人材育成や情報提供等広報に努めることで、その自主的な取組みを支援し、市町とともに企業と協力して県内の防災力の向上を図るものとする。

第2. PR・啓発活動の推進

1. 各種メディアを活用したPR・啓発の推進

県民の防災意識の高揚を図るため、各種のメディアを活用した多様なPR、啓発活動を推進する。

- (1) 防災パンフレットや防災マップの作成・配布
- (2) 災害時要援護者に配慮した外国語や点字によるパンフレットの作成・配布
- (3) テレビ、ラジオ等による啓発
- (4) 新聞、雑誌等による啓発
- (5) インターネットの活用 等

2. 防災イベントの実施

防災の日や防災とボランティア週間等において各種の防災イベントを実施し防災意識の高揚を図る。

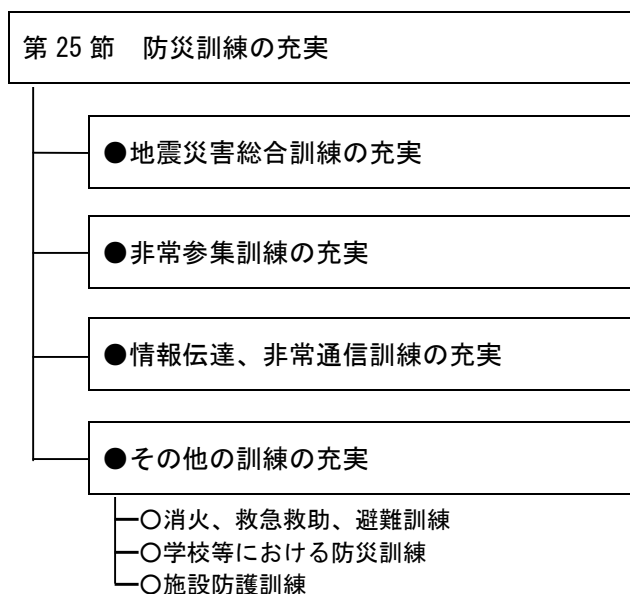
- (1) 防災フェアの開催
- (2) 防災シンポジウムの開催 等

第3. 防災教育・啓発のための基盤整備

県・市町は、防災関連図書や啓発用ビデオ等の整備を進め、地域への貸出しサービスの実施等、防災教育や啓発のための基盤整備に努める。

第 25 節 防災訓練の充実（県知事直轄組織、各機関）

【施策体系】



【基本方針】

地震による被害を防止または軽減するためには、日頃から防災訓練の機会を十分持ち、県民が知識と実践の両面で、いざという時の活動内容をしっかりと理解し身につけておくことが重要である。このため県は、各防災関係機関や地域住民との緊密な連携による実践的な地震災害総合訓練の充実に努める。

また、災害発生時の初動体制の確立を目指した非常参集訓練、情報伝達、非常通信訓練等を実施し、地域防災計画全般に習熟するよう努める。

【具体的な施策の展開】

第 1. 総合防災訓練の充実

1. 滋賀県総合防災訓練

県は、推進地域を含めた大規模な地震を想定した防災訓練を年 1 回以上実施するよう努めるものとし、その内容は、市町、各防災関係機関、地域住民と緊密に連携した実践的なものとする。

さらに訓練結果の詳細な評価を行い、次年度の訓練内容や地域防災計画へ反映に努める。

(1) 実施時期および場所

原則として防災週間を中心とする期間内に環境・総合事務所単位に持ち回りで会場を設定し、県・市町、各防災関係機関、地域住民等の合同による総合的な訓練を実施する。

(2) 訓練の実施方法

地震災害は、同時多発的な道路の寸断や火災の発生が想定されるため、訓練の実施にあたっては、課題や内容に応じ複数の訓練場所を設定して、地域住民や各防災関係機関が連携して取り組むことを基本に計画し実施する。また、訓練シナリオには緊急地震速報を取り入れるなどして、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

《訓練設定項目の例》

① 図上訓練

② 実地訓練

ア 災害対策本部設置、イ 情報収集・伝達、ウ 避難誘導、エ 消火、
オ 避難所開設、カ 交通規制、キ 救急・救助 等

2. 近畿府県合同防災訓練

近畿府県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県、徳島県）が共同で近畿圏の防災関係機関等の参加の下、年1回、各府県の持ち回りで合同防災訓練を企画実施する。

第2. 非常参集訓練の充実

県・市町・防災関係機関は、無告知による非常参集訓練を定期的実施し、的確な初動体制の確立を図る。

第3. 情報伝達、非常通信訓練の充実

災害時に迅速・的確に、被害状況等の把握ができるよう、有線通信による情報伝達訓練や近畿地方非常通信協議会の構成機関に要請して、県と市町や各防災関係機関との通信を確保する訓練などを定期的実施する。

第4. その他の訓練の充実

1. 消火、救急救助、避難訓練

県・市町・防災関係機関は、地域住民や自主防災組織との連携による初期消火・救急救助、避難訓練の充実に努める。

2. 学校等における防災訓練

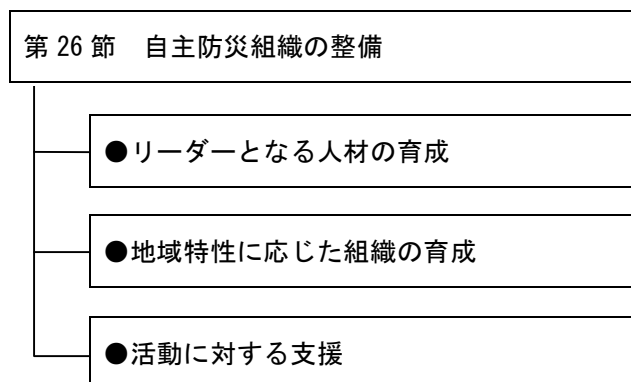
県・市町教育委員会は、幼児、児童、生徒が災害時に自らの力で適切に対処できるよう学校等をあげて避難、誘導等の訓練に積極的に取り組むものとする。

3. 施設防護訓練

県・市町・各防災関係機関は、その任務の重要性、公共性に鑑み、日頃から施設の安全性を自ら訓練を通じて検証し、災害時にその機能が十分発揮できるよう、消火訓練をはじめとする施設防護訓練の実施に努める。

第26節 自主防災組織の整備（県防災危機管理局、市町、消防本部）

【施策体系】



【基本方針】

大規模災害による被害を最小限に食い止め、災害対策を迅速・的確に遂行するには、地域住民や事業所などの連帯による自主的な防災活動を推進することが重要である。

このため県・市町は、自主防災組織100%組織化を目指して都市地域や農村地域などの地域特性に応じた組織の育成や活性化を図るための支援を推進する。

【具体的な施策の展開】

第1. リーダーとなる人材の育成

阪神・淡路大震災では、地域住民自身の手による自主防災活動の重要性が浮き彫りになったが、こうした活動が活発化し、地域に根を下ろすためには中核となる人材の育成が重要である。

このため市町は、各種地域コミュニティ活動の中心的人材や消防職員OB、警察官OB、自衛隊OB等の人材を発掘し、研修や訓練等を通じリーダーの育成を図る。

また、県はこのため市町と協力し、リーダー育成のための講習会を開催する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2. 地域特性に応じた組織の育成

県・市町は、それぞれの地域特性を踏まえ、住民の自発的な意志と合意による自主防災組織の育成を図るため、モデル地域の指定や優良組織の表彰制度の創設等、組織の育成と活性化を図るための施策の推進を図る。

また、消防団と地域の自主防災組織間の交流や情報交換を促進し、相互の連携強化を図る。

各市町は、これらを踏まえて「自主防災組織育成計画」を策定し、計画的に自主防災組織の育成を図る。

第3. 活動に対する支援

自主防災組織の活動拠点は、各種のコミュニティ活動などで地域住民同士が出会う機会が多い自治会館や公民館等が望ましい。

県・市町は、これらの活動拠点到防災資機材の備蓄や通信機器等を整備するための支援に努める。

《県の支援措置》

○滋賀県自治振興交付金事業（特定事業：自主防災組織育成）

1. 交付金の対象となる経費の内容等、算入率および算入限度額

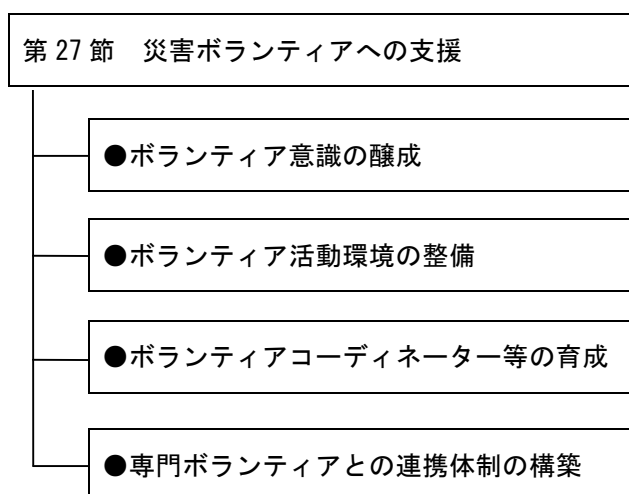
交付金の対象となる経費の内容等	算入率	算入限度額
<p>自主防災組織が実施する防災用資機材の整備に要する経費 ただし、事業費の下限は30万円とする</p> <p>(1) 算入対象経費は、次のような防災用資機材を整備するために要する経費とする なお燃料及び電池については、ガソリン缶詰等長期保存を目的とした備蓄物資と認められる製品を除き、交付金対象と認めないものとする</p> <p>ア 救助用資機材（携帯用無線機、発電機、投光器、可搬式ウィンチ、チェーンソー、エンジンカッター、油圧式ジャッキ等）</p> <p>イ 消火用資機材等（組立式水槽、可搬式動力ポンプ、小型動力ポンプ等）</p> <p>ウ その他（炊飯装置、資機材庫、掛矢、ヘルメット、法被、手袋、長靴、担架、雨量計等）</p> <p>(2) 交付金の交付を受けることができるのは、一の自主防災組織についてそれぞれ1回限りとする</p>	<p>算入対象経費の1/4以内 ただし市町が補助する額の1/2以内</p>	<p>50万円</p>

《自主防災組織の現況》（滋賀県地震防災プログラムより）

	平成22年3月末現在		平成24年度 目 標
	滋賀県	全 国	
自主防災組織世帯数/総世帯数	86.2%	74.4%	100%

第27節 災害ボランティアへの支援 (県知事直轄組織・健康福祉部・土木交通部、県社会福祉協議会)

【施策体系】



【基本方針】

災害時におけるボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものであり、平常時から行政とボランティアとの円滑な連携協力体制を築いていくことが重要である。

このため、各種講演会や交流の機会等を通じて県民のボランティア意識の醸成を図るとともに、平常時から、行政と関係団体が協働して災害に備えた活動を行い、また、災害発生時には、迅速に支援活動を行うことのできる体制づくりを進める。

【具体的な施策の展開】

第1. ボランティア意識の醸成

社会福祉や環境、国際交流等、平常時の各種ボランティア活動で培われる信頼関係や自発的な行動力を、そのまま災害時における被災地での各種支援活動に生かして行けることが望ましい姿であり、このような意識や土壌づくりを推進する必要がある。

このため県・市町は、滋賀県社会福祉協議会、淡海ネットワークセンター、滋賀県国際協会等のボランティア関係機関・団体と連携し、平常時のボランティア活動団体の交流や研修等の機会に、災害時の支援活動の必要性やそのための活動環境づくりを進めるための意識啓発を推進する。

また、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」やその前後の「防災とボランティア週間」等の機会を捉えて、広く県民への防災意識の高揚を図る。

第2. ボランティア活動環境の整備

ボランティアには、専門知識や経験、特定の資格を有するボランティア（専門ボランティア）と避難所等での炊き出しや支援物資の管理や配付、住居に運ばれてきた土石、竹木等の除去等の特別な資格を必要としないボランティア（一般ボランティア）がある。

一般ボランティアに関しては、県は、関係団体と「滋賀県災害ボランティア活動連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置し、平常時から協働して災害ボランティア活動マニュアルの作成等、災害発生に備えた準備を行うとともに、災害発生時には連絡会が県災害ボランティアセンターに迅速に移行し、円滑にボランティア活動が行えるようにする。

県・市町は、それぞれの活動形態に対応した受入体制の整備を図るほか、災害発生時に、迅速・的確に災害ボランティアセンターが開設できるようあらかじめ設置場所の確保や整備を行う。

災害ボランティアは、活動に際しボランティア活動保険に加入するものとし、県、市町および社会福祉協議会は、その普及啓発に努める。

なお、ボランティア活動保険の加入手続は、原則としてボランティアの派遣元で行う。

第3. ボランティアコーディネーター等の育成

災害時に効果的なボランティア活動が展開されるためには、刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、各地から集まるボランティアを適材適所に配置する等、必要な調整や活動システムを組み立てるコーディネーターの果たす役割が重要である。

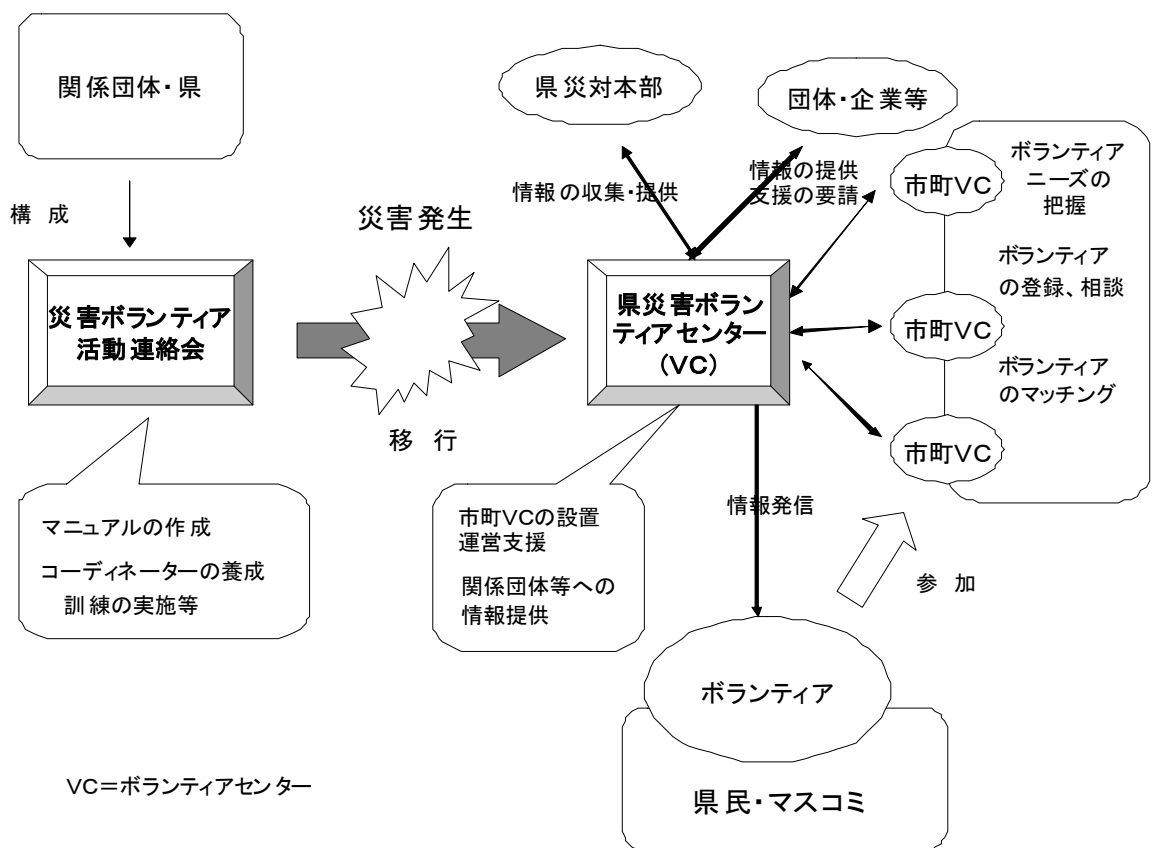
このため、ボランティア活動の支援・調整方法等についての研修等を実施し、災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、市町においても、平常時の各種ボランティア団体や個人の交流や研修の機会等の場を活用し、コーディネーターの養成に努める。

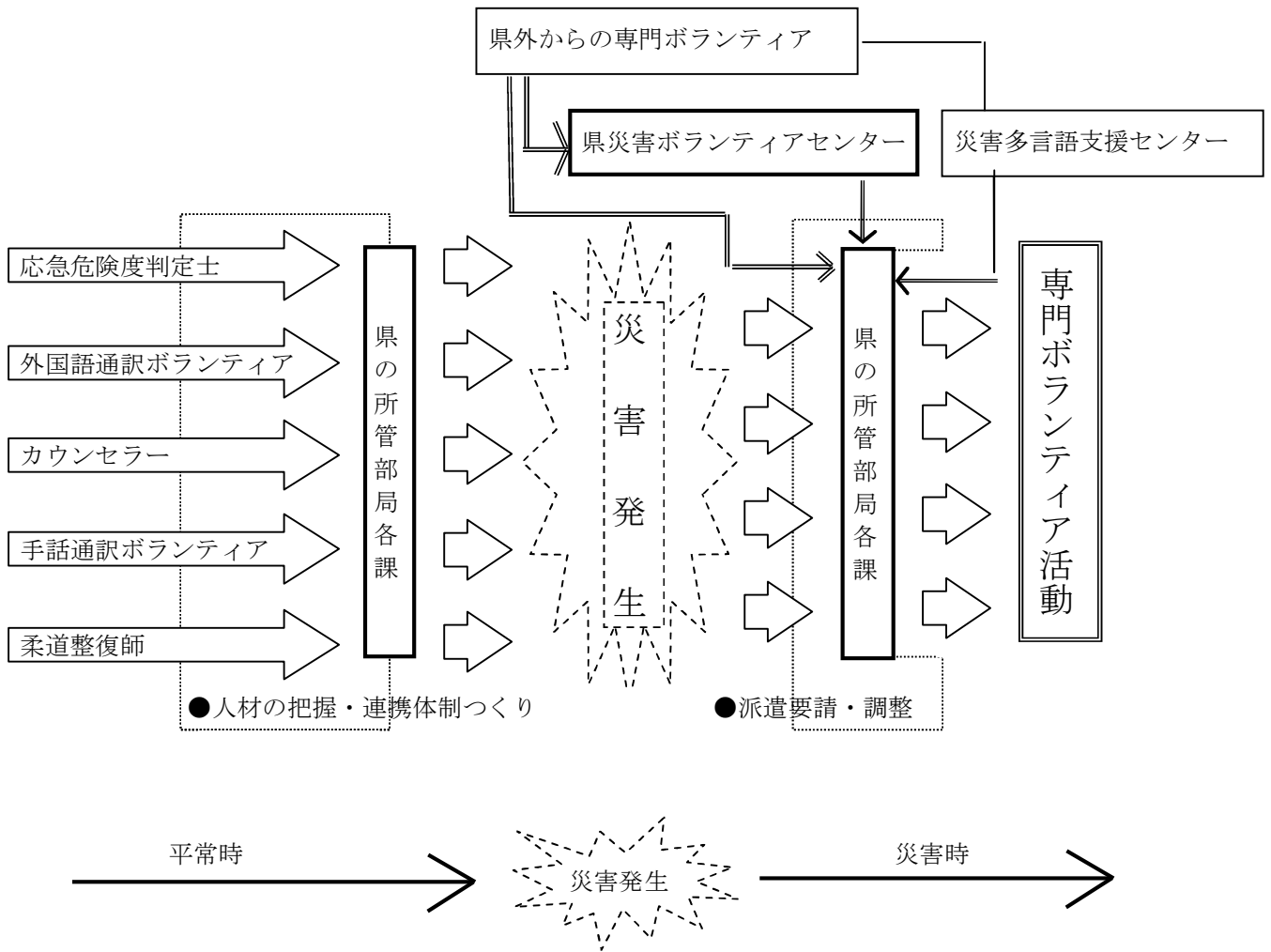
第4. 専門ボランティアとの連携体制の構築

県は、災害時のボランティア活動のうち、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアが、災害時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から各所管部局において、氏名、連絡先、活動の種類等の把握を行うなど専門ボランティアとの連携協力関係の構築に努める。

【災害ボランティア活動（一般ボランティア）のイメージ】



【災害ボランティア活動（専門ボランティア）のイメージ】



第3編 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の活動体制（各機関）

第1. 計画方針

各機関は県下で地震が発生した場合には、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令および防災計画ならびに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって、その活動体制に万全を期すものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関はその組織および機能の総力をあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

第2. 県の活動体制

県は、県下に地震が発生した場合において、その責務を遂行するため災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。特に「情報収集」「広報」「救助」「医療救護」「給水」「生活物資供給」等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を迅速かつ的確に実施するために災害対策本部および地方本部に緊急初動対策班を設ける。

災害対策本部が設置される前、または設置されない場合における応急対策は、災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

知事（県本部長）は、被災状況に応じて災害救助法の適用を行い、事務の一部を市町に委任し、または市町の補助を得、同法に基づく救助事務を実施する。

1. 地震発生初期の措置

(1) 防災危機管理局長は、彦根地方気象台から地震情報が発表された場合（震度3以上の地震が発生した場合等）は次の措置を講じる。

- ア. 地震および気象に関する情報の収集
- イ. 被害状況の把握

(2) 県は、県下で震度5弱または5強の地震が発生した場合は、直ちに災害警戒本部ならびに同地方本部を設置するとともに緊急初動対策班要員は、速やかに所定の配置につき、次に定める任務を遂行する。

- ア. 地震および気象に関する情報収集
- イ. 被害状況の把握（県内、近隣府県）
- ウ. 自衛隊の航空偵察による被害情報の入手
- エ. 広域応援協定の実施準備
- オ. その他「2（5）任務分担」に定める業務

(3) 県は、県下で震度6弱以上の地震が発生した場合は、直ちに災害対策本部ならびに同地方本部を設置するとともに緊急初動対策班要員は、速やかに所定の配置につき、次に定める任務を遂行する。

- ア. 地震および気象に関する情報収集
- イ. 被害状況の把握（県内、近隣府県）
- ウ. 自衛隊の航空偵察による被害情報の入手
- エ. 広域応援協定の実施準備
- オ. その他「2（5）任務分担」に定める業務

【県庁所在地（以下「大津市域」という。）を除く県内で震度7程度の地震が発生した場合】

(4) 県は、直ちに災害対策本部ならびに同地方本部を設置するとともに緊急初動対策班要員は速やかに所定の配置につき、次に定める任務を遂行する。

- ア. 地震および気象に関する情報の収集
- イ. 被害状況の把握
- ウ. 自衛隊の航空偵察による災害情報の入手
- エ. その他「2（5）任務分担」に定める業務

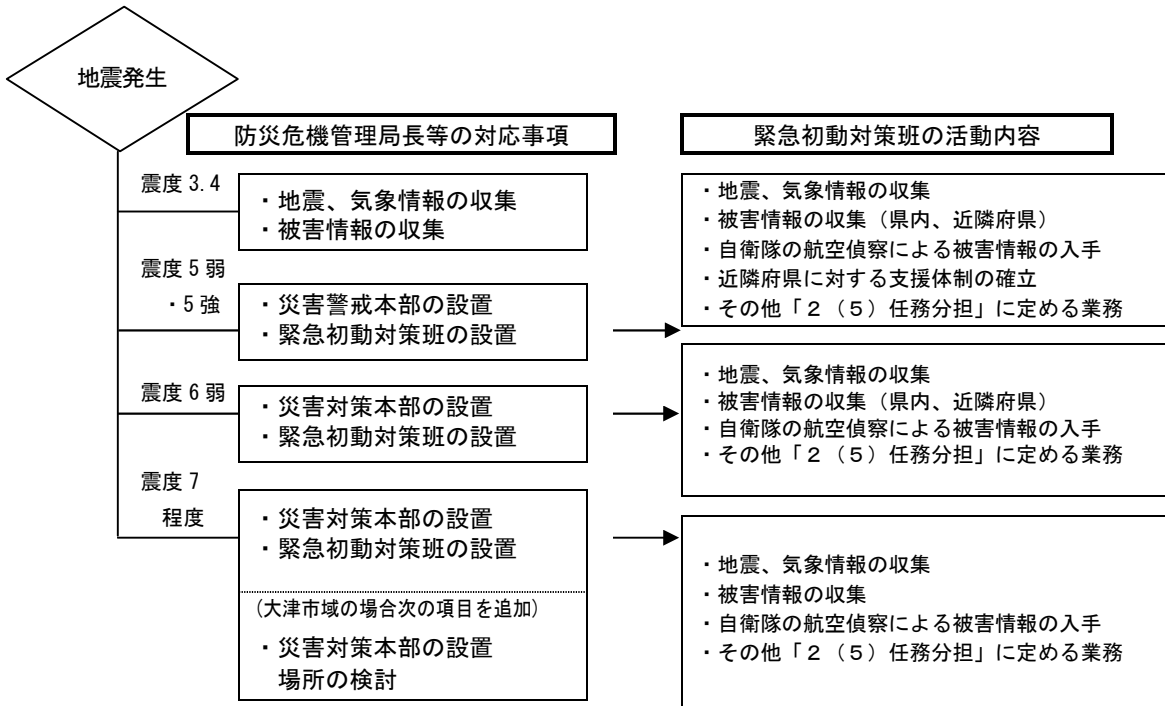
【大津市域で震度7程度の地震が発生した場合】

(5) 県は、（4）に加えて次の措置を講じる。

- ア. 災害対策本部の代替設置場所の開設準備

(6) 防災危機管理局長は、収集した被害状況を整備し、速やかに防災危機管理監を経由して知事に報告するものとする。

[地震発生初期の措置]



2. 緊急初動対策班

県下で震度5弱以上の大規模な地震が発生した場合に、情報収集、広報、救助、医療救護、給水、生活物資供給等の緊急かつ優先的に対応しなければならない災害応急対策を実施するため「総務班」「情報班」「医療班」「救助班」「広報班」からなる緊急初動対策班を置く。

(1) 緊急初動対策班要員の発令（勤務時間外対応）

勤務時間外に大規模地震が発生した場合に備え緊急初動対策班の要員について、職員の住居地等をもとにあらかじめ本部長から発令するとともに、当該職員が実施すべき業務を明確にしておく。その際、不測の事態への対応や交替要員として必要人員の概ね3倍の職員を目処に、発令しておくものとする。ただし、地方本部によっては職員数に不足をきたすことから、災害時には本部および他の地方本部から応援職員を派遣するものとする。

(2) 緊急初動対策班要員の確保（勤務時間内対応）

勤務時間内に地震が発生した場合は、緊急かつ横断的な対応が迫られることから勤務時間外に発生した場合と同様、緊急初動対策班を設置することとし、その要員については各部局（地方本部にあっては、管内事務所および管内の地方機関）から派遣することとする。

(3) 緊急初動対策班の初動活動

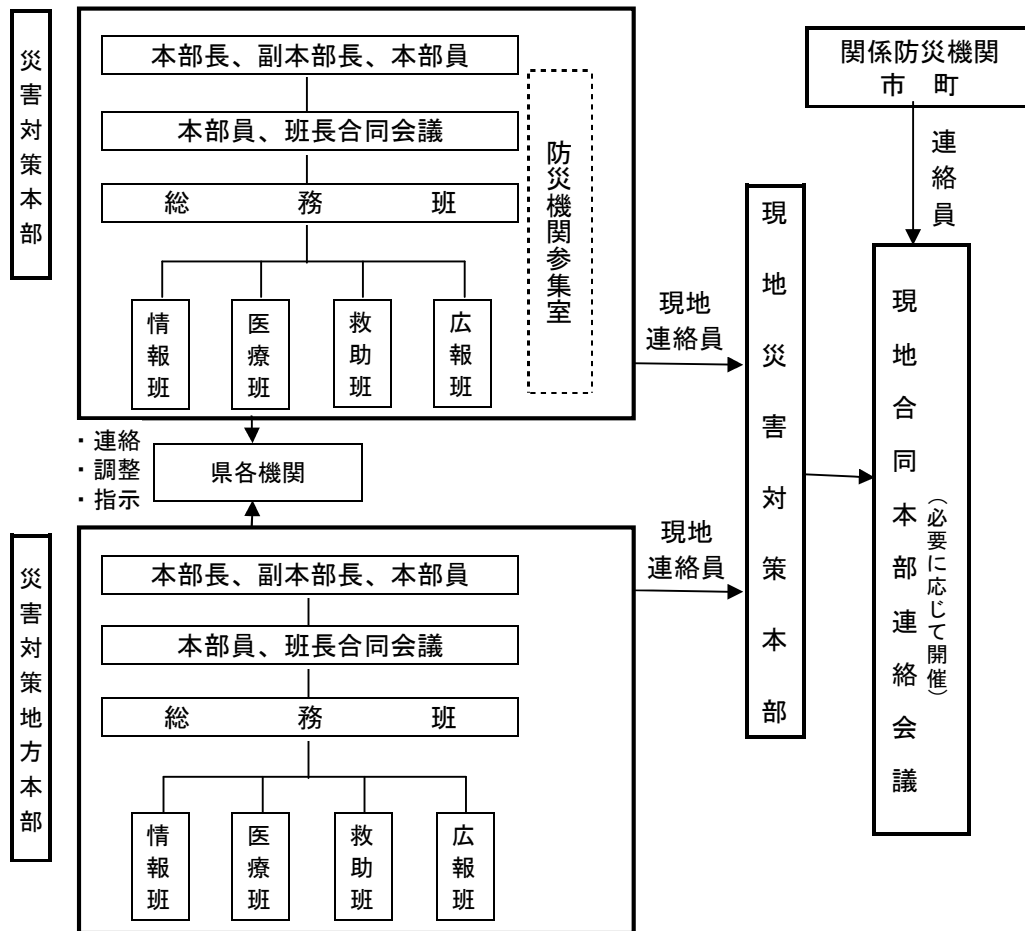
県下で震度5弱または5強の地震が発生した場合には、緊急初動対策班の構成要員は、あらかじめ定められた業務のうち情報収集に関する業務に着手する。

県下で震度6弱以上の地震が発生した場合には、緊急初動対策班の構成要員は、あらかじめ定められた業務に着手する。

なお、勤務時間内に地震が発生した場合には緊急初動対策班を設置するものとする。

(4) 活動体制

[緊急初動対策班の活動体制]



(5) 任務分担

緊急初動対策各班の任務分担を次の表のように定める。

[本部緊急初動対策各班の任務分担 (その1)]

班	担当名	任 務 分 担
総務班	管理担当	(ア) 緊急初動対策班職員の管理および交替要員の確保 (イ) 要員の水、食料、活動用資機材の確保 (ウ) 職員の安否確認 (エ) 庁舎被害状況の把握, 応急措置 (オ) 来庁者への対応
	総務担当	(ア) 本部長との連絡調整 (イ) 本部員会議、班長会議の設営 (ウ) 会議資料、議事録作成 (エ) 議員対応 (オ) 国および他府県等からの災害視察への対応 (カ) 1課1班体制への移行の検討
	調整担当	(ア) 本部各班、地方本部、現地災害対策本部、合同本部連絡会議、国ならびに応援主管府県との連絡調整 (イ) 市町、関係防災機関との連絡調整 (庁内に参集室の設定) (ウ) 国、自衛隊、他府県への応援要請と受け入れ (エ) 応援部隊の受け入れに係る全体調整 (オ) ボランティアセンターとの連絡調整
情報班	情報収集担当	(ア) 被害情報の収集 (地区別、被害別) (イ) 映像情報の収集 (ウ) 参集職員からの被害情報収集 (エ) 活動情報の収集 (オ) 応援要請の接受
	情報整理担当	(ア) 被害情報等の整理、まとめ (地区別、被害別、各班別) (イ) 応援要請項目の整理
	情報伝達担当	(ア) 被害情報等の伝達 (国、初動各班、地方本部情報班、市町、関係防災機関) (イ) 庁内放送による連絡調整
医療班	調整担当	(ア) 本部各班との連絡調整 (イ) 地方本部医療班との連絡調整 (ウ) 日赤、医師会、病院協会、医療機関等への応援要請 (国、自衛隊、他府県への要請は総務班) (エ) 医療施設との連携 (オ) 警察本部との連絡調整 (カ) 消防本部との連絡調整
	医療対策担当	(ア) 救出用資機材、医薬品の調達 (イ) 搬送手段、ルート確保 (救助班と調整) (ウ) 負傷者搬送先の確保 (エ) 直轄区域に係る医療救護活動の支援
救助班	調整担当	(ア) 本部各班との連絡調整 (イ) 地方本部救助班との連絡調整 (ウ) 災害救助法の適用に向けた連絡調整

[本部緊急初動対策各班の任務分担（その２）]

班	担 当 名	任 務 分 担
救助班	調達・輸送担当	(ア) 備蓄物資払出し (イ) 物資調達 (ウ) 救援物資、義援金の受付等 (エ) 搬送手段の確保 (オ) 搬送ルート確保（道路管理者、県警察本部および湖上輸送関係者との連携） (カ) ヘリポートの確認 (キ) 集積地の設定
広報班	調整担当	(ア) 本部長との広報内容の調整 (イ) 総務班との連絡調整 (ウ) 地方本部広報班との連絡調整 (エ) 各班からの情報収集 (オ) 警察との連絡調整（広報時期、内容等） (カ) 市町の広報内容の把握および連絡調整 (キ) 関係防災機関の広報内容の把握および連絡調整
	広報担当	(ア) プレスルームの設置 (イ) 報道官選任 (ウ) 報道機関等への情報提供 (エ) 報道機関等への要請 (オ) 来庁者への広報 (カ) 広報用資料の作成（詳細情報） (キ) 県民からの問い合わせや照会への対応

[地方本部緊急初動対策各班の任務分担（その１）]

班	担 当 名	任 務 分 担
総務班	管理担当	(ア) 地方本部職員の管理および交替要員の確保 (イ) 要員の水、食料、活動用資機材の確保 (ウ) 職員の安否確認 (エ) 庁舎被害状況の把握、応急措置 (オ) 来庁者への対応
	総務担当	(ア) 地方本部長等との連絡調整 (イ) 地方本部員会議、班長会議の設営 (ウ) 会議資料、議事録作成 (エ) 国および他府県等からの災害視察への対応 (オ) 1課1班体制への移行の対応
	調整担当	(ア) 本部総務班、地方本部各班、現地災害対策本部、合同本部連絡会議との連絡調整 (イ) 市町との連絡調整、応援要請の調整 (ウ) 応援部隊の受け入れに係る全体調整 (エ) 関係防災機関との連絡調整
情報班	情報収集担当	(ア) 被害情報の収集（管内地区別、被害別） (イ) 映像情報の収集 (ウ) 参集職員からの被害情報収集 (エ) 市町への職員の派遣 (オ) 活動情報の収集

[地方本部緊急初動対策各班の任務分担（その２）]

班	担当名	任 務 分 担
情報班	情報整理担当	(ア) 被害情報等の整理、まとめ（管内地区別、被害別、各班別）
	情報伝達担当	(ア) 被害情報等の伝達（本部情報班、初動各班、市町、関係防災機関） (イ) 本部への応援要請
医療班	調整担当	(ア) 地方本部各班との連絡調整 (イ) 本部医療班との連絡調整 (ウ) 管内医療機関への応援要請 (エ) 管内医療機関との連携 (オ) 管内警察署との連絡調整
	医療対策担当	(ア) 救出用資機材、医薬品等の管内調達の支援（市町からの要請による） (イ) 管内の搬送手段、ルート確保（市町、救助班との連絡調整） (ウ) 負傷者搬送先の調整 (エ) 応援医療チームとの連携 (オ) 医療救護活動の支援（健所等へ指示）
救助班	調整担当	(ア) 地方本部各班との連絡調整 (イ) 本部救助班との連絡調整 (ウ) 災害救助法の適用事務に向けた連絡調整
	調達・輸送担当	(ア) 備蓄物資払出し (イ) 物資の管内調整 (ウ) 救援物資の受付等 (エ) 救援物資の市町への引継ぎ (オ) 搬送手段・搬送ルートの調整 (カ) ヘリポートの確認 (キ) 集積地の設定
広報班	調整担当	(ア) 地方本部長との広報内容調整 (イ) 総務班との連絡調整 (ウ) 本部広報班との連絡調整 (エ) 地方本部各班からの情報収集 (オ) 警察との連絡調整（報時期、内容等） (カ) 市町の広報内容の把握および連絡調整 (キ) 関係防災機関の報告内容の把握および連絡調整
	広報担当	(ア) プレスルームの設置（要に応じて） (イ) 報道官選任（要に応じて） (ウ) 報道機関等への情報提供 (エ) 報道機関等への要請 (オ) 来庁者への広報 (カ) 広報用資料の作成（詳細情報） (キ) 県民からの問い合わせや照会への対応

(6) 各緊急初動対策班における指揮命令権者

各緊急初動対策班における指揮命令権者については、下表のように複数の責任者を指名し災害発生時にこれら責任者の中で参集した者のうち、あらかじめ定める優先順位が最も高い者とその活動班における指揮命令権者とする。

[緊急初動対策各班の指揮命令権者（勤務時間外の場合）]

	災 害 対 策 本 部	災 害 対 策 地 方 本 部
総務班長	①管理監（知事直轄） ②知事直轄組織の課長・参事級職員	①環境・総合事務所副所長 ②課長級職員
情報班長	課長・参事級職員	課長・参事級職員
医療班長	課長・参事級職員	課長・参事級職員
救助班長	課長・参事級職員	課長・参事級職員
広報班長	課長・参事級職員	課長・参事級職員

[緊急初動対策各班の指揮命令権者（勤務時間内の場合）]

	災 害 対 策 本 部	災 害 対 策 地 方 本 部
総務班長	①管理監（知事直轄） ②知事直轄組織の課長・参事級職員	①環境・総合事務所副所長 ②管内事務所の課長・参事級職員
情報班長	①防災危機管理局の課長・参事級職員 ②知事直轄組織の課長・参事級職員	①環境・総合事務所総務課長または同課参事・課長補佐級職員 ②管内事務所の課長または参事・課長補佐級職員
医療班長	①健康福祉部健康推進課長 ②健康福祉部の課長・参事級職員	①健康福祉事務所次長 ②管内事務所の課長または参事・課長補佐級職員
救助班長	①健康福祉部健康福祉政策課長 ②健康福祉部の課長・参事級職員	①健康福祉事務所保健福祉課長または同課課長補佐級職員 ②管内事務所の課長または参事・課長補佐級職員
広報班長	①広報課長 ②知事直轄組織の課長・参事級職員	管内事務所の課長または参事・課長補佐級職員

(注) ○内の数字は優先順位を表す。

3. 災害警戒本部、地方本部

(1) 設置基準および廃止基準

ア. 設置基準

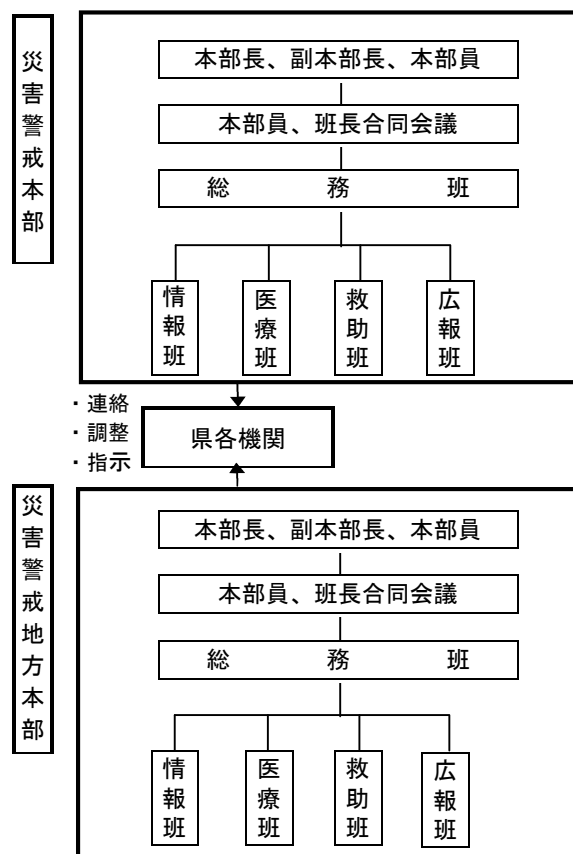
- (ア) 県下で震度5弱または5強の地震が発生したとき
- (イ) その他大規模な地震が発生し、副知事が必要と認めたとき

イ. 廃止基準

- (ア) 県下で災害発生または拡大の恐れが解消し、かつ応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) その他本部長が必要ないと認めたとき

(2) 編成組織

[災害警戒本部の活動体制]



(3) 任務分担

- ア. 災害情報の収集・伝達に関すること
- イ. 緊急を要する災害応急対策の調整に関すること
- ウ. 災害対策本部の設置に関すること

(4) 災害警戒本部の設置および災害警戒本部の廃止の伝達

- ア. 災害警戒本部ならびに同地方本部の設置または廃止が決定したときは、各班に伝達するとともに災害警戒地方本部にも直ちにこの決定を伝達するものとする。
- イ. 伝達を受けた地方本部長は、直ちに各班に伝達する。

(5) 本部設置の場所

災害対策本部の設置場所に準ずる。

(6) 本部の要領

別に定めるものとする。

4. 災害対策本部、地方本部

県に災害対策本部が設置された場合には、他の法令に基づき設置されている「滋賀県水防本部」および「滋賀県警察警備体制」は、それぞれ災害対策本部体制に一元化する。

(1) 設置基準および廃止基準

ア. 設置基準

- (ア) 県下で震度6弱以上の地震が発生したとき
- (イ) その他大規模な地震が発生し、知事が必要と認めたとき

イ. 廃止基準

- (ア) 県下で災害発生の恐れが解消したとき
- (イ) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (ウ) その他本部長が必要ないと認めたとき

(2) 緊急初動対策班体制および1課1班体制

ア. 緊急初動対策班体制

緊急初動対策班が災害応急対策活動を行う体制

イ. 1課1班体制

地震発生から一定の時間が経過し事態がある程度落ち着いた場合の活動体制であり、県の平常時の体制における1課が災害対策本部の1班に対応する。

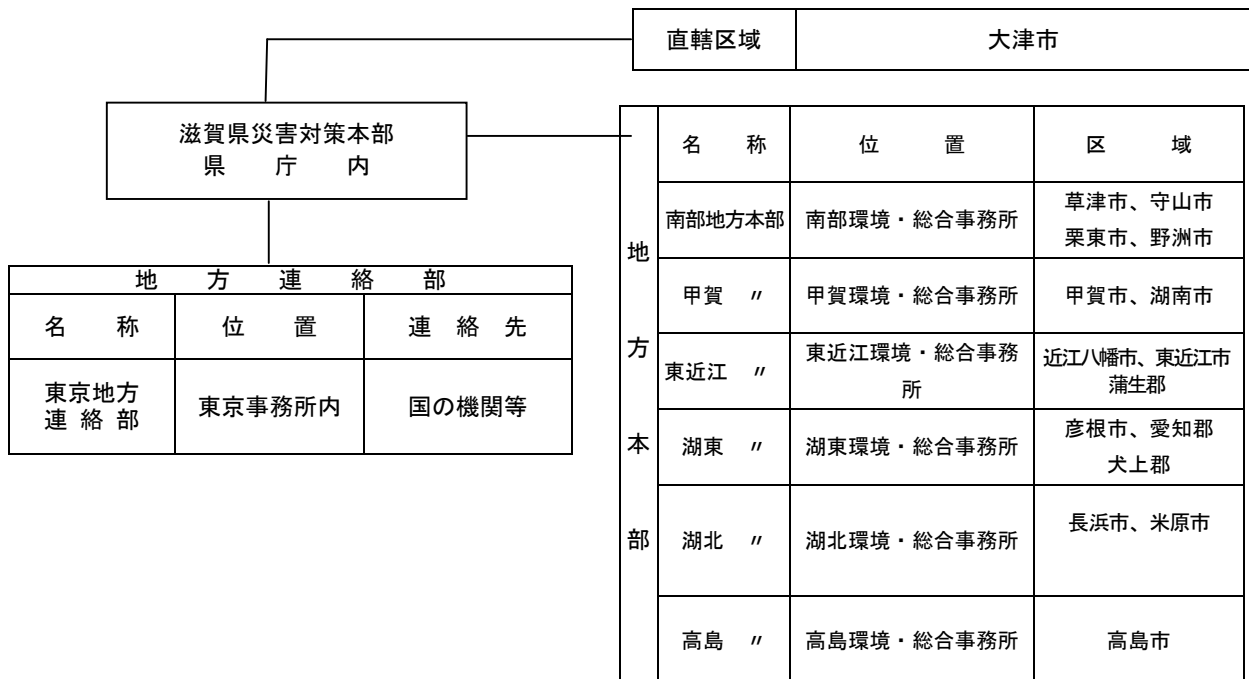
ウ. 緊急初動対策班体制から1課1班体制への移行

緊急初動対策班体制は、大規模な地震が発生した直後から応急対策期を経て、一定事態が落ち着いた段階において、逐次、1課1班体制に移行していくものとし、緊急初動対策班の役割についても情報収集、伝達、調整業務等が中心となっていくものとする。

また、緊急初動対策班の要員についても交通機関の復旧状況を見計らいながら各々勤務公署での本来業務に復帰するものとする。

(3) 編成組織

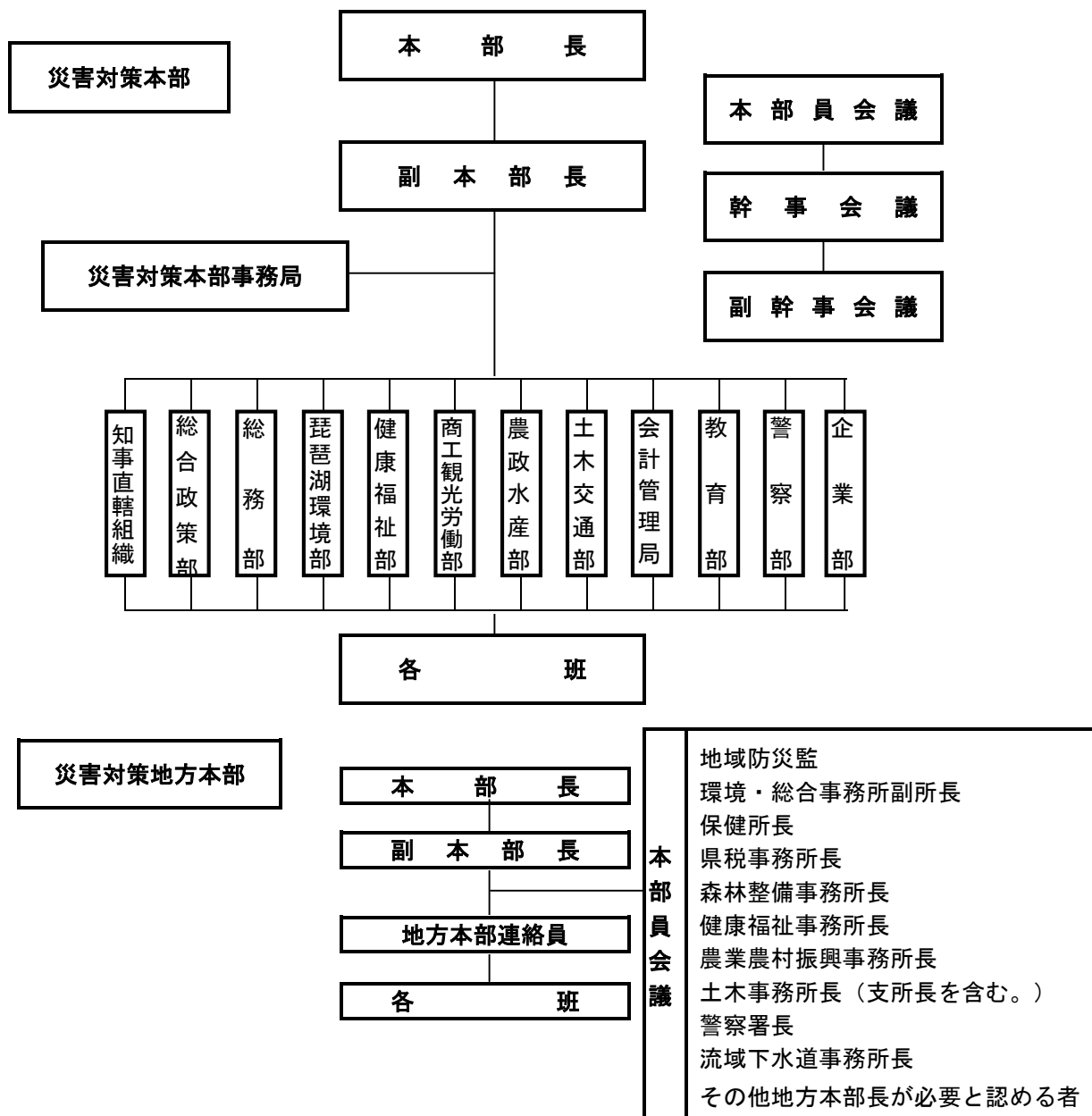
[系統図]



[緊急初動対策班体制]

緊急初動対策班の活動体制に同じ。

[1課1班体制]



(4) 任務分担

災害対策本部、同地方本部および同地方連絡部の任務分担は、別に定める。

(5) 災害対策本部の設置および災害対策本部の廃止の伝達

ア. 災害対策本部ならびに同地方本部の設置または廃止が決定したときは、各班に伝達するとともに地方本部にも直ちにこの決定を伝達するものとする。また、総務省消防庁その他必要に応じ防災関係機関等についても伝達するものとする。

イ. 伝達を受けた地方本部長は、直ちに各班に伝達するとともに関係市町等にも伝達あるいは必要な指示を行うものとする。

(6) 本部設置の場所

ア. 災害対策本部は、特別の場合（たとえば県庁被災時）を除き、防災対策会議室および2B会議室等におくものとし、設置予定場所には、平常時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。また、県庁本館が損壊した場合には新館大会議室等に災害対策本部を設置するものとする。

イ. 地方本部は、特別の場合を除き環境・総合事務所におき、設置予定場所、通信設備等については、常に地方本部で計画整備しておくものとする。また、環境・総合事務所が損壊した場合に備えて地方本部の代替設置場所についてもあらかじめ確保しておくものとする。

(7) 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災地の応急対策業務を強力に推進するため、特に必要があると認められるときは、被災地の適切な場所に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。この場合、現地本部長は本部長が副本部長、本部員の中から指名し、現地本部の組織等必要な事項は本部長がその都度定めるものとする。

(8) 非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合

非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、災害対策本部もしくは現地本部において連絡調整を行うものとする。

(9) 本部の要領

別に定めるものとする。

5. 配備体制

職員の配備に関する計画は、本計画の定めるところによる。ただし、警察部については、警察本部長の定めるところによる。

(1) 配備基準

ア. 彦根地方気象台から地震情報（滋賀県内において震度3、4を観測した場合または必要と認める場合）が発表された場合、防災危機管理局および関係課は次の措置を講じる。

(ア) 防災危機管理局長の指示により、防災危機管理局員は登庁する。（勤務時間外の場合）

(イ) 防災危機管理局員は各関係機関に対して、被害情報の収集を行い、その結果を防災危機管理局長に報告し、県の体制強化について指示を受ける。

(ウ) 地震情報の第1報を受けた本庁および各地方機関の連絡担当者は、速やかに防災危機管理局と連絡をとり、被害発生等の確認を行い所属長に連絡する。

(エ) 各所属長はあらかじめ被害発生に備え体制を整備しておき、必要と認めた場合は職員の登庁等の措置を講ずる。

イ. 県下に震度5弱以上の地震が発生したとき

勤務時間外に県下で強い地震（震度5弱以上の地震）が発生した場合の体制は次のとおりとする。

なお、参集に万全を期すため、平素より情報連絡網を整備しておくものとする。

	震度階級	震度5弱	震度5強	震度6弱以上
	体制	災害警戒本部		災害対策本部
緊急初動対策班要員	班長・副班長	あらかじめ定められた公共機関に自主登庁し、所定の業務に着手する。		
	班長・副班長を除く要員	自宅待機	あらかじめ定められた公共機関に自主登庁し、所定の業務に着手する。	
上記以外の職員	次長級以上の職員	勤務公署へ参集		
	専門的な技能を有する職員	あらかじめ定められた公共機関に自主登庁する。		
	その他の職員	「滋賀県防災行政無線」を設置している最寄りの県の機関（県庁、環境・総合事務所、土木事務所）に自主登庁し、県本部の指示を受けるものとする。		

(2) 職員の応援

各班における災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、次の方法により他の部班あるいは地方本部から応援するものとする。

ア. 県本部における応援

県本部の各班で職員の応援を受けようとするときは、次の応援条件を示して要請するものとする。

(ア) 作業の内容

(イ) 従事場所

(ウ) 応援を必要とする職種および人員

(エ) 携帯品その他必要事項

なお、県本部における応援は、次の順位により動員し派遣する。

(ア) 応援要請班の所属部内で余裕のある班から応援する。

(イ) 上記の応援でなお不足するときは、他の部または地方本部あるいはその他の出先機関から応援する。

(ウ) 県本部その他機関の全体をもってしてもなお不足するときは、他府県または国の職員の派遣を要請して応援を得る。

イ. 地方本部における応援

地方本部各班で職員の応援を受けようとするときは、応援条件を示して地方本部事務局に要請するものとする。なお、要請を受けた地方本部事務局は、地方本部内で余裕のある班から動員派遣するものとするが、地方本部の全体をもってしてもなお不足するときはアの要領により、県本部に応援要請するものとする。ただし、通信途絶時等においては、地方本部長限りで隣接地方本部等に要請し、事後に県本部にその旨報告するものとする。

ウ. 緊急初動対策班を設置している場合、県本部において応援を行うときには、総務班において県関係職員および教育関係職員の動員を行う。

また、1課1班体制移行後は、県本部において応援のための動員を行う場合には次の各班において行う。

県関係職員	総務部人事班
教育関係職員	教育部教育総務班
警察関係職員	警察部実施班

なお、上記の各班が応援のため各班員を動員するときは、当該各班と協議して行うものとする。

第3. 市町の活動体制

1. 組織および配備体制

市町は、その責務を遂行するため、あらかじめ地震に対処するための組織、配備体制および職員の動員、勤務時間外の地震発生に対する初動体制・活動等を定めておくものとする。この場合における市町本部の設置基準、配備体制の種別および基準は、県に準ずるものとする。

2. 災害救助法が適用された場合の体制

市町は、当該市町に災害救助法が適用された場合には、知事の委任または指示を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、または補助する。この場合における市町の救助体制についても、県の助言により、あらかじめ定めておくものとする。

第4. 指定地方行政機関等の活動体制

1. 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備およびサービスの基準を定めておくものとする。特に勤務時間外の地震発生に対する初動体制・活動について計画を定めるものとする。

2. 職員の派遣

県本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認められるときは、指定地方行政機関等の長に対し、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第5. 県防災会議の招集

1. 県防災会議の招集

(1) 県防災会議は必要に応じ、会長（知事）が招集する。

(2) 県防災会議の委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

[参照]

- ・滋賀県災害対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（参考2（1））
- ・滋賀県災害対策本部要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（参考2（2））
- ・滋賀県災害対策〇〇地方本部の組織および運営要綱（準則）・・・・・・（参考2（3））
- ・滋賀県災害警戒本部運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（参考3（1））
- ・滋賀県災害警戒〇〇地方本部の組織および運営要綱（準則）・・・・・・（参考3（2））
- ・大規模地震災害時における緊急初動対策班設置運営規程・・・・・・・・・・・・（参考6）

第2節 災害救助法の適用（健康福祉政策課）

第1. 計画方針

災害救助法の適用については、同法、同法施行令、滋賀県災害救助法施行細則等に定めるところによるが、健康福祉政策課長は被害状況の把握に努め、必要と認めたときは速やかに所定の手続きを行うものとする。

第2. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条によるものとするが、県における具体的適用基準は次のとおりである。

- (1) 市町の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が「市町別災害救助適用基準一覧表」に掲げる「適用1」欄以上であること。
- (2) 県の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市町の区域内の滅失世帯数が「市町別災害救助適用基準一覧表」に掲げる「適用2」欄以上であること。
- (3) 県の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合でかつ市町の区域内で多数の住家が滅失した場合。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。
 - ・（平成12年3月31日厚生省令第86号第1条）
災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- (5) 多数の者が生命、または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合。
 - ・（平成12年3月31日厚生省令第86号第2条第1号）
災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ・（平成12年3月31日厚生省令第86号第2条第2号）
災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第3. 被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるものであり、また災害救助法に基づく救助の実施にあたり、救助の種類・程度・期間の決定の基礎となるものであることから、適正かつ迅速に行うものとする。

1. 被害の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、全壊（焼）、流失世帯は1世帯をもって、住家が半壊しまたは半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ滅失した1世帯とみなす。

なお、災害救助法の被害状況は、世帯単位であることに留意を要する。

2. 住家の滅失等の認定

(1) 住家が滅失したもの

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

(2) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

第4. 災害救助法の適用手続き

災害救助法による救助は、市町の区域単位ごとに実施されるものであり、市町における被害が第2に掲げた適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みである場合には、市町長、知事は次に掲げる所要の措置をとるものとする。

1. 地震発生初期の措置

(1) 被害市町長は、速やかに区域内の被害状況の把握に努め、被害が第2に掲げた適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みである場合には、市町長は直ちに、災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、併せて法の適用を要請するものとする。

(2) 災害救助法の適用の要請を受けた場合または被害状況の報告等から、健康福祉政策課長は、適用の要否について滋賀県災害対策本部員会議に諮り、市町および関係機関に対し、直ちに災害救助法に基づく応急救助の実施を指示するとともに、次により災害救助法適用の公示を行う。「平成〇〇年〇月〇日発生の一〇〇災害に関し平成〇〇年〇月〇日から〇〇市(町村)の区域に災害救助法による救助を実施する。」

(3) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、市町長は災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに知事に報告し、その後の処置に関して、知事の指示を受けなければならない。

(4) 災害救助法を適用した場合には、知事は速やかに厚生労働大臣に報告を行うものとする。

【大津市域を除く県内で震度7程度の地震が発生した場合】

(5) 当該市町長は、(3)の措置をとるとともに、知事は被害状況の把握に努め、災害救助法による応急救助の実施の必要性が予想される場合には災害救助法の適用手続きを速やかに進めるものとする。

【大津市域で震度7程度の地震が発生した場合】

(6) 県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、市町長は(3)の措置をとるとともに、地域防災監を通じ、または直接に厚生労働大臣に被害状況の報告を行う。

第5. 災害救助法による救助の種類と救助の委任

1. 法による救助の種類は次の通りである。

- (1) 避難所の設置および応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与および飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (4) 医療および助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索および処理
- (11) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2. 1に掲げる救助の実施について、事務の一部を市町長に委任する場合においては、知事は事務の内容および当該事務を行うこととする期間を市町長に通知するとともに、直ちにその旨の公示を行う。

3. 1の(7)にいう生業資金の貸付については、各種の貸付資金制度が充実された現在、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

第6. 救助の実施状況の記録および報告

1. 救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県本部（健康福祉政策班）に報告するものとする。
2. 県本部（健康福祉政策班）は、これを取りまとめ災害対策本部員会議および厚生労働省に報告するものとする。

第7. 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準

資料編に掲げる「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度」早見表のとおりとする。

[参照]

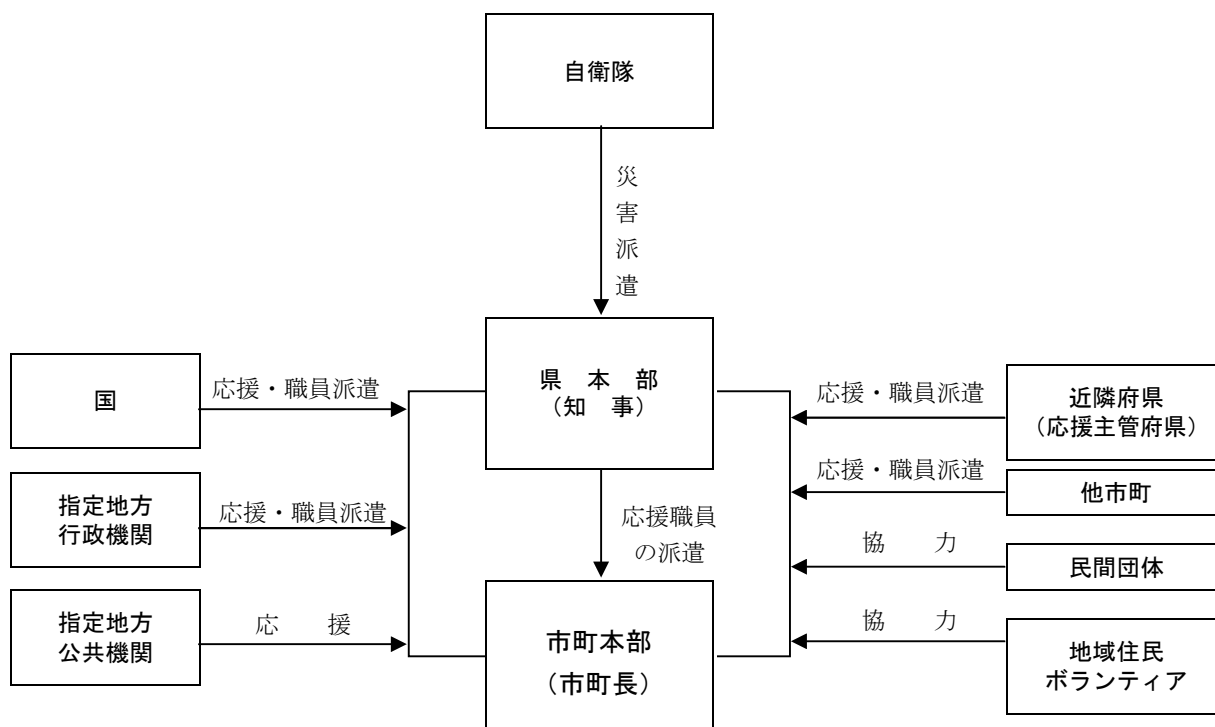
- ・市町別災害救助法適用基準一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 13）

第3節 相互協力計画（各機関）

第1. 計画方針

地震により災害が発生した場合、各防災関係機関はあらかじめ定めてある所掌事務所または、業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関や団体などに協力を求めるなどして災害対策の円滑な実施を図ることが必要である。特に被害が広範囲におよんだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから被災していない他府県、市町、民間等の協力を得て応急対策を行うこととする。

[応急対策活動における相互協力体制]



第2. 国との相互協力

- 1 県は、被害が広範囲に及び、県および県域の防災関係機関のみでは対応が困難と認めた場合、応援（職員の派遣を含む。以下同じ）または応援の斡旋を求めるなどして災害対策の万全を期す。
- 2 災害時において円滑な協力が得られるよう、県は事前に協議を整え協力体制を確立する。
- 3 県は、次のとおり協定等を締結している。
 - ① 災害時における彦根地方気象台職員の滋賀県への派遣に関する取り決め…（参考13）
 - ② 米穀の買入れ・販売等に関する基本事項（抄） ……（参考14）
 - ③ 災害時の応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局） ……（参考15）
- 4 災害時における自治体等への応援・支援について

平成17年6月28日付けで、国土交通事務次官より通知。国土交通省が所管する事業に関して総合的な応援・支援を行う。

第3. 市町との相互協力

1. 被災市町の市町本部長は県本部長（防災危機管理局）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ）または応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期す。
2. 県本部長は、必要に応じ、災害を受けた市町が応急対策を円滑に実施できるよう他の市町に対し、応援についての指示を行い、または防災関係機関の応援をあっ旋するものとする。
3. 市町本部長が県本部長に応援または応援のあっ旋を求める場合、県本部（防災危機管理局）に対し次に

掲げる事項について口頭または、電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- (1) 災害の状況および応援を求める理由
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資等
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容

第4. 防災関係機関との相互協力

1. 県と防災関係機関の協力体制

県が災害対策本部を設置した場合には、各防災関係機関は県本部に連絡および調整を目的として連絡員を派遣するとともに、無線、携帯電話等の可搬式の通信機を用いてその連絡員と防災関係機関との間の情報連絡手段を確保し、県本部と防災機関との間の緊密な情報連絡体制および連携体制を確立する。

以下の機関が連絡員を派遣することとする。

- 陸上自衛隊
- 彦根気象台
- 滋賀県消防長会
- 滋賀県消防協会
- 西日本旅客鉄道株式会社
- 西日本電信電話株式会社
- 日本赤十字社
- 西日本高速道路株式会社
- 中日本高速道路株式会社
- 関西電力株式会社
- 大阪ガス株式会社
- 近江鉄道株式会社
- 京阪電気鉄道株式会社
- 社団法人滋賀県バス協会
- 琵琶湖汽船株式会社
- 社団法人滋賀県トラック協会
- 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会

2. 防災関係機関からの応援要請

防災関係機関等の長または代表者は、県本部に対し応急措置の実施を要請し、もしくは応援を求めようとするとき、または市町本部もしくは他の防災関係機関等の応援のあつ旋を依頼しようとするときは、県本部（防災危機管理局）に対し、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。

- (1) 災害の状況および応援を求める理由（災害の状況およびあつ旋を求める理由）
- (2) 応援を希望する機関名（応援のあつ旋を求めるときのみ）
- (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 応援を必要とする場所
- (6) 応援を必要とする活動内容
- (7) その他必要な事項

3. 県と防災機関との事前協議

災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は事前協議を整え協力体制を確立する。

県は、次のとおり協定等を締結している。

- (1) 災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定
(西日本旅客鉄道株式会社) …………… (参考22 (2))

- (東海旅客鉄道株式会社) …………… (参考22 (3))
- (2) 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定
(日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送 (旧; 株式会社近畿放送)
…………… (参考24 (1))
- (3) 緊急警報放送の放送要請に関する覚書 (日本放送協会大津放送局) …………… (参考25)
- (4) 災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定
(社団法人滋賀県トラック協会) …………… (参考33)
- (5) 災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定
(琵琶湖汽船株式会社) …………… (参考35 (1))
- (6) 災害救助法による救助等に関する委託契約 (日本赤十字社滋賀県支部) … (参考36)
- (7) 災害時の医療救護活動に関する協定 (社団法人滋賀県医師会) …………… (参考37)
- (8) 災害時等における相互協力に関する協定
(西日本高速道路株式会社) …………… (参考55)
(中日本高速道路株式会社) …………… (参考56)

4. 防災機関間における相互協力

- (1) 日本赤十字社滋賀県支部と滋賀県医師会との相互協力
日本赤十字社滋賀県支部と滋賀県医師会は、昭和 39 年 4 月「災害救助に関する協定書」を締結し、災害時におけるり災者の医療救助について体制を整えている。
- (2) 日本赤十字社滋賀県支部と滋賀県看護協会との相互協力
日本赤十字社滋賀県支部と滋賀県看護協会は、昭和 39 年 4 月「災害救助に関する協定書」を締結し、災害時におけるり災者の医療救助について体制を整えている。
- (3) 電力会社相互間
 - ア. 非常災害対策用資機材の広域運営
非常災害対策用資機材の備蓄を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、隣接電力会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えておくものとする。
 - イ. 地震時における電力の融通
地震時等に電力が不足したときは、隣接電力会社と締結している「全国融通電力需給契約」「全国融通電力振替供給契約」に基づき、安定した電力の供給を図るよう体制を整えておくものとする。

第5. 地方公共団体(都道府県)との相互協力

地震時における都道府県相互の応援措置については、職員の派遣の要請、都道府県知事に対する応援の要請および主務大臣の都道府県知事に対する応援命令に関し、法令に基づく他府県の円滑な協力が得られるよう事前に協議を整え協力体制を確立する。

県は、次のとおり協定等を締結している。

- 1 中部9県1市の災害時等の応援に関する協定…………… (参考16 (1))
- 2 中部9県1市の災害時等の応援に関する協定実施細則…………… (参考16 (2))
- 3 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定…………… (参考17 (1))
- 4 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定実施細目…………… (参考17 (2))
- 5 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定…………… (参考18 (1))
- 6 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定実施細目…………… (参考18 (2))
- 7 岐阜県・滋賀県航空消防防災相互応援協定…………… (参考19 (1))
三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定…………… (参考19 (2))
滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定…………… (参考19 (3))
福井県・滋賀県航空消防防災相互応援協定…………… (参考19 (4))

第6. 公共的団体等との協力体制の確立

1. 公共的団体との協力体制

市町は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能が地震時に十分発揮できるよう体制を整備しておくものとする。さらに、住民相互の助け合いの

精神に基づく自発的な防災組織に対する指導の強化を図るものとし、これら団体の協力業務および協力方法についても、市町地域防災計画の中で明確にするとともに、地震時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を期するものとする。なおこれら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市町その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 地震時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 地震時における出火の防止および初期消火に関し協力すること。
- (5) 地震時における倒壊家屋に閉じこめられた被災者の救急救助活動に関し協力すること。
- (6) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- (7) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (8) 被害状況の調査に協力すること。
- (9) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (10) 被災証明書交付事務に協力すること。
- (11) その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会および歯科医師会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災自主組織、施設の防災組織および業種別の防災組織をいう。

2. 地域住民の協力

被災地の地域住民は県本部および市町本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に以下のような防災活動上の責務を負うものとする。なお、市町は地域住民の防災活動が有効に実施されるための防災啓発、防災知識の普及促進に努めるものとする。

1. 防災機関への協力
2. 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
3. 出火防止および初期消火
4. 初期救急救助
5. 災害時要援護者の保護
6. 家庭における水、食料等の備蓄

3. ボランティアの協力

地震時において被災者の救援等を自発的に行う者はボランティアとして県本部および市町本部が実施する応急対策活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために県本部および市町本部は滋賀県社会福祉協議会等関係団体と連携し、県および市町災害ボランティアセンターの設置運営等必要な措置を講じる。

詳細については、第25節ボランティア対策計画に規定する。

4. 県と公共的団体等との事前協議

地震時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は事前協議を整え協力体制を確立する。県は、次のとおり協定等を締結している。

- ① 災害救助に必要な物資の調達に関する協定（滋賀県生活協同組合連合会） ……（参考29（1））
- ② 災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定
（滋賀県漁業協同組合連合会） ……………（参考34）
- ③ 災害時の医療救護活動に関する協定
（社団法人滋賀県歯科医師会、社団法人滋賀県看護協会、社団法人滋賀県薬剤師会、
社団法人滋賀県病院協会）
……………（参考37）

第7. 民間との協力

県および市町ならびに防災関係機関は、その所掌事務に係る民間機関等に対し、地震時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。また、地震時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は事前協議を整え協力体制を確立する。

なお、県は下記参照のとおり協定を締結している。

- 1 アマチュア無線による災害時応援協定
(社団法人日本アマチュア無線連盟滋賀県支部) …… (参考23)
- 2 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定
(株式会社エフエム滋賀) …… (参考24 (1))
(朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、読賣テレビ放送株式会社)
…………… (参考24 (2))
- 3 災害時等における報道要請に関する協定
(株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞大阪本社、社団法人共同通信社、
株式会社京都新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、株式会社中日新聞社、
株式会社日刊工業新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社毎日新聞) …… (参考26 (1))
(朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、
株式会社毎日放送、読賣テレビ放送株式会社) …… (参考26 (2))
- 4 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定
(ワタミ株式会社) …… (参考27 (1))
(株式会社ローソン等) …… (参考27 (2))
- 5 災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定
(株式会社ファミリーマート) …… (参考28)
- 6 災害救助に必要な物資の調達に関する協定
(合同会社西友 (旧; 株式会社西友)) …… (参考29 (2))
(株式会社平和堂) …… (参考29 (3))
(イオンリテール株式会社イオン近江八幡店 (旧; 株式会社ニチイ近江八幡サティ))
…………… (参考29 (4))
(イオンリテール株式会社東近畿カンパニー (旧; ジャスコ株式会社近畿
カンパニー)) …… (参考29 (5))
(株式会社近鉄百貨店草津店 (旧; 株式会社草津近鉄百貨店))
…………… (参考29(6))
(ユニー株式会社 (旧; 株式会社ユーストア)) …… (参考29 (7))
(NPO法人コメリ災害対策センター) …… (参考29 (8))
(株式会社ローソン) …… (参考29 (9))
(株式会社セブシーイレブン・ジャパン) …… (参考29 (10))
(富士産業株式会社) …… (参考29 (11))
- 7 災害時における飲料の提供協力に関する協定
(コカ・コーラウエスト株式会社 (旧; 三笠コカ・コーラボトリング株式会社))
…………… (参考30 (1))
- 8 災害時における飲料の提供協力に関する協定運用要領
(コカ・コーラウエスト株式会社 (旧; 三笠コカ・コーラボトリング株式会社))
…………… (参考30 (2))
- 9 災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定 (株式会社ノエビア) …… (参考31 (1))
- 10 災害時におけるヘリコプターの応援に関する実施要領 (株式会社ノエビア) …… (参考31 (2))
- 11 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定
(朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社) …… (参考32 (1))
- 12 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する細目協定
(朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社) …… (参考32 (2))
- 13 災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定
(近江トラベル株式会社 (旧; 株式会社オーミマリン)) …… (参考35 (2))
- 14 災害時の医療救護活動に関する協定 (県内災害拠点病院) …… (参考37)

- 15 災害時における医薬品等の供給に関する協定
 (滋賀県医薬品卸協会) (参考38)
- 16 災害時における医療ガス等の供給に関する協定
 (有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会近畿地域本部滋賀県支部) (参考39)
- 17 災害時における医療機器等の供給に関する協定 (京都医療機器協会) (参考40)
- 18 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 (社団法人プレハブ建築協会) (参考41)
- 19 災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定
 (社団法人全日本不動産協会滋賀県本部) (参考42 (1))
 (社団法人滋賀県宅地建物取引業協会) (参考42 (2))
- 20 無償団体救援協定 (災害一般廃棄物の収集運搬)
 (滋賀県環境整備事業協同組合) (参考43 (1))
 (湖北環境協同組合) (参考43 (2))
- 21 災害時における被災者に対する旅館・ホテルの入浴施設の提供に関する協定書
 (滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合) (参考44)
- 22 災害時におけるサービス業務の提供に関する協定書
 (滋賀県理容生活衛生同業組合) (参考 45 (1))
 (滋賀県美容業生活衛生同業組合) (参考 45 (2))
- 23 災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定書
 (ドライアイスメーカー会、全日本ドライアイスディーラー会) (参考 46)
- 24 災害時における棺および葬祭用品の供給等に関する協定書
 (全日本冠婚葬祭互助協会) (参考47)
- 25 災害時における応急救援活動への応援に関する協定
 (社団法人滋賀県建設業協会) (参考48 (1))
- 26 災害時における応急救援活動への応援に関する細目協定
 (社団法人滋賀県建設業協会) (参考48 (2))
- 27 災害時における応急救援活動への応援に関する協定
 (社団法人滋賀県造園協会) (参考48 (3))
- 28 災害時における応急救援活動への応援に関する協定実施細目
 (社団法人滋賀県造園協会) (参考48 (4))
- 29 災害時における応急救援活動への応援に関する協定
 (社団法人滋賀県電業協会) (参考48 (5))
- 30 災害時における応急救援活動への応援に関する協定実施細目
 (社団法人滋賀県電業協会) (参考48 (6))
- 31 災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定
 (社団法人滋賀県警備業協会) (参考49 (1))
- 32 災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定細目
 (社団法人滋賀県警備業協会) (参考49 (2))
- 33 災害時における災害救助犬の出動に関する協定
 (特定非営利活動法人日本レスキュー協会) (参考50 (1))
- 34 災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目
 (特定非営利活動法人日本レスキュー協会) (参考50 (2))
- 35 緊急事態における隊友会の支援に関する基本協定
 (社団法人隊友会滋賀県隊友会) (参考51)
- 36 災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定
 (社団法人滋賀県測量設計技術協会) (参考 52)
- 37 地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定
 (社団法人滋賀県下水道管路維持協会) (参考53)
- 38 災害時における水道施設の応急復旧の応援協定
 (社団法人滋賀県管工事業協同組合連合会) (参考54)

第4節 自衛隊災害派遣計画

(防災危機管理局、自衛隊)

第1. 計画方針

地震時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図ることを目的とする。

第2. 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命および財産の保護のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、概ね次による。

[災害派遣要請の範囲]

項	目	活 動 内 容
1	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
2	避難の援助	避難者の誘導、輸送等（避難命令が発令された場合）
3	遭難者等の搜索、救助	行方不明者、負傷者等の搜索、救助 (ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)
4	水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込みおよび運搬
5	消防活動	利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力
6	道路または水路等交通路上の障害物の除去	施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等
7	応急医療、救護および防疫	被災者の応急診療、大規模な伝染病等の発生に伴う応急衛生等 (薬剤等については、市町準備)
8	通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
9	人員および物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送
10	炊飯および給水支援	被災者への炊飯、給水支援
11	救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付および譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令1号）による
12	危険物の保安および除去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置および除去
13	その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第3. 災害派遣要請

1. 災害派遣要請者および要請先

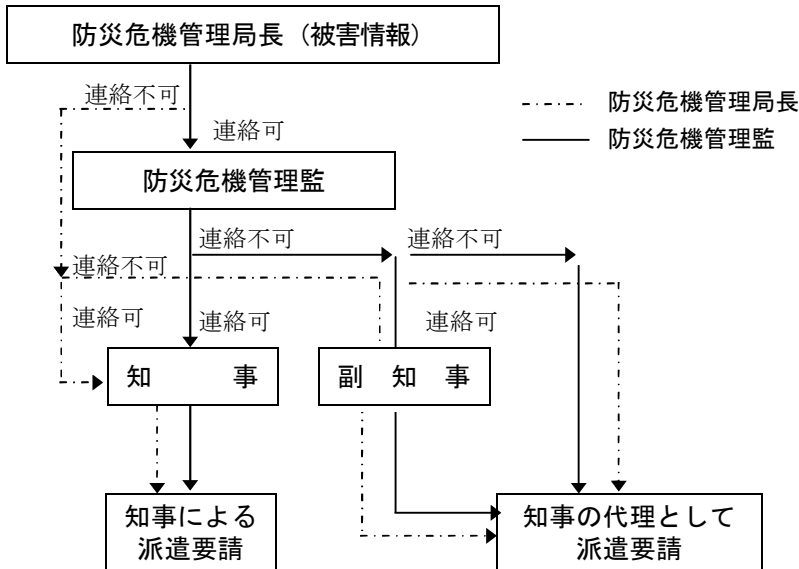
(1) 要請者

知事が自衛隊の災害派遣要請を行う。

ただし、事故等何らかの理由によって、知事と連絡が取れない場合には、次の役職者に○囲みの数字で示した優先順位に従って知事の代理として決裁を受け自衛隊への災害派遣要請を行う。

①副知事、②防災危機管理監、③防災危機管理局長、④防災危機管理局副局長

[災害派遣要請者]



(2) 要請先

陸上自衛隊今津駐屯地司令である第3戦車大隊を優先として、次により要請する。

優先順	自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話等
1	今津駐屯地司令である第3戦車大隊長（以下「第3戦車大隊長（今津駐屯地司令）」という。） （窓口：第3係）	滋賀県高島市 今津町平郷	NTT：0740-22-2581 （内線：235・236） 防災無線：171 INS：0740-22-8048 自衛隊防災用携帯電話： 090-4030-1119
2	大津駐屯地司令である中部方面混成団長（以下「中部方面混成団長（大津駐屯地司令）」という。） （窓口：訓練科）	滋賀県大津市 際川 1-1-1	NTT：077-523-0034 （内線：230・232） 防災無線：100-862

2. 災害派遣要請の手続

(1) 一般災害派遣要請の場合

ア. 知事（防災危機管理局）は、自衛隊の災害派遣について文書または電話等で要請する。ただし、緊急を要し、電話等で要請した場合は事後速やかに文書を送達するものとする。

イ. 要請する場合は次の事項を明らかにする。

[派遣要請時に明らかにすべき事項]

- (ア) 災害の状況および派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域および活動内容
- (エ) 要請責任者の役職、氏名
- (オ) 特殊携行装備または作業の種類
- (カ) 派遣地への最適経路
- (キ) 連絡場所、現場責任者氏名、標識または誘導地点等
- (ク) その他参考となるべき事項

(ア) - (ウ) : 必須事項

ウ、災害派遣の要請は、第3戦車大隊第3係を窓口として第3戦車大隊長（今津駐屯地司令）へ行う。

(2) 航空機による緊急の人命救助等の要請の場合

知事は次に掲げる内容を明らかにして第3戦車大隊長（今津駐屯地司令）に電話等で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

[航空機による緊急の人命救助等を要請する際に明らかにすべき事項]

区 分	派遣要請時に明らかにすべき事項
ア. 災害の一般状況	(ア) 災害発生の日時 (イ) 種類 (ウ) 場所 (エ) 原因 (オ) 被害状況（人命に関するものは特に症状、病名を明らかにする。）
イ. 特別救護要請 (情報通報のときは除く。)	(ア) 要請者 (イ) 要請内容 a. 事由（目的） b. 派遣希望時期または期間 c. 派遣を希望する人員、航空機等の概要 d. 派遣を希望する場所または区域および活動内容 （輸送の場合は、目的地および連絡先を明示） e. 患者の付添、医者の有無その他参考となる事項
ウ. 気象情報	(ア) 災害発生現場の気象状況
エ. 他の機関の活動状況	(ア) 防災ヘリコプター等の活動状況 (イ) 防災ヘリコプター等との現場での協力方法

(3) 災害が特に緊急かつ突発的で、要請権者の要請を待っては、時期を失すると認められる場合は警察、消防機関等一般の救難機関からの災害情報の通知により、または別に通知のなかった場合においても自衛隊の部隊等の独自の判断により部隊等を派遣することがある。

ただし、この場合には、自衛隊の派遣状況について速やかに知事（防災危機管理局）に連絡する。

3. 地震時の初期の被害情報の収集

(1) 気象庁、他部隊等から震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生地域の近隣の対象部隊の長は速やかに航空機等により地震の発生地域やその周辺について目視、撮影等による情報収集を行う。

(2) 県本部は自衛隊に対し収集した情報の提供を求めるとともに、必要に応じ速やかに自衛隊は収集した情報を県本部に伝授するものとする。

【大津市域を除く県内で震度7程度の地震が発生した場合】

4. 大津市域を除く県内で震度7程度の地震が発生した場合の災害派遣要請

この場合、その地域を中心に甚大な被害が予想されるため、県職員が登庁時に知り得た情報をもとに直ちに自衛隊に派遣要請を行う。

その際、災害の概要程度しか把握できないことが予想されるため次の方法により災害派遣要請を行い、その後、情報が入り次第所定の方法で追加要請を行うものとする。

(1) 知事は、防災行政無線により派遣要請を行う。事後、文書を送達する。

(2) 災害派遣要請時に明らかにする内容

- ア. 被害が発生していると予想される地域
- イ. その時点で知り得る各地の震度
- ウ. 今後の連絡方法
- エ. その他参考となる事項

(3) 要請する内容

- ア. 被害状況の把握
- イ. 救急救助および消火

【大津市域で震度7程度の地震が発生した場合】

5. 大津市域で震度7程度の地震が発生した場合の災害派遣要請

県庁舎が甚大な被害を受けていない場合、4と同様の対応を実施する。

県庁舎の被害が甚大な場合、知事は直ちに、自衛隊に災害派遣要請を行う。この場合、要請のための情報が限られるため、次の方法により要請を行い、その後、体制整備、情報収集の状況により随時追加要請を行うものとする。

(1) 知事は、防災行政無線により派遣要請を行う。ただし、防災行政無線が使用できない場合には、携帯電話等の手段を用いるものとする。

(2) 災害派遣要請時に明らかにする内容

- ア. 大津市域の被災状況（把握できる範囲）
- イ. 県本部の設置場所
- ウ. 今後の連絡方法

(3) 要請する内容

- ア. 被害状況の把握
- イ. 臨時県本部への必要人員の輸送

6. 要請文書のあて先

自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話等
今津駐屯地司令である第3戦車大隊長（以下「第3戦車大隊長（今津駐屯地司令）」という。） (窓口:第3係)	滋賀県高島市 今津町平郷	NTT:0740-22-2581 (内線:235・236) 防災無線:171 INS:0740-22-8048

第4. 災害派遣要請の要求

1. 知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市町長および警察本部長とする。

2. 市町長および警察本部長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、文書または電話等で行う。ただし、緊急を要し、電話等の場合は防災危機管理局に依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。

市町長が知事に自衛隊災害派遣要請を求めたときは、その旨およびその市町域に係る災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に通知することができる。

また、通信途絶等により市町長および警察本部長が知事へ要求ができない場合は、その旨および災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に直接通知することができる。

通知を受けた防衛大臣またはその指定する者は、特に緊急を要し知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、直接自衛隊等を派遣することができる。

3. 知事に対して自衛隊災害派遣要請を要求する場合の手続は次の通りである。

[自衛隊災害派遣要請を要求する場合の手続]

(1) 依頼先 防災危機管理局
(2) 文書提出部数 3部
(3) 記載事項 ア. 災害の状況および派遣を要請する理由 イ. 派遣を希望する期間 ウ. 派遣を希望する区域および活動内容 エ. 受入れ場所等 オ. その他参考となるべき事項

ア-ウ:必須事項

(注) 特別救難に関するものは第3の2の(2)のイに示す内容とする。

第5. 自衛隊との連絡

1. 情報の交換

防災危機管理局長は、地震が発生した場合は、被害情報、県の体制等各種情報を迅速に自衛隊（第3戦車大隊第3係）に提供するとともに、両者は必要に応じ情報の交換を行うものとする。

第3戦車大隊第3係は、上記で得た情報を関係部隊に通知する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は、警戒本部、災害対策本部が自動設置されるため、防災危機管理局長は、体制が立ち上がった段階で、第3戦車大隊第3係に県の体制について連絡するとともに、両者のその後の連絡方法について確認する。

地震が発生した場合でも、被害情報等から自衛隊の派遣要請の必要がない場合は、その旨を第3戦車大隊第3係に速やかに連絡する。

2. 連絡班の派遣依頼

防災危機管理局長は、震度6弱以上の地震が発生した場合、またはそれ以下の地震でも大きな被害が確認できた場合は、甚大な被害が予想されるため、第3戦車大隊長（今津駐屯地司令）に対し、県本部への連絡班の派遣を依頼し、自衛隊派遣要請の接受およびこれに伴う措置の迅速化を図る。

3. 連絡班の派遣

第3戦車大隊長（今津駐屯地司令）は、上記の地震が発生した場合、連絡班派遣の準備を行うとともに、被害の状況により、県本部からの依頼が困難と判断できる場合は、自らの判断で県本部（防災危機管理局）へ連絡班の派遣を行い、その旨を事後速やかに県本部に連絡する。

また、連絡班の派遣要請を受けた場合、県本部等必要な機関に連絡班を派遣する。

第6. 災害派遣部隊の受入れ体制

1. 地方公共団体等間における相互協力

県本部、市町本部、警察、消防機関等は相互に派遣部隊の移動、現地進入および災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

2. 任務分担

(1) 県本部

自衛隊の活動との連絡調整に関する現場責任者を現地に派遣し、市町本部と自衛隊間の折衝および調整を行う。

(2) 県警察本部

警察は、緊急交通路を確保する等して派遣部隊車両の通行が迅速、円滑に行われるよう努める。なお、警察官がその場にはない時に限り、災害派遣された自衛官が自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件等の移動等の措置を行うことができる。

(3) 県本部および派遣を要請した市町本部

ア. 事前準備

自衛隊の活動については、その活動の内容からかなりの車両、人員等の現地への進入が予想される

ため、市町長は、平常時から次の事項について計画を定めておく。

- (ア) 市町庁舎内での自衛隊用本部事務室
- (イ) 自衛隊が集結できる空地の確保（宿舎、資材置場、炊事場、駐車場として利用できる空地）
（地震発生時、住民の避難場所となる場所を除いて選定しておくこと）
- (ウ) 臨時ヘリポートの確保
（地震による地盤被害や（イ）で示した避難場所等を考慮して、少なくとも各市町に1か所は複数機が発着できる空地を確保しておくこと。）

イ. 地震発生時の準備

県本部および市町本部は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

- (ア) 本部事務室
- (イ) 宿舎
- (ウ) 資材置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (エ) 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- (オ) ヘリコプター発着場（二方向に障害物のない広場）

3. 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

県本部長および市町本部長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

この場合、県本部は市町本部と地方本部、現地本部等との協力体制が迅速に図れるよう配慮するとともに、合同本部連絡会議を必要に応じて開催し、自衛隊追加要請等の手続が迅速に行われるよう努める。

4. 作業計画および資材等の準備

県本部長および市町本部長は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するにあたってはなるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

[計画作成の内容]

(1) 作業箇所および作業内容
(2) 作業の優先順位
(3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
(4) 部隊との連絡責任者、連絡方法および連絡場所
(5) 合同本部現地連絡会議の開催方法（現地本部が担当する）

5. 自衛隊との連絡窓口一本化

市町本部は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう、連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

第7. 災害派遣部隊の活動範囲

区 分	活 動 範 囲
即時および応急救援活動 （災害発生直後、人命救助第一義として即時に行う救助活動）	1. 偵察、連絡活動 空・地よりの偵察、連絡、被害状況の把握および情報の提供 2. 救出、救助、避難支援等 被災者の捜索救助および避難路の啓開輸送、応急救護、空・地よりの避難誘導支援 3. 緊急輸送 患者および人命救助に必要な人員、物資等を車両・航空機により輸送 4. 消火活動 利用可能な消防車、消・防火用具による消防機関への協力 5. 資料提出および広報活動 県本部、関係機関への資料の提出および空・地よりの立体的広報協力 6. 危険物の保安および除去 火薬類・爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置および除去

<p>組織的救援活動 (即時および応急救援活動に引き続き被害状況の概要が判明し派遣部隊の主力をもってする組織化された救助活動)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木活動 道路、水路の応急啓開作業 2. 水防活動 堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業 3. 架橋活動 応急橋りょうの構築 4. 通信支援 自衛隊の通信連絡に支障のない限度において各種有・無線活動支援 5. 医療、救護活動 応急医療、防疫活動および医具、血液薬品等の輸送 6. 炊飯および給水支援 被災地、避難地における炊飯・給水支援 7. 救援物資の無償貸付または譲与 「防衛省の管理に属する物品の無償貸付および譲与等に関する総理府令」(昭和37年総理府令第1号)による。 ただし、譲与は、県本部、市町本部、その他の公共機関の救助が受けられず当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。
<p>そ の 他</p>	<p>要請に基づき自衛隊の能力で処置が可能なものについて所要の活動を行う。</p>

第8. 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

1. 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料および修繕費
2. 派遣部隊の船舶による湖上輸送等の経費
3. 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上料
4. 派遣部隊の宿営および救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
5. 派遣部隊の救援活動実施の際生じた(自衛隊装備に係るものを除く。)損害の補償
6. その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市町長が協議するものとする。

第9. 災害派遣担任区分

1. 災害基礎資料の調査および収集担任(滋賀隊区駐屯部隊)

県 担 任	部 隊	担 任 地 域
第3戦車大隊長 (今津駐屯地司令)	第 3 戦 車 大 隊	全 域

2. 初動担当(即時および応急救援部隊)

県 担 任	部 隊 名 (指揮下部隊)	所 在 地	主 要 活 動 内 容
第3戦車大隊長 (今津駐屯地司令)	今津駐屯部隊 (近傍災害の時は第10戦車大隊を含む。)	今 津	即時および応急救援活動、同救援活動の増援または支援 (駐屯地周辺の即時救援活動)

3. 増援部隊

第1次緊急増援部隊は、第3戦車大隊長の要請による第3師団、中部方面隊の所要の部隊、第2次増援部隊は第3師団長の要請による中部方面隊の所要の部隊、第3次増援部隊は、他方面隊の所要の部隊(状況により、海上、航空自衛隊の増援を受ける場合もある。)

第 10. 災害派遣部隊の活動要領

1. 災害に対する準備措置
 - (1) 防災関係資料の基礎調査の実施
 - (2) 災害派遣に関して必要な事項についての連絡調整
 - (3) 災害派遣計画の作成
 - (4) 防災に関する教育訓練の実施
 - (5) 防災関係資器材等の整備、点検、特に梅雨期、台風期その他災害多発期前の点検
 - (6) 県より貸与されている防災関係資器材等の点検、整備
2. 地震時における措置
 - (1) 災害派遣初動の準備
 - ア. 災害発生が予測される場合
 - (ア) 情報収集を強化するとともに待機勢力を指定および増加し、資器材の準備等を実施し、災害派遣に備えて態勢強化を図る。
 - (イ) 連絡員を県本部に派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡調整を図る。
 - イ. 県下で震度 5 弱以上の地震発生との情報を得た場合
 - (ア) 速やかに県庁（警戒本部、災害対策本部）または被害発生が予想される市町に連絡員を派遣する。
 - (イ) 最大派遣可能人員をもって速やかに派遣準備の完了を図る。
 - (ウ) 増援部隊の派遣要請等を準備する。
 - (2) 情報の収集等
必要に応じて被害予想地区の事前偵察を行う。
 - (3) 地震情報および警報の伝達に対する協力
地震情報および警報の伝達について、彦根地方气象台、警察、消防等の関係機関から依頼があったときは、部隊の能力に応じて協力する。
 - (4) 出動時における県警察本部への協力要請
出動時に際しては、県警察本部へ派遣部隊が優先通行できるよう要請する。
 - (5) 災害派遣時に実施する救援活動
災害派遣時に実施する具体的内容は、被害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次を基準とする。
 - ア. 被害状況の把握
 - イ. 人命救助等
 - ウ. 避難の援助
 - エ. 遭難者等の捜索救助
 - オ. 水防活動
 - カ. 消防活動
 - キ. 道路または水路の啓開
 - ク. 応急医療、救護および防疫
 - ケ. 人員および物資の緊急輸送
 - コ. 炊飯および給水
 - サ. 救援物資の無償貸与または譲与
 - シ. 危険物の保安および除去
 - ス. 通信支援

【大津市域を除く県内で震度 7 程度の地震が発生した場合】

- (6) 直ちに連絡班を県本部および最も被害が大きいと予想される地域の地方本部に派遣するとともに、被災状況把握にかかる準備を整える。

【大津市域で震度 7 程度の地震が発生した場合】

- (7) 陸上自衛隊中部方面混成団長（大津駐屯地司令）は、直ちに連絡班を県庁に派遣し県本部の設置状況を確認する。
また、県本部が災害派遣要請を行えない事態が想定されるため、第 3 戦車大隊長（今津駐屯地司令）は、大津駐屯地からの情報をもとに自主的派遣の実施を検討する。

第5節 消防計画（防災危機管理局）

第1. 計画方針

市町は、地震発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとし、県本部は市町本部の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

第2. 応急対策計画

1. 県本部

(1) 県内で地震が発生した場合次の活動を行う。

- ア. 県本部長は、必要に応じて、市町本部または消防機関に対し、消防相互の応援、その他災害の防御措置に関し、必要な指示を行う。
- イ. 大規模火災等が発生し、または延焼拡大の恐れがある場合は、県防災ヘリコプターを出動させ、直ちに上空からの状況把握を行う。
- ウ. 林野火災等が発生し、市町からの要請がある場合は、県防災ヘリコプターにより迅速な措置を講じる。
- エ. 火災の拡大等、県内の市町の消防力をもって対処できないことが想定される場合、または、市町から要請がある場合は、県本部長は、消防庁長官に対し、他府県の消防機関の応援を要請するとともに、応援主管府県等との連絡調整を行う。

【大津市域を除く県内で震度7程度の地震が発生した場合】

(2) 大規模火災の発生が想定されるため、県職員が登庁時に知り得た情報をもとに、県本部長は市町本部または消防機関に対し消防相互の応援を実施するよう指示するとともに他府県の消防機関の応援を消防庁長官に要請する。この場合は、災害の概要程度しか把握できないことが予想されるため次の方法により応援要請を行い、その後、情報が入り次第所定の方法で追加要請を行うものとする。

- ア. 県本部長は、電話等の手段を用いて応援要請を行う。
(市町本部に対しては防災行政無線)
- イ. 応援要請時に明らかにする内容
 - (ア) 被害が発生していると予想される地域
 - (イ) その時点で知り得る各地の震度
 - (ウ) 今後の連絡方法
 - (エ) その他参考となる事項
- ウ. 要請する内容
 - (ア) 消火および救急救助活動

【大津市域で震度7程度の地震が発生した場合】

(3) 県庁舎が甚大な被害を受けていない場合、(2)と同様の対応を実施する。

県庁舎の被害が甚大な場合、県本部長は直ちに、市町本部長または消防機関に対し、消防相互の応援を実施するよう指示すると共に他府県の消防機関の応援を消防庁長官に要請する。この場合、要請のための情報が限られるため次の方法により要請を行い、その後、体制整備、情報収集の状況により随時追加要請を行うものとする。

- ア. 県本部長は、電話等により応援要請を行う。(市町本部長に対しては防災行政無線)ただし、それらの通信手段が使用できない場合は携帯電話等の手段を用いるものとする。
- イ. 応援要請時に明らかにする内容
 - (ア) 大津市およびその他県内の被災状況(把握できる範囲)
 - (イ) 県本部の設置場所
 - (ウ) 今後の連絡方法
 - (エ) その他参照とする事項
- ウ. 要請する内容
 - (ア) 消火および救急救助活動

2. 市町本部

それぞれの管轄する地域内で地震が発生した場合、市町本部は必要に応じて次の活動を行う。

- (1) 大規模な地震が発生した場合には、各消防機関は初期の消防活動を開始する。そのために消防職(団)員の初動体制や初期の消防活動の実実施計画等についてあらかじめ定めておくこととする。
- (2) 地震発生後には、迅速に出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を行う。そのために広報の要領、広報班の編成等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 地震発生後は、望楼、ビル等の高所見張、巡回等により火災を早期に発見し、初期消火に努めるとともに火災の拡大防止を図る。
- (4) 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握するための情報収集活動を行う。
- (5) 大地震時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、消火活動の重点地域を定める。
- (6) 道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。
- (7) 木造建物の密集地などの、火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積、貯蔵地域、および避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。
- (8) 地震時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等を効果的に利用する。特に琵琶湖水を利用できる地域においてはあらかじめ設定された取水地点や幹線道路を横断させるための経路などを使用し、消防活動を行う。
- (9) 消防機関は、地震という特殊な災害を想定した相互応援協定を締結するなど、平常時から消防機関相互の応援協力体制を強化し、地震時の消防活動において互いに緊密な連携を図る。
- (10) 消防吏員は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が消防機関の応急対策の実施に支障が生じている場合で警察官がその場にいないときに限り、当該車両その他の物件の移動等の措置を命じ、または自ら措置することができる。
- (11) 林野火災等が発生し、応援要請の必要があると認められる場合は、県本部に対し、県防災ヘリコプターの出動を要請する。

3. 地域住民

地域住民は自らが居住する地域において地震が発生した場合、次の活動を行う。

[地域住民の行うべき活動]

- (1) 地震発生時、地域住民は早急にストーブを消す、ガスの元栓を閉める等の出火防止活動を行い、できる限り火災発生防止に努めることとする。
- (2) 地震発生時、住民は近隣地域における火災に対して地域住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。このため、平常時から自主防災組織において訓練を行うほか、可搬式ポンプ等の消火機材の備蓄に努めることとする。

4. 応援要請に関する計画

地震時における県下の消防本部・消防団、他府県消防隊の応援要請(消防組織法第44条)の必要が見込まれる場合は、次により行う。

(1) 県内における相互応援について

被災地市町(消防の事務を共同処理する一部事務組合を含む)の消防力および消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力によっても、的確な対応が困難な場合は、「滋賀県広域消防相互応援協定」および「滋賀県広域消防相互応援基本計画」、「滋賀県下消防団広域相互応援協定」により相互応援を行う。

ア. 滋賀県広域消防相互応援協定による応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。

(事後、速やかに文書提出)

- (ア) 災害の発生場所および概要
- (イ) 必要とする人員、車両および資機材
- (ウ) 集結場所、活動内容および連絡担当者
- (エ) その他必要事項

イ. 滋賀県下消防団広域相互応援協定による応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。

(事後、速やかに文書提出)

- (ア) 災害の発生場所および概要
- (イ) 必要とする人員、車両等
- (ウ) 集結場所、活動内容および連絡責任者

(エ) その他必要事項

(2) 他都道府県消防隊の応援要請（消防組織法第44条、滋賀県緊急消防援助隊受援計画）

ア. 市町本部長は、緊急消防援助隊等他都道府県の応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして県本部に要請する。（後日文書提出）

(ア) 火災の状況および応援要請の理由

(イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

(ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員

(エ) 市町への進入経路および集結（待機）場所

イ. 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、県本部長は、「滋賀県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受け入れ体制を整える。また、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け受け入れ体制を整えておく。

(ア) 応援消防隊への地理情報の提供

（消火栓、利用可能な自然水利等を掲載した消防マップの提供）

(イ) 消防活動の指揮本部の確立（応援メンバーも常駐）

(ウ) 応援消防隊の人員、器材数、指導者等の確認

(エ) 応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配

(オ) 応援消防隊に対する給食等の手配

ウ. 消防庁長官への要請

県本部長は、市町本部長から他府県の応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、速やかに消防庁長官に応援要請するものとし、その結果を直ちに応援要請を行った市町長もしくは被災地の市町長に連絡する。

(3) 消防応援活動調整本部の設置（滋賀県緊急消防援助隊受援計画）

県内に災害発生市町が2以上あるときは、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。

[参照]

- ・滋賀県広域消防相互応援協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 17）
- ・滋賀県下消防団広域相互応援協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 18）
- ・滋賀県緊急消防援助隊受援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 60）
- ・滋賀県ヘリコプター受援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 62）

第6節 救急救助および医療救護計画

第1. 計画方針

地震が発生した場合、初動的段階においては、倒壊家屋等の生き埋めになる被災者や救命措置を要する傷病者が多数発生することが想定されるため、それらに対する救急救助および医療救護に関する応急対策を実施する。また、地震発生から数日が経過すると被災地においては衛生状態や生活環境が悪化し、健康状態の悪化に対する処置を要する患者が多数発生することが想定される。それに対する対策を明らかにし、被災者の健康状態の維持に万全を期する。さらに、死亡者の死体を適切に処理するための体制を整備する。

第2. 救急救助計画（防災危機管理局）

大地震が発生した場合には広域的あるいは局地的に多くの被災者が倒壊家屋等に生き埋めになることや火災による負傷者が多数発生することが想定されるため、県本部および市町本部は、地域住民の他、関係機関（自衛隊、日本赤十字社滋賀県支部等）との協力および受け入体制を確保しつつ、迅速かつ的確な救急救助活動にあたる。そのために消防署、消防団器具置場、警察署、交番、町内会集会所等に救急救助資器材の備蓄を行う他、消防団員、住民等に対する救急・救助訓練を行い、自主防災体制の強化に努める。

1. 応援要請

県本部は、県下で地震が発生した場合、被害の状況を検討の上、必要に応じて応援主管府県や自衛隊等に対して応援要請を行う。

2. 資器材の確保

- (1) 市町は、平素から消防署、消防団器具置場、町内会集会所等に救急救助資器材を備蓄するものとする。
- (2) 市町本部は、地震が発生した場合、救助活動を実施するために、地域の建設事業者から、迅速に重機およびその操作に従事する要員を調達する。そのために、県は平常時から滋賀県建設業協会との間で協定を締結し、迅速な応急体制を確保する。

3. 実施計画

倒壊した家屋に生き埋めになった被災者の救急救助においては、時間の経過とともに救命率が急速に低下するために迅速な対応を行う。

- (1) 被災直後においては地域の消防機関、警察等が救助活動を行う。また、地域の自主防災組織がそれら機関の救助活動に協力するほか、自主的な救助活動を行う。そのため市町は平素から自主防災組織の育成に努め、訓練を実施するものとする。
- (2) 消防、警察、自衛隊等の救助活動の担い手となる組織の体制が整った後は、それらの機関が救助活動を行うものとする。なお、救助活動の効率的実施のため、消防署員、警察官、市町職員、自衛官、医師等が緊密に連携を図るものとする。
- (3) 市町は、交通の途絶や山間、へき地など陸路からの臨場が困難な場合等で、緊急に負傷者の救出や避難者等を収容・搬送する必要がある場合は県防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの出動要請を含め、迅速な救急救助活動に努める。
- (4) 消防機関を中心として重傷者や重病者の救急活動を行う。また、被災直後においては、消防機関だけでは対応することができないことが考えられるために、自主防災組織等が救急活動に協力するものとする。

第3. 医療救護活動計画（健康推進課、医務業務課）

県本部ならびに市町本部、医療機関、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用いて、それぞれの局面に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示す。

第1フェーズ（発生から3時間以内）	：災害派遣医療チーム(DMAT)による災害現場の医療情報の収集と報告
第2フェーズ（3時間から3日以内）	：負傷者のトリアージ、応急処置、搬送および医療救護班の派遣。 特に24時間以内の活動が救われるべき命を救う重要な時間。
第3フェーズ（3日以降）	：保健活動

1. 第1フェーズ（発生から3時間以内）

(1) 情報の伝達

ア. 県は、消防本部、警察本部等からの災害発生情報に基づき、災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行う。

イ. 県は、災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請した場合、基幹災害医療セ

ンターおよび災害が発生した医療圏域の地方本部（医療班）に直ちに連絡する。

ウ．県から連絡をうけた地方本部（医療班）は、市町および救急告示病院等に直ちに連絡する。

エ．基幹災害医療センターは、県から得た情報を災害拠点病院および災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣した医療機関に連絡し、以後これらの医療機関との情報共有に努める。

オ．県は、医療機関に対して広域災害・救急医療情報システムに災害医療情報（受入可能患者数等）を入力するよう、同システムの一斉通報で要請する。

（2）災害派遣医療チーム（DMAT）の活動

ア．災害派遣医療チーム（DMAT）は、災害現場で消防、警察、自衛隊と相互の連携を図る現地合同調整所に入る。

イ．災害派遣医療チーム（DMAT）は、速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および基幹災害医療センターに報告するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。

（3）被災地外医療圏域の災害拠点病院等に対する派遣要請

ア．県は、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、災害現場の医療情報について収集した情報を広域災害・救急医療情報システムに随時入力するとともに、必要と認められる場合は、他の災害拠点病院等に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ．上記ア．で県から要請を受けた災害拠点病院等は、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣する。

2．第2フェーズ（3時間から3日以内）

（1）負傷者のトリアージ、応急処置および搬送

ア．災害派遣医療チーム（DMAT）は、現地救護所において、負傷者のトリアージおよび応急処置を行う。

イ．現地救護所から医療機関等へ患者を搬送する際には、患者の重症度別に、緊急治療が必要な重篤・重症患者は被災地内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は被災地内の救急告示病院に搬送する。

この場合、患者が多数発生し、被災地内の災害拠点病院では受入が困難な場合は、重篤・重症患者は被災地外の災害拠点病院、中等症患者は被災地外の救急告示病院に搬送する。

ウ．県は必要と認めた場合は、他府県に患者の受入要請を行い、他府県の災害拠点病院や救急告示病院に患者の重症度別に搬送する。

（2）医療救護班の派遣

ア．市町は、被災地内に所在する災害拠点病院、その他病院及び地元郡市医師会等の協力を得て、管内の医療救護所または医療機関に配置すべき医療救護班の派遣の要請を行う。

イ．市町単独では医療需要に見合う医療救護班の確保、派遣が困難な場合は、県に医療救護班の派遣要請を行う。

ウ．県は、市町から医療救護班の派遣要請を受けた場合、または自ら必要と認めた場合は災害拠点病院等各医療関係団体（独立行政法人国立病院機構近畿ブロック事務所、滋賀医科大学医学部附属病院、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、滋賀県歯科医師会、滋賀県薬剤師会、滋賀県看護協会）、他府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

エ．上記ウ．で要請を受けた各医療関係団体は、県からの派遣要請に基づき医療救護班を派遣する。

（3）地方本部（医療班）の活動

ア．地方本部（医療班）は、上記（2）エで派遣された医療救護班の派遣場所について調整を行う。

3．第3フェーズ（3日以降）

第11．保健衛生および防疫計画 2．保健活動による

4．災害派遣医療チーム（DMAT）

災害拠点病院等有する災害時の急性期に活動できる機動性を持ち、トレーニングを受けた医療チーム。速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および基幹災害医療センターに報告するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。

（1）派遣手順

県は、派遣要請基準に該当する災害が発生した場合、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

ただし、派遣要請基準に該当する災害が発生したにも関わらず、県からの派遣要請もなく、また県と連絡が取れない場合には、災害拠点病院は県からの要請を待たずに、消防と連携し情報交換のうえ、災害派遣医療チーム（DMAT）を災害現場に派遣する。

（2）派遣要請基準

ア．県内で発生した災害の場合

（ア）死者および負傷者等が多数生じ、または生じると予測される場合。

（イ）災害現場における医療需要が供給をはるかに上回ると判断される場合。

(ウ) 報道機関等からの情報やその他の情報により現地の医療救護活動が早期に必要と判断される大規模災害である場合。

(エ) その他派遣が必要と県が判断した場合。

イ. 県外で発生した災害の場合

他府県からの派遣要請があった場合。

(3) 災害派遣医療チーム(DMAT)の搬送

災害派遣医療チーム(DMAT)は、原則として医療機関が所有する緊急車両等により自ら災害現場へ赴く。

なお、医療機関自らが、現場へ赴くことが困難である場合は、県または市町に搬送手段の支援を求める。

(4) 現地合同調整所

災害派遣医療チーム(DMAT)は、消防、警察、自衛隊において設置された現地合同調整所において、それぞれの機関の助言を得ながら円滑に医療救護活動を行う。

また、災害現場での現地合同調整所において、医療の拠点も設置するよう検討が必要である。

(5) 災害派遣医療チーム(DMAT)の統括者

災害派遣医療チーム(DMAT)が災害現場に複数集まって活動にあたる場合、統括DMATの指揮、調整のもとに、互いに連携しながら災害現場での医療救護活動に従事する。

第4. 医療救護体制（健康推進課、医務業務課）

県本部は、速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、病院の被災状況を調査し、医療救護、助産救護活動が可能な医療機関を把握する。また、市町本部の協力要請を受けて必要に応じ、災害拠点病院等の医療機関に医療救護、助産救護班の派遣要請を行うものとする。

医療救護、助産救護班の派遣要請を受けた医療機関は、救護班を速やかに編成し救護所等指定場所で救護活動を行う。

1. 病院等（有床診療所を含む。）の被災状況等の把握

地方本部（医療班、健康福祉班）は市町本部と連携し、広域災害・救急医療情報システム、電話、防災無線、徒歩等あらゆる手段を用い、病院等の被災状況等を把握する。

(1) 医療、助産救護活動が可能な病院等の確認

ア. 重症および人工透析など継続治療を要する患者の受入可能限度の確認

(ア) 患者受入れにあたっての不足医療資器材および不足医療従事者（医師・看護師等）等

イ. 救護班の派遣体制の確認

(ア) 派遣可能救護班数

(イ) 派遣可能医療従事者数

(ウ) 救護活動に要する不足医薬品等医療資器材および不足医療従事者（医師・看護師等）等

(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機関が麻痺または低下している病院等の確認

ア. 簡易な修繕等により現状復旧可能な病院等

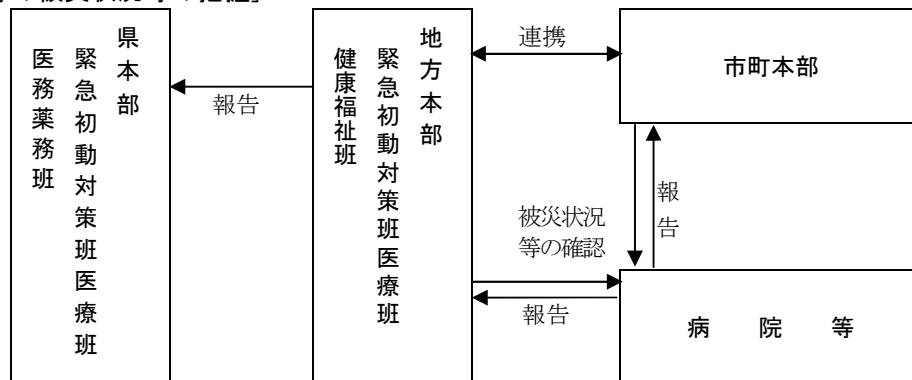
(ア) 重症および人工透析など継続治療を要する入院患者の実態確認（復旧までの一時搬送）

(イ) 原状復帰に要する修繕

イ. 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機関の回復の目処が立たない病院等）

(ア) 入院患者の実態

[病院等の被災状況等の把握]



2. 災害派遣医療チーム(DMAT)および医療、助産救護班の派遣と業務

県本部は、速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、市町本部

から医療、助産救護に関する協力要請があったとき、または医療、助産救護を必要と認めるときは、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、滋賀県歯科医師会、滋賀県薬剤師会、滋賀県看護協会、応援主管府県等の関係機関に医療、助産救護班の派遣を要請するものとする。

(1) 災害派遣医療チーム(DMAT)

災害派遣医療チーム(DMAT)は、災害拠点病院等が有する災害時の急性期に活動できる機動性を持ち、トレーニングを受けた医療チームであり、災害現場に赴き、速やかに災害現場の医療情報を収集し、県および 基幹災害医療センターに報告するとともに、災害現場において負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。

ア. 災害派遣医療チーム(DMAT)の業務

- (ア) 災害現場の医療情報の収集・報告
- (イ) 患者のトリアージおよび応急処置
- (ウ) 後方病院への搬送の可否および搬送先、搬送順位の決定
- (エ) その他状況に応じた処置

(2) 医療、助産救護班

医療、助産活動は、各医療機関が有する医療チームであり、原則として市町本部が設置する救護所において医療、助産活動を行う。

ア. 医療救護班の業務

- (ア) 傷病者に対する応急処置と軽易な患者に対する医療
- (イ) 後方病院への搬送の可否および搬送先、搬送順位の決定
- (ウ) 死体の検案と検視に伴う協力
- (エ) 死体の処理（縫合等）

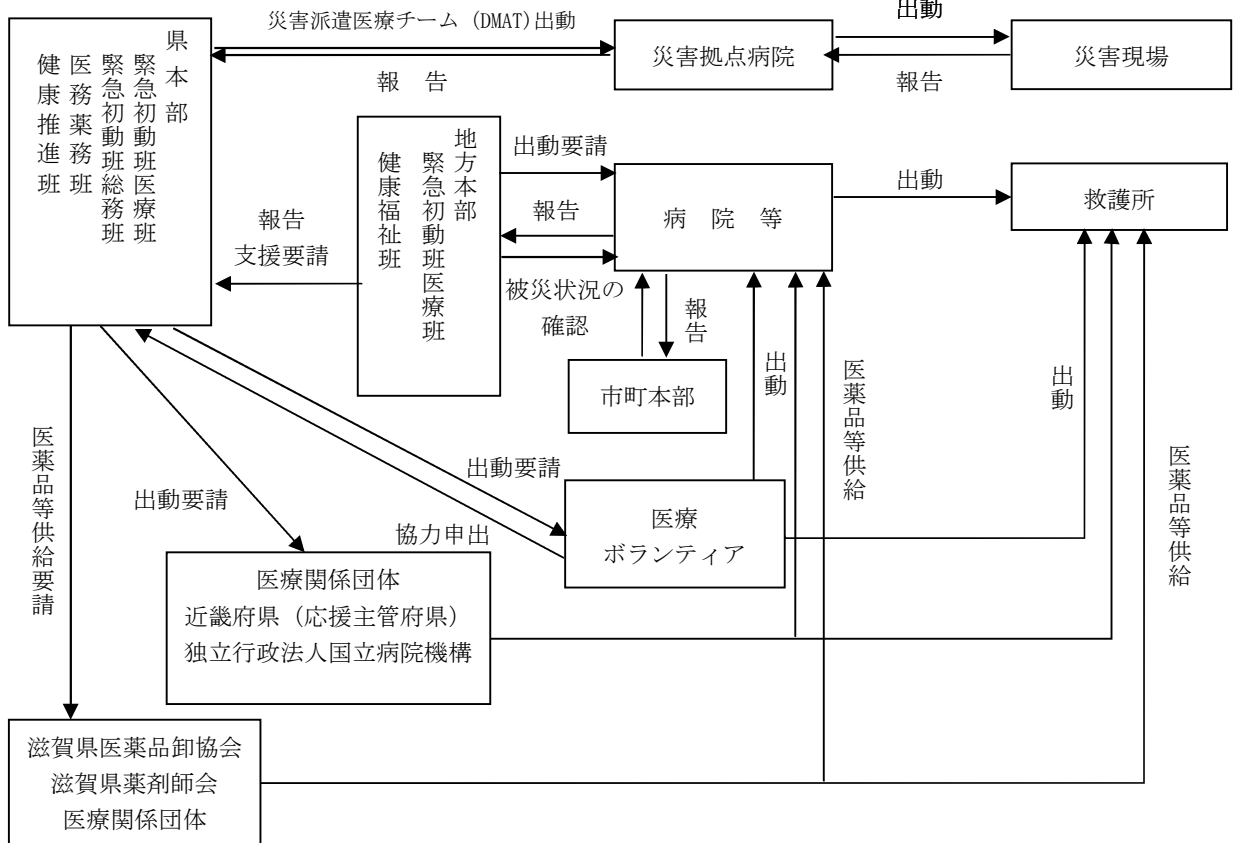
イ. 助産救護班の業務

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前後の処理
- (ウ) 衛生材料の支給

(3) 連絡調整

医療、助産救護等に関する指揮命令および連絡調整には、次図の体制をもって県本部、地方本部、市町本部があたるものとする。

【指揮命令および連絡調整】



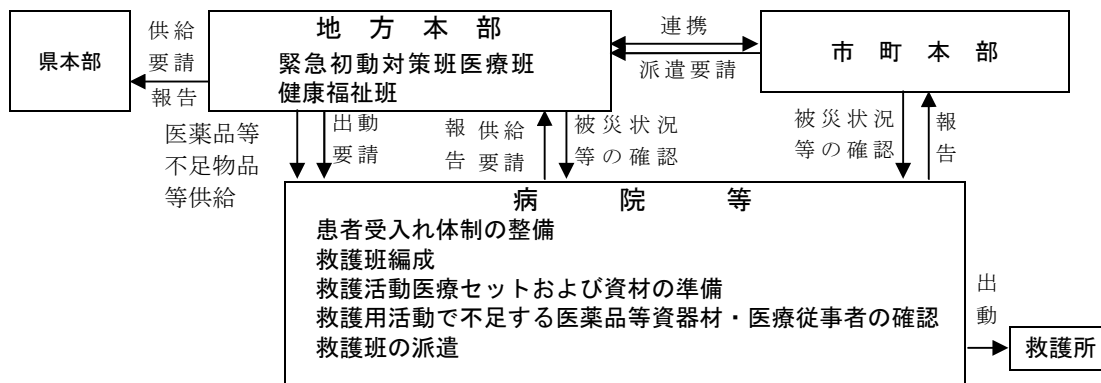
5. 医療機関の初動活動（健康推進課、医務薬務課）

病院等（有床診療所を含む。）は、院内の被害状況を把握、患者の受入れや救護班の派遣可能・不可能等の応需状況を的確に判断し、第4. 1. に基づく地方本部（健康福祉班）または市町本部の求めに応じ、報告を行うとともに、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行うものとする。

1. 医療、助産救護活動が可能な病院等

- (1) 重症および人工透析など継続治療を要する患者の受入れ体制を整備する。
- (2) 救護班を編成する。
- (3) 救護活動医療セットおよび資材を準備する。
- (4) 救護活動に当たって不足する医薬品等医療資器材および医療従事者を地方本部（保健所長）に供給要請する。
- (5) 地方本部（健康福祉班）の救護班派遣要請あるいは自らの判断により救護所での救護活動を行う。

[医療、助産救護活動が可能な病院等の応急対応]

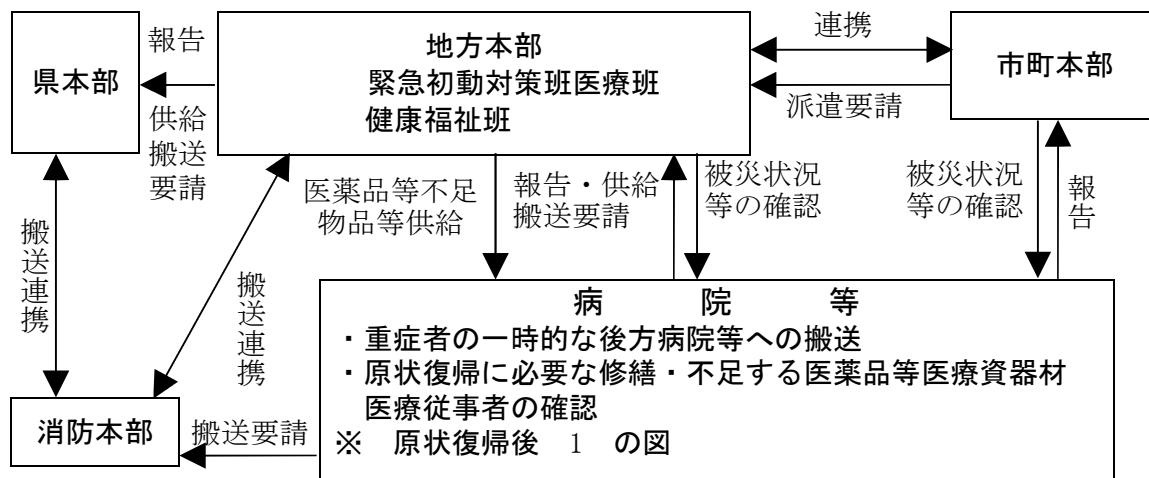


2. 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能が麻痺または低下している病院等

(1) 簡易な修繕等により原状復帰が可能な病院等

- ア. 重症および人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、消防本部、地方本部（健康福祉班）等に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は県本部に要請する。
- イ. 病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに不足する医薬品・衛生材料および医療資器材および医療従事者等を地方本部（健康福祉班）に供給要請する。
- ウ. 原状復帰後は地方本部（健康福祉班）に報告するとともに、上記1. の救護活動を行う。

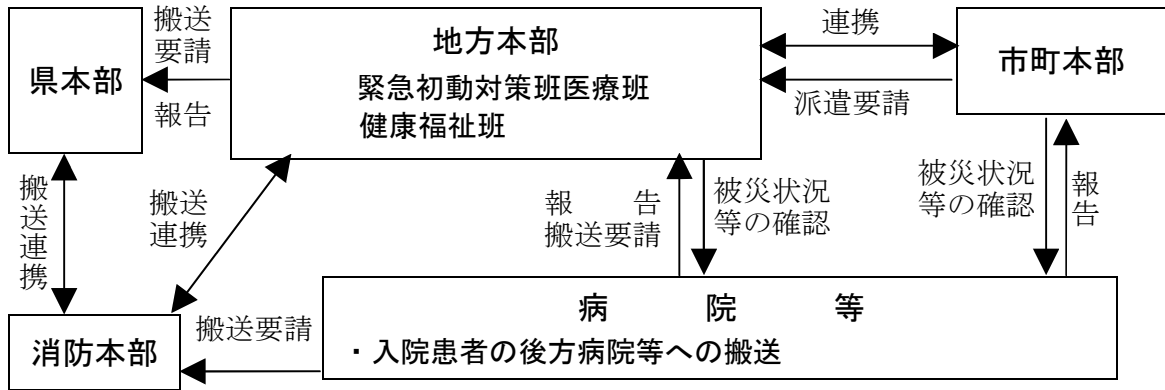
[簡易な修繕等により原状復帰可能な病院等の応急対応]



(2) 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目処がたない病院等）

ア. 入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、消防本部、地方本部（健康福祉班）に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は県本部に要請する。

[修繕等不可能な病院等の応急対応]



第6. 県立病院の医療救護計画（病院事業庁）

地震が発生した場合は、県本部の指示に基づき医療救護班の派遣等の医療救護活動を行う。

1. 医療救護活動

- (1) 県立病院3センターは、県本部の指示があったとき、または災害の状況によりセンター長が必要と認めるときは、医療救護班を出动させ救護活動を行う。
- (2) センター長は、県本部または地方本部と連絡をとり、災害の状況を把握して、医療救護班の緊急出动を指示して救護活動を行うものとする。
- (3) 緊急出动の指示を受けた医療救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、救護活動を行うものとする。
- (4) 重症患者の受入れ体制を整え、県本部、他医療機関等からの要請により患者の受入れを行う。

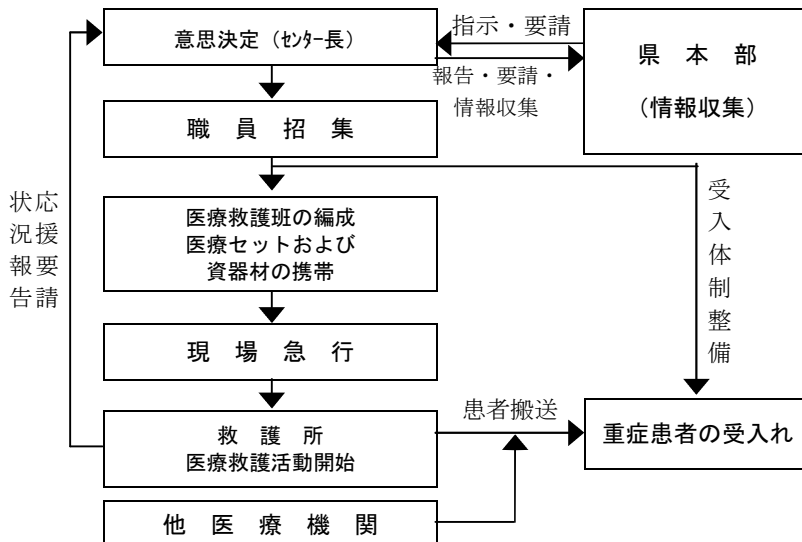
2. 医療救護体制

医療救護体制については、概ね次の通りとする。

[医療救護体制]

	班数	医師	看護師	事務(運転)	計
成人病センター	2	2	4	2	8
小児保健医療センター	1	1	2	1	4
精神医療センター	1	1	2	1	4
計	4	4	8	4	16

[県立病院の医療救護活動]



第7. 日本赤十字社医療救護計画（日本赤十字社）

地震が発生した場合は、知事との「災害救助法による災害救助等に関する委託契約書」の契約に基づき、医療、授産活動を行う他、発生直後の状況により自らの判断に基づき速やかに救護活動を開始する。

1. 救護活動

- (1) 日本赤十字社滋賀県支部は、災害の状況により、救護班を出動させ、救護活動を行う。
- (2) 事務局長は、支部長の命を受け、直ちに課員を招集し、県本部と連絡をとり、災害状況を把握して、管内赤十字機関に速報のうえ、救護班の緊急出動を指示して救護活動を円滑に図る。
- (3) 緊急出動の指示を受けた救護班は、直ちに、医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、現地で救護所を開設して救護活動を開始する。
- (4) 災害の状況に応じた救護班の編成を行うとともに、必要に応じて他府県や本社の応援を受けて救護活動の万全を期する。
- (5) 赤十字組織内の奉仕者の協力を得て救護活動を円滑に図る。

2. 平時における準備

- (1) 職員や赤十字施設間の非常招集体制の確立
- (2) 常備救護班の救護員の登録
- (3) 救護装備および救護材料の整備と更新ならびに常時点検、手入れ、保管等
- (4) 救護員および奉仕者の指導訓練

3. 救護体制の準備

日本赤十字社滋賀県支部は、日赤常備救護班を大津赤十字病院に4コ班、大津赤十字志賀病院に1コ班、長浜赤十字病院に3コ班の計8コ班を編成するとともに、災害救護の実施に必要な器材を備蓄する他、り災者に対し、さし当っての生活更正を援助するため救護物資を備蓄する。

また、大津市と長浜市に救護用倉庫を整備し、被害救護に必要な器材や救護物資を備蓄する。

区 分	班 数	医 師	看護師長	看 護 師	主 事	運 転 手	計
大津赤十字病院	4	4	4	8	4	4	24
大津赤十字志賀病院	1	1	1	2	1	1	6
長浜赤十字病院	3	3	3	6	3	3	18
計	8	8	8	16	8	8	48

4. 装備器材の整備

日本赤十字社滋賀県支部は、災害救助を実施するにあたり、日赤医療救護班等の活動に必要な器材を整備する。

- 救護装備および救護材料 (資料編参照)

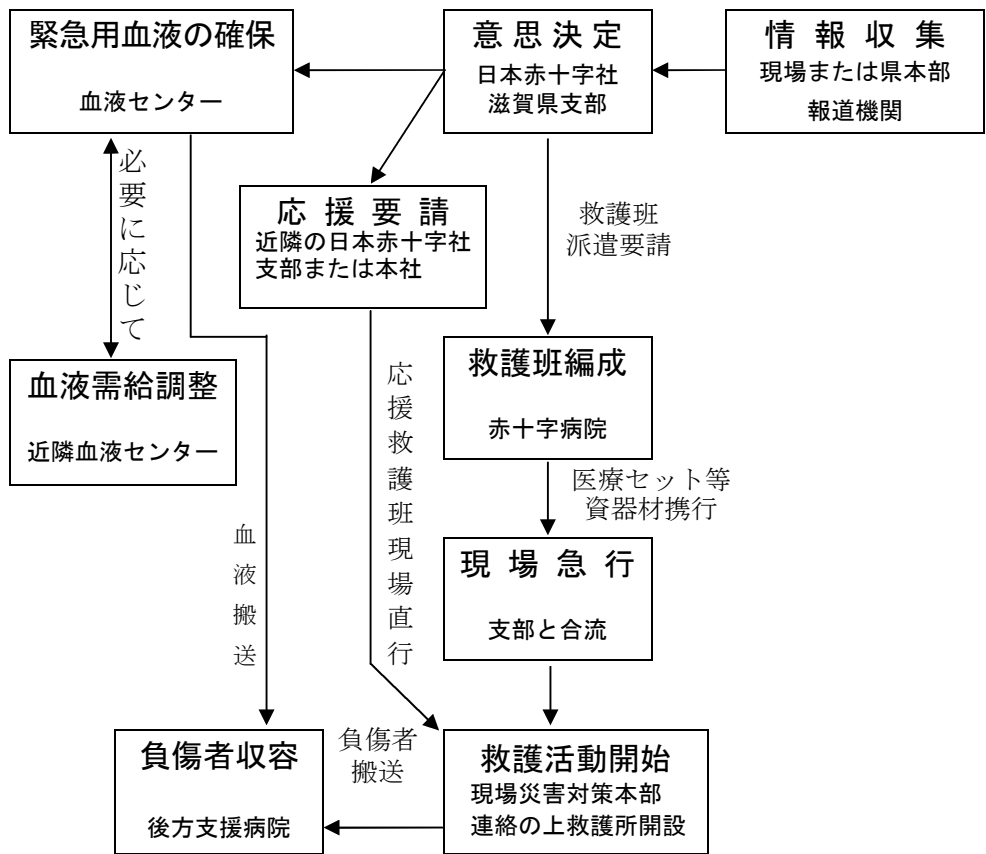
5. 救護物資の整備、備蓄

り災者に対し、さし当っての生活更正を援助するため、救護物資を備蓄する。

- 災害用救護物資の備蓄 (資料編参照)

6. 日本赤十字社救護班の編成状況 (資料編参照)

[日本赤十字社の医療活動]



(注) 日本赤十字社滋賀県支部は、支部長の意思決定のもと職員の招集、情報の収集を図り、県本部（防災危機管理局）と連絡をとり、これらの情報をもとに管下赤十字病院に救護班派遣を要請、救護班を編成し、現状に急行、現地本部と連絡の上（現地本部未設置の場合は独自判断で）救護所を開設し、救護活動を開始する。また、必要に応じて近隣の日本赤十字社支部あるいは、日本赤十字社本社に応援要請を行う。

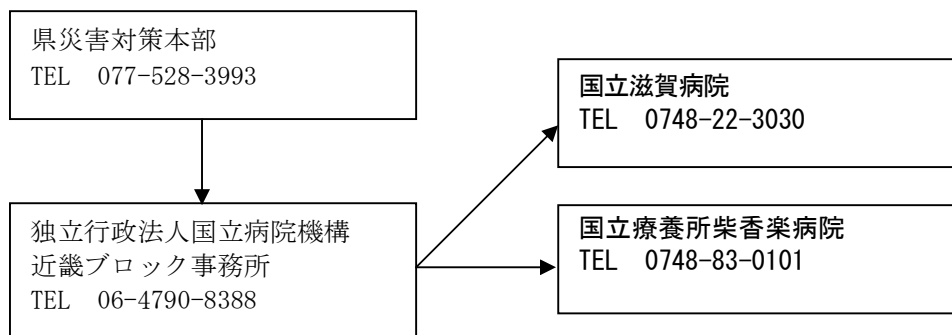
第8. 国立病院機構医療救護計画（独立行政法人国立病院機構近畿ブロック事務所）

県本部の要請により、または必要と認めるときは、医療救護班の派遣等による医療救護を行う。

（1）医療救護班

区 分	班 数	医 師	看 護 師	事 務 員	運 転 手	計
国立滋賀病院	1 班	1 人	1 人	1 人	1 人	4 人
国立療養所柴香楽病院	1 班	1 人	1 人	1 人	1 人	4 人
計	2 班	2 人	2 人	2 人	2 人	8 人

（2）連絡系統



第9. 国立大学病院医療救護計画（滋賀医科大学）

県本部の要請により、文部科学省の了解の下、医療救護班の派遣による医療救護を行う。

1. 医療救護班 2 班

1 班の班員 医師 1 名、看護師 1 名、事務員 1 名 計 3 名

2. 連絡先

滋賀医科大学（災害対策本部）077-548-2006

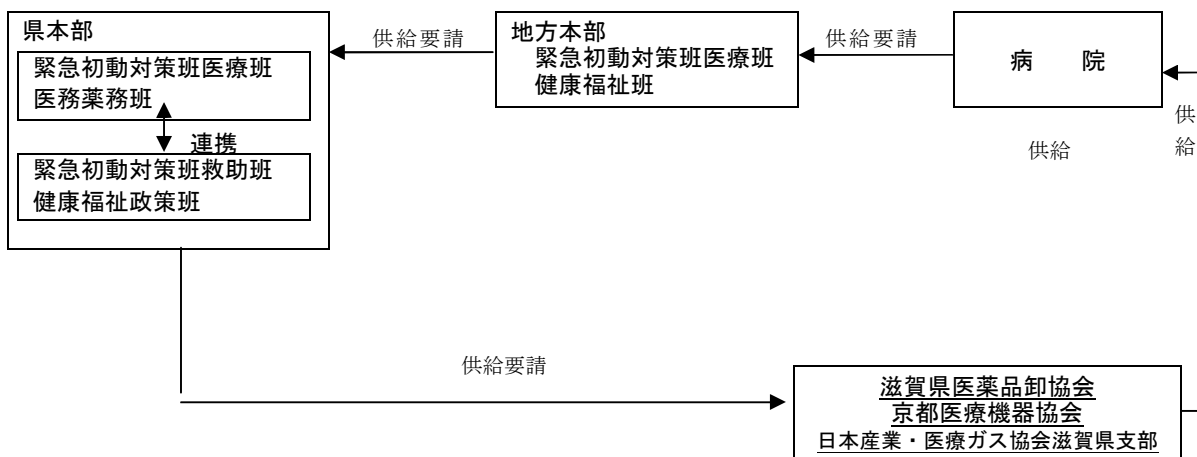
第10. 医薬品等の備蓄および調達計画（医務薬務課）

1. 医薬品等の供給

県は、滋賀県医薬品卸協会、京都医療機器協会、日本産業・医療ガス協会滋賀県支部と災害時における協定を締結し、地震が発生した場合で、医療機関等から要請があった場合は、医薬品、衛生材料および医療用ガスの供給を要請する。

なお、厚生労働省、応援主管府県に対しても、同様の要請を行う。

[医薬品等の供給体制]



2. 輸血用血液の備蓄および供給

(1) 地震時における輸血用血液の確保

- ア. 被害状況により近隣府県の血液センターの支援を受け、輸血用血液の確保を図る。
- イ. 被害の軽微な地域の一般県民からの献血を受ける。

(2) 血液備蓄所

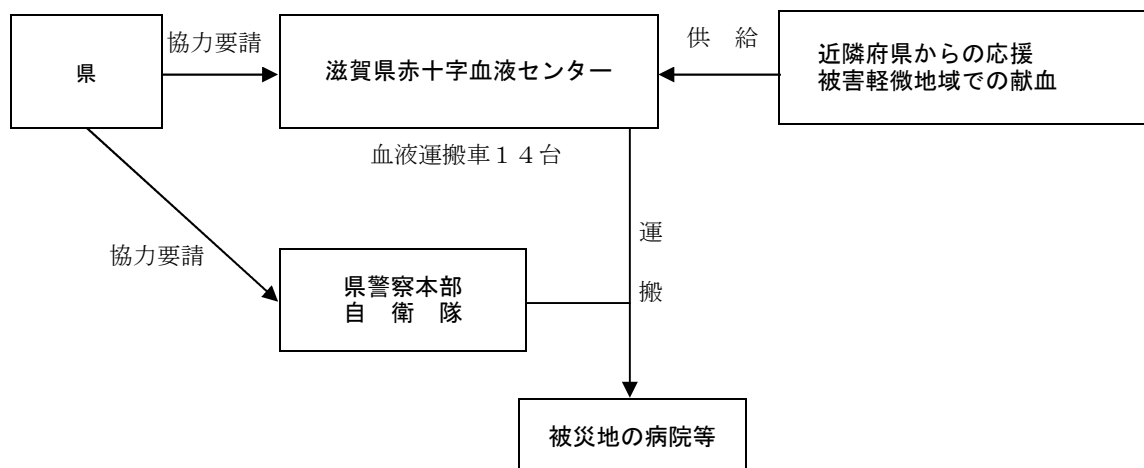
滋賀県赤十字血液センターでは、常時県下3病院に緊急用血液備蓄所を設け血液の必要な緊急時に対応している。

ここでいう、3病院とは、彦根市立病院、長浜赤十字病院、公立高島総合病院である。

(3) 輸血用血液の輸送

滋賀県赤十字血液センターに配備されている血液運搬車が、十分でないと認められるときは、県警察本部および自衛隊に輸送についての協力を要請する。

[輸血用血液体制]



第 11. 保健衛生および防疫計画（健康推進課、生活衛生課）

1. 基本方針

地震発生時においては、精神障害者・難病患者・人工透析等の慢性疾患患者の救護および感染症患者の早期発見等が必要となる。そこで、保健活動、検病調査、予防宣伝および感染症の蔓延のおそれを生じた非衛生的な生活環境を改善するための消毒ならびに防疫活動等は、この計画の定めるところにより迅速に実施し、病弱者の救済と被災地における飲食等に起因する危害発生の阻止、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期し、県民生活の安定を図る。

2. 保健活動

(1) 実施者

ア. 地震発生時における保健活動等は、原則として当該地域を所管する市町本部が保健所の指導、指示に基づき実施する。

イ. 当該市町本部独自で処理不能の場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。県本部は必要と認めた場合には応援主管府県等に応援要請を行う。

(2) 活動内容

地方本部（健康福祉班）は、保健所および市町本部と連携を図りながら次の保健活動を実施する。

ア. 保健所および市町本部から各種保健福祉施設の被害状況を把握する。

イ. 保健所および市町本部と連携して、精神障害者、難病患者、人工透析者への対応を行う。

ウ. 保健師派遣

(ア) 保健所長は、県本部に対して所属の保健師の出動状況を報告するとともに、必要な場合保健師の派遣を要請する。

(イ) 県本部は被災地の保健所長の要請を受け、保健師の派遣を県の保健所、県内の被災地以外の市町および応援主管府県等に要請するものとする。

(ウ) 派遣保健師の保健活動は、被災地の保健所長の指示に基づき実施する。

エ. 保健師の活動

(ア) 震災直後の混乱期 (～7日目)	a. 緊急初動対策班医療班とともに救護活動を行う。 b. 入院、入所の必要な者についての関係機関との連絡調整を行う。 c. 市町本部、救護班、避難所の代表者との連携のもとに避難者、避難所の現状把握、情報提供、関係機関やボランティアの連絡調整を行う。
(イ) 避難者が定着し始める時期 (8日目～15日目)	a. 救護活動 b. 関係機関との連絡調整 c. 保健予防活動
(ウ) 避難所が一時的な滞在施設として確立する時期 (16日目～1ヶ月)	a. 保健予防活動 b. 関係機関との連絡調整 c. 避難者の健康状態調査と要援護者と要指導者の把握
(エ) 避難所が生活の場として定着した時期 (2ヶ月目～)	a. 保健予防活動 b. 関係機関との連絡調整 c. 避難所巡回健康相談 d. 健康教育 e. 健康診査活動

(3) 報告、記録

ア. 地方本部（保健班）は、管内市町分の災害保健活動実施状況を様式に従って、県本部（健康推進班）に報告する。

イ. 県および市町は、被害報告書、保健活動状況報告書等、必要関係書類を記録し整備しておく。

3. 災害時栄養指導対策

地方本部（保健班）は、災害の状況により必要があると認めたときは、管理栄養士等を派遣し、下記の業務にあたらせる。

(1) 炊き出し、給食施設の管理の指導および協力

(2) 在宅慢性疾患患者に対する食事指導

(3) その他、地震発生時における栄養指導

4. 災害時食品衛生・環境衛生対策

(1) 災害緊急衛生班の編成

地方本部（保健班）は災害の状況により必要と認めたときは、災害緊急衛生班を編成派遣する。

災害緊急衛生班は、災害の規模に応じて、食品衛生監視員および環境衛生監視員をもって構成する。

(2) 災害緊急衛生班は、所属長指揮のもとに次の活動を行う。

ア. 食品・環境衛生関係営業施設の被害状況の把握、監視指導ならびに情報提供

イ. 救護食品等の検査

ウ. 飲料水の試験検査

エ. 避難所における食品・環境衛生確保

オ. その他飲食等に起因する危害発生の防止

5. 仮設浴場の供給計画

市町本部は、災害の状況により、必要があると認めたときは、県本部に自衛隊に対する支援要請を依頼するなどの対策により、地震発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善に努める。

6. 防疫活動

(1) 実施者

ア. 地震発生時における検病調査、防疫等は、当該地域を所管する市町本部が保健所の指導、指示に基づき実施する。

イ. 当該市町本部独自で処理不能の場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。

ウ. 県本部は、被災等の状況、市町本部の処理能力等を勘案し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第29条第2項に基づく物件に係る措置または予防接種法第6条による臨時の予防接種を行う。

(2) 県の措置

ア. 被災地の衛生状態の維持、消毒、そ族昆虫駆除、検病調査、その他防疫措置の指導を行うものとする。

イ. 災害の規模、態様等に応じた範囲、期間を定めて、消毒方法の施行に関する指示、そ族昆虫等の駆除に関する指示、家庭用水供給の指示等を行うものとする。

ウ. 被災地、避難所等における検病調査および検病調査結果に基づく健康診断を実施する。

エ. 感染症患者または無症状病原体保有者が発生したときは、入院の勧告措置等を実施する。

オ. その他の保健衛生

(ア) 死亡獣畜の適正処理

県本部（生活衛生課および保健所）は、市町が実施する死亡獣畜の処理が適正に行われるよう必要に応じて指導するものとする。

(3) 市町本部が行う防疫活動の種別と方法

ア. 保健所と連携して、検病調査および予防宣伝を実施する。

イ. 家屋、道路等の消毒を行う。

ウ. そ族昆虫等の駆除を行うものとする。

エ. 第15節「給水計画」に基づく家庭用水の供給を行う。

オ. 臨時予防接種の実施を県本部に求めることができる。

カ. 県職員の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施する。

また、市町は自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の収容所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。

(4) 報告、記録、整備

ア. 地方本部（保健班）（保健所）は、管内市町分の災害防疫活動実施状況を、様式に従って、県本部（健康福祉部長）に報告する。

イ. 地方本部（保健班）は、災害防疫等が完了したときは、20日以内に管内市町分をとりまとめ、様式に従って県本部（健康福祉部長）に報告する。

ウ. 県および市町は、災害状況報告書、防疫活動状況報告書等、必要関係書類を整備しておく。

7. 防疫および保健衛生器材の備蓄、調達計画

(1) 防疫および保健衛生器材の備蓄対策

ア. 地方本部（保健班）は、地震時における防疫業務実施基準に基づく防疫活動が、円滑にできるよう必要量の確保を図る。

イ. 地方本部（保健班）は、地震時の医薬品等取扱施設における防疫、衛生器材等の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするよう自主対策の推進を図る。

ウ。保健所長は、各保健所現有の災害対策緊急用医療資材の整備、充実を図る。

(2) 調達計画

県本部は地震発生後速やかに次の活動を行う。

ア。防疫および衛生器材の取扱施設の被害状況の調査、実態把握

イ。防疫資材の調達（関係機関との連携の下に）

調達の方法は次による。

(ア) 医薬品取扱業者への依頼

(イ) 厚生労働省、応援主管府県および近隣府県の医薬品取扱業者への応援要請

ウ。不足資材の調達の斡旋（市町からの要請により）

(3) 市町の対応

防疫および保健衛生用器材の備蓄および調達について、あらかじめ計画を確立しておくものとする。

第12. 死体の捜索、収容、検視ならびに火葬（埋葬）計画（生活衛生課、県警察本部、日本赤十字社）

1. 基本方針

行方不明または死亡者が発生したときは、市町本部が、警察と緊密な連携を保ちつつ、捜索および収容を行い、死亡者については、検視の上、火葬（埋葬）を実施する。

災害救助法が適用された場合における死体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施する。この際、市町本部は、日赤市地区、町分区として活動する。

2. 死体の捜索

(1) 死体の捜索は、市町本部が警察と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。

(2) 死体が流失等により、他市町に漂着していると認められる場合は、地方本部および死体の漂着が予想される市町に通報し、広域の捜索を行う。

(3) 市町本部は、身元不明死体の写真撮影を行う他、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示または手配を行い、身元の確認に努める。

(4) 市町本部は、行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すとともに情報の入手に努め、捜索にあたる。

3. 死体の検案および処理

(1) 市町本部は、死体を発見した場合は速やかに警察官に連絡し、警察官は医師立会のもとに検視を行う。

4. 死体の収容

(1) 医師立会のもとに警察官の検視を終えた死体は、市町本部が、警察、消防機関等の協力を得て、その収容、引渡し等にあたる。

(2) 死体が多数ある場合は、既存の建物を利用して死体を収容し、検視、遺族への引渡し等を行う。死体収容のための適当な建物がない場合は、天幕、幕張り等の設備を設ける。

(3) 死体は、死体処理票および遺留品処理票を整理の上納棺し、死体検案書とともに引き渡す。

5. 死体の火葬

(1) 県本部

ア。県本部は、市町本部から応援要請があったとき、また応援が必要と認めるときは、市町、応援主管府県、国、その他関係機関に対し応援を要請するものとする。なお、県本部は、被災地における火葬者数等を把握し、円滑な火葬ができるように火葬計画の調整を行う。

(2) 市町本部

ア。市町本部は、独自で処理不可能の場合は、県本部に対して応援を要請する。

イ。市町本部は、火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

(ア) 死亡者数の把握

(イ) 火葬計画の作成

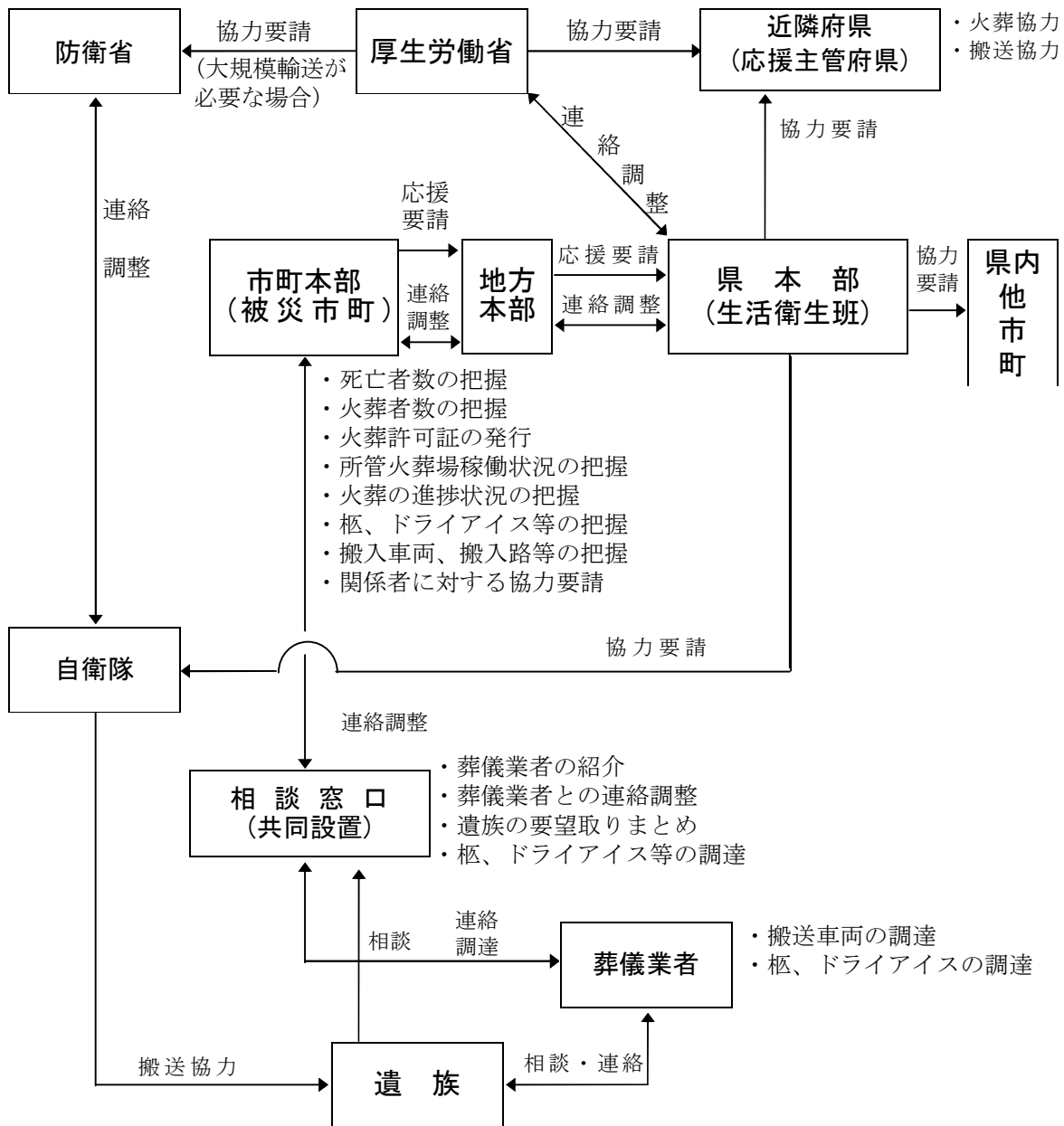
(ウ) 死体搬入車両および搬入路の把握・確保

(エ) 燃料、ドライアイス、および柩等資材の在庫状況の把握、確保

(オ) 火葬のための関係者に対する協力要請

(カ) 相談窓口の設置および住民への情報提供

[被災に係る死体の火葬体制]



(注) 県本部は、被災市町本部から応援要請があったときは、市町、応援主管府県、国、その他関係機関に
 応援を要請するとともに、被災地における死亡者数を把握し、円滑な火葬ができるよう調整を行う。
 市町本部は、火葬施設の倒壊、施設処理能力を上回る死亡者の発生等により、独自処理が不可能と判
 断したときは、速やかに県本部に対して応援を要請するとともに、死亡者数の把握、火葬計画の作成
 等円滑な火葬が実施できるよう努める。

[参照]

- ・ 滋賀県広域消防相互応援協定書・・・(参考 20)
- ・ 災害救助法による救助等に関する委託契約書・・・(参考 36)
- ・ 災害時におけるサービス業務の提供に関する協定書・・・(参考 45)
- ・ 災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定書・・・(参考 46)
- ・ 災害時における棺および葬祭用品の供給等に関する協定書・・・(参考 47)
- ・ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書・・・(参考 48)
- ・ 防疫計画報告・記録・整備様式・・・(参考 72)

第7節 情報連絡計画（各機関）

第1. 計画方針

地震時における各機関相互間の通知、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、各機関の通信連絡窓口を統一し、通信連絡系統を整備するとともに、非常の際における通信連絡の確保および情報収集体制の強化を図るため、公衆通信設備の優先利用、非常通信やアマチュア無線の利用、放送の要請等を行う。

第2. 通信連絡計画

1. 基本方針

地震時においては、使用可能な通信連絡手段を利用することとするが、とりわけ、有線の途絶等を考慮し、無線を積極的に活用することとする。

2. 防災行政通信網の確保（防災危機管理局）

地震時において、応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、本節に定める情報の収集および伝達に最も適しかつ信頼性の高い通信網として、衛星系と地上系の2ルートで構成し、相互に補完する防災行政通信網を整備している。

3. 防災行政無線網の運用（防災危機管理局）

(1) 防災行政無線網の運用については、「滋賀県防災行政無線運用要項及び同細目」の定めるところによる。

【大津市域を除く県内で震度7程度の地震が発生した場合】

(2) 防災危機管理局長は、防災行政無線網の機能を点検し、障害が発生している場合は直ちに復旧のための措置を講じる。ただし、復旧に長時間を要すると判断する場合は、車載型地球局その他により速やかに通信回線を確保する。

【大津市域で震度7程度の地震が発生した場合】

(3) 防災危機管理局長は、防災行政無線網の中核となる県庁の諸設備の機能を点検し、その結果および諸条件を勘案し、県庁統制局による運用を行うか、車載型地球局で運用するかにつき速やかに決定する。

なお、勤務時間外において地震が発生した場合は、直ちに県庁統制局および車載型地球局に担当職員を派遣し、いずれの局でも即座に運用できる体制をとる。

4. 警察通信連絡（県警察本部）

既設の警察有線通信設備、警察無線通信設備により通信を確保するとともに、耐震性の向上、多様な通信手段の開発を働きかける等して、地震時における通信輻輳時にも耐えられるよう整備を行う。

5. 非常通信の利用（防災危機管理局）

地震が発生したまたは発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないかまたは、これを利用することが著しく困難なときは、警察、消防、水防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関の自営通信回線または、無線通信（携帯電話等含む）、アマチュア無線等の通信連絡手段を効果的に利用することにより、災害対策に関する通信の確保を図る。

この利用にあたっては、原則として次の要領により非常通信電報を作成したうえ、最寄りの機関等に持参して発信を依頼するものとする。ただし、災害が発生するおそれのある場合の利用にあたっては、あらかじめ利用予定の機関等に連絡した後、発信を依頼するものとする。

(1) 電報用紙は、適宜の用紙を使用すること。

(2) 電報の本文の字数は、1通当り200字以内とすること。

(3) 電報のあて先は、着信者の住所、役職名、および電話番号をもって表示すること。

6. 放送の要請（広報課、防災危機管理局、日本放送協会大津放送局、株式会社京都放送びわ湖放送株式会社、株式会社エフエム滋賀）

(1) 地震のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは、無線設備による通信ができない場合、または著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知・要請・伝達または警告のため、日本放送協会および民間放送各社と、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を締結している。また、この協定に基づき日本放送協会と「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」を締結している。

(2) 日本放送協会大津放送局

県本部長から「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」により、放送を行うことを求められた場合は、放送の形式、内容、時刻、および送信系統をそのつど決定して放送する。また、緊急に住民に対し避難勧告、指示等を行う場合に県本部長（市町本部長）から放送要請があった時は、緊急警報放送の放送要請に関する覚書に基づき放送する。

(3) (株)京都放送、びわ湖放送(株)、(株)エフエム滋賀

県本部長から放送の要請があった場合は、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、放送を行う。

第3. 地震および災害に関する情報の収集および伝達

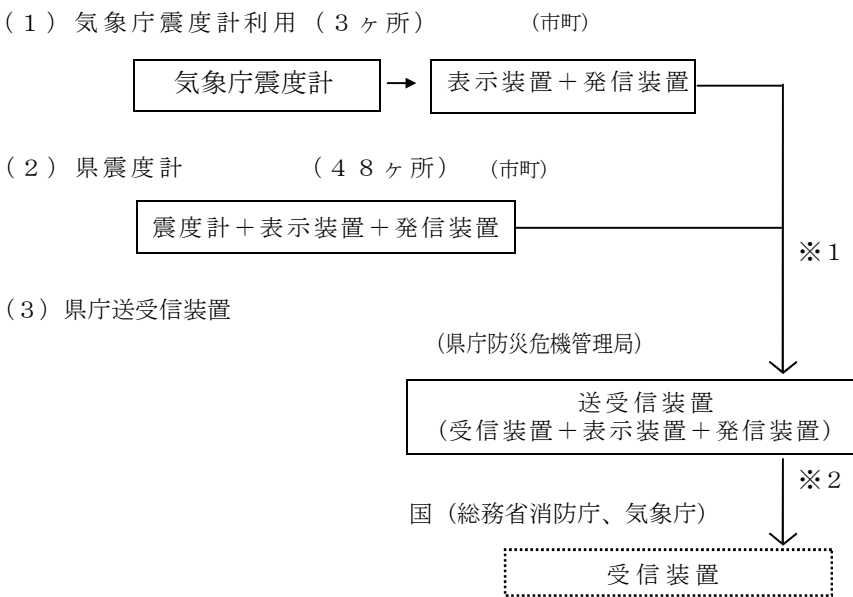
1. 基本方針

地象、水象その他の災害原因に関する情報、災害予警報、被害状況、措置状況等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し伝達するため、その方法、組織、被災状況等の報告基準、災害現地調査等について定める。

2. 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集について

震度情報ネットワークシステムとして県内全市町に設置した震度計において震度1以上を観測した場合は、その震度情報を県（防災危機管理局）で自動受信するとともに、気象庁へ自動送信する。震度4以上の情報については国（総務省消防庁）へ自動送信する。

〔震度情報ネットワークシステム系統図〕



※1 市町、県庁間の通信は、防災行政通信システム利用（INS回線、衛星通信）

※2 県庁、消防庁間の通信はINS回線を、県庁、気象庁間の通信は専用線を利用
また、総務省消防庁への震度情報の送信は、震度4以上の場合のみ

3. 地象、水象に関する情報の伝達について

(1) 情報の伝達

ア. 彦根地方気象台は、滋賀県下において震度1以上を観測した場合または必要と認める場合は、大阪管区気象台または気象庁地震火山部が発表した地震情報等を次の各機関に通報するものとする。

滋 賀 県	防災危機管理局
国土交通省	滋賀国道事務所
放 送 機 関	日本放送協会大津放送局

(2) 情報の形式および内容

ア. 情報の形式は、表題、発表年月日時分、気象官署名、本文および発表番号とする。

イ. 情報の内容は概ね次のとおりとする。

地震の概況（発震時分、震央の地域名、震央の位置、震源の深さ、気象庁の決定した地震の規模、各地域の震度、各地の震度、その他観測成果等。）

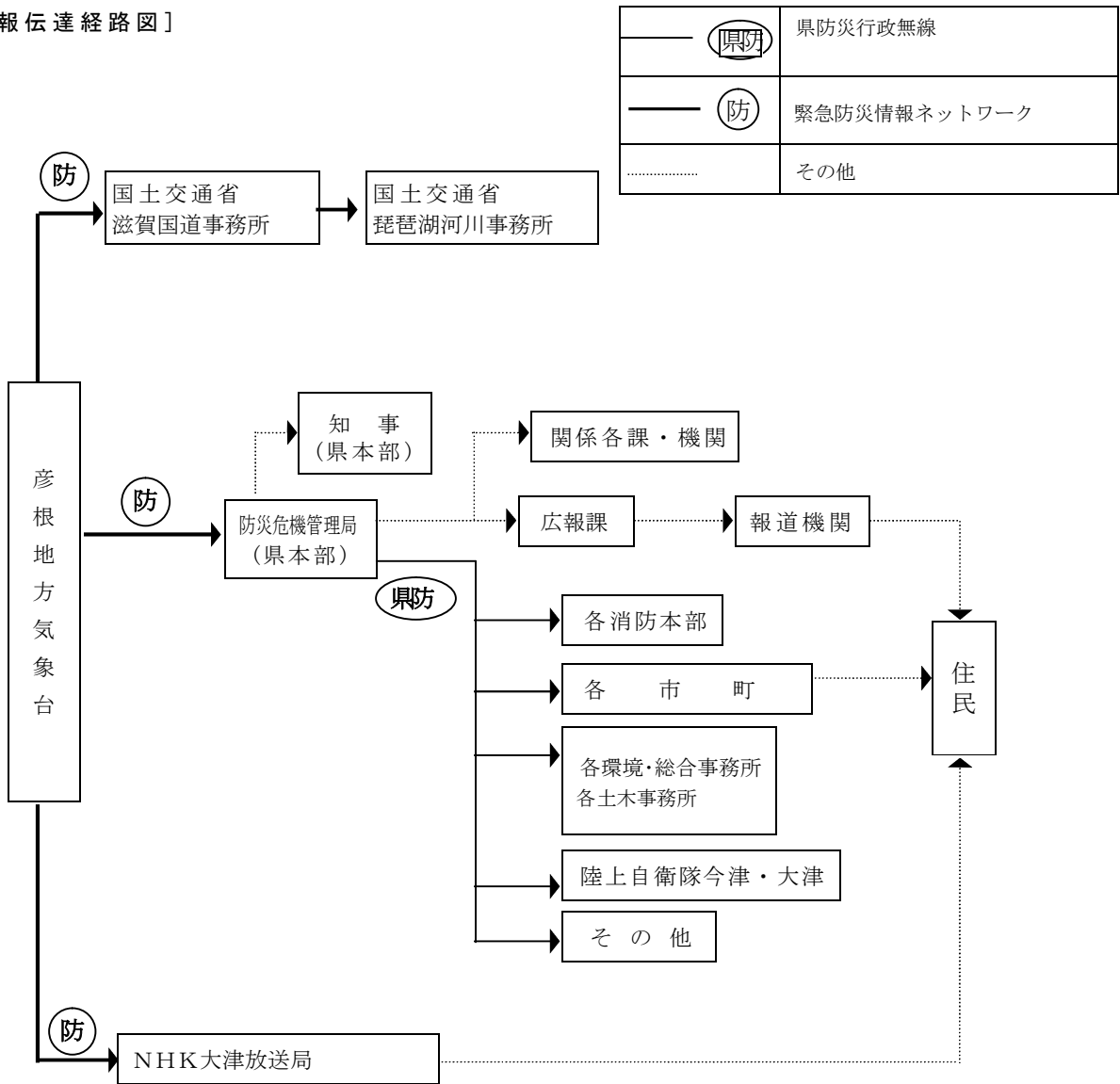
ウ. 震央の位置を表すには、国内陸地にあつては、概ね都道府県の東部あるいは西部というような地域をもって示し、日本近海にあつては別図に掲げる海域をもって示すものとする。ただし、特に必要がある場合は、山岳、半島などの名称を用いることもある。

エ. 気象庁が、特に地震および津波に命名した場合には、それ以降は、その名称を用いる。

(3) 情報の伝達系統

地震情報の経路図は、次に掲げるとおりとする。

[情報伝達経路図]



(注) 防災危機管理局から各環境・総合事務所、市町、消防本部等への地震情報の音声伝達方法
勤務時間内の場合

防災行政無線により伝達する。

勤務時間外の場合

防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者等に伝達する。

4. 強化地域に係る大規模な地震に関する情報の収集および伝達

(1) 基本方針

東海地震に対し迅速、的確に警戒体制を整備するため、東海地震注意情報および東海地震予知情報等の収集、伝達を行う。

(2) 東海地震注意情報の通知

彦根地方気象台は気象庁から通報された東海地震注意情報を、速やかに知事へ通報する。

(3) 東海地震予知情報の通知

彦根地方気象台は気象庁から通報された東海地震予知情報を、速やかに知事へ通報する。

(4) 東海地震注意情報および東海地震予知情報等の伝達は、次のとおりとする。

ア. 通報先

①滋賀県防災危機管理局

②県からの伝達については、県が定める情報連絡計画等により行う。

イ. 情報形式および内容

気象庁地震火山部発表全文とする。

(5) 東海地震注意情報および東海地震予知情報が発表されたときの県の体制

ア. 東海地震注意情報が発表されたとき

(ア) 防災危機管理局長の指示により、あらかじめ指定された防災危機管理局員は登庁する。

(勤務時間外の場合)

(イ) 東海地震注意情報の解除で待機体制を解く

イ. 東海地震注意情報の続報があった場合

続報（判定会の開催を待たずに発表される東海地震注意情報を含む。）が事態の進行を示すものであるときは、防災危機管理局長の指示により、防災危機管理局員は全員登庁する。（勤務時間外の場合）

ウ. 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき

(ア) 防災危機管理監は登庁するとともに、知事、副知事に警戒宣言の内容を連絡し対応協議を行う。

(イ) 防災危機管理局員は本庁および各地方機関の連絡担当者に警戒宣言が発表された旨連絡をし、連絡を受けた担当者は所属長に報告する。

(ウ) 各所属長は東海地震の発生に備え、速やかに災害対策を講じられるよう準備体制を整えるものとする。

(エ) 東海地震注意情報が発表されずに東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたときは、防災危機管理局長の指示により、防災危機管理局員は全員登庁する。

5. 緊急地震速報に関する情報の収集および伝達

県庁舎において気象庁が発表する緊急地震速報を受信した際、自動的に館内放送し、来庁者や職員の身の安全の確保を図る。

6. 被害状況等の報告

防災関係機関は、相互に連携を保ちつつ、災害の状況に応じた的確な応急対策を実施するため、被害に関する情報の収集および伝達を迅速かつ的確に行う。

(1) 情報の種類

被害に関して伝達すべき情報の内容は次のとおりとする。

- | |
|-------------------|
| ア. 災害の原因 |
| イ. 災害が発生した日時分 |
| ウ. 災害が発生した場所または地域 |
| エ. 被害の程度 |
| オ. 災害に対しとられた措置 |
| カ. その他必要な事項 |

(2) 被害状況の伝達

ア. 被害即報

(ア) 各市町および防災関係機関は、即報基準（県への報告）に掲げる被害を覚知した度判明したもの

から順次、原則、防災情報システムにより県本部（本部設置前においては防災危機管理局）に被害即報を伝達する。

また、県が覚知していない被害に関しては、システム入力後、電話等にも第1報を報告することとし、システムが使用不可能な場合には、あらゆる手段を用いて被害即報を伝達する。

なお、市町にあっては、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を行う。

(イ) 市町（当該市町が消防の事務を処理する一部事務組合または広域連合の構成市町である場合は、当該一部事務組合または広域連合をいう）は別表2の直接即報基準（消防庁および県への報告）に掲げる被害を覚知した場合は、原則として覚知後30分以内に県本部だけでなく国（消防庁）へも第一報を行い、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても引き続き国（消防庁）へ行うものとする。

(ウ) 前(ア)および(イ)の報告にあたっては、災害対策基本法53条ならびに火災・災害等即報要領（昭和59年11月16日付け滋消第2090号および昭和59年11月24日付け滋消第2474号）による。ただし、大規模被害発生等緊急の場合は、以下の様式によらず、概ねの被害規模等判明している事項を速やかに伝達する。

①火災（第1号様式）

②特定の事故（第2号様式）

③救急、救助事故（第3号様式）

④災害概況即報（第4号様式その1）

⑤災害状況即報（第4号様式その2）

⑥即報被害報告（個票）防災情報システムで各市町が県に報告する場合は、この様式を用いる。

⑦災害被害即報（その1～3）⑥が可能な場合はこの様式を用いる。

イ. 被害報告

市町は応急措置が完了した後10日以内に県本部に被害確定報告を行うものとする。

また、県は応急措置が完了した後20日以内に国（総務省消防庁）に被害確定報告を行うものとする。

災害確定報告（第1号様式）

ウ. 被害即報の伝達系統

(ア) 警察

警察本部長（警察署長）は、地震発生直後の被害状況について知事（市町長）へ速やかに伝達するとともに緊急に対応すべき措置等につき必要な助言をするものとする。

被害速報の系統は県警察本部から県本部（設置前は防災危機管理局）を基本とする。

(イ) 市町本部

市町本部から地方本部（設置前は環境・総合事務所総務課）を通じ県本部（設置前は防災危機管理局）への報告径路を基本とする。

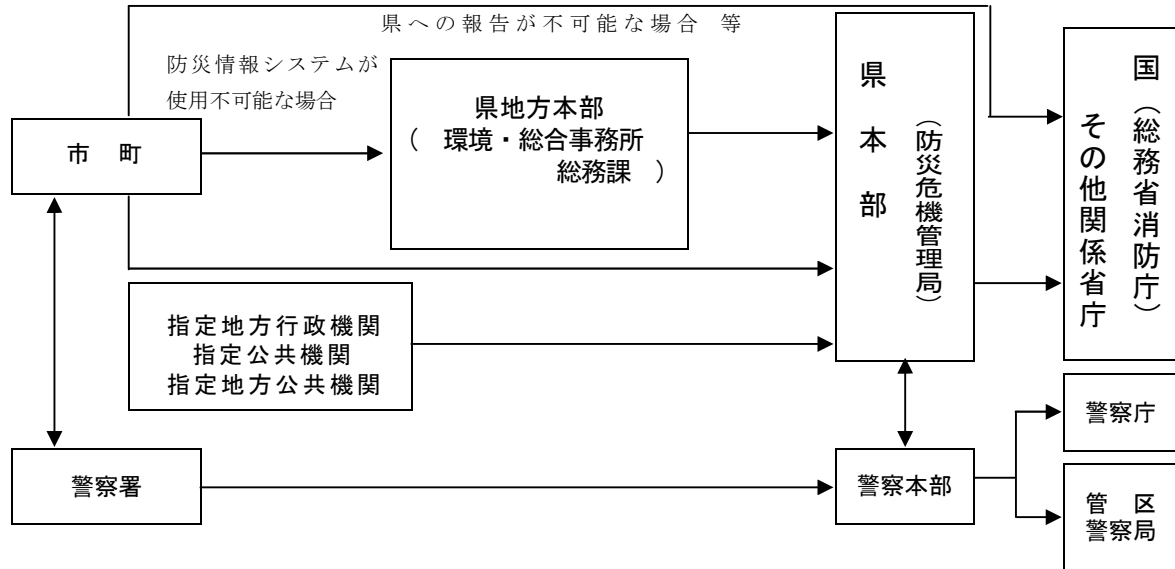
ただし、通信の途絶等のため市町本部から県本部への報告が不可能な場合は、市町本部から直接国（総務省消防庁）に報告するものとする。この場合、市町本部から県本部への通信が回復した段階で速やかに県本部への報告（国へは既に報告した旨を含む）を行うこととする。

また、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通知が殺到している場合は、市町本部は直ちにその状況を電話にて消防庁および県本部へ報告するものとする。

(ウ) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、県本部（設置前は防災危機管理局）に報告を行い、県本部は速やかに国（総務省消防庁）に報告することとする。

[被害即報の伝達系統]



【総務省消防庁への報告先】

[平常時 消防庁応急対策室]

(NTT回線)

03-5253-7527

03-5253-7537 (FAX)

(消防防災無線)

42-90-43414

42-90-49033 (FAX)

(地域衛星通信ネットワーク)

6-048-500-90-43414

6-048-500-90-49033 (FAX)

[夜間・休日時 消防庁宿直室]

(NTT回線)

03-5253-7777

03-5253-7553 (FAX)

(消防防災無線)

42-90-49101

42-90-49036 (FAX)

(地域衛星通信ネットワーク)

6-048-500-90-49101

6-048-500-90-49036 (FAX)

エ. 県

(ア) 県は、勤務時間外において地震が発生した場合においても常に市町等からの被害即報や以下の手段等により自ら収集した情報を国（総務省消防庁、内閣府）をはじめ必要に応じ関係府省庁に対して適時的確に報告するものとする。

(イ) 公共土木施設の被害状況に関する初期情報収集

県は、公共土木施設の被害状況に関する情報を早期に収集するため、県土木関係職員を対象として、住所地の近隣においてあらかじめ指定された公共土木施設の被害状況を確認した上で登庁する体制を整備する。

(ウ) 緊急初動対策班員の参集途上における情報収集

緊急初動対策班員は、参集途上において入手した被害状況等を登庁後速やかに情報班へ報告するものとする。

(エ) ヘリコプターによる情報収集

大規模地震が発生した場合は、県防災ヘリコプターおよび県警ヘリコプターは、直ちに被災地上空に赴き被災状況の情報収集活動等を行う。

なお、県警ヘリコプターにあつては、ヘリコプターテレビシステムにより、現場の映像を、警察庁、近畿管区警察局、県警察本部等へ伝送する。また、県防災ヘリコプターにあつては、ヘリコプターテレビシステムにより、現場の映像を県庁へ伝送する。

【大津市域を除く県内で震度7程度の地震が発生した場合】

オ. 県本部は、市町本部からの被害即報を待たず、自ら被害情報を収集した範囲において、直ちに国（総務省消防庁）に対して被害即報の報告に努める。

【大津市域で震度7程度の地震が発生した場合】

カ. 県庁機能の大幅な低下が予想されるため、県内の被災市町は、被害即報を県本部に報告するとともに、国（総務省消防庁）への報告に努める。

(3) 警備業者からの被害情報の収集

警察は被害状況を早期に把握するため、無線設備を有する警備業者等から被害情報を収集するものとする。

7. 災害活動情報の収集

県本部は、各防災機関が行っている災害情報を収集し、その調整を図るものとする。なお、主な収集事項は次のとおりとする。

- (1) 初期における火災発生状況および消火活動情報
- (2) 要救護情報および医療活動情報
- (3) 道路などの主要公共施設の被害状況
- (4) 避難の必要の有無および避難所等の状況
- (5) その他災害活動上必要ある事項

8. 災害地調査要領

(1) 市町本部

ア. 被害状況等の把握および被害調査は、関係機関、諸団体、住民組織の応援を求めて実施する。特に初期の状況は、住民組織等を通じて直ちに市町役場に通報されるよう、市町地域防災計画において体制を整えておくものとする。また、職員が庁舎等に参集する途中で収集できる情報を活用するように努めること。

イ. 地震が発生したときは、直ちに災害調査班を編成して被害状況を調査するものとする。

ウ. 被害調査にあたっては「災害の被害認定基準」に基づき判定するものとする。

エ. 被害が甚大なため市町本部において被害状況等の把握および被害調査が不可能なとき、あるいは被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県本部に応援を求めて実施するものとする。

オ. 状況の把握、被害調査については、警察、県機関および他の関係機関との密接な連絡をとるものとする。

カ. 最終的には、概ね「被害状況即報」（第4号様式その1）に準じた総括表にまとめておくものとする。

(2) 地方本部

ア. 地方本部長は、被害即報等により被害の発生を覚知したときは、緊急初動対策班が設置されている場合には情報班の班長、それ以外の場合には各班長に命じ積極的に状況把握にあたらせるものとする。また状況に応じ調査班を編成する等により、総合的に被害調査に努める。

イ. 地方本部長は市町から被害調査について応援を求められたときは、速やかに職員を派遣して応援協力する。

ウ. 地方本部長は、各班長が把握した被害報告により、「被害状況即報」（第4号様式その1）に準じて管内状況の総括的なとりまとめを行うものとする。

(3) 県本部（緊急初動対策班体制の場合）

ア. 各機関は、自ら収集した被害報告を「被害状況即報」（第4号様式その1）に準じてとりまとめ、取りつつある措置の概要とともに県本部（情報班）に連絡するものとする。

イ. 情報班長は、被害の状況により現地の実態を把握し、応急対策活動の円滑化を図るため必要と認めたとときは、要員を派遣して被災現地の調査を行う。

ウ. 県本部は自ら収集した情報および各機関から受けた情報を、「被害状況即報」（第4号様式その1）に準じてとりまとめるものとする。

(4) 県本部（1課1班体制の場合）

ア. 各班長は、本部事務局から連絡される被害即報および、自ら収集した被害報告を様式3に準じてとりまとめ、取りつつある措置の概要とともに各部幹事班に連絡するものとする。

イ. 各部幹事班は、部内の所掌事務に関する被害状況およびとられつつある措置をとりまとめ、本部事務局に通知するものとする。

ウ. 各班長は、災害の状況により現地の実態を把握し、応急対策活動の円滑化を図るため必要と認めたとときは、調査班を適宜編成して被災現地の調査指導を行う。調査班を派遣するときは直ちに本部事務局にその旨連絡する。

エ. 本部事務局は自ら収集した状況および各幹事班から受けた事項を、「被害状況即報」（第4号様式その1）に準じてとりまとめるものとする。

オ. 各部長は、災害が拡大し、政府その他に対する要望書等を作成する必要があると予想されるときは、それぞれ所管事項に関し本部事務局に通知するものとする。本部事務局は、本部長の命令を受けてこれをとりまとめる。

第4. 災害広報計画（広報課）

1. 基本方針

地震時において、被災地や隣接地域の住民に対し、正確な情報を速やかに提供するとともに、被災地住民の状況や要望事項を把握するため、広報・広聴活動を実施する。また、報道機関との連絡調整を緊密にし、適時に的確な情報提供を図るとともに、報道機関との協力体制を確立し、被災者の立場に立った報道が行われるよう努める。

2. 広報活動の内容

(1) 広報活動

前項の「地震および災害に関する情報の収集および伝達」により集約された情報およびその他災害に関し住民に広報すべき事項につき、次の活動を行う。

ア. 紙面広報

広報紙、ビラ、チラシ、ポスター等を発行し、正確な情報を提供する。

イ. 電波広報

テレビ、ラジオの放送枠に協力を要請し、速やかに情報を提供する。この際、災害時要援護者に対する情報提供について特に配慮し、聴覚障害者のための手話通訳放送や字幕放送、外国人のための多言語による放送を検討するなど、配慮を行うよう努める。

ウ. その他

関係部局の協力を得て、インターネットや衛星通信などを活用し、被災地内外に向けて情報を提供する。

(2) 報道機関への対応

報道機関に対して、正確かつ迅速な情報提供を図るため、県庁内にプレスセンターを設置し、災害関連県政情報の受発信を一元化する。

また、県職員の中から専任の報道官を任命し、毎日定時に記者発表を実施するなどにより、報道機関に対して適時に的確な情報を提供する。

(3) 広聴活動

災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じる。また、被災地住民の要望等の把握に努めるとともに、関係機関へ適宜その要望等を伝達し、迅速な処理を求める。

また、必要に応じて被災者相談所等を設置し住民からの意見収集に努めるとともに、関係機関に対してその処理を求める。

【広報すべき事項の例】

- ①危険地域住民への呼び掛け
- ②余震、二次災害危険の見通し
- ③ガス漏れ、漏油への対処方法、火器使用注意、電線の感電注意等の留意事項
- ④ライフラインの復旧状況
- ⑤食料・生活必需物資等の供給状況
- ⑥不要不急電話自粛の呼び掛け
- ⑦車利用者への呼び掛け
- ⑧交通規制情報（通行不能区間等）
- ⑨個人安否情報
- ⑩その他避難時の一般的注意事項 等

[参照]

- ・災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定・・・・・・・・・・・・（参考 22）
- ・災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定・・・・・・・・・・・・（参考 24）
- ・緊急警報放送の放送要請に関する覚書・・・・・・・・・・・・（参考 25）
- ・地震情報伝達関係・・・・・・・・・・・・（参考 58）
- ・被害即報および被害報告要領・・・・・・・・・・・・（参考 59）

第8節 通信および放送施設応急対策計画

(県知事直轄組織、警察本部、各機関)

第1. 計画方針

地震の発生に際しては、通信および放送施設を災害から防護するとともに、これら施設が被災した場合には応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、早期に通信および放送の機能回復を図る。

第2. 県防災行政無線通信施設応急対策計画（防災危機管理局）

1. 基本方針

通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県本部と市町本部および防災関係機関相互間の通信回線の確保に当たる。

2. 応急対策

(1) 災害の発生が予想される場合には次の措置を行う。

- ア. 要員の確保
- イ. 予備電源用燃料の確保
- ウ. 機器動作状態の監視の強化
- エ. 車載型地球局の配置
- オ. 局舎、機器等の保護強化

(2) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ア. 車載型地球局による臨時通信回線の設定
- イ. 職員による仮復旧の実施

第3. 通信設備応急対策計画（西日本電信電話株式会社）

1. 基本方針

地震時における電気通信サービスの確保に関わる基本的な考え方は、復旧活動・医療活動機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の途絶防止と一般通信の確保を図ることであり、迅速かつ的確な応急復旧対策を講じる。

2. 応急対策の基本

(1) 地震が発生した場合は、次の応急対策を実施する。

- ア. 通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）
- イ. 通信の確保（衛星通信、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の出動）
- ウ. 特設公衆電話の設置
- エ. 輻輳対策（発信規制、災害用伝言ダイヤル等の運用）

(2) 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策および復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。

3. 通信確保のための応急措置事項

(1) 最小限の通信を確保するため、次のとおり回線の復旧順位を定め、それに従い措置を講じる。

ア. 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係ある機関

イ. 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者および第1順位以外の国または地方公共団体

ウ. 第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

(2) 電気通信設備に対する応急措置

交換機をはじめとする所内設備および加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合には、代替設備として、被災地等に非常用交換機、応急ケーブル等を使用し、重要な通信を確保する。

(3) 臨時電話等受付所の開設

避難所等に臨時の受付所を開設し、電話等の利便を図る。

- (4) 特設公衆電話等の開設
 - 安否情報を始めとした生活情報流通確保のため各種災害対策機器等を出動させ、避難場所等に特設公衆電話を開設する。
- (5) 通信の利用制限
 - 次の理由により、通信のそ通が著しく困難な場合、またはその恐れがある場合は、重要通信を優先的に確保する必要性から電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。
 - ア. 通信が著しく輻輳する場合
 - イ. 通信電源確保が困難な場合
 - ウ. 回線の安定維持が困難な場合
- (6) 利用者への周知
 - 地震のため、通信が途絶した場合、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。
 - ア. 通信途絶、利用制限の理由および内容
 - イ. 災害復旧に対してとられている措置および応急復旧状況等
 - ウ. 通信の利用者に対し協力を要請する事項
 - エ. その他、必要な事項
- (7) 非常・緊急通話の取扱
 - 天災、事変その他の非常・緊急事態が発生し、または発生する恐れがある場合に、予防もしくは救援、交通、通信、電力の確保や社会秩序維持のため電話サービス契約約款に基づき、あらかじめ指定した機関について非常・緊急通話を取り扱う。
- 4. 復旧計画の方針
 - 地震により被災した通信回線の復旧にあたっては、電気通信設備等の機能、形態を被災前の状態に復するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張や改良工事等を盛り込んだ復旧工事を次のとおり行う。
 - (1) 原状に復する工事を行う。
 - (2) 被害を受けた原因を分析し、それぞれの原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を盛り込んだ復旧工事を行う。

第4. 放送施設応急対策計画（日本放送協会大津放送局、株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社、株式会社エフエム滋賀）

- 1. 基本方針
 - (1) 日本放送協会大津放送局
 - 地震が発生した場合は、非常災害対策規程に基づき、迅速、的確に必要な措置をとる。
 - なお、放送所、演奏所等が被災した場合は、衛星放送中継車を安全な場所に速やかに移動させ、放送を継続するよう努める。
 - (2) びわ湖放送（株）
 - 地震発生時には、「非常事態における放送実施要項」に基づき、特別放送本部を設置し、被災放送設備の状況を早期に把握し、迅速、的確に、放送維持に必要な措置をとる。
 - (3) （株）京都放送
 - 非常災害対策要領に基づく対策本部を設置し、応急復旧活動に努める。
 - (4) （株）エフエム滋賀
 - 地震発生時には、「非常事態対策要項」に基づき、非常事態対策本部を設置し、特別放送実施要領に基づき放送を継続する。
- 2. 応急対策
 - (1) 日本放送協会大津放送局
 - ア. 放送設備
 - 空中線給電線、放送機、電源等の各個所の被害については、必要に応じて、応急措置を講じる。
 - イ. 会館設備
 - (ア) 演奏設備が回復不能と判断される場合は、衛星中継車で放送を行う。
 - a. 連絡系統確保、非常無線通信の利用
 - b. 施設の応急対策
 - c. 非常持出機材・書類の搬出および設備、保管

- d. その他電波確保に必要な事項
- (イ) 局間連絡系統開設順位
 - 各放送局相互間の連絡にあたっては、原則として次の順位により単独に使用し、または併用する。
 - a. 打合せ専用回線（V. H. F回線も含む）
 - b. 加入電話
 - c. NHKの基地局、陸上移動局、および簡易無線局
 - d. NTT専用線（試験打合線、専科線借用）
 - e. 放送回線
 - f. 非常通信協議会加盟通信網
 - g. 放送電波
- ウ. 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講ずる。
 - (ア) 常設、臨時掲示板による情報提供
 - (イ) サービスカーの派遣、避難所等への拡声装置の取付
 - (ウ) 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設
- (2) びわ湖放送（株）
 - ア. 本社設備
 - (ア) 演奏所機器が被災した時は、応急措置により復元を試みるとともに、使用可能な機器の構成において放送を継続する。
 - (イ) 本社一送信所間の中継回線が不能の時は、番組中継用設備を設置して回線を確保する。
 - (ウ) 本社からの放送が不可能と判断される場合は、中継車設備等を利用し、これから直接放送を行う。
 - イ. 放送所設備
 - 放送機、空中線、電源等の被災については、直ちに現地に出向して状況を把握し、必要な応急措置を講じ、電波確保に努める。
 - ウ. 被災者に対する情報提供のため次の措置を講ずる。
 - (ア) 災害情報の中に手話を挿入
 - (イ) 災害放送関係の放送テロップを縮刷し、希望者に配布
- (3) (株) 京都放送
 - 放送施設の被害箇所を優先的に復旧するとともに、自主放送の継続および行政当局の要請による義援告知、情報伝達等に協力する。
 - 施設被災の臨時応急措置を可能な限り復元安定化し、保護対策を講ずる。情報収集活動は、緊急取材体制に基づき実施する。その他被災の程度に応じ対策本部が指示を行い復旧に努める。
 - ア. 演奏所が被災したときは、残存機械の能力に応じ臨時の機器構成において放送を継続する。
 - 中継回線が不能のときは、予備機器を送信所へ移設し、仮スタジオを設営して非常放送を続行する。
 - イ. 送信所が被災し、一号機、二号機とも運転できない場合は、非常用送信機を稼働する。空中線が倒壊したときは、臨時空中線を仮設し、減力放送を継続しながら復旧作業にあたる。
 - ウ. 中継局が被災したときは、その状況を把握するとともに現地の応急処置を指示して、復旧救援に出向する。
 - エ. その他非常災害対策要領に従い、災害応急措置に努める。
- (4) (株) エフエム滋賀
 - ア. 送信所設備
 - (ア) 給電線、空中線等の被害については、NHKと協力して応急措置を行う。
 - (イ) 送信機が被災した場合は、減力放送を継続しながら復旧作業にあたる。
 - (ウ) 自家発電設備が被災した場合は、他局から電力供給を受け放送を継続し、電源設備の復旧作業にあたる。
 - イ. 本社放送設備
 - (ア) 本社放送設備が被災した場合は、応急措置により復元に努めるとともに、使用可能な機器を使用して放送の継続に努める。
 - (イ) 本社演奏設備が使用不能な場合は、仮設機材で放送の継続に努める。
 - (ウ) 本社演奏所一送信所間の番号伝送装置が使用不能な場合は、仮設機材を送信所へ搬入し、仮設スタジオを設置して放送の継続に努める。
 - ウ. 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講ずる。
 - (ア) 見えるラジオ（文字多重放送）を通じて耳の不自由な人に文字情報を提供する。
 - エ. 災害および被害状況の取材に努め、放送するとともに、行政や防災関係機関の要請による義務告知、

情報伝達、広報活動等に協力する。

第5. 警察通信施設応急対策計画（県警察本部）

1. 基本方針

早期に被害実態を把握し、必要な場合には臨時中継所等を設置し、通信の確保に努める。

2. 応急対策

(1) 通信施設の被害実態の把握

警察本部および各警察署に設置されている全電話回線および全無線電話について被害実態を把握するための通信試験を実施する。

(2) 応急通信設備等の設置

通信施設が被災した場合、被災状況や災害警備活動の状況に応じて、次の通り応急通信対策を実施する。

ア. 応急通信所（県間通信）の開設

イ. 臨時中継所の設置

ウ. 臨時基地局の設置

エ. 有線応急架設、W I D E 通信システムによる臨時電話の設置およびF A X、パソコン等の設置

オ. 非常用通信車、衛星通信車の配置（近畿管区警察局へ要請）

(3) 予備電源の使用

停電に際しては、発動発電機、可搬型発動発電機を運転する。

第6. 郵便施設応急対策計画（大津中央郵便局）

1. 基本方針

地震時においては、被災地域の通信の孤立化を防ぐため、通信設備の災害防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、郵政業務の早期回復をめざす。

2. 応急対策

(1) 被災地における郵便の運送および集配の確保または早期回復を図るため、災害の態様および規模に応じて運送または集配の経路または方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便または臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講ずる。

(2) 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保および窓口取扱時間または取扱日の変更等の措置を講ずる。

第9節 警備計画（県警察本部）

第1. 計画方針

防災関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、地震が発生し、または被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命および身体の保護を第一とした災害警備活動等に努める。

第2. 大地震発生時の措置

1. 発生時における警察活動

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 救出救助活動等
- (3) 避難誘導
- (4) 死体見分
- (5) 二次災害の防止
- (6) 危険個所等における避難誘導等の措置
- (7) 地域安全活動等社会秩序の維持
- (8) 緊急交通路の確保
- (9) 被災者等への情報伝達活動
- (10) 報道対策
- (11) 情報管理に関する措置
- (12) 関係機関との相互連携
- (13) ボランティア活動等の受入れ

2. 警備体制

- (1) 職員の招集・参集および体制の確立
地震発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、全警察職員を招集・参集させ、災害警備体制を確立する。
- (2) 広域的な受援体制
県公安委員会は、被害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊等の援助要求を行う。
- (3) 大震災警備本部の設置
滋賀県警察大震災警備計画(平成8年3月15日 滋警例規第7号)の定めるところによる。

(4) 県警備本部の編成及び任務内容

本部長	副本部長	幕僚	班名	班長	任務内容	
警察本部長	警備部長	生活安全部長	総括班	警備第二課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警備本部の運営、各班の調整に関する事。 2. 警備対策の総括指揮に関する事。 3. 警察庁、管区警察局等への報告・連絡に関する事。 4. 他府県警察に対する援助要請に関する事。 5. 県災害対策本部等関係機関との連絡・調整に関する事。 	
			実施班	(兼) 警備第二課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警備部隊の招集、編成配置運用に関する事。 2. 負傷者の救出救護、行方不明者の検索に関する事。 3. 避難誘導に関する事。 4. 二次災害防止、警戒区域の設定に関する事。 5. 広域緊急援助隊等県外警備部隊の受入れに関する事。 	
		情報班	警備第一課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災情報の集計・提供に関する事。 2. 地震情報の受理、伝達に関する事。 3. その他治安情報の収集に関する事。 		
		交通班	交通企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通部隊の招集、編成、配置運用に関する事。 2. 交通関係被災情報の収集に関する事。 3. 道路管理者、運輸機関その他関係機関、団体との連絡に関する事。 4. 緊急交通路・う回路の確保、交通規制に関する事。 5. 緊急通行車両優先通行の確保に関する事。 6. 広域緊急援助隊等県外交通部隊の受入れに関する事。 		
	警務部長	刑事部長	交通部長	捜査班	刑事企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 捜査部隊の招集、編成、配置運用に関する事。 2. 遺体の収容に関する事。 3. 死体の検視、身元確認に関する事。 4. 震災時における犯罪の捜査に関する事。 5. 県外捜査部隊の受入れに関する事。
				地域安全班	生活安全企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般治安部隊の招集、編成、配置運用に関する事。 2. 被災地の警戒活動に関する事 3. 避難所・避難住民対策等地域安全活動に関する事。 4. 悪質商法、暴利行為等震災便乗事犯の取締まりに関する事。 5. 県外一般治安部隊の受入れに関する事。 6. 警備業者の運用に関する事。
		情報通信部長	情報通信部長	県民対策班	警察県民センター所長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者・県民等からの相談・苦情等に関する事。 2. 行方不明者相談所の設置

本部長	副本部長	幕僚	班名	班長	任務内容
			装備班	警務部 監察官	1. 装備隊の招集、編成、運用に関する事。 2. 車両、装備資機材の調達・補給に関する事。
			補給班	会計 課長	1. 補給隊の招集、編成、運用に関する事。 2. 宿舎、給食、燃料の調達・補給に関する事。 3. 警察施設の被害調査、防護に関する事。
			広報班	広報官	1. 報道対策に関する事。 2. 広域活動に関する事。 3. 現場活動の記録に関する事。
			訟務・ 情管班	監察官 室長	1 被災情報管理に関する事。 2 被留置者の取扱いに関する事。
			通信班	機動通 信課長	1 機動警察通信隊の招集、編成、運用に関する事。 2 通信施設の被害状況の把握に関する事。 3 通信施設の架設・保守に関する事。 4 通信機器の受援に関する事。 5 県外通信部隊の受入れに関する事。

[参考]

- ・ 災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定
(滋賀県警備業協会) (参考 49 (1))
- ・ 災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定細目
(滋賀県警備業協会) (参考 49 (2))

第10節 交通規制計画（県警察本部）

第1. 計画方針

地震が発生し、または被害が発生するおそれがある場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止し、または制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地域への流入を抑制し、避難路および緊急交通路を確保する等、被災地および関連道路の交通の安全と円滑を図る。

第2. 交通規制要領

1. 交通状況の把握

県警察本部は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知機等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2. 規制の実施

(1) 地震発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保および被害の拡大防止等を図るため、走行中の車両を停止させ、道路外または道路左側に退避させるほか、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

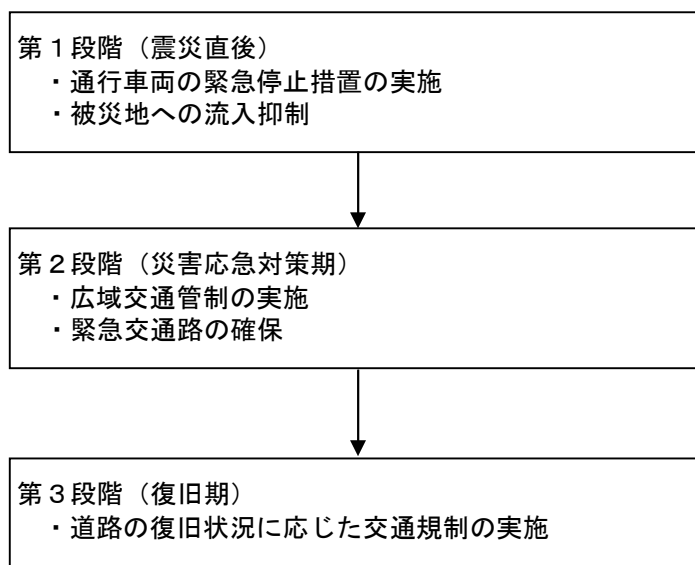
(2) 災害応急対策期の交通規制

災害対策を的確かつ円滑に行うため、広域交通管制を実施し、速やかに区域または区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するなどして、緊急交通路を確保する。

(3) 復旧期の交通規制

円滑な害復旧を図るため、被災地およびその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制を見直しする。

[交通規制の実施フロー]



3. 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の指定

高速道路、国道、主要地方道路を中心とした緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するとともに迂回誘導を行う。

(2) 交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

(3) 警備業者等への派遣要請

被害の状況に応じて警備業者等に対し、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

4. 広域交通管制の実施

大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定等に基づき、他府県警察との連携を密にして、幹線道路を中心とした広域的な交通管制を実施する。

5. 広域緊急援助隊（交通部隊）の派遣要請

緊急交通路を確保し、広域交通管制を迅速かつ的確に実施するため、広域緊急援助隊（交通部隊）の派遣要請を行う。

6. 交通情報の提供

緊急交通路の確保と回誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、インターネット、道路交通情報板、路側通信および道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに交通情報を提供する。

7. 緊急通行車両の確認

県警察本部（交通規制課）または県（防災危機管理局）は、緊急通行の交通需要をあらかじめ把握し、かつ災害発生時における確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等届出制度の整備を図るものとする。

災害発生時においては、県警察本部（交通規制課）または各警察署は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書および標章を交付する。

（1）緊急通行車両の確認を行う車両

災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）

[参考]

- ・ 災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定
（滋賀県警備業協会）・・・（参考 49（1））
- ・ 災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定細目
（滋賀県警備業協会）・・・（参考 49（2））
- ・ 緊急通行車両申請様式・・・（参考 71）

第11節 輸送計画（各機関）

第1. 計画方針

災害応急対策の実施に必要な要員および物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものであり、被害の状況、緊急度、重要度などを考慮の上、交通の確保、緊急輸送機器および要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。その際に配慮すべき事項と輸送対象の優先順位を次のように定める。さらに、地震発生後の経過時間毎に想定される各輸送方法の状況を考慮し緊急輸送実施計画を定める。

1. 緊急輸送活動時に配慮すべき事項

- (1) 人命の安全確保
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2. 輸送対象の優先順位

(1) 地震発生後24時間程度まで

- ア. 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資
- イ. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資
- ウ. 地方公共団体等の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ. 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員および物資

(2) 地震発生後3日程度まで

- 上記(1)に加えて
- カ. 食料、水等生命の維持に必要な物資
- キ. 傷病者および被災者の被災地域外への移送

(3) 地震発生後4日目以降

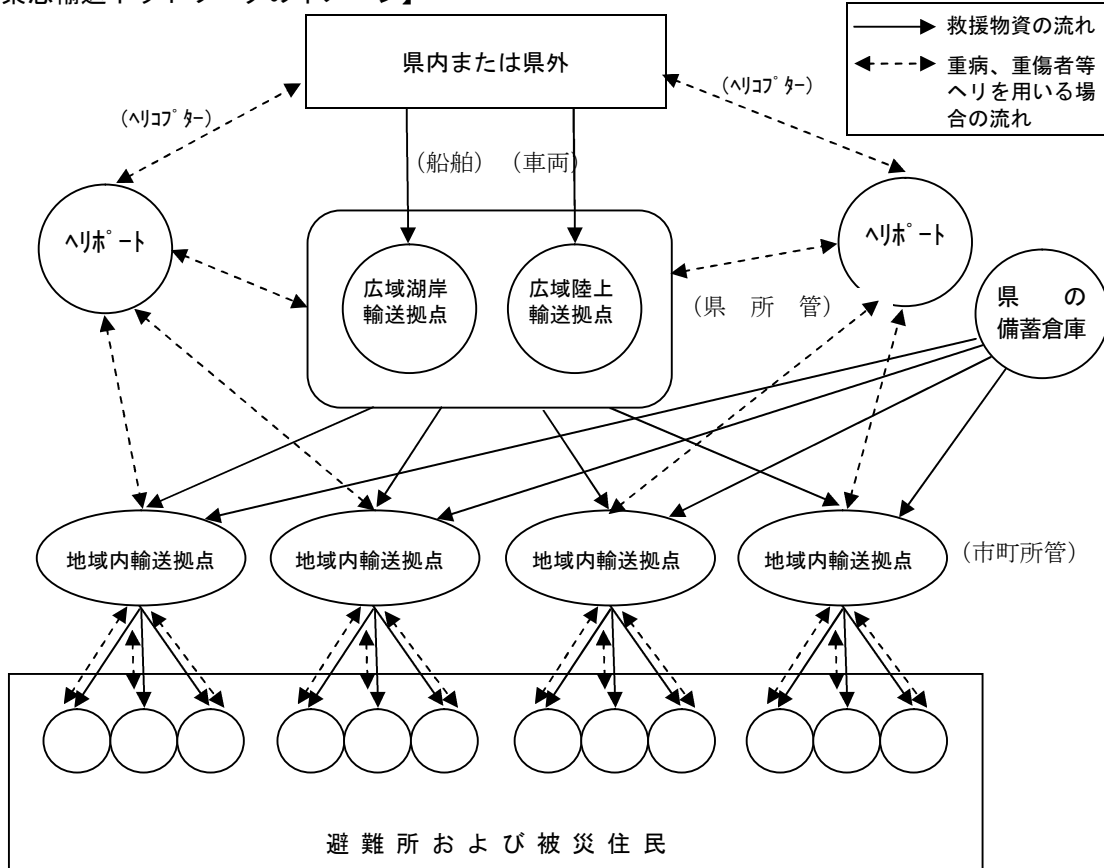
- 上記(2)に加えて
- ク. 災害復旧に必要な要員および物資
- ケ. 生活必需品

第2. 緊急輸送ネットワークの確保

1. 緊急輸送ネットワークの確保

陸上輸送により県外などからの緊急物資等の受入・積替・配分等を行う広域陸上輸送拠点、および湖上輸送により緊急物資等の積替・配分等を行う広域湖岸輸送拠点、広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、地域内の避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う地域内輸送拠点、さらにはヘリポート等を車両、船舶、ヘリコプターで有機的に結ぶ緊急輸送ネットワークの確保を図る。

【緊急輸送ネットワークのイメージ】



2. 緊急輸送道路

「災害予防計画第10節」で定めた緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため必要な道路が、ネットワークとして機能するよう早期確保を図る。（第13節参照）

(1) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地と地方中心拠点および県外とを連絡する広域的な主要幹線道路（高速自動車道および一般国道を基本とする。）

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町役場および主要な防災拠点を相互に連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路

その他緊急輸送に必要な道路（市町地域防災計画において計画）

3. 輸送拠点

次の基準で緊急輸送を実施する際の輸送拠点を指定する(資料編参照)。これら輸送拠点については、緊急輸送ネットワークで有機的に結ばれている。

- (1) 広域陸上輸送拠点：陸上輸送による県外などからの緊急物資等の受け入れ・積替・配分等を行う拠点であり、一定以上の面積を有することのほか主要幹線道路との交通が容易であることを要件として指定する。
- (2) 広域湖岸輸送拠点：湖上輸送による緊急物資等の積替・配分等を行う拠点であり、一定以上の面積を有することのほか、港湾施設に隣接していることを要件として指定する。
- (3) 地域内輸送拠点：広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、地域内の避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う拠点であり、市町本部との円滑な連絡体制が確立できることが望ましい。
- (4) ヘリポート：航空法によってヘリコプターの発着が認められた用地について指定する。

(注) ヘリポートと避難地については、競合することのないよう配慮の上あらかじめ定めるものとする。

4. 備蓄物資の輸送

県本部は、県の備蓄倉庫にあらかじめ確保している食料、生活必需品等の緊急物資を滋賀県トラック協会および湖上船舶輸送機関との連携により、あらかじめ市町ごとに定める地域内輸送拠点まで輸送する。

5. 避難所等に対する救援物資の輸送

県本部は、県内、県外からの被災者に対する救援物資を広域輸送拠点で受け入れ、滋賀県トラック協会等の協力を得て、各市町本部が開設する地域内輸送拠点に配送する。

市町本部は、県本部から配送された救援物資を仕分し、滋賀県トラック協会等の協力を得て、各避難所、病院および社会福祉施設等に配送し、被災者に配付するものとする。

第3. 交通の確保

1. 道路交通の確保

(1) 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

走行中の車両は次の要領により行動し、避難のために車両は使用しない。

ア. できる限り安全な方法により車両は道路の左側に停車する。

イ. 停車後はカーラジオ等により地震情報および交通情報を聴取し、その情報および周囲の状況に応じて行動する。

ウ. 車両をおいて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて停車し、エンジンを切る。エンジンキーはつけたままとし、窓を締め、ドアロックはしない。

(2) 情報の収集

県下で地震が発生した場合に、県本部は、道路管理者、警察、自衛隊等の協力を得て主要道路の被害状況について情報の収集を行う。

(3) 交通規制の実施、緊急交通路の指定

「第10節交通規制計画」に定められた要領により、迅速に交通規制を実施し、緊急交通路を指定する。交通規制を実施した場合および緊急交通路を指定した場合、報道機関等を通じ、交通規制の内容を広く周知徹底させることに努める。

(4) 緊急道路応急復旧の実施

「第13節道路施設応急対策計画」に定められた要領により道路の応急復旧を実施する。その際、緊急交通路等の早期復旧に対し、各道路管理者は相互に協力するものとする。

(5) 緊急通行車両の取扱い

ア. 道路整備特別措置法第12条の規定により料金を徴収しない緊急自動車で災害時に緊急輸送等のため通行するときは、緊急通行車両として知事または県公安委員会が交付した緊急通行車両確認証明書および標章によることとし、通行取扱いについては滋賀県道路公社、西日本高速道路株式会社または中日本高速道路株式会社の指示によるものとする。

イ. 道路整備特別措置法施行令第6条の規定に基づく国土交通省告示（昭和31年建設省1695号）による災害救助、水防活動または消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のものが通行するときは、あらかじめ道路管理者に通知し、必要に応じて通行証の交付をうけるものとする。

2. 航空交通の確保

(1) 情報の収集

県下で地震が発生した場合には、県本部は、ヘリポートおよび臨時ヘリポートの指定地の被害状況等について情報の収集を行う。

(2) ヘリポートの開設

県本部およびヘリポートの管理者は、必要に応じてヘリポートおよび臨時ヘリポートを開設する。また、必要に応じて運輸省大阪航空局等にヘリポートにおける離着陸の管制を依頼する。

(3) ヘリポート開設情報の伝達

県本部はヘリポートの開設状況に関する情報を国、自衛隊、応援主管府県等に迅速に伝達する。

3. 湖上交通の確保

(1) 情報の収集

県下で地震が発生した場合には、県本部は、施設管理者等から港湾施設、漁港施設の被害状況等について情報の収集を行う。その際、必要であれば滋賀県漁業協同組合連合会等の協力を受ける。

(2) 港湾施設等の応急措置

港湾および漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。

(3) 陸上自衛隊に対する支援要請

県本部は、港湾および漁港が損壊し、応急的な措置では機能回復が図れない場合には、自衛隊に緊急輸送の実施に必要な仮設栈橋等の設置を要請する。

4. 鉄軌道交通の確保

(1) 情報の収集

県下で地震が発生した場合には、県本部は鉄道事業者等の協力を求め鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

(2) 鉄道施設の応急復旧の実施

「第12節鉄道施設応急対策計画」に定められた要領により鉄道施設の応急復旧を実施する。

第4. 緊急輸送用機器および要員の確保

1. 車両および陸上輸送要員の確保

県本部および市町本部が実施する緊急輸送のため次の方法により車両および陸上輸送要員を確保する。

(1) 県、市町など防災機関の保有する車両を確保する。

(2) 「災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定」に基づき滋賀県トラック協会から車両および要員を確保する。

(3) 自衛隊、応援主管府県に対して人員および物資の輸送について支援要請を行う。

2. 航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員の確保

県本部および市町本部が実施する緊急輸送のため次の方法により航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員を確保する。

(1) 県の保有する防災ヘリを確保するとともに、県警察本部と協議の上県警察本部の保有する県警ヘリを確保する。

(2) 自衛隊に対して航空機による人員および物資の輸送について支援要請を行う。

(3) 国および応援主管府県等に対して応援要請を行う。

(4) ヘリコプターを保有する民間企業等に対して応援要請を行う。

3. 船舶および湖上輸送要員の確保

県本部または市町本部が県本部に要請して実施する緊急輸送のため次の方法により船舶および湖上輸送要員を確保する。

(1) 県、市町など防災機関の保有する船舶を確保する。

(2) 「災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定書」に基づき滋賀県漁業協同組合連合会から漁船および要員を確保する。

(3) 「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」に基づき琵琶湖汽船株式会社および近江トラベル株式会社から船舶および要員を確保する。

4. 鉄軌道輸送の確保

県本部および市町本部が実施する緊急輸送のため鉄道を用いる場合は、それぞれの実施機関において、JR、私鉄会社と協議して行うものとする。

(1) JR輸送

緊急輸送の要請は最寄り駅長を通じて行い、JRは、防災関係機関等部外からの要請で緊急輸送の必要があると認めるときは、その万全を期するものとする。

(2) 私鉄輸送

当該会社と協議して行う。

第5. 緊急輸送実施計画

1. 基本方針

県下で大規模な地震が発生した場合には、地震発生後の時間経過に従って交通の回復状況や必要とされる物資、要員などが変化するために、それらを検討の上、緊急輸送実施計画を策定する。

なお、緊急輸送の実施においては、道路輸送の利用を原則とし、湖上輸送および航空輸送が道路輸送の補助的役割を担うものとする。また、湖上輸送における人員の輸送は県などの公共機関保有の船舶または運輸会社保有の船舶によるものとし、物資等の輸送はこれら船舶および漁船によるものとする。

2. 地震発生後24時間程度まで

地震発生後24時間程度の間は道路交通の機能が十分に回復しないことが想定されるため、人命救助の観点から最優先で輸送すべき救急救助要員およびその活動に必要な資材については、道路輸送の他、ヘリコプターおよび船舶を用いて輸送する体制を確保するとともに、消防用車両や救助に用いられる重機などについては、最優先で道路交通によって輸送する。また、ライフライン企業の初動応急対策に必要とされる物資、要員の通行を行う。

(1) 道路輸送

まず第一に、消防車両、消防要員および救急救助要員、その活動に必要な資機材、重機および医療スタッフと医療資機材を最優先で被災地に通行させる。

次に緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧のための物資および要員を被災地に通行させる。

以上の活動が一段落した後に、被災者に対する水、食料、毛布等の生命の維持に必要とされる救援物資の輸送を開始する。また、ライフライン企業の初動応急対策に必要とされる物資、要員の通行を行う。

(2) 航空輸送

主に医療スタッフおよび医療資機材を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病患者などの後方搬送を行う。

(3) 湖上輸送

必要に応じて救急救助要員および携行救出機材、医療スタッフおよび医療資機材を被災地に輸送する。

その他、被災者に対する水、食料、毛布等の生命の維持に必要とされる救援物資の輸送を行う。

3. 地震発生後3日目程度まで

地震発生後2日目からは道路交通の機能が徐々に回復することが想定されるため応急対策に必要な車両、傷病者や被災者の被災地外への輸送および被災者に対する救援物資の輸送を行う。

また、船舶を用いて傷病者や被災者の被災地外への輸送を開始する。さらに、漁船等を用いて、避難者に対する救援物資の輸送を行う。

(1) 道路輸送

引き続き、消防車両、消防要員および救急救助要員、その活動に必要な資機材、重機および医療スタッフと医療資機材を最優先とするが、それに加えて避難者に対する水、食料、毛布等の救援物資の輸送、傷病者や被災者の被災地外への輸送などの応急対策を目的とする車両などを通行させる。

(2) 航空輸送

主に医療スタッフおよび医療資機材等の緊急性を要する要員および物資を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病患者などの後方搬送を行う。

(3) 湖上輸送

避難者に対する水、食料、毛布等の救援物資の輸送を行う。また、必要に応じて救急救助要員および資機材等の輸送および傷病者や被災者の被災地外への輸送を行う。

4. 地震発生後4日目以降

地震発生後4日目以降は道路交通の機能が安定することが想定されるため、徐々に道路交通のみによって緊急輸送を行う体制に移行させる。

また、緊急性を要する要員、物資の輸送にはヘリコプターを活用するものとする。

(1) 道路輸送

応急対策のために必要な車両や復旧活動のために必要な車両の通行を行う。

(2) 航空輸送

緊急性を要する要員および物資の輸送および重傷者や重病患者などの後方搬送等を行う。

(3) 湖上輸送

必要に応じて避難者に対する水、食料、生活必需品等の輸送を行う他、被災者および一般の県民等の輸送を行う。

[参照]

- ・災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定書
(社)滋賀県トラック協会)・・・(参考 33)
- ・災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定書
(滋賀県漁業協同組合連合会)・・・(参考 34)
- ・災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書
(琵琶湖汽船株式会社)・・・(参考 35 (1))
- ・災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書
(近江トラベル株式会社)・・・(参考 35 (2))
- ・災害時等における相互協力に関する協定
(西日本高速道路株式会社)・・・(参考 55)
(中日本高速道路株式会社)・・・(参考 56)
- ・滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画総括表・・・(参考 10)
- ・広域輸送拠点一覧表・・・(参考 11)
- ・緊急通行車両申請様式・・・(参考 71)

第 12 節 鉄道施設応急対策計画

第 1. 計画方針

鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るために必要な対策計画を確立する。

第 2. JR 鉄道施設応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社）

1. 基本方針

(1) JR 西日本

地震発生の場合、防災業務実施計画、鉄道事故および災害処置要項、災害時運転取扱要項の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

(2) JR 東海

地震発生の場合、災害時運転規制等取扱細則、運転事故および災害応急処理取扱細則、新幹線災害時運転規制等取扱細則、新幹線運転事故および災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

2. 応急対策

(1) JR 西日本京都支社

ア. 地震時の運転規制基準と警備

運転規制値（地震）

運 転 規 制	
速 度 制 限	運 転 見 合 せ
<p>地震計が 40 ガル以上 79 ガル以下を示したとき。 (標準)</p> <p>規制区間内を初列車は 15 km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、次列車は 45km/h 以下で運転を行い、次列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。</p> <p>ただし、要注意箇所が設定されている場合は、保守担当区長がポット巡回を行い、異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。</p>	<p>地震計が 80 ガル以上を示したとき。 (標準)</p> <p>規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。この場合、震度 4 以下のときは、15 km/h 以下で最寄駅に到着後、運転を見合わせる。その後、保守担当区長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は 30km/h で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。</p>

イ. 運転事故等が発生したときは、京都支社内に事故対策本部を、事故現場に現地対策本部を設置するものとする。

[事故対策本部等の種別、設置標準および招集範囲]

種 別	設 置 の 標 準	招 集 範 囲 (支社内間接社員)
第 1 種 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な事故等が発生したとき ・ お客様、通行人等に死傷者が生じたときまたはそのおそれがあるとき ・ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・ 特に必要と認めたとき 	招集可能者の全員
第 2 種 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な事故等が発生したとき ・ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・ 特に必要と認めたとき ・ その他特に必要と認めたとき。 	招集可能者の半数
第 3 種 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他必要と認めたとき（台風・降雨降雪等により、大きな輸送障害のおそれがあるとき） 	必要最小数

※ 招集範囲は、本部員の班別構成標準による。

※ 上記を標準として関係課室長、駅区所長は、種別毎の召集者を定めておくこと。

※ ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置および体制の変更が指示される場合がある。

(2) JR東海 東海鉄道事業本部

ア. 危険防止措置

(ア) 乗務員は、地震を感知した場合、橋りょう、がけ地、トンネル等の危険な場所を避け、ただちに列車を停止させる。

(イ) 輸送指令または駅長は、地震を感知した場合にその震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転、出発の見合わせ等の必要な措置をとる。

(ウ) 保守担当区長は、一定の震度以上の場合および被害発生のおそれがある場合、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施して列車運転の可否を決定する。

イ. 対策本部、復旧本部の設置

地震発生の場合、部内規程の定めるところにより、東海鉄道事業本部に対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図るものとする。

ウ. 地震発生時の動員体制

地震発生時の緊急出動は、部内規程等に定める非常招集計画による。

エ. 資機材および車両の確保

鉄道復旧に必要な資機材及び車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともにその確保に努めるものとする。

(3) JR 東海新幹線鉄道事業本部、関西支社

ア. 地震発生により、テラスが作動した場合、あらかじめ制定した巡回パターンにより安全を確認する。テラスの地震被害発生予想(地震強度)により巡回パターンを4段階(甲、乙、丙、丁)とし、全線巡回(甲)部分巡回(乙)添乗巡回(丙)としている。なお、運転再開は、段階的な方法をとる。

イ. 災害対策本部の設置

地震の発生により感震器が作動し、列車が停止した場合は、地震の規模および感震器作動の範囲により、新幹線鉄道事業本部および現地に対策本部を設置し、情報の収集、救護、応急復旧、輸送上の諸手配、災害の調査等を行う。

ウ. 社員の非常招集

関係箇所長は、応急対策に必要な社員に対し、あらかじめ制定した非常招集計画に基づき、非常招集を行う。

エ. 関係箇所長は、次のような計画を策定し応急復旧体制を確立している。

(ア) 関係社員の非常招集計画

(イ) 応急復旧用資材の所在、および数量の把握

(ウ) 関係協力会社へ非常出動を要請した場合の出動可能要員の把握

(エ) 応急復旧用機械の所在と常時使用可能台数の把握

(オ) その他、関係機関への連絡、方法等の確立

第3. 私鉄等施設応急対策計画(京阪電気鉄道株式会社、近江鉄道株式会社、

信楽高原鐵道株式会社)

1. 基本方針

(1) 京阪電気鉄道(株)

地震が発生した場合、大津鉄道事業部地震災害対策心得により、初動対応し点検を行う。点検の結果、災害の発生を知った場合には、非常対策本部を設置し、直ちに災害対策活動に入るが、人命の尊重を最優先にした施策を講ずる。

施設の復旧については、復旧本部を設置して直ちに復旧にかかる。

(2) 近江鉄道(株)

地震が発生した場合、運転取扱心得および鉄道事業緊急時対策内規の定めるところにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。

(3) 信楽高原鐵道(株)

地震が発生した場合、災害対策本部を設置し、その状況を冷静に判断し、災害時運転取扱の手続を守り、被害の拡大防止と旅客の安全確保に努め、被害を早急に復旧して輸送の早期再開を図る。

2. 応急対策

(1) 京阪電気鉄道（株）

二次災害の防止・早期復旧を図るため次の措置を講ずる。

- ア. 地震発生時の連絡はあらかじめ定められた通信系統によるが、震度5以上の地震時には、呼び出しが無くてもあらかじめ指定された場所に出勤し、定められた業務に就く。
- イ. 地震の程度に応じてあらかじめ定められた基準により、駅長あるいは技術各部が施設を点検し、運転取扱いを行う。
- ウ. 本部は各関係機関に被災状況を報告するとともに、必要に応じて応援を求める。ただし、初期段階では運転指令者が情報収集・伝達を行う。
- エ. 旅客に死傷者が出た場合、緊急時救急体制指導心得に基づく救助活動に入る。
- オ. 災害の状況により、救援列車を整え、現場に急行する。
- カ. 不通個所の代行、振替輸送の手段検討を行う。

(2) 近江鉄道（株）

ア. 地震発生時の運転規制と警戒

(ア) 震度計が40ガル（震度3）以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は列車運転士ならびに各駅長に、地震の大きさを通報するとともに列車の運転に注意を促す。

(イ) 震度計で40ガル～80ガル（震度4）の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、その後、各駅長ならびに列車運転士から情報を得て異常がないと認めたときは、25km/h以下で対向列車のある駅または先行列車のあった駅まで注意運転し、運転指令までその結果を報告させるように指令する。

(ウ) 震度計が80ガル（震度5弱）以上の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、線路施設等の点検を行う。

イ. 現地対策本部、緊急事態対策本部の設置

被害が発生した場合、発生地に現地対策本部を、またその状況により本社に緊急事態対策本部を設置する。

ウ. 本部の任務内容

本部は次の業務を行う。

- (ア) 情報の収集、伝達
- (イ) 職員の非常招集
- (ウ) 災害箇所の調査、報告
- (エ) 救護活動の支援
- (オ) 応急復旧用の資材調達
- (カ) 振替輸送および代行輸送の手配

(3) 信楽高原鉄道（株）

ア. 災害対策本部の設置

被害が発生した場合、その状況により本社に災害対策本部をまた、被害発生地には現地復旧本部を設置する。

イ. 本部は次の業務を行う。

- (ア) 被害情報の収集と現地本部への伝達
- (イ) 職員の非常招集
- (ウ) 災害箇所の調査および報告
- (エ) 応急復旧工事用機器材料の調達
- (オ) 振替輸送

ウ. 運転指令は、地震が発生して列車の運転が危険と判断した場合は、直ちに列車無線により列車の停止手配を指令して、次の処置をとる。

(ア) 停止した列車の位置を把握し、被害情報確認に努める。

(イ) 震度階が4以下の場合は、運転再開する。ただし注意運転とする。（25km/h以下）

(ウ) 震度階が5弱以上の場合は線路の状態を総点検し、必要な対策を講ずる。

エ. 災害復旧にあたっては、早期復旧に全力を尽くし、危険箇所の点検後、安全を十分確認した後運送業務にあたる。

第13節 道路施設応急対策計画

第1. 計画方針

地震により被災した地域の救援活動や消防・生活物資を輸送する車両の円滑な通行を確保するため、被害を受けた道路施設、交通安全施設等を速やかに復旧し、交通の確保に努める。応急復旧にあたっては、緊急輸送道路ネットワークが機能するよう、優先順位を設定し、道路管理者間で連携を図りつつ行うものとする。

第2. 基本計画（道路課）

1. 基本方針

道路管理者は、地震発生後の道路状況をそれぞれの初動態勢において的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して交通の確保に努める。

2. 情報連絡

道路管理者は、地震発生後それぞれの初動態勢に基づき、直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路の状況、通行の状況を把握する。

また、収集した情報をもとに、速やかに応急復旧計画を立案する。

(1) 道路管理者間の情報連絡

地震発生後直ちに、それぞれが管理する道路の被害状況等の情報を収集する。収集した情報は、速やかに県本部（土木交通部道路班）へ連絡し、道路情報の一元化を図る。

また、隣接府県の道路管理者とも道路情報の交換をし、広域的な道路網の状況把握に努める。

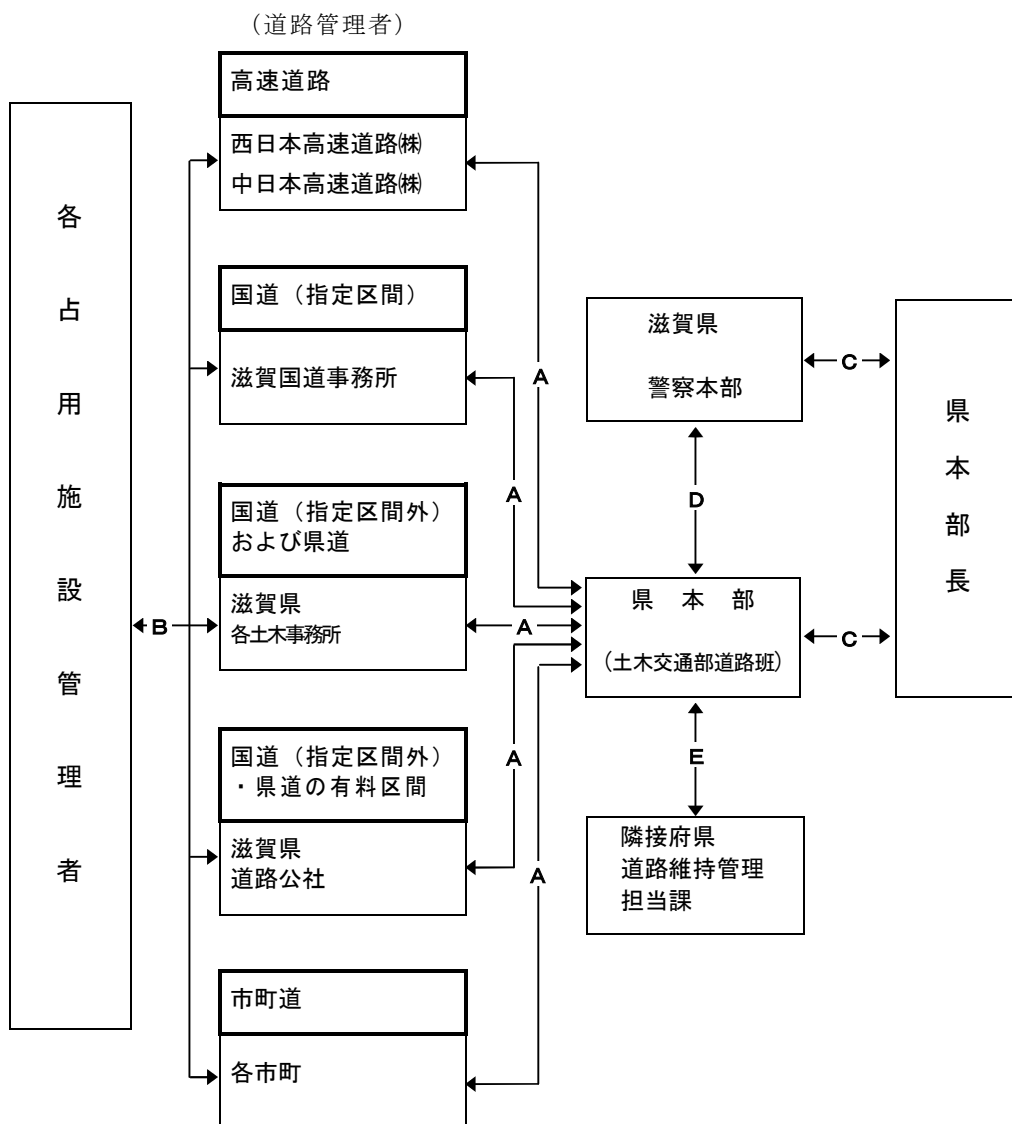
(2) 道路占用施設管理者との情報連絡

それぞれが管理する道路における上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害状況等の収集に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用物の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

(3) 警察との情報連絡

道路管理者は、警察本部および所管の警察署との連絡を密にし、被害状況、通行規制状況等の情報を交換する。

[道路応急復旧活動体制]



【情報連絡内容】

- A：道路被害状況等の情報収集、県本部への情報の一元化
- B：ライフライン等の道路占有施設の被害状況等の通知と早期復旧の指示
- C：緊急に確保すべきルートを選定
 県本部長は道路管理者と県警察本部と協議の上、緊急に確保すべきルートを選定する。
 これに基づき、県警察本部は道路被害状況、交通規制状況を踏まえ、通行の禁止および規制を行う。
 道路管理者は次のページに示す優先順位で応急復旧にあたる。
- D：道路被害状況、通行規制状況等の連絡調整を行う。
- E：通行禁止および規制の連絡のほか、被害状況等の情報を交換する。

3. 通行の禁止および制限

道路管理者は、道路の破損・決壊・その他の事由により通行が危険であると判断される場合には、区間を決めて通行を禁止または制限する。（道路法による通行禁止）

通行の禁止および制限を行った場合には、その内容を警察本部や他の防災機関および関係する隣接府県に速やかに連絡する。

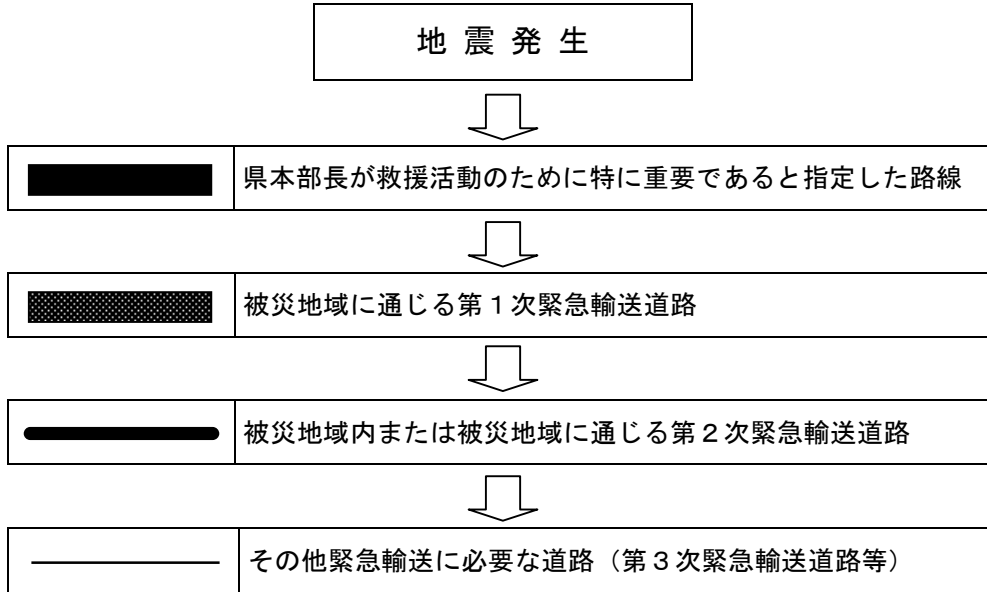
4. 応急復旧の優先順位

県本部長は、地震発生直後における道路の被害状況・通行確保状況等の情報をもとに、「災害予防計画第9節」で定めた緊急輸送道路ネットワーク計画を基本に県警察本部ならびに道路管理者と協議して、緊急に確保すべきルートを選定する。

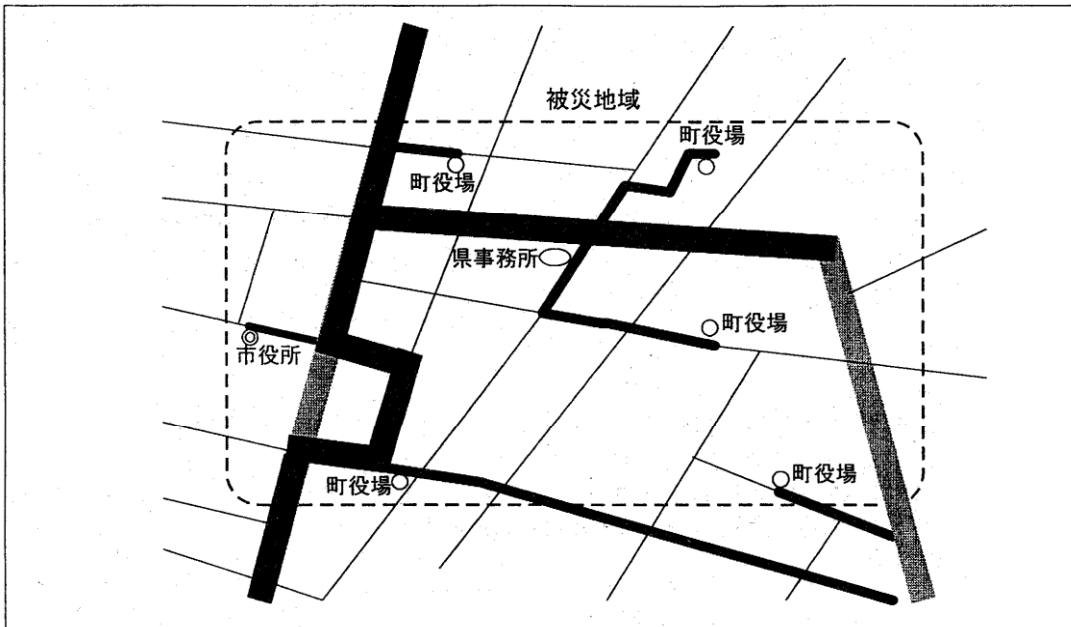
道路管理者は、この結果に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急道路ネットワークを確保する。

- (1) 県本部長が、救護活動の緊急輸送のために特に重要であると指定した路線
- (2) 被災地域に通じる第1次緊急輸送道路
- (3) 被災地域内または被災地域に通じる第2次緊急輸送道路
- (4) その他緊急輸送に必要な道路(第3次緊急輸送道路)

[応急復旧の優先順位]



[緊急輸送道路ネットワーク模式図]



- (1) 第1次緊急輸送道路
県庁所在地と地方中心拠点および県外とを連絡する広域的な主要幹線道路（高速自動車道および一般国道を基本とする。）
 - (2) 第2次緊急輸送道路
第1次緊急輸送道路と市町役場および主要な防災拠点を相互に連絡する道路
 - (3) 第3次緊急輸送道路
その他緊急輸送に必要な道路（市町地域防災計画において計画）
5. 道路管理者の相互協力
それぞれの道路管理者は、県本部と緊密に連絡をとり、互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行う。
また、応急復旧作業の実施にあたっては、互いに協力して緊急に確保すべきルートの早期確保に努める。

第3. 指定区間外国道、地方道応急対策計画（道路課）

1. 基本方針
県本部および市町本部は、地震発生後の応急対策活動を円滑に行うため、県本部長が選定した緊急に確保すべきルートの早期確保に努める。
2. 応急対策
 - (1) 市町本部
 - ア. 情報収集
それぞれの計画の定めるところにより、地震発生後直ちに現地調査を行い、道路に関する情報を収集する。
また、収集した道路情報は、速やかに県地方本部（各土木事務所）に連絡する。
 - イ. 応急復旧
 - (ア) 収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。
 - (イ) 応急復旧は、原則として県本部長が選定した緊急に確保すべきルートを優先的に行う。
 - (3) 県本部
 - ア. 情報収集
あらかじめ定めた緊急初動態勢に基づき職員を現地に派遣し、緊急輸送道路等の被害状況、交通確保状況等の情報を収集する。
また、市町本部や所轄の警察署等から収集した情報も集約して情報の一元化を図る。
 - イ. 応急復旧
 - (ア) 収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。
 - (イ) 応急復旧は、県本部長が選定した緊急に確保すべきルートを優先的に行う。
 - (ウ) 復旧作業の実施については、あらかじめ締結した「協定」に基づき、滋賀県建設業協会に資材・労力等の提供を求める。
 - (エ) 道路占用物の被害については、その管理者に早期復旧を指示する。

第4. 国道応急対策計画（近畿地方整備局）

1. 基本方針
緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通を確保する。
2. 応急対策
 - (1) 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
 - (2) 道路上の車両、道路上への倒壊物または落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路および緊急交通路から優先的に実施する。
 - (3) 上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用の施設の被害を発見した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止、または制限、あるいは現場付近への立入禁止の必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

第5. 名神高速道路等応急対策計画（西日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社）

1. 基本方針

地震が発生した場合は、西日本高速道路株式会社および中日本高速道路株式会社の非常災害対策本部等設置要領の定めるところにより、非常災害対策本部長による非常体制を指令し、公団職員等の非常出勤体制による災害応急活動にはいる。

2. 応急対策

(1) 防災機関等への連絡

西日本高速道路株式会社および中日本高速道路株式会社は、地震による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各関係防災機関へ速やかに連絡する。

(2) 点検措置

地震の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、緊急復旧計画を策定し、応急措置をとるものとする。

(3) 交通規制

地震の発生と同時に、警察と協力して必要な交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板、西日本高速道路株式会社および中日本高速道路株式会社所有のパトロールカー等により、通行者に対する避難誘導措置を講ずる。

(4) 初期消火および火災防止活動

高速道路上において、衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

(5) 救出および応急手当

地震により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、西日本高速道路株式会社および中日本高速道路株式会社は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

(6) 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

地震により高速道路において危険物、高圧ガス等が、運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動を要請し、同機関の行う除去作業に協力する。

第6. 主要林道応急対策計画（森林保全課）

1. 基本方針

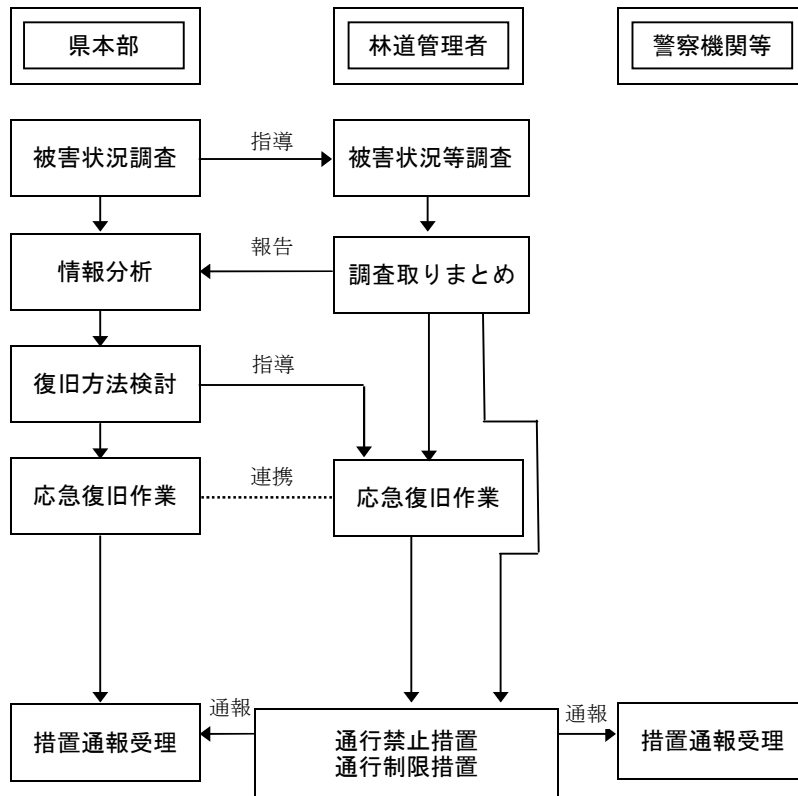
地震により被災した林道を、速やかに復旧する。また路上の崩落、倒壊による障害物については林道管理者、消防機関等の協力を得て除去する。特に集落との連絡林道については優先して行い、その交通確保に努める。

2. 応急対策

県本部は、特に集落との連絡林道について、その交通を確保するために、被害状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業、障害物の除去等について、林道管理者に対し、迅速な措置をとるように指導する。

林道管理者は、所管する林道の被害状況、障害物等を調査し、その結果を県本部に速やかに報告するとともに、応急復旧および障害物の除去を行い、交通の確保に努める。また、通行が危険な林道については、県本部、市町本部、警察機関等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

[主要林道の応急復旧活動フロー]



(注) 森林組合等が管理主体の場合は県と市町は同じ立場となる。

第7. 基幹農道応急対策計画（耕地課、農村振興課）

1. 基本方針

基幹農道について被災状況を速やかに調査し、応急復旧の必要なものについては、迅速な対応を図り、農道の緊急通行道としての確保に努めるものとする。

2. 応急対策

基幹農道の管理者等は、その被災状況等を速やかに調査把握し、県本部・地方本部の関係機関に連絡するとともに、通行車両の制限等必要な処置を行い、県の指示・支援等を得て道路機能維持のための復旧に努める。

また、基幹農道占用物件の被災については、管理者が占用者に通報し、安全確保等必要な措置を講じる。

第8. 交通安全施設応急対策計画（県警察本部）

1. 基本方針

交通安全施設が損壊し、または故障した場合、応急復旧に迅速に対応し、被災地および関連道路における交通の安全と緊急通行車両の通行の円滑化を図る。

2. 応急対策

(1) 信号機等の緊急補修

交通信号機等交通安全施設が損壊し、または故障した場合は、迅速な復旧に努める。また、交通信号機等電源付加装置の点検、燃料補給等を行う。

(2) 主要交差点における交通整理

被災地域内および関連道路の主要交差点に交通整理員を配置し、必要な交通整理を行う。

[参照]

- ・災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県建設業協会）・・・（参考 48（1））
- ・滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 10）
- ・広域輸送拠点一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 11）

第14節 避難計画

第1. 計画方針

地震時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、被災者を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、被災者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じ避難所を設置する。なお、その際には傷病者、障害者、高齢者、幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮する。また、外国人については平常時より避難所等に関する多言語による情報提供に努めるものとする。

第2. 避難のための勧告および指示（防災危機管理局）

避難の勧告および指示の実施責任者、措置、実施の基準は次のとおりである。

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
(1) 避難の勧告	市町長（災害対策基本法第60条）	立退きの勧告および立退き先の指示	災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、特に必要があると認めるとき。
(2) 避難の指示等	知事およびその命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市町長（災害対策基本法第60条）	立退きおよび立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があり、急を要すると認めるとき。
	警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）	立退きの指示 警告 避難の措置	市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官（自衛隊法第94条）		災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
(3) 知事による避難の指示等の代行（災害対策基本法第60条第5項）		知事は、市町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立ち退きおよび指示に関する措置の全部または一部を代行する。	

第3. 避難の勧告または指示の内容（防災危機管理局）

避難の勧告または指示は、次の内容を明示して行う。

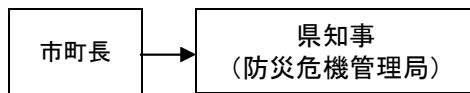
- 要避難対象地域
- 避難先
- 避難理由
- 避難経路
- 避難時の注意事項等

第4. 避難の勧告または指示の周知（防災危機管理局）

1. 関係機関への通知

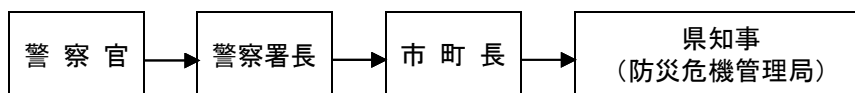
避難の勧告または指示を行ったものは、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

(1) 市町長の措置

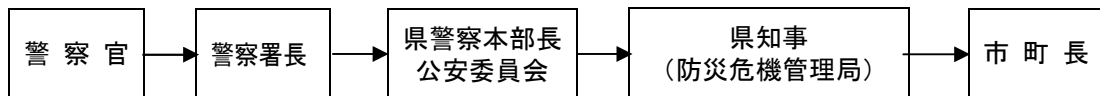


(2) 警察官の措置

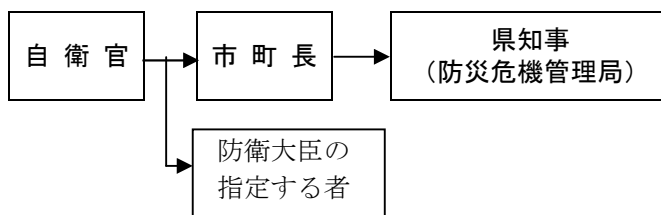
ア. 災害対策基本法に基づく措置



イ. 警察官職務執行法（職権）に基づく措置



(3) 自衛官措置



2. 住民への周知

県本部および市町本部は、自ら避難の勧告または指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「第7節 第4. 災害広報計画」に基づき、速やかにその内容を住民に対し周知する。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

第5. 警戒区域の設定等（防災危機管理局）

住民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者の立ち入り禁止、退去を命ずる場合は、次の基準により行う。

設定権者	災害の種類	内 容（要 件）	根 拠
市町長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条
警察官	災害全般	同上の場合において、市町長もしくはその委任を受けた市町の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害全般	市町長等、警察官および海上保安官がその場に行かない場合に限る。	災害対策基本法 第63条
消防吏員または消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条 において準用する 同法第28条
水防団長、水防団員、または消防機関に属する者	洪水、高潮	水防上緊急に必要がある場所において。	水防法第21条
県知事による応急措置の代行		市町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、警戒区域の設定等の措置の全部または一部を代行する。	災害対策基本法 第73条

（注）警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないかまたは要求があったときは警戒区域を設定できる。

第6. 避難誘導（防災危機管理局）

避難の勧告または指示が出された場合、市町本部は地元警察署および消防署等の協力を得て、一時集合場所に避難者を集合させた後、できるだけ自治会・町内会等ごとの集団の形成を図り、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。その際には、災害時要援護者の避難を優先する。

第7. 災害時要援護者の避難に関する配慮（健康福祉政策課、元気長寿福祉課、

障害者自立支援課、子ども・青少年局、健康推進課）

1. 在宅の災害時要援護者の避難

在宅の災害時要援護者については、平常時より在宅福祉サービス等を利用している要援護者に加え、災害発生により家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。

市町本部は、地元警察署・消防署・民生委員児童委員・地域住民等の協力を得ながら、①在宅サービス利用者、②一人暮らし高齢者、③高齢者世帯、④障害者、⑤難病患者等の名簿を利用することにより、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。

災害時要援護者を発見した場合には、①一時集合場所・避難所等への移動、②社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

市町は、特に、在宅の障害者については平常時よりその実態把握に努めるとともに、住所地別、障害種別ごとに名簿の整備を行う。

2. 社会福祉施設等の被災状況等の把握（医療機関については第6節に記載）

社会福祉施設等（デイサービスセンター・共同作業所等を含む）の被災状況については次の方法により把握を行うものとする。

老人ホーム等入所施設については、地方本部は市町本部と連携し、被災状況を把握するものとする。

保育所等通所施設については、市町本部が、その被災状況について把握し、地方本部へ報告を行う。

なお、把握する被災情報は次のとおり。

- (1) 施設入・通所者の被災状況
- (2) 施設・設備の被災状況
- (3) 他施設等からの被災者の受入可能人数
- (4) ライフライン・食料等に関する情報

社会福祉施設等は、平常時より災害時を想定した通信手段の確保に努めるものとする。

3. 社会福祉施設等の災害時要援護者の避難等（医療機関については第6節に記載）

施設・設備の損壊、ライフライン等の途絶等により、社会福祉施設の機能が麻痺している場合に、県本部、市町本部は、食料・飲料水の確保、近隣施設および近隣市町への人員の派遣の要請、入所者の移送等必要な援助を行うものとする。

社会福祉施設においては、平常時から地震防災訓練の実施や地域団体、ボランティアの地震時における援助の協力を求めるなどの取り組みに努めるものとする。

(1) 入所者の相互受入

県本部は、県下の各社会福祉施設における被災状況について把握し、併せて、県下の各社会福祉施設における受入可能人数を把握し、検討・調整を行い、被災者の移送について市町本部に指示を行うものとする。

市町本部は、県本部の指示により、県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、移送等を行う。

(2) 在宅要援護者の受入

県本部は、県下の各社会福祉施設における受入可能人数を把握し、必要に応じて、避難所等へ避難した被災者で介護等を必要とする被災者について、社会福祉施設への一時的な入所について市町本部に指示を行う。

市町本部は、避難所等で介護等を要する被災者を発見した場合には、県本部に報告し、県本部の指示により避難所等から社会福祉施設等へ、県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、移送等を行う。

(3) 社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から地震を想定した防災計画の策定・訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との地震災害に備えた連携の強化、一定量の食料・飲料水・医薬品の備蓄などに努める。

第8. 避難所の設置と運営（健康福祉政策課、元気長寿福祉課、障害者自立支援課、

子ども・青少年局、健康推進課）

1. 避難所の設置

- (1) 市町本部は、避難が行われるときには直ちに避難所を開設するものとし、設置場所等を速やかに被災者に対し周知するとともに、収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。
- (2) 市町本部が避難所を設置した場合には、速やかに県本部に連絡することとする。
- (3) 市町は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の鍵の管理について取り決めを行うものとする。

2. 避難所の運営

- (1) 市町本部は、避難所を開設した場合には、速やかに避難所の運営および連絡調整にあたる担当職員を避難所に派遣するものとし、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行うものとする。
特に、高齢者や障害者等の福祉ニーズの把握には十分配慮するほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
なお、市町は「市町地域防災計画」に担当者の派遣人数、派遣方法、連絡体制および業務内容について記載するものとし、併せて、避難所のニーズ等の調整を行う部署をあらかじめ定めるものとする。
- (2) 市町本部は、避難所に避難した被災者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、緊急に医療およびその他の措置を必要とする被災者について、移送を行うなど措置をとる。
- (3) 避難所の運営にあたっては、被災者の健康の維持に努めるとともに、特に災害時要援護者について、次のような措置を講じる。

ア. 担当職員、訪問介護員（ホームヘルパー）、民生委員児童委員等の訪問等による実態調査の実施
イ. 避難者の障害や身体の状態に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設への速やかな移送
ウ. 避難者の障害や身体の状態に応じて、ホワイトボードや音声などによる定期的な情報提供についての配慮や、保健師・訪問介護員（ホームヘルパー）・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣。なお、市町は、平素からこれらの有資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。
エ. 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食料の支給

3. 県本部の措置

- (1) 県本部は、市町に設置される避難所の状況を把握し、調整を行う部署を設け、市町本部の報告により、避難所の開設状況および運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。
また、必要に応じて状況の把握を行うため、県本部および地方本部担当職員を現地に派遣する。
- (2) 県本部は、市町本部の要請により、仮設避難所および天幕等野外収容施設の設置を行う。
- (3) 県本部は、市町本部の要請等から避難所の設置が必要であると考えられる場合、県有船等を避難収容施設として活用し避難所を設置する。その際、必要に応じて琵琶湖汽船（株）および近江トラベル（株）等から大型船舶を調達する。
- (4) 避難所に収容された被災者のうち、住家が滅失して他に居住する住家がなく、自己の資力では新たに住宅を確保することのできない者に対しては、県が応急仮設住宅を設置し供与するものとし、その詳細は第17節に定める。

第9. 避難所の開設期間（健康福祉政策課）

災害救助法による避難所の開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、市町長は、知事（県本部長）の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む）を受けなければならない。

第 15 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画 (県知事直轄組織、健康福祉部、商工観光労働部、農政水産部、企業庁)

第 1. 計画方針

大規模地震が発生した場合には、ライフラインの途絶や流通機構の停止が予想されるため、県民に対する飲料水・食料・生活必需品等の供給に大きな支障が生ずる恐れがある。

このため、2日程度に相当する量の物資は、各家庭および自治会、自主防災組織と市町が一体的に確保するものとし、おおむね1日に相当する量の物資は公的備蓄または流通在庫方式によって県が確保する。さらに、県外から輸送される緊急物資によって県民への物資供給を行う。

また、県民の生活の安定確保のために物価の監視および苦情相談等の体制整備に努める。

第 2. 給水計画（生活衛生課、企業庁）

1. 基本方針

市町本部は、地震発生後速やかに応急給水計画を確立し、飲料水・生活用水の確保が困難となった地域に給水場所を設置し応急給水を行う。また、必要量の飲料水等を確保できない場合は、隣接市町、県等に応援を要請する。

県本部は、市町本部から応援の要請があった場合、市町、応援主管府県、自衛隊又は国等へ支援を要請し、これら機関と連携して飲料水等の確保・輸送など市町本部の応急給水活動を支援する。

なお、市町は、平時より各家庭や自治会、自主防災組織が市町と一体となって、住民1人1日当たり約3リットルを目安として2日程度に相当する飲料水を確保する体制の整備に努める。

また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な量の飲料水の備蓄に努める。

2. 地震発生後の時間経過毎の給水計画

[地震発生後の時間経過毎の給水計画]

	住 民	市町本部	県 本 部
(1)地震発生後 24時間程 度まで	<ul style="list-style-type: none"> 原則として家庭に備蓄した飲料水で対応（1人1日3リットルを目安に備蓄） 	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握 給水班の編成 給水場所の設置 給水に着手（病院など人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先） 県本部への応援依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 市町本部からの応援要請に対応するため広域応援体制を準備 市町、応援主管府県、自衛隊または国等へ応援要請
(2)地震発生後 3日目程 度まで	<ul style="list-style-type: none"> 上記(1)に加え 応急給水により飲料水等を確保 家庭用井戸の活用（近隣家庭への協力） 	<ul style="list-style-type: none"> 各給水場所において飲料水・生活用水の給水を実施（給水車等を使用） ろ水機による給水場所を設営し、給水を実施 給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報 	<ul style="list-style-type: none"> 隣接市町、応援主管府県、自衛隊または国等と連携して市町本部の給水活動を支援
(3)地震発生後 4日目以降	<ul style="list-style-type: none"> 上記(2)に加え 応急給水活動に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 上記(2)に加え 地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬、給水 	(同上)

3. 応急給水資器材調達計画

市町、一部事務組合等が保有している給水資器材は資料編に掲げるとおりであるが、市町は地震発生時に応急給水資器材の必要量が調達できるよう、近隣市町と調整を図りながら保有計画を確立する。

第3. 食料供給計画（健康福祉政策課、商工政策課）

1. 基本方針

市町は、平素から災害時に備え、各家庭や自治会、自主防災組織が市町と一体となって2日程度に相当する食料を確保する体制整備に努める。そのため市町における保存食料の備蓄、関係業者との協定の締結等必要な措置をとる。地震発生後は必要に応じて食料供給計画を確立し、備蓄食料の供出、炊き出し等による食料の供与を速やかに実施する。

県は、平素から地震時に想定される被災者のおおむね1日に相当する量の食料について公的備蓄および流通在庫方式により確保に努めるものとする。地震発生時には、県本部は、市町本部の要請に基づき備蓄物資の払い出し等必要な措置をとるとともに応援主管府県に要請を行うなど必要な食料の確保に努める。

また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な量の食料の備蓄に努める。

2. 食料供給計画において配慮すべき事項

- (1) 市町本部は、「市町地域防災計画」において、備蓄する食料の種類および量、備蓄食料の供出、炊き出しの実施方法等につき具体的に定めておくものとする。
- (2) 地震発生時における食料の供与は、原則としては炊き出し等によるが、地震発生後3日間程度は、供出および流通在庫方式による調達によって実施する。そのため、食料の備蓄に当たっては、調理の不要な食品を備蓄するよう努める。
- (3) 地震発生後4日目程度からは、炊き出しおよび被災地域外からの緊急輸送物資等によって食料を供給する。
- (4) 食料の給与にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障害者等に適した食品の調達・供与に配慮する。
- (5) 食料の給与は・避難所に収容された者、住家の半壊等により炊事ができない等の者を対象とする。

3. 地震発生後の時間経過毎の食料供給計画

[地震発生後の時間経過毎の食料供給計画]

	住 民	市町本部	県 本 部
(1)地震発生後 24時間程度 まで	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として各家庭の備蓄食料で対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況、住民避難状況等の把握 ・備蓄食料の供出 ・食料供給班の編成 ・県本部に備蓄食料の払い出しを要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的備蓄物資の保管契約を締結している倉庫業者に物資払い出しの準備を指示 ・滋賀県トラック協会に輸送の協力要請 ・流通業者への協力要請（流通在庫の供出） ・必要に応じて広域応援依頼
(2)地震発生後 3日目程度 まで	<ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)に加え ・市町等による供給により食料を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料供給場所の設置(避難所等) ・県備蓄物資の受け入れ ・避難所等への食料輸送 ・避難所等での食料供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害用備蓄物資管理払出要領」に基づき備蓄食料の払い出しを実施 ・応援主管府県、自衛隊、日本赤十字社等との連携のもと、市町本部の食料供給活動を支援
(3)地震発生後 4日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ・上記(2)に加え ・可能な範囲で炊事、調理を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記(2)に加え ・県外から輸送された食料を避難所等に輸送・供給 ・炊き出しの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外から輸送される物資の受け入れ ・市町本部の食料供給活動を支援

第4. 主食供給計画（農業経営課）

1. 基本方針

災害時において食料の販売等の一時的な混乱あるいは食生活の確保を欠く事態になった場合における、被災者および災害応急対策要員等に対する主食の確保はこの計画の定めるところによる。

2. 計画の内容

災害時における応急用米穀の緊急引渡しは、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく「緊急食料調達・供給体制整備要綱」および「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施し、応急用米穀の引渡し、販売の方法は次のとおりとする。

(1) 災害地域が災害救助法の適用を受けない場合

ア 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づく米穀の引渡し

(ア) 市町長または作業実施責任機関（以下「取扱者」という。）は、被災者等に応急用米穀引渡しを実施する必要があると認められるときは、知事あてに必要とする数量の応急用米穀を要請するものとする。

(イ) 知事は、取扱者からの要請に基づき、災害救助に必要な物資の調達に関する協定を締結している関係業者から手持ち精米等を調達し供給するものとする。

イ 「緊急食料調達・供給体制整備要綱」に基づく米穀の引渡し

(ア) 知事は、アによる応急用米穀の調達が困難な場合等においては、「緊急食料調達・供給体制整備要綱」に基づき、農林水産省に対し必要とする数量の要請をするものとする。

(イ) 知事は、農林水産省の要請を受けた米穀販売事業者から手持ち精米を調達し供給するものとする。

(2) 災害地域が災害救助法の適用を受けた場合

ア 知事は、(1)による応急用米穀の調達が困難な場合等においては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に必要とする数量の政府所有米穀の供給を「災害救助用米穀の引渡要請書」により要請するものとする。

イ 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀および引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結するものとする。

ウ 知事または知事の指定する引取人は、生産局長から指示された受託事業者より災害救助用米穀の引渡しを受け、米穀販売業者等に委託してとう精し、直接または市町を通じ供給を行うものとする。

エ 市町長は、交通・通信の途絶のため知事に連絡が取れない場合にあっては、緊急に引渡しを受ける必要がある数量の政府所有米穀について、生産局長に対して直接引渡しを要請することができるものとする。

なお、市町長は、生産局長に対して直接引渡しの要請を行った場合には、すみやかに知事にその旨を連絡するものとする。

第5. 生活必需品等供給計画（健康福祉政策課、商工政策課）

1. 基本方針

市町は、平時より、生活必需品等の備蓄、関係業者との協定の締結等必要な措置を講じるものとし、地震発生時には、速やかに生活必需品等供給計画を確立し、それに基づき被災者に対し生活必需品を給与または貸与することにより、被災者の生活の安定を図る。また、必要とされる生活必需品等の量が市町の備蓄量を超える場合には、県本部に備蓄物資の払い出しを要請する。

県は、平素から地震時に想定される被災者のおおむね1日に相当する量の生活必需品について、公的備蓄および流通在庫方式により確保に努めるものとする。地震発生時には、県本部は市町本部の要請に基づき備蓄物資の払い出し等必要な措置をとるとともに、応援主管府県に要請を行うなど必要な生活必需品の確保に努める。

2. 生活必需品等供給計画において配慮すべき事項

(1) 市町は、「市町地域防災計画」において、備蓄する生活必需品等の種類および量、生活必需品等の調達方法、備蓄している生活必需品等の供出等の実施方法等につき具体的に定めておくものとする。その際、次に掲げるような品目の生活物資を備蓄し、給（貸）与するものとする。

- ア. 寝具
- イ. 衣服
- ウ. 身回り品
- エ. 炊事用具
- オ. 日用品
- カ. 食器
- キ. 光熱材料
- ク. 衛生用品(紙おむつ、生理用品等)

(2) 災害救助法による生活必需品等の給与または貸与は、災害によって住宅に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失または毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状況にある者を対象とする。

(3) 災害救助法による生活必需品等の給与のため支出できる費用の基準額は、季別および世帯区分により別に定めるものとする。

3. 地震発生後の時間経過毎の生活必需品等の供給計画

[地震発生後の時間経過毎の生活必需品供給計画]

	住 民	市町本部	県 本 部
(1)地震発生後 24時間程度 まで	・住民相互支援 により対応	・被災状況、住民避難状況 等の把握 ・備蓄物資の供出 ・生活必需品供給班の編成 ・県本部への応援依頼	・公的備蓄物資の保管契約を 締結している倉庫業者に物 資払い出しの準備を指示 ・滋賀県トラック協会に輸送 の協力要請 ・流通業者への協力要請（流 通在庫の活用） ・必要に応じて広域応援依頼
(2)地震発生後 3日目程度 まで	上記(1)に加え ・市町等による 供給により生 活必需品を確 保	・供給場所の設置 ・県備蓄物資の受け入れ ・避難所等への物資輸送 ・避難所等での物資供給	・「災害用備蓄物資管理払出 要領」に基づき備蓄物資の 払い出しを実施 ・応援主管府県、自衛隊等と の連携のもと、市町本部の 活動を支援
(3)地震発生後 4日目以降	(同上)	上記(2)に加え ・県外から輸送された物資 を避難所等に輸送・供給	上記(2)に加え ・県外から輸送された物資の 受け入れ

第6. 義援金品配分計画（健康福祉政策課）

1. 基本方針

県および被災市町は、地震発生時において、被災地の状況等を十分考慮し、県内および県外から災害義援金品の募集・受け入れを行う。

また、義援金品の受付については、県、被災市町その他関係機関が受付窓口を設けて行う。

受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

2. 義援金の募集

(1) 義援金の募集

義援金の募集は、被災地の状況を十分に考慮しながら、県、被災市町および日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により協議会を構成し、各機関が協力共同して行う。その際、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とするが、補足的に被災市町においても行う。

(2) 義援金の受付

義援金の受付に当たっては、県、市町および関係機関において、必要に応じ受付窓口を開設し受付を行うものとする。

義援金を受け付けた場合には、各機関は義援金についてその都度県単位機関へ引き継ぎを行うものとし、それにより難しい場合には金融機関等へ預け入れる等確実な方法で保管を行うものとする。また、受付に当たっては、寄託者に対し受領書を発行するとともに、授受について必要な記録を整備するものとする。

(3) 義援金の配分

協議会は、各市町の被害状況、義援金の集積状況等を総合的に勘案し、被災者等に対する配分方針を決定し、この方針に基づき各市町に配分を行う。

市町は、被災者の状況等の調査を行い、協議会の方針に準じて、被災者に対し配分を行う。

なお、配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障害者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか災害の状況に応じて、協議会で協議のうえ決定するものとする。

3. 義援物資の募集

(1) 義援物資の募集

県および市町は地震発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めるときは、関係機関の協力のもと、義援物資の募集を行う。その際、県および市町は報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

[義援物資募集の際の広報内容]

- | |
|----------------------|
| ア. 被災地において必要とする物資 |
| イ. 被災地において不要である物資 |
| ウ. 当面必要でない物資 |
| エ. 義援物資送付の際の留意事項 |
| ・送付者において仕分を徹底すること |
| ・腐敗物、危険物等の送付を差し控えること |
| ・その他の留意事項 |

(2) 義援物資の受付

県および市町は、必要に応じて、それぞれ義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、第11節「輸送計画」に規定されている広域輸送拠点および地域内輸送拠点にボランティア等の協力により仕分を行う体制を整備する。

市町において、物資の搬入、集積および仕分等が困難な場合には、県および近隣市町に協力を要請するものとする。

県は、特に県外の地方公共団体、企業等の団体からの大口の義援物資の申し入れについて、被災市町と連携し、受け入れ、配分等の調整を行う。

(3) 義援物資の配分

市町は、寄せられた義援物資を速やかに被災者に配分する。市町は配分に当たって被災者の状況等について十分に配慮し、公平な配分を行う。

県本部は、各市町の状況に応じて、義援物資を市町本部に引き継ぐものとする。

[参照]

- ・米穀の買入れ・販売等に関する基本事項（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 14）
- ・災害用備蓄物資管理払出要領・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 8）
- ・災害救助用備蓄物資保管倉庫一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 9）
- ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（滋賀県生活協同組合連合会）・・・・・・・・（参考 29（1））
- ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（合同会社西友）・・・・・・・・（参考 29（2））
- ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（株式会社平和堂）・・・・・・・・（参考 29（3））
- ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（イオンリテール株式会社イオン近江八幡店）・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 29（4））
- ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（イオン株式会社東近畿カンパニー）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 29（5））
- ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（株式会社近鉄百貨店草津店）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 29（6））
- ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（ユニー株式会社）・・・・・・・・（参考 29（7））
- ・災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定書
（社団法人滋賀県トラック協会）・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 33）
- ・災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定書
（株式会社ファミリーマート）・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 28）
- ・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書
（ワタミ株式会社、株式会社ローソン、株式会社九九プラス、株式会社イデアプラス、
株式会社ココストア、株式会社サークルKサンクス、サトレストランシステムズ株式会社、
株式会社ジャパン、株式会社スギ薬局、株式会社ストロベリーコーンズ、
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ダスキン、
チムニー株式会社、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、
ミニストップ株式会社、株式会社モスフードサービス、株式会社ユタカファーマシー、
ロイヤルHOST株式会社、株式会社壺番屋、株式会社吉野家、国分グローサーズチェーン株式会社、
株式会社第一興商）・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 27）

第16節 廃棄物処理計画（循環社会推進課）

第1. 計画方針

地震発生地域においては、日常型廃棄物（地震発生時においても、日常的に発生する廃棄物）の処理業務の迅速な機能回復が必要なほか、多量に発生する非日常型廃棄物（倒壊家屋等の残存物等の廃棄物）に対する特別な対策が必要である。

これらのごみ、し尿の処理処分等を迅速、適正に実施し、環境の保全、住民の衛生の確保等を図るため、県本部は被災状況によっては近隣市町または県外の地方公共団体に対し応援要請を行う。

市町は、それぞれ所管の区域内における被災状況を想定し、廃棄物処理計画および作業計画を策定する。

第2. ごみ処理計画

1. 県本部

(1) 排出量の推計

県本部は被害情報等に基づきごみの排出量の推計を行う。その際、非日常型廃棄物として排出されるごみとしては、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損窓ガラス類、屋上塔等の破損落下物等を想定する。また、排出量については、家屋一戸あたり概ね20tとする。また、日常型廃棄物については平常時における排出量をもとに推計する。

(2) 廃棄物処理体制の検討

県本部は収集した情報や想定されるごみの排出量等の考慮の上、次のアからウのうち、いずれかを行う。その判断を行うために平素から各市町より基本情報の報告を受けることとする。

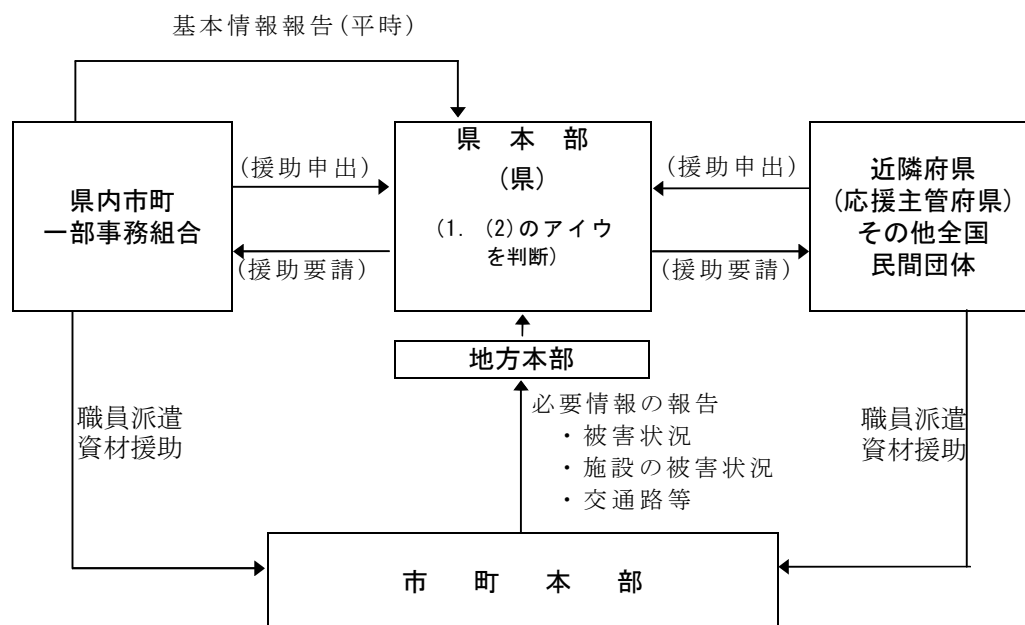
ア. 被災市町本部において処理を行うよう当該市町本部に伝達する。

イ. 県下の他の市町に援助要請を行う。

ウ. 県下の民間団体に援助要請を行う。

エ. 応援主管府県に援助要請を行う。

[県の活動フロー]



(注1) 市町単位の基本情報とは、1. (2) ア～ウのいずれを実施するかを判断するための県下の各市町の処理能力等の情報である。

(注2) 地震時の必要情報としては、「被害区域」「倒壊家屋等の数量」「廃棄物処理施設等の被害状況」「交通の状況」等の情報が考えられる。

(注3) 市町から地震時の必要情報の報告が入り次第、1. (2) ア～ウのいずれを実施するかについて迅速に判断を行い対策を図るものとする。なお、対応すべき事項としては、「要員の派遣」「資材の援助」等が考えられる。

2. 市町本部

(1) 被害情報の収集・伝達

市町本部は区域内で地震による被害が発生した場合には、被害状況、施設の被害状況等の必要情報の収集を行う。収集した情報は迅速に県本部に伝達するものとする。

(2) 一次保管場所の確保

地震時に備えて平素から指定された、環境保全に支障のない大規模休閑地（仮設置場）を一次保管場所として確保し、非日常型廃棄物および日常型廃棄物を暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。この際、廃棄物は出来る限り分別して積み置きすることとする。

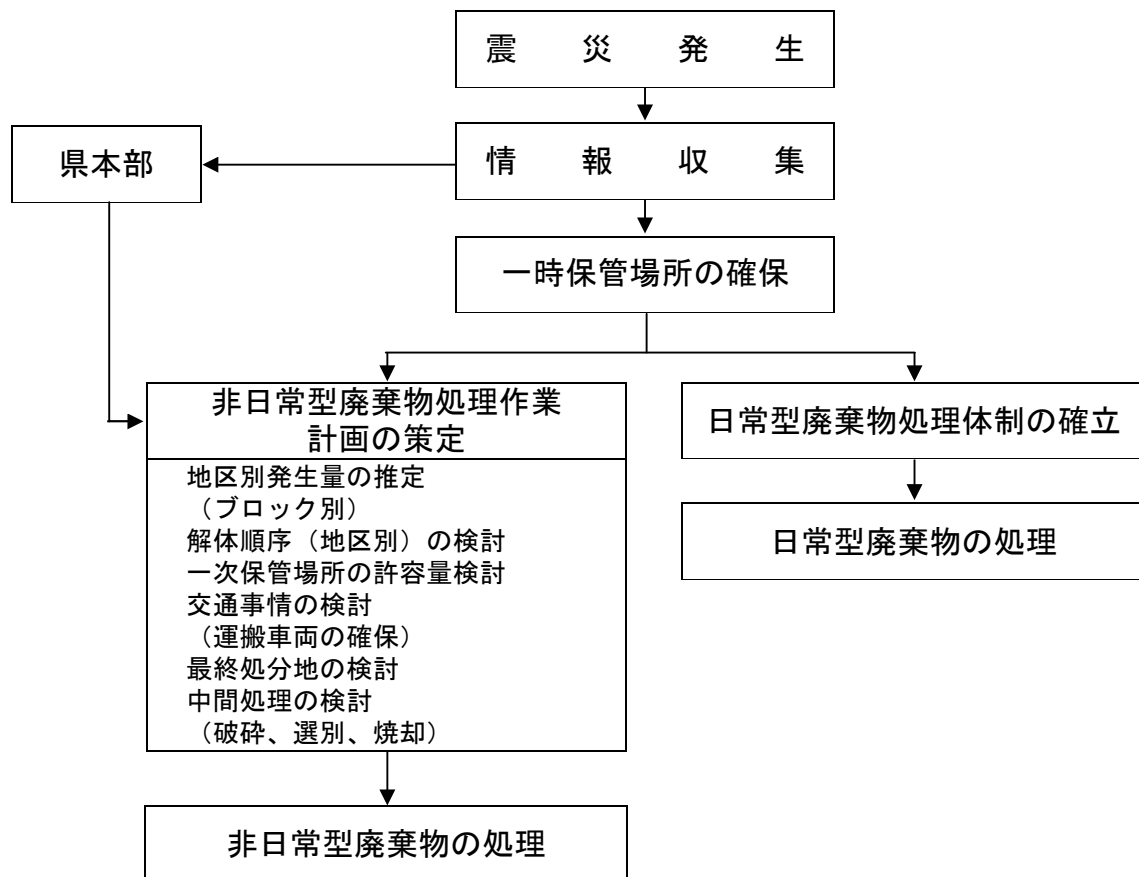
(3) 日常型廃棄物の処理

被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇上げ、または応援職員等による応援体制を確立し、その処理にあたる。特に生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。

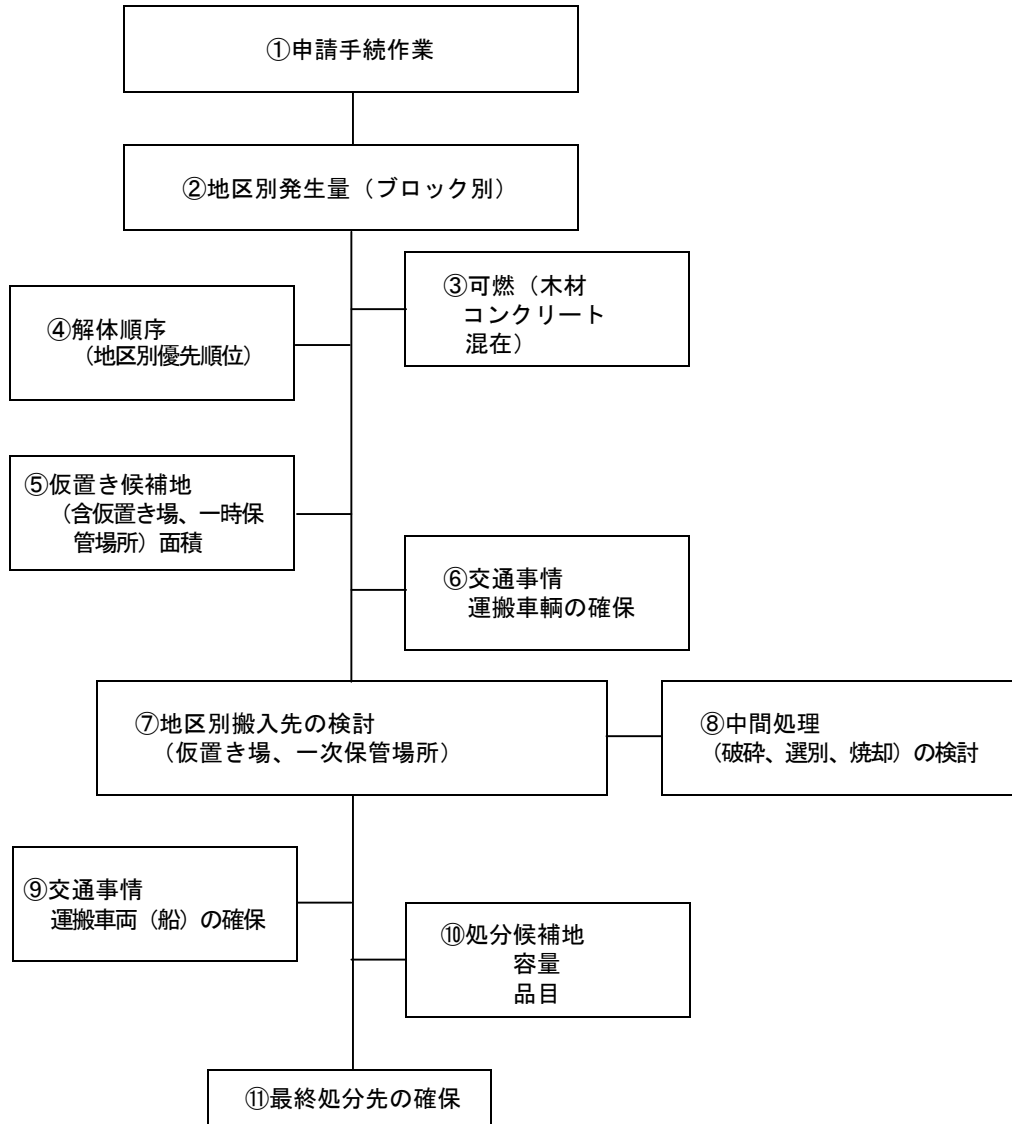
(4) 非日常型廃棄物の処理

推定排出量、最終処分地および県本部の要請によって他市町等が実施する応援の状況などを考慮の上、中間処理（破碎、分別）の実施の有無などについても検討を行い、非日常型廃棄物の処理作業計画を策定し、それによって廃棄物処理を実施する。

[市町の活動フロー]



[非日常型廃棄物処理作業計画フロー]



第3. し尿処理計画

1. 基本方針

倒壊家屋、焼失家屋等の汲取式便槽のし尿および浄化槽汚泥については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う。また、水洗トイレを使用している地域においては、上水道等の途絶により、トイレが使用できなくなることが想定されるために、仮設トイレを迅速に設置する。それらの対策の実施にあたっては、被災者1人あたり1.4リットル/日のし尿が排泄されることを想定する。

2. 県本部

県本部は、市町本部からの要請に基づき、し尿処理活動に関する職員および機材の応援、一時的な処理の受入等について他市町、民間団体または応援主管府県に対して応援要請を行う。

3. 市町本部

- (1) 市町本部は、被災地における防疫面から、不用となった便槽等に貯留されているし尿、汚泥等についても、早急に収集が行われるよう人員、器材等を確保する。
- (2) 水洗トイレを使用している地域においては、上水道の途絶によってトイレが使用できなくなることが想定されるために、市町本部は、地域毎に必要な数の仮設トイレを設置する。そのため、平素から仮設トイレの備蓄に努めるほか、必要に応じて近隣市町等から借用できるよう県本部に援助の要請を行う。
- (3) 被災地域の避難所には多数の被災者が避難することが想定されるために、市町本部は、迅速に仮設トイレを設置する。そのため、避難所に指定されている公共建築物には平素から必要数の仮設トイレを備蓄する。
また、仮設トイレ等のし尿の収集処理については、処理場への搬入に係る計画処理をくずさないよう努力し、収集運搬に支障をきたす場合には、県に応援要請を行う。
- (4) 水洗トイレを使用している世帯にあつては、使用水の断水に対処するため、平素から水の汲み置きを行う等を指導する。
- (5) 近隣市町等からの応援作業は、被災市町の収集体制が可能になった状態から7日間を限度とし、また処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては近隣市町の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講じる。

第4. 廃棄物処理施設の確保および応急対策計画

廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合は、適正な維持管理および運営が困難となり、管内の廃棄物処理対策に支障を来すこととなるので、市町本部は平素から施設の管理を十分に行い、被害が生じた場合には迅速に応急復旧を図る。また、収集作業に影響が及び、管内処理施設に搬入できない場合には、とりあえず期間を定めて他の処理施設に処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動が行われるよう万全を期す。

[参照]

- ・災害時における一般廃棄物の収集運搬にかかる無償団体救援協定書
(滋賀県環境整備事業協同組合)・・・(参考43(1))
- ・災害時における一般廃棄物の収集運搬にかかる無償団体救援協定書
(湖北環境協同組合)・・・(参考43(2))

第17節 住宅対策計画 (土木交通部)

第1. 計画方針

地震が発生した場合、家屋や宅地の被災状況調査を迅速に実施し二次災害の防止に努めることが必要である。

また、地震により住宅が滅失または破損した世帯に対して、応急仮設住宅を建設・供与することは、被災者の生活の早期安定を図る上で極めて重要である。そのため、県本部または市町本部は応急仮設住宅の建設・供与に係る計画を確立し、それに基づいて応急仮設住宅を建設する。

なお、応急仮設住宅の建設・供与にあたっては、高齢者・障害者等の災害時要援護者に対する配慮を行う。

第2. 被災建築物・宅地応急危険度判定（住宅課、建築課）

大規模災害時には、被災家屋等による二次災害を防止するため、速やかに建物・宅地の被害状況を調査し、その倒壊・崩落等に関する危険度判定の実施が必要となる。

広範囲の被災状況調査を迅速かつ的確に行うため、「被災建築物応急危険度判定士」および「被災宅地危険度判定士」の養成を推進し、当該判定士をあらかじめ知事が認定登録して、危険度判定実施主体となる市町への派遣調整等の支援を実施する。

1. 判定実施決定

市町は、管内の被害情報に基づき、二次災害の発生のおそれがあると判断した場合は、危険度判定の実施を決定し、実施本部を設置するとともに、県に対しこの旨を連絡する。

2. 支援実施決定

前項の連絡を受けた県は、直ちに支援実施を決定し、支援本部を設置するとともに、登録した各危険度判定士、近隣府県、国土交通省等に対しこの旨を連絡する。

3. 支援要請

市町の実施本部は、危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、各危険度判定士の派遣等について、県の支援本部に要請を行う。

4. 支援実施

前項の支援要請を受けた県の支援本部は、複数の市町に対する支援計画を調整したうえで、各危険度判定士を各市町の実施本部へ派遣する等の必要な措置を行う。

県は、被災の規模等により、市町の実施本部の業務についての支援が必要であると認めるときは、職員の派遣等の措置を講じることができる。

5. 判定業務

市町の実施本部は、各応急危険度判定士の協力により危険度判定を実施するとともに、県の支援本部のその実施状況を報告する。

6. 他の都道府県に対する支援要請

県は、被災の規模等により必要があると認めるときは、近隣府県等に対し各危険度判定士の派遣を要請する。

第3. 応急仮設住宅の設置・供与（住宅課）

1. 入居対象者

(1) 入居対象者

地震により、住家が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の3つの要件を満たす者とする。

- ア. 居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある。
- イ. 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。
- ウ. 住宅を賃借し、または、購入するための資力がない。

(2) 災害救助法による応急仮設住宅に収容される者

災害により、住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者。

2. 入居者の選定

市町本部は、十分な調査を基として行い、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、被災者の資力、その

他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定の割合については災害時要援護者を優先的に入居させるよう努める。

県本部は、災害救助法が適用された場合、入居者の選定を実施する。ただし、県本部は、必要に応じ市町本部に選定事務を委託することができる。

3. 応急仮設住宅の設置

市町は、あらかじめ2次災害の危険性の少ない場所において応急仮設住宅の建設適地を選定しておく。地震が発生した場合には、(社)プレハブ建築協会、(社)滋賀県建設業協会、(社)滋賀県宅地建物取引業協会および(社)全日本不動産協会滋賀県本部等の関係団体の協力を得て、応急仮設住宅を設置する。なお、応急住宅を建設する場合は、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り、高齢者・障害者に配慮した構造とするように努める。

また、同一敷地内または近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置するとともに、日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を設置するように努める。

県本部は、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の設置を実施する。市町本部は、県本部の実施する応急仮設住宅の建設を円滑に進めるための遊休地等の用地を迅速に確保するよう努める。

4. 応急仮設住宅における災害時要援護者への配慮

県本部および市町本部は、高齢者、障害者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら災害時要援護者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

5. 規模、費用の限度、着工期間等

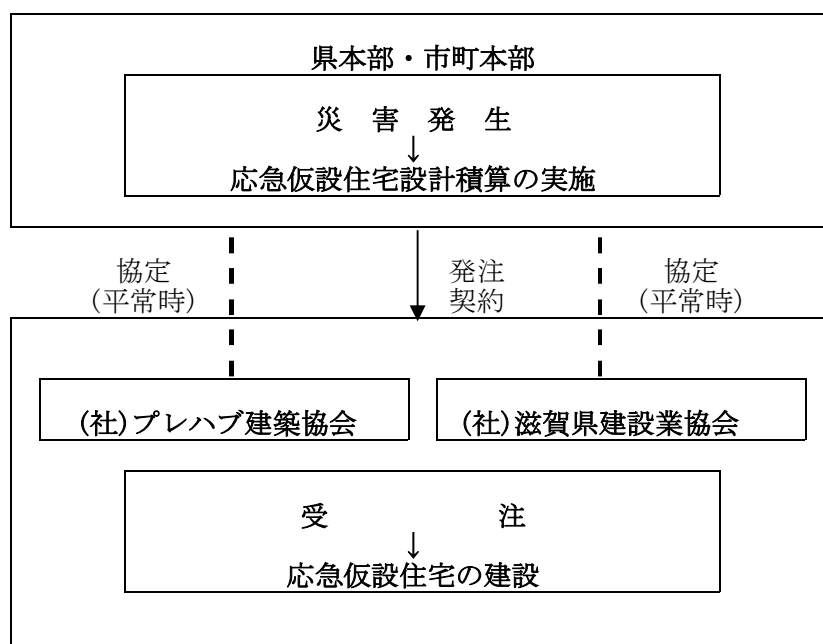
応急仮設住宅の設置・供与の際の規模、費用の限度、着工期間等については、資料編に掲げる「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度」早見表のとおりとする。

6. 応急仮設住宅からの退去

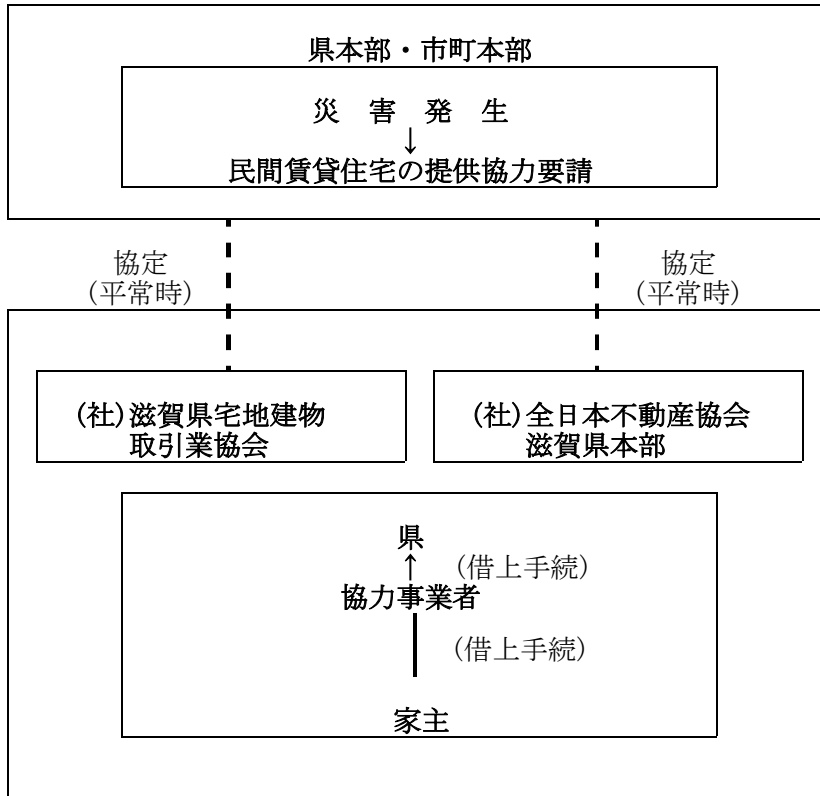
応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであって、その目的が達成されたときは、供与を終えるべき性格のものであるため、市町は入居者にこの主旨を徹底させるとともに、入居者の自立に向けて住宅の斡旋等を積極的に行う。

[応急仮設住宅設置のフロー]

(1) 応急仮設住宅の建設



(2) 民間賃貸住宅の借上



第4. 被災家屋の応急処理（住宅課）

1. 応急修理対象者

地震のため住宅が半壊または半焼し、当面の日常生活を営むことができない被災者のうち、自らの資力では被災家屋の応急修理ができない者で応急仮設住宅（民間賃貸住宅等の借り上げを含む。）を利用しない者。

2. 応急処理

市町は、被災家屋の居室、炊事場および便所等、最低限日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、居住の安定を図る。

県は、災害救助法が適用された場合、最低限日常生活に欠くことのできない部分について被災家屋の応急修理を実施する。ただし、知事が認めた場合は、市町にその業務を委任することができる。

3. 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、資料編に掲げる「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度」早見表のとおりとする。

[参照]

- ・災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（プレハブ建築協会）・・・（参考 41）
- ・災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県建設業協会）・・・（参考 48（1））
- ・災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定
 - （社団法人全日本不動産協会滋賀県本部）……………（参考42（1））
 - （社団法人滋賀県宅地建物取引業協会）……………（参考42（2））

第18節 電力・ガス施設応急対策計画

(各機関)

第1. 計画方針

地震により電力、ガス施設に被害のあった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としてこの機能を維持する。

第2. 電力施設応急対策計画（関西電力株式会社）

1. 基本方針

地震による電力施設の被害の軽減と早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

2. 応急対策

(1) 対策要員の確保

ア. 地震の突発性に即応できるよう、応急対策（工事）に従事可能な人員を、協力会社も含めて、把握しておく。

イ. 地震時における組織的動員と連絡体制を確立するとともに、協力会社に応援を求める場合の連絡体制についても確立しておく。

ウ. 対策組織が設置された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

なお供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づきただちに所属する事業所に出動する。

エ. 交通途絶等により所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する事業所に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(2) 復旧要員の広域運営

「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想されまたは発生した時は応援の要請を行う。

(3) 地震時における広報

ア. 災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線に絶対触らないこと。

(エ) 浸水、雨漏り等により冠水した家屋配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

(オ) 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

(キ) その他の事故防止のため留意すべき事項。

イ. 広報の方法については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 地震時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、関西電力は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

3. 復旧計画

(1) 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア. 現地調達

イ. 対策組織相互の流用

ウ. 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資材置場等の確保

地震時において、復旧用資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

(4) 復旧順位

復旧計画の策定および実施にあたっては、下記に定める各施設の復旧順位によることを原則とするが、災害の状況、各設備の被害状況、各設備の災害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

ア. 水力発電設備……………①系統に影響の大きい発電所

②当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所

③早期に処置を講じないと復旧が一層困難になる恐れのある発電所

④その他の発電所

イ. 送電設備……………①全回線送電不能の主要線路

②全回線送電不能のその他の線路

③一部回線送電不能の主要線路

④一部回線送電不能のその他の線路

ウ. 変電設備……………①主要幹線の復旧に係る送電用変電所

②都心部に送配電する送電系統の中間変電所

③重要施設に配電する配電用変電所

(この場合重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。)

エ. 配電設備……………①病院、交通・通信・報道機関、水道ガス、官公庁等の公共機関、避難所
その他の重要施設への供給回線

②その他の回線

オ. 通信設備……………①給電運用、監視制御および系統保護回線

②非常災害対策用回線、電力復旧用仮回線

③保安用回線

第3. ガス施設災害応急対策計画（大津市企業局、大阪ガス株式会社）

1. 基本方針

供給区域内で気象庁震度階5弱以上の地震が発生した場合およびガス施設に被害の発生もしくは発生が予想される場合、ただちに対策本部を設置し、ガス漏れによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

2. 応急対策の内容

災害発生時には、「災害対策規定」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達および報告

地震震度・気象予警報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

a. 地震情報

供給区域内の主要地点に予め設置された地震計により地震情報を収集する。

b. 気象情報

気象収集システム、河川、地域総合情報システム等により気象情報を収集する。

通信連絡

a. 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

b. 事業所間の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

c. 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

被害状況の収集、報告

管内施設および顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先へ緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

災害の発生が予想される場合または発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機および非常招集に基づく動員を行う。また、迅速な参集を可能にするため自動呼出装置等を活用する。

震度5弱以上の地震発生した場合、本社および当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動が出来るよう動員を行う。

大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、災害を免れた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客および一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止策

地震災害対策

a. 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

b. 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報および巡回点検等により判明した被害情報から行う。

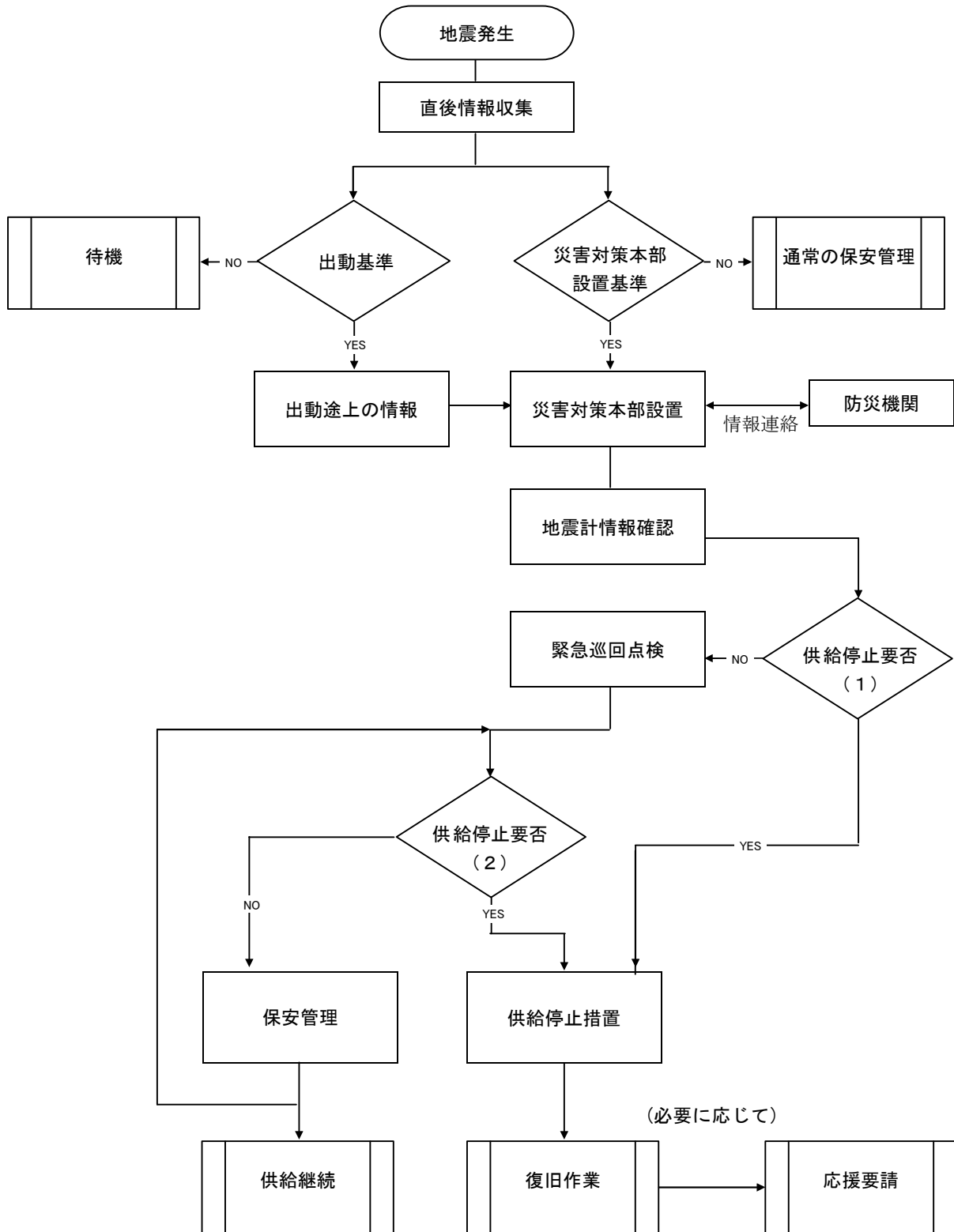
c. ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターによる一定地震動以上でガスの自動遮断を行う。

(5) 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い安全を確認した上で、ガス供給を再開する。

災害復旧計画の策定および実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の高いものから行う。

[ガス応急復旧の活動フロー]



(注) 震度5弱以上の地震が発生した場合、災害対策組織を編成し応急対策を実施する。出動基準は休日・夜間に供給区域内で気象庁震度階5弱以上の地震が発生した場合、直ちに指定された各対策本部に自動的に出動するものと定めている。

第4. LPガス設備応急対策計画（滋賀県エルピーガス協会）

1. 計画方針

地震発生時における被害の拡大を防止し、二次災害防止のための緊急措置（初期点検）およびLPガス供給先の応急措置と被害地住民への応急供給の円滑な対策に努める。

2. 計画の内容

地震発生時の対策については「滋賀県LPガス災害対策要綱」に基づき、大地震の発生時には災害対策本部および現地対策本部を設置し、地域の防災関係機関と緊密な連携をとり応急対策を実施する。

(1) 緊急時の初動体制、連絡通報体制

ア. 大地震等の災害が発生したとき、ならびに気象庁より震度5以上の地震発表があった場合は、災害対策本部および現地対策本部を設置し、緊急出動体制および災害規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等防災関係機関との連絡通報体制の確立を図るものとする。

イ. 消防機関および関係機関は相互の通信体制の確立を図るものとする。

(2) 現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、被災地域の安全を確認し、その後直ちに被災状況を災害対策本部へ報告するとともに、緊急措置を行い二次災害の防止に努めるものとする。

この場合において、ガス漏れ等の現場に消防機関が出動したときは、液化石油ガス販売事業者は消防機関と緊密な連携を保つとともに消防機関から要請があったときはその要請に応じて必要な措置をとるものとする。

(3) LPガス供給停止およびLPガス容器等の供給設備の撤去の判断基準

LPガス供給停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行うものとする。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、指揮本部長が次の条件等を総合的に判断して、ガス爆発防止または消火活動上緊急にガス供給を停止およびLPガス容器等の供給設備の撤去する必要があると認める場合は、消防機関がガスの供給遮断およびLPガス容器ならびに供給設備の撤去を行うものとする。

ア. 火災が延焼拡大中であること。

イ. 震災による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があること。

ウ. 漏洩箇所が不明で広範囲にわたってガス臭があるとき。

また、LPガスによる二次災害を防止するため、震度5以上でマイコンメーターによりガスの遮断を行う。

(4) LPガス供給の停止後の措置

LPガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、LPガス使用者に周知徹底を図るものとする。

(5) LPガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等の二次災害発生の防止措置を講じるとともに、LPガス使用者に供給再開の旨を周知した後にガス供給再開を行うものとする。なお、この場合消防機関と協議するものとする。

(6) 現場活動の調整

現地対策本部長は本部および防災関係機関との協議を迅速にかつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図るものとする。

(7) 警戒区域の設定

災害警戒区域（原則としてガス漏れ場所から100メートルの範囲）および爆発危険区域の設定は消防機関が行うものとする。

(8) 広報活動

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときはガスの使用者および一般県民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

(9) 応急復旧対策

LPガス供給設備の災害復旧については、被害箇所の修理を行うとともに、LPガス容器等の供給設備の設置場所の原状回復を行うものとする。ただし、災害復旧計画の策定および実施にあたっては救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧を総合的に判断して、これを実施するものとする。

(10) 避難措置等の指示および解除

市町長および警察等は、必要に応じ「第14節 避難計画」に従って避難勧告を行うものとする。

第 19 節 上水道施設および下水道施設応急対策計画

(琵琶湖環境部、健康福祉部、企業庁)

第 1. 計画方針

地震により被害を受けた水道施設・下水道施設については、速やかに復旧して飲料水の確保および下水の処理を図る。

第 2. 上水道施設応急対策計画（生活衛生課、企業庁）

1. 基本方針

水道事業体は、単独で速やかに水道施設の応急復旧ができない場合、隣接水道事業体、または県本部に速やかに応援を要請するものとする。

県本部は水道事業体から応援の要請を受けた場合、速やかに応援主管府県または国等へ応援要請を行うものとする。

2. 事前対策

(1) 水道事業体は被害想定をもとに、既存施設等の耐震化対策を推進するとともに、被災時において、復旧が円滑に行えるよう、復旧に必要となる資材を近隣水道事業体と調整を図り備蓄する。

(2) 水道事業体は関係事業者および他の水道事業体等と事前に協議調整（相互応援体制の整備等）し、被災時における行動指針の策定や体制の整備に努める。

(3) 水道事業体は水道管路図等の整備を行うとともに、分散保管を行うよう努めるものとする。

3. 応急復旧対策

(1) 水道事業体は、被災施設の給水能力を保持することを前提に、取水、導水、浄水施設の機能の確保を図るとともに、浄水場から主要配水池に至る送水管の復旧および基幹配水管の復旧を最優先して行う。

その後病院、避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら順次配水支管、小管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

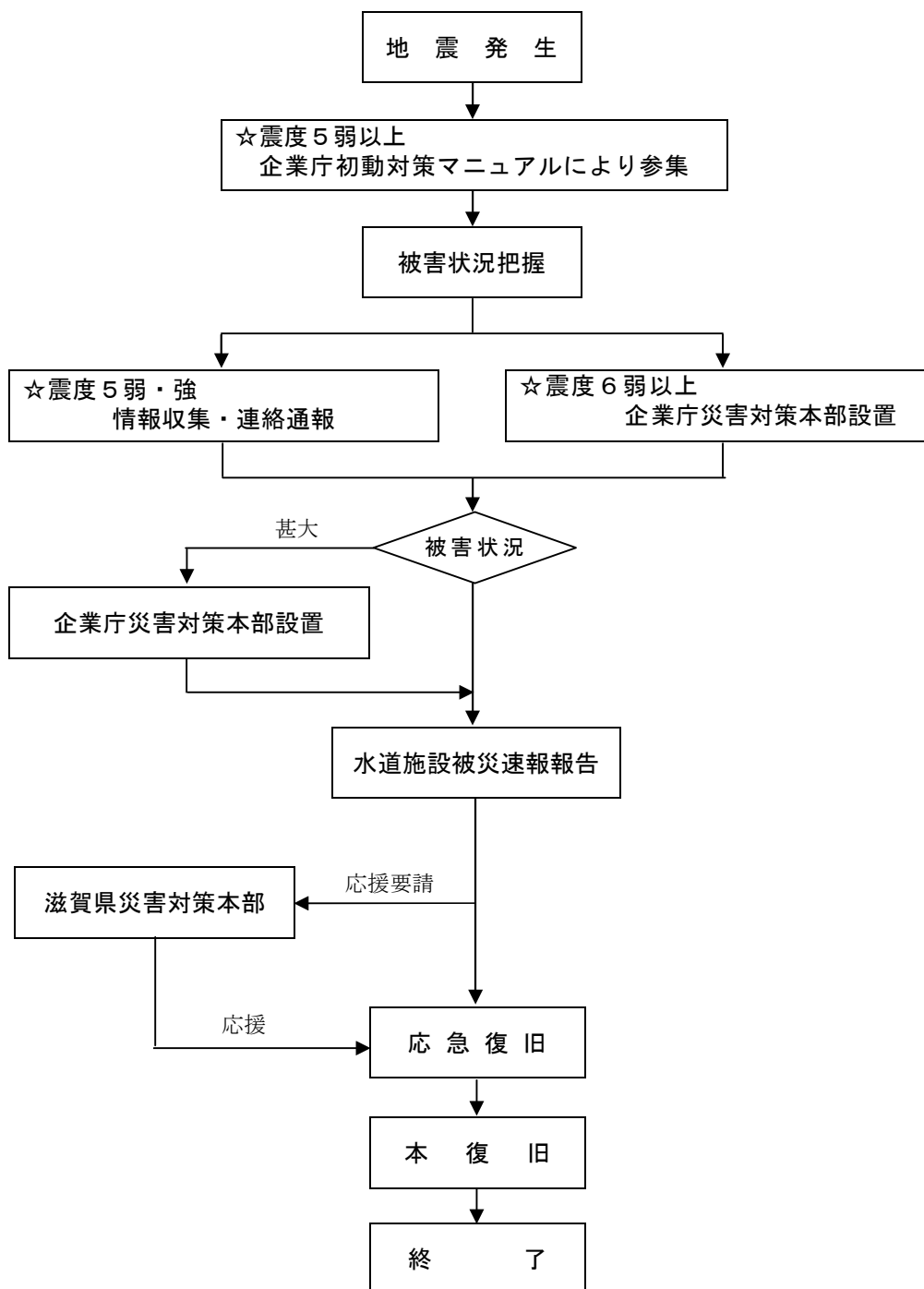
(2) 水道事業体は復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。

(3) 水道事業体は管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等について下水道管理者等他の地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整を取る。

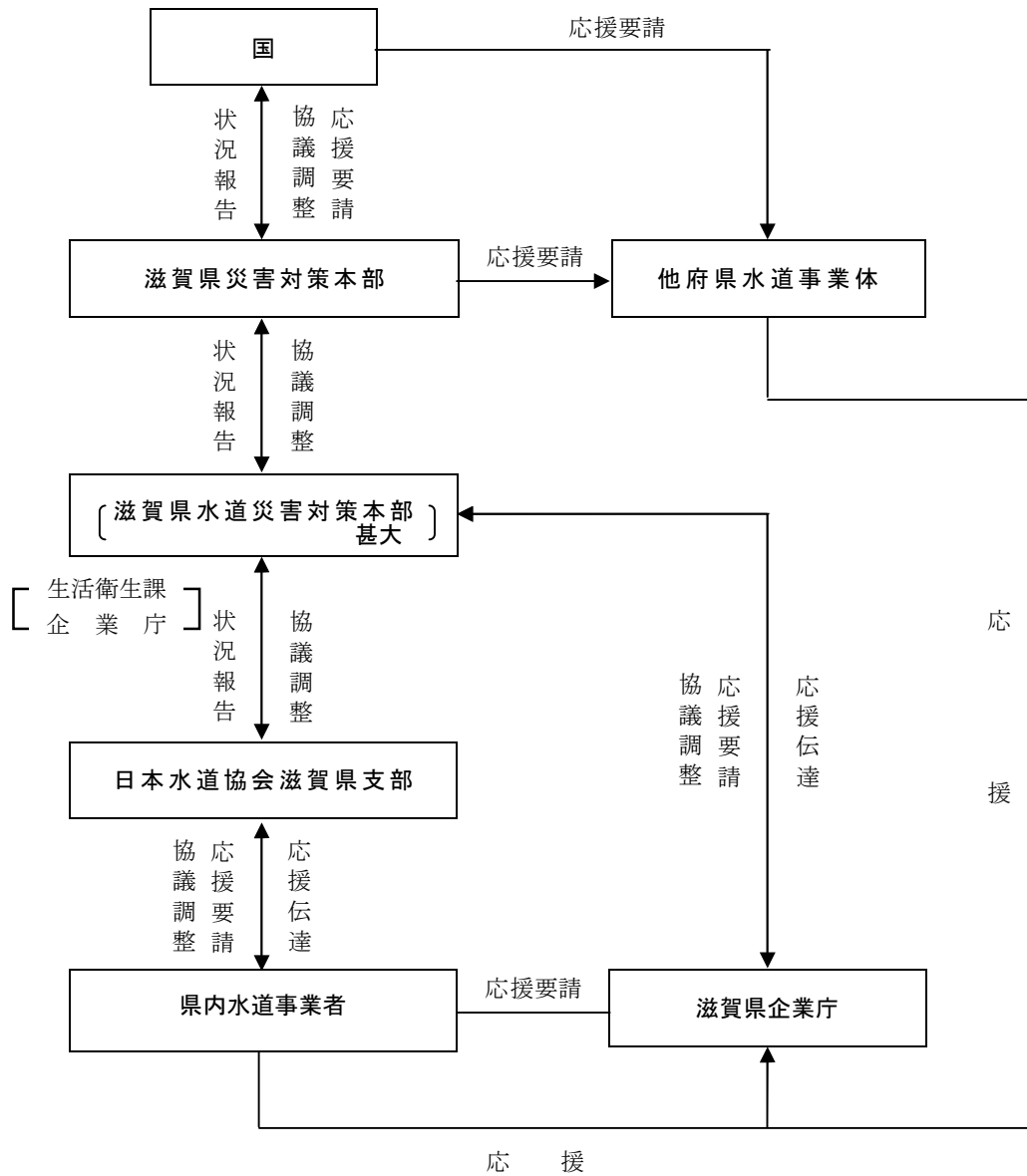
水道事業体は復旧後の施設の使用開始にあたって、下水道管理者へ事前に連絡を行う。

また、企業庁は滋賀県企業庁災害対策要綱および滋賀県企業庁地震対策要領に基づき応急復旧を行うとともに、他事業体の復旧にも協力する。

[企業庁応急復旧対策フロー]



4. 災害時の組織・連絡体制(相互応援体制)



第3. 下水道施設応急対策計画（下水道課）

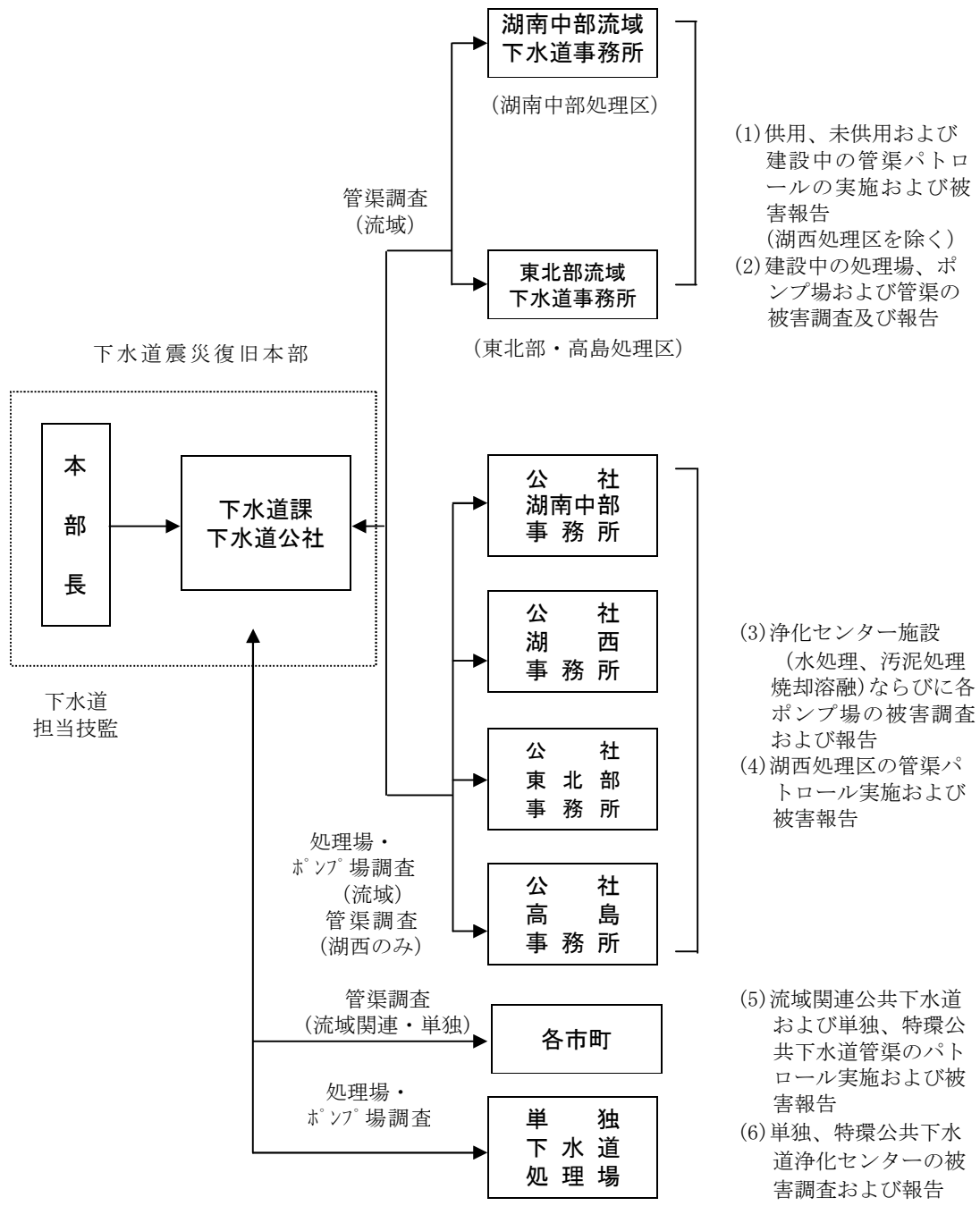
1. 基本方針

下水道施設の災害復旧は、他の公共土木施設の復旧と同様に、社会全体の復旧活動、民生に与える影響が大きいため、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、計画に基づき関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧を行うものとする。また、各事業者が単独に対応することができない場合には、速やかに県本部に応援を要請し、県本部は応援主管府県等に応援要請を行うものとする。

2. 応急対策計画

- (1) 震災復旧の第1段階においては、できるだけ短時間に重要施設の被災状況の概略を把握するための緊急調査・点検を行い、以後の対応・復旧の基本方針を定めるとともに、二次災害の危険性を的確に判定し、必要に応じて緊急措置を行う。
- (2) 第2段階においては、施設全体の被災状況を把握するための一次調査を行い、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等の条件を勘案して、応急復旧の必要性を判断する。応急復旧が必要と判断された場合には、応急復旧の優先順位および復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。
- (3) 第3段階においては、施設の重要性、被災の箇所およびその程度、復旧の難易度、施設の将来計画等を勘案して、本復旧水準を定め、本復旧を実施する。

3. 震災時の組織・連絡体制
 [下水道応急対策の活動体制]



4. 関係機関との連絡協力体制

地震発生直後は混乱が予想され、時間経過とともに他機関との調整は順調に進むと想定されるが発災直後に焦点をあてて、関係機関との連絡協力体制を確立しておくものとする。

(1) 関係機関の一覧および協議協力を要する事項のリストアップ

復旧に必要な関係機関のリストアップを行い、その機関と協議連絡、協力内容について打ち合わせしておく。また、避難所の仮設トイレから排泄されるし尿の処理依頼があるときは、処理能力に支障がない限り受入を行う。

(2) 緊急調査・点検および緊急措置の協力体制

管渠施設等の占用物件が近接している場合は、緊急調査を許可権者、占用者等で協力して実施できる事柄を検討し、緊急措置についても協力して実施できる事柄の打ち合わせをしておく。

(3) 被害情報の交換および情報連絡手段の相互利用

上下水道、電気、ガス、電話等の道路等の占用施設の被害情報の交換に努め、警察および道路管理者との連絡を密にして通行規制等の関連情報の入手に努める。また、水道事業者の応急対策計画等について互いに情報を交換するための方策を検討しておく。

5. 緊急調査・点検と緊急措置

原則として以下の項目を考慮するものとする。

(1) 被災状況および程度

(2) 一次災害に伴う二次的影響(二次災害を含む)の生じる可能性とその程度

(3) 応急復旧に対する制約条件等

6. 応急調査と応急措置

応急復旧水準を、原則として本復旧完了までの間に想定される外力レベルを基本とし、当該構造物の被害状況の他、外力レベルの推定精度、施設全体の用途・重要度、二次災害の規模および可能性、地域全体の被害状況等を総合的に判断して定める。

(1) 地域および施設の将来計画

(2) 再度の災害の危険性

(3) 他施設との関連

7. 本復旧

本復旧の水準は、以下の項目を検討し、総合的に判断して定めるものとする。

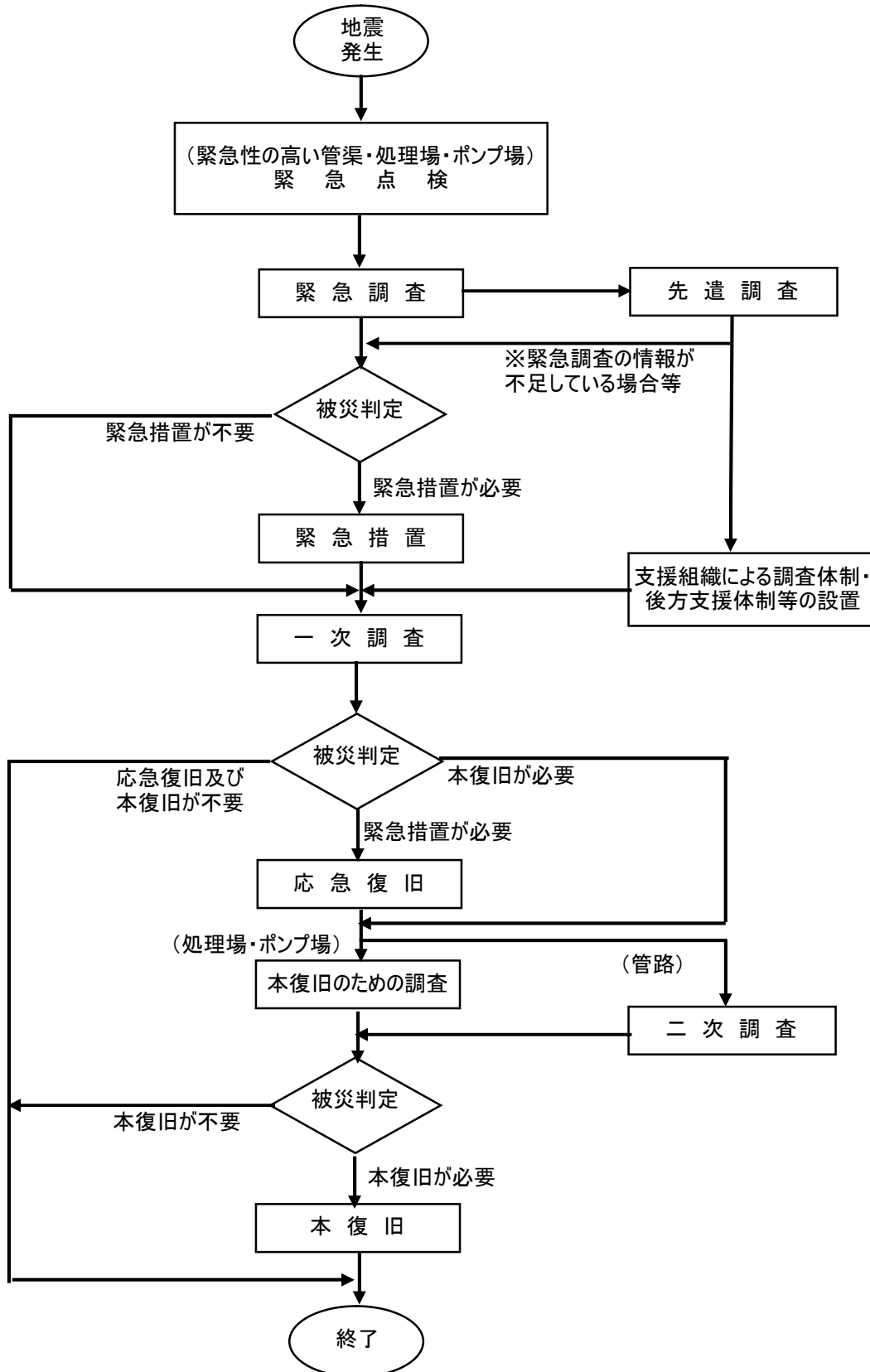
(1) 被災施設の効用、機能の増大

(2) ルートの変更

(3) 修復の可能性

(4) 耐震性の向上

[下水道応急対策の活動フロー]



第20節 危険物施設等応急対策計画

(県知事直轄組織、琵琶湖環境部、健康福祉部、各機関)

第1. 計画方針

危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒物劇物貯蔵施設、放射線施設等は、地震時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、関係法に基づく災害予防規程、防災計画等を実効のあるものにするとともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について自主的な活動ができるよう計画する。

また、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者、および周辺住民に対する危害防止を図ることを目標として計画を策定するとともに、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておくものとする。

第2. 危険物施設応急対策計画（防災危機管理局）

1. 基本方針

関係事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等は、県本部、市町本部、消防本部および消防署の指導を受けて、危険物施設の実態に応じて、応急対策を講ずる。

2. 応急対策

関係機関は連携して地震時に次の措置をとる。

(1) 危険物の流出あるいは爆発等の恐れのある作業および移送の停止ならびに施設の応急点検と出火等の防止
(2) 危険物の移送運搬の中止および車両の転倒防止と出火漏洩の防止
(3) 初期消火要領の徹底ならびに混触発火等による火災の防止、および異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
(4) 被害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
(5) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

第3. 火薬および高圧ガス貯蔵施設応急対策計画（防災危機管理局）

1. 基本方針

火薬類貯蔵施設および高圧ガス貯蔵施設において、地震による火災、爆発、漏えい等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、危害予防規程の手順にしたがって、実態に即した応急措置をとるとともに関係機関と連携を密にして防災体制を確保する。

2. 火薬類貯蔵施設等応急対策

(1) 火薬類貯蔵・製造施設等損傷の有無

保安責任者等は、地震等異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視により確認し、次のような応急措置を行う。

ア. 異常無しの場合には、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。

イ. 異常有りの場合には、保安責任者等は次の自主防災活動を行う。

・爆発、誘爆の回避措置 ・危険区域、立入禁止区域の設定 ・盗難防止措置	・火災拡大、延焼、類焼の回避措置 ・付近住民等への危険周知および避難誘導 ・警察、消防等への通報
-------------------------------------------	--------------------------------------------------------

3. 高圧ガス貯蔵施設等応急対策

(1) 高圧ガス貯蔵、製造、消費設備等損傷の有無（保安施設を含む）

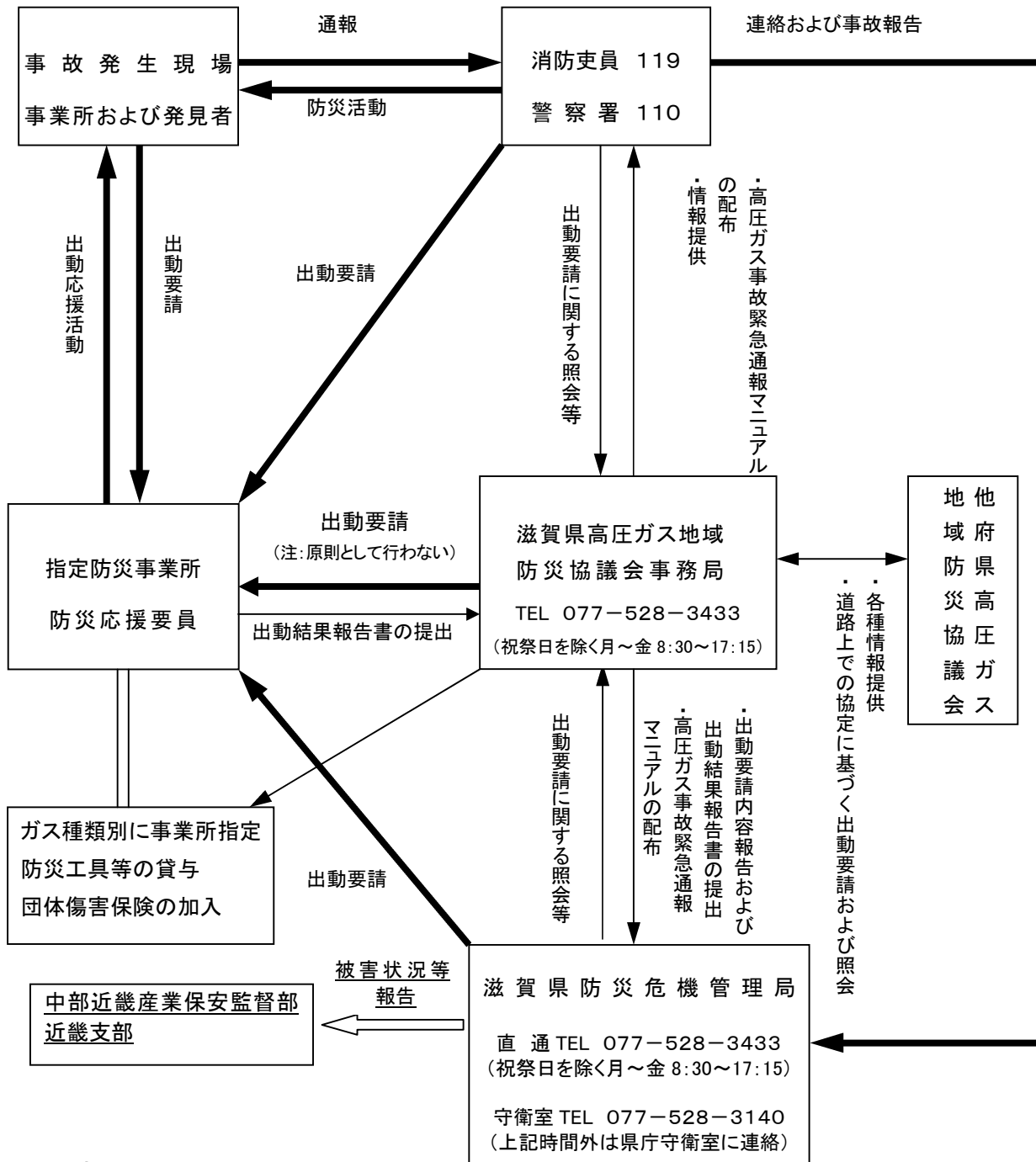
保安係員等は、地震等異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視およびガス検知器等により異常の有無を確認し、次のような応急措置を行う。

ア. 異常無しの場合には、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。

イ. 異常有りの場合には、保安係員等は次の自主防災活動を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ・ガス遮断等緊急措置 ・危険区域、立入禁止区域の設定 ・火災拡大、延焼、類焼の回避措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、県高圧ガス地域防災協議会等 防災関係機関への通報および応援要請 ・付近住民等への危険周知および避難誘導
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

[高圧ガス事故発生時応援活動フローシート]



<注意事項>

高圧ガスに関する事故が発生した場合、各指定防災事業所への出動要請および緊急連絡は、発災者、消防署、警察署、行政等から入ることになっています。

滋賀県高圧ガス地域防災協議会は、上記機関等から依頼がない限り、原則として出動要請は行いません。

第4. 毒物劇物貯蔵施設応急対策計画(医務薬務課)

1. 基本方針
地震の発生に伴い、その被害を最小限にとどめるとともに、地域住民の健康被害の防止を図る。
2. 応急対策
毒物劇物貯蔵施設の管理者は次の措置をとる。

(1) 中毒防止方法の広報活動
(2) 毒物劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒および消火作業(周辺住民の人命安全のため)
(3) 毒物劇物の流出等により周辺住民の健康に害を及ぼす恐れが生じた場合、当該市町長に通報
(4) 保健所等防災関係機関への連絡
(5) 貯蔵設備等の応急点検および必要な災害防止措置(地震後直ちに実施)

第5. 毒物劇物、危険物等流出応急対策計画(防災危機管理局、医務薬務課、環境政策課)

1. 基本方針
船舶および陸上施設から、河川、湖沼等に大量の毒物劇物、危険物等が流出・飛散した場合、迅速かつ適切に被害の拡大を防止し、二次災害の防除に努める。
2. 応急対策
 - (1) 当該事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者および通報受理者は、速やかに市町本部または消防機関等に通報連絡する。
 - (2) 当該事故が発生した場合、当該事故にかかる事業者等は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。
 - ア. 続く毒物劇物、危険物等の流出を防止するとともに、拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、網および木材等応急資材等を張る。
 - イ. オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した毒物劇物、危険物等を、吸引ポンプその他により吸い上げまたはくみ取るとともに、必要に応じ化学処理剤により処理する。
 - ウ. 流出した毒物劇物、危険物等について発生する毒性ガス、可燃性ガスの検知および火災の発生防止に必要な措置を講ずる。
 - (3) 当該事故にかかる事業者等による事故処理が困難な場合は、防災関係機関、専門的な知識を有する者、資機材を保有する事業者、船舶関係者等が、相互に連携して、人員および設備、資機材等に関して防除対策が的確に実施できるよう協力体制を確立するとともに、必要に応じて総合的な防除対策を推進する組織を整備するものとする。
 - (4) 市町長および警察署長等は、災害の拡大防止を図るため、付近船舶に対する航行の制限、禁止および移動命令を行い、付近住民等に対する火気使用の制限、避難勧告等の必要な措置を講ずる。また、飲料水汚染の可能性がある場合には水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

第6. 放射性物質取扱施設応急対策計画(防災危機管理局、医務薬務課)

1. 放射性物質取扱施設災害対策
 - (1) 放射性物質(放射線発生装置を含む)取扱事業者は、施設において放射線障害が発生した場合、またはそのおそれがある場合は、次の緊急措置を実施する。
 - ア. 国(文部科学省)、警察、市町(消防)へ通報・届出
医療機関にあつては県(保健所)、警察、市町(消防)、関係機関へ通報
 - イ. 放射線量の測定
 - ウ. 危険区域の設定、立入禁止措置の実施
 - エ. 被ばく者等の救出救助
 - オ. 消火または延焼の防止
 - カ. 放射性同位元素による汚染拡大の防止および除去
 - キ. その他災害の状況に応じた必要な措置
 - (2) 市町(消防)は、前項の通報を受けたときは関係市町および県に連絡し、放射性物質取扱事業者に対し、災害防止のための措置を取るよう指示し、または自らその措置を講じ必要があるときは、警戒区域

- を設定し、住民の立入制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。
- (3) 警察は、必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施することとし、消防機関等と共同して救出救助その他応急の措置、住民の避難誘導、広報活動を実施する。
- 放射線物質に係る消防活動および救急救助については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施する。
- (4) 県は、関係機関との連携を密にして情報収集を行うとともに、必要により放送機関に対し、事故および応急対策の状況、県民のとるべき措置や注意事項に関する放送を要請する。

第7. 危険物等移動搬出計画（防災危機管理局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿運輸局、JR各社）

1. 基本方針
地震による被害の拡大を防止するため、危険物等施設の管理者および危険物等を搬送する者はそれぞれ必要な措置を講ずる。
2. 応急対策
 - (1) 県警察、消防機関
 - ア. 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材等を必要により整備充実させ、効果的な活動を推進する。
 - イ. 移動可能なものは、周囲の状況により、安全な場所へ移動させる。
 - (2) 指定地方行政機関等
 - ア. 中部近畿産業保安監督部近畿支部
災害の発生および拡大を防止するため、一般高圧ガスおよび液化石油ガスを搬送する者に対し、移動の制限または一時禁止等の緊急命令の措置を構ずる。
 - イ. 近畿運輸局
危険物を移送・運搬する業者に対し、災害時の連絡、応急措置等の指導および訓練の実施を指導する。
 - ウ. JR各社
 - (ア) 基本方針
危険物輸送に関し、火災、漏えい等の事故が発生した場合は、拡大、併発事故を防止するための諸体制の確立に努める。
 - (イ) 応急措置
JR各社内における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧）にしたがい、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関に通報する。

第8. 特定動物による危害防止および愛玩動物救護等対策計画（生活衛生課）

1. 基本方針
災害時には、家屋の倒壊等のため、飼養施設から逸走した特定動物（サル、ワニ等（動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1条別表に掲げる動物））による人への危害を防止するための措置を講ずる必要がある。

また、災害時には、飼い主不明または負傷した動物が発生すると同時に、被災者とともに避難所に避難してくる動物が多数生じ、これらに係る問題が予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止および動物愛護の観点から、市町および関係団体等と連携し、これらの動物の保護および飼養者への必要な支援等を行う。
2. 応急対策
 - (1) 特定動物の逸走対策
県（生活衛生課および動物保護管理センター）は、特定動物の逸走および管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、次の必要な措置を行う。
 - ア 特定動物の逸走が確認された場合は、特定動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、危害を防止するため、現地へ出動する。
 - イ 特定動物が逸走した場合は、付近住民に周知するとともに、各市町に広報協力を依頼する。
 - ウ 逸走した特定動物捕獲のため、警察等関係機関に協力を要請する。
 - (2) 被災地域における動物の保護
県は、飼い主不明または負傷した犬およびねこの保護および収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。

また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めるものとする。

(3) 避難所における動物の適正な飼養

県は、避難所を設置する市町から要請があった場合は、被災者とともに避難した動物が適切に飼養されるよう、指導および助言等の協力を行うとともに、次のことを実施する。

- ア 避難所等へ愛玩動物に関する必要な物資の提供に努める。
- イ 必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管の支援を行う。
- ウ 被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。



第 21 節 建造物等応急対策計画

(県知事直轄組織、総務部、土木交通部、教育委員会、県警察本部 等)

第 1. 計画方針

各施設の管理者は、病院、学校等の重要な社会公共施設の機能および一般建築物の人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策行動を行い被害の軽減を図るものとする。

また、社会公共施設は、地震発生後における医療、給食、防疫等県民の生命の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し、建築物ならびに地域の速やかな復旧に資することを目標とする。

第 2. 社会公共施設応急対策計画（各施設管理者、住宅課、建築課）

1. 基本方針

公共施設は災害復旧活動の拠点となることから、施設管理者は早急に建物等の被害状況を把握するとともに自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

2. 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能および人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。また、地震時の出火およびパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害対策活動が実施できるようにするものとする。

(1) 避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。

(2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。

(3) 緊急時には関係機関に通報して応急の措置を講ずる。

(4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。

(5) 施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

3. 被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害発生の恐れがないか、また、災害対策拠点、避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに関係機関に報告するものとする。

4. 被害状況調査

各施設からの被害状況報告に基づき、県本部（住宅班、建築班）は必要に応じ国および地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、早急に次の調査を実施する。

(1) 応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、施設の継続使用の可否を判定する。

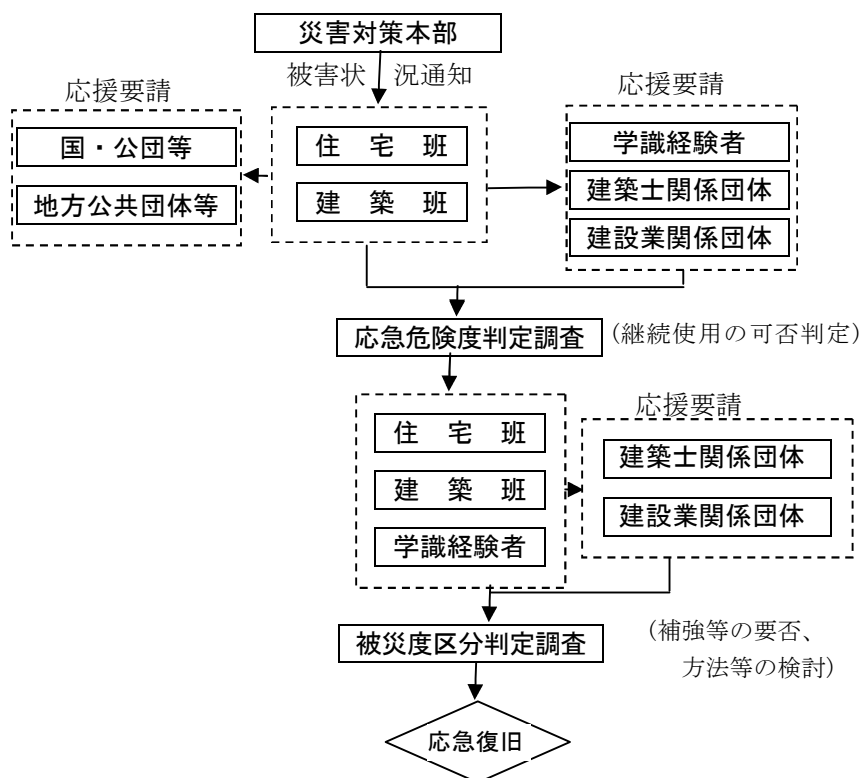
(2) 被災度区分判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に際しての補修および構造補強等の要否を判定する。

5. 応急復旧

各施設の被害状況調査に基づき、応急復旧を行う。

[社会公共施設等の応急復旧フロー]



第3. 一般建築物応急対策計画（住宅課、建築課）

1. 被害状況調査

地震時には、2次災害を防止するため第2の4に準じて被害状況調査を行う。

第4. 高層建築物応急対策計画（防災危機管理局）

高層建築物（高さ31メートルを超える建築物「消防法第8条の2」。）は、各テナントの強力な連携を保つため、共同防火管理体制の推進を図り、下記事項を重点に防災計画等確立し、パニック等による被害の発生防止に万全を期する。

1. 発生時におけるパニックの防止措置
2. 出火防止および初期消火活動
3. 人命の救護
4. 安全な避難誘導措置
5. 防火機関や地域防災団体との連絡ならびに災害に関する情報収集および伝達

第5. 県庁舎等の応急修理計画（総務課、県警察本部、他各施設管理者）

1. 災害応急対策計画

(1) 県下で地震が発生した場合には次の措置を行う。

ア. 被害状況の把握

県庁舎等の各施設管理者は速やかに被害状況を調査する。

イ. 修理の対応

各施設管理者は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、総務部と協議の上修理を行うものとする。

なお、必要に応じて土木交通部は協力するものとする。

- (2) 県下で震度 5 弱の地震が発生した場合には次の措置を行う。
- ア. 被害状況の把握
県庁舎等の施設管理者は速やかに被害状況を調査し、災害警戒本部へ報告するものとする。
 - イ. 修理の対応
(1)と同様の対応を行う。
- (3) 県下で震度 6 弱の地震が発生した場合には次の措置を行う。
- ア. 被害状況の把握
県庁舎等の施設管理者は速やかに被害状況を調査し、県本部へ報告するものとする。
 - イ. 修理の対応
(1)と同様の対応を行う。

【大津市域を除く県内で震度 7 程度の地震が発生した場合】

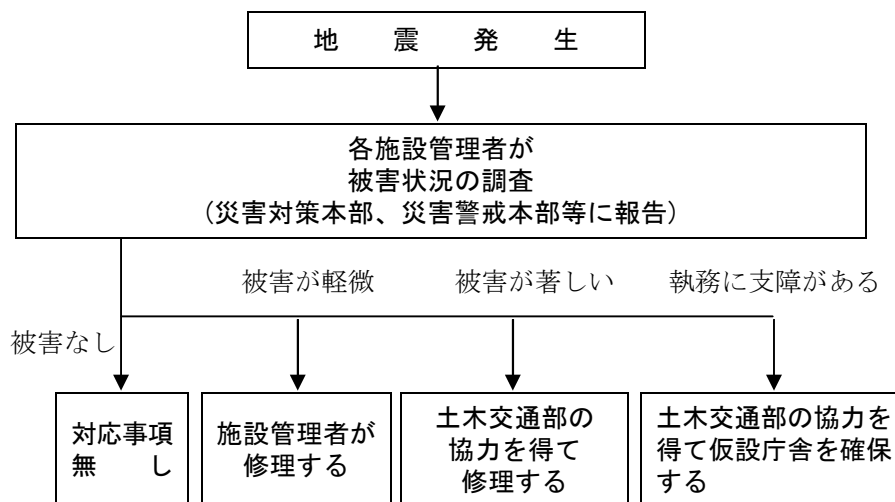
(4) (3)と同様の措置を行う。

【大津市域で震度 7 程度の地震が発生した場合】

(5) (3)と同様の措置を行う他、次の措置を行う。

- ア. 仮設庁舎の設置
県庁舎等に著しく執務に支障が出る被害が生じた場合は、行政事務の執行等を考慮し、各施設管理者は必要に応じて仮設庁舎を確保するものとする。

[県庁舎等の応急修理のフロー]



(注) 県下で地震が発生した場合には、各施設管理者が被害状況の調査を行い、その結果を県本部に報告する。被害の軽微な場合は各施設管理者は自らの力で修理を行い、被害の著しい場合は、土木交通部の協力を得て修理を行うと共に執務に支障がある場合には、仮設庁舎の確保を行う。

第 6. 文化財の保護計画（文化財保護課）

- (1) 文化財が被災した場合は、その所有者および管理団体は、ただちに所轄の消防本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、市町本部（教育委員会）に報告する。市町本部（教育委員会）は、その結果を取りまとめの上、県指定の文化財にあっては県本部（教育委員会）へ、国指定の文化財にあっては県本部（教育委員会）を経由して文化庁へ報告しなければならない。
- (2) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講ずる。

[参照]

- ・災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（プレハブ建築協会）・・・（参考 41）
- ・災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県建設業協会）・・・（参考 48(1)）

第22節 河川管理施設等応急対策計画

(県土木交通部、農政水産部、近畿地方整備局、水資源機構)

第1. 計画方針

地震により河川管理施設等が、破壊、崩壊等の被害を受けたときは、河川管理施設等の管理者は、施設の応急復旧に努める。

第2. 河川管理施設および砂防設備応急対策計画

(琵琶湖河川事務所、流域政策局、砂防課、水資源機構)

1. 基本方針

地震による被害および出水による二次災害を防止するため、市町、消防機関等の水防活動が円滑に行われるよう体制を確保するとともに、破損、損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設および砂防設備の応急復旧に努める。

2. 応急対策

次の水防活動を行う。

(1) 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制および輸送体制の確立
(2) 河川管理施設および砂防設備、特に工事中の箇所および危険箇所の重点的巡視
(3) 水門もしくは、閘門に対する遅滞のない操作
(4) 水防に必要な器具、資材および設備の確保
(5) 市町における相互の協力および応援体制の確立
(6) 被害を受けた河川管理施設および砂防設備の応急復旧
(7) 市町の応急対策に対する技術的な援助

3. 復旧計画

(1) 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともにこれに基づき従前の河川管理施設等の機能を回復させる。

(2) 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業および災害改良復旧事業を計画し、復旧事業においては従前の河川の効用を回復し、改良復旧事業においては治水安全度を向上させる。

第3. 港湾施設応急対策計画 (流域政策局、水産課)

1. 基本方針

地震により、水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾(漁港)施設が被害を受けたとき、またはその恐れがあるときは、速やかに応急措置を行うとともに被害を最小限にとどめるよう努める。その際、生活救援物資等の緊急輸送に湖上輸送を活用するために緊急輸送ネットワーク上必要とされる施設を優先的に復旧する。

2. 応急対策

(1) 港湾

港湾管理者(土木事務所)は、災害の発生を知ったときは、直接または船会社の協力を得て港内を点検し、必要な場合、関係機関の協力を得て応急措置を講ずる。

(2) 漁港

県本部(水産班)は、地震が発生した場合、当該漁港管理者等の報告による被害状況を的確に把握し、応急対策に必要な技術的指導を行う。

3. 復旧計画

地震により港湾施設（漁港）が被害を受けた場合において、各施設管理者は被害状況を調査し復旧する。特に公共の安全確保や輸送拠点として緊急に復旧を必要とするものについては、速やかに復旧する。

港湾（漁港）施設の被害のうち、特に公共の安全を確保の上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 係留施設の破損で、船舶の係留または荷役に重大な支障を与えているもの。
- (2) 臨港交通施設の破損で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能か、または著しく困難であるもの。
- (3) 水域施設の埋塞で、船舶の航行または停泊に重大な支障を与えているもの。
- (4) 外郭施設の破損で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

第4. ダム施設応急対策計画（流域政策局）

1. 基本方針

ダム近傍指定観測点において気象庁震度階4以上の地震が発生した場合には、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は応急措置を行い、ダムの安全を確保する。

2. 臨時点検

震度4以上の地震が発生した場合は臨時点検を行い、所要の事項を電話等により速報する。

(1) 一次点検（地震発生直後）

堤体および取付部、周辺地山、放流設備、電気通信設備およびその他の目視による外観点検を行う。

(2) 二次点検（一次点検終了後）

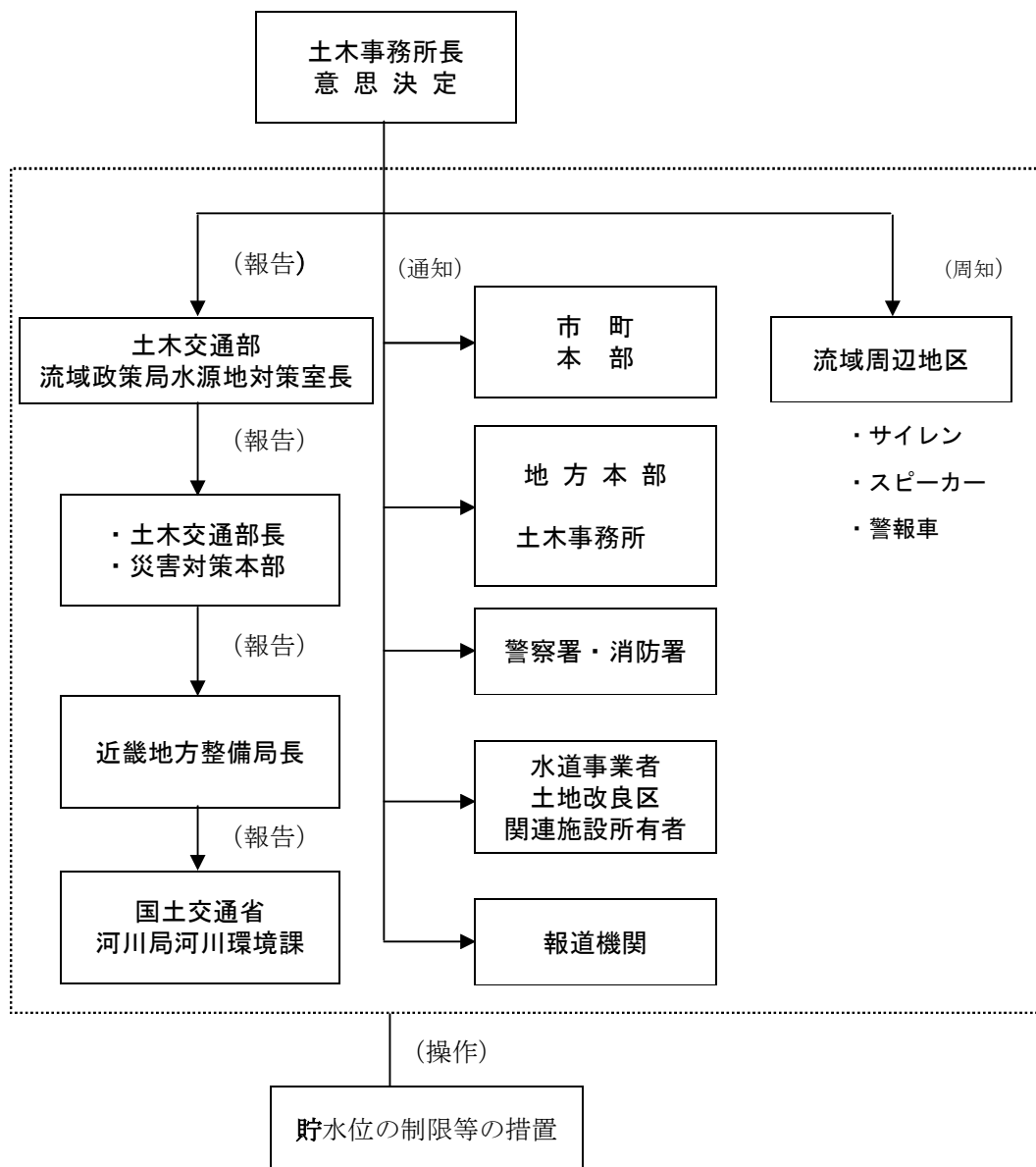
震度5弱以上の場合、または一次点検で変状がある場合には、一次点検に引き続き詳細な外観点検と、漏水量、変位量等の計測項目および放流警報設備に関する項目を加えた点検を行う。

3. 応急対策

臨時点検の結果、漏水量、変形等のダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水位の制限等の応急措置を行う。

この場合、ダムから関係機関および一般住民への連絡・通報は各ダムの操作規則により行う。

[治水関連ダム施設連絡通報フロー]



[参照]

- ・災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県建設業協会）・・・（参考 48(1)）

第 23 節 地すべり危険箇所および 急傾斜地崩壊危険箇所に対する応急対策計画 (森林保全課、農村振興課、砂防課)

第 1. 計画方針

地震により、地すべり地においては地すべりが誘発、助長され、急傾斜地にあつては崩壊崩落が発生することが想定されるため、被害の状況把握に努め、施設の管理者は施設の復旧に努める。

第 2. 応急対策計画

1. 基本方針

県本部は、地震による被害を軽減するため、市町本部、消防機関等の応急活動が円滑に十分行われるよう配慮し、下記の活動を確保するとともに各関係機関と協力し、被害個所の早期応急復旧を図る。

(1) 被害状況の巡視

(2) 市町における相互協力および応援体制

施設等が破壊、崩壊等の被害を受けた場合は施設の応急復旧に努める。

2. 応急対策

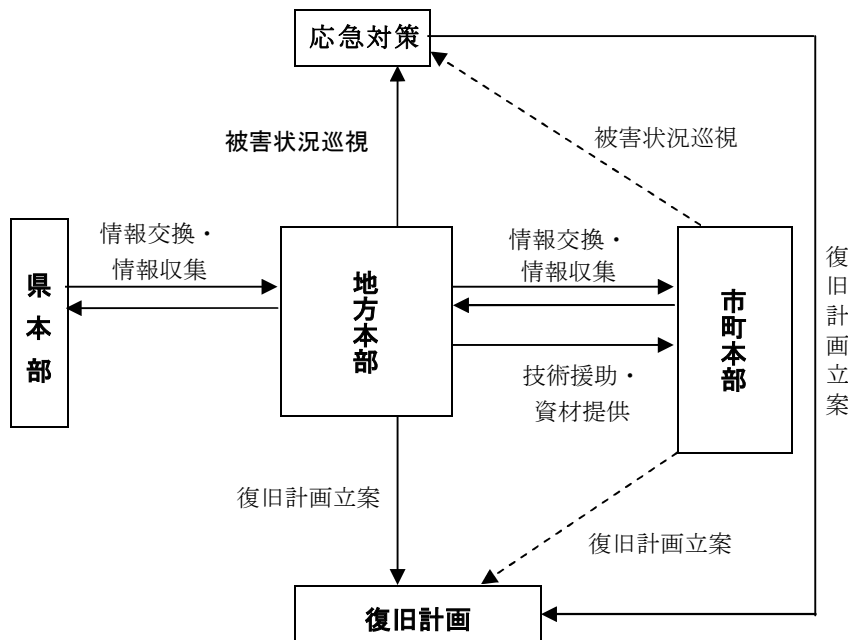
県本部は、情報の連絡、交換を図り、市町本部の応急対策が十分に行われるよう技術的な援助を行う等調整に当たる。また、施設等が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、施設の管理者は被害の状況に応じた応援復旧を行う。

3. 復旧計画

(1) 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づき従前の効用を回復させる。

(2) 地震により被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。また、速やかに復旧計画を立てるとともに、被害状況に応じた復旧に努めるものとする。

[地すべり危険箇所および急傾斜地危険箇所に対する応急対策の活動フロー]



[参照]

・災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県建設業協会）・・・（参考 48(1)）

第 24 節 農林水産業施設等応急対策計画 (琵琶湖環境部、農政水産部、近畿農政局、近畿中国森林管理局)

第 1. 計画方針

農林水産業施設の被害の状況を早期に調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復を図る。

第 2. 農業用施設応急対策計画

1. 基本方針

被害の状況を速やかに把握するとともに、関係機関、地元住民と協力し、必要な措置をとる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、災害対策本部から要請があった場合、農道の緊急通行道、農業用水の飲料水、消火水としての利用に協力するものとする。

2. 応急対策

対象農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な処理を実施させるとともに事後の復旧が早期に行われるよう指導する。

- (1) 施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設が損壊し、出水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。また危険度の程度により災害対策本部へ支援の要請を行うものとする。

ア. 被害情報伝達対象農業用施設は、県、市町、土地改良区等が管理している次表に掲げる施設とする。

[被害情報伝達対象農業用施設]

対象施設	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用ダム ・ 農業用ため池 ・ 揚排水機場とその附帯施設 ・ 頭首工 	犬上川、野洲川、芹川、大原貯水池、奥山、永源寺、蔵王地域防災計画に記載のもの

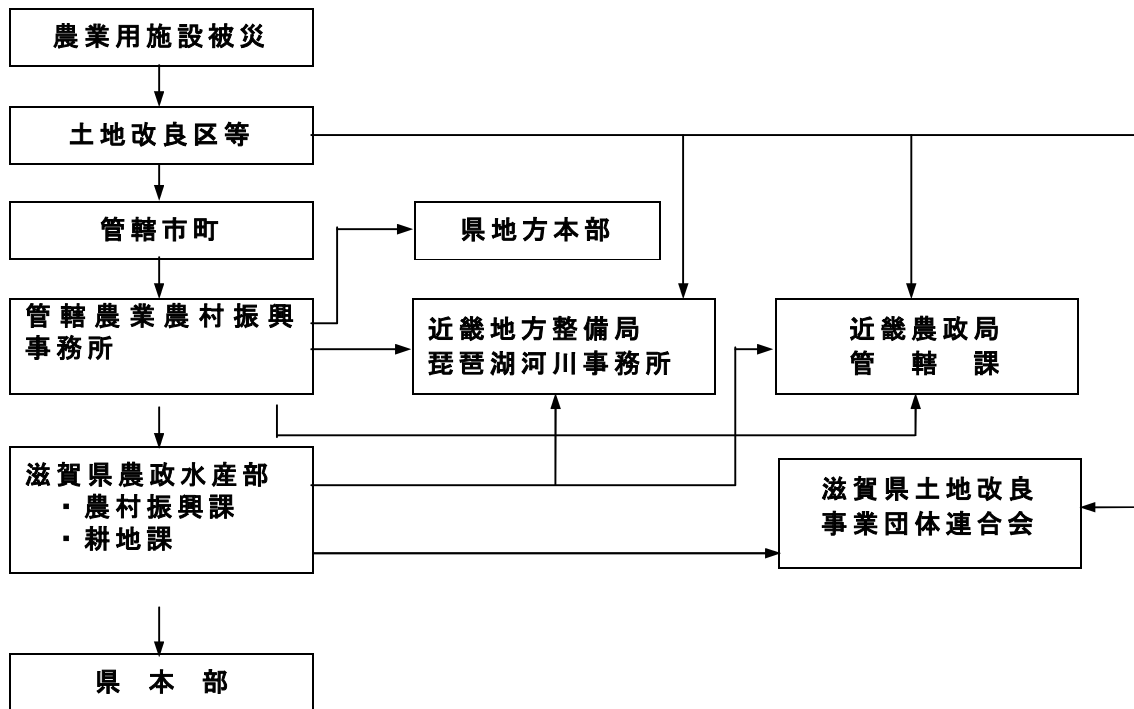
イ. 応急工事

復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

ウ. 応急対策のための支援要請

施設が被災したとき、または施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策に当たるものとする。

- (2) 農業用ダムについては、当該施設管理者は第 2 2 節第 4 「ダム施設応急対策計画」に準じて地震用臨時点検を行い報告するものとする。
- (3) 農業用ため池についての地震用臨時点検は次のとおりとする。
- ① 堤高 15m 以上のため池については、ため池地点周辺が震度 4 以上の場合、ため池管理者は緊急点検を行い、報告するものとする。
 - ② 地域防災計画に記載されたため池は、ため池地点周辺が震度 5 弱以上の場合、ため池管理者は緊急点検を行い、報告するものとする。
- (4) 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け復旧する必要のある施設について早急に調査を行い、被害報告を行うこととする。



(注) 近畿地方整備局、近畿農政局へのルートは、農業用ダムの情報収集・連絡時に使用する。

第3. 農業集落排水処理施設・営農飲雑用水施設応急対策計画

1. 基本方針

農業集落排水処理施設、営農飲雑用水施設の被害は、復旧活動全般に与える影響が大きいため、被害の状況を速やかに把握するとともに早急に復旧工事を実施するものとする。

2. 応急対策

- (1) 施設管理者は、主要施設について、緊急調査を実施し被災状況を把握するとともに二次災害の危険があると判断される場合は、緊急措置を行う。
- (2) 復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。
- (3) 営農飲雑用水施設管理者は、復旧後の施設の供用開始にあたって、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。
また、供用の開始に当たっては、下水道管理者に事前に連絡を行う。

第4. 畜産施設の応急対策計画

1. 基本方針

地震発生による畜舎および管理施設の破壊、家畜の逃亡、家畜の死亡、病気の発生等について実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜応急措置を構ずる。

2. 応急対策

- (1) 畜産農家は、地震により畜舎および関連施設が破壊等の被害を受け、または家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止ならびに一般災害復旧作業の妨げとならないよう努める。
- (2) 家畜保健衛生所は家畜の死亡、病気の発生または発生のおそれがあるときは、この旨を県本部（農政水産部畜産班）に報告するとともに、関係市町、農協、家畜診療所等の協力により、死亡畜の処分ならびに病気の発生または、まん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒等を実施する。
- (3) 被災地域における飼料および家畜用飲料水を確保するため、全国農業協同組合連合会滋賀県本部との連携を図るとともに、飼料業者・乳業メーカー等へ協力要請を行う。

第5. 治山施設応急対策計画

1. 基本方針

(1) 民有林

地震により堰堤、護岸工等の溪間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

(2) 国有林

地震により災害が発生した場合には、近畿中国森林整備局防災業務計画に定めるところにより、必要があると認められるときは、森林管理署に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達および応急対策の実施について、万全の措置を講ずる。

2. 応急対策

(1) 民有林

ア. 施設管理者は、治山施設のうち地震による破壊、崩壊等の被害により、特に人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、または与える危険のあるときは、その障害物、危険物の状況を調査し、関係機関と密接な連絡のもとに緊急度に応じて消防機関、警察等の協力を得て、障害物等の速やかな除去に努める。

イ. 施設管理者は、雨水の浸透により増破の危険がある施設については、シートを覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。

ウ. 施設管理者は、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業または農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

(2) 国有林

ア. 現地派遣班の編成および派遣

森林管理局長は、管轄区域内に激甚な災害が集中したため、その現地で災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、現地派遣班を編成して被災地に派遣するものとする。

イ. 情報の収集および報告

森林管理署長は地震が発生した場合には、関係機関との連絡を密にするとともに、現地職員を中心として治山施設の点検等を行い、その結果を森林管理局対策本部長に報告する。

ウ. その他

治山施設に地震災害が発生し、その災害が地元住民との関係上特に緊急対策を要するものについては、関係森林管理署長は、その対策計画をたて、森林管理局長の指示をうけ応急復旧対策を講ずる。

第25節 ボランティア対策計画

(総合政策部、健康福祉部、各機関)

第1. 計画方針

地震時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、県本部および市町本部は、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等関係団体と連携し必要な措置を講じる。

第2. 専門ボランティアとの協力に関する計画（各機関）

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア（被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復師等）の派遣が必要な場合、県本部（担当班）が、関係団体と連携し、専門ボランティアの募集、登録、派遣調整を行い、併せて必要な援助を行う。

第3. 災害ボランティアの支援に関する計画（県民活動生活課、健康福祉政策課）

1. 基本方針

県本部および市町本部は、社会福祉協議会等と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、災害ボランティア活動を支援する。また、県本部および市町本部は、ボランティア活動の拠点や必要な資機材の提供に努めるほか、活動にあたってのボランティア活動保険制度の普及を図る。

2. 災害ボランティアセンターの設置と運営

(1) 県は、地震発生後、原則として県庁内に県災害ボランティアセンターを設置し、市町災害ボランティアセンターの設置運営を支援するとともに、関係団体に対する情報提供等の業務を行う。その際、県本部はセンターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、報道機関と連携を図ってボランティア関連情報の広報活動を行う。その運営については、県本部および県社会福祉協議会等のボランティア関係団体が共同で行うこととする。また、他都道府県に対しては居住者を対象とする災害ボランティア相談窓口の設置を依頼し、当該相談窓口と県災害ボランティアセンターが連携することにより業務の効率化を図る。

(2) 県社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、県災害ボランティアセンターに担当職員を派遣し、県本部と共同して県災害ボランティアセンターの運営にあたる。

(3) 市町は、市町災害ボランティアセンターを設置する。市町は、災害ボランティアセンターの設置について市町地域防災計画に規定することとする。

また、市町災害ボランティアセンターおよび市町本部はボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等について速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。

(4) 災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア活動保険に加入するものとする。

【大津市域を除く県内で震度7程度の地震が発生した場合】

(5) 速やかに県庁内に県災害ボランティアセンターを設置する。

【大津市域で震度7程度の地震が発生した場合】

(6) 県本部が設置される施設内等において速やかに県災害ボランティアセンターを設置する。

【県本部が設置されない場合で、県災害ボランティアセンターの設置が必要と判断される場合】

(7) 滋賀県災害ボランティア活動連絡会において設置を検討し、滋賀県立長寿社会福祉センター内に県災害ボランティアセンターを設置する。

第26節 学校における応急対策計画（県総務部、教育委員会）

第1. 計画方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、地震発生時の応急対策を通じて、幼児・児童・生徒（以下「児童等」と記す。）の生命の安全の確保と教育活動の確保について万全を期する。

第2. 公立学校における防災体制

校・園長は学校・園の実状や児童等の実態に応じ、以下の点に留意しながら防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行うものとする。

1. 緊急避難計画

(1) 学校・園内での活動中を想定した計画

- ア. 校内防災組織および避難場所を確立する。
- イ. 避難訓練のマニュアルを作成する。
- ウ. 年間計画の中に学校・園と地域が連携した避難訓練の実施を位置づける。
- エ. 発災時における教職員の児童等への指示および措置の方法を明らかにする。
- オ. 学校・園の施設・設備の状況を把握する。
- カ. 避難経路と避難場所の安全確保および誘導の方法を明らかにする。
- キ. 教職員の配備と児童等の安全確認を明らかにする。

(2) 学校・園外での活動中を想定した計画

- ア. 地震が登下校時および校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

2. 防災体制

(1) 地震の発生に備えて、次のような措置を講ずる。

- ア. 児童等の避難計画および訓練の実施ならびに平素地震時の事前指導、事後指導について周知徹底を図り保護者との連絡方法を確認しておく。
 - イ. 教育委員会、警察署、消防署(団)および保護者への連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
 - ウ. 緊急時の所属職員の非常招集の方法を定め、連絡先を確認し教職員に周知させる。
 - エ. 発災時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制とともに各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに以下の点に留意し具体的なマニュアルを作成する。
 - (ア) 各学校・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。
 - (イ) 学校・園が避難所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。
 - (ウ) 職員個々の緊急時に登校する学校・園を明らかにし県教育委員会または市町教育委員会に登録するとともに、県教育委員会または市町教育委員会を通して他校より動員される職員名を把握しておく。
 - (エ) このマニュアルはあくまで初動体制(発生5日間以内)に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。
- ##### (2) 幼児、低学年児童、障害児等の対応については、それぞれの実態を把握し、適切な誘導ができる体制をつくる。
- ##### (3) 幼児、低学年児童、障害児等の誘導について、職員だけでは対応できない場合には、関係自治体の協力を得られるように、日頃より連携を密にする。
- ##### (4) 特に特別支援学校にあつては、次のことに留意する。
- ア. 常に地域住民や関係医療機関と十分な連携を図る。
 - イ. スクールバスの運行については、その経路・時刻等を県および関係市町の教育委員会ならびに警察署・消防署(団)に連絡しておく。
- ##### (5) 緊急時に対応できる通信機器(携帯電話等)を確保する。
- ##### (6) 教職員による巡回、引率体制を確立し、保護者の協力を得る。
- ##### (7) 通学路等の危険箇所、地域の避難場所、スクールバス運行経路等を明らかにした防災マップを作成し、関係機関に周知する。
- ##### (8) 各学校・園においては、防災体制についての校内研修等を位置づけるなど、職員への周知徹底を図る。

第3. 公立学校における応急対策

1. 地震時の応急対策

地震発生時において、校・園長は次のような措置を講ずるものとする。

(1) 学校・園内（寄宿舎を含む）での授業中の場合

- ア. 災害の状況により、職員に対して防災マニュアルに則り、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ. 災害の規模、児童等、職員および施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに、速やかに県本部または市町本部へ報告する。
- ウ. 家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校・園に児童等を留めておくなどの措置をする。
- エ. 状況に応じ県本部または市町本部との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- オ. 幼児、低学年児童、障害児等の誘導にあたっては、該当児童等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り関係自治体の応援者や地域住民の協力を得ることとする。

(2) 学校・園外での活動中の場合

- ア. 校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。
- イ. 校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後、校長等に連絡するようにする。その時連絡の手段として携帯の通信機器（携帯電話等）を携帯する。

(3) 授業時間外の場合

- ア. 震度5弱以上の地震が授業時間外に発生した場合、校・園長および職員は直ちに勤務校へ出向き、職員は校長の指示に従い行動する。ただし、校・園長、教頭、事務長以外の職員で勤務校が遠隔地の場合（原則的に自転車等で120分以上）は、自宅から最寄りの学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。
- イ. 職員は発災直後の参集に関する規定に則り、速やかに勤務学校・園、または該当学校・園へ出向き、校長等の指示のもとに所属の児童等の動静、安否に関する情報の収集に努める。

[校長] — [副校長・教頭] — [主幹教諭・教務主任] — [学年主任] — [各学級担任]

児童生徒の状況の把握と対策・対応への指示・指導	児童生徒の状況の把握と対策・対応への指示・指導	全校児童生徒の安否確認	学年児童生徒の安否確認	担任児童生徒の安否確認
教育委員会への報告				

2. 避難所開設時の対応

学校・園において避難所が開設される場合、校・園長は次のような措置を講ずるものとする。

(1) 避難場所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。この際には以下の点に留意する。

- ア. 授業中に発災した場合においては児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法につき市町本部と協議する。
- イ. 各学校・園の実状に応じた避難所開設時のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。
- ウ. 発災直後においては校・園長を中心に運営することとなるが、最終的には市町地域防災計画等に位置づけられた避難所運営責任者がこれにあたることとし、できるだけ早い時期に授業が再開できるように努める。
- エ. 学校・園は平素より市町防災担当部局との情報交換・連絡を行っておく。
- オ. 学校・園へ避難してくる被災者は、児童等の保護者も含めた地域住民が大半であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、学校、地域、保護者間で十分意志疎通を図っておく。

(2) 高校生については、安全が確保できた段階で地域と連携しながら可能な範囲で各種の災害応急活動に参加させることも検討する。

3. 災害復旧時の体制

- (1) 校・園長は教職員、児童等を掌握のうえ、校舎内外の整備を行い、児童等に被害のあるときは、その状況を調査・把握して当該教育委員会に報告するとともに、教科書等の給与に協力するよう努める。
- (2) 教育委員会は被災学校ごとに必要な担当職員を定め、情報および指令の伝達について万全を期する。
- (3) 教育委員会は応急教育計画に基づき、避難した児童等に適切な指導を行い、職員の分担を定め、避難先を訪問するなど、被災児童等に安全確保と激励に努める。学校・園に収容できる児童等は学校・園に収容し指導する。
- (4) 学校・園が避難所等になったため授業再開が困難な場合、当該教育委員会は、当該学校に対し支援職員の派遣、自治体職員の管理運営責任者の派遣等を行い、場合によっては他の公共施設の確保を図ったりすること等により早急に授業が再開できるよう万全を期す。
- (5) 校・園長は災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡を取り合い、平常の学校等運営にもどすよう努める。

第4. 教科書等の調達および支給計画

- (1) 教科書等の確保
 - ア. 当該教育委員会は、教科書のそう失、き損の状況を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、教科書取扱店に連絡する。
 - イ. 県教育委員会はアの報告に基づき、補給の必要のある種類、冊数をまとめて滋賀県教科書特約供給所（滋賀教科図書販売株式会社）に補給を依頼する。
 - ウ. 災害救助法が適用された場合、県教育委員会は、所要の教科書の確保と災害救助法による救助業務の円滑な処理に協力する。
- (2) 学用品の支給
 - ア. 市町教育委員会は、学用品をそう失またはき損し、しかも災害のため直ちに入手困難な状況にある児童・生徒等の人員、品目等を調査・把握し、この確保に努める。
 - イ. 災害救出法が適用されたときは、権限の委任を受けた当該市町長が支給の措置をとる。

第5. 授業料等の減免に関する計画

被災により授業料等の減免が必要と認められる者については、関係条例および規則の定めるところにより、授業料減免の措置を講ずる。

第6. 国立学校の応急教育計画

国立学校にあつては、公立学校に準じる。

第7. 私立学校の応急教育計画

私立学校にあつては、公立学校に準じる。

第 27 節 災害時要援護者対策計画（各機関）

第 1. 計画方針

地震時には、傷病者、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の健康および生命は、平常時にはない危険にさらされる。そのため、これら災害時要援護者に対しては特別な配慮を持って災害応急対策を推進する。

第 2. 災害時要援護者対策計画

本災害応急対策計画の中で定められた災害時要援護者対策を次に整理する。

節	項目	災害時要援護者対策計画
第 3 節 相互協力計画		
	第 6 - 2	地域住民は、地震時には、「災害時要援護者の保護」にあたる責務を負う。
第 6 節 救急救助および医療救護計画		
	第 4 - 1 第 5 - 2	地方本部は、簡易な修繕等によって原状復帰の可能な病院から、重症および人工透析など継続治療を要する入院患者の実態を把握し、病院が原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送する。 地方本部は、修繕等不可能な病院等に対しては、入院患者の実態を把握し、後方病院等へ搬送する。
	第 11 - 1	地震発生時における保健活動等においては、病弱者の救済に万全を期す。
	第 11 - 2	地震時において、保健師は、避難者の健康状態調査と要援護者および要指導者の把握を行う。
	第 11 - 3	地震時には、地方本部は、必要に応じて管理栄養士等を派遣し、在宅慢性疾患者に対する食事指導にあたらせる。
第 7 節 情報連絡計画		
	第 4 - 2	地震時のテレビ、ラジオ等による広報活動においては、災害時要援護者に対する情報提供について特に配慮し、聴覚障害者のための手話通訳放送や字幕放送、外国人のための多言語による放送を検討するなど、配慮を行うよう努める。
第 14 節 避難計画		
	第 1	避難誘導、避難所の設置においては、傷病者、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮する。 また、外国人については平常時より防災教育に努めるものとする。
	第 6	避難誘導にあたっては、災害時要援護者の避難を優先する。
	第 7 - 1	在宅の災害時要援護者については、平常時より在宅福祉サービス等を利用している要援護者に加え、災害発生により家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。 市町本部は、地元警察署・消防署・民生委員児童委員・地域住民等の協力を得ながら①在宅サービス利用者、②一人暮らし高齢者、③高齢者世帯、④障害者、⑤難病患者等の名簿を利用することにより、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。 災害時要援護者を発見した場合には、①一時集合場所・避難所等への移動②社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。 市町は、特に、在宅の障害者については平常時よりその実態把握に努めるとともに住所地別、障害種別ごとに名簿の整備を行う。

節	項目	災害時要援護者対策計画
	第7-2	地方本部は市町本部と連携し老人ホーム等入所施設の被災状況を把握する。保育所等通所施設については、市町本部がその被災状況について把握し、地方本部へ報告する。
	第7-3	<p>施設・設備の損壊、ライフライン等の途絶等により、社会福祉施設の機能が麻痺している場合に、県本部、市町本部は、食料・飲料水の確保、近隣施設および近隣市町への人員の派遣の要請・入所者の移送等必要な援助を行うものとする。</p> <p>社会福祉施設においては、平常時から地震防災訓練の実施や地域団体、ボランティアの地震時における援助の協力を求めるなどの取り組みに努めるものとする。</p> <p>(1) 入所者の相互受入 県本部は、県下の各社会福祉施設における被災状況について把握し、併せて、県下の各社会福祉施設における受入可能人数を把握し、検討・調整を行い、被災者の移送について市町本部に指示を行うものとする。 市町本部は・県本部の指示により・県本部・近隣市町・近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し移送等を行う。</p> <p>(2) 在宅要援護者の受入 県本部は、県下の各社会福祉施設における受入可能人数を把握し、必要に応じて、避難所等へ避難した被災者で介護等を必要とする被災者について、社会福祉施設への一時的な入所について市町本部に指示を行う。 市町本部は、避難所等で介護等を要する被災者を発見した場合には、県本部に報告し、県本部の指示により避難所等から社会福祉施設等へ、県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、移送等を行う。</p> <p>(3) 社会福祉施設の体制 社会福祉施設は、平常時から地震を想定した防災計画の策定・訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との地震災害に備えた連携の強化、一定量の食糧・飲料水・医薬品の備蓄などに努める。</p>
	第8-2	<p>市町本部は、避難所に対して運営および連絡調整にあたる担当職員を派遣し、被災者のニーズ、特に高齢者や障害者等の福祉ニーズの把握には十分配慮するほか、男女の違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。</p> <p>市町本部は、避難所において、緊急に医療およびその他の措置を必要とする被災者について、移送を行うなど措置をとる。</p> <p>避難所の運営にあたって災害時要援護者に関連して次の措置をとる。</p> <p>ア. 担当職員、ホームヘルパー、民生委員児童委員等の訪問等による実態調査の実施</p> <p>イ. 避難者の障害や身体状況に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設への速やかな移送</p> <p>ウ. 避難者の障害や身体状況に応じて、保健師・ホームヘルパー・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣。なお、市町は、平素から資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。</p> <p>エ. 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食料の支給</p>
第15節 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画		
	第3-2	食料の給与にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・障害者等に適した食品の調達・供与に配慮する。

節	項目	災害時要援護者対策計画
第17節 住宅対策計画		
	第1	応急仮設住宅の建設・供与にあたっては、高齢者・障害者等の災害時要援護者に対する配慮を行う。
	第3-2	入居者の選定にあたっては応急仮設住宅のうち一定の割合について災害時要援護者を優先的に入居させるよう努める。
	第3-3	応急仮設住宅の建設にあたっては、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り高齢者・障害者に配慮した構造の応急仮設住宅を建設するように努める。
	第3-4	県本部および市町本部は、高齢者、障害者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら災害時要援護者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

第 28 節 東南海、南海地震の時間差発生による災害の 拡大防止対策計画 (県知事直轄組織、土木交通部、各機関)

第 1. 計画方針

過去に発生した東南海・南海地震では、二つの地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。発生の順序についても、東南海地震が先に発生する場合のほか、南海地震が先行して発生した可能性も指摘されている。

このため、県、市町等は、東南海、南海地震が数時間から数日間の時間差で発生し、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発の地震に対する対策を検討し実施するよう努めるものとする。

第 2. 災害の拡大防止対策計画

(1) 危険地域からの避難（防災危機管理局、土木交通部）

県、市町等は、後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限った避難の実施を検討する。

数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけたうえで避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定するものとする。

また、このために必要な避難所の整備を行うものとし、その整備にあたっては、平常時から活用できる施設とするよう配慮するものとする。

(2) 広域応援計画の策定（各機関）

県は、次の事項に留意し、広域応援計画を策定するものとする。

ア 広域応援は、できるだけ後発する地震で被害を受ける恐れが小さい地域から派遣する。

イ 後発する地震により被害を受ける可能性のある地域では、緊急活動要員や物資を確保するよう努め、次の地震発生を想定し、応急対策要員の再配置が可能なように、全体を見据えたプランを作成するよう努めるものとする。

ウ 民間ボランティアなどの救援組織への情報伝達手段の確保、救援派遣要員への連続地震発生時の対応方法についての教育訓練を実施（斜面災害の危険地域に装備は置かない等）するなどの対応策を明確にする。

(3) 応急危険度判定の迅速化（土木交通部）

県、市町等は、余震等による二次災害を未然防止するため、建築物の応急危険度判定を早急を実施するとともに、建築物の応急危険度判定の結果使用可能とされた建築物であっても、最初の地震で建築物が脆弱になっているという危険性について周知をするものとする。また、応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地等と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかけるものとする。

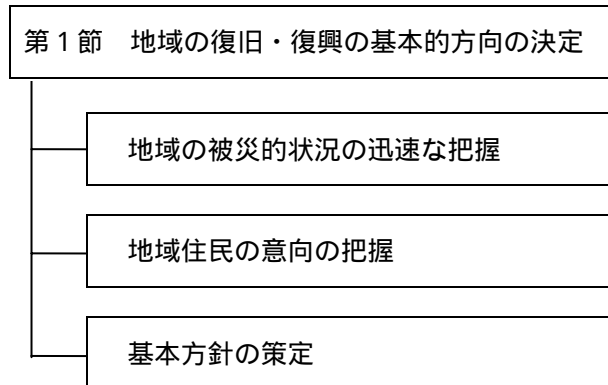
なお、具体的な実施方法等については、第 2 1 節第 2. の 4. に準じる。

第4編 災害復旧計画

第1章 計画的な地域復興の推進

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

【施策体系】



【基本方針】

地域の復旧・復興の推進に際して、被災地の詳細な状況把握を行うとともに、地域住民の意向等を反映した基本方針を策定する。

【具体的な施策の展開】

第1．地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った復旧・復興の基本方向の決定、復興計画を策定する必要がある。

このため県・市町は、その基礎資料となる被災地の詳細な情報を関係機関との緊密な連携を図りながら、収集し整理分析を行う。

第2．地域住民の意向の把握

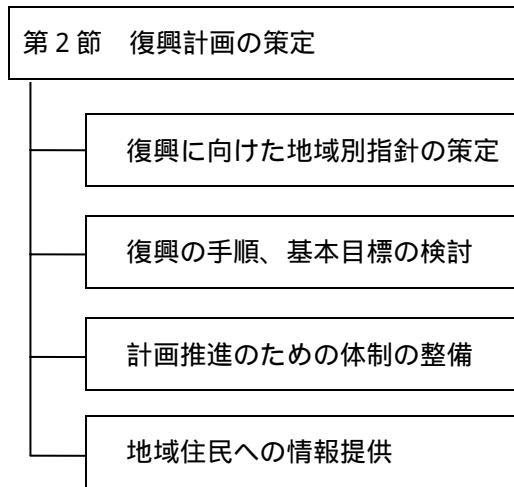
県・市町は、被災した住民など関係者との話し合いの場を設定して、住民意向の適正な把握を行い、復旧・復興の方向に対する理解の増進と合意の形成に努める。

第3．基本方針の策定

復旧・復興の基本方針の策定にあたって県は、市町や関係機関等との緊密な意思疎通を図り、地域の実情や住民の意向等を踏まえた統一かつ整合性のとれた基本方針を策定する。

第2節 復興計画の策定

【施策体系】



【基本方針】

大規模な地震災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた地域別の具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

【具体的な施策の展開】

第1．復興に向けた地域別指針の策定

被災市町は、県や関係機関等との緊密な連携を図り、地域の復旧・復興に向けた基本方向を具体化するための地域別指針を策定する。

その際、県は統一かつ整合性のある復旧・復興の実現のため策定した基本方針に基づいて関係市町間の総合的な調整を行う。

第2．復興の手順、基本目標の検討

被災市町は、優先的に復旧すべき施設等の順序づけや、まちづくりの基本目標、復興事業のスケジュール等を盛り込んだ復興計画を策定する。

第3．計画推進のための体制の整備

復興計画に基づき効果的に各事業を遂行するため、県・市町が中心となり国・県・市町・関係機関等の事業推進体制の確立に努める。

その際、地域との窓口、ボランティアとの連携のあり方、復興事業のための資機材の確保、マンパワーの動員等の体制を確立する。

第4．地域住民への情報提供

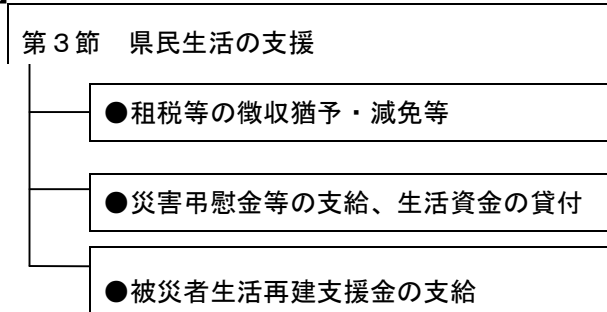
地域復興の主体は地域住民であり、県・市町は定期的に住民との話し合い等の機会を設定して十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、PR・啓発活動等を行い計画内容の周知徹底を図る。

第2章 被災者・被災中小企業等への支援

第3節 県民生活の支援

(県知事直轄組織、総務部、健康福祉部、商工観光労働部)

【施策体系】



【基本方針】

租税等の減免による負担軽減や災害弔慰金の支給、被災者生活再建支援金の支給、生活資金の貸付による資金的な支援などによって、被災者の自立的な生活再建を促進する。

【具体的な施策の展開】

第1. 租税等の徴収猶予・減免等

被災した納税者に対し、県税の納税緩和措置として地方税または滋賀県税条例により期限の延長、徴収猶予および減免等についてそれぞれの事態に対応した適切な措置を講ずる。

【参照】

・災害時における租税等の徴収猶予および減免等の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 69）

第2. 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付

地震災害により死亡した県民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し、自立助成の資金として災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸し付ける。

これらにより被災者の自立的な生活再建の支援を早期に実施するため、市町は被災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明書を交付するものとする。

県および市町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、被災地外へ疎開した被災者に対しても不利益となるような不安を与えることのないよう広報・連絡体制を構築する。

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1. 1つの市町において5世帯以上の住宅が滅失した災害 2. 県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害 3. 県内において、災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害 4. 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害	1. 災害弔慰金の支給等に関する法律 2. 実施主体 市町 (条例) 3. 経費負担 国 1/2 県 1/4 市町 1/4	死亡者の配偶者 死亡者の子 死亡者の父母 死亡者の孫 死亡者の祖父母 (上記のいずれもが存しない場合、死亡者の兄弟姉妹(死亡者と同居または生計を同じくしていた者))	生計維持者が死亡した場合 500万円 その他の者が死亡した場合 250万円	1. 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合 2. 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3. 災害に際し、市町長の避難の指示に従わなかったこと等市町長が不適当と認めた場合
災害障害見舞金	同上		法別表に掲げる程度の障害がある場合	障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	

(2) 災害援護資金・生活福祉資金の貸付

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
災害援護資金	1. 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷 2. 住居または家財の価格のおおむね1/3以上の損害(所得制限) 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 (注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和	1. 災害弔慰金の支給等に関する法律 2. 実施主体 市町 3. 経費負担 国 2/3 県 1/3 4. 対象となる災害 県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害	1. 貸付区分および貸付限度額 1世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2. 家財等の損害 7. 家財の1/3以上の損害 150万円 4. 住宅の半壊 170万円 5. 住宅の全壊 250万円 6. 住宅全体の滅失または流失 350万円	1. 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2. 償還期間 据置期間経過7年(特別の事情がある場合5年) 3. 償還方法 年賦または半年賦 4. 貸付利率 年3%(据置期間中無利子) 5. 延滞利息 年10.75%

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金			3. 1と2が重複した場合 ア. 1と2のアの重複 250万円 イ. 1と2のイの重複 270万円 ウ. 1と2のウの重複 350万円 4. 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等特別な事情がある場合 ア. 2のイの場合 250万円 イ. 2のウの場合 350万円 ウ. 3のイの場合 350万円	
生活福祉資金	低所得世帯等（生活保護基準額のおおむね1.7倍以内）のうち、資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯	1. 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援第0728第9号）」 2. 実施主体等 ①実施主体 滋賀県社会福祉協議会 ②窓口 市町社会福祉協議会	1 世帯 150万円以内	1. 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内（2年以内にする事ができる） 2. 償還期間 据置期間経過後7年以内 3. 貸付利率 保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%（据置期間経過後） 4. 保証人 原則として連帯保証人1名 ただし、連帯保証人を立てなくても貸付を受けることができる 5. 償還方法 年賦、半年賦または月賦 6. 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付し民生委員児童委員を通じ、市町社会福祉協議会に申し込む

第3. 被災者生活再建支援金の支給

1. 計画方針

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

2. 計画内容

(1) 法律の適用

ア. 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。

(ア) 災害救助法が適用される程度の災害

市町の区域内における住家滅失世帯数が参考に掲げる「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用1」欄以上である場合、または県の区域内における住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市町の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用2」欄以上である場合。(滅失世帯数には、災害救助法施行令第1条第2項のいわゆる見なし規定による算定数を含む)

(イ) 市町の区域内における住家全壊の世帯数が10以上である災害

(ウ) 県内における住家全壊の世帯数が100以上である災害

(エ) (ア) または (イ) に規定する被害が発生し、県内その他の市町(人口10万人未満に限る)のうち全壊世帯数が5以上である災害

(オ) (ア) から (ウ) に規定する市町または都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口10万人未満で全壊世帯数が5以上である災害

(カ) (ア) もしくは (イ) の市町村を含む都道府県又は (ウ) の都道府県が2以上ある場合に、

- ・市町(人口10万人未満に限る)の区域内における住家全壊の世帯数が5以上である災害
- ・市町(人口5万人未満に限る)の区域内における住家全壊の世帯数が2以上である災害

イ. 被害の認定

被害の認定は、参考に掲げる「災害の被害認定基準」に基づき、市町は適正かつ迅速に行うものとする。

ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、または損害割合(経済的被害)が40%以上50%未満とする。

ウ. 公示

県は、市町からの被害報告にもとづき、発生した災害が被災者生活再建支援法の対象となるものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官(防災担当)および被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示を行う。

(2) 支給対象世帯

ア. 住宅が全壊した世帯

イ. 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(3) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

ア. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 ((2)アに該当)	解体 ((2)イに該当)	長期避難 ((2)ウに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)

支給額	200万円	100万円	50万円
-----	-------	-------	------

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円

(4) 支給申請

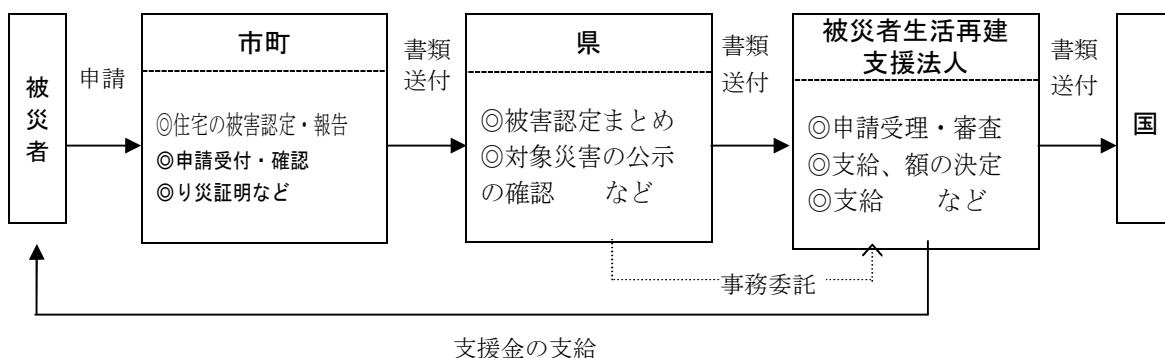
市町は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。

県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記(5)の被災者生活再建支援法人に委託している。

(5) 被災者生活再建支援法人

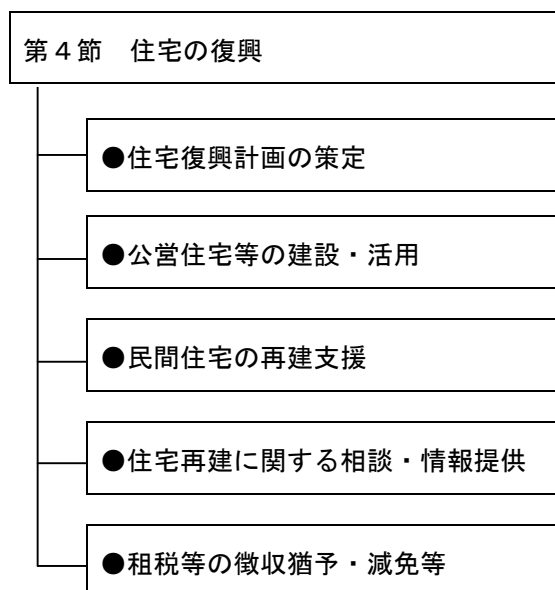
内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定することとされており、財団法人都道府県会館がその指定を受けている。各都道府県は、被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための基金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。

(被災者生活再建支援金の支給手順)



第4節 住宅の復興（県総務部・土木交通部）

【施策体系】



【基本方針】

被災者の生活安定を図るうえで、最も重要な生活基盤である住宅の速やかな復興を推進する。住宅復興計画の策定を通じて再建の全体ビジョンを明確にするとともに、公営住宅等の新規建設や空き部屋等の活用および民間住宅の再建に対する支援、相談・情報提供等の事業を推進する。

また、住宅再建の支援のため、租税等の徴収猶予および減免等の措置を講ずる。

【具体的な施策の展開】

第1. 住宅復興計画の策定

1. 被災住宅の状況把握

県・市町は次の事項に留意し、被災住宅の状況を迅速に調査、把握する。

(1) 住宅種別ごとの被災状況

持家率の高い本県の現状を踏まえ、被災住宅の状況を持家（戸建・マンション）借家（公営・民間）等の区分に基づき調査・把握する。

(2) 被害程度の分布

上記の区分を前提に全壊・半壊等の被害状況を分析する。

2. 住宅復興計画の策定

県・市町は、1の状況を踏まえ、復興の方針や具体的な手順、スケジュールを盛り込んだ住宅復興計画を策定する。

3. 建築制限の適用

無秩序な被災地の復旧を防止するため、市街地の都市計画、区画整理事業のために必要と認められるとき、建築基準法第84条の規定に基づき区域の指定を行い、建築の制限を行う。

第2. 公営住宅等の建設・活用

1. 県・市町は、既存公営住宅の迅速な復旧を行うとともに、被災を免れた公営住宅の空き家の有効利用に努める。

2. 県・市町は、特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅等の公的賃貸住宅への特例入居等の措置を迅速に講ずる。

3. 県・市町は、住宅復興計画に基づき、新たな公営住宅の建設促進に努める。

4. これらの措置によっても、なお、公的賃貸住宅が不足すると判断される場合は、民間住宅の買取、借上等により公営住宅の充実を図る。

第3. 民間住宅の再建支援

1. 県・市町は、住宅金融支援機構等の住宅再建融資の斡旋を行う。
2. 県は、新築資金貸付、利子補給制度による民間住宅の復興促進に努める。
3. 県・市町は、特定優良賃貸住宅供給制度の活用等により、民間賃貸住宅の復興を促進する。
4. 県は、滋賀県住宅供給公社と連携し、公社が建設を予定している団地での戸建住宅の建設を促進する。

第4. 住宅再建に関する相談・情報提供

1. 県は、既存の住宅相談所の充実とともに、市町、滋賀県住宅供給公社、住宅関係各種団体との連携を強化し、被災者に対する住宅再建に関する相談業務を行う。
2. 県は、各種マスメディアの協力のもと、住宅に関する情報提供を迅速に行う。

第5. 租税等の減免

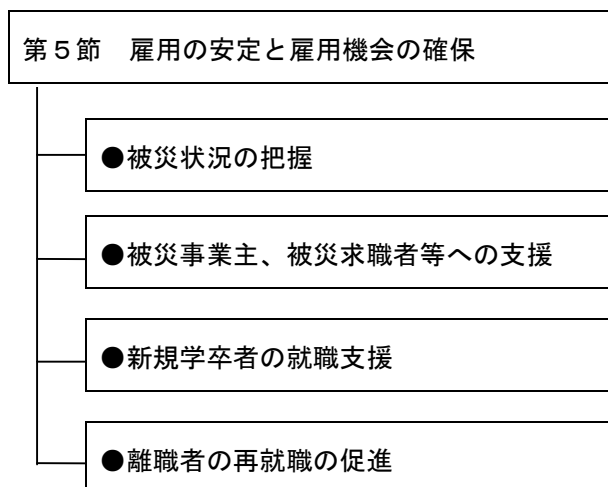
災害により滅失または損壊した不動産について、災害のあった日から2年以内にこれを再建した場合は、県税の納税緩和措置として、地方税法または滋賀県税条例により、当該不動産の取得に係る不動産取得税について減免の措置を講ずる。

[参照]

- ・災害時における租税等の徴収猶予および減免等の措置・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 69）

第5節 雇用の安定と雇用機会の確保（県商工観光労働部）

【施策体系】



【基本方針】

大規模災害が発生した場合、その直接的・間接的影響により県内事業所の閉鎖・移転、規模縮小などが生じ、雇用環境の不安定化が想定されるため、労働者の雇用維持、失業予防を図られるよう、滋賀労働局と連携し、求職者、新規学卒者、事業主等への支援を行い、被災者の雇用機会の確保を促進する。

【具体的な施策の展開】

第1. 被災状況の把握

県・市町は、企業や労働者の被災状況を把握し、国の対策の活用が図られるよう努めるものとする。その際には、滋賀労働局にも被災状況を提供し、協力依頼をするものとする。

第2. 被災事業主、被災求職者等への支援

県は、国が、被災事業主および被災求職者のために設置する臨時相談窓口および臨時職業相談所の開設等についての周知を行うとともに、国の対策の有効活用が図られるよう努めるものとする。

第3. 新規学卒者の就職支援

県は、滋賀労働局、市町および学校と連携し、被災企業等に対する内定・採用の遵守等の指導および新卒者等への就職を支援するため以下の措置を行う。

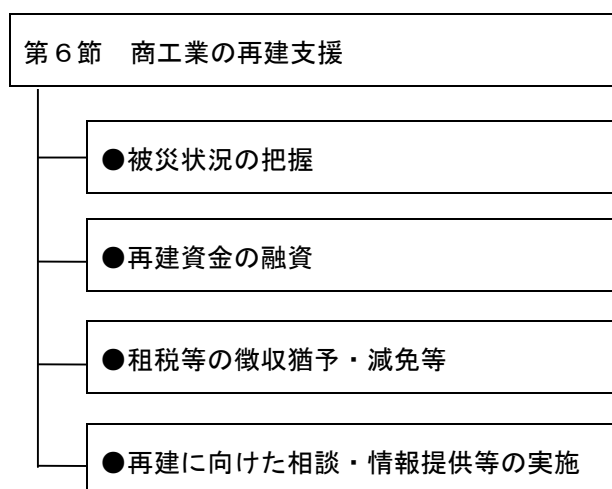
1. 被災事業所の状況把握
2. 今後の新卒者採用意向の把握
3. 就職未決定者の採用および採用内定取消し回避に関する要請
4. 求人情報の連絡

第4. 離職者の再就職等の促進

県は、被災による離職者等の再就職を促進するため滋賀労働局と連携して合同就職面接会を開催するなど積極的な再就職の促進に努める。

第6節 商工業の再建支援（県総務部・商工観光労働部）

【施策体系】



【基本方針】

被災により事業活動に大きな支障をきたしている県内商工業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供事業の実施を通じて経営の安定を図り、再建を支援する。

第1. 被災状況の把握

県・市町は、被災商工業者への再建支援を行うため商工会・商工会議所等の商工団体と連携し、県内商工業者の被災状況を速やかに把握する。

第2. 再建資金の融資

1. 県、市町、県内商工団体は、県の制度融資、株式会社日本政策金融公庫などの各種融資の斡旋等を推進する。
2. 県の制度融資の貸付条件の緩和や審査の簡略化・迅速化を図るとともに、必要に応じて緊急融資制度を創設する。
3. 関係金融機関等に対し、貸付条件の緩和や審査の簡略化・迅速化等の要請を行う。

第3. 租税等の徴収猶予・減免等

被災した納税者、または特別徴収義務者に対し、県税の納税緩和措置として、地方税法または滋賀県税条例により、期限の延長、徴収猶予および減免等について事業者の実情に応じて適切な措置を講ずる。

[参照]

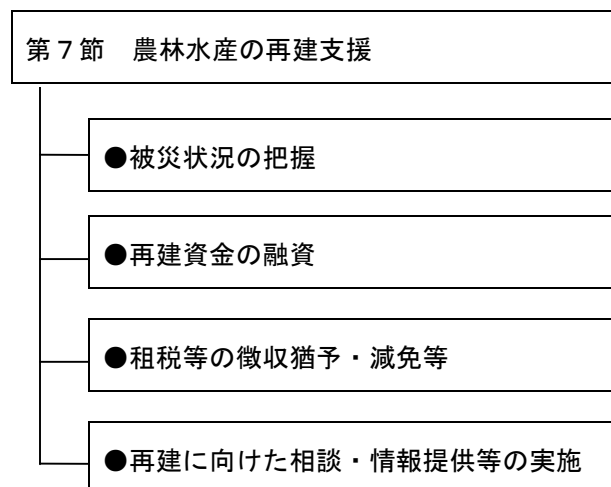
- ・災害時における租税等の徴収猶予および減免等の措置・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 69）

第4. 再建に向けた相談・情報提供等の実施

県・市町、県内商工団体は、被災事業者の早期経営再建を支援するため、相談窓口を設置し、各種相談、支援制度等の情報提供や新規取引先の紹介等を行う。

第7節 農林水産業の再建支援（県総務部・農政水産部）

【施策体系】



【基本方針】

被災により事業活動に大きな支障をきたしている県内農林水産業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供事業の実施を通じて経営の安定を図り、再建を支援する。

【具体的な施策の展開】

第1. 被災状況の把握

県下各地の被害や被災状況の把握は、「滋賀県農水産業関係災害調査報告実施要領」に従い、関係機関と連携して速やかに情報収集を行う。

第2. 再建資金の融資

県、市町、農林水産業関係団体は、被災した農林漁業者等の再建支援を図るため、次に掲げる各種制度融資のあっせん等を推進する。

1. 天災融資法による融資
2. 株式会社日本政策金融公庫による災害基金
3. 滋賀県水産振興資金による融資
4. この他、災害の規模や被災度合を勘案し、必要に応じて緊急融資制度の創設を検討する。

第3. 租税等の徴収猶予・減免

被災した納税者に対し、租税の納税緩和措置として、地方税法または滋賀県税条例による期限の延長、徴収猶予および減免等について農林水産業者の実情に応じて適切な措置を講ずる。

【参照】

・災害時における租税等の徴収猶予および減免等の措置・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 69）

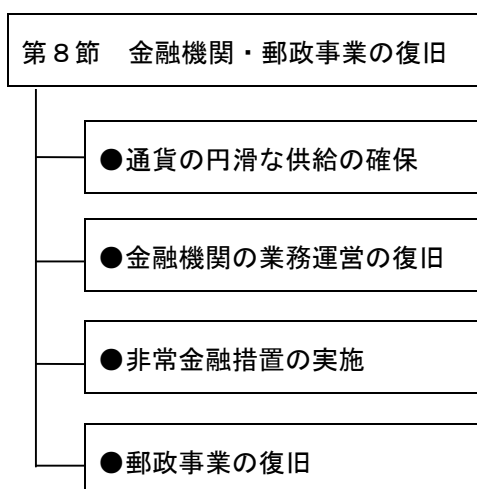
第4. 再建に向けた相談・情報提供等の実施

市町および農林水産業関係団体は、被災した農林水産業者の事業の再建を進めるため、速やかに相談窓口を設置しその周知に努める。

県は、各種相談に適切に対応するとともに支援制度等の情報提供に努め、支援体制の強化を図る。

第8節 金融機関・郵政事業の復旧 (近畿財務局、日本銀行京都支店、大津中央郵便局)

【施策体系】



【基本方針】

被災地における金融機関、郵便局等の速やかな復旧を推進し、通貨の円滑な供給の確保、非常金融措置の実施、信用制度の保持運営、郵便物等の安全確保など、金融・郵政事業の安定化を図る。

【具体的な施策の展開】

第1. 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の確保に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導援助を行う等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

第2. 金融機関の業務運営の復旧

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早期に営業開始できるよう斡旋、指導を行う。また、金融機関相互間の申し合わせなどにより、営業時間の延長および休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

日本銀行は、災害の状況に応じ所要の範囲で適宜営業時間の延長および休日臨時営業を行う。

第3. 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関相互間の申し合わせなどにより、次のような非常措置をとり得るよう斡旋指導を行う。

1. 金融機関による非常金融措置

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預金者に対し、預金の便宜払戻しの取扱いを行う。
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積立金の期限前払戻し、または預金を担保とする貸出等の特別扱いを行う。
- (3) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置を行う。
- (4) 損傷日本銀行券および補助貨幣の引換えについて必要な措置を行う。

2. 金融機関による緊急措置の斡旋

- (1) 融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済条件の緩和等の措置を行う。
- (2) 預金通帳等を滅紛失した預金者に対する預金の便宜払戻しの取扱いを行う。
- (3) 被災者に対する定期預金、定期積立金の期限前払戻しまたは預金を担保とする貸出等の取扱いを行う。

- (4) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置を行う。
- (5) 生命保険金または損害保険金の支払いの迅速化および保険料の払込猶予等の措置を行う。
- (6) 損傷日本銀行券および補助貨幣の引換えについて必要な措置を行う。

3. 証券会社による緊急措置の要請

- (1) 預り証等を滅紛失した顧客に対する預り金の便宜払出しの取扱いを行う。
- (2) 有価証券の売却代金の即日払い等の取扱いを行う。
- (3) 売買立会時間の臨時変更等、証券取引所の会員証券会社等の売買取引および受渡決済についての措置を行う。

第4. 郵政事業者が行う業務の復旧

1. 郵便関係

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚および郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物および救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金を免除する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

2. 為替貯金関係

- (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込みおよび通常振替の料金免除を実施する。
- (2) 為替貯金業務の非常取扱い
取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払戻し等の非常取扱いを行う。

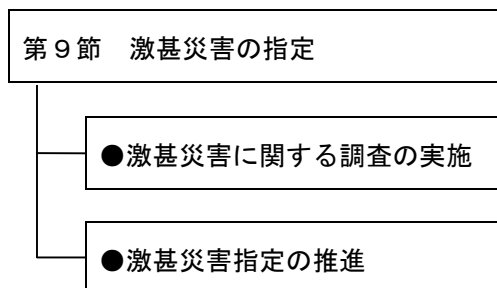
3. 簡易保険関係

- 取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金および保険貸付金の非常即時払、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを行う。

第9節 激甚災害の指定

(県琵琶湖環境部・健康福祉部・商工観光労働部・農政水産部
・土木交通部・教育委員会、滋賀労働局(職業安定部))

【施策体系】



【基本方針】

「激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律(激甚法)」に基づく激甚災害の指定を受けるため、被害状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

【具体的な施策の展開】

第1. 激甚災害に関する調査の実施

1. 県は、市町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害および局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる災害について、必要な措置を行うとともに早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。
2. 市町は、県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第2. 激甚災害指定の推進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があるときは、国の機関と密接に連絡のうえ指定の促進を図るものとする。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第3条、令第2～3条)
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - (2) 公共土木施設災害関連事業
公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの。
 - (3) 公学校施設災害復旧事業
公学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公学校の施設の災害復旧事業
 - (4) 公営住宅災害復旧事業
公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業
 - (5) 生活保護施設災害復旧事業
生活保護法第40条または第41条の規定により設置された保養施設の災害復旧事業
 - (6) 児童福祉施設災害復旧事業
児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - (7) 老人福祉施設災害復旧事業
老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業
 - (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
身体障害者福祉法第28条第1項または第2項の規定により、県または市町が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

(9) 障害者支援施設等災害復旧事業

障害者自立支援法第79条第1項もしくは第2項または第83条第2項もしくは第3項の規定により県または市町が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービス（同法第5条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援または同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

(10) 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

(12) 感染症予防事業

感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業

(13) 堆積土砂排除事業

① 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設内に堆積した激甚法に定めた程度に達する以上に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体またはその機関が施行するもの。

② 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町長が指定した場所に集積されたものまたは市町長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町が行う排除事業。

(14) たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

2. 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業および災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について、暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について1箇所の工事費用を13万円に引き下げる等して補助対象の範囲を拡大する。

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別融資を行う。

①天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額の200万円を政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付限度額については250万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について、7年以内とする。

②政令で定める地域において、被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引上げる。

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所。

3. 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置

①激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業共同組合等の再建資金の借入に関する付保限度額を別枠として設ける。

②災害関係保証の保険についての填補率は100分の80

③保証利率を引き下げる。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長

激甚災害を受けた小規模企業者に対する激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸し付けを受けた貸付金について、2年を超えない範囲内で償還期間を延長することができる。

(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4. その他の財政援助および助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは激甚法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で同法第16条の規定により、その災害の復旧に要する経費の額が1の公立社会公共施設ごとに60万円以上が対象となる。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立学校の建物等の復旧に要する1つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が750万円以上で、1つの学校について幼稚園は60万円以上、特別支援学校は90万円以上、小・中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短大は240万円以上、大学は300万円以上の場合である。

(3) 市町が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例

(4) 母子および寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例

国は、母子及び寡婦福祉法第37条第1項の規定によって貸し付けるものとされる金額と県が被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額を、県に対して貸し付ける。

(5) 水防資材費の補助の特例

次のいずれかの地域で建設大臣が告示する地域に補助される。

①県に対して補助する場合は、激甚災害に対し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県の区域。

②水防管理団体に関しては、激甚災害に対し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域。なお、補助率は2/3である。

(6) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

(7) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

昭和 56 年 6 月	作成
昭和 57 年 6 月	修正
昭和 58 年 6 月	修正
昭和 59 年 7 月	修正
昭和 60 年 6 月	修正
昭和 61 年 7 月	修正
昭和 62 年 6 月	修正
昭和 63 年 6 月	修正
平成 元年 7 月	修正
平成 2 年 7 月	修正
平成 3 年 7 月	修正
平成 4 年 7 月	修正
平成 5 年 7 月	修正
平成 6 年 7 月	修正
平成 8 年 2 月	修正
平成 9 年 12 月	修正
平成 10 年 12 月	修正
平成 11 年 12 月	修正
平成 13 年 2 月	修正
平成 15 年 2 月	修正
平成 15 年 9 月	修正
平成 16 年 6 月	修正
平成 17 年 5 月	修正
平成 18 年 2 月	修正
平成 18 年 9 月	修正
平成 19 年 5 月	修正
平成 21 年 2 月	修正
平成 21 年 12 月	修正
平成 23 年 3 月	修正
平成 23 年 12 月	修正

滋賀県地域防災計画
(震災対策編)

編集発行 滋賀県防災会議
(滋賀県防災危機管理局)
